信 州佐久郡五郎兵衛新田村柳沢家文書二

状の

部



序

文

体となる近世村方文書としてもよく整った良質の史料である。 している。この史料は当館所蔵部分と、 ついてはすでに昭和五〇年一一月二〇日づけで、「学習院大学史料館所蔵史料目録 これは学習院大学史料館所蔵、信州佐久郡五郎兵衛新田村柳沢家文書の状の部の目録である。冊子物に :が国に存在する古代・中世の文書は、全部でないまでもその主要部分は『大日本史料』に収録されて 浅科村 (五郎兵衛記念館) および柳沢本也氏所蔵部分と合せて一 第一号」として刊行

であるから。しかし一定量以上の史料がある時は、この手法は必ずしも最良ともいえないところがある。 は純理論的にいえば完全な年代順配列がもっとも良いと考えている。 さて目録の作成のしかたについては様々の意見・方式があってまだ統一見解は出ていないようだが、 歴史とは時刻をおって展開するもの 私

多いという結果がでている。このことからもこの史料の規模が判ろうというものであろう。

での部分と、五郎兵衛新田のそれとを須田肇君

いると考えてよいであろう。この史料の永禄一二年(一五六九)=信長が天下統一を志して上洛した年ま

(当館嘱託)に概算してもらったところ、後者の方が若干

君はその限界点を一〇〇〇点までとしているので幅広い検討を期待したい。 それは混沌たる総体を理解するために分類・整理という手法が必要なのと同理である。当館助手斎藤洋一

なおこの目録作成には、小川紀子・斎藤洋一・須田肇・高沢憲治・浜田佳代子の諸氏が主として当った

子・金沢浩子・宿輪祐子・鈴木やよい・長崎さゆり・西正久美子・橋本相子・松田茉利・吉成るみ子の諸 が、ラベル貼り等を含む全体の整理作業には、史料館の在原昭子・倉田明実・副島由美子の他に加藤栄

氏が当った。

昭和五七年三月一〇日

学習院大学史料館長 大石慎三郎

例

一、本書は、昭和五〇年に刊行した学習院大学史料館所蔵史料目録第一号『信州佐久郡五郎兵衛新田村柳沢家文書冊』に

- 続く、柳沢家文書の状の部の目録である。
- 一、文書は、利用上の便宜を考慮して独自の分類を施し、各分類ごとに編年することを原則とした。なお、文書の作成年 一、状の部は、頁数などの関係からこれを二冊に分け、その前半分(A支配~H用水・普請)を本号に、後半分(I交通~ Qその他、および冊子部追加)を次号に収録した。
- 一、文書の分類に際して、紐や封筒などで一括して保管されていたものについては、なるべくその状態を損わないことを 原則とし、異なる分類に属するものが含まれていてもそれを分離しないで、最適と判断された分類項目に一括して組み

いれ枝番を付した。したがって、それらには冊子類が含まれている場合もある。

代のうち目録作成者が推定したものには()を付した。

- 、従来の目録では、いわゆる原表題を文書名とし、必要に応じて目録作成者が内容表題を()で付記したが、本号では を尊重することとした。そのため、例えば「受取」「請取」などの文字はそのまま利用している。 「原表題」を省いて全て目録作成者が新たに文書名を付した。ただし、その際なるべく「原表題」ないし文書中の用語
- 一、文書の差出(作成)人・受取(宛名)人は、次の様な方法で示した。〔A→B〕の場合は、Aが差出(作成)人で、 、文書の形態のうち、縦帳は縦、 (宛名)人ということ。単に〔A〕の場合は差出(作成)人のみ、また、〔→B〕の場合は受取(宛名)人のみであることを示す。 横帳は横と略記した。また、何冊かの帳面や状を一纒めに綴ったものは、縦とか横と

虫損・破損は、その状態によって □ □ 等で示した。

かとはせず綴と表記した。

H	G		F	E	D	C	В	A
用水	貯穀	<i>Δ4</i> -	治安	戸	村	租	土	支
普請	救恤	鉄砲証文	訴訟	П	:	税	地	配
		_		- 0		- 0		· •
•								
			•					
				•	•		•	•
	•	•	•	•		•		•
					•	•		
		•		•				
•							•	
•		•	•	•			•	•
•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•		•		•	•		•
•		•		•				•
		•		•		•	•	•
•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•	•		•	•	•	•	•
•	Ċ	•		•	·	•	Ċ	•
			- 0		0			
	Ţ.		- 1		- 0			
283	272	269	236	195	154	93	34	1

柳沢家文書目録(二 目次

目次

7	477	Q	P	O	N	M	L	K	J	I	H	G	F	E	D	C	В	A
五郎兵衛	解説	雑…	家(柳	軍	学	宗教·	金	産	農	交	用水・	貯穀・	治安·	戸	村…	租	土	支
五郎兵衛新田村支配者(代官)名一覧表274	271	270	(柳沢家)247	事 	事 … … 244	寺社239	融	業 … 231	業 	通····································	普請168	救恤151	訴訟145	П :: :: :: :: :: :: :: :: :: :: :: :: ::	63	税32	地11	配



-	A	X	-	EC.														
_	_		_	_	_					_							番文	
☑ 享保一二年五月	三 享保七年九月	四月	一 正徳元年五月~明和七年	正徳元年五月	0 正徳元年五月	3. 元禄一五年閏八月一三日	元禄一五年七月二七日	· 元禄一三年一二月一八日	元禄一二年一一月二二日	· 元禄八年一二月二七日	貞享二年七月	一 貞享元年六月一六日		一 延宝三年七月二八日		一慶長一九年三月	年代	
鐙木御用につき本数・木廻り等の書付提出書〔名主三左衛門他五名→平賀役所〕	往還通り茶屋売買につき取締り方請書〔生駒文左衛門他九名→名主・年寄衆〕		きりしたん・火付・徒党・上訴に関する高札の写〔奉行〕	火付に関する高札の写〔奉行〕	きりしたん禁制の高札の写〔奉行所〕	新酒停止・博奕諸勝負停止等の触書の請書〔平右衛門他八九名〕	返納金請取〔飯塚孫次郎→名主三左衛門〕	村借金返納の請取〔孫次郎→名主三左衛門〕	村借金返納の請取〔孫次郎→名主三左衛門〕	家中衆借用金の受取〔飯 孫次郎→原新田村三左衛門〕	立毛見分役人廻村に際しての諸注意請書	無宿者取締り触書の請書〔原新田村三左衛門他三七名〕	官	市川四郎兵衛が貸金をすることを止めないようにとの願書〔原新田村百姓六○名→代	州佐久郡郷土岩村田篠沢右京只幸他六七名〕	大坂の陣における信州国内郷士への軍勢催促状〔真田伊豆守信幸・芦田源重郎康国→信	文 書 名	
状	状		状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状		状		形態	
	_		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_			_		数量	

 \mathbf{A}

支

配

		日光御用檜立木見分普請下役等と偽り廻村の者手配印状・添廻状・村々請書の汚れにつ	安永六年二月	四
_	状	州御料•私領村々〕		
		日光御用檜立木見分普請下役等と偽り廻村の者手配印状〔加賀・播磨・弾正・豊前→信	安永六年二月	=
	状	-	(安永五年)二月	=
	状	御印状順達方添状〔武嶋左膳代官所飯嶋役所→信濃国御料・私領・寺社領名主・組頭〕	(安永五年)二月	
				元
	状	徒党・上訴・逃散に関する高札の写〔奉行〕	明和七年四月	큿
_	状	高札の取扱いに関する請書〔三左衛門他三名→平賀役所〕	宝曆四年三月	丰
	状	賀役所〕		
		日本の記録日記類の有無取調べにつき無い旨の上申書(下書) 〔名主三左衛門他二名→平	延享二年五月	긎
_	状	仲間商売につき江戸町奉行よりの触書(断簡)	(享保二〇年一一月一六日)	莹
	状	庄兵衛〕		
		諸国払米値段請書〔名主弥五右衛門他一四名→室七郎左衛門・大草太郎左衛門手代鎮目	(享保二〇年)一〇月	_
_	状	郎左衛門・室七郎左衛門役所〕		
		お尋ねの人相書に引合せたが該当者はいない旨の届書〔名主弥五右衛門他五名→大原太	享保二〇年七月	亖
_	状	お尋ね書の仁兵衛・源助見出し次第注進する旨の証文〔伝兵衛他三九名→名主・組頭衆〕	享保二〇年六月	圭
_	状	違作につき市場平均値段引下げ願書	享保一九年一一月	=
_	状	百姓所持の売米がない旨の上申書〔名主弥五右衛門他七名〕	享保一八年正月	=
	状	他五名→松平九郎左衛門役所〕		
		入替りの鷹方役人廻村の節御用を間違いなく勤める旨の請書(下書共)〔名主弥五右衛門	享保一六年一〇月	元
	状	藤巻の樫木お尋ねにつき返答書〔名主・組頭・百姓代→平賀役所〕	享保一六年八月	六
_	状	博奕・三笠附制禁の触書の請書〔与五右衛門他一一〇名〕	享保一四年一二月	士
	状	胡乱者取締り廻状請書	享保一二年一一月	云
_	状	茶や取締り方請書〔下原茶や利左衛門他一三名→名主・年寄衆〕	享保一二年八月	宝

				1																			
	=	=		四	四		图0	壳	픗		圭		픗	壸	壽	壹	三	=		흥		Æ,	
	文化一〇年一二月二七日	文化六年一二月	文化三年一二月		寛政七年一二月八日		(寛政四年)正月	寛政三年一二月八日	寛政二年一二月		(寛政二年)一二月八日		(寛政二年)一〇月一三日	天明八年三月	天明七年七月	天明七年四月七日	天明六年閏一〇月	天明三年一一月		天明三年三月		安永六年二月	
他一名→阿久沢修理役所〕	違作のため差出し金下げ戻しにつき請書〔五郎兵衛新田他五村惣代春日村組頭六右衛門	去寅年出金人名前書〔名主所左衛門他九名〕	御国恩金出金方の請書〔名主所左衛門他一三三名→恩田新八郎中之条役所〕		中之条陣屋への勤め方難儀につき代官の平賀陣屋への出張方願書〔佐久郡村々〕	太忠)	教導壁書を遣わすので一層村方が平和に治まるように努力するようにとの達書〔三河口	一一月郡中割受取証〔金蔵→五郎兵衛新田村・小平新田名主〕 1	公事師取締り触書の請書(前欠) [中之条陣屋郷宿]	百姓代〕	山形宮町甚吉の人相書順達方廻状〔野村八蔵中之条役所→桜井新田他五村名主・与頭・	主	なるべく近郷農家へ奉公するようにとの廻状〔野村八蔵中之条役所→桜井新田他五村名	諸証文入念に取扱うようにとの達の請書〔八右衛門他一四一名〕	五人組前書・公事出入・村中荒地・用水川除道橋等につき代官申渡書〔守 弥惣右衛門〕	片倉村三五郎御用金の一部受取証〔御馬寄村郡蔵→所左衛門〕	埴科郡坂木村内牢屋番勤務方改正につき請書〔更科郡他五郡村々名主→中之条役所〕	徒党取締り方触書の惣百姓請書〔伊左衛門他一四六名〕	〔万蔵他一三九名→名主・組頭〕	伝馬役増賃・用水勤め人足賃銭増・郷林植立・火の番・耕作出精等の触書の請書(前欠)	〔矢嶋村名主甚太夫他三名→平賀役所〕	日光御用檜立木見分普請下役等と偽り廻村の者手配印状・添状・請書の汚れ箇所書上	き上申書〔名主所左衛門他二名→平賀役所〕
状		縦	状		状	状		状	状	状		状		状	状	状	状	状	状		状		状
_					_	_				_		_			_	_	_	_	_				_

		切支丹取締り・野火附取締りの制札を懸けておくようにとの廻状〔中之条役所→三ツ井	文政一三年四月	포
_	状	→御貸附役所〕		
		御貸附金拝借に際し提出の質地証文は名寄帳で突合せてほしい旨の願書〔名主所左衛門	文政一〇年正月	弄
_	状	代官着陣を知らせる廻状〔荒井平兵衛手代奥野右源太→五郎兵衛新田所左衛門他四名〕	(文政九年)九月一二日	五
	状	郡中取締りにつき以来屹度慎むべき旨の一札〔九左衛門他三名→役元〕	文政八年七月	五四四
	状	他村にて渡世の者の帰村延引許可願書〔当人定右衛門他一一名〕	文政八年三月	吾
_	状	触書の請書(前欠) 〔取締役所左衛門他五村五名→荒井平兵衛中之条役所〕	文政七年九月	吾
	状	廻国順礼手形禁止の触書の請書〔五郎兵衛新田他四村惣代五郎兵衛新田所左衛門〕	文政六年一二月	五
_	状	請書の添書〔五郎兵衛新田名主所左衛門→牧布施村他七村名主〕	一一月一八日	=
	縦	村方諸取締りにつき請書〔佐久郡村々役人〕	文政五年一一月	_
				吾
	状	新任代官男谷彦四郎より申渡された条々の請書	文化一一年正月二三日	四九
	状	国恩金願下げ一件入用割につき議定書〔源左衛門他三名→村役人〕	文化一〇年閏一一月	鬥
_	状	荒地作付奨励などの案文	(文化七年)四月	型
_	状	所左衛門〕		
		米価下直につき引立のための買上穀代金上納の請取〔稲垣藤四郎手付土岐蓬助他二名→	文化七年四月	四
	状	上納金減額願書(後欠)〔→稲垣藤四郎中之条役所〕	文化六年一一月七日	翌
_	状	大破の牢屋再建方につき郡中惣代連印上申書	文化五年閏六月	四四四
_	状	所左衛門からの御国恩冥加金請取書〔恩田新八郎手附結城五郎作〕	文化四年二月	$\vec{=}$
	状	善兵衛他二名からの御国恩冥加金請取書〔恩田新八郎手附結城五郎作他一名〕	文化四年二月	
				四
_	状	遠作のため差出し金下げ戻しにつき請書	文化一一年正月	五
	状	所		
		遠作のため差出し金下げ戻し願書〔春日村他五村惣代六右衛門他一名→阿久沢弥平治役	文化一〇年一二月	四

5 A	支	七	配	五		四		=	=	_	空		益	空		夳		夳	台	五九	兲	
(天保九年)六月一六日	(天保九年)六月六日	(天保九年)五月一三日	(天保九年)閨四月一一日	(天保九年)四月一八日		(天保九年)四月一〇日		(天保九年)四月一〇日	(天保九年)四月一〇日	(天保九年)四月八日			天保八年	(天保六年)三月二一日		天保四年一一月	月	(天保二年)正月八日・八	(天保元年)一二月二六日	文政~天保	文政一三年四月	
巡見使休泊入用・安石代願人惣代入用受取状〔郡中代源蔵→桜井新田名主〕	巡見使休泊入用・安石代願人出府入用受取状〔郡中代源蔵→五郎衛新田名主〕	巡見使・老中通行につき助人馬差出し方依頼廻状〔郡中代源蔵→三ツ井村他一○村名主〕	来二○日に巡見使一条割合したく出会要請廻文〔郡中代源蔵→三ツ井村他一○村名主〕	当戌仮郡中割受取状〔郡中代源蔵→五郎兵衛新田名主〕	郎兵衛新田名主柳沢所左衛門〕	加宿増高免除願い駕籠訴の本書作成のための出会要請状〔下県村名主木内所左衛門→五	施村他一〇村名主〕	巡見使通行につき継立人馬割合の通り出勤方依頼状〔五郎兵衛新田名主所左衛門→牧布	巡見使一二日地内通行の由承知の旨の書状〔矢嶋村名主→五郎兵衛新田名主〕	巡見使明九日廻村の旨休泊村々への通達廻状〔御影郡中代→横根村他五村名主〕		〔名主・与頭・百姓代→大原左近手代小野利八郎〕	国絵図取調べのため廻村見分につき元禄以後明和・安永の高入以外変化ない旨の上申書	代官交替を知らせる廻状〔中之条役所→三ツ井村他一○村役人〕	所	違作につき融通米用意の請証文〔五郎兵衛新田米預り置人所左衛門→蓑笠之助中之条役	→三ツ井村他九村名主・組頭・百姓代〕	村方取締り方・甲府元紺屋町福昌院大破につき勧進の廻状〔大原四郎右衛門中之条役所	天保と改元の廻状〔中之条役所→三ツ井村他一○村役人〕	諸事取締り方行届につき代官褒状〔大原四郎右衛門→中之条取締役瀬左衛門〕	私領渡し分郷差支えにつき願書〔大原四郎右衛門役所〕	村他一〇村名主・組頭・百姓代〕
米	状	状	状	状	状		状		状	状		状		状	状		状		状	状	状	状
	_	_	_	_	_				_						_				_	_		

(2) 1 (1)
一門 名 岁 桜 所 代 仰 音 * 状 状 状 状 状 綴 状状 状 状

夫			
_	嘉永六年一〇月三日	海岸防備金上納願書(雛形) 状	_
=	嘉永六年一〇月	海岸防備金上納願書〔名主所左衛門→鈴木大太郎中之条役所〕	,
=	嘉永六年一二月	沓沢・前山・桜井新田難渋につき差上げ金出しかねる旨の届書〔前山新田兼沓沢新田名	
		主弥右衛門他一名→鈴木大太郎中之条役所〕 状	V .
DA.	嘉永六年一二月	海岸防備金上納願書〔桜井新田名主重右衛門鈴木大太郎中之条役所〕 状	,
玉	嘉永六年一二月	海岸防備金上納願書〔五郎兵衛新田平作他五名→鈴木大太郎中之条役所〕	
六	嘉永六年一二月	海岸防備金上納願書〔沓沢新田名主弥右衛門他三名→鈴木大太郎中之条役所〕 状	<i>V</i> \
丰	嘉永六年一〇月	海岸防備金上納願書〔願人名主所左衛門→鈴木大太郎中之条役所〕	<i>V</i> *
夫	嘉永六年一二月	海岸防備金上納願書〔願人吉左衛門他名主・組頭・百姓代→鈴木大太郎中之条役所〕 状	V .
芄	嘉永六年一二月	海岸防備金上納願書〔名主所左衛門他八名→鈴木大太郎中之条役所〕	V .
合	嘉永七年一月一五日	海岸防備上納金請取〔鈴木大太郎→所左衛門〕 状	,
二	嘉永七年六月四日	御台場普請のための巧者取調べにつきいない旨の届書〔五郎兵衛新田所左衛門他四村四	
		名→鈴木大太郎中之条役所〕 状	
仝	嘉永七年六月五日	田高植付済の届書ならびに御台場石積み取扱い巧者いない旨の届書(雛形) 〔五郎兵衛新	
		田名主所左衛門他三村三名→鈴木大太郎中之条役所〕 状	
슬	(嘉永七年)一〇月一日	森孫三郎への郷村引渡し日時変更を知らせる廻状〔中之条役所→三ツ井村他一○村名主〕状	,
益	(嘉永~安政)	御備え筋入用上納金に対して褒美下賜の達の請書〔小県郡長窪古町伊兵衛他八名→森孫	
		三郎役所〕	. ,
숲	安政二年正月一八日	海岸防備金上納につき褒美銀下賜の達書〔→所左衛門〕 状	,
仌			
	安政二年正月一八日	海岸防備金上納につき褒美銀下賜の達の請書〔所左衛門→森孫三郎役所〕 - 状	,
=	安政二年正月一八日	海岸防備金上納につき褒美銀下賜の達の請書〔柳沢儀右衛門他八名→森孫三郎役所〕 状	.,
=	安政二年正月一八日	海岸防備金上納につき褒美銀下賜の達の請書〔柳沢儀右衛門他八名→森孫三郎役所〕 - 状	

=	=	_	10	00	九九	六		卆	六		九五	热	空		卆	九	古	允	仌	=			수
②万延元年六月晦日	三①万延元年六月晦日	万延元年六月		万延元年三月	万延元年三月	(万延元年)二月八日		安政六年八月	安政五年三月二四日		安政四年六月	安政四年六月	安政四年四月		安政四年二月	安政四年正月	安政三年	安政三年一〇月	安政三年一〇月			安政二年一一月一一日	
本丸普請上納金請取書〔木村董平役所桑山圭助→五郎兵衛新田〕	本丸普請上納金請取書〔木村董平役所桑山圭助→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	本丸普請上納金請取書〔木 董平→名主所左衛門〕		江戸城修復御用途金醵出者番付〔信州中之条〕	江戸城修復御用途金醵出者番付〔信州中之条〕	牢屋佐屋瓦屋根建替えの廻状〔郡中代嘉十郎→三ツ井村他一○村名主〕	名主嘉十郎他九一村惣代二○名→木村董平中之条役所〕	牢屋建替えに際し坂木村より中之条地内へ場所替え願書〔当支配所信州埴科郡中之条村	代官交代の廻状〔中之条役所→三ツ井村他一○村役人〕	頭杢右衛門→取締役兼名主所左衛門他一名〕	中之条役所取締り勤役中宜しからざる風聞でお糺を受けたことの詫状〔五郎兵衛新田組	御国恩冥加上納金願書〔五郎兵衛新田百姓代喜右衛門他九名→森孫三郎中之条役所〕	出穀増方命令の請書〔五郎兵衛新田百姓代喜右衛門他二名→森孫三郎中之条役所〕	土宗長念寺飜誉他一名→森孫三郎中之条役所〕	不用の鐘を大砲小銃に鋳換えるようにという触につき梵鐘引渡し請書〔五郎兵衛新田浄	入布施村はまの行状上申書〔所左衛門他一名→森孫三郎中之条役所〕	安政三年江戸幕府役職表	牧布施村百姓藤作孝行につき褒賞願書〔五郎兵衛新田所左衛門他一名→森孫三郎役所〕 状	牧布施村百姓藤作の孝行の次第上申書〔牧布施村名主直右衛門→森孫三郎役所〕 状	中之条陣屋木村董平手代桑山圭助他七名の印鑑状	郎中之条役所〕	取締り筋御用のための印鑑の受取を各村へ配付の請書〔郡中代太右衛門他一名→森孫三	
状	状	状		状	状	状	状		状	状		状	状	状		状	V	.D.		7	TVC		

〔前山々新田名主新三郎他三名→安
鰥寡孤独疫疾等難渋人お尋ねにつきいない旨の届書〔桜井新田兼五郎兵衛新田名主所左藤伝蔵中之条役所〕
鰥寡孤独疫疾等難渋人お尋ねにつきいない旨の届書〔沓沢新田名主弥右衛門他三名→安藤伝蔵中之条役所〕
鰥寡孤独疫疾等難渋人お尋ねにつきいない旨の届書〔入布施村名主茂左衛門他四名→安多麗佐清0戸角0言耳言〔ガネ日業プ復門〕戸プ復門〕
〔中之条役所→三ツ井村他一○村役人〕
高輪東禅寺外国人旅宿へ乱入した者の捜索廻状〔中之条役所→三ツ井村他一○村役人〕
取締りのため役人印鑑を一村一枚宛渡す旨などの廻状〔郡中代与惣左衛門→三ツ井村他
〔郡中代与惣左衛門→三ツ井村他一○村名主〕
入は跡支配へ申立るようにとの廻状〔中之条役所→三ツ井村他一○村役人〕
代官増地場所替えのため御用多につき地方定例ものならびに差掛る訴え事以外の公事出
改元の廻状〔中之条役所→三ツ井村他一○村役人〕
本丸普請入用金上納につき褒美銀下賜の達の請書〔所左衛門他五名→木村董平中之条役
→五郎兵衛新田〕
董平→五郎兵衛新田百姓代喜右衛門〕

七	1990年,1997年,		Î
犬			
	急廻状みたが家内悪病で死去のため百姓代派遣につき心添え依頼状〔桜井新田重右衛門	(文久二年)閏八月一四日	三
状	五郎兵衛新田名主所左衛門〕		
	名主・組頭不快にて出向不能のため代人派遣につき心添え依頼状〔桜井新田重右衛門→	(文久二年)閏八月一四日	Ξ
状	→五郎兵衛新田名主所左衛門〕		
	耕地分絵図面除帳を役所へ提出した際の掛紙をみせたい旨の書状〔前山新田名主新三郎	(文久二年)閏八月一一日	\equiv
状	入両村帳面は役所御用済みである旨の通知状〔入布施村田中茂左衛門→柳沢所左衛門〕 :	(文久二年)閏八月九日	10
状	提出帳面の下書確認方依頼状〔沓沢新田橋詰佐左衛門→入布施村名主田中茂左衛門〕 ((文久二年)閏八月九日	九
状	門→入布施村名主〕		
	牧野正作様たちへの絵図面提出方および継立人足人数につき通知状〔三井村名主茂左衛	(文久二年)閏八月三日	八
状	施村・五郎兵衛新田名主)		
	牧野正作様たちの休泊予定・各村の書類提出方につき廻文〔三井村名主茂左衛門→牧布	(文久二年)閏八月三日	七
状	宿方才領勤務による人馬の出向は明日にしてほしい旨の書状〔出先杢右衛門→役元〕	(文久二年)閏八月三日	六
状	名主→西村々名主〕		
	役所よりの流行病よけの触書を写しとり村々へ順達してほしい旨の書状〔五郎兵衛新田	(文久二年)八月二三日	Æ.
状	別紙廻状の返上依頼状〔桜井新田万次郎→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	(文久二年)八月一二日	四
状	日延べ願いにつき惣代として出役依頼状〔桜井新田名主万次郎→柳沢所左衛門〕	(文久二年)八月一二日	=
状	沢所左衛門〕		
	耕地絵図提出日延べ出願に対する先方組合の様子問合せ状〔長窪古町清水重左衛門→柳	(文久二年)八月一一日	=
状	沢所左衛門〕		
	勧農仕法反対の願いをおこす計画につき意見を求める書状〔長窪古町清水重左衛門→柳	(文久二年)八月三日	_
			三
状	藤伝蔵中之条役所〕		

	勘定様方の廻村予定を聞くための松本への出役仕方依頼状〔高野町村高見沢庄左衛門→	(文久二年)一〇月二日		
状	郎兵衛新田名主所左衛門〕	(文久二年)一〇月二日	元	
状	田名主→牧布施村他四村村々名主〕			
	勘定様方廻村予定を聞くための松本への出役方につき問合せ廻状〔春日村兼五郎兵衛新	(文久二年)九月二〇日	六	
状	入布施村で盗みをした者の処分依頼状〔牧布施村土屋直右衛門→柳沢所左衛門〕	(文久二年)九月一八日	二	
状	代金受取〔桜井亀屋三五郎→新田村柳沢所左衛門〕	(文久二年)九月一六日	六	
状	役所廻状を受取った旨の書状〔桜井新田名主重右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	(文久二年)九月一六日	亖	
状	組合村会合への心添えに対する礼状〔本新町村市川彦右衛門→柳沢所左衛門〕	(文久二年)九月一六日	二四四	
状	御用向き聞次ぎの様子を書き送ってくれたことへの礼状	(文久二年)九月一五日	三	
状	沢所左衛門)			
	勘定様廻村に先立ち出雲崎への派遣者帰村につき休泊接待方通知状〔塚田瀬左衛門→柳	(文久二年)九月一四日	亖	
状	名主万次郎→五郎兵衛新田名主所左衛門〕			
	耕地絵図など提出方・勧農掛り世話役選任につき近村の反応を知らせる書状〔桜井新田	(文久二年)九月一二日	三	
状	代官への伺候の様子を知りたい旨の書状〔入布施村より田中茂左衛門→柳沢所左衛門〕	(文久二年)閏八月二六日	===	
状	所左衛門〕			
	。絵図帳面届け方・代官廻村予定など報知状〔桜井新田名主重右衛門→五郎兵衛新田名主	(文久二年)閏八月二五日	一九	
状	代金受取〔小諸本町角屋権兵衛→原新田所左衛門〕	(文久二年)閏八月二四日	元	
状	新田名主所左衛門〕			
	代官御影陣屋着の触があったら連絡してほしい旨の書状〔春日村名主勝之助→五郎兵衛	(文久二年)閏八月二四日	十	
状	柳沢所左衛門〕			
	今般の地方改めのために提出する見取図作成方につき問合せ状〔三井村佐藤茂左衛門→	(文久二年)閏八月二二日	六	
状	施村名主惣左衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕			
	下書ができたので上書に引合せたいこと及び造酒蔵のこと取計いを依頼する書状〔牧布	(文久二年)閏八月二一日	孟	
状	兵衛新田名主所左衛門〕			

英国軍艦渡来につき防戦の覚悟をするようにとの公儀達書〔→宿々村々〕 英国軍艦渡来につき防戦の覚悟をするようにとの公儀達書〔→宿々村々〕 世別の一次方式尋ねにつき上申書〔春日村取締役五郎兵衛新田名主所左衛門〕和締役廻村の先触が小宮山村で名主帝で大郎の治理が、「大布施村田中茂左衛門」があったことなどにつき書状〔入布施村田中茂左衛門〕和勘定様方過村の様子を知るため越後国の御用先まで派遣された者からの報告通知廻状制定様方廻村の様子を知るため越後国の御用先まで派遣された者からの報告通知廻状制定様方廻村の様子を知るため越後国の御用先まで派遣された者からの報告通知廻状制定様方廻村の様子を知るため越後国の御用先まで派遣された者からの報告通知廻状制定様方廻村の先触が小宮山村で名主所左衛門〕五郎兵衛新田名主所左衛門〕五郎経御村の先触が小宮山村で名主不在のため手違いがあったことの詫状〔小宮山村名主吉左衛門他三名〕出役中村甚八郎他一名〕 大触手違い一件取計いに対する礼状〔小宮山村吉左衛門〕五郎兵衛新田名主所左衛門〕本部経行廻村の先触が小宮山村で名主不在のため手違いがあったことの詫状〔小宮山村名主帝で一枚宛請取るようにとの廻状〔郡中代中之条太右、京衛門・一〇村名主帝) 大触手違い一件取計いに対する礼状〔小宮山村吉左衛門〕五郎兵衛新田名主所左衛門〕本部経過村の治験が小宮山村名主帝で、「本神大の神大の神大の神大の神大の神大の神大の神大の神大の神大の神大の神大の神大の神	英国軍艦渡来につき防戦の覚悟をするようにとの公儀達書取締り向心得方お尋ねにつき上申書〔春日村取締役五郎兵(衛門→三ツ井村他一○村名主衆〕	(文久三年)	Ξ
職職 で	V所〕 サ三ツ井村他一 サ三ツ井村他一		
羅行 (記))向心得方お尋り向心得方お尋りの心得方がある。		
取るように、 東京で派遣さいがありますがあります。 東京で派遣さいがありますがあります。 東京で派遣さいがありますがあります。 東京で派遣さいがありますがあります。 東京で派遣さいがありますがあります。 東京で派遣さいがありますがあります。 東京で派遣さいがありますがあります。 東京で派遣さいがありますがあります。 東京で派遣さいがありますがあります。 東京で派遣さいがありますがあります。 東京で派遣さいがありますがあります。 東京で派遣さいがありますがあります。 東京で派遣さいがありますがあります。 東京で派遣さいがありますがあります。 東京で派遣さいがありますがあります。 東京で派遣さいがありますがありますがあります。 東京で派遣さいがありますがありますがありますがありますがありますがありますがありますがあります	→三ツ井村他一	文久三年一〇月	Ξ
取るように 東京で派遣さ を通知の急 につき書状 につき書状 につき書状 につき書状 につき書状 につき書状	取締り筋御用のための印鑑を渡すの		
吉左衛門→1 三方左衛門→1 三方左衛門→1 三方左衛門→1		文久三年七月二三日	110
手違いがあ 一種で派遣さいがあ 一種で派遣さいで につき書状 につき書状 につき書状	先触手違い一件取計いに対する礼状〔小宮山	一二月二〇日	=
手 何 の由なので 定通知の急 につき書状 につき書状 さいがあ	主吉左衛門他三名→出役中村甚八郎他一名		
何那何村何! 定通知の急 定通知の急 につき書状 につき書状	取締役廻村の先触が小宮山村で名主	文久二年一二月一八日	
何郡何村何 延べ願書 (()) 定通知の急! 定通知の急!			二九
定通知の急定通知の急につき書状につき書状	勧農教諭世話方の者取決めにつき願書	文久二年八月	兲
定の通知状 定通知の急 につき書状 につき書状	組頭三左衛門他一名〕		
定通知の急! 定通知の急! 定通知の急!	勧農世話係りその他地方取調べ諸書	文久二年八月一四日	=
定通知の急定通知の急定が遺さいである。	沢所左衛門〕		
定の通知状定の通知状定の通知状	割付・皆済目録印形三村分を受取っ	戌年九月二〇日	킂
定の通知状定の通知状	勘定様方廻村の様子を知るため越後	(文久二年)	뤂
定通知の急定の通知状	〔桜井新田重右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕		
際の休泊予定通知の急廻状〔五郎兵衛新田名主→:際の休泊予定の通知状〔五郎兵衛新田名主所左衛	勘定様方今晩追分宿休泊につきその村より出向	(文久二年)一〇月一〇日	三四
際の休泊予定通知の急廻状〔五郎兵衛新田名主→:際の休泊予定の通知状〔五郎兵衛新田名主所左衛]	布施村他四村名主〕		
	松本にて勘定様方より聞いた見分の際の休泊予定通知の急廻状	(文久二年)一〇月七日	三
	松本にて勘定様方より聞いた見分の際の休泊予定の通知状	(文久二年)一〇月六日	三
	門〕		
とへの礼状〔本新町名主市川彦右衛門→柳沢所左衛	勘定様の御用向を知らせてくれたことへの礼状	(文久二年)一〇月六日	三
	柳沢所左衛門〕		

_ 三	(元治元年)一一月	御影陣屋で焚出し方をした称誉の申渡し書	
=	慶応元年正月	上納金請取〔甘利八右衛門手代河野曾十郎〕	<i>V</i> \
三		上納金控	<i>V</i> \
亖	元治二年二月	陣屋備え鉄砲火縄上納願書〔願人文之丞他三名→甘利八右衛門中之条役所〕 状	V.
픚	元治二年二月	御国恩冥加として火縄五拾挺上納願書〔五郎兵衛新田願人組頭文之丞他四名→甘利八右	
		衛門中之条役所〕	01
三	慶応元年閏五月	御進発上納金称誉申渡し書付〔→五郎兵衛新田名主所左衛門〕 状	V.
픗	慶応元年閏五月	御進発上納金につき願書〔上金願人惣代源四郎他六名→甘利八右衛門中之条役所〕 状	-01
듳	慶応元年六月	米価高直のため御進発用意米下げ渡しにつき請取〔春日村名主勝之助他三名→甘利八右	
		衛門中之条役所〕	-00
	(慶応元年)八月一五日	御国恩金上納の覚〔名主所左衛門→中之条役所〕 状	V
三			
	(慶応元年)八月一五日	所作他五七人にて御進発御用金上納の覚	状
=		上納金包分銀請取〔甘利八右衛門手代河野曾十郎〕	·V
三	(慶応元年)八月二八日		状
三	慶応元年一〇月	郡中代跡役は二人隔年勤務にしたい旨の上申書〔当代官所信州小県郡尾野山村名主兵之	
		助他一五名→甘利八右衛門中之条役所〕	状
三	慶応二年一二月	御進発陸地帰府につき休泊の和田・長窪両宿へ手当として籾を差出す旨の書付〔依田	
		源四郎・柳沢所左衛門→松本直一郎中之条役所〕	状
三	慶応三年五月二日	御進発供の者どもへの飯米献納の褒美銀受取〔依田源四郎他二名→松本直一郎中之条役	
		所〕	状
三			
_	慶応四年正月一〇日	陰謀を企て朝廷を軽蔑した松平修理大夫とその余党の召捕え方達書〔中之条役所→支配	

無行な役人」 「中之条出 の	-	1			8	
無常及 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)		犬	高遠勢の動勢などの留書	(慶応四年)二月二日	一七	
所村々役人] 南田筋につき名主・取締役出頭方廻状〔郡中代与惣左衛門→三ツ井村他一○村名主・取御用筋につき名主・取締役 上方筋騒乱につき悪徒徘徊するやも知れず取締り方申合せ書〔佐久郡村々役人・取締一同→松本直一郎中之条役所] 佐久郡より諏訪郡への間道麁絵図〔佐久郡高野町村取締役庄左衛門他三名〕 旦那様方引払いの用意もあらましできたので両三日中には帰村する旨の書状〔中之条出張にて依田源四郎→原新田柳沢所左衛門〕 一高松殿・綾小路殿・岩倉殿・柳原様各下向の動勢につき宿々通遠状写に依、郡より諏訪郡への間道麁絵図〔佐久郡高野町村取締役庄左衛門他三名〕 中那様方引払いの用意もあらましできたので両三日中には帰村する旨の書状〔中之条出張にて依田源四郎→原新田柳沢所左衛門〕 「高松殿・綾小路殿・岩倉殿・柳原様各下向の動勢につき宿々通遠状写時節柄につき当分一同他行留にしたらどうかとの書状〔役元→役人〕 時節柄につき当分一同他行留にしたらどうかとの書状〔役元→役人〕 「東山道鎮撫経育に際し諸藩主への情実具陳方触書〔東山道鎮撫経督・同副総督〕東山道鎮撫経育に際し諸藩主への情実具陳方触書〔東山道鎮撫総督・同副総督〕東山道鎮撫総督布告など留書 東山道鎮撫総督布告など留書		状	このたび人馬は小諸様で賄いになった旨の報知状〔→役元〕	(慶応四年)二月二日	六	
無行々役人」 「阿村々役人」 「阿村々役人」 「阿村々役人」 「阿村々役人」 「阿村々役人」 「阿村々役人」 「阿山路につき名主・取締役出頭方廻状〔郡中代与惣左衛門→三ツ井村他一○村名主・取締役〕 上方筋騒乱につき悪徒徘徊するやも知れず取締り方申合せ書〔佐久郡村々役人・取締一同→松本直一郎中之条役所〕 佐久郡より諏訪郡への間道麁絵図〔佐久郡高野町村取締役庄左衛門他三名〕 旦那様方引払いの用意もあらましできたので両三日中には帰村する旨の書状〔中之条出機にて依田源四郎→原新田柳沢所左衛門〕 一高松殿・綾小路殿・岩倉殿家来などと唱えて市在徘徊の者の取締り方につき触書〔東山道鎮撫経育は際し農商への衛実具陳方触書〔東山道鎮撫経育は際し農商への衛生の写 徳川慶喜追討制札の写〔参与〕 徳川慶喜追討制札の写〔参与〕 徳川慶喜追討報札の写〔参与〕 徳川慶喜追討報札の写〔参与〕 徳川慶喜近状明白につき追討の触書の写〔参与〕	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$	縦	東山道鎮撫総督布告など留書	慶応四年正月~二月	玉	
無限したらどうかとの書状 [東山道鎮撫総督・同副総督] 東山道鎮撫発向に際し農商への情実具陳方触書 [東山道鎮撫総督・同副総督] 東山道鎮撫発向に際し農商への布告の写 御一新大変革仰せ出された際の制札の写 御一新大変革仰せ出された際の制札の写 御一新大変革仰せ出された際の制札の写	_	状	の触書の写	慶応四年正月	四	
所村々役人〕 「所村々役人」 「所村々役人」 「所村々役人」 「所村々役人」 「同→松本直一郎中之条役所」 「四→松本直一郎中之条役所」 「四→松本直一郎中之条役所」 「四→松本直一郎中之条役所」 「四→松本直一郎中之条役所」 「四→松本直一郎中之条役所」 「四→松本直一郎中之条役所」 「四→松本直一郎中之条役所」 「一一一一年一年一年一年一年一年一年一年一年一年一年一年一年一年一年一年一年	_	状	新大変革仰せ出された際の制札	慶応四年正月	三	
所村々役人〕 所村々役人] 所村々役人] 所村々役人] 所村々役人] 京山道鎮撫発向に際し諸藩主への情実具陳方触書〔東山道鎮撫総督・同副総督〕 東山道鎮撫発向に際し諸藩主への情実具陳方触書〔東山道鎮撫総督執事→東山道諸国宿々村々役人〕 東山道鎮撫発向に際し諸藩主への情実具陳方触書〔東山道鎮撫総督・同副総督〕 東山道鎮撫発向に際し諸藩主への情実具陳方触書〔東山道鎮撫総督・同副総督〕 東山道鎮撫発向に際し諸藩主への情実具陳方触書〔東山道鎮撫総督・同副総督〕 東山道鎮無発向に際し諸藩主への情実具陳方触書〔東山道鎮撫総督・同副総督〕 東山道鎮無発向に際し諸藩主への情実具陳方触書〔東山道鎮無総督・同副総督〕 東山道鎮無発向に際し諸藩主への情実具陳方触書〔東山道鎮無総督・同副総督〕	_	状	への布告	(慶応四年正月)	三	
所村々役人〕 所村々役人] 加速喜追討制札の写〔参与〕 徳川慶喜追討制札の写〔参与〕 徳川慶喜追討制札の写〔参与〕	_	状	への情実具陳方触書〔東山道鎮撫総督・	(慶応四年正月)	=	
所村々役人〕 所村々役人] 所村々役人] 所村々役人] 所村々役人] 所村々役人] 所村々役人] 所村々役人] 市村々役人] 市村村々役人] 市村村々役人] 市村村々役人] 市村村々役人] 市村村々役人] 市村村々役人] 市村村々役人] 市村村々役人] 市村村々役人] 市村村々谷人	_	状	徳川慶喜追討制札の写〔参与〕	(慶応四年)正月	0	
所村々役人〕 所村々役人] 所村々役人] 所村々役人] 京本 大京 大京 大京 大京 大京 大京 大京	_	状	山道鎮撫総督執事→東山道諸国宿々村々役人〕			
所村々役人〕 「一〇歳以上の者・鰥寡孤独・貧窮無告者賑恤及び忠臣孝子義夫節夫などの褒賞ならびに八○歳以上の者・鰥寡孤独・貧窮無告者賑恤及び忠臣孝子義夫節夫などの褒賞ならびに八○歳以上の者・鰥寡孤独・貧窮無告者賑恤及び忠臣孝子義夫節夫などの褒賞ならびに八○歳以上の者・鰥寡孤独・貧窮無告者賑恤及び忠臣孝子義夫節夫などの褒賞ならびに八○歳以上の者・鰥寡孤独・貧窮無告者賑恤及び忠臣孝子義夫節夫などの褒賞ならびに八○歳以上の者・鰥寡孤独・貧窮無告者賑恤及び忠臣孝子義夫節夫などの褒賞ならびに八○歳以上の者・鰥寡孤独・貧窮無告者賑恤及び忠臣孝子義夫節夫などの褒賞ならびに八○歳以上の者・鰥寡孤独・貧窮無告者賑恤及び忠臣孝子義夫節夫などの褒賞ならびに八○歳以上の者・鰥寡孤独・貧窮無告者賑恤及び忠臣孝子義夫節夫などの褒賞ならびに八○歳以上の者・鰥寡孤独・貧窮無告者賑恤及び忠臣孝子義夫節夫などの褒賞ならびに、八○歳以上の者・鰥寡孤独・貧窮無告者賑恤及び忠臣孝子義夫節夫などの褒賞ならびに、八○歳以上の者・鰥寡孤独・貧窮無告者賑恤及び忠臣孝子義夫節夫などの褒賞ならびに、八○歳以上の者・鰥寡孤独・高松様通行の様子につき報知状〔八幡遺先より本稿門→役元〕			-			
所村々役人〕 「高松殿・綾小路殿・岩倉殿・柳原様各下向の動勢につき宿々通達状写 「高松殿・綾小路殿・岩倉殿・柳原様各下向の動勢につき宿々通達状写 「高松殿・綾小路殿・岩倉殿・柳原様各下向の動勢につき宿々通達状写 「高松殿・綾小路殿・岩倉殿・柳原様各下向の動勢につき宿々通達状写 「高松殿・綾小路殿・岩倉殿・柳原様各下向の動勢につき宿々通達状写 「本衛門→役元」 「時節柄につき当分一同他行留にしたらどうかとの書状〔役元→役人〕			八〇歳以上の者・鰥寡孤独・貧窮無告者賑恤及び忠臣孝子義夫節夫などの褒賞ならびに	(慶応四年)正月	ナレ	
所村々役人〕 所村々役人] 所村々役人] 所村々役人] 市が大々役人] 市が大々役人 市が大々役人 市が大々役人 市が大々役人 市が大々役人 市が大々役人 市が大々では、中で大きな、中で大き	_	状	時節柄につき当分一同他行留にしたらどうかとの書状〔役元→役人〕	正月二九日	八	
藤長土の人数を附属させて綾小路様・高松様通行の様子につき報知状〔八幡遺先より杢 (本文郡より諏訪郡への間道麁絵図〔佐久郡高野町村取締役庄左衛門他三名〕 上方筋騒乱につき悪徒徘徊するやも知れず取締り方申合せ書〔佐久郡村々役人・取締一 に久郡より諏訪郡への間道麁絵図〔佐久郡高野町村取締役庄左衛門他三名〕 ・政・綾小路殿・岩倉殿・柳原様各下向の動勢につき宿々通達状写 ・ 高松殿・綾小路殿・岩倉殿・柳原様各下向の動勢につき宿々通達状写	_	状	右衛門→役元〕			
高松殿・綾小路殿・岩倉殿・柳原様各下向の動勢につき宿々通達状写にて依田源四郎→原新田柳沢所左衛門〕 旦那様方引払いの用意もあらましできたので両三日中には帰村する旨の書状〔中之条出佐久郡より諏訪郡への間道麁絵図〔佐久郡高野町村取締役庄左衛門他三名〕 旦那様方引払いの用意もあらましできたので両三日中には帰村する旨の書状〔中之条出にて依田源四郎→原新田柳沢所左衛門〕 張にて依田源四郎→原新田柳沢所左衛門〕 高松殿・綾小路殿・岩倉殿・柳原様各下向の動勢につき宿々通達状写				(慶応四年)正月二八日	七	
高松殿・綾小路殿・岩倉殿・柳原様各下向の動勢につき宿々通達状写高松殿・綾小路殿・岩倉殿・柳原様各下向の動勢につき宿々通達状写にて依田源四郎→原新田柳沢所左衛門〕 県にて依田源四郎→原新田柳沢所左衛門〕 高松殿・綾小路殿・岩倉殿・柳原様各下向の動勢につき宿々通達状写書にて久郡村々役人・取締一度の一様方引払いの用意もあらましできたので両三日中には帰村する旨の書状〔中之条出度、で依田源四郎→原新田柳沢所左衛門〕 高松殿・綾小路殿・岩倉殿・柳原様各下向の動勢につき宿々通達状写高と、東海の書、「中之条出たので両三日中には帰村する旨の書状〔中之条出たので両三日中には帰村する旨の書状〔中之条出たので両三日中には帰村する旨の書状〔中之条出たので両三日中には帰村する旨の書状〔中之条出たので両三日中には帰村する旨の書状〔中之条出たので両三日中には帰村する旨の書状〔中之条出たので両三日中には帰村する旨を表出されて、「中である」と、「中では、「中では、「中では、「中では、「中では、「中では、「中では、「中では				七日		
では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、		状	高松殿・綾小路殿・岩倉殿・柳原様各下向の動勢につき宿々通達状写	(慶応四年)正月二六・二	六	
旦那様方引払いの用意もあらましできたので両三日中には帰村する旨の書状〔中之条出に久郡より諏訪郡への間道麁絵図〔佐久郡高野町村取締役庄左衛門他三名〕上方筋騒乱につき悪徒徘徊するやも知れず取締り方申合せ書〔佐久郡村々役人・取締一戸→松本直一郎中之条役所〕 (佐久郡高野町村取締役庄左衛門→三ツ井村他一○村名主・取締役)	_	状	張にて依田源四郎→原新田柳沢所左衛門〕			
郡より諏訪郡への間道麁絵図〔佐久郡高野町村取締役庄左衛門他三名〕筋騒乱につき悪徒徘徊するやも知れず取締り方申合せ書〔佐久郡村々役人・取締一別につき名主・取締役出頭方廻状〔郡中代与惣左衛門→三ツ井村他一○村名主・取々役人〕			那様方引払いの用意もあらましできたので両三日中には帰村する旨の書状	(慶応四年)正月二六日	五.	
松本直一郎中之条役所〕	_	状	への間道麁絵図	慶応四年正月二四日	79	
励騒乱につき悪徒徘徊するやも知れず取締り方申合せ書〔佐久郡村々役人・取締一励につき名主・取締役出頭方廻状〔郡中代与惣左衛門→三ツ井村他一○村名主・取々役人〕		状	松本直一			
励につき名主・取締役出頭方廻状〔郡中代与惣左衛門→三ツ井村他一○村名主・取々役人〕			上方筋騒乱につき悪徒徘徊するやも知れず取締り方申合せ書〔佐久郡村々役人・取締一	慶応四年正月二三日	=	
〔郡中代与惣左衛門→三ツ井村他一○村名主・取		状	締役〕			
				正月一九日	=	
	_	状	所村々役人〕			

	状	請状〔杢右衛門→役中〕			
		官軍人数二三人明日望月宿着につき人足用意すべき旨の廻状が到来したので取計い方要	(慶応四年)二月一一日	壸	_
_	状	京方人数の上田・小諸辺での動勢につき報知状〔杢右衛門→役元〕	(慶応四年)二月一一日	四	_
_	状	官軍教導隊先鋒の動勢につき通達急廻状〔和田宿問屋鉄五郎→長久保宿より先宿々問屋〕4	(慶応四年)二月一〇日	壹	_
_	状	官軍の動勢につき長久保宿から下諏訪宿へ見越の者報告の通達〔役元→役人〕 4	(慶応四年)二月九日	三	_
_	状	京方先手の動勢につき永井肥前守飛脚から聞いた咄の報知状〔詰合→役元〕 4	(慶応四年)二月九日	三	_
_	状	先刻相談した見越両人を派遣してくれたかどうかの問合せ状〔役人→役元〕 4	二月八日	0	_
	状	二月八日に上諏訪宿を出陣した高松三条右衛門行列図	(慶応四年)二月八日	元	_
_	状	右衛門→森蔵〕			
		笠松陣屋支配地は以後天朝御領である旨の掛札を写取り役元へ送るべき旨の指示書〔杢	(慶応四年二月)八日	六	_
	状	施村・五郎兵衛新田名主〕			
		笠松陣屋支配地は天朝御料になった旨の高札が出されたことの報知状〔杢右衛門→入布	(慶応四年)二月八日	二	_
	状	官軍先鋒郷導隊通行につき人馬継立方指令書〔官軍先鋒郷導隊執事→宿々問屋役人〕 4	慶応四年二月七日	六	_
	状	官軍一番隊は二日に出立・七日に上諏訪へ宿泊し甲州へ通行する旨の報知状 4	(慶応四年)二月七日	玉	
_	状	高松殿様および一番隊百五・六〇人の動勢の報知状〔下諏訪宿〕	(慶応四年)二月六日	四	_
	状	元→役人〕			
		高松殿人数五〇人程が高遠を出立した由かつ村々名主前に建札をした由など報知状〔役	(慶応四年)二月六日	\equiv	_
	状	向嶋旦那様への封書の届け方依頼状〔最寄三人→役元〕	(慶応四年)二月六日	三	_
_	状	より最寄村々名主〕			
		赤報隊より年貢金半減通達方到来につき通達状〔五郎兵衛新田名主所左衛門→本新町村	慶応四年二月五日	三	
_	状	→五郎兵衛新田村名主〕			
		御届けには及ばないとのことだが念のため御影へ早々申し上げる旨の書状〔下県村名主	二月四日	0	_
_	状	年貢半減令を携え赤報隊到着につき内々報知状〔矢嶋村竹内清右衛門→柳沢所左衛門〕 4	(慶応四年)二月四日	九	
_	状	高松殿・綾小路殿の動勢の役元への通達方依頼状〔杢右衛門→森蔵〕 4	(慶応四年)正(ニヵ)月三日	八(

	小諸様方一四人召捕えのこと・御影御固めを破って岩村田宿へ一六人程やってきたこと	(慶応四年二月)一八日	害	
状	〔最寄三人→役元〕			
	近領ならびに上田様・松代様など一同打合せのうえ追分辺まで繰出しの由につき報知状	(慶応四年二月)一八日	四九	
状	別紙布告書五通ならびに願書下の順達依頼廻状〔杢右衛門→牧布施村他七村名主〕	(慶応四年)二月一七日	四八	
状	三郎)			
	伺いたいので御親公様が帰宅されたら知らせてほしい旨の書状〔掛川杢右衛門→柳沢所	(慶応四年)二月一七日	四七	
状	村名主〕			
	官軍御掛り御用方様よりの触書到来につき順達急廻状〔一七村惣代→五郎兵衛新田他五	(慶応四年)二月一七日	哭	
縦	(郡中代与惣左衛門→三ツ井村他一○村名主)			
	時節柄新規のことはしないこと・天朝御領支配願いの榜示杭を建てるべきことの廻状	(慶応四年)二月一七日	四五	
状	き旨の要請状〔杢右衛門→役元・同勤〕			
	官軍先鋒として通行した者が上田・小諸の役人に捕えられことの報知とその手配をすべ	(慶応四年二月)一七日	四四四	
縦	軍先鋒鄉導隊〕			
	中之条・中野両陣屋附村々からの天朝御領支配願書〔中之条村名主嘉十郎他五五名→官	慶応四年二月一六日	豐	
状	門→役元〕			
	内藤様家来が中山道筋岩倉殿御座所まで出頭につき人馬継立方依頼などの書状〔杢右衛	(慶応四年)二月一六日	二	
状	村方にても高札を取はずした方がよろしいか伺い状〔原新田柳沢所三郎→柳沢所左衛門〕:	(慶応四年)二月一四日	79	
状	同勤〕			
	中之条陣屋詰合旦那様方はたしかに当分在陣する由である旨の報知状〔杢右衛門→役元	(慶応四年二月)一三日	四0	
状	官軍仁導隊桜井常五郎他九名捕縄された由につき委細問合せ状	(慶応四年)二月一二日	壳	
状	締が周辺四村に封印して預けたことの報知状〔森蔵→役元〕			
	中之条役所元締出張中に京方が乗込んで御用書物を取上げようとしたところ帰陣した元	(慶応四年)二月一二日	兲	
状	御影・岩村田辺の動向報知状〔下県村名主→五郎兵衛新田名主〕	(慶応四年)二月一二日	亳	
縦	天朝御領支配願書・郷導隊の動勢など留書〔中之条出張両人→柳沢所左衛門・同勤〕	慶応四年二月一一日	둦	

秃 五. 杏 夳 六 谷 兲 弄 吾 五 垂 六 慶応四年二月 慶応四年二月 (慶応四年二月)一九日 (慶応四年)二月二八日 (慶応四年)二月二〇日 (慶応四年二月)一九日 (慶応四年)三月 (慶応四年二月)二九日 (慶応四年)二月二五日 (慶応四年)二月二四日 (慶応四年)二月一九日 (慶応四年)三月二日 (慶応四年)三月二日 (慶応四年二月 (慶応四年)二月二九日 (慶応四年) 二月二九日 (慶応四年二月)二八日 (慶応四年)二月二〇日 H 報知状 常五郎ほか御影召捕りの者は小諸へ預けられたことなどの報知状 官軍下向・旗本半高借り上げのことなど報知状 岩倉様御人数の出立・通行予定の報知状〔杢右衛門→役元〕 岩村田・追分・軽井沢・三ツ屋辺の官軍との戦闘状態につき報知状 官軍方通輿につき人馬触書 東山道鎮撫総督府布告五通の添書 旗本・御家人土着許可の達および徳川慶喜東叡山へ退き恭順の旨などの写 今夜長久保泊り桜井常五郎ほか三人到着の報知状 薩摩軍・親征先隊通行につき宿々に宛てた通達の写送り状 岩村田手当二〇人の引取りのために明日継立人馬の触があるかも 岩村田で差留めた二〇人の下諏訪への護送方などにつき報知状 召捕えられた常五郎たちは小諸へ預けられたということなどの報知状〔杢右衛門 相楽総三が宿々・村々に宛てた覚書および岩倉様先手の下諏訪宿への到着予定などの 官軍の大垣出立日限・人数などの報知状〔杢右衛門 つき相談のための出張依頼廻状 京師参与役所において中之条・中野・御影三陣屋を廃止し近領大名へ預ける方針の 追分宿・岩村田での召捕えの報知状 下諏訪御中軍・後軍の高崎までの休泊準備方指令書 ようにとの廻文 東山道総督府先鋒千五百人止宿につき一軒も宿がないことを止 [杢右衛門-報知状 〔杢右衛門→役元〕 [最寄三人→役元] 〔和田宿問屋・年寄→下諏訪より上州高崎まで宿々問屋・年寄・役人 〔八幡宿問屋・年寄→中桜井村・五郎兵衛新田村名主〕 〔郡中代与惣左衛門→牧布施村他五村名主〕 〔東山道鎮撫総督府執事→近江国他七国宿々役人〕 (なお常五郎他一人は六里原より北上州へ逃亡の 〔塚原より池田六右衛門→柳沢所左衛門 〔三人→役元〕 →役元] 〔東山道先鉾総督府 〔杢右衛門→役元 宿の諸家に伝えてくれる 〔杢右衛門→役元 しれない旨の報知状 〔役元→役人〕 〔森蔵→最寄三人〕 载 事→宿 *役元 々問 曲に 状 状 状 状 状 状 状 状 状 状 状 状 状 状 状 状 状 状

																						1	8
1	=	=	_	<u>Z</u>	1图0	=		_	一	픗	三	中中	芸	七五		七四		当	三	七	04	六九	
(明治三年)八月二四日	(明治三年)八月二〇日	(明治三年)六月二五日	明治三年三月一一日		明治元年一二月			(明治元年)閏四月二日		(慶応四年)三月	(慶応四年)二月一七日	(慶応三年)二月二日		(慶応四年)				(慶応四年)三月一二日	(慶応四年)三月一一日	三月七日	(慶応四年)三月四日	(慶応四年)三月四日	
官録置米受取証〔中之条出張所〕	八月分官録米差出すべき旨の達書〔中之条出張所→五郎兵衛新田役人〕	官録米につき米価時相場取調べ書上〔五郎兵衛新田名主所平→中之条庁役所〕	館録置米につき絵符・先触・駄賃帳の請取〔五郎兵衛新田組頭伝七→中之条局役所〕		人民賑恤として高齢者へ金子下賜の布告書〔伊奈県〕	かねて相談の出立日限につき問合せ状〔吉沢→柳沢〕	状〔小平村名主→五郎兵衛新田名主〕	越後路より当国へ会津勢が乱入し飯山辺までも押来ったので諸侯が繰出すそうだとの書		徒党を結び有徳の者に乱暴した百姓の願いを聞き届ける旨の高札写〔東山道総督府執事〕	布告書の請取〔相浜村役元→五郎兵衛新田名主衆〕	二月二日に飯田町本町三丁目元結職丑之助から聞いた一橋家難詰の咄などの留書	中之条様・田之口様・岩村田様・小諸様の宿割覚書	一〇月上旬から翌正月にかけての幕朝の動勢の留書	五郎兵衛新田名主〕	年貢上納日延べ願いのことおよび官軍の動勢などの報知状〔牧布施村名主→入布施村・	〔柳沢所左衛門→柳沢所三郎〕	書類宛名は尾州御取締御役所中之条御陣屋となったことなど中之条出張先からの報知状	今晩村方より役人両人平賀村へ出張する旨の返書〔御馬寄村名主→五郎兵衛新田村名主〕	郡中代よりの急廻状一通受取〔桜井新田名主→五郎兵衛新田名主〕	今晩八幡宿泊りにつき明早朝最寄への出張方通達状〔役元→役人〕	御本陣様八幡泊りにつき最寄への出張方依頼状〔八幡出張一同→役元〕	屋・役人〕
状	状	状	状		状	状	状			状	状	状	状	横	状		状		状	状	状	状	状
_		二	_			_				_	_	_	_		_		_		_		_	_	

75 79 \equiv \equiv (4) \equiv 2三①九月一八日 0 5 2 八 七②六月一一日 七①(明治三年)一二月 3 六②九月一七日 八②六月一七日 八①二月二五日 4 三月一八日 三月一七日 明治三年八月 一〇月九日 明治三年一〇月二七日 (明治三年)六月二六日 (明治三年)九月二五 明 (明治四年)七月一四日 (明治三年)八月 (明治三年)八月二九日 (明治三年)三月 治四年)七月朔日 日 廃藩置県の勅語・藩知事免官につき参朝命令状 官録米上納高書上〔佐久郡五郎兵衛新田三役人→伊那県中之条役所 出役用向き金子書上 身元金などの預り状 別紙を組合四村へ届けてほしいという書状 別紙の通りの上納申入れ書状 別紙送り方書状 和子村七郎兵衛へ用立てた金子の返却願いの書状 官録置米代金請取証 御影出張所附拝命につき請書 米相場直段書上〔五郎兵衛新田名主所平 官録置米受取証 官 風呂釜などの代金受取〔油や小左衛門→御留吉左衛門〕 飛脚賃受取 官録米差出すべき旨の達書 借金立替え願いの書状 郡中諸入用割合の廻状 官録置米書上 官録置米受取証 官録置米受取証 三月分・六月分の荷出しの控 官録米差出し日限の達書〔中之条庁→五郎兵衛新田役人〕 四郎 録置米受取証 分午官録置米書上 〔中之条村喜代作→五郎兵衛新田源四郎・吉吾 〔耕蔵→名主所平他役人〕 〔中之条出納方→五郎兵衛新 (中之条局出納方→五郎 (中之条取締役 (中之条庁出納方→五郎兵衛新田名主) (依田 〔中之条出納方→五郎兵衛新田元引受仮会所〕 〔中之条月番与惣→三井村他一○村名主 [柳沢与惣→柳沢所平] →柳沢〕 〔中之条局→五郎兵衛新田役人〕 〔仮会所耕蔵 [小県村々] 兵衛新田役人共 →伊奈県中之条役所 →五郎兵衛新田名主 〔中之条塚田耕蔵→柳沢所平 田 〔→内藤岩村田藩知事〕 〔塚田耕蔵 柳沢所平 状 状 状 状 状 状 状 状 縦 状 状 状 状 状 状 状 状 状 状 横 状 状

空	明治四年八月二五日	長野県への金子上納方通知状〔更級久兵衛→五郎兵衛新田柳沢所平〕	状
			状
一四十	明治六年五月一五日	松代・上田旧藩札通用停止につき引換えのために有無上申すべき旨の達に対し村方所持	
		者いない旨の届書〔五郎兵衛新田戸長柳沢所平他二名→長野県権参事楢崎寛直〕	状
鬥	(明治七年)五月二一日	庁中営繕入費民費割分の上納命令書〔第九区正副区長→五郎兵衛新田村戸長副〕	状
四九	明治七年五月	別冊判取帳への証印願書〔願人宮原儀助→長野県参事楢崎寛直〕	状
三	明治七年一二月二八日	出訴に際し戸長の添書不用の旨の長野県布達乙第三十七号〔長野県参事楢崎寛直〕	状
玉	明治八年一月	権訓導を拝命した届書〔長念寺住職柳沢迎本→村用掛〕	状
至	明治八年五月九日	平民にして有禄の者の禄税に関する太政官布告第七拾八号写〔太政大臣三条実美〕	状
三	明治一〇年一〇月二五日	布施村の戸長・副のうち一名を同道にて出頭再命令書〔長野県庁→北第七大区副区長〕	状
一語	明治一二年二月	郡区願い届けの目表〔小県郡出版所山泉堂〕	状
臺	明治一四年一二月二八日	治安裁判所および始審裁判所権限についての布告写〔太政大臣三条実美他一名〕	状
弄	明治一五年一二月二五日	道路開鑿議案ならびに規程可決につき布達〔長野県令大野誠〕	状
王	(明治一七年)一二月一二	郡役所にて寄附金の半額のみの年延べ上納を認めた旨の通知状〔五郎兵衛新田村戸長役	
	日	場→柳沢所平〕	状
丟	明治一七年一二月一二日	当年郡内田方違作のため困窮につき道路開鑿費寄附金上納年延べ願書〔柳沢所平→北佐	
		久郡長〕	状
一五九	明治二二年一一月一六日	七道開鑿義捐金残額免除願書〔柳沢→長野県内務部〕	状
一	明治二三年一二月一三日	七道開鑿義捐金につき通達〔北佐久郡役所第一課→柳沢所平〕	状
三	明治二四年一一月八日	七道開鑿義捐金残額免除願書〔柳沢所次郎→長野県内務部〕	状
三	明治三三年三月一五日	郡予算更正などを北佐久郡参事会に委任する条項	状
空	明治三九年八月二八日	郡起債方法変更など議定につき参事会への参集要請状〔北佐久郡長渡部秀之丞→北佐久	
		郡参事会員柳沢康造〕	状

21 支 配 A 空 宝 品 主 王 150 云 元 奕 宝 = 子年二月二三日 明治四〇年一一月七日 明治四〇年二月五日 明治三九年一二月一二日 明治三九年一二月八日 明治三九年一二月八日 明治三九年一二月一日 丑年七月二四日 丑年三月一五日 子年五月一六日 明治四一年二月 明治四〇年一一月八日 明治四〇年八月一〇日 明治四〇年度通常郡会招集告示状 明治四〇年度通常部会招集につき出席要請状 陣屋附村々増地のことおよび河野曾十郎が普請格になった旨の廻状 康造 郡会議長など選挙につき臨時郡会への参集要請状 北御牧村内土地売却などにつき郡参事会招集につき出席要請状 佐久郡参事会員柳沢康造 本牧村内区有財産売却など議定のための参事会開催通知状 郡参事会招集告示状 柳沢康造 部秀之丞→北佐久郡参事会員柳沢康造 五郎兵衛新田村基本財産土地開墾など議定につき参事会への参集要請状 之丞→北佐久郡参事会員柳沢康造 南鐐壱朱銀通用すべき旨などの廻状〔中之条役所→三ツ井村他一○村名主・組頭・惣百姓〕 日光法会取締り御用の幕吏出立の先触 牢番割当の急廻状 長渡部秀之丞 国道の郡補助道への編入希望の意見書・建議書 郡会議長選挙などにつき臨時郡会招集告示書〔北佐久郡長渡部秀之丞〕 三ツ井村より一〇村名主衆 北佐久郡参事会員柳沢康造 [中之条源蔵→五郎兵衛新田他九村名主] 〔北佐久郡長渡部秀之丞→郡参事会員柳沢康造〕 〔北佐久郡長渡部秀之丞 平右衛門 [北佐久郡長渡部秀之丞] [北佐久郡会議長吉村源太郎 〔北佐久郡役所第一課→郡会議員柳沢 ·掛川幸右衛門 〔北佐久郡長渡部秀之丞→北 〔北佐久郡長渡部秀之丞 〔郡中代太右衛門 北佐久郡会議員 〔北佐久郡長渡 →北佐久郡 状 状 状 状 状 状 状 状 状 状 状 状 状 状

二

明治三九年一〇月一二日

布施村基本財産管理規定設定など議定につき参事会への参集要請状

〔北佐久郡長渡部秀

_	一九六	一	九四	立	型		九	一	元	六	수	六	全	一公	全	三	乙	合	一七九	天	141		丰
巳年五月五日		巳年四月	巳年三月二日	巳年正月九日	辰年一〇月四日		辰年七月七日	辰年二月二八日	卯年一二月一六日	卯年一二月一六日	卯年一一月	卯年一一月	卯年一一月五日	卯年一〇月八日	卯年閏九月二五日	卯年二月二九日	寅年一〇月一三日	寅年九月一二日	寅年八月一三日	丑年一二月七日	丑年一〇月一六日		丑年八月一一日
御用油紙包状箱届状〔松平若狭守内成瀬由兵衛他一名→佐久郡五郎兵衛新田の内下原組		制札などを高札場へ掛ける旨の請書〔五郎兵衛新田百姓代茂三郎他二名〕	仮郡中割支払い要請廻状〔中之条役所→三ツ井村他一○村名主〕	法度筋取締りの廻状〔中之条役所→三ツ井村他一○村名主・組頭・百姓代〕	郡中代取極めのことにつき相談があるので名前書を提出するようにとの書付	左衛門→三ツ井村他一○村名主衆〕	徳川内府宇内之形勢云々等の一札二枚を役所へ返上するようにとの急廻状〔郡中代与惣	仮郡中割および持参日限につき廻状〔中之条役所→三ツ井村他一○村名主・組頭〕	上納金の村方にての預り方につき通知状〔臼田村名主代組頭→柳沢所左衛門〕	上納金延納による預り方につき通知状〔春日村岡部勝之助→柳沢所左衛門〕	郡中入用割賦につき出会要請廻状〔瀬左衛門→三ツ井村他九村村々名主〕	蝦夷地開発奨励の触書	牢屋番当番につき人派遣要請状〔郡中代瀬左衛門→三ツ井村他一○村村々名主衆〕	御陣着祝儀入用控	天保一四年御料所改革取調べ差止め通知の廻状〔御影役所〕	仮郡中割についての廻状〔中之条役所→三ツ井村他一○村名主・組頭〕	場所替えにつき組合惣代立会日時を知らせる廻状〔郡中代嘉十郎→三ツ井村他一○村名主〕	申し談ずることがあるので出頭するようにとの達書〔御影役所→名主柳沢所左衛門〕	二朱判通用停止の廻状〔中之条役所→三ツ井村他一○村名主・組頭・百姓代〕	公役滞留中の諸入用割金受取〔下県村所左衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	郡割夫銭受取証〔平賀村名主圧右衛門→五郎兵衛新田名主〕	姓代)	普請箇所取調べ書提出日限などの廻状〔中之条役所→三ツ井村他一○村名主・組頭・百
		状	状	状	状	状		状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	

<u>_</u>	=	=	=	_																		
		_	=	==0	=	=	_	完	큿	401	흜	흪	100	<u>=</u> 0	=======================================	101	100	九九九	六	一卆	=	*
午年一一月三日	午年一〇月一九日	午年九月一七日	午年九月三日	午年九月二日			午年八月		午年八月一〇日	午年六月一七日	午年五月二二日	午年三月一四日	午年三月九日	午年二月	午年二月二七日	巳年一一月	巳年一〇月二二日	巳年一〇月一〇日	巳年九月二五日	巳年七月四日	巳年五月一五日	
郡中入用割賦日時通知廻状〔郡中代瀬左衛門→三ツ井村他一○村名主〕主衆〕	代官御目見につき名前を書出すようにとの廻状〔郡中代瀬左衛門→三ツ井村他一二村名	中之条役所よりの廻状受取〔落合村役元→五郎兵衛新田名主衆〕	暴瀉病の療治方法についての触廻状〔中之条役所→三ツ井村他一○村役人〕	中之条陣屋先触など受取〔御馬寄村川役人→五郎兵衛新田所左衛門〕	鰥寡人の詳書〔名主所左衛門〕	孤独難渋・農業出精・高齢者名前書上	鰥寡人名前上申書〔所左衛門→中之条役所〕		中之条役所先触受取〔入布施村名主→五郎兵衛新田名主〕	在方芝居禁止の再触廻状〔中之条役所→三ツ井村他一○村名主〕	桑山圭助様他四名出役の先触廻状〔郡中代瀬左衛門→三ツ井村他一○村名主〕	米穀融通の触・人相書の廻状〔中之条役所→三ツ井村他一○村名主〕	五郎兵衛新田所左衛門賄い代受取〔中之条瀬左衛門→牧布施村直右衛門〕	牢賄い入用村高割などの書付	郡中割ならびに持参日限の通知廻状〔中之条役所→三ツ井村他一○村名主・組頭〕	郡中入用割の日時通知の廻状〔郡中代瀬左衛門→三ツ井村他一○村名主衆〕	御用につき召喚の廻状〔中之条役所→春日村他二村名主〕	代官帰府日時を知らせる廻状〔郡中代瀬左衛門→三ツ井村他一○村名主〕	代官入陣につき御目見日時を知らせる廻状〔郡中代瀬左衛門→三ツ井村他九村名主〕	阿部伊勢守卒去につき鳴物停止の廻状〔中之条役所→三ツ井村他一○村役人〕	松平若狭守へ御目見につき通達〔成瀬由兵衛他一名→所左衛門〕	頭〕
状 状		状	状	状	状	状	状		状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状

	-		月このとってをいうよりを折分して、「多道学」ですってすぎを言す		
**	=	午年二二月一二日	後月にてき中之余より。子則与衛亲田ででの人员・駕箭等: 手酉ブの労働、オ村董平 11所り		
4			嶋僖一郎→中之条他五村〕	状	
	二	午年一二月一七日	濃州石津郡幸七人相書の廻状〔中之条役所→三ツ井村他一○村〕	状	
	=======================================	未年二月	五郎兵衛新田へ郡中入用勘定を渡してほしい旨の廻状〔中之条村与惣→春日村他六村名		
			主衆〕	状	
	듯	未年七月朔日	幸助分官録置米覚	状	
	二九	未年七月四日	郡中惣代入費受取〔御普請掛出張惣代→五郎兵衛新田名主衆〕	状	
	===	未年七月一二日	法度箇条書写順達の廻状〔臼田村甚左衛門→掛間村他一五村名主〕	状	
	Ξ	未年七月一四日	牢屋建替え目論見につき出金の相談依頼の廻状〔郡中代嘉十郎→三ツ井村他一○村名主衆〕:	状	
	≣	未年八月二四日	牢屋佐屋建替えの出金につき相談日時の通知廻状〔郡中代嘉十郎→三ツ井村他一○村名		
			主衆〕	状	
	≣	未年九月朔日	代官着陣につき御目見日時通知廻状〔郡中代嘉十郎→三ツ井村他九村名主〕	状	
		未年一一月	郡中割受取〔御影村名主七郎→五郎兵衛新田名主〕	状	
	壹	未年一二月	江戸ならびに陣屋所の百姓宿の名前届け方書付(雛形)〔何村名主たれ→坂木役所〕	状	
	三	申年二月一七日	新規鉄銭使用につき銅小銭との引替え方の廻状〔御影役所→支配所村々一同〕	状	
	丰	申年二月二七日	代官の陣屋への出張願いのため五郎兵衛新田庄右衛門他一名が郡中惣代として出府した		
			ことの通知廻文〔平賀村名主→瀬戸村他六村名主衆〕	状	
	츳	申年七月二八日	私領巡見につき通行筋支障のないようにとの廻状〔中之条役所→桜井新田他五村名主・		
			組頭・百姓代)	状	
	三				
	_	申年八月九日	巡見御通行につき出役すべきところ病気になったので代役を勤めてほしいとの書状〔佐		
			廢文助→所左衛門〕	状	
	=	申年八月九日	急御用につき封書の順達方廻状〔佐藤文助→平沢村他一二村役人〕	状	
	==0	申年一一月四日	銅小銭受取ならびに代銭世話料渡し通〔木村董平手附岩片音太郎→名主所左衛門〕	状	

	-																							
三	=	_	三萬〇	二四九	賣	一四十	二	三		三		园		100	壹	픚	킅	듳	듶	三四四	Ξ	圭	=	
戌年七月朔日	戌年正月一一日	酉年一〇月一九日		酉年一〇月一九日	酉年一〇月一〇日	西年一〇月五日	西年一〇月五日	酉年一〇月朔日	西年九月二八日	西年九月二六日	酉年九月一九日	西年九月一四日		酉年九月一三日	西年九月一一日	西年九月九日	酉年九月二日	西年八月一六日	西年八月七日	西年七月二三日	西年五月四日	西年四月五日	酉年三月一五日	
郡中諸入用仮割の廻状〔中之条村源蔵→桜井新田他五村名主〕	郡中入用割廻状〔源蔵→桜井新田他五村名主〕	郡中諸入用割の会合日時の通知廻状〔中之条村源蔵→桜井新田他五村名主〕		郡中代よりの廻状受取〔下県村善兵衛→五郎兵衛新田所左衛門〕	御影陣屋直原林助よりの御用状受取〔腰越村名主→五郎兵衛新田村名主〕	代官到着延引のことを先村へ継ぎ送る旨の書状〔牧布施村名主→五郎兵衛新田名主〕	代官廻村追触請取〔長窪新町名主→五郎兵衛新田名主衆〕	御用につき人足手配方の先触〔安藤伝蔵手代浅尾恒介他一名→和田宿他五村〕	代官先触など受取〔牧布施村名主→五郎兵衛新田名主〕	中之条役所廻状など受取〔牧布施村名主→五郎兵衛新田名主〕	臼田村よりの代官廻村の廻状受取〔→五郎兵衛新田名主衆〕	代官触書受取〔下県村名主→五郎兵衛新田名主〕	つき廻状〔弥右衛門→春日新町他八村名主〕	代官廻村先へ破免願いに度々罷出てはいけないということおよび道橋掃除通知方通達に	中之条役所廻状受取〔牧布施村名主→五郎兵衛新田名主〕	役所廻状受取〔春日村名主→五郎兵衛新田名主〕	役所廻状受取〔下県村名主→五郎兵衛新田名主〕	役所廻状受取〔下県村名主→五郎兵衛新田名主〕	役所廻状受取〔下県村名主→五郎兵衛新田名主〕	殿様着陣日時の通知廻状〔中之条村源蔵→桜井新田他五村名主〕	牢番勤番につき廻状〔中之条村源蔵→桜井新田他五村名主〕	公文書受取〔八幡宿問屋→五郎兵衛新田名主〕	当酉三月仮郡中割受取〔郡中代嘉十郎→五郎兵衛新田名主〕	
状	状	状		状	状	状	状	状	状	状	状	状	状		状	状	状	状	状	状	状	状	状	
_		_		_	_	_				_					_	_	_			_		_		

																						2	6
圭	吉	云	六	至	卖	宝	云	壹		三		云	莹丸	奏	五五	弄	臺	丟	臺	臺	圭	五	四
亥年一一月一三日	亥年一〇月二六日	亥年九月九日	亥年七月一〇日	亥年三月二二日	亥年正月一九日	亥年正月一〇日	戌年一二月	戌年一二月八日		戌年一〇月二九日	戌年九月二二日	戌年七月二三日	戌年七月六日	戌年五月二五日	戌年五月二二日	戌年五月二〇日	文化一〇年閏一一月朔日	西年一一月二〇日	西年一一月一四日	酉年一一月六日	酉年一一月二日	一一月一八日	三月朔日
臨時取締りのため廻村の廻状〔腰越村御用先甘利八右衛門手代小川磐次郎→小平村他六	止宿の村変更の廻状〔田村忠作→下畑村他五村名主〕	代官目通りにつき名前書差出すようにとの廻状〔郡中代太右衛門→三ツ井村他九村名主〕:	博奕賭の諸勝負法度の廻状〔中之条役所→三ツ井村他一○村役人〕	郡中代交代引渡し方滞り出入につき故障の有無申立て方廻状〔役所〕	役所廻状受取〔五郎兵衛新田名主→牧布施村名主〕	役所廻状受取〔取出町村名主→五郎兵衛新田名主衆〕	一一月分郡中割受取〔郡中代源蔵→五郎兵衛新田名主衆〕	上納金・郡割などの覚	役人	郡中惣代交代期日につき組合惣代一両人出頭要請廻状〔中之条役所→三ツ井村他一○村	召喚状〔中之条役所→五郎兵衛新田所左衛門〕	殿様御目見日限につき書状〔源蔵→所左衛門〕	菓子料理等の品売買禁止につき廻状〔中之条役所→三ツ井村他一○村役人〕	刑部卿逝去につき普請鳴物停止の触の急廻状〔中之条役所→三ツ井村他一○村役人〕	増田磐七郎様が普請役格になった通知の廻状〔郡中代太右衛門→三ツ井村他一○村名主〕	江戸出府命令につき廻状〔大原左近預り役所→佐久郡高野町村名主庄左衛門他三名〕	出頭命令廻状〔中之条役所→臼田村他四村〕	役所廻状など受取〔下県村名主→五郎兵衛新田名主〕	名主らが出張するようにとの役所内意通知状〔中之条村瀬左衛門→所左衛門他二名〕	役所廻状受取〔下県村名主→五郎兵衛新田名主〕	中之条役所よりの刻付廻状受取〔入布施村名主→五郎兵衛新田名主衆〕	郡中諸入用一一月割につき廻状〔中之条村源蔵→桜井新田他五村名主〕	郡中割永高につき廻状〔源蔵→桜井新田他五村名主〕
	状	状	状	状	状	状	状	状	状		状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状
	_		_		_	_	_	_	_		_		_	_	_	_	_						

등 듯	츳	춫	츳		숲	云	츷	듯	둣	충	二式	둦		141	芸		三宝		二七四	141	=	
三月一七日	三月一六日	三月一一日	三月朔日		二月二七日	二月二七日	二月一九日	二月一六日	二月八日	二月八日	二月七日	二月四日		正月二九日	一月二九日		正月二四日		正月二二日	亥年一二月二〇日	亥年一一月	
郡中代廻状受取〔桜井新田名主重右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕差紙につき着届け書〔第七大区五小区佐久郡五郎兵衛新田柳沢所平〕	御勘定様らの通行の模様などを知らせる書状〔杢右衛門→役元〕	先触廻状受取〔桜井新田役元→五郎兵衛新田役元〕	代官所元締らへの祝儀など入用残金送り状〔田中茂左衛門→柳沢所左衛門〕	名主衆〕	荒地明細帳作成の通知および宗門帳認め方などにつき廻状〔臼田村名主→下越村他九村	布告の届書を張紙通り直して提出する旨などの書状〔副区長→五郎兵衛新田戸長〕	会合の際に取締り役筋のことについても一通り話すつもりである旨の書状〔依田→柳沢〕↓	新銭引替え方につき書状〔所左衞門→弥五右衞門〕	預りの御用状箱返却の添状〔八郎→所平〕	取締りよりの触書借用依頼状〔若水→柳沢〕	役所廻状受取〔桜井新田重右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	旧書類引渡し方につき書状〔小林金兵衛→柳沢所三郎他一名〕	杢右衛門→柳沢所左衛門〕	御影陣屋の荷物等の差送り方につき下県村半右衛門から内々に聞いた咄の報知状〔掛川	孝明天皇祭典につき出頭要請状〔六小区扱所→五郎兵衛新田用掛〕	吉より依頼された旨の書状〔中之条塚田耕蔵→五郎兵衛新田柳沢所平〕	年頭に山崎様から内命がありながらその後無沙汰につき問合せてほしい旨を上戸倉村梅	主	代官の奥方死去につき組合惣代が悔みにいく旨の廻状〔臼田村名主→桜井新田他五村名	上洛につき取締りを厳重にするようにとの廻状〔中之条役所→三ツ井村他一○村役人〕	郡中諸入用を削減するようにとの再達状〔高橋仁太夫〕	村役人〕
状 状	状	状	状	状		状	状	状	状	状	状	状	状		状	状		状		状	状	状

	春日村探索結果を届けさせるようにしてほしい旨の書状〔中之条伊藤与五蔵→五郎兵衛	七月二一日	
			= 0
状	郡中代へ渡す金子預り証文〔依田源四郎→柳沢所左衛門〕 状	七月二〇日	三〇九
状	中之条への過怠人同道による出張日時通知状〔岡部弥右衛門→柳沢所左衛門〕	七月一八日	흣
状	村境図面・知県事巡見延引の申達し状〔中之条局伊藤与五蔵→所左衛門〕	七月一五日	104
状	戸長〕		
	第百六拾三号布告板摺配付の廻状〔第九区副区長小平八蔵→八幡村他四村村々戸長・副	七月五日	흦
状	役所廻状受取った旨などの書状〔桜井新田名主万次郎→名主柳沢所左衛門〕 ***	七月四日	
状	元締当郡へ出役の伝達方などにつき書状〔三井村名主佐藤茂左衛門→柳沢所左衛門〕	六月二五日	NO N
状	代官着陣につき廻状〔郡中代太右衛門→三ツ井村他一○村名主衆〕	六月二二日	<u>=0</u>
状	印券など受取〔瀬左衛門→五郎兵衛新田飛脚〕	六月五日	<u>=0</u>
状	他二村名主〕		
	巡見の中之条旦那方への礼金相談などにつき出向依頼状〔五郎兵衛新田名主→入布施村	六月三日	10
状	囲穀および浪士一件につき廻文〔五郎兵衛新田名主→入布施村他三村名主〕	五月二九日	MOO
状	急布告書受取〔矢嶋村戸長→五郎兵衛新田戸長〕	五月二〇日	二九九
状	布告書受取〔矢嶋村戸長→五郎兵衛新田戸長〕	五月一四日	卖
状	田方植付注進書の提出場所につき廻状〔臼田村名主→下越村他九村名主衆〕	五月一一日	二之
状	文之丞他九名に対する出頭命令状〔中之条庁→五郎兵衛新田文之丞他九名〕	五月三日	六
状	高札立替えにつき人足手間賃貸	四月~五月	二宝
状	伊那県への出張方依頼状〔取出町村前嶋清次郎→五郎兵衛新田柳沢所平〕	四月二八日	二九四
状	取締り役人廻村の通知状〔本新町村名主→五郎兵衛新田名主〕	四月九日	三
状	左衛門〕		
	出穀仕方につき役所との掛合方依頼書〔桜井新田名主万次郎→五郎兵衛新田名主柳沢所	四月九日	売
状	中之条役所交代につき案件申送りの内願依頼状〔土屋直右衛門→柳沢所左衛門〕 **	三月二八日	売

	书	イ官の省景界隆了気に、含書お「丁県村オヴ七郎兵衛→名主柯が戸去衛門」	-	=	
	9	二、其中之可言及奇。 与三中已下三方司	九月一八日	Ē	=
	状	田方検分として家老中通行の報知状〔矢嶋村名主弾右衛門→名主柳沢所左衛門〕 ∀	九月一八日	三	_
	状	中之条附一件相談のための出席依頼状〔阿部源右衛門→中桜井臼田治兵衛〕	九月一三日	壹九	=
	状	代官軽井沢宿に宿泊の報知状〔郡中代瀬左衛門→三ツ井村他一一村名主〕	九月六日	言力	=
	状	地方諸色取調べ出役様の廻村日程報知状〔蓬田村小松勘左衛門→柳沢所平〕	九月六日	壹九	_
	状	中之条表への礼などにつき相談のため訪問する旨書状〔矢嶋村名主→五郎兵衛新田名主〕状	九月四日	圭九	_
	状	諸事取締り方につき所存伝達依頼状〔最寄三人→役元〕	九月三日	三九	=
	状	御出役様廻村につき相談のための出張依頼廻状〔春日村五郎兵衛→春日新田他五村名主〕状	九月二日	言九	=
	状	門→柳沢所左衛門〕			
		五郎兵衛新田か桜井新田のどちらかへ役所出役を依頼する書状〔入布施村田中七郎右衛	八月二九日	三 八	=
	状	衛新田名主〕			
		郡中代より代官江戸発駕の沙汰があれば知らせる旨の書状〔下県村名主善兵衛→五郎兵	八月二八日	三 八	=
	状	五郎兵衛新田小平忠内〕			
		区画改正条例冊未着のため控冊を回達し閲覧に供する旨などの書状〔下県村木内源太→	八月二三日	三八	=
	状	松野武一郎御影陣屋へ引越しの通知廻状〔郡中代瀬左衛門→三ツ井村他一○村名主衆〕 状	(月二三日	三 八	=
	状	引換銭札差出し方達書〔中之条出張所→五郎兵衛新田所平〕	月一一日	壹八	-
	状	場所見取絵図面供与依頼状〔御馬寄名主政之丞→柳沢所左衛門〕	月一一日	三八	=
	状	検見のための代官着陣日時通知廻状〔郡中代太右衛門→三ツ井村他一○村名主衆〕	八月八日	三八	=
	状	役所へ祝儀のための出役人の入用書などを送付した旨の書状〔→名主所左衛門〕	月四日	三八	=
	状	代官所元締らへの祝儀などの覚〔出役入布施〕	月二日	三八	_
	状	中之条への出役役人の帰還問合せ状〔御馬寄村名主政之丞→名主柳沢所左衛門〕	七月二九日	三七	
	状	き合わない旨の書状 〔望月宿伊藤与五蔵→所左衛門〕			
		知事案内のためかねて依頼の絵図面を送ってほしい旨および春日辺探索の者にいまだ行	七月一四日	= +:	
_	状	新田所左衛門〕			

· 듯	九月一九日	除地改めの役人出張の先触れがあった旨の書状〔相浜村名主碓氷文左衛門→名主柳沢所	
		垩	状
三九	九月二〇日	代官在陣の際の出迎え方などにつき書状〔直右衛門→柳沢所左衛門〕	状
=0	九月二〇日	近村の着陣窺い方などの風聞につき書状〔納茅直右衛門→柳沢所左衛門〕	状
圭	九月二〇日	代官の在陣・廻村予定の通報方依頼状	状
=	九月二三日	代官の中之条より御影陣屋への入陣予定を知らせる廻状〔郡中代太右衛門→三ツ井村他	
		一〇村名主衆〕	状
壹	一九月二五日	代官着陣につき御目通り刻限の通知廻状〔郡中代太右衛門→三ツ井村他九村名主〕	状
臺	九月二六日	巡見使入用割合未済の村々を役所へ訴えるための出張要請状〔臼田村名主→平賀村他一	
		村名主	状
壹	一 九月二七日	廻村順につき通知状〔御影小宮山三四郎→柳沢所左衛門〕	状
픛	九月二九日	代官の廻村日程につき廻状〔郡中代嘉十郎→三ツ井村他一○村村々名主衆〕	状
三	九月二九日	代官休泊地への挨拶予定などにつき書状〔前山村取締役重右衛門→五郎兵衛新田取締役	
		所左衛門)	状
賣	閏九月二九日	増米一件につき郡中代会合をひらきよろしく取計らってくださいという願書〔入布施村	
		田中七郎右衛門→五郎兵衛新田柳沢所左衛門〕	状
壹	九月三〇日	代官下着を承知した旨などの書状〔木内七郎兵衛他一名→柳沢所左衛門〕	状
	九月	代官臼田村休泊の旨の通知状〔今岡村名主→五郎兵衛新田名主〕	状
盂	一〇月三日	代官廻村の際の長窪宿休泊日問合せの飛脚への言い含め依頼状〔和田宿名主→柳沢所左	
		衛門)	状
三	一一〇月四日	代官休泊予定村の通知状〔前山村名主→五郎兵衛新田名主〕	状
圖	一一〇月四日	増米に関する触書を二通写取り差出した旨の書状〔下県村本間善兵衛→柳沢所左衛門〕	状
	一一〇月五日	代官の宿泊方が不明である旨の書状〔柳沢吉右衛門→柳沢所左衛門〕	状
三	一一〇月五日	代官宿泊の旨通達の返状〔入布施村名主七郎右衛門→名主所左衛門〕	状

_	状	細寺権右衛門→柳沢所左衛門〕			
		二納金割付の趣は承知した旨および殿様見送りのため出役する等の書状〔桜井新田より		霜月一〇日	壹
_	状	郡中割日時通知の廻状〔郡中代太右衛門→三ツ井村他一○村名主衆〕		一一月三日	-
_	状	貨幣増鋳および引きかえ方の布告〔太政官〕		一〇月	툿
	状	郡中割日時通知の廻状〔郡中代源蔵→三ツ井村他一○村名主衆〕		一〇月晦日	증
	状	出頭命令廻状〔中之条役所→五郎兵衛新田他一○村〕	日	一〇月二九日	宝丸
	状	中之条への祝儀代金覚〔長崎屋喜兵衛→柳沢〕	日	一〇月二九日	養
_	状	借金返済延引の詫状	日	一〇月二八日	=
_	状	伊那県制造の銭札引換えの願書〔吉右衛門→所左衛門〕	日	一〇月二八日	_
					至
_	状	状〔塚田瀬左衛門→柳沢所左衛門〕			
		昨年中の配慮に対する礼と元締へ礼としてさしあげようとする器物についての相談の書	H	一〇月二七日	橐
_	状	両郡米高通達方につき書状〔仁兵衛→柳沢所左衛門〕	H ,	一〇月二四日	臺
	状	御巡見様休泊等につき惣代出役の廻状〔臼田村名主→下越村他九村名主〕	日	一〇月二二日	壹
_	状	郡中割につき廻状〔中之条村郡中代源蔵→桜井新田他四村名主衆〕	H	一〇月二〇日	臺
_	状	郡中割の立会日時通知廻状〔郡中代源蔵→三ツ井村他一○村名主〕	H	一〇月一七日	臺
_	状	附届け一件の相談のための出張要請状〔厘左衛門→所左衛門〕	H	一〇月一七日	臺
_	状	嶋僖一郎→名主所左衞門〕			
		よんどころない所から内密糺方を頼まれたので取計い方を頼む旨の書状〔中之条陣屋小	H	一〇月一〇日	臺
_	状	今晩代官が村方に止宿するかどうかの通知依頼状〔八幡宿問屋→五郎兵衛新田名主〕		一〇月七日	高九
_	状	左衛門)			
		中之条代官の五郎兵衛新田への休泊日時連絡依頼状〔八幡宿名主依田太郎兵衛→柳沢所		一〇月六日	賣
_	状	役所御用状の送達方依頼状		一〇月六日	一一
_	状	代官宿泊予定通知状〔下県村名主→五郎兵衛新田名主〕		一〇月五日	壽

툿	三八0	三大	툿	丰	圭	宝宝		=	<u></u>		<u></u>	四十四	三七三	王	三十	마	三六	츳	三		픗	芸	三六四
一六日	一四日	二二月	一二月三〇日	一二月二九日	一二月二五日	一二月二五日		一二月二四日	②一二月二四日		①一二月二三日		極月一七日	極月一七日	一二月一七日	一二月一五日	一二月一四日	一二月一一日	一二月四日		一一月二六日	一月二〇日	一一月一一日
取締り役人宿泊予定の通知状〔重助〕	代官送迎仕方につき書状〔下県村木内所左衛門→柳沢所左衛門〕	新貨幣通用の太政官達書〔太政官〕	公役様出立予定日の通知状〔臼田村万右衛門→所左衛門〕	金田様出役の際の茶代送付への礼状〔春日縫左衛門→名主所左衛門〕	役人が塩名田宿へ休泊につき宿まで出向要請状〔沓掛宿土佐元右衛門→柳沢所左衛門〕	出張役人への宿割り方などにつき依頼状〔沓掛宿より土佐元右衛門→柳沢所左衛門〕	廻状〔五郎兵衛新田名主→牧布施村他三村名主〕	藩県石代値段・正月上納猶予・松餝飾り方などにつき御影出張惣代より書状到来につき	御影出張惣代より書状到来につき村々への廻達方依頼状〔忠内→役元〕	兵衛新田小平忠内•惣代衆〕	藩県石代値段・正月上納猶予・松餝飾り方などにつき書状〔御影出張彦一他二名→五郎		取締り出役につき通知してくれたことへの礼状〔本新町村名主彦右衛門→名主所左衛門〕	上納命令あるまで上納金を納入者へ預け置くための手配依頼状〔役元→同役〕	役所廻状受取〔桜井新田名主→五郎兵衛新田名主〕	一七日に御影へ御礼出役することを承知した旨の返書	遠作のため米価高直につき酒造稼ぎ皆止め願いなどの下書	郡中代廻状受取〔桜井新田→名主所左衛門〕	上納金を割賦にて納める旨の書状〔入布施村名主七郎右衞門→名主所左衞門〕	どうか問合せ状〔入布施村田中茂左衛門→柳沢所左衛門〕	今朝お触のあった極難渋の者取調べの件につき来る二七日までに取調帳を役所へ送るか	八十歳以上の者取調書への調印方など依頼状〔副区長小平八郎→八幡村他二村〕	軍鑑羅紗マンテル代金賞〔御影大和屋佐久三→依田仙右衛門〕
状	状	状	状	状	状	状	状		状	状			状	状	状	状	状	状	状	状		状	状
_	_	_	_	_	_	_	_		_	_				_	_	_	_	_	_	_		_	

至	图0日	图0三	E0:	10	00	三	壳	売	卖	莹	三品	壹	弄	売	売	壳	츳	츷	츳	풒	云	츷	플
役人通行の廻状受取〔入布施村名主→五郎兵衛新田名主〕	紀伊宰相が将軍養君として本丸に逗留の旨の触書〔中之条役所〕	無宿入牢諸入用・扶持米代下金を引いた金子請高書付	御影付郡中取締り役名前書	代官・用人・元締などへの諸出費覚	元締らへの廻村祝儀などの覚	五郎兵衛新田百姓の献金高書上	元締様以下諸役人・召使下男下女・江戸詰合への入金高覚	上納金額につき元締様との交渉経過の報知状	御巡見様一行入用割合につき書状〔飯島定右衛門→柳沢所左衛門〕	村用多い時節のため取締役御免願書〔所左衛門他三名〕	中之条陣屋・中野陣屋・御影陣屋・飯嶋陣屋および塩尻取締役所の印図写	風俗取締りに対する請書	鉄砲証文・質札書改め願書〔五郎兵衛新田名主・与頭・百姓代→荒井平兵衛中之条役所〕	凶作につき役所へ提出する倹約の仕法書の下書	代官木村董平の合印写	万延元年三月・前年一一月本丸炎上につき普請金献金額ならびに人数の覚	明日の御見分耕地の場所柄につき問合せ状〔三人→役元〕	元締らへの礼金覚	代官川上金吾助の教訓書	触書請取	代官の献立覚	飯塚次郎兵衛代官親子の支配期間の覚	代官所元締らへの祝儀入用などの控
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	絵図	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状

В

土

地

_																	番文号書	
10 延宝九年八月	九 延宝九年六月	へ延宝九年六	+ 延宝九年六月	、 延宝九年六月四	三 寛文五年霜月二二		置 寛文五年九	三 寛永四年八	[2]		=		一寛永一一年	一寛永三年一二月	_	寛永三年一	方書 年	
月	月一七日	月一七日	月一七日	月四日	月二二日		九月九日	八月五日					一年二月五日	二月		一月	代	
新田畑切添改	書入手形(小	書入手形〔半	書入手形〔太郎〕	書入手形(下仁	田売渡し状	官	沓沢・前山両	寺領屋敷につ	芝間開発許可	丘衛〕	矢嶋新田役について参内・	郎兵衛〕	矢嶋新田役に	矢嶋原芝間開		矢嶋原芝間開発許	文	
めにつき一切	「小兵衛他六名→三左衛門	〔半右衛門他七夕	郎兵衛他六夕	田	(原新田村売)		村嶽に五郎兵	いての書置	可状		ついて参内・		新田役について参内・	原芝間開発許可状下書		可状	書名	
.畑切添改めにつき一切隠していないという手形〔九兵衛他六五名→三左衛門〕	→三左衛門〕	衛門他七名→三左衛門〕	兵衞他六名→三左衞門〕	七兵衛他六名→三左衛門〕	村売主忠左衛門他二名→武右衛門〕		衛新田が無断で入山し伐木につき訴状	〔渡辺武太夫〕			陣番等の公儀のこと以外は免許の達書		陣番等の公儀のこと以外は免許の達書	膏〔高木三左衛門他一名→市川五郎兵衛〕		〔松平因幡守内高木三左衛門他一名→市川五		
五名→三左衛門〕							〔沓沢村名主・百姓→代				〔金田靱負→市川五郎		〔渡辺武太夫→市川五			郎兵衛〕		
状	状	状	状	状	状	状	代	状	状	状		状		状		状	形態	
_		_	_	_	_	_		_	三	_		$\stackrel{-}{\rightarrow}$		四六		_	数量	

=	状	岩下村他三村との入会山論につき入布施村他六村訴状	元禄四年四月	=	3
_	状	行所〕			5]
		岩尾村他六村との山論につき入布施村他二村返答書〔入布施村名主尚左衛門他七名→奉	元禄二年五月二五日	_ :	В±
				三	
_	状	質物畑手形〔御馬寄村畑主市助他一名→原新田村三左衛門〕	元禄二年四月六日	긎	地
	状	銭直納の訳書〔名主三左衛門他八名〕			
		岩尾村他六村と前山・沓沢村との入会山出入一件御詮議につき上申書および入会山林夫	貞享五年七月	亖	
$\stackrel{\rightharpoonup}{=}$	状	三左衛門他八名〕			
		御馬寄村他六村と前山・沓沢両村との入相山出入につき五郎兵衛新田他四村口書〔名主	貞享五年七月	긆	
_	状	村長兵衛他七名〕			
		岩尾村他七村より前山村他四村に懸る入会山出入につき訴状〔三羽七右衛門代官所岩尾	貞享五年七月	-	
_	状	田地書入証文〔半右衛門→名主・年寄〕	貞享二年極月一〇日	\equiv	
_	状	田畑売渡し手形(下原村地主平十郎他四名→三右衛門)	天和四年三月	=	
_	状	田地質入手形〔伝四郎他三名→三左衛門他一名〕	天和四年正月二〇日	=	
_	状	曹入手形〔伝九郎他三名→長右衛門他二名〕	天和四年正月一一日	元	
_	状	田地書入手形〔借人又左衛門他一名→三左衛門他一名〕	天和四年正月一一日	六	
_	状	田畑家屋敷永代売り手形〔下原村平三郎→三左衛門・年寄衆〕	(天和三年)一二月一四日	干	
_	状	畑地出入解決の手形〔矢嶋村長右衛門他三名→矢嶋村次右衛門他八名〕	天和三年四月一九日	元	
_	状	田畑家屋敷売渡し証文〔証文主太郎兵衛→庄屋・年寄衆〕	天和三年二月	玉	
	状	田畑家屋敷売渡し証文〔田地売主久左衛門他九名→市郎左衛門〕	天和二年三月一二日	<u> </u>	
	状	ようにとの証文〔下原村久右衛門他一名→庄屋・年寄衆〕			
		公儀への年貢・セリ金その他わき借金迷惑につき家屋敷田畑を処分して済ませてくれる	天和二年三月朔日	Ξ	
	状	田地書入手形〔吉三郎他一二名→三左衛門〕	天和二年二月二〇日	Ξ	
_	状	田地書入手形〔伝四郎他五名→三左衛門〕	天和二年二月二〇日	=	

四四四	=	四二	=	_	79	图0		壳	픗	亳	픗	壸	三四	畫	壹	Ξ	흥	元	늣		Æ.	79	三	
元禄一〇年二月	元禄一〇年二月一五日	元禄一〇年二月五日	元禄一〇年二月四日	元禄一〇年二月四日		元禄九年極月一四日		元禄九年四月一九日	元禄九年四月一六日	元禄九年正月三〇日	元禄八年三月二五日	元禄八年正月二〇日	元禄七年八月一〇日	元録七年五月一九日	元禄七年四月	元禄六年八月一四日	元禄六年正月晦日	元禄五年六月朔日	元禄三年一一月二八日			元禄	(元禄四年)	
田地売渡し証文	田地質置手形〔金借り主惣右衛門他三名→弥左衛門〕	預り金証文〔金預り主平右衛門他一名→弥左衛門〕	貸付金内訳の控〔三左衛門→清兵衛〕	田地質物手形〔金借り清兵衛他二名→三左衛門〕		田地売渡し証文〔矢嶋村売主金右衛門他二名→伊左衛門〕	三左衛門他二名〕	矢嶋村喜右衛門と同村喜兵衛・茂兵衛の土地出入一件お尋ねにつき口書〔原新田村名主	畑永代売渡し手形(下書共)〔御馬寄村売主市助他二名→原新田三左衛門〕	田質入による預り金証文〔預り主与惣右衛門他一名→三左衛門〕	畑林永代譲渡証文〔林畑売主弥次右衛門他三名→三左衛門〕	田質入による借金証文〔借主清兵衛他一名→三左衛門〕	分地をもらうに際し母へ年々食料・生活費を渡すという覚書〔平右衛門他三名→母〕	田質入による借金証文〔かり主太郎兵衛他一名→三左衛門〕	田質入による預り金証文〔半右衛門他一名→三左衛門〕	見取場の一部を役人に案内しない訳お尋ねにつき上申書〔名主三左衛門他八名〕	田地売渡し証文〔田地売主九兵衛他三名→三左衛門〕	田地質入による借金証文〔原新田借人九兵衛他二名→角右衛門〕	田地売渡し証文〔地売主九兵衛他二名→三左衛門〕	岩下村との入会山論裁許状	佐久郡岩尾七村、布施七村、前山・沓沢二八村、下塚原村と春日村・同新町・片倉村・	春日村・同新町との入会山論につき岩尾村他六村訴状〔岩尾七村〕	岩下村他三村との山論につき入布施村他六村訴状	
状	状	状	状	状		状	状		状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状		状	状	
	_	_	_						=	_				_				_				_	_	

夳	六	五.	29	=		=	_	台	壳	兲	平	兲	歪	곮	至	吾	五	吾	四九	鬥	四七	哭	四五
	寬延元年九月	寛延元年九月	寛延元年九月	寬延元年九月		元文四年四月	(元禄一四年)四月二二日		元禄一四年卯月二一日	元禄一四年四月一八日	元禄一四年二月二日	元禄一三年四月二日	元禄一三年正月	元禄一二年一二月	元禄一二年一二月一五日	元禄一二年一二月一〇日	元禄一二年三月二七日	元禄一一年一一月二四日	元禄一一年二月一〇日	元禄一〇年	元禄一〇年一二月一〇日	元禄一〇年七月一二日	元禄一〇年三月一三日
	通用道のための地替証文〔宇右衛門他二名→弥五右衛門〕	通用道のための地替証文〔地替主弥五右衛門他二名→宇右衛門〕	通用道のための地替証文〔吉左衛門他二名→宇右衛門〕	通用道のための地替証文〔宇右衛門他二名→吉左衛門〕	衆	蓬田村忠兵衛持地と徳左衛門地内との引替証文〔五郎兵衛新田名主・組頭→八幡宿名主	相浜反歩書付〔相浜村名主金兵衛・年寄→名主三左衛門〕		林永代売渡し証文〔上新田村林売主半右衛門他二名→相沢兵右衛門〕	田質入による借金手形〔かり主弥四郎→三左衛門〕	畑質入による預り金手形〔下原村金預り主三郎兵衛他一名→三左衛門〕	預り金証文〔矢嶋村九十郎他一名→原新田村三左衛門〕	親が二六年前に質入した田地を請返したい旨の訴状〔原新田村兵右衛門→代官〕	預り金証文〔矢嶋村金預り主九十郎他一名→原新田村三左衛門〕	畑売渡し証文〔畑主久兵衛他二名→三左衛門〕	畑売渡し手形〔売主半右衛門他三名→干助〕	屋敷田畑売渡し代金請取〔原新田村次郎兵衛→三左衛門〕	林売渡し代金請取〔与五右衛門→三左衛門他三名〕	借金証文〔借人清左衛門他一名→三左衛門〕	蓬田・桑山両村との入相争論につき返答書〔しうや五右衛門他二名〕	田売渡し証文〔売主弥四郎他二名→三左衛門〕	田質入による普請金借用手形〔借り主平右衛門→三左衛門〕	林売渡し代金請取手形〔原新田村林売主善之助他一名→三左衛門〕
	状	状	状	状	状		状		状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状

	士	吉	六九	交	=	_	空	突	宝	应	空	空	三	\equiv	10	九	八	七	六	五	I	⇉	=	
	宝永四年三月八日	宝永四年三月七日	宝永四年三月七日	宝永三年一一月一八日	巳年四月	宝永三年四月一一日		宝永二年一二月二三日	宝永二年一二月二二日	(元禄)	元禄一六年一一月五日	元禄一六年三月一五日			亥年霜月二五日	戌年一二月一九日	戌年一二月六日	戌年三月二〇日	酉年二月朔日	元文二年一二月	正徳六年三月六日	元禄一六年二月一六日	元禄一五年一二月二七日	元禄一五年一二月二三日
	屋敷売渡し証文〔売主十兵衛内儀おミや他三名→三左衛門〕	畑永代売渡し手形〔売主佐兵衛他二名→三左衛門〕	畑永代売渡し証文〔喜右衛門他四名→三左衛門〕	林売渡し証文〔中原村林売主源介他二名→上新田村三左衛門〕	名所畑作面・借利金の覚〔孫市〕	畑売渡し手形〔畑売主孫市他一名→三左衛門〕		田質入による預り金証文〔金預り主半右衛門他一名→三左衛門〕	田質入による借金証文〔金借り主三右衛門他一名→三左衛門〕	兄弟田畑高訳けにつき願書〔原新田村三左衛門→矢嶋村名主・年寄〕	畑売渡し証文〔畑売り主九兵衛他一名→三左衛門〕	田質入による預り金証文〔預り主与惣右衛門他一名→三左衛門〕	守護札	石高・納米などの書付	足袋・豆代金等請取〔宇右衛門→勘右衛門〕	金銭勘定書付〔清太夫→所左衛門〕	小麦・大麦時種量書付〔吉右衛門〕	米・金銭勘定書付〔清太夫→所左衛門〕	甚右衛門分田畑請取	森右衛門分高・反別などの書付	田地引替手形〔中原源介→原新田所左衛門〕	小作籾請取〔矢嶋村武右衛門→三左衛門〕	金子請取〔武右衛門→三左衛門〕	地代残金請取〔矢嶋村武右衛門→原新田村三左衛門〕
,	伏	状	状	状	状	状		状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状
-		_	_	_	_	_				_	_	_	_	_	_		_	_	_			_	_	

請取手形〔三郎兵衛→三左衛門〕証文〔金預り主文左衛門他二名→御馬寄村市之丞〕	質地借金返済につき請取手形田質入による預り金証文〔金〕	- 正徳三年三月二七日 - 正徳三年二月二一日	할 호
貝)を正く「を頁)にてに断りむころ、即号子寸すことで(畑売主庄右衛門→三左衛門)	田質しこよる質りを正と畑売渡し証文(畑売主圧		소 소
〔畑売主庄右衛門→又市〕	畑売渡し証文(畑売主圧	〕正徳三年二月二日	力0
〔金預り主伊左衛門他二名→小平〕	預り金手形(金預り主伊	. 正徳二年一二月	八九
〔林売り主半十郎他一名→三左衞門〕	林売渡し手形(林売り主	、 正徳二年一〇月一九日	仌
原村地主儀右衛門他二名→御馬寄村庄屋市左衛門・年寄〕	原村地主儀右衛門他二名		
御馬寄村安左衛門が儀右衛門屋敷内に引越すに際し芝切場へは入れないという証文〔下	御馬寄村安左衛門が儀右	正徳二年一〇月四日	수
・林跡等お尋ねにつき無い旨の上申書〔名主三左衛門他八名→代官〕	無高の場所・林跡等お尋	、 正徳二年六月	公
〔預り主甚右衛門→三左衛門〕	田質入による預り金証文	一 正徳二年二月一五日	숲
〔原新田村借主三二二一他三名〕	質地による借金証文〔原	正徳二年正月六日	合
〔五本木預り主長兵衛他一名→原新田三左衛門〕	畑質入による預り金証文	一 正徳元年一二月	全
〔金預り主加左衛門他一名→三左衛門〕	田質入による預り金手形	宝永八年二月二〇日	仝
〔当村売人千勝他四名→徳右衛門〕	田地売渡し証文 (当村売-	宝永八年二月六日	^
〔御馬寄村市左衛門・年寄他一村→原新田村三左衛門・年寄衆〕	ない旨の証文〔御馬寄村書		
下原芝間は用水および橋普請の芝切場につき屋敷をとりたてたり私用の芝を切ったりし	下原芝間は用水および橋並) 宝永七年八月二三日	
お尋ねにつき長念寺除地・明神免田がある旨の上申書〔三左衛門他五名→代官〕	お尋ねにつき長念寺除地	宝永七年六月	去
〔金預り主七之丞他一名→三左衛門〕	田質入による預り金手形	宝永七年三月八日	夫
〔金預り主武兵衛他一名→三左衛門〕	田質入による預り金証文	宝永七年二月六日	井
〔田地売主孫市他一名→三左衛門〕	田地永代売渡し手形〔田	宝永七年二月三日	夫
〔金預り主孫市他一名→又六〕	田質入による預り金証文	宝永六年二月二六日	宝
地質入による預り金手形〔金預り主三郎兵衞他二名→三左衞門〕	田地質入による預り金手形	1 宝永六年二月一八日	占
地売渡し証文〔原新田村売主甚右衛門他一名→沓沢新田村平太夫〕	田地売渡し証文〔原新田は	宝永六年二月一〇日	士
〔畑主甚右衛門他一名→三左衛門〕	畑売渡し証文〔畑主甚右衛	一宝永五年三月一一日	主

=	=	-	- I	20	BOI	0	<u>=</u>	10		100	=	_	九九		仌	卆		卆	宝	九四
享保六年三月	享保六年二月	(享保六年)二月二〇日		享保五年二月	享保五年二月二三日	享保四年一一月一〇日	享保三年一一月	享保三年一一月		享保三年四月	享保二年五月	享保二年五月			享保二年五月二三日	享保二年正月二六日		正徳六年三月	正徳五年五月四日	正徳五年二月二三日
るが出作できないので取上げ地にしてほしいという願書〔五郎兵衛新田矢嶋村越石百姓吉右衛門欠落につき矢嶋村の年貢未進分は弁納するが吉右衛門持高については一高であ	一高をすべてとりあげられても異論ない旨の口上書〔名主三左衛門他二名〕矢嶋村からの欠落の吉右衛門の年貢未進の訴えに対し弁納できないので兄弟三人所持の	兵衛他六名→川井清蔵〕		田地売渡し手形〔五郎兵衛新田田地売主忠左衛門他二名→所左衛門〕	売渡した畑歩相違につきお改めの節申訳する旨の覚書〔源介他一名→原新田村三左衛門〕	質地証文〔八幡町売主文右衛門他一名→根々井村利兵衛〕	伝助畑代金請取〔武右衛門他一名→三左衛門〕	預り金証文(金子預り亀太郎)	→五郎兵衛新田名主・年寄衆〕	死去の子供の畑地につき一両受取り以後異論のない旨の一札〔沓沢村伝升親与五郎兵衛	新発田畑切添場所改めにつき無い旨の上申書〔名主三左衛門他八名→代官〕	新発田畑切添場所改めにつき無い旨の上申書〔名主三左衛門他九名〕		門	田質入による預り金手形〔五郎兵衛新田金預り主所左衛門他二名→上州下仁田太次右衛	田畑林売渡し証文〔田畑売主甚右衛門他七名→所左衛門〕	主→五郎兵衞新田村名主〕	御馬寄村市郎左衛門高を五郎兵衛新田村の帳面に記入してほしい旨の願書〔御馬寄村名	林永代売渡し手形〔林売主伊左衛門他一名→三左衛門〕	田地永代売渡し証文〔田地売主武左衛門他二名→十兵衛〕
	状	状		状	状	状	状	状	状		状	状		状		状	状		状	状
	-	_		_	_	_		_	_		_	_		_		_	_		_	_

4	11 1	B :	上	地																			
	픚	듶	三四	壹	Ξ	Ξ	ΙΞO	二九	三	==	三	五	<u></u>	Ξ	Ξ	Ξ	110	10元	릇	104		[29]	
	享保一五年一一月	享保一四年一二月	享保一四年一二月	享保一四年一二月	享保一四年一二月五日	享保一二年七月	享保一二年七月	享保一二年七月	享保一二年二月	享保一二年正月	享保一一年一二月二五日	享保一一年三月	享保一一年二月二日	享保一〇年一二月六日	享保九年一二月	享保八年三月二七日	享保七年二月	享保七年二月	享保七年二月	享保六年		享保六年七月	
門)	田質入による預り金手形〔上州下仁田金預り主茂右衛門他一名→五郎兵衛新田弥五右衛	田質入による借金証文〔借り主長右衛門他一名→三左衛門〕	田畑譲渡証文〔五郎兵衛新田三左衛門他二名→源右衛門〕	田畑譲渡証文(下書共)〔五郎兵衛新田三左衛門他二名→弥五右衛門〕	屋敷質置手形〔屋敷主半兵衛他一名→かせ屋伝兵衛〕	田畑潰地の無い旨の上申書〔名主三左衛門他四名→平賀役所〕	起返しの田畑有無お尋ねにつき無い旨の上申書〔五郎兵衛新田名主三左衛門他五名〕	新開の田畑有無お尋ねにつき無い旨の上申書〔名主三左衛門他五名〕	畑質置売渡し手形〔五郎兵衛新田午右衛門子重次郎他一名→弥五右衛門〕	畑永代売渡し手形〔五郎兵衛新田売主重次郎他一名→弥五右衛門〕	田地代金返済手形〔原新田三左衛門→口入市川四郎兵衛他一名〕	重次郎・武右衛門持高高違い一件埒明の証文〔持高主重次郎他三名→弥五右衛門他一名〕	田質入による借金証文〔借り主金二郎他一名→三左衛門〕	林永代売渡し証文〔売り主甚右衛門他一名→弥五右衛門〕	年貢を上納できないので畑を差出すという証文〔安左衛門→名主・組頭衆〕	田質入による預り金手形〔預り主弥五右衛門→佐右衛門〕	林売渡し証文〔平井村の内五本木林売主半左衛門他四名→五郎兵衛新田所左衛門〕	田地売渡し手形〔五郎兵衛新田売主孫市→源右衛門〕	林売渡し証文〔五本木林主半左衛門他三名→所左衛門〕	書入田地出入和談証文〔五郎兵衛新田村八郎兵衛他一名→御馬寄村庄屋甚左衛門他五名〕	衛門他一四名→三郎兵衛他二名〕	伊左衛門・六兵衛・吉右衛門持高矢嶋分の上地一件済口証文〔五郎兵衛新田村地主伊左	吉右衛門兄六兵衛他四名→内藤下総守役所〕
状		状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状		状
_			_	=	_	_	_	_	_	_	_	_	_	→	_	_	_	-	_	_	二		三

_	三	享保一六年二月一六日	宝泉寺名田・半四郎分の反別・分米書上〔宝泉寺→原新田弥五右衛門〕	状	_
_	六	享保一六年二月	い旨の一札(山浦		
			村田地主治兵衛他一名→五郎兵衛新田弥五右衛門〕	状	
_	三 京	享保一六年八月	御林立木・野山改めにつき無い旨の上申書〔五郎兵衛新田名主→平賀役所〕	状	_
_	高	享保一七年二月二六日		状	_
_	三	享保一八年極月	畑林売渡し証文〔地主武兵衛他一名→弥五右衛門〕	状	_
_	三	享保一九年三月	質田地証文〔五郎兵衛新田質地主弥五右衛門他四名→小諸本町儀左衛門〕	状	
_	三	享保二〇年三月	田地売渡し証文〔五郎兵衛新田重宝院他一名→五郎兵衛新田三左衛門〕	状	
_	声	享保二〇年一二月	田質入による借金証文〔上州宮替戸村茂右衛門他一名→三左衛門〕	状	
_	玉	(享保)正月二四日	年貢未進金その他借金を畑を処分することによって済ませてほしい旨の証文〔安左衛門		
			→三左衛門・年寄〕	状	_
_	美元	元文元年八月	田畑名寄覚〔御馬寄弥兵衛→原新田弥五右衛門〕	状	
_	듣	元文二年二月九日	田地売渡し証文〔田地売主武右衛門他一名→弥五右衛門〕	状	
_	兲	元文二年一二月	質田地売渡し証文〔上州売主森右衛門他四名→上州下仁田中町菅や伊兵衛他一名〕	状	_
_	· 元	元文三年三月	田地売渡し手形〔田地売人源右衛門他二名→千助〕	状	_
_	一 0 0 1	元文四年三月	屋鋪質流れ証文〔屋敷売主武右衛門他二名→喜兵衛〕	状	_
_	四十	元文四年三月	質畑売渡し証文〔売り主武右衛門他一名→弥五右衛門〕	状	_
_	国中	元文四年四月一九日	田地売渡し証文〔田地売主弥八他一名→弥五右衛門〕	状	_
	四一	元文四年四月二一日	田地場所間違いにつき引替えの一札〔八幡宿徳右衛門他一名→五郎兵衛新田名主衆〕	状	
_	間	元文四年四月	内証で引替に五郎兵衛新田村の田地を売渡した申訳として田地寄進の証文〔八幡町地主		
			徳左衛門他二名→五郎兵衛新田村名主衆〕	状	_
_	平	元文五年二月二二日	無尽金請取と引替えに所持の田地を七年季で差出す証文〔上州砥沢村半兵衛→新田名主		
			弥五右衛門)	状	_
_	四 突	寛保二年二月	市川五郎兵衛拝領地内の田地売渡し証文〔田地主福香院他三名→長念寺隠居〕	状	_

空	三	六	六〇	一	兲	至	弄	垂	- 語		五	四	=	=	_	臺	至	五		吾	一四九	쯴	型型
宝曆七年八月二三日	宝曆六年一二月	宝曆六年三月	宝曆六年二月	宝曆五年三月	宝曆五年三月	宝曆四年三月	宝曆二年四月	寛延四年三月	寛延四年三月		文政四年八月	文政四年二月	寛延三年六月	寛延三年六月	寛延三年六月		寛延三年二月	延享三年一二月		延享三年八月	延享三年二月	寛保三年一二月二一日	寛保二年三月
下原往還端の芝間に新屋敷出来に際し以後双方一切私用では立入らない旨の証文〔御馬	畑永代譲渡証文〔畑売主市川五郎兵衛→五郎兵衛新田名主・年寄〕	田地質置証文〔五郎兵衛新田質田地主所左衛門他二名→御馬寄村要右衛門〕	屋敷地買請けにつき地境等取極め書〔南屋敷主定七他二名→源右衛門〕	田地質置証文〔質田地主庄兵衛他三名→所左衛門〕	田地質置証文〔質地主清右衛門他三名→所左衛門〕	質田地売渡し証文〔五郎兵衛新田質地主所左衛門他四名→妙香院〕	畑質置証文〔中地村質畑主源蔵他三名→五郎兵衛新田所左衛門〕	田地永代売渡し証文〔当村田売地主徳右衛門他三名→源右衛門〕	田地質置証文〔質田地主徳右衛門他三名→廿日講仲間衆〕	役元〕	所左衛門より源右衛門へ田地返却につき高訳願書〔田地譲渡主所左衛門他三名→矢嶋村	田地譲り請状〔田地譲請人源右衛門他三名→所左衛門〕	田地譲り請状〔所左衛門→源右衛門〕	預かり田地を売買・質入等しない旨の証文〔所左衞門他一名→源右衞門〕	田地譲り状〔地主源右衛門他二名→所左衛門〕		水帳・無反別・無石盛・分郷お尋ねにつき上申書〔名主源右衛門他五名→平賀役所〕	買取った畑の名代を願い畑証文を預ける際の約定書〔福宝院→所左衛門〕	一名→市川五郎兵衛〕	市川五郎兵衛屋鋪添え芝間を郷中庵地として引請の証文〔五郎兵衛新田名主源右衛門他	質田地売渡し証文〔田地売主又六他二名→庄兵衛〕	田地質置証文〔売主弥五右衛門他二名→山浦喜左衛門〕	畑売渡し証文〔畑売主次郎右衛門他一名→吉弥〕
	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状		状	状	状	状		状	状	状		状	状	状
	_	_		_	_	_			_	_		_	_		_				_		_	_	_

一宝		一把	一生								141	=	140	一六九	一	一空	一					<u></u>	
三 明和八年七月		四 明和八年二月	三 明和七年二月		≖ 寛政一○年四月		四 寛政一〇年四月	三 寛政一〇年四月一三日	二 天明六年三月	一明和六年三月	=	一明和四年四月	0 宝曆一三年三月	3、宝曆一二年三月	六 宝曆一一年一二月	平 宝曆一一年一一月	☆ 宝暦一〇年五月	三安永三年一一月	二 安永二年一一月	一 宝曆九年一二月	六五	窗 宝曆九年三月	
お尋ねにつき祖々父弥左衛門開発の甲斐沼原見建新田のことにつき上申書〔所左衛門〕	門→岩村田会所〕	譲り状があるにもかかわらず田畑を渡さない多忠の吟味願書〔岩村田訴訟人百姓喜右衛	質置畑売渡し証文(質地主政右衛門他二名→所左衛門)	札〔五郎兵衛新田太四郎他一名→矢嶋村名主善左衛門他一名〕	矢嶋村久七・弥四郎一件の夫銭支払い命令による支払いの延期許可につき五人組連印一	他四名→蓑笠之助中之条役所〕	矢嶋村役人より太四郎へかかる訴訟内済につき取下げ願書〔矢嶋村名主訴訟方善左衛門	太四郎出金分の久七・弥四郎一件夫銭割覚	年貢上納滞りにつき質地証文〔田地売主清太夫他二名→原新田与右衛門他一名〕	年貢上納滞りにつき質地証文〔質田地主市左衛門他一名→半右衛門〕		田畑質置証文〔田地方三左衛門他二名→所左衛門〕	畑質置添証文〔中地村質地主源蔵他二名→原新田所左衛門〕	畑質置証文〔中地村売主三郎右衛門他一名→五郎兵衛新田所左衛門〕	畑質置証文(下書共)〔質畑売主伝左衛門他三名→作兵衛ノ子小七〕	質田地売渡し証文〔田地渡し主源右衛門他二名→所左衛門〕	質入金・小作入上米などの内吟味上申書〔名主所左衛門他五名→平賀役所〕	屋敷林譲渡証文〔屋敷林売主元坦後家他三名→所左衛門〕	居屋敷質置証文〔居屋敷主市之丞他二名→所左衛門〕	家屋敷自分名義で買取りに際し貢租などの上納依頼状〔伝兵衛→元坦〕		林売渡し証文〔林売主次郎左衛門他一名→所左衛門〕	寄村市左衛門他三名→原新田村三左衛門・年寄衆〕
状	状		状	状		状		状	状	状		状	状	状	状	状	状	状	状	状		状	状
-	_		_	_		_		=	_	_			_	_	二	_	_	_	_	_		_	_

4	.b 1	B :	r.	地																			
	九四	立	초	五	=	_	一		一公元	즛	수	六	全	合	<u></u>		즈	二	合	一式	兲	丰	美
きくしきミー	安永八年三月	安永八年三月	安永七年七月	安永七年三月	申年一一月	安永五年一二月			安永五年八月	安永五年四月	安永四年五月	安永三年八月	安永三年六月	安永三年三月	安永二年一一月		安永二年七月	安永二年七月	安永二年三月	明和九年	明和九年三月	明和九年三月	明和八年一一月
田堂至正、写也三三元时,广元时月	畑質置証文〔畑売主三左衛門他二名→所左衛門〕	田地質置証文〔質地主源右衛門他三名→所左衛門〕	切添・切開地の再お改め赦免願書〔名主所左衛門他五名→平賀役所〕	田地質置証文〔重次郎跡式引請人親類三左衛門他二名→所左衛門〕	質地の高・納米などの覚〔徳兵衛→所左衛門〕	畑質置証文〔質地主徳兵衛他二名→所左衛門〕		川甚右衛門他一名〕	田地質入による借金証文〔五郎兵衛新田借用主吉兵衛他二名→江戸八丁堀五丁目金主市	田地質置証文〔質地主源右衛門他三名→所左衛門〕	林譲渡証文(写共)〔林売主清左衛門他二名→名主・組頭〕	小平村と芦田宿組合との入会山論内済証文〔芦田宿入会山組合惣代間屋重三郎他一五名〕	原村と下中込村との千曲川境出入内済証文〔佐久郡原村名主又三郎他二五名〕	畑質置証文〔質地主文助他二名→郷中名主所左衛門〕	畑質置証文〔質地主政右衛門他三名→所左衛門〕	所)	下県村と岩尾村との千曲川境出入済口証文・同取替証文〔下県村名主惣吉他五名→評定	今岡村と岩尾村との千曲川原間境出入内済証文〔今岡村名主弥五右衛門他二〇名〕	畑林質置証文〔質地主市右衛門他三名→質地請取主郷中他一名〕	延享二年百姓持林書上	田畑質地証文〔田畑売主源右衛門他二名→所左衛門〕	荒地起返しの場所吟味につき上申書〔名主所左衛門他五名→川嶋宇兵衛他一名〕	田地質置証文〔質田地主徳兵衛他四名→所左衛門〕
犬	状	状	状	状	状	状		状		状	状	状	状	状	状	状		状	状	状	状	状	状
		_	_	_	_	_				_	=	_	_	_	_	=		_	=		_	_	_

IIY 列即元年四月		二 天明六年三月	一天明六年三月	듳	三量 天明六年三月	三國 天明六年三月	三三 天明五年	三三天明五	三天明	三 天田	三 天	츳	101-1	긎	三金	NOI	<u>=</u> 0 <u>=</u>	101	101	100	一九九	一	一卆	一类	
		天明六年三月	天明六年三月		天明六年三月	天明六年三	天明五年	天明五	天明	天品	天	=													
星	重出					月	五年三月	五年三月	五年三月	天明三年四月	天明三年四月	天明三年三月	天明三年三月	(天明二年~文化四年)	天明二年一一月	天明二年三月	天明二年三月	安永一〇年四月一三日	安永一〇年三月	(安永九年)	安永九年四月	安永九年四月	安永八年三月	安永八年三月	
質地語文表よび同沼書(質地主大利田村名主三郎沙仙三名――――――――――――――――――――――――――――――――――――		質置の新々畑の小作入高の書付〔仙助〕	畑質置証文〔質地主仙助他二名→所左衛門〕		屋敷地の一部の売渡し証文〔売主徳右衛門他二名→名主・組頭〕	畑質置証文〔質地主徳右衛門他二名→弥五右衛門〕	居屋敷書入による借金手形〔半七他二名→名主・組頭〕	畑質置証文〔質地主源右衛門他二名→弥五右衛門〕	畑売渡し証文〔畑売主源右衛門他二名→所左衛門〕	居屋敷加質による借金証文〔金借用主崎右衛門他六名〕	林永代譲渡証文(下書共)〔林譲り主忠次郎他一名→名主・組頭〕	田地質置証文〔御馬寄村質地主字兵衛他二名→所左衛門〕	新屋敷田地として郷中芝地払い下げ許可等の礼状〔藤吉他九名→名主・組頭〕	天明二年・文化三~五年本田・新田・改田石高書付	畑売渡し証文〔売主清右衛門他一名→五郎兵衛新田所左衛門〕	質地証文〔五郎兵衛新田質地主勘左衛門他一名→八幡宿七郎兵衛〕	畑林売渡し証文〔売主文五郎他二名→所左衛門〕	居屋敷質入による借金証文〔金預り主忠左衛門他一名→名主・組頭〕	新々畑質入による借金手形〔金預り主又右衛門他三名→妙香院〕	安永九子年見付畑の調書	田地質置証文〔五郎兵衛新田質地主新助他二名→所左衛門〕	林売渡し証文〔林売主定七他一名→所左衛門〕	畑質置証文〔質地主三左衛門他一名→所左衛門〕	林売渡し証文(下書共)〔売主清左衛門他一名→名主・役人衆〕	
为	犬	状	状		状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	
_					_	_		_	_		二	_	_	_	_	_	_	_	_	_		_	_		

17	В :	土	地																			
三	喜	壹	츳	圭		픚	=	_	壹	三四	=	-	≣	=	_	Ξ	Ξ	=	-	===	二九	큿
寛政三年三月	寛政二年一二月	寛政二年一二月	寛政二年極月一七日	寛政二年四月		寛政二年二月	寛政元年閏六月	寛政元年四月		寛政元年三月	寛政元年三月	寛政元年三月		天明八年一一月	天明八年一一月		天明八年三月	天明七年一〇月	天明七年一〇月		天明七年三月	天明六年一一月
畑売渡し証文〔畑売主勘右衛門他一名→所左衛門〕	畑売渡し証文〔御馬寄村与右衛門他一名→所左衛門〕	畑林売渡し証文〔売渡主三左衛門他一名→所左衛門〕	田畑売渡し代金の内訳覚〔抜井村利兵衛→原新田所左衛門〕	田地売渡し証文〔抜井村田地売主権四郎他五名→抜井村内蔵之介〕	九名	数年来の土地売買のため御高状不分明につき録段改め承知の一札(写共) 〔三左衛門他三	質地金滯り出入内済につき上申書〔願人忠右衛門他一名→岩村田役所〕	質地金滞りにつき訴状〔訴訟人忠右衛門他一名→内藤志摩守岩村田役所〕		林売渡し証文〔林売主千助他一名→弁吉〕	質地の内高預りの覚(下書共)(堂地預り主庄兵衛→名主・組頭)	畑質置譲渡証文(下書共) 〔質地主庄兵衛他二名→観音堂分名主・組頭〕		畑小作証文〔小作人福仙院他一名→所左衛門〕	畑売渡し証文〔売渡主福仙院他一名→所左衛門〕		田地引替取替証文〔御馬寄村地主市太夫他一名→五郎兵衛新田役人衆〕	万右衛門より譲渡された田地の寄合持証文〔当人常右衛門他一名→所左衛門〕	田地質流れ証文〔譲渡主塩名田宿万右衛門他一名→常右衛門〕		預り金手形〔金預り主源八後家他一名→所左衛門〕	林売渡し証文(林売渡主作之丞他一名→所左衞門)
状	状	状	状	状	状		状	状		状	状	状		状	状		状	状	状		状	状
_	_	_	_	_	=		_	四		_	=	\equiv		=	_		_	_	_		_	_
	三 寛政三年三月 畑売渡し証文〔畑売主勘右衛門他一名→所左衛門〕	三 寛政三年三月 畑売渡し証文〔畑売主勘右衛門他一名→所左衛門〕三0 寛政二年一二月 畑売渡し証文〔御馬寄村与右衛門他一名→所左衛門〕	三 寛政三年三月 畑売渡し証文〔畑売主勘右衛門他一名→所左衛門〕 三 の 寛政二年一二月 畑売渡し証文〔御馬寄村与右衛門他一名→所左衛門〕 二 の	三 寛政三年三月 畑売渡し証文〔畑売主勘右衛門他一名→所左衛門〕三 寛政二年一二月 畑売渡し証文〔衛馬寄村与右衛門他一名→所左衛門〕三 寛政二年極月一七日 田畑売渡し託文〔元渡主三左衛門他一名→所左衛門〕	三一寛政三年三月一三、寛政二年一二月一三、寛政二年一二月一三、寛政二年極月一七日一三、寛政二年極月一七日一三、寛政二年極月一七日一三、寛政二年極月一七日一三、寛政二年極月一七日一三、寛政二年極月一七日一三、寛政二年極月一七日一三、寛政二年極月一七日一三、寛政二年極月一七日一三、寛政二年極月一七日一三、寛政二年極月一七日一三、寛政二年極月一七日一三、寛政二年極月一七日一三、寛政二年極月一七日一三、寛政二年極月一三、寛政二年極月一三、寛政二年極月一三、寛政二年極月一三、寛政二年極月一三、寛政二年極月一三、寛政二年極月一三、寛政二年極月一三、寛政二年極月一三、寛政二年極月一三、寛政二年極月一三、寛政二年極月一三、寛政二年極月一三、寛政二年極月一三、寛政二年極月一三、寛政二年極月一三、寛政二年極月一三、寛政二年極月一三、寛政二年極月一三、寛政二年極月一三、寛政二年極月一三、寛政二年極月一三、寛政二年極月一三、寛政二年極月一三、寛政二年極月一三、寛政二年極月一三、寛政二年極月一三、寛政二年極月一三、寛政二年極月一三、寛政二年極月一三、寛政二年極月一三、寛政二年極月一三、寛政二年極月一三、寛政二年極月一三、寛政二年極月一三、寛政二年極月一三、寛政二年極月一三、寛政二年極月一三、寛政二年一三、寛政二年一三、寛政二年一三、寛政二年一三、京、京、京、京、京、京、京、京、京、京、京、京、京、京、京、京、京、京、京	 三、寛政三年三月 一三、寛政二年一二月 一三、寛政二年一二月 一三、寛政二年一二月 一三、寛政二年一二月 一三、寛政二年一二月 一三、寛政二年一二月 一三、寛政二年極月一七日 一一、田畑売渡し証文〔カ馬・村・中本・中央・京本・大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	 三、寛政二年二月 一三、寛政二年四月 一三、寛政二年四月 一三、寛政二年極月一七日 一三、寛政二年極月一七日 一三、寛政二年一二月 一三、寛政二年一二月 一三、寛政二年一二月 一三、寛政二年一二月 一三、寛政二年一二月 一三、寛政二年一二月 一三、寛政二年一二月 一三、寛政二年一二月 一三、原政二年一二月 一二、原政二年一二月 一三、原政二年一二月 一三、原政二年一二月 一二、原政二年一二月 一二、原政二年 「一二 一二、原政二年 「一二 一二、原政二年 「一二 一二、原政二年 「一二 一二、原政二年 「一十、「一十、「一、「一、「一、「一、「一、「一、「一、「一、「一、「一、「一、「一、「一、	三 寛政二年三月 質地金滞り出入内済につき上申書〔願人忠右衛門他一名→岩村田役所〕 三元 寛政二年三月 数年来の土地売買のため御高状不分明につき録段改め承知の一札(写共)〔三左衛門他三 九名〕 田地売渡し証文〔抜井村田地売主権四郎他五名→抜井村内蔵之介〕 三元 寛政二年一二月 畑木売渡し証文〔抜井村田地売主権四郎他五名→抜井村内蔵之介〕 畑木売渡し証文〔カル名〕 畑木売渡し正文〔カル名〕 田地売渡し正文〔カル名〕 田地売渡し正文〔カル名〕 田地売渡し正文〔カル名〕 田地売渡し正文〔カル名〕 田地売渡し正文〔カル名〕 田地売渡し正文〔カル名)所左衛門〕 田地売渡し正文〔カル名) 田地売渡し正文(カル名) 田本の正文(カル名) 田本の正文の正文(カル名) 田本の正文の正文(カル名) 田本の正文の正文(カル名) 田本の正文(カル名) 田本の正文の正文(カル名) 田本の正文(カル名) 田本の正文の正文(カル名) 田本の正文(カル名) 田本の正文の正文(カル名) 田本の正文の正文(カル名) 田本の正文の正文(カル名) 田本の正文の正文(カル名) 田本の正文(カル名) 田本の正文の	一 寛政二年四月 「	□ 寛政二年四月	□ 寛政二年三月 株売渡し証文〔 株売主手助他 名→所左衛門〕	 二 寛政元年三月 一 寛政元年三月 一 寛政元年四月 一 寛政二年四月 一 寛政二年回月 一 知元渡し証文〔抜井村田地売主権四郎他五名→内藤志摩守岩村田役所〕 状	一 寛政元年三月	「	□□□ 寛政二年二月 畑穴裾正文(小作人福仙院他一名→所左衛門) 状況 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	一天明八年一一月	三 寛政二年一月	三	□ 元 元 元 元 元 元 元 元 元	□	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	□ 京政二年二月 現金手形(金預り主蘇八後家他一名→所左衛門) 状状 三

	状	田地質置証文〔塩沢村質主文右衛門他二名→五郎兵衛新田常右衛門〕	寛政六年三月	_	
				四三	
_	状	他一名→奉行所〕			
		入布施村との入会秣場出入につき前山村他四一村訴状〔御料私領四二村惣代前山村名主	寛政五年	四四	
_	状	裁許に従う旨の一札〔五郎兵衛新田名主所左衛門他三名〕			
		入会秣場内へ入布施村が新林を設けた一件の訴訟のため惣代への江戸出役願いならびに	寛政五年八月	画	
	状	二名→五郎兵衛新田名主・組頭衆〕			
		入布施村と四二村との入会秣場出入の惣代引請け方依頼状〔桜井新田名主次郎右衛門他	寛政五年八月	츷	
	状	役組頭吉左衞門〕			
		四二村入会秣場へ入布施村が新林を設けた出入の江戸出役惣代依頼状〔五郎兵衛新田出	寛政五年八月	=	
	状	所			
		四三村入会秣場へ入布施村新林設置につき訴状〔前山村他四四村→広瀬伊八郎中之条役	寛政五年六月	_	
				흣	
$\stackrel{-}{\longrightarrow}$	状	払い方取極書〔組合四三村〕			
		前山・沓沢他四三村入会秣場の内へ入布施村が新林を建てた一件出入の際の諸入用費支	寛政五年六月	臺	
_	状	姓代〕			
		入会秣場へ新林をつくったことに関する訴訟の差紙拝見証文〔入布施村名主・組頭・百	寛政五年八月四日	=	
_	状	四名→広瀬伊八郎中之条役所〕			
		入布施村が入会山へ新林をつくったことに関する訴訟の返答書〔入布施村名主弥兵衛他	寛政五年六月二八日	_	
				三	
_	状	田地売渡し証文〔御馬寄村市太夫→所左衛門〕	寛政五年四月	臺	
_	状	人七郎兵衛他九名〕			
		八幡宿七郎兵衛の矢嶋村における小作地の作人に関する出入内済証文(写共) 〔八幡宿願	寛政四年三月	三	4
_	状	質入林の引渡し方をめぐる出入の内済証文〔矢嶋村売主周次他六名→八幡宿七郎助〕	寛政四年三月	畫	8

-	19 1		<u></u>	TH																		
=	=	_	臺	莹	훌	一员	壳	一型	賣	曼		四四	=		=				땓		=	=
明治一四年一一月二三日	天保六年一二月	寛政七年三月		寛政七年三月	寛政七年三月	寛政七年三月	寛政七年三月	寛政六年一二月	寛政六年一一月	寛政六年一一月		寛政六年一一月			寛政六年九月		寛政六年九月		寛政八年八月	H	(寛政八年)八月七~二〇	寛政七年一一月
武兵衛・所平の論所林境立改めの書付〔柳沢所左衛門他二名〕 絵図	林譲渡証文〔林譲渡主長之助他一名→所左衛門〕	林譲渡証文〔林売主武兵衛他一名→所左衛門〕		田地譲渡証文〔田地売主市大夫他二名→弁吉〕	家質による借金証文〔金借り主平重郎他二名→所左衛門〕	加質による借用証文〔質地主岡右衛門他一名→所左衛門〕	畑・居屋敷質入による借金証文〔忠右衛門他一名→名主〕	畑質入による借金証文〔金預主与惣右衛門→役元〕	畑売渡し証文〔畑売主御馬寄村佐五兵衛他一名→所左衛門〕	畑売渡し証文〔畑売主久蔵他一名→所左衛門〕	村惣代前山村重右衛門他二名→河尻甚五郎中之条役所〕	入会山のことで入布施村が種々我意を申し立てるので調停してほしい旨の口上書〔二九	この度の入用夫銭金高およびその割高の通知状〔前山村文左衛門→所左衛門〕	→佐久郡三○村惣代山本前山村組頭重右衛門他二名〕	山稼の杣が嶽山の境を越えて伐木した一件の和談書〔諏訪郡芹か沢村杣奥右衛門他八名	惣代山元前山村金右衛門他二名→諏訪郡芹か沢村・湯川村役人惣代〕	諏訪郡芹か沢村・湯川村の百姓が嶽山境を越えて伐木した一件の和談書〔佐久郡三二村	役所〕	常右衛門の質地金滞り出入訴状への添翰依頼状〔名主所左衛門他二名→蓑笠之助中之条		常右衛門一件経過記録	質地添証文〔塩沢村質地主文右衛門他二名→原新田常右衛門〕
図	状	状		状	状	状	状	状	状	状	状		状	状		状		状			横	状

00	79		武兵衛林見取図	×	_
· ·	臺	寛政七年一二月	田地請戻しにつき売上金取極め取替証文〔安五郎→所左衛門〕	状	
	盖	寛政八年三月	質地差出しに際しての奥印願書〔七左衛門他一名→役元〕	状	
	臺	寛政八年三月	辰の春田地払代金差引きの覚〔喜十郎→役元〕	状	_
	弄	寛政八年四月	安永六年に三左衛門が質入した田地を所左衛門が肩代わりして受け戻した際の証文〔完		
			渡主三左衛門他三名→所左衛門〕	状	_
	臺				
	_	寛政八年一二月	借金返済につき質地証文返却の証文〔所左衛門→抜井村勘左衛門他二名〕	状	_
	=	寛政八年一二月	権四郎借金返済につき質地証文返却の請取(下書共)〔抜井村質地主添人勘左衛門他二名		
			→所左衛門)	状	_
	=	寛政八年一二月	借金証文〔借用主所左衛門他二名→抜井村内蔵之助〕	状	
	兲	寛政九年三月	借金証文〔借用元縫右衛門他一名〕	状	_
	宝丸	寛政九年六月三日	縫右衛門・五右衛門の地境定杭打証文〔縫右衛門他一名→名主・与頭〕	状	-
	云	寛政九年七月	寄附地証文〔所左衛門→実大寺秀海和尚〕	状	\rightarrow
	云	寛政一〇年三月	田地質置証文〔半左衛門引受伝兵衛他一名→佐右衛門他一名〕	状	
	芸	寛政一一年三月	借金証文〔塩沢新田勝次郎他一名→五郎兵衛新田縫右衛門〕	状	_
	亖	寛政一一年三月	田地質入による借金証文〔金預り主徳右衛門他一名→郷金引受所左衛門〕	状	
	二四	(寛政一一年)六月八日	荒地起返・取下場免上等見分のため出役廻村の急廻状〔蓑笠之助中之条役所→佐久郡小		
			平村他九村名主・組頭・百姓代〕	状	
	芸	寛政一二年二月	林売渡し証文〔林売主庄兵衛他二名→所左衛門〕	状	_
	芸	寛政一二年三月	質地差出し借金証文〔借用主角右衛門他一名→名主所左衛門〕	状	
	云	寛政一二年三月	質地による借金証文〔借用主定右衛門他一名→名主所左衛門〕	状	
	壳	寛政一二年三月	田畑質置証文〔田畑譲渡主源七他一名→所左衛門〕	状	\rightarrow
	完	寛政一二年四月	田地質入による借金証文〔金預り主佐次郎他一名→所左衛門〕	状	-

四	=		=	_	긒	赱	=	_	둣	충	=	-	完	壳	441	圭		三宝	二十四	三	圭	圭	급히
明治五年三月	明治五年正月		安政二年九月	享和三年一〇月		享和三年五月	享和四年三月	享和三年三月		享和三年三月	享和三年三月	享和三年三月		享和二年一二月	享和二年一二月	享和二年一二月		享和二年四月	享和二年三月	享和元年一二月	享和元年一二月	享和元年三月	寛政一二年極月
上地の見舞として小作入籾五○俵を差上る旨の証文〔五郎兵衛新田役人・地持一同→市	市川五郎兵衛知行地耕地場所麁絵図	孫三郎御影役所〕	五郎兵衛新田開発の訳などお尋ねにつき上申書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他三名→森	五郎兵衛新田開発の訳などお尋ねにつき上申書〔名主所左衛門他二名〕		田地売渡し証文〔質地主常右衛門他一名→弁吉〕	借金返済延期願書〔借用主徳右衛門他二名→名主所左衛門〕	加質による借金証文〔借用主徳右衛門他二名→名主所左衛門〕		居屋敷書入による借金証文〔金借用主伝蔵他一名→名主・組頭〕	田地譲渡証文〔譲渡主銀右衛門他一名→所左衛門〕	田地譲渡証文〔譲渡主銀右衛門他一名→所左衛門〕		借金証文〔金借用主忠次郎他二名→所左衛門〕	家屋敷質入による借金証文(下書共)〔金借用主仲右衛門他一名→所左衛門〕	田地質入による借金証文〔金借用主甚左衛門他一名→所左衛門〕	他三名→役人衆〕	家出の半右衛門の借金返済のために持畑を処分したことの引請証文〔半右衛門忰源十郎	加質地証文〔借用主八弥代八平他二名→伊勢講引請所左衛門〕	質地差出し借金証文〔借用主利右衛門他一名→名主・与頭〕	居屋敷質入による借金証文〔借用主藤蔵他二名→名主・与頭〕	畑質置証文〔文兵衛高の内質地主佐左衛門他一名→所左衛門〕	田地質入による借金証文〔金預り佐左衛門他一名→弁吉〕
	絵図	状		状		状	状	状		状	状	状		状	状	状	状		状	状	状	状	状
				_		_	\equiv	_		_	_	_		_	_	_	_		_	_	_		_

Ħ.

三月 享和四年正月 上地の見舞として小作入籾五○俵を差上る旨の書状 川四郎兵衛 川四郎兵衛 〔五郎兵衛新田役人・地持一同· 一市 状 状 状

検地帳有無お尋ねにつき検地帳書上〔名主所左衛門他二名→養笠之助中之条役所〕

居屋敷質入による借金証文〔金借用主忠次郎他二名→所左衛門〕 林質入による借金証文〔金借主勝次郎他一名→五郎兵衛新田縫右衛門〕

文化元年一二月 田地質流れ証文〔五郎兵衛新田質地主常右衛門他一名→下県村善兵衛

常右衛門より買取った田地を請返させることに関する書状〔下県村木内善兵衛→柳沢所

四月二六日

状

状

状 状

文化八年二月六日 文化八年二月 越石書付 高帳寄〔立会与五右衛門他二名〕 算入反別石高書付

츳

(文化元年)

文化九年

高帳寄

申高帳寄

高帳寄

축

云 츳

文化元年四月 文化元年三月 云

状状状状状状状状状状状状状

弘化三年七月二一日 弘化四年八月六日

> 午高帳寄 卯高帳寄 寅高帳寄

未高帳寄

天保一四年八月

天保一三年八月 文政三~六年 文政二年八月 文化元年八月一三日 文化一二年八月二三日 文化一一年八月七日

> 高帳寄 卯高寄 高帳寄

状

状

둜 元 云 亖 云 三四 = 三 元 六 七 六 玉 24 文化二年三月 文化二年三月 文化二年二月 文化二年二月 巳年八月一七日 西年九月三日 巳年七月二〇日 辰年八月一九日 辰年八月七日 丑年九月二〇日 子年八月二三日 嘉永二年 嘉永元年八月二一 日 役所) 田地譲渡証文〔五郎兵衛新田田地売主廿日講惣代弥左衛門他一名→弥宗次内高沓掛宿錠 の証文〔金請取主吉右衛門他一名→所左衛門〕 亡祖父が祖母へ遺した金子を加えて田地を購入したのでその田地は差引き等にしない旨 高帳寄 高帳寄 高帳寄 親源右衛門が譲渡した長百姓名前および下屋敷請取につき以来諸役を勤め 勘左衛門の質地金返済滞り出入訴状の取次書〔名主所左衛門他三名→恩田新八郎中之条 亥高帳寄 戌高帳寄 巳高帳寄 卯高帳寄 寅高帳寄 丑高帳寄 高帳寄〔立会杢右衛門他四名〕 越石書付 巳高帳寄 辰高帳寄 子立高帳寄 高寄の覚 申高帳算入 〔源右衛門他二名→多仲〕 西高帳寄 る旨 0 証文 状 状 状状状状状状状状状状状状

状 状 状

		屋彦右衛門〕	状	_
売	文化二年三月	質地引替証文〔引替地差出人伝兵衛他一名→名主・組頭〕	状	_
二品	文化二年九月	荒地起返しの場所の有無お尋ねにつき無い旨の届書〔名主所左衛門他三名→恩田新八郎		
		中之条役所〕	状	_
完	文化二年一〇月	村方勘左衛門質地を八幡宿太郎兵衛より受戻し一件取計い方伺い書〔五郎兵衛新田名主		
		所左衞門他三名→恩田新八郎中之条役所〕	状	_
卖	文化二年一一月	田地質置証文〔五郎兵衛新田質地主甚兵衛他一名→中居村甚逸〕	状	
-	文化二年一二月	質地差出し借金証文〔金借用主清五郎他三名→名主・与頭〕	状	
壳	文化二年一二月	質地差出し借金証文〔金借用主甚左衛門他二名→名主・組頭〕	状	_
	文化三年正月	寛政度以来の起返し高反別・取米取調べにつき無い旨の注進書〔五郎兵衛新田名主所左		
		衛門他五名→恩田新八郎中条役所〕	状	_
<u></u> ■00	文化三年二月	小作引請につき借金証文〔小作人借用金御馬寄村清左衛門他一名→所左衛門〕	状	_
喜	文化三年三月	田地開作出入につき七郎兵衛吟味願書〔名主所左衛門他五名→恩田新八郎中之条役所〕	状	_
壹	文化三年一二月	田地譲渡証文〔勘兵衛他三名→七兵衛〕	状	
<u>=</u>				
_	文化三年一二月	借金返済につき質地返却の証文〔八幡宿太兵衛他一名→名主所左衛門〕	状	
=	文化六年八月	所持地出入の吟味諸入用出金方につき一札〔当人源左衛門他四名→名主・与頭〕	状	هنت
=	文化七年三月	八幡宿太兵衛へ村内の土地永流れにつき地所請戻し方斡旋願書〔名主所左衛門他八名→		
		牧野大蔵小諸役所〕	状	
辽岛	文化七年	田地譲請証文〔太兵衛→源左衛門・役人〕	状	
Æ.		八幡宿太兵衛一件関係耕地絵図	絵図	$\stackrel{=}{-}$
B 0	文化四年三月	質地差出しによる借金証文〔質地差出借用主三郎右衛門他一名→所左衛門〕	状	
豆	文化四年三月	書入による借金証文〔金借用主文右衛門他一名→所左衛門〕	状	
흜	文化四年三月	畑質入による借金証文(下書共)〔九野右衛門他一名→所左衛門〕	状	$\stackrel{-}{\sim}$

	人名主重右衛門〕		
名→前山村立入	五郎兵衛新田源左衛門質地流地の一件内済議定書〔名主所左衛門他一一名→前	文化七年四月	壹
	質地差出し借金証文〔借用主重兵衞他一名→いせ金当時世話所左衞門〕	文化七年三月	三
	田地代金請取証文〔芦田宿伝左衛門→五郎兵衛新田所左衛門〕	文政九年四月	75
	田地売渡し証文〔五郎兵衛新田田地預り人所左衛門他二名→芦田宿伝左衛門〕	文化一〇年三月	三
名	多仲死去につき多仲所持の田地売渡し証文〔弥惣次他八名→芦田宿伝左衛門他一	文化九年一一月	=
	門)		
伝 左 衛	田地質置証文〔五郎兵衛新田質地譲渡主多仲他二名→当村所左衛門高□入芦田宿伝左衛	文化七年三月	_
			晝
	質地を元村へ請戻したい旨の願書〔所左衛門他二名→稲垣藤四郎中之条役所〕	文化七年二月	==0
	名主・与頭〕		
闁→	年季地として譲渡した地面の高・小作入についてお尋ねにつき返答書〔名主勘左衛門→	文化六年八月	三九
	質地村方へ請戻したく願書〔名主所左衛門〕	文化六年八月	픗
	兄弟分地高反別覚〔彦五郎忰兄半五郎→名主所左衛門〕	文化六年六月	三七
	畑譲渡証文〔畑譲渡主又右衛門他一名→所左衛門〕	文化六年五月	프
	畑質入による借金証文〔金借用主半右衛門他一名→所左衛門〕	文化六年三月	三五
	加質による借金証文〔金借用主藤吉他一名→所左衛門〕	文化六年三月	三四四
	畑・屋敷質入による借金証文(写共)〔質地指出金借用主政八他一名→所左衛門〕	文化六年三月	三
	借金証文〔金借用主孫兵衛他一名→所左衛門〕	文化五年一二月	三
役所)	除地お改めにつき長念寺除地高の上申書〔名主所左衛門他三名→恩田新八郎中之条役所〕	文化五年七月	Ξ
左衛門)	居屋敷質入による借金証文〔借用主三郎右衛門代組頭半兵衛他二名→郷金引受所左衛門〕	文化五年三月	■10
	田地質置証文〔田地売渡主府右衛門他二名→所左衛門〕	文化五年三月	高光
	忠内屋敷歩面見分願書〔名主所左衞門他四名→恩田新八郎中之条役所〕	文化四年一一月	츳
	質地借用証文〔質地差出借用主佐[_]他一名→平作〕	文化四年三月	100

툿 를 듯 퉆 풃	文化八年二月 文化八年二月 文化九年三月	居屋敷東添の村方通用道を自分所持の用地内へ廻すことを認められたお礼と用水堰へかけ金証文〔金子借用主彦右衛門他三名→講中代参金世話人所左衛門〕状で質地奥印願書〔依田半五郎他二名→名主・組頭〕状状の質地奥印願書〔依田半五郎他二名→所左衛門〕状状の変をである。「質地主甚兵衛他一名→所左衛門〕状状の変をである。「関い、おいて、おいて、おいて、おいて、おいて、おいて、おいて、おいて、おいて、おい
픗 듣	文化九年九月	添の村方通用道を自分所持の用地内へ廻すことを認められたお礼と用水堰へか〔金子借用主彦右衛門他三名→講中代参金世話人所左衛門〕
		けた橋については責任を持つという一札〔願人源左衛門他一名→名主・組頭〕 状
三元	文化九年一二月	加質差出し借金証文〔借用主喜曾八他二名→名主・組頭〕
플	文化九年一二月	加質による借金証文〔加質差出借用主伴右衛門他一名→伊勢講金当時世話所左衛門〕 状
畫	文化一〇年三月	加質差出し借金証文〔加質差出借用主友之丞他一名→所左衛門〕
圭	文化一〇年三月	加質差出し借金証文〔加質差出借用主藤之丞→所左衛門〕
畫	文化一一年三月	質地差出し借金手形(借用主紋之丞他一名→郷中金世話所左衛門)
三	文化一一年八月	田畑荒地・起返・切添等の附歩有無お尋ねにつき無い旨の届書〔名主所左衛門他三名→
		男谷彦四郎中之条役所〕
틒	文化一一年八月	九郎右衛門よりの質地の質置証文〔譲渡主吉左衛門→弥宗次〕
퉂		
	文化一一年九月	地所預り証文〔五郎兵衛新田地所預り人徳右衛門他二名→五郎兵衛新田役人〕 状
=	文化一一年九月	田地譲渡につき対談の一札〔利七他一名→徳右衛門〕 状
圭	文化一一年一一月	質地差出し借金証文〔借用主彦兵衛他二名→郷中金せは人所左衛門〕 状
兲	文化一一年一一月	質地差出し借金証文〔質地差出借用主与惣右衛門他二名→郷金世話人所左衛門〕 状
三		
_	文化一二年二月晦日	勘左衛門所持地の矢嶋村への上げ地願いにつき親類・組合連印証文〔当人勘左衛門他四
		名→名主・与頭・百姓代〕
=	(文化一二年)二月	矢嶋西久保石高・納米覚
回	文化一二年二月	土地売買したく世話依頼状〔当人勘左衞門他二名→名主・組頭〕

信用主新五郎他一名→五郎兵衛哲 旧代用主忠内他二名→名主・与西 長衛新田所左衛門他四名→三 以兵衛新田所左衛門他四名→三 以兵衛新田所左衛門他四名→三 以兵衛新田所左衛門他四名→三 以兵衛新田所左衛門他四名→三 以兵衛新田所左衛門他四名→三 以 京 市 大衛→所左衛門他一名 「願人惣代甚右衛門他三名→役 一名→他助」 一名→仙助」 一名→仙助」 一名→前左衛門 一名→所左衛門	声	文化一二年八月三日	地所出入につき一村検地の上仰せ渡されたことの請状〔八郡村枝郷大石百姓二二人惣代地所出入につき一村検地の上仰せ渡されたことの請状〔八郡村枝郷大石百姓二二人惣代
文化一二年一二月 質地差出し借金証文〔安地差出代助他一名→郷中金世話入所上文化一二年二月 関地差出し借金証文〔金借用主代助他一名→郷中金世話入所上文化一三年二月 一文化一三年二月 一文化一三年三月 一文化一三年三月 一文化一三年二月 一文化一三年三月 一文化一三年三月 一文化一三年三月 一文化一三年二月 一方式。			訴訟方安左衛門他八名→奉行〕
文化一二年一二月 質地差出し借金証文〔電地差出借用主忠内他二名→名主・与前文化一二年二月 大嶋村に所持の地所処分方依頼につき出入の際は諸入用出金土文化一三年二月 大嶋村に所持の地所処分方依頼につき出入の際は諸入用出金土文化一三年三月 大嶋村に所持の地所処分方依頼につき出入の際は諸入用出金土文化一三年三月 大嶋村に所持の地所処分方依頼につき出入の際は諸入用出金土文化一三年二月 佐金証文〔借用主甚右衞門他一名→郷中金世話所左衞門〕文化一三年九月 佐金証文〔借用主甚右衞門他一名→郷中金世話所左衞門之化一三年九月 佐金証文〔借用主甚右衞門他一名→郷中金世話所左衞門之化一三年九月 佐金証文〔借用主甚右衞門他一名→郷中金司受所左衞門)文化一三年九月 佐金証文〔借用主甚右衞門他一名→郷中金司受所左衞門)文化一三年九月 佐金証文〔借用主甚右衞門他一名→所左衞門〕文化一三年九月 佐金証文〔借用主甚右衞門他一名→所左衞門〕文化一三年九月 佐金証文〔借用主甚右衞門他一名→所左衞門〕上次化二三年九月 佐金証文〔借用主表右衞門他一名→所左衞門〕上次元年三月 佐金正文〔合借用主代助他二名→所左衞門〕上次政三年二月 佐金正文〔信用主表右衞門他一名→所左衞門〕上表十八十四年三月 佐金正文〔一年五十八十四年三月 佐金正文〔一年111111111111111111111111111111111111	声		
文化一二年□月二八日 田畑質地証文〔金子借用主代助他一名→郷中金世話人所とない二年□月二八日 田畑質地証文〔金子借用主五郎兵衛新田所左衛門他四名→三文化一三年三月 大嶋村に所持の地所処分方依頼につき出入の際は諸入用出金さ文化一三年三月 大嶋村に所持の地所処分方依頼につき出入の際は諸入用出金さ文化一三年三月 大会による借金証文〔借用主清兵衛他一名→所左衛門)文化一三年五月 大会につき新地開発許可願書「願人惣代甚右衛門他三名→校元」 (世名正文〔借用主表右衛門他一名→所左衛門)文化一三年九月 大会正文〔借用主表右衛門他一名→郷中金世話所左衛門文化一三年九月 大会正文〔借用主表右衛門他一名→郷中金引受所左衛門)文化一三年二月 大会正文〔借用主表右衛門他一名→郷中金引受所左衛門)文化一三年一月 「世金証文〔借用主表右衛門他一名→所左衛門)文化一五年三月 「世金証文〔借用主表右衛門他一名→所左衛門)文化一五年三月 「世金証文〔借用主表右衛門他一名→所左衛門) 大会正文(世界主義右衛門他一名→所左衛門) 大会正文 (金借用主代助他二名→所左衛門) 大会正文 (金借用主代助他二名→が香院) 大会正文 (金借用主代助他二名→が香門) 大会正文 (金借用主表右衛門他二名→が香門) 大会正文政三年九月三〇日 「長者原新開不許可願い訴訟の諸入用負担方議定書(四二村名下文政三年九月三〇日 「長者原新開不許可願い訴訟の諸入用負担方議定書(四二村名下文政三年九月三〇日 「長者原新開下」(金正文「金世末大郎」(金正文「金世末大郎」(金正文「金世末大郎」(金田文)(本学)(本学)(本学)(本学)(本学)(本学)(本学)(本学)(本学)(本学	声		
文化一三年二月	三四四	文化一	
文化一三年三月	三四	文化一	
で、化一三年三月	三四		-
文化一三年三月			門他四名→名主・与頭・百姓代)
文化一三年三月 「一	三四十	文化	
文化一三年三月	壳	文化	
文化一三年五月	高丸		
文化一三年七月 借金証文〔借用主甚右衛門他一名→役人〕 文化一三年八月 違作につき新地開発許可願書〔願人惣代甚右衛門他三名→役元〕 文化一三年一二月 増金証文〔借用主甚左衛門他一名→郷中金引受所左衛門〕 文化一五年三月 加質による借金証文〔金借用主清兵衛他二名→所左衛門〕 文化一五年三月 加質による借金証文〔金借用主清兵衛他二名→所左衛門〕 文政三年一一月 居屋敷質入による借金証文〔金借用主清兵衛他二名→村世話人所左衛 文政三年五月 居屋敷質入による借金証文〔金借主与五右衛門他二名→妙香院〕 を教質入による借金証文〔金借主与五右衛門他二名→妙香院〕 を教質入による借金証文〔金借主与五右衛門他二名→妙香院〕	듄	文化一三年五月	
文化一三年七月 借金証文〔借用主甚右衛門他一名→役入〕 文化一三年八月 増金証文〔借用主甚左衛門他一名→郷中金引受所左衛門〕 文化一三年二月 増金証文〔借用主甚左衛門他一名→郷中金引受所左衛門〕 文化一五年三月 加質による借金証文〔金借用主清兵衛他二名→村世話人所左衛 文政三年二月 借金証文〔借用主浅右衛門他一名→郷中金引受所左衛門〕 文政三年二月 借金証文〔借用主浅右衛門他一名→側助〕 文政三年二月 信金証文〔借用主浅右衛門他一名→が世話人所左衛門〕 文政三年二月 居屋敷質入による借金証文〔金借用主代助他二名→村世話人所左衛 文政三年五月 居屋敷質入による借金証文〔金借主与五右衛門他二名→妙香院〕			→役元〕
文化一三年八月 地所処置方につき遺言状〔善兵衛→所左衛門他一名〕 文化一三年九月 増金証文〔借用主甚左衛門他一名→郷中金引受所左衛門〕 文化一五年三月 畑質置証文〔借用主表左衛門他一名→郷中金引受所左衛門〕 文化一五年三月 畑質置証文〔借用主表左衛門他一名→郷中金引受所左衛門〕 文政三年一一月 居屋敷質入による借金証文〔金借用主行助他二名→村世話人所左衛 文政三年三月 居屋敷質入による借金証文〔金借用主行助他二名→村世話人所左衛 文政三年三月 居屋敷質入による借金証文〔金借用主行助他二名→村世話人所左衛 文政三年一月 居屋敷質入による借金証文〔金借来主方五右衛門他二名→妙香院〕	臺	文化一三年七月	
文化一三年九月 文化一三年一二月 文化一三年一二月 文化一三年一二月 文化一五年三月 文化一五年三月 文政三年三月 文改三年三月 文政三年三月 大改三年三月 大改三年三月 全敷質入による借金証文〔金借用主清兵衛他二名→所左衛門〕 文政三年三月 屋敷質入による借金証文〔金借用主清兵衛他二名→所左衛門〕 を動質入による借金証文〔金借用主清兵衛他二名→村世話人所左衛門〕 屋敷質入による借金証文〔金借王子五右衛門他二名→妙香院〕 屋敷質入による借金証文〔金借主与五右衛門他二名→妙香院〕	풒	\rightarrow	地所処置方につき遺言状〔善兵衛→所左衛門他一名〕
文政三年九月三〇日 長者原新開不許可願い訴訟の諸入用負担方議定書(四二村名主・組文政三年三月 畑質置証文(畑譲渡主八平他一名→伽助) 文化一五年三月 畑質置証文(畑譲渡主八平他一名→伽助) 屋敷質入による借金証文(金借用主清兵衞他二名→対世話人所左衞 戸	풀	_	
 文政三年九月三○日 支政三年二月 大化一五年三月 大化一五年三月 大政元年一一月 大政元十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	嘉	文化一	〔借用主甚左衛門他一名-
 文政三年九月三○日 長者原新開不許可願い訴訟の諸入用負担方議定書(四二村名主・組文政三年三月 歴敷質入による借金証文(金借主与五右衛門他二名→村世話人所左衛文政三年三月 歴敷質入による借金証文(金借用主代助他二名→村世話人所左衛文政三年三月 歴敷質入による借金証文(金借用主清兵衛他二名→所左衛門) 	臺	文化一	畑質置証文〔畑譲渡主八平他一名→仙助〕
文政三年九月三○日 長者原新開不許可願い訴訟の諸入用負担方議定書〔四二村名主・組文政元年一月 屋敷質入による借金証文〔金借主与五右衛門他二名→村世話人所左衛文化一五年三月 借金証文〔借用主浅右衛門他一名→所左衛門〕	臺	文化一	加質による借金証文〔金借用主清兵衛他二名→所左衛門〕
文政三年九月三○日 長者原新開不許可願い訴訟の諸入用負担方議定書〔四二村名主・組文政三年三月 屋敷質入による借金証文〔金借主与五右衛門他二名→杪香院〕 文政元年一一月	臺	_	
文政三年九月三〇日 長者原新開不許可願い訴訟の諸入用負担方議定書文政三年三月 屋敷質入による借金証文〔金借主与五右衛門他二	둦	文政元年一一月	〔金借用主代助他二名→村世話人所左衛
文政三年九月三〇日 長者原新開不許可願い訴訟の諸入用負担方議定書	宝		屋敷質入による借金証文〔金借主与五右衛門他二名→妙香院〕
長者原新開不許可願い訴訟の諸入用負担方議定書	三六0		
		文政三年九月三〇日	長者原新開不許可願い訴訟の諸入用負担方議定書〔四二村名主・組頭〕

마바이	三元	=	_	壳	三		弄	三	三六四	丟		弄	弄	九	八		-t:	六	五	79	=		=
文政六年三月	文政五年五月	文政五年三月	文政五年三月		文政五年三月		文政四年	文政四年一二月	文政四年一二月	文政四年三月		(文政三年一二月)	文政三年一二月	(文政三年)	文政三年一二月		文政三年一二月	文政三年一二月	文政三年一〇月	文政三年一〇月	文政三年九月		文政三年九月
質地証文〔野沢村質地主甚右衛門他二名→五郎兵衛新田吉右衛門〕	質地差出し借金証文〔金借用人→文之丞〕	田地請戻しの際の議定書〔当人三左衛門他一名→所左衛門〕	田地譲渡証文〔田地譲渡人三左衛門他一名→所左衛門〕		畑譲渡証文〔畑譲渡主与五右衛門他一名→所左衛門〕	名→役元〕	文政元年・文政三年千助借用郷中金の加質引請の添書〔質地受取り借用主三左衛門他一	加質による借金証文〔金借用主杢右衛門他二名→所左衛門〕	田地譲渡証文〔所平→弥右衛門〕	加質による借金証文〔質地差出借用主福宝院他二名→長谷講〕	五郎兵衛新田他三村〕	過怠御免になった長者原新開直訴者の身元引請の一札〔入布施村名主・与頭・百姓代→	加質による借金証文〔金借用主嘉四郎兄佐忠太他三名→所左衛門〕	長者原新開についてお尋ねにつき秣場使用のため開発不許可願書	長者原他一ヵ所の秣場の新開許可を直訴した定右衛門他三人の過怠宥免願書	村名主七左衛門他二名→五郎兵衛新田他三村役人〕	秣場の新開を企てた者が過怠を仰せ付けられたことについての詫証文(下書共) 〔入布施	長者原新開願い直訴者の宥免願書〔入布施村当人定右衛門他六名→村役人〕	長者原の新開についてお尋ねにつき秣場なので困る旨の上申書〔五郎兵衛新田〕	秣場入会地の訴訟費用分担方などの議定書〔沓沢村名主兵左衛門他三三村一〇二名〕	長者原入会一六村議定書〔入布施村名主七左衛門他六名〕	役所〕	壱ノ原・長者原新開許可願書〔埴科郡鋳物師村願人善左衛門他一名→男谷彦四郎中之条
状	状	状	状		状	状		状	状	状	状		状	状	状	状		状	状	状	状	状	
_	_	_	_					_		_	_			_	_	\equiv				_		_	

i	. 60	D _	L.	THE																			
=		_	프	弄	三五	四四	三	=	=	10	九	八	七	六	五.	四	=	=	_	四十三	트부트	프	=
文政七年		文政七年一二月		文政七年三月	文政七年三月						明治三六年三月	明治三六年三月一三日	明治三六年二月一三日	明治三六年二月一二日	明治九年二月	明治九年二月	明治五年	文政六年	文政六年三月		文政六年三月	文政六年三月	文政六年三月
常吉・安五郎屋敷替地出入内済につき訴訟却下願書〔当人・組合・親類・村役人〕	→直原林助〕	屋敷替地一件につき来年三月までに替地をすることの許可願書〔当人百姓常吉他一〇名		質地証文(半分欠)〔中地村質地主七□□□他二名→中地村利根吉〕	畑譲渡証文〔畑譲渡主千助内高喜平代所左衛門他一名→吉左衛門〕	副戸長など人名書付	地価書付	地券取調べ絵図	地券取調べ耕地の絵図〔北佐久郡五郎兵衛新田〕	地所絵図書付	重複していた地所譲渡の契約書〔松川袈裟吉他二名→柳沢康造〕	小作証明書〔作人山浦吾郎→北佐久郡五郎兵衛新田村柳沢康造〕	重複地取調べ願書〔松川袈裟吉他一名→中津村山浦一助〕	地面境界取調べ願書	地順収獲調べ帳	地順収獲調べ帳	収獲高反別壱人前帳	質地証文〔野沢村質地主甚右衛門他三名→五郎兵衛新田所左衛門〕	質地証文〔野沢村質地主甚右衛門他三名→芦田宿伝左衛門〕		質地証文(下書共)〔野沢質地主甚右衛門他二名→芦田宿伝左衛門〕	質地証文〔野沢村質地主甚右衛門他二名→所左衛門〕	質地証文〔野沢村質地主甚右衛門他二名→五郎兵衛新田源左衛門〕
状	状	-11		状	状	状	状	絵図	絵図	状	縦	縦	状	状	状	状	状	状	状		状	状	状
_	-			_		_	_	=	=	_	_		_	_	_			_	_		二	=	$\stackrel{=}{\rightarrow}$

兲	文政八年三月三〇日	衛門〕田地譲請につき代金支払いに関する議定書〔五郎兵衛新田所左衛門他一
三七九	文政八年三月三〇日	田畑譲請証文〔五郎兵衛新田所左衛門他一名→野沢村甚右衛門〕
증	文政八年三月三〇日	知行地譲・請証文〔野沢村地所譲渡主甚右衛門他一名←五郎兵衛新田地所譲請主所左衛
		門他一名)
풋	文政八年三月	田地質置証文〔中地村質地主利根吉他二名→同村運次郎〕
픗		
_	文政八年四月	寄合田地譲渡につき議定書〔地主所左衛門他二名→浅右衛門〕
=	文政八年四月	寄合田地譲渡につき議定書〔地主所左衛門他二名→作兵衛〕
壳	文政八年七月	借金返済につき質地の家屋敷の奥印張札を切ってほしいとの願
		他一名→役元〕
云	文政八年八月	田地譲渡添証文〔引譲人弥惣太他一名→所右衛門〕
풋	文政八年一二月一二日	山役請取証文〔沓沢村名主谷左衛門→五郎兵衛新田村名主〕
픗		
_	文政九年一一月	田地質置証文〔上塚原村質地渡主宗兵衛他二名→五郎兵衛新田宗左衛門〕
=	天保二年正月	田畑質置証文〔上塚原村質置主作次郎他二名→五郎兵衛新田所
Ξ	天保三年二月	小作証文手形〔上塚原村小作引請主惣兵衛他二名→五郎兵衛新田
껃녴	天保三年四月	田畑立金一札〔上塚原村先地主作治郎他二名→五郎兵衛新田所左衛門
五	天保七年一一月	借金添証文〔金借り主市郎次他二名→所左衛門〕
六	午年一二月	貢租皆済証〔名主源助→惣左衛門〕
七		上塚原村役人名前書
八		貢租金高覚
툿	文政一〇年一二月	屋敷質入による借金証文〔金借主五助他二名→役元〕
츳	文政一一年三月	田地譲渡証文〔田地譲渡主所左衛門他三名→多左衛門〕

七	六	五	74	三	=			E000	三九九	壳	=	_	三九七	壳	三	三九四	=	_	三型	売	売	三九0	壳
天保七年一二月一一日	天保六年四月	天保六年四月一二日	天保六年三月	天保六年三月	天保五年一二月	②天保八年四月	①天保四年三月		天保三年三月	天保二年一一月	天保二年三月	天保二年三月		文政一三年四月	文政一三年四月	文政一三年三月	四月二〇日	文政一三年三月		文政一二年三月	文政一一年四月	文政一一年四月	文政一一年三月
質地差出し借金証文〔借用主三左衛門他一名→名主所左衛門〕	田畑譲渡証文〔田畑譲渡主民次郎他二名→所左衞門〕	質地証文〔五郎兵衛新田質地主三左衛門他五名→とる連衆〕	質地借金の返済期限の取決め書〔当人民次郎他二名→所左衛門〕	田畑譲渡証文〔吉左衛門内高田畑譲渡主民次郎他二名→弥五右衛門名前所左衛門〕	質地差出し借金証文〔借用主幸吉他一名→所左衛門〕	田地質流れのうえ小作入につき一札〔当人民次郎他二名→所左衛門〕	田地譲渡証文〔田地譲渡主民次郎他三名→所左衛門内高伝左衛門〕		隠免田地引替えにつき議定証文〔隠免引替願人所右衛門他四名→おうた〕	田地譲渡証文〔田地譲渡主所左衛門他四名→伊左衛門〕	質地請返しをしない旨の一札〔利兵衛名前譲渡主恒吉→所左衛門〕	田地譲渡証文〔田地譲渡主利兵衛名前分恒吉他一名→所左衛門〕		借金証文〔臼田村借用主七兵衛他二名→原新田所左衛門〕	田地譲渡証文〔五郎兵衛新田田地譲主善兵衛他一名→芦田宿伝左衛門〕	田地譲渡証文〔吉左衛門内高田地譲渡主善兵衛他一名→弥五右衛門名前所左衛門〕	田地代金請取証文〔受取人所左衛門→芦田宿伝左衛門〕	田地譲渡証文(下書共)〔田地譲渡方所左衛門他一名→所左衛門内高芦田伝左衛門〕		田地譲渡証文〔田地譲渡主利右衛門他二名→弥五右衛門名前所左衛門〕	畑質入による借金証文〔金借用主三左衛門他一名→妙香院〕	加質による借金証文〔金借用主九左衛門他二名→妙香院〕	田地年賦済証文〔平井村小作人喜蔵他一名→所左衛門〕
状	状	状	状	状	状	状	状		状	状	状	状		状	状	状	状	状		状	状	状	状
_	_	-	_	_	_	_	_		_	=	_	_		_	_	_	_	三		_		_	_

80W 天保六年四月一二日	图0二 天保四年一二月	201 天保四年四月		三0 明治六年一一月	元 天保一五年四月	一八②天保一五年三月	一 元 ① 天 保 一 五 年 三 月	一 天保一四年三月	一六③	一六②天保一四年三月	一六①天保一四年三月	三 天保一三年四月		一 天保一三年三月	三 天保一二年三月	三 天保一一年三月	二 天保一〇年四月	10③天保九年四月	10②天保九年四月	10①天保九年四月	九②天保九年三月	2①天保九年三月	ハ 天保八年四月
質地奥印願書〔願人三左衛門他二名→[]〕	質地差出し借金証文〔借用主三左衛門他一名→郷金世話人所左衛門〕	借金証文〔借用主民次郎他一名→所左衛門〕	三名)	天保一〇年の平作から重郎右衛門への林譲渡証文の写書〔五郎兵衛新田戸長柳沢所平他	質地差出し借金証文〔質地差出金借用主弥左衛門他二名→所左衛門〕	田地譲渡証文〔平作他一名→所左衛門〕	田地質置証文〔質地主平作→亦六〕	田地譲渡証文〔五郎兵衛新田質地主源右衛門他一名→半七名前喜右衛門〕	質地の納米などの覚	田地譲渡証文〔茂右衛門他一名→所左衛門〕	田地質置証文〔茂右衛門他一名→又六名前所左衛門〕	田地譲渡証文〔田地譲渡主善兵衛他二名→所左衛門〕	→源次郎〕	源次郎が勝右衛門へ質入した田地を兄弟の栄次郎が肩代わりする旨の一札〔当人栄次郎	畑譲渡証文〔譲渡主字右衛門他一名→所左衛門〕	田地質置証文〔五郎兵衛新田伝次郎他二名→矢嶋村文助名前七五郎〕	田畑上金証文〔当人民次郎他二名→所左衛門〕	請取り田地への出作許可状〔所左衛門他一名→三左衛門〕	田地譲り切り証文〔田地譲渡主三左衞門他二名→所左衞門〕	田地譲渡証文〔田地譲渡主三左衛門他二名→所左衛門〕	譲り切り永年小作する旨の添証文〔譲渡主民次郎他二名→所左衛門〕	田地譲渡証文〔田地譲渡主民次郎他二名→所左衛門〕	田地質置証文〔譲渡主重宝院他一名→弥五右衛門名前所左衛門〕
状	状	状	状		状	状	状	状	状	状	状	状	状		状	状	状	状	状	状	状	状	状
_	_	_	_		_	_	_	_		_	_	_	_		_	_	_	_	_	_	→	_	

图00 天保六年四月	質地差出し借金証文(下書共)〔五郎兵衛新田金借用質地主所左衛門他一名→芦田宿伝左	
	衛門)	状
图09 天保六年四月	質地差出し借金証文〔質地差出借用主所左衛門他一名→弥四郎他一名〕	状
图04 天保七年二月	地面横取り出入訴状取次ぎ提出書〔名主所左衛門他二名→大原吉左衛門中之条役所〕	状
201 天保八年五月	借金証文〔金借用主民次郎他一名→所左衛門〕	状
四00 天保八年一二月	質地金滞り出入につき小諸役所への添翰願書〔名主所左衛門他一名→大原左近中之条役	
	所〕	状
图05 天保八年一二月	畑買次証文〔借用主半七他一名→所左衛門〕	状
II 0		
一①天保九年四月	質地差出し借金証文〔質地差出借用主忠治郎他一名→宗左衛門〕	状
一②嘉永三年二月	借金証文〔借用主初右衛門他一名→所左衛門〕	状
二 嘉永四年三月	借金証文〔借用主重五郎他一名→弥五右衛門〕	状
三 安政四年一二月	質地差出し借金証文〔質地差出借用主菊之助代親類初右衛門他四名→所左衛門〕	状
四 酉年一二月	借金証文〔借用主初右衛門他一名→所左衛門〕	状
一①天保一○年一○月	田畑質置証文〔上塚原村質地主六右衛門他二名→五郎兵衛新田所左衛門〕	状
②天保 〇年 〇月	小作証文〔上塚原村小作人六右衛門他一名→五郎兵衛新田所左衛門〕	状
一③天保一〇年一〇月	質地金の返済方一札〔上塚原村六右衛門他二名→五郎兵衛新田所左衛門〕	状
<u>(4)</u>	質地高反別などの覚	状
二①嘉永五年七月	所持の田地を牌免地にするという証文(下書共)〔原新田柳沢所左衛門藤当→上塚原村池	
	田六右衛門)	状
二②嘉永五年七月	牌免地請証文〔上塚原村池田六右衞門→原新田柳沢所左衞門〕	状
四三		
一 天保一二年一一月	田地譲渡証文〔五郎兵衛新田田地譲渡主善兵衛他二名→八幡安右衛門〕	状

																						6	4
四	=	_	图门	四九	=	<u>=</u>	=	_	四六	四十		四六		三	=	_	四五	=	_	Z2 Z2	<u> </u>	=	=
弘化二年一二月	弘化二年一二月	弘化二年一二月		弘化二年三月	2	三①弘化四年三月	弘化二年三月	弘化二年三月		弘化二年正月		天保一五年八月		文久二年三月	文久二年三月二〇日	天保一五年六月晦日		安政六年一二月	天保一三年四月		天保一二年極月	②弘化三年四月	①弘化三年四月
山譲渡証文〔林譲渡主富右衛門他一名→所左衛門〕	田地売切りにするとの添書〔吉左衛門他二名→所左衛門〕	田地譲渡証文〔田地譲渡主吉左衛門他二名→所左衛門〕		田地売切り証文〔田地譲渡主伝二郎他一名→所左衛門〕	質地高反別覚	田地質置証文〔地所売渡主徳右衛門他一名→弥五右衛門名前所左衛門〕	田地質置証文〔田地譲渡主伝七名前伝次郎他一名→徳右衛門名前文之丞〕	元伝次郎所持の田地につき議定書〔田地譲渡主伝次郎他一名→所左衛門〕		七之丞との土地請戻出入示談につき吟味下げ願書〔願人六之丞他三名→役元〕	帳(断簡) 〔名主所左衛門他一名〕	寛政二年より年ごとに張札が見えなくなったためこのたび相改め書替えた田畑地押録反	惣壇中与五右衛門他五名)	所左衛門購入の妙香院地録知行地返付につき寄附地同様の扱いとする旨の証文〔妙香院	妙香院へ田地返付につき寄附地同様の扱いとする旨の証文をとった覚〔柳沢所左衛門〕	田地売渡し証文〔田地相渡主妙香院他二名→所左衛門〕		加質による郷中金借用証文〔質地差出借用主勝右衛門他二名→役元〕	加質による借金証文〔借用人勝右衛門他一名→郷中金所左衛門〕		田地質置証文〔地所譲渡主善兵衛他一名→吉左衛門〕	田地代金請取〔当人善兵衛他二名→所左衛門〕	安右衛門より請戻した田地譲り切り証文〔田地譲渡主善兵衛他二名→所左衛門〕
状	状	状		状	状	状	状	状		状	状		状		状	状		状	状		状	状	状
_	_	_		_	_	_	_	_		$\vec{=}$	三				_	_		_	_		_	_	_

(35]	В =	£	地																			
票		四宝		四回	豐	豐	巴	四三〇	四元	=	_	呉	中国	呉		四宝	三		=	_	四四	巴三	
		嘉永元年一一月		嘉永元年四月	嘉永元年四月	弘化四年一二月	弘化四年一二月	弘化四年一一月	弘化四年一一月	弘化四年三月	弘化四年三月		弘化三年一二月	弘化三年一二月	三月	弘化三年四月・明治五年	弘化四年三月		弘化三年三月	弘化三年三月		弘化三年三月	弘化三年三月
	五郎兵衛〕	市川五郎兵衛地所子孫永久相続請書(下書共)〔五郎兵衛新田願人所左衛門他一名→市川	役元〕	質地を所左衛門内高に入れてほしい旨の願書〔塩名田宿彦左衛門他一名→五郎兵衛新田	地所譲渡証文〔地所譲渡主良仙他三名→所左衛門内高塩名田宿彦左衛門〕	質地差出し借金証文〔借用主森蔵他一名→所左衛門〕	質地差出し借金証文〔質地差出借用主喜平次他一名→所左衞門〕	田質置証文〔質地主半七他一名→弥五右衛門〕	畑譲渡証文〔譲渡主半七他一名→所左衛門〕	田地売切り証文(写共) 〔地所売渡主伝次郎他一名→所左衛門〕	田地質置証文〔地所譲渡主伝七名前伝次郎他一名→弥五右衛門名前所左衛門〕		借金証文〔借用主与惣右衞門他一名→所左衞門〕	馬頭観音建立につき土地無心の一札〔借地主権太夫他一名→所左衛門〕	主忠内→所左衛門〕	畑質置証文〔地所譲渡主忠内他一名→幸助事同所半三郎〕・質地差出し借金証文〔借用	寄合持の田地の残り分の譲渡証文	弥四郎他一名→所左衛門〕	吉左衛門からの受戻し田地の残り半分を譲渡するまで両人寄合持とする旨の証文〔当人	吉左衛門方からの受戻し地の半分の譲渡証文〔田地譲渡主弥四郎他一名→所左衛門〕		畑譲渡証文〔畑譲渡主善兵衛他二名→所左衛門〕	寄合持田地の譲渡証文〔田地譲渡主弥四郎他一名→所左衛門〕
	状		状		状	状	状	状	状	状	状		状	状	状		状	状		状		状	状

_		_	四四五	四四四	四四三	四四二	[Z달]	三	=	_	图图0	四三九		四三		六		五	[79]	三	_	_
②嘉永五年五月		①嘉永五年五月一〇日		嘉永五年五月一〇日	嘉永四年四月	嘉永四年四月		安政四年四月	安政四年四月	嘉永四年三月	嘉永三年七月	嘉永二年四月	嘉永二年三月	嘉永二年二月		一一月一〇日		(嘉永)一一月二五日	嘉永三年一二月	嘉永三年一一月	嘉永元年一一月	嘉永元年一一月
お尋ねにつき長念寺除地高書上と除地内住居百姓いない旨の上申書〔名主所左衞門他二	衛門他二名→鈴木大太郎中之条役所〕	お尋ねにつき長念寺除地高書上と除地内住居百姓いない旨の上申書(下書共) 〔名主所左		長念寺除地高書上〔名主所左衞門他二名→鈴木大太郎中之条役所〕	居屋敷小作証文〔小作引請人伊三郎他二名→所左衛門〕	畑譲渡証文〔畑譲渡主伊三郎他二名→所左衛門〕	小作入高書上	小作引請証文(写共)〔小作引請人相浜村忠平他一名→原新田所左衛門〕	田地譲渡証文(写共)〔田地譲渡主相浜村忠平他一名→原新田所左衛門〕	田地質置証文〔相浜村質地置主忠平他二名→五郎兵衛新田所左衛門〕	田地譲渡証文〔田地譲渡主弥左衛門他二名→所左衛門〕	畑譲渡証文〔畑譲渡主又右衛門他一名→所左衛門〕	田地譲渡証文(下書共)〔田地譲渡主伝次郎他一名→所左衛門〕	田地譲渡証文(下書共)〔御馬寄村与左衞門他一名→五郎兵衛新田所左衞門〕	沢所左衛門〕	年貢諸夫銭を塩名田から取ってほしい旨の書状〔八幡宿小宮沢久次郎→五郎兵衛新田柳	柳沢所左衛門〕	久次郎の借金を一時的に肩代わりする旨の書状〔塩名田佐野屋彦左衛門→五郎兵衛新田	久次郎田地彦左衛門へ預置証文〔五郎兵衛新田所左衛門→塩名田彦左衛門〕	小作引受証文〔八幡村小作引受人久治郎他二名→五郎兵衛新田所左衛門〕	久次郎の借金を受人返済につき請取〔五郎兵衛新田所左衛門→塩名田宿彦左衛門〕	田地質置証文(下書共)〔八幡宿質地主久次郎他一名→五郎兵衛新田所左衛門〕
	状			状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状		状		状	状	状	状
	三				_	_	\equiv	=	\equiv	_	_		=	=	_		_		_	_	\rightrightarrows	$\vec{=}$

6	57 I	В :	±	地																			
四至五	四田	=	_	聖	四	三	=	=	_	聖	翌	四州()	四四九		四八	四四十	四四六	四		=		=	
	嘉永六年一一月	嘉永六年一一月	嘉永六年一一月		一二月六日	安政六年一二月二七日	②四月八日	三①安政五年四月	嘉永六年四月		嘉永六年三月	嘉永六年三月	嘉永六年三月		嘉永六年三月	嘉永六年三月	嘉永五年五月			嘉永五年五月一一日		嘉永五年五月一〇日	
	質地差出し年賦金借用証文〔質地差出金借用主五郎兵衛新田所左衛門他二名〕	田地譲り切りの添証文〔田地譲渡主吉左衛門他一名→所左衛門〕	田地譲渡証文〔田地譲渡主吉左衛門他一名→所左衛門〕		万次郎の借金返済延引につき書状〔桜井新田勘右衛門→原新田柳沢所左衛門〕	借金返済延期の添書証文〔桜井新田重右衛門→五郎兵衛新田所左衛門〕	添状〔桜井新田万次郎→五郎兵衛新田柳沢所左衛門〕	質地証文〔桜井新田質地主万次郎他一名→五郎兵衛新田所左衛門〕	田地質置証文〔桜井新田質地主重右衛門他一名→五郎兵衛新田所左衛門〕		田地質置証文〔八幡宿質田地主喜代四郎他二名→御馬寄村七左衛門他一名〕	田地代金支払い期限に関する証文〔五郎兵衛新田所左衛門他三名→下県村宅右衛門〕	田地譲渡証文〔田地譲渡主下県村宅右衛門他二名→五郎兵衛新田平吉〕	作	田地代金を二ツ割にし本証文は平吉名前にして預り置くという一札〔所左衛門→平	田地譲り切り対談議定書〔田地譲渡主下県村宅右衛門他二名→五郎兵衛新田幸助他一名〕	市川五郎兵衛知行地・長念寺黒印地の高反別覚書	市川五郎兵衛持分住居人別の覚	→鈴木大太郎中之条役所〕	お尋ねにつき市川五郎兵衛所持の拝領地内住居百姓人別の上申書〔名主所左衛門他二名	他二名→鈴木大太郎中之条役所〕	お尋ねにつき市川五郎兵衛所持の除地内住居百姓人別の上申書(下書共) 〔名主所左衛門	名→鈴木大太郎中之条役所〕

状状状 状状状状 状状状状 状状状状 状状状状

____ = _ = = = _

																							_
三	=	_	四六七	四六六	四六五	四六四	四六三	四二	=	_	四六	四六0	=		_	四五九	罴	=	_	四至	要	=	_
安政六年五月	安政五年三月	安政三年一一月		安政三年三月	安政二年一一月	安政二年一一月	安政二年九月	安政二年九月	酉年四月二日	安政二年三月		安政二年二月			嘉永八年四月二八日		嘉永七年四月	嘉永七年三月	嘉永七年三月		嘉永六年極月	安政三年一二月	嘉永六年一二月
田質入による預り金証文〔所左衛門他一名→六兵衛〕	畑質流れ証文〔畑譲渡主勘兵衛他一名→所左衛門〕	質地差出し借金証文〔質地差出借用主丈左衛門他一名→所左衛門〕		年賦成崩金借用証文〔質地差出借用主五郎兵衛新田所左衛門他一名→連衆〕	質地差出し借金証文〔御馬寄村借用主彦右衛門他一名→五郎兵衛新田所左衛門〕	田地譲渡証文 (雛形)	お改めにつき検地帳差上げの覚〔名主所左衛門→御影役所〕	五郎兵衛新田開発の訳お尋ねにつき上申書〔五郎兵衛新田村役人→森孫三郎御影役所〕	年季切れの質地証文の更新に関する書状	田地譲渡につき譲り切りの対談証文〔相浜村当人彦五郎他二名→所左衛門〕		質地差出し借金証文〔金子借用主八幡宿〕	田地高の書上	衛門→柳沢所左衛門〕	田地高訳につき高入違いをしたので入替えてほしいという書状〔平兵衛名前八はた利左		請戻し田地を売地にしない旨の一札〔八幡村文次郎→五郎兵衛新田所左衛門〕	田地売渡し証文(雛形) 〔相浜村田地売渡主〕	小作引受証文⟨雛形共⟩〔相浜村小作引受人源右衛門他二名→五郎兵衛新田所左衛門〕		質地差出し借金証文〔借用主五助他一名→役元〕	質地借金延金につき添証文〔添書差出借用主喜平次→所左衛門〕	質地差出し借金証文〔質地指出借用主喜平次他一名→所左衛門〕
状	状	状		状	状	状	状	状	状	状		状	状	状			状	状	状		状	状	状
_	_			_	_	_	_	_	_	_		_	_	_			_		\equiv		_		_

0①文久三年四月 4 七②四月一〇日 也文久元年五月 5 至②安政七年三月 至 安政七年二月二六日 DU 七③五月二三日 (④文久元年三月 X^①文久元年三月 至③安政七年三月 ②文久二年三月 ①文久二年三月 八②文久元年一二月 A ①文久元年一二月 (③文久元年三月 **於②文久元年四月 於②万延元年三月** K①万延元年三月 至 万延元年四月 (③一二月六日 安政六年一一月 田地譲渡証文 田地質置証文(下書共)〔千代松名前地所質置譲主八幡村継三郎他一名→五郎兵衛新田 与五郎他 譲渡した田地の半分は無心につき内高預りである旨の添状(下書共) 田地譲渡証文(下書共) 地所代金請取 田地譲り切りの旨の添書 田地譲渡証文 安右衛門分小作証文覚 田地請戻しの借金利子返済延引の詫状〔下中込小林安右衛門→原新田柳沢所左衛門〕 田地請戻し願いの書状〔下中込村小林安右衛門→原新田村柳沢所左衛門〕 田地請戻し議定書〔下中込村安右衛門他一名→原新田村所左衛門〕 小作入籾その他の覚 田地譲渡証文・小作引請添書証文〔御馬寄村源之助他一名→五郎兵衛新田所左衛門 地所買入代金借用証文 田地譲渡証文 田地買入代金立替分の請取 田地譲渡証文 地所代金残金請取 田地一年季にて譲渡の証文(写共)〔八幡村宇右衛門他三名→五郎兵衛新田所左衛門〕 田地譲渡証文(写共)〔田地売渡主八幡村宇右衛門他四名→五郎兵衛新田所左衛門〕 H 質地差出し年賦金証文(質地差出年賦金借用主宮沢村文之丞他二名→連衆) [地売渡し証文〔八幡村売主宇右衛門→新田所左衛門〕 名→所左衛門 〔田地譲渡主弥四郎他二名→所左衛門〕 〔地所譲渡主御馬寄村彦助他三名→所左衛門〕 〔田地譲渡主弥四郎他二名→清兵衛〕 〔嘉兵衛→所左衛門〕 〔地所譲渡シ主嘉兵衛他二名→所左衛門〕 〔元三郎→所左衛門 〔田地買入代金借用主清兵衛→所左衛門〕 〔田地譲渡主与五郎他一名→所左衛門〕 〔地所譲渡主嘉兵衛他二名→所左衛門 〔利兵衛分代作他一名→所左衛門〕 「小作引請内高預主 所 状

10®文久三年四月 10®元治元年三月 10®元治元年九月 10®元治元年九月 1000元治元年九月 1000元治元年九月 1000明治八年一○月二○日 1000明治八年一○月二○日 1000明治八年一一月二○日 1000明治八年一一月四日 1000明治八年一一月四日 1000明治八年一一月四日
)©
一0③明治八年一○月二○日一0③元治元年九月
□③明治八年一○月二○日
治八年一
治八年一
一一月四
明治八年一
10③亥年一一月四日
10③一月二日
10③一一月一二日
10③一一月一五日
一0③一一月二八日
二 元治元年三月
三 元治元年一二月
三 慶応二年二月
 一回①慶応二年三月

三③明治六年一一 **三②明治六年一一月二三日** 三①明治六年一〇月 一回③明 九鱼 元①明治四年四 一 ②明治三年 七①明治三年 六 五 一區 明治九年 2 九③ 元②明治七年四月二〇日 一個倒明治七年七月 明治 明治六年九月一五日 明治六年四月 明治五年三月 明治四年四月 明治三年三月 明治三年二月 治七年七月一 治七年七月 五年三月 一月三〇日 月 五 五日 五 H H 寛延四年三月に利左衛門他二名より直右衛門に宛てた林売渡し証文の写の差出しの一札 →長野県参事楢崎寛直 小物成林改帳および売買証文差出しの数書上の一札 出しの一札〔五郎兵衛新田戸長柳沢所平他三名→長野県佐久庁〕 宝暦一三年九月に庄兵衛他三名より吉左衛門に宛てた小物成林永代売渡し証文の写 書入地所差出し借金証文(書入地所差出借用主山浦村清水弥左衛門他二名) 質地借用金返済方延書 質地証文 借金利息の記 継添田地売渡し証文 門他三名→五郎兵衛新田柳沢所左衛門 地券調べ中のため引宛地所渡差延べにつき継副証書(下書共) 質地差出し借金証文(下書共)(質地差出借用主山浦村喜左衛門他三名→柳沢所左衛門) 田地売渡し証文〔田地売渡主依田勘兵衛他四名→柳沢所平〕 流地証文 質地売渡し証文 質地証文 田地質置証文〔地所譲り渡主惣右衛門他二名→所左衛門〕 小作米借用証書 三年以内返済のときは田畑を返すという一札(下書共) 借金証文 田 畑林売渡し証文(下書共) 〔流地渡主市右衛門他二名→柳沢所平〕 地売渡し証文(受戻し地所売主高田市右衛門他二名→柳沢源吾) 〔沓沢新田借用主誠一郎→五郎兵衛新田柳沢所左衛門〕 〔相浜村売主伝右衛門→五郎兵衛新田所左衛門 〔喜太郎他一名→村方旦 〔高田市右衛門他二名→柳沢源吾〕 〔相浜村売主伝右衛門→五郎兵衛新田所左衛門〕 〔高田市右衛門→柳沢所三郎 〔沓沢新田借用主箕輪弥左衛門他一名→五郎兵衛新田柳沢所左衛 〔五郎兵衛新田戸長柳沢所平他三名 〔源吾→市右衛門 〔山浦村借用主清水喜左衛 差 状 状 状 状 状 状 状 状 状 縦 状 状 状 状 状 状 状 縦 状

三 明治六年一一月 三 明治六年一一月	世所書、Eで、他所書、(金古書)に表現されて、 「五郎兵衛新田戸長柳沢所平他三名」 「五郎兵衛新田戸長柳沢所平他三名」 「五郎兵衛新田戸長柳沢所平他三名」 「五郎兵衛新田戸長柳沢所平他三名」
	郎兵衛新田柳沢所三郎)即兵衛新田柳沢所三郎)即兵衛新田柳沢所三郎)即兵衛新田柳沢所三郎)即兵衛新田戸長柳沢所平他三名)五地所書入証文〔地所書入差出借用主平賀定平次〕地所書入証文〔地所書入差出借用主平賀定平次〕 地所書入証文〔地所書入差出借用主平賀定平次〕 は近に宛てた林譲渡証文の写の差出しの一札(五郎兵衛新田戸長柳沢所平他三名)
	沢 書 沢
九年五月八日	田借地証書〔田地借主山浦村清水惣作他二名→五郎兵衛新田柳沢所三郎〕田借地証書〔田地借主山浦村清水惣作他二名→五郎兵衛新田柳沢所三郎〕
月一五日	林地売渡し証文〔五郎兵衞新田売渡主碓井六之丞他一名→柳沢所三郎〕田地売買成立につき地券証書替え願書〔売渡人清水義左衞門他三名〕
年四月二〇日	(控共)「五郎兵衛新田柳沢所三郎不在こ主成沢亀作→五郎兵衛新田柳沢所三郎〕
一二年四月二〇日	小作証書〔蓬田村小作人成沢亀作他一名→五郎兵衛新田柳沢所平〕
五月一五	型では、圧撃(ご号すをごこととなるした) は3・・・ティー地売渡し証書〔蓬田村売主成沢亀作他一名→五郎兵衛新田
二年四月二〇日	小作証〔矢嶋村小作人小泉峯作他一名→五郎兵衛新田柳沢所平〕田地売渡し証書〔矢嶋村売主小泉峯作他一名→五郎兵衛新田柳沢所平〕
一二年四月二〇日	でリぎょくできずくとなる。「ころです「1112~~」だりでき控〔五郎兵衛新田柳沢所平→矢嶋村小泉峯作〕
	この音を正て作りて

73	В	土	地																			
10	九	八		七		六		五	껃띡		=		=			四十四	四七三	品十二	四十一	04周	四六九	
安政六年八月三日	(安政六年)七月一〇日	安政六年七月七日		安政六年七月七日		安政六年六月		安政六年六月	安政六年六月		安政六年五月		安政六年四月二五日		安政五年一一月		安政六年五月	安政六年四月	安政四年一二月	安政四年一一月	安政四年四月	安政四年二月
平手代桑山圭助他一名〕	中之条役所よりの書付の請取〔春日村名主五郎兵衛→五郎兵衛新田取締役所左衛門〕	小平新田古堰普請したく見分および普請丁場割渡し願書(村々)	平役所〕	小平新田が亡所にならないようにとの取計い方請書(小平村名主源内他一○名→木村董	請書〔名主所左衛門→木村董平手代桑山圭助〕	小平新田興復のための荒地切開きとして一坪につき銀五分の積りで賃銀助成することの	桑山圭輔〕	小平新田興復助力のための荒地切開き賃銀差出し方請書〔名主所左衛門→木村董平手代	小平新田再起立方につき上申書〔名主所左衛門→木村董平中之条役所〕	之条役所〕	小平新田再起立のための入百姓出来方につき見込み上申書〔名主所左衛門→木村董平中	木村董平手代桑山圭助〕	小平新田復興方につき銘々限り見込みを上申すべき旨の請書〔小平村名主源内他七名→	〔名主所左衛門他二名→木村董平中之条役所〕	小平新田が村方五人組帳から小平村五人組帳へ組入になった理由お尋ねにつき上申書		質地差出し借用証文〔借用主縫右衛門他一名→所左衛門〕	質地証文への奥印願書〔願人仙助他一名〕	質地差出し借用証文〔質地差出借用主政右衛門他一名→五郎兵衛新田所左衛門〕	田地質入による借金証文〔高野町村借用主昇之丞→五郎兵衛新田柳沢所左衛門〕	田地絵図	畑譲渡証文〔譲渡主吉左衛門他一名→代助〕
状	状	状	状		状		状		状	状		状		状			状	状	状	状	絵図	状
_	_	_	_		_		Ξ		三	_		_		_			_	_	_	_	_	_

	状	三ツ井村名主佐藤茂左衛門他二名〕			
		お世話になった小平新田の稲・稗の植付けが済んだことの報知廻状〔小平村吉沢源内→	(万延元年)五月一八日	云	
_	状	所左衛門〕			
		小平新田荒地起返しにつき黒鍬日料増賃銀請取〔小平村名主源内他三名→五郎兵衛新田	(万延元年)四月一二日	霊	
_	状	→名主所左衛門〕			
		小平新田荒地起返し成就のうえは黒鍬の者へ増賃銀を渡すようにとの書付〔中之条役所	(安政七年)四月九日	<u></u>	
	状	新堰揚口際五五番の場所渡し方入札の控	(安政六年)	\equiv	
_	状	荒地起返し普請請負証文	(安政六年)	亖	
_	状	平村名主源内他六名→木村董平中之条役所〕			
		小平新田興復のために下げ金二五両を頂戴したうえは来春までに興復する旨の請書(小	安政六年一一月一五日	\equiv	
_	状	小平新田入百姓に関する本村からの廻状受取〔三井村名主→五郎兵衛新田名主衆〕	(安政六年)一一月五日	===	
	状	条役所〕			
		入百姓相続方御教諭の請書〔小平村新田百姓彦次郎養子吉五郎他一○名→木村董平中之	安政六年一〇月	元	
_	状	作他八名→木村董平中之条役所〕			
		小平新田入百姓として農具買入そのほか手当のための永続金拝借証文〔小平新田百姓幸	安政六年一〇月一五日	六	
_	状	平中之条役所〕			
		小平新田入百姓になったに際し猟師鉄砲拝借につき役永吟味書〔吉五郎他七名→木村董	安政六年一〇月一四日	七	
	絵図	小平新田坪割りの絵図		六	
_	状	坪割渡し方控		五	
	状	普請方坪割渡し方控・荒地起返し普請請負証文	安政六年一〇月朔日	<u></u>	
	状	条役所〕			
		小平新田興復のための荒地切開き賃銀助力請書(下書共)(名主所左衛門→木村董平中之	安政六年九月	\equiv	
	状	小平新田興復のための下げ金請取証文〔小平村名主源内他三名→名主所左衛門〕	安政六年九月二四日	三	1
_	状	小平新田興復のための新規堰普請請負証文〔請負人春日村六三郎→小平村他三村名主〕	安政六年八月一〇日	\equiv	4

_	状	借金返済年延べ願書〔沓沢新田伊藤平左衛門→五郎兵衛新田柳沢所左衛門〕	(明治一〇年)三月二四日	\equiv	-
	状	田地売買許可願書(沓沢新田売渡願人伊藤清右衛門他二名)	明治九年	=	δ.
	状	→上新田柳沢所平〕			Б :
		沓沢新田伊藤清右衛門への貸附金引当地につき至急取計うべき旨の通知状〔高柳幸太郎	明治九年三月三〇日	10	I.
_	状	借用金返済方の内訳〔原村伊藤平左衛門→五郎兵衛新田柳沢所左衛門〕	(明治七年)二月一五日	ナレ	坦
_	状	郎兵衛新田柳沢所平〕			
		拝借金証文提出および利金返却日延べ願いなどにつき書状〔沓沢新田伊藤平左衛門→五	明治六年八月	八	
	状	借金年延べ証文〔沓沢新田借用主源吾他一名→五郎兵衛新田所平〕	明治三年三月	七	
	状	夫食米借用証文〔沓沢新田茂三郎→五郎兵衛新田所平〕	明治三年三月	六	
_	状	家敷添田地書入による借金証文〔沓沢新田借用主光正院他一名→五郎兵衛新田所左衛門〕は	明治二年八月	五.	
_	状	借金証文〔沓沢新田質地借用主啓兵衛他三名→五郎兵衛新田柳沢所左衛門〕	明治二年四月	四	
_	状	質地借用証文(借用主沓沢新田清右衛門)	明治二年二月	=	
_	状	借金証文〔沓沢新田借主清左衛門他一名→五郎兵衛新田所左衛門〕	慶応三年三月	=	
_	状	加質による借金証文〔沓沢新田借用主清左衛門他二名→五郎兵衛新田所左衛門〕	安政七年三月	_	
				四六	
_	状	質地差出し借金証文〔金借用主与五郎他一名→所左衛門〕	安政七年三月	五五四十五	
_	状	衛門他四名→安藤伝蔵中之条役所〕			
		小平新田熟地になるまで年貢をかけることを猶予してほしい旨の願書(小平村百姓牧右	文久二年閏八月	Ξ	
_	状	源内→名主所左衛門〕			
		新田には稲や稗を植付けまた畑方も切起して蕎麦などを蒔付けた旨の書状(小平村名主	(万延元年)六月二八日	110	
_	状	牢屋立替一件承知かつ廻状請取った旨の書状〔春日村伊藤五郎兵衛→原新田柳沢所左衛門〕:	七月二一日	元	
	状	沢所左衛門〕			
		中之条へは自分と三ツ井村茂左衛門で出役する旨の書状〔小平村名主吉沢源内→名主柳	四月六日	六	
_	状	引替銭のこと承知した旨の書状〔伊藤五郎兵衛→柳沢所左衛門〕	三月二七日	丰	

																			0
五	四	三	=	_	四七九	咒	中日	\equiv	110		九		元		七	六	五	<u></u>	\equiv
八月朔日	七月二六日	七月二六日	(万延元年)閏三月一九日	(万延元年) 閏三月朔日		万延元年三月	安政七年三月		一〇月一九日		八月二〇日		三月二七日		三月一七日	明治一一年五月一七日	明治一一年三月二四日	明治一〇年四月	(明治一〇年)三月二八日
小平新田御用として桑山圭助他一名出立の先触到来につき通達状〔小平村名主源内→三内忰吉沢楠太郎→名主所左衛門〕	いつ出役があるか父源内帰宅までわからないがわかり次第知らせる旨の書状〔小平村源注言が源卢〕	兄弟子。旦那方の出張日限先触あり次第知らせてほしい旨の書状〔柳沢所左衛門→小平村名旦那方の出張日限先触あり次第知らせてほしい旨の書状〔柳沢所左衛門→小平村名	郎兵衞→柳沢所左衞門〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	吉沢楠太郎→名主柳沢所左衛門〕村方新田見分の知らせをもらったが父他行中につき帰村次第申訳する旨の書状〔小平村村方新田見分の知らせをもらったが父他行中につき帰村次第申訳する旨の書状〔小平村		質地差出し借金証文〔質地差出借用主武兵衛他一名→所左衛門〕	質地期限延長の添証文	柳沢所三郎・伊藤清右衛門持の田地絵図	沓沢新田伊藤清右衛門分田地売買証書の預り証〔七大区一小区扱所→柳沢所三郎〕	兵衛新田柳沢所平〕	手紙を拝見したが風気のため御意を得られない旨の書状〔沓沢新田伊藤清右衛門→五郎	新田柳沢所左衛門〕	先般依頼の借金の操合せ願いおよび継添印形依頼状〔沓沢新田伊藤清右衛門→五郎兵衛	柳沢所左衛門〕	先般依頼の借金を今日操合せてほしい旨の書状〔沓沢新田伊藤清右衛門→五郎兵衛新田	地券受取〔布施村代受伊藤平造→五郎兵衛新田柳沢所平〕	借用金返済年延べ願いの書状〔沓沢新田伊藤平造→五郎兵衛新田柳沢所平〕	田地売買許可願書〔沓沢新田売渡人伊藤清右衛門他四名→長野県権令楢崎寛直〕	拝借金返金日延べ願書〔沓沢新田伊藤清右衛門→五郎兵衛新田柳沢所左衛門〕
状	为	,	状	状		状	状	絵図	状	状		状		状		状	状	縦	状
	-					_	_	_	_	_		_				_	_	四	

	状	質地差出し借金証文〔替地差出借用主多七他三名→所左衛門〕	元治元年三月		
_	状	質地差出し無尽金借用証文〔質地差出借用主多七他三名→次郎八無尽連衆〕	文久四年一二月	 空	
_	状	質地反別の覚		=	
	状	譲渡田地の小作引請証文〔小作引請人忠内他一名→所左衛門〕	文久三年一二月	=	
_	状	田地質置証文〔地所譲渡主忠内他一名→所左衛門〕	文久三年一二月	_	
				四八四	
_	状	質地差出し借用証文〔質地差出借用主八幡村政右衛門他一名→五郎兵衛新田所左衛門〕	文久三年一二月六日	四	
=	状	役元〕			
		勝右衛門との売地出入内済証文(天保一三年の田地譲渡証文写共)(当人源太郎他五名→	文久三年七月	鬥二	
_	状	田地質入による借金証文(願人継三郎他一名)	文久元年九月	鬥	
_	状	家質借金の年季を延引されたことの添証文〔添書差出し金子借用主長右衛門→所左衛門〕	万延元年一一月	四八0	
_	状	村名主源内→名主所左衛門〕			
		小平新田坪改め渡方をしたいので一〇月朔日に出向し世話をしてほしい旨の書状〔小平	九月二九日	Ξ	
	状	吉沢源内→名主柳沢所左衛門〕			
		小平新田のことにつき上金承諾の由につき出向仰せ越され承知の旨の書状〔小平村名主	九月二二日	=	
_	状	茂左衛門→柳沢所左衛門〕			
		小平村と相談の結果中之条への出立を明後一八日に延期する旨の書状〔三井村名主佐藤	九月一六日	10	
_	状	今朝出向したが途中より帰村した旨の報知状〔三井村名主佐藤茂左衛門→柳沢所左衛門〕	八月二五日	九	
_	状	入百姓世話方依賴状〔小平村名主吉沢源内→名主柳沢所左衛門〕	八月二二日	八	
_	状	沢源内→三井村名主佐藤茂左衛門他一名〕			
		堰普請仕舞の由につき明二三日に新田へ出役してほしい旨の書状(前欠)〔小平村名主吉	八月二二日	七	
_	状	柳沢所左衛門〕			
		旦那方小平新田へ明後二日に出立の旨仰せ渡されにつき報知状〔三井村佐藤茂左衛門→	八月朔日	六	
_	状	ツ井村名主武左衛門他二村名主衆〕			

	四九八		四九七						四九六		四九五	四九四	四九三		四九二	四九一			四九0	四八九	四八八		四八七
	八 一二月一二日		+ 慶応四年六月		明治三年四月	三 明治三年四月	二 明治三年四月	一慶応三年一〇月	六		五 慶応二年一○月	慶応二年七月	三 慶応元年一二月		二 元治二年	一元治元年一二月	二 明治二年一一月	一元治元年一一月	0	九 元治元年八月	へ 元治元年八月		元治元年八月
方依頼状	地租改正にあたり合併を相談したところ五郎兵衛新田村不開化のため不同意につき説諭	渡してほしい旨の願書〔五郎兵衛新田浄土宗長念寺他一名〕	お達につき寺社領・開発人などの除地高の免状の写を本紙と共に提出するが本紙は下げ	他一名→所左衛門〕	借用残金を小作率を上げることによって返済することの約定書〔与惣右衛門事当人与市	畑質置証文〔流地渡主与惣右衛門事与市他一名→所平〕	質地差出し借用証文〔質地差出借用主定吉他一名→所平〕	源四郎より買請けた田地の上金請取〔内高預ケ主定吉他一名→所左衛門〕		一郎中之条役所〕	お尋ねにつき市川五郎兵衛拝領地・長念寺除地高上申書〔名主所左衛門他三名→松本直	沓沢新田光正院と清左衛門の地境論済口内済書〔当人光正院他六名〕	居屋敷質入による借金証文〔借用主又右衛門他一名→所左衛門〕	新田名主所左衛門他二名→甘利八右衛門〕	畑田成の有無お尋ねにつき無い旨の上申書(下書共) 〔五郎兵衛新田他四村惣代五郎兵衛	質地差出し借金証文〔入布施村質地借主惣兵衞→五郎兵衛新田所左衛門〕	質地証文〔下中込村質地主与七他二名→原新田所左衛門〕	質地証文〔下中込村質地主与七他二名→原新田所左衛門〕		畑地出入内済議定書〔証文認高分渡主八百蔵他四名→差添村役人〕	入布施村代三郎・八百蔵地所出入内済証文〔訴訟方代三郎他一〇名〕	中之条役所〕	須ケ間原入会秣野の新開を許可しないようにとの内願書〔願人所左衛門→甘利八右衛門
状		状			状	状	状	状		状		状	状	状		状	状	状		状	状	状	

五三	明治七年三月	秣場に関する取替証文および野銭証文〔新張村柳沢善右衛門他二名→長坂村戸長荒井小		
8		三郎他一名〕	状	
五	三 明治七年八月七日	入会秣野嶽山の境界調べのため絵図を差出すようにとの廻状〔入布施村戸長荻原駒吉→		
		矢嶋村他一村村吏〕	状	
五四	明治七年九月	録段の張札	状	
五五	五 明治七年一二月	加質による借金証文〔御馬寄村金子借用人山浦彦助他一名→五郎兵衛新田所平〕	状	
五六	六 明治八年二月一二日	長念寺除地上知分の払下げに異存ない旨の一札〔長念寺住職柳沢迎本他二名〕	状	
五七	+ 明治八年三月	田畑売買許可願書〔第四大区六小区売渡人依田源四郎他一名→第四大区副戸長木内源太〕	状	
프	^			
	一 明治八年一一月一〇日	学校敷地払下げの指令を受け承知したが住職が自費で開懇した除地なのでどう処分する		
		のかという伺い書〔長念寺住職柳沢辺本他一一名〕	状	_
	三 (明治)	長念寺住職自懇地につき上知場所払下げ願書(後欠)	状	
五九	九 明治九年二月四日	小作取立帳面提出方および地租改正調べ方につき報知状〔柳沢所三郎→柳沢源吾〕	状	
포-10	0 明治九年二月二一日	相浜分田地面積の書付	状	_
프	一 明治九年三月	地券証〔長野県参事楢崎寛直→柳沢迎本〕	状	
프	一 明治九年四月二五日	質地小作の契約書〔五郎兵衛新田柳沢所三郎→山浦村清水正策〕	状	_
三	三 明治九年五月二六日	今般の地租改正の件は一ヵ村や一小区位で苦情を申してもセンナキことと存ずる旨の書		
		状〔柳沢所三郎→同苗・柳沢源吾〕	状	_
五四	明治九年	畑地売買許可願書〔売渡人山浦健六他一名〕	状	_
至宝				
	一 明治一〇年一月	地券〔長野県→五郎兵衛新田持主柳沢所平〕	状	_
	三 明治一一年七月一日	地券〔長野県→五郎兵衛新田持主柳沢所平〕	状 ·	六
	三 明治一一年七月一日	地券〔長野県→五郎兵衛新田持主柳沢所作〕	状	
	四 明治一一年七月一日	地券〔長野県→五郎兵衛新田持主柳沢又六〕	状	

+ 明治一 明治 明 明 治 治 治 治 治 治 一〇年五月二四 一〇年二月 二年 二年 二年三月 六年六月一 二年一〇月一 一年六月二〇日 四年一月二八日 〇年二月 六年四月 年七月 年七月 年七月 年四月 年三月 年七月 年七月 年一〇月一 年七月 年七日 一〇月 一〇月 月 一〇日 一〇日 日 一二日 〇日 日 H H 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 地券 上〔五郎兵衛新田柳沢所三郎→長野県権令楢崎寛直 長野県下信濃国伊奈郡甲斐沼原新田由来書上ならびに信濃国佐久郡小平新田再興由来書 (長野県-〔長野県→五郎兵衛新田持主柳沢所平 〔長野県→下中込村持主市川儀右衛門 〔長野県 長野県 長野県 〔長野県 〔長野県 長野県 [長野県→五郎兵衛新田持主柳沢所平] [長野県→五郎兵衛新田持主柳沢所平] 〔長野県 〔長野県 〔長野県 (長野県 (長野県 長野県 長野県 長野県 〔長野県 →八幡村持主成沢亀作 →芦田村土屋伝左衛門〕 · 五郎 御馬寄村持主町田猪牙平 中込村持主市川 五郎兵衛新田持主高柳清四郎 五郎兵衛新田持主柳沢佐助 五郎兵衛新田持主柳沢所平 五郎兵衛新田持主丸山勝右衛門 五郎兵衛新田 五郎兵衛新田持主柳沢所三郎 五郎兵衛新田 五郎兵衛新田持主伊藤平兵衛 五郎兵衛新田持主小林吉吾郎 五郎兵衛 御馬寄村 兵衛新田持主柳沢所次郎 新田 持主依田彦五郎 [持主柳沢所平] 持主柳沢所平 儀右衛門 状状状状状状状状状状状 状 状 状 状 状 状 状 状 四

至	=	_	플	[29]	=	=	_	三	=	_	基 區	=	_	五三	五.	79	=	=	_	五三	三	=	
	卯年八月	明治一一年七月一日		明治一二年一一月一四日	明治一一年一一月四日	明治一一年七月一日	明治一一年七月一日		明治一五年二月二〇日	明治一一年七月一日			明治一一年七月一日		明治一六年三月一日	明治一二年一〇月一日	明治一一年七月一日	明治一一年七月一日	明治一一年七月一日		明治一五年二月二〇日	明治一一年七月一日	明治一一年七月一日
	かすり代金などの引合せ依頼状〔田中新次郎→柳沢康造〕	地券〔長野県→五郎兵衛新田持主柳沢所平〕		地券〔長野県→五郎兵衛新田持主柳沢所平〕	地券〔長野県→五郎兵衛新田持主柳沢所平〕	地券〔長野県→矢嶋村持主小泉峯作〕	地券〔長野県→五郎兵衛新田持主柳沢所平〕		地券〔長野県→五郎兵衛新田持主柳沢所平〕	地券〔長野県→五郎兵衛新田持主柳沢所平〕		買取った郷蔵敷の反別書上	地券〔長野県→五郎兵衛新田持主柳沢所次郎〕		地券〔長野県→五郎兵衛新田持主柳沢所平〕	地券〔長野県→五郎兵衛新田持主柳沢所平〕	地券〔長野県→五郎兵衛新田持主高田市右衛門〕	地券〔長野県→五郎兵衛新田持主根沢与惣右衛門〕	地券〔長野県→五郎兵衛新田持主柳沢所平〕		地券〔長野県→五郎兵衛新田持主高田市右衛門〕	地券〔長野県→五郎兵衛新田持主町田多七〕	地券〔長野県→五郎兵衛新田持主柳沢所平〕
	状	状		状	状	状	状		状	状		状	状		状	状	状	状	状		状	状	状
		六		_	五	=	=		=	四四			$\vec{\circ}$		_	=		_	四三		_	_	五

83	3 E	3 =	E	地																			
吾至	九	八	中	中心	六	五	四	=	=	_	五四四	盟	吾二	찚	地区0	臺	兲	六	玉	四	=	=	
明治一六年一二月二二日	(明治二一年)三月八日	明治二一年二月一九日	10明治二〇年一二月二九日	10明治二〇年一二月二九日	(明治二〇年)一二月二九日	(明治二〇年)一二月二八日	(明治二〇年)一二月二五日	(明治二〇年)一二月二四日	明治二〇年一〇月五日	明治一六年六月一一日		明治一四年七月八日	明治一二年	明治一二年	明治一二年	明治一二年七月	明治一二年二月	明治二三年三月	明治二三年三月八日	明治一八年一二月	明治一八年一二月	明治一八年一二月	明治一二年一月二〇日
抵当にしておいた建家を他へ譲るにつき書類訂正願書〔除名願人根沢惣三郎他一名→戸	宮坂儀左衛門立替えの畑代金返却延引につき半額返却方要請状〔土屋省三→柳沢〕	去年の委任状無効につき新委任状への調印依頼状〔土屋省三・同勝真→柳沢所左衛門〕 :	畑立木買取りにつき登記委任状〔柳沢所平→土屋勝真〕	文意不都合のため委任状認め直しにつき再調印依頼状〔望月出張先土屋省三→柳沢所平〕	昨日依頼しておいた印鑑証明・委任状封印のうえ渡してくれるようにとの依頼状	明日中に地所取引済ませたく望月登記所への出頭願書〔土屋省三→柳沢所平・同所次郎〕	借金返済延滞願書〔前山村後島源吾→柳沢所左衛門〕	依頼の金円半額の六○円調達につき送付状〔吉沢桑右衛門→柳沢所左衛門〕	地所売渡証券などの綴〔芦田村売渡人土屋伝兵衛他二名→柳沢所平〕	用立金返却催促状(用立金調書共)〔八幡村依田仙右衛門→柳沢所平〕		建屋第十九国立銀行へ抵当の奥印帳	田地売買許可願書〔売渡主成沢亀作他二名→長野県令楢崎寛直〕	田地売買許可願書〔売渡主小泉峯作他二名→長野県令楢崎寛直〕	田地売買許可願書〔売渡主小泉峯作他二名→長野県令楢崎寛直〕	地券証書換え願書〔矢嶋村売渡人小泉峯作他二名→副戸長依田源四郎〕	田地売買許可願書〔売渡浅沼丈松他二名→長野県令楢崎寛直〕	地所売買につき登記願書〔五郎兵衛新田村第一番地売渡人高田市右衛門〕	土地登記の委任状〔五郎兵衛新田村第一番地高田市右衛門〕	地所売渡しにつき公証願書〔願人高田市右衛門→戸長平嶋省三〕	地所売買につき所有確認願書〔売買人高田市右衛門他一名〕	耕地売渡し証書〔田地売渡人五郎兵衛新田高田市右衛門他二名→同村柳沢所平〕	年賦借用証書〔五郎兵衛新田年賦借用人高田市右衛門→同村柳沢所平〕
	状	状	状	状	状	状	状	状	綴	状		状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状
		_		_		_	_	_	_				三	_	_	_	_		_	_	=	\equiv	

t			長依田源四郎〕	状	_
8	吾	明治一九年一月二四日	村他六村戸長役場→柳沢所平〕	状	
	西平				
	-	明治二〇年一月二四日	山林売渡し証書〔売渡人丸山勝右衛門他一名→柳沢佐助〕	状	_
	=	明治二〇年一月二四日	地所壳渡証〔五郎兵衛新田村売渡人小林吉五郎他一名→同村柳沢佐助〕	状	_
	=	明治二〇年一月二五日	地所壳渡証書〔壳主佐藤健作他一名→柳沢佐助〕	状	
	壳	明治二〇年一月二五日	拝借宅地について過言につき詫書〔本人松崎伊三郎他二名→柳沢所次郎〕	状	_
	轰	明治二一年二月二八日	地所証明願書〔柳沢所平→八幡邨他六村岡部弾之丞〕	状	
Toward Toward	臺	明治二一年四月二六日	地券書手数料受取〔望月町他四村戸長役場→柳沢所平〕	状	
	歪				
	_	明治二一年五月三〇日	月賦成崩借用金証券〔五郎兵衛新田村借用主町田縫三郎他二名→五郎兵衛新田小泉弥太		
			郎)	状	
	=	明治二一年五月三〇日	地所借用証〔町田縫三郎→柳沢所平〕	状	_
	垩	(明治二三年)	土地売買に関する契約書	状	_
	臺	(明治四一年七月三〇日)	明治四一年七月三〇日夜中調製の田畑山林宅地代金書上	状	_
	蓋	子年九月	子高帳寄〔立会〕	状	_
	풒	卯年二月	土地証文	状	
	奏	卯年三月	質地高・納米などの書付〔御馬寄質地主字兵衛→原新田所左衛門〕	状	
	至				
		卯年九月	田畑改めの取締り廻村一件心得書	横	
	=		反別書付	状	_
	=		家数・人別の覚	状	_
	79		地所別作人書付	状	\equiv

五七五	二月一二日	長念寺上地の払い地の引取り取計い方依頼状〔森泉久七郎→小平忠内他二名〕衛門〕	状 状	→ →
- ::				
-	二月一三日	仙左衛門引請で金子を借用する旨の書状〔依田豊次郎→柳沢所左衛門〕	状	
=	二月一四日	書入による金子借用依頼状〔仙左衛門代依田豊次郎→柳沢所左衛門〕	状	
=	一〇月一九日	仙左衛門の借金返済日延べ願書〔八幡宿松沢弥八郎→原新田柳沢所左衛門〕	状	
四日	一〇月二〇日	仙左衛門の借金返済延引願書〔八幡宿松沢弥八郎→原新田柳沢所左衛門〕	状	
五七七				
_	二月一九日	地券取調上帳および絵図面提出日限日延べ願いのための出庁方依頼状〔小平八郎→柳沢所状	状	
		严		
=	二月二〇日	出庁に際しては小平宅へ出頭してほしい旨の書状〔小平八郎→五郎兵衛新田戸長副〕	状	
歪	二月二二日	田地売却方につき返信依頼状〔御馬寄伊左衛門→柳沢所左衛門〕	状	
五七九	二月	田地処分方などにつき書状〔八幡岩下幸右衛門→柳沢弁吉〕	状	
吾0	二月	高・納米などの覚〔三左衛門他一名→七右衛門〕	状	_
兲	三月一一日	持分田地の内不明箇所があるので図面に書いて知らせてくれるようにとの書状〔新田役		
		元→町田為右衛門〕	状	_
兲	三月一五日	質地につき奥印など依頼状〔御馬寄村小平市右衛門→柳沢所左衛門〕	状	_
吾	三月二二日	新田村地所の件につき相談依頼状〔野沢清一郎〕	状	_
吾	三月二四日	多忙につき代りに牧布施村へ田地小作出入仲介のため出向依頼状〔高見沢庄左衛門→柳		
		沢所左衛門〕	状	_
	三月二七日	田地証文預り方依頼などの書状〔高柳村飯嶋六郎右衞門→柳沢所左衞門〕	状	_
兲	四月五日	高・反別・地生米・地代金書上〔伊藤定平→駒寄彦助〕	状	
壳				
	四月六日	縫三郎困窮につき質地奥印依頼状〔八幡宿依田仙太郎→柳沢所左衛門〕	状	

_	出	· 沙戸县。代)		
	9	也		
		山林原野取調べ日延べ願いのための出庁方要請状〔第九区小平副区長→五郎兵衛新田柳	六月二一日	五九九
	状	田畑高反別・明光院屋敷書付	六月一八日	秃
_	状	田畑調べ落し分書出し命令状〔五郎兵衛新田村戸長役場→柳沢〕	六月六日	五七
_	状	所→小平村他九村名主・与頭・年寄・百姓代〕		
		荒地起返し・取下場免上・畑田成屋敷成等見分のため廻村の触廻状〔蓑笠之助中之条役	六月三日	弄
_	状	所持の田を売却希望につき関係者との相談依頼状〔江崎新五右衛門→柳沢三左衛門〕	五月二一日	五五五
_	状	村他九村)		
		見分役人が来て荒地のことを相談するので各村よりの出役要請廻状〔臼田村名主→下越	五月一五日	五品
_	状	市川清右衛門の田地売却成行きにつき通知依頼状〔小松源五右衛門→柳沢三左衛門〕	五月四日	五
_	状	依頼状〔組頭八郎右衛門他一名→取締役柳沢所左衛門〕		
		沓沢新田光正院と同村清右衛門との地所一件を内済にするように働きかけてほしい旨の	四月二四日	五二
_	状	所左衛門]		
		中原村勘左衛門地所は尊父の奥印で質地証文を請取った旨の書状〔信田七郎兵衛→柳沢	四月二二日	五
_	状	田数書上		四
七	状	山之神・三反田目録書上		=
_	横	山之神・三反田目録書上		=
_	状	三反田作籾代金の請取〔茂兵衛→平作他一名〕	四月二〇日	_
				五九0
_	状	質田地受取〔茂兵衛→幸助他一名〕	四月二〇日	秃
_	状	所左衛門〕		
		先方の目録と反別・蒔が違うため相談したく出会依頼状〔野沢より依田源左衛門→柳沢	四月一一日	兲
_	状	縫三郎への奥印押捺仕方につき書状〔八幡依田仙二右衛門→原新田柳沢所左衛門〕	四月一八日	=
_	状	縫三郎奥印一件につき書状〔柳沢所左衛門→八わた宿依田仙次右衛門〕	四月七日	=

田田明細調べこつき司い府紙 田田明細調べこつき司い府紙
小師 → 名主柳 -八郎 → 名主柳 -八郎 → 名主柳 - 一郎 → 和沢 - 一郎 → 和沢 - 一郎 → 和沢
状 状 状 状 状

地十金などの取開へ書上(財育)
うて司によここ
〔源四郎→役元〕
他村民による譲受け地の村人への内高願書〔塩名田村譲受人彦左衛門→所左衛門〕
矢嶋村内で旧来よりの預り高の村役人への分地高わけ願書
地租改正布達につき田畑反当り収穫米取計い方委任状
持分の土地請返しにつき高入変更願書〔かり宿土屋作右衛門→柳沢所左衛門〕
西連寺福宝院墓添の絵図
常右衛門と源吉の林境違論内済につき済口証文
地所出入吟味済みにつき仰せ渡され書(後欠)
・川久保の田畑高反別取米覚
地詰のさいの配慮に対する礼として海苔を送った旨の書状
伊藤市太郎らの所有地の売却結果につき回答状

完(**完** 奈 六至 至 六至 **公**語 李 室 至 窑 高九 奈 空 蛮 益 六四 容 盗 高 高

田畑面積書付

人名書付 播種量・収獲量・上納量書付 利八持高·納米書付 柳沢所平分田畑山林など地価覚 所左衛門分の畑高反別覚 田地面積書付 田高書付 田畑高書付

本畑・新畑高・納米などの書付

善兵衛分高・納米などの書付

畑反別書付 高・反別など見積り書付

反別・地金などの書付

田地反別書付

地番別田畑高・地生米・地代金などの書上(断

簡

常右衛門分反別などの書付 反別・分米・納米などの書付

字三反田下田二筆の反別・分米などの書上 本帳に書落した耕地一筆の書加え願書

貴殿妻に進め婚姻前に病気になった妹の扶持として田地を預った証文 本田・新田高の覚 人別反歩寄書付

新改め田米・畑米などの覚

状状状状状状状状状状状状状状状状状状状状状状状状状状状

交 完 空宝 六品 空 空 至 奈 奈 完 空 空 究 交 奈 空 交 空 四月一三日 門十郎持高書付 米石高・永高書付 村内市川氏除地の六ヵ年平均取米覚 見付畑書上 播種量書付 田地面積・分米書付 地価金など調書(雛形) 録段調帳寄高などの書付 畑地面積・分米などの書付 質地添証文 米代金借用証文〔→御馬寄村小左衛門 市川五郎兵衛の除地高反別書付 矢嶋村清蔵と薬師堂庵主との地所出入内済証文〔名主所左衛門他一名→岩村田会所〕 金子用立の加質として市川五郎兵衛拝領地に関する証文を請取った旨の一札 入してしまい出入に及んだ一件お尋ねにつき上申書 権四郎の身上片付けの際に権四郎が入布施村内に所持していた地所を同村市左衛門が質 質地証文(雛形) 質地差出し借用証文(雛形 質地指出し年賦金借用証文(雛形 建家壳渡証書 右下書の送り状 田地譲渡年季証文下書 質地金証文 〔桜井村常田藤兵衛→原新田柳沢所左衛門 〔所左衛門〕 状 状状状状状状状状状状状状 状 状 状 状状状状状

交

公公

交

空 交

交

長野県下信濃国伊那郡貝沼原新田由緒書(後欠)

半五郎質地請戻し一件裁判諸入用引請証文

上知の分を残らず長念寺住職柳沢迎本へ払い下げてほしい旨の願書

絵図

四 状二

状 状 状

状 状 状

梠太郎〕

宅地・建物売買届書〔五郎兵衛新田村買受人柳沢所次郎他一名→南佐久郡野沢村長並木

早損場定取覚ならびに耕地粗絵図

長念寺除地高書付

田畑の直段を上中下にわけて書上げたことなどの報知状

구 곳 포	园 三	Ξ =	□ 九	л -	六 五	四 三		番文 号書
寛文九年一一月	寛文五年一二月二八日	寛文四年一二月一五日	寛文元年一二月	明曆三年一一月	明曆元年一〇月	慶安四年一〇月	魔安元年一〇月	年代
酉年貢割付状〔近山清兵衛→五郎兵衛新田名主・惣百姓〕申年貢割付状〔近山清兵衛→五郎兵衛新田名主・惣百姓〕未年貢割付状〔近山清兵衛→五郎兵衛新田名主・惣百姓〕	午年貢割付状〔近山清兵衛→五郎兵衛新田名主・惣百姓〕年貢割付状〔近山清兵衛→五郎兵衛新田名主・惣百姓〕	五郎兵衛新田村辰年貢割付状〔吉 佐五右→名主・百姓〕寅年原新田村年貢割付状〔吉 佐五右→名主・百姓〕	原新田村丑年免定書〔吉 佐五右衛門→原新田村名主・惣百姓〕原新田戌免相定書〔田塩吉兵衛他二名→代官所水科喜太夫他一名〕	原新田酉免相定書〔田塩吉兵衛他二名→代官所黒沢平太夫他一名〕原新田申免相定書〔田塩吉兵衛他二名→代官所黒沢平太夫他一名〕	原新田未免相定書〔吉原六左衛門他一名→代官所上田善左衛門〕原新田巳免相定書〔田塩吉兵衛他二名→代官所上田善左衛門〕	原新田卯免相定書〔田塩吉兵衛他二名→代官所蒔田権左衛門他一名〕五郎兵衛新田越石分寅年免相定書〔田塩吉兵衛他二名→蒔田権左衛門他一名〕	幡新田村子免相定書〔田塩吉兵衛他二名→箕輪六郎右衛門他年免相定書〔高木三左衛門他一名→市川五郎兵衛〕	文 書 名
状 状 状	状 状	状 状	状 状	状 状	状 状	状 状	状 状	形態
								数量

C

租

税

_		Ξ	壹	三	=	玉	四	=	=	_	元	둣	丰	兲	五	<u></u>		Ξ	=	=	=	九	六
元禄二年六月二八日	元禄二年六月二八日		貞享五年八月	貞享四年一二月	貞享四年八月	(元禄五年)七月一二日	元禄五年六月	(貞享三年)一二月一四日	貞享三年五月	貞享三年五月		貞享三年五月	貞享三年五月	貞享三年閏三月四日	貞享二年四月	貞享二年正月一一日	貞享二年一二月一一日	貞享元年六月一六日~	貞享元年六月一六日	(延宝)九年六月二〇日	延宝九年三月一〇日	寛文一一年一一月	寛文一〇年一一月
年貢未進金請取〔松野甚平→原新田村名主三左衛門〕	〔松野甚平→原新田村名主三左衛門〕		原新田村寅年貢勘定目録〔名主三左衛門→真木清右衛門他一名〕	御蔵籾預り証(雛形)	原新田村丑年貢勘定目録〔名主三左衛門他一名→松井与惣兵衛他一名〕	原村太左衛門石高にて夫銭八重割目録(写共)〔原新田村三左衛門→代官〕	干米金滞りにつき三左衛門吟味願書(断簡共)〔太左衛門→代官〕	原村太左衛門石高にて夫銭八重割覚〔原新田三左衛門→代官所〕	原新田他二村年貢廻米干金滯りにつき訴状〔原新田村三左衛門→代官〕	原新田村他二村年貢廻米干金ならびに江戸夫金滞りにつき訴状〔原村太左衛門→代官〕		江戸廻米入用滞り出入につき願書(前欠)〔原新田村三左衛門→代官〕	江戸惣米于金請取〔原新田村三左衛門→代官所〕	原新田村子年貢勘定目録〔原新田村名主三左衛門他二名→松井与惣兵衛他一名〕	原新田村亥年貢勘定目録〔五郎兵衛新田三左衛門他一名→大橋左五右衛門〕	年貢未進の手形〔伊兵衛他三名→三左衛門他一名〕		年貢上納金請取手形〔杉山三太夫→原新田村三左衛門〕	年貢金・年貢未進金請取手形〔杉山三太夫他一名→原新田村三左衛門〕	申年貢納高書付	申年貢籾未進手形〔下原未進主太郎兵衛他一名→武右衛門〕	五郎兵衛新田村亥成箇割付状〔遠藤次郎右→名主・惣百姓〕	戌年貢割付状〔近山清兵衛→五郎兵衛新田名主・惣百姓〕
状	状		状	状	状	状	状	状	状	状		状	状	状	状	状		状	状	状	状	状	状
_				_	_	_	_	_				_	_	_	_	_				_		_	_

		1 1 3	7	
	年貢目録	- 享保五年	프	
	年貢金上納半分延期願書	一 享保五年一二月	查	
	享保三年分年貢目録	享保四年五月八日	五	
	物成米郷蔵預りの請書〔五郎兵衛新田名主三左衛門他六名〕)享保元年一二月	吾	
	門他一六名)			
,る旨の起請文 〔三左衛	小検見中止につき一村切に村役人立合いのもとで坪苅帳を作成する旨の起請文(三左衛	正徳三年八月	四九	
	籾預り証〔預主下原三郎兵衛他二名→三左衛門〕	宝永三年一二月一七日	鬥	
4)	小物成金受取手形〔五郎兵衛新田又市他四名→手塚安兵衛他一名〕	宝永三年一二月一五日	型	
	検見のため合毛帳を仕立てる際の覚〔市 孫右衛門〕	(元禄一四年)七月	哭	
	箕賃金請取〔春日村上乗源兵衛→原新田三左衛門〕	一 元禄一一年三月一四日	=	
	城米送り賃金請取〔春日村上乗久之丞→原新田村吉左衛門〕	元禄一一年三月二日		
			空	
左衛門他一名〕	五郎兵衛新田村亥年成箇勘定目録〔名主所左衛門他二名→新井儀左衛門他	一 元禄一〇年七月	Z2	
展左衛門他一名〕	五郎兵衛新田村戌年成箇勘定目録〔名主三左衛門他二名→新井儀左衛門他	一元禄一〇年七月	四	
展左衛門他一名 〕	五郎兵衛新田村酉年成箇勘定目録〔名主三左衛門他二名→新井儀左衛門他	一 元禄一〇年七月	<u>=</u>	
門他一名〕	五郎兵衛新田村申年成箇勘定目録〔三左衛門他二名→新井儀左衛門他	元禄一〇年七月	Z	
	年貢過石につき訴状〔矢嶋新町訴訟人喜右衛門→代官〕	一 元禄九年三月二九日	图0	
	孫次郎〕			
〔原新田村才料半右衛門他五名→飯塚	年貢金を才料をつけて甲府まで持たせた際の一札(原新田村才料	元禄九年正月八日	壳	
	江戸廻米入用割掛出入につき返答書〔原新田村三左衛門→代官〕	元禄五年七月一二日	兲	
三名)	原新田村午年貢勘定目録〔名主三左衛門他一名→新井儀左衛門他	一元禄五年六月	亳	
	年貢金上納受書〔原新田村名主三左衛門他五名→代官〕	元禄三年七月	兲	
	原新田村酉年貢勘定目録〔原新田村名主三左衛門→松野甚平〕	一元禄二年六月	臺	
	原新田村戌年貢勘定目録〔原新田村名主三左衛門→松野甚平〕	一 元禄二年六月	=	

至 西	享保六年二月二五日享保六年二月一二日	子廻米箕賃の定書〔上乗前山村四郎右衛門他四名〕江戸廻米上乗の三村割合定書〔上乗入布施村他二村〕
弄	享保六年二月晦日	清七他一名〕 江戸廻米附払いの安中より板鼻までの請負証文〔上州安中宿問屋内蔵之助他七名→小川
吾	享保六年二月晦日	江戸廻米附払いの板鼻より高崎までの請負証文〔板鼻宿問屋嘉兵衛他四名→小川清七他
		一名
兲	享保六年二月	江戸廻米払いの請負証文〔高崎本町問屋市郎右衛門他六名→小川清七他一名〕
五	享保六年二月	江戸廻米附払いの坂本宿より松井田宿までの請負証文〔坂本宿問屋名主三郎左衛門他九
		名→箕輪六郎左衛門〕
台	享保六年二月	江戸廻米附払いの松井田宿より安中までの請負証文〔松井田問屋藤右衛門他八名→小川
		清七他一名〕
六	享保六年三月二二日	廻米賃請取〔前山村上乗四右衛門他二名→川井清蔵〕
空	享保六年六月二五日	廻米賃請取〔五郎兵衛新田村三左衛門他三名→川井清蔵〕
空	享保六年六月	子年貢皆済状〔都筑藤十郎→五郎兵衛新田名主・百姓〕
益	享保八年九月	遠作につき検見願書〔五郎兵衛新田名主三左衛門他八名→代官〕
宝	享保八年	年貢皆済方などにつき村議定書(前欠)〔組頭重次郎他一三四名〕
奈	享保一〇年七月	辰年貢小割帳〔五郎兵衛新田名主・組頭・百姓代→大草太郎左衛門〕
空	享保一〇年八月	定免願いにつき免状は去年同様の割付にしてほしい旨の願書〔惣百姓→大草太郎左衛門〕
交	享保一〇年九月	米石代直段につき佐久郡八八村口上書
充	享保一〇年一一月	富士川他五川の川普請の国役金請取〔大草太郎左衛門手代成嶋文右衛門→五郎兵衛新田
		名主•組頭〕
占	享保一一年三月	石代直段・石代金上納期限につき願書〔佐久郡村々〕
士	享保一一年三月	石代直段を上中下米平均直段にしてほしい旨の願書
主	享保一二年一一月	富士川他六川の川普請につき高役金上納の覚〔五郎兵衛新田長念寺他四名→平賀役所〕

全 享保一八年一○月 会 (享保一九年)正月	÷	_ =	where	享保一	享呆一		2 享保一八年九月		空 享保一八年八月	今 享保一八年八月	ハー 享保一八年六月	今 享保一八年五月	芜 享保一七年八月		天 享保一七年八月	モ 享保一六年八月	英 享保一六年八月		宝 享保一五年一二月	运 享保一四年一二月	萱 享保一三年一二月
単一	単位 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	年貢米として稈上納の覚 年貢米として稈上納の覚	原いの通り取米減のうえ原いの通り取米減のうえを計川他の川普請につきでいる。	平九郎 願いの 富士川 を が が が が が が が が が が が が が が が が が が	富士川他	夏 願いの通	11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	門也四名→平賀役折〕	年貢は定免の石数で上納・	八月	年貢定免願書	検見入願書(前欠)〔名主・組頭・	永雨により不作につき見分願書	主·組頭〕	八月 天候不順のため不作につき検見入願い上申方願書	八月 田畑作物実入時に大風にあい不作につき見分願書	旱照の上に大風雨にあい	平九郎左衛門役所〕	一二月 富士川他三川の川普請につき国役金上納	一二月 安部川他二川の川普請につき国役金上納	一二月 安部川他二川の川普請につき国役金上納の覚
下げについて村方願書〔市左衛門他六五名→名主・組頭衆〕 →平賀役所〕 り取米減のうえ一○ヵ年定免に仰せつけられたことの請書〔→松平九郎左衛門の川普請につき高役金上納の覚〔五郎兵衛新田市川五郎兵衛内清八他一名→松の川普請につき高役金上納の覚〔五郎兵衛新田市川五郎兵衛内清八他一名→松の川普請につき高役金上納の覚〔五郎兵衛新田市川五郎兵衛新田名主弥五右衛門とて程上納の覚〔五郎兵衛新田名主弥五右衛門の川普につき高役金上納の党〔五郎兵衛新田市川五郎兵衛新田名主弥五右衛門の川普について村方願書〔市左衛門他六五名→名主・組頭衆〕	門仕られる」まではしい旨の願書「仕られたこの」の「五郎兵衛新田市」(五郎兵衛新田市」(五郎兵衛新田市)(五郎兵衛新田市)(五郎兵衛新田市)(五郎兵衛新田市)(五郎兵衛新田市)(五郎兵衛が五名→名主	(五郎兵衛新田市) (五郎兵衛新田市) (五郎兵衛新田市) (五郎兵衛新田市) (五郎兵衛新田市) (五郎兵衛新田市) (五郎兵衛新田市) (五郎兵衛新田市) (五郎兵衛新田市) (五郎兵衛邦田市) (五郎兵帝衛邦田市) (五郎兵帝衛邦田市) (五郎兵帝衛邦田市) (五郎兵帝衛邦田市) (五郎兵帝衛邦田市) (五郎兵帝衛邦田市) (五郎兵帝衛邦田市) (五郎兵帝衛邦田市) (五郎兵帝衛邦田市) (五郎兵帝衛和市) (五郎兵帝衛和市) (五郎兵帝衛和) (五郎兵帝衛和) (五郎兵帝衛和) (五郎兵帝衛和) (五郎兵帝衛和) (五郎兵帝帝衛和) (五郎兵帝帝衛帝衛和) (五郎兵帝帝衛帝帝帝衛帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝	でほしい旨の願書でほしい旨の願書	「五郎兵衛新田市」 「五郎兵衛新田市」 「五郎兵衛新田市」	「五郎兵衛新田市」でほしい旨の願書	年定免に仰せつけられたことの請書〔→松平九郎左衛門は見分してほしい旨の願書〔五郎兵衛新田名主弥五右衛	は見分してほしい旨の願書〔五郎兵衛新田名主弥五右衛り言える『十十三名』。 引名 戸	は見分してほしい旨の願書〔五郎兵衛新田名主弥五右衛り言える『十十三名』、五名『『	5日才後門付日本一下 3名下	尔丘台新写也丘名→平賀殳听	〔五郎兵衞新田弥五右衞門他五名→役所〕	・百姓代〕	〔五郎兵衛新田名主弥五右衛門他五名→平賀役所〕		人願い上申方願書〔惣百姓代清左衛門他一三二名→名	作につき見分願書〔名主・組頭・百姓代→平賀役所〕	取高減少につき見分願書		役金上納の覚〔五郎兵衛新田名主弥五右衛門他五名→松	役金上納の覚〔五郎兵衛新田長念寺他四名〕	役金上納の覚〔長念寺他二名→平賀役所〕
状状状 状 状 状状									状 状	状		状	状	状		状	状	状		状	状
= .	= .	= .	= .		= .	= .	= .	_ = .	_ = .	= .	-	_	_								_

	状				
元文三年八月 田方損亡につき検見入願書(名主弥五右衛門他五名→市原利右衛門) 元文三年八月 元文五年二月 元文五年七月 元文五年十月 元十月 元文五年十月 元末十五年十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十		寛文一一年・正徳二年・元文四年の免状から書き抜いた村高の写届書〔五郎兵衛新田名	寬保元年一〇月	큿	
元文三年八月 中貢都の立にて検見入願書(名主弥五右衛門他五名→平賀役所) 元文五年二月 元文五年二月 元文五年一月 元文五年一〇月 元文五年一〇月 元文五年 中貢總銘割 申年賈鐚銘割 申年賈鐚銘割 申年賈孁銘割 中年賈雲銘割 中年賈子の表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表		〔勘兵衛他	寬保元年八月	104	
元文三年八月 田方損亡につき検見入願書 (名主弥五右衛門他五名→市原利右衛門) 元文三年八月 田方損亡につき検見入願書 (名主弥五右衛門他四名→平賀役所) 元文五年二月 元文五年二月 元文五年二月 元文五年二月 元文五年二月 元文五年二月 元文五年二月 元文五年二月 元文五年二月 元文五年七月二〇日 年貢※直段を今まで通り上中下平均直段にしてほしい旨の願書 (佐久郡村) 元文五年七月二〇日 年貢※直段・江戸廻米などについての吟味につき返答書 (佐久郡村) 元文五年七月二〇日 元文五年七月 元文五年一〇月 元文五年一〇月 元文五年 中貢總銘割 申年貢總銘割 申年貢總銘割			寛保元年三月	읏	
元文三年八月 一元文三年八月 一元文三年八月 一元文三年八月 一元文三年八月 一元文五年二月 元文五年二月 元文五年二月 元文五年二月 元文五年二月 元文五年二月 元文五年二月 元文五年二月 元文五年二月 元文五年七月 元代直段を三段平均直段にしてほしい旨の願書 (在人郡村) 元文五年七月 元代直段を三段平均直段にしてほしい日の願書 (一八村) 元文五年一〇月 元文五年一〇日 元文五十二日 元文五十二日 元文五十二日 元文五十二日 元文五十二日 元六五十二日 元六五十二日 元六五十二日 元六十二十二日 元六十二十二日 元文五十二日 元文十二日 元文十二日 元文五十二日 元文五十二日 元文五十二日 元文五十二十二日 元文十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		申年賈鐚銘割		=	
元文三年八月		申年賈鐚銘割	元文五年	_	
元文三年八月 日				웊	
元文三年八月		村入用夫銭割などにつき連判証文(雛形) 〔名主・組頭・	元文五年	108	
一元文三年八月			元文五年一〇月	0	
一元文元年九月 早稲坪立にて検見入願書〔名主弥五右衛門他五名→平賀役所〕 一元文五年二月		方損亡につき検見入願書	元文五年八月	=	
元文元年九月 早稲坪立にて検見入願書〔名主弥五右衛門他五名→市原利右衛門〕 元文五年二月 石代直段を三段平均直段にしてほしい旨の願書〔佐久郡村 元文五年七月二〇日 年貢定免通り上納する旨の証文〔名主・組頭・百姓代→平賀役所〕 元文五年七月二〇日 年貢定免通り上納する旨の証文〔名主・組頭・百姓代→平賀役所〕 元文五年七月二〇日 年貢定免通り上納する旨の証文〔名主・組頭・百姓代→平賀役所〕 元文五年七月二〇日 年貢定免通り上納する旨の証文〔名主・組頭・百姓代→平賀役所〕 元文五年七月二〇日 年貢定免通り上納する旨の証文〔名主・組頭・百姓代→平賀役所〕 元文五年七月二〇日 年貢定免通り上納する旨の証文〔名主・組頭・百姓代→平賀役所〕 元文五年七月 石代直段を今まで通り小諸・上田両市場三段平均直段にしてほしい旨の願書 元文五年七月 石代直段を今まで通り小諸・上田両市場三段平均直段にしてほしい日の願書			元文五年七月		
元文元年九月 早稲坪立にて検見入願書 (名主弥五右衛門他五名→市原利右衛門) 元文五年二月 石代直段を今まで通り上中下平均直段にしてほしい旨の願書 (佐久郡村・元文五年二月 石代直段を今まで通り上中下平均直段にしてほしい旨の願書 (佐久郡村・元文五年七月二〇日 年貢定免通り上納する旨の証文 (名主・組頭・百姓代→平賀役所) 元文五年七月 石代直段を今まで通り小諸・上田両市場三段平均直段にしてほしい旨の願書 (佐久郡村・元文五年七月二〇日 年貢定免通り上納する旨の証文 (名主・組頭・百姓代→平賀役所) 元文五年七月 石代直段を今まで通り小諸・上田両市場三段平均直段にしてほしい日の願書 (左久郡村・元文五年七月 石代直段を今まで通り小諸・上田両市場三段平均直段にしてほしい日の願書 (一八村)				9	
元文元年九月 早稲坪立にて検見入願書 (名主弥五右衛門他五名→市原利右衛門) 元文五年二月 石代直段を今まで通り上中下平均直段にしてほしい旨の願書 (佐久郡二元文五年二月 石代金納直段を今まで通り上中下平均直段にしてほしい旨の願書 (佐久郡二元文五年二月 石代金納直段を今まで通り上中下米平均直段にしてほしい旨の願書 (佐久郡二元文五年二月 年貢米直段・江戸廻米などについての吟味につき返答書 (佐久郡二元文五年七月二〇日 年貢定免通り上納する旨の証文 (名主・組頭・百姓代→平賀役所) 元文五年七月 石代直段を三段平均直段にしてほしい旨の願書 (一八村) 元文五年七月 石代直段を三段平均直段にしてほしい旨の願書 (一八村)		上田両市場三段平均直段にしてほしい旨の	DU	=	
元文元年九月 中 一 一 一 元文五年二月 一 元文五年二月 一 元文五年二月 一 元文五年二月 一 元文五年二月 一 元文五年二月 一 元文五年二月 一 一 元文五年二月 一 一 元文五年二月 一 一 一 元文五年二月 一 一 一 元文五年二月 一 一 一 元文五年二月 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一		しい旨の願書(一	元文五年七月	_	
元文五年七月二〇日 年貢定免通り上納する旨の証文〔名主・組頭・百姓代→平賀役所〕 元文五年二月 年貢米直段・江戸廻米などについての吟味につき返答書〔佐久郡村・元文五年二月 石代直段について江戸表へ赴く訴訟人の費用負担方連判証文〔佐久郡二・元文五年二月 石代直段について江戸表へ赴く訴訟人の費用負担方連判証文〔佐久郡二・元文五年二月 石代直段について江戸表へ赴く訴訟人の費用負担方連判証文〔佐久郡二・元文五年二月 石代直段について江戸表へ赴く訴訟人の費用負担方連判証文〔佐久郡二・元文五年二月 年貢米直段・江戸廻米などについての吟味につき返答書〔佐久郡二・元文五年七月二〇日 年貢定免通り上納する旨の証文〔名主・組頭・百姓代→平賀役所〕				101	
元文五年二月 年貢米直段・江戸廻米などについての吟味につき返答書〔佐久郡村· 元文五年二月八日 石代金納直段を今まで通り上中下半均直段にしてほしい旨の願書〔左久郡二十二元文五年二月八日 石代直段について江戸表へ赴く訴訟人の費用負担方連判証文〔佐久郡二十二元文五年二月八日 石代金納直段を今まで通り上中下平均直段にしてほしい旨の願書〔佐久郡二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十		年貢定免通り上納する旨の証文〔名主・組頭・百姓代→平賀役所〕	元文五年七月二〇日	100	
元文五年二月 石代金納直段を今まで通り上中下米平均直段にしてほしい旨の願書 元文五年二月八日 田方損亡につき検見入願書〔名主弥五右衛門他四名→平賀役所〕 元文五年正月 石代直段について江戸表へ赴く訴訟人の費用負担方連判証文〔佐久郡二立 元文五年二月八日 石代直段について江戸表へ赴く訴訟人の費用負担方連判証文〔佐久郡二立 石代上米平均直段で上納しないことの吟味につき返答書〔佐久郡二立 石代上米平均直段で上納しないことの吟味につき返答書〔佐久郡二立 石代金納直段を今まで通り上中下米平均直段にしてほしい旨の願書〔佐久郡二立 石代金納直段を今まで通り上中下米平均直段にしてほしい旨の願書〔佐久郡二立 石代金納直段を今まで通り上中下米平均直段にしてほしい旨の願書			元文五年二月	九九九	
元文五年二月八日 石代直段について江戸表へ赴く訴訟人の費用負担方連判証文 [公元文五年正月 元文三年八月 田方損亡につき検見入願書 [名主弥五右衛門他四名→平賀役所] 一元文三年八月 一年貢米直段を今まで通り上中下平均直段にしてほしい旨の願書 元文三年八月 一年貢米直段を今まで通り上中下平均直段にしてほしい旨の願書 一元文元年九月 日 石代直段について江戸表へ赴く訴訟人の費用負担方連判証文 [公元文元年九月 日 石代直段について江戸表へ赴く訴訟人の費用負担方連判証文 [公元文元年九月 日 石代直段について江戸表へ赴く訴訟人の費用負担方連判証文 [公元文元年九月 日 石代直段について江戸表へ赴く訴訟人の費用負担方連判証文 [公元文元年九月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日			元文五年二月	六	
 元文五年正月 元文三年八月 一元文三年八月 一元文三年八月 一元文三年八月 一年貢米直段を今まで通り上中下平均直段にしてほしい旨の願書で、立三年八月 一年貢米直段を今まで通り上中下平均直段にしてほしい旨の願書で、文三年八月 一元文三年八月 一元文三年八月 一年貢米直段を今まで通り上中下平均直段にしてほしい旨の願書で、文三年八月 一元文三年八月 一元文三年八月 一元文三年八月 一年資米直段を今まで通り上中下平均直段にしてほしい旨の願書で、文三年八月 一日の原書で、大田の中につき返答書で、「本日では、「			元文五年二月八日	卆	
元文四年 年貢米直段を今まで通り上中下平均直段にしてほしい旨の願書元文三年八月 田方損亡につき検見入願書〔名主弥五右衛門他五名→役所〕 田方損亡につき検見入願書〔名主弥五右衛門他四名→平賀役所〕元文元年九月		石代上米平均直段で上納しないことの吟味につき返答書〔佐久郡二八村〕	元文五年正月	奕	
元文三年八月 検見入願書 (名主弥五右) 元文三年八月 田方損亡につき検見入願書		しい旨の願書	元文四年	空	
元文三年八月 田方損亡につき検見入願書			元文三年八月	九四	
元文元年九月早稲坪立にて検見入願書		田方損亡につき検見入願書〔名主弥五右衛門他四名→平賀役所〕	元文三年八月	空	
		早稲坪立にて検見入願書〔名主弥五右衛門他五名→市原利右衛門〕	元文元年九月	土	

状	答書〔五郎兵衛新田所左衛門〕			,
返	お尋ねにつき当村開発の砌より寛保三年まで年々所持していた割付状を差上げた旨の返	安永六年	三	
状	五郎兵衛新田百姓持林の小物成増米免除願書〔名主所左衛門他三名→平賀役所〕	安永二年七月	<u>-</u>	
状	年貢割付状拝見証文〔五郎兵衛新田名主所左衛門他一二三名→平賀役所〕	安永元年一一月	Ξ	III
状	廻米の金納願書	明和九年	Ξ	176
状	名主・組頭〕			
+	検見まで鎌留のところ雑草繁茂につき畔根刈取り許可につき請書〔藤右衛門他六一名→	明和八年九月	Ξ	
状	年貢金納許可願書〔五郎兵衛新田他一三村〕	明和四年閏九月	1:10	
状	〔名主三左衛門他五名→平賀役所〕			
	吟味の結果今まで無年貢だった百姓持林について林年貢を上納するという請書(下書共)	宝曆七年七月	二九	
状	郎兵衛新田三左衛門他五名→平賀役所〕			
	秣刈敷山等の反別附提出命令に対し沓沢村名主方へ山役銭を納めている旨の返答書〔五	宝曆七年七月	三	
少状	林小物成米・猟師鉄砲役についてお尋ねにつき上申書〔名主三左衛門他五名→平賀役所〕	宝曆五年一〇月	==	
状	年貢皆済期日の日延べ願書〔五郎兵衛新田名主源右衛門他五名→平賀役所〕	延享三年六月	三	
状	年貢を引下げての定免願書〔弥五右衛門→松平丹波守役人〕	延享三年五月	三五	
	心			
状	新田場悪地麁田につき定免下げ願書〔五郎兵衛新田名主源右衛門他五名→松平丹波守役	延享三年五月		
状	石代直段につき嘆願書〔五郎兵衛新田名主三左衛門他五名→平賀役所〕	延享二年七月	Ξ	
状	年貢取增割賦方証文〔名主三左衛門他五名→平賀役所〕	延享二年六月	Ξ	
状	兵衛新田名主・惣百姓〕			
Ma	子年貢割附状写(延享三年に名主源右衛門より市川五郎兵衛に進上)〔太田庄太夫→五郎	延享元年一〇月	Ξ	
状	衛門他五名→平賀役所〕			
711	茂右衛門他六名が定免通りの年貢上納不承知につき吟味願書〔五郎兵衛新田名主弥五右	寬保二年九月	110	
状	年貢減免願書〔五郎兵衛新田名主弥五右衛門他五名→平賀役所〕	寬保二年九月	10元	

100	를 듯	安永六年	年貢免状拝見証文〔五郎兵衛新田名主所左衛門他一○三名→平賀役所〕	2/	_
	_	安永八年一一月	廻米お払いを問屋へ仰せつけられた際の覚〔御馬寄村富右衛門→松平丹波守内堀江文右		
			衛門〕	V.	_
	=	(安永八年)一二月五日	大雪のため峠通行困難により廻米売払うにつき相場の報知方要請状(追伸共)〔堀江文右		
			衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門他一名〕	-	
	=	(安永八年)一二月五日	書状一封の小諸より御馬寄村までの宿継添状〔松平丹波守内堀江文右衛門→五郎兵衛新		
			田名主所左衛門他一名)	7/	_
	四	(安永九年)四月二八日	米買取代金上納覚〔御馬寄富右衛門他一名→中村豊太夫〕 状	7/	-
	Æ,	(安永九年)四月二八日	米請取〔御馬寄村富右衛門→中村豊太夫〕 状	7/	_
	六		御用蔵掛り人名書上 状	7/	_
	兲	天明二年三月	丑年貢勘定目録〔五郎兵衛新田名主所左衛門他五名→平賀役所〕 状	7/1	
	三	天明三年三月	寅年貢勘定目録〔五郎兵衛新田名主所左衛門他五名→平賀役所〕	状	
	高	天明四年二月	卯年貢勘定目録〔五郎兵衛新田所左衛門他五名→平賀役所〕	状	_
	\equiv	(天明四年)一二月	去卯破免取箇附〔五郎兵衛新田→平賀預役所〕	状	-
	Ξ	天明五年二月	辰年貢勘定目録〔五郎兵衛新田名主所左衛門他五名→平賀役所〕	状	-
	臺	天明六年二月	巳年貢皆済目録〔平 彦兵衛→五郎兵衛新田名主・組頭・惣百姓〕	7/	_
	三	天明六年一一月	千曲川・犀川御普請の国役金受取〔中之条役所〕	-1/1	-
	Ξ	天明六年一一月	五郎兵衛新田除地の市川五郎兵衛持分よりの千曲川・犀川御普請の国役金受取〔平岡彦		
			兵衛中之条役所〕	- 1/1	-
	兲				
	_	(天明七年)一一月一五日	小平村新田未年分国役金受取〔守屋弥惣右衛門手代原此右衛門〕	7/	-
	=	(天明七年)一一月一五日	桜井新田未年分国役金受取〔守屋弥惣右衛門手代原此右衛門〕	- 1/1	
	=	(天明七年)一二月一三日	前山新田未年分国役金受取〔守屋弥惣右衛門手代原此右衛門〕		-

状	桜井新田寅年分国役金受取〔河尻甚五郎手代飯沼忠作〕	一(寛政六年)閏一一月一四日	亖	-
状	五郎兵衛新田寅年分国役金受取〔河尻甚五郎手代飯沼忠作〕	(寛政六年)閏一一月一四日	=	LUI
状	五郎兵衛新田除地分の寅年分国役金受取〔河尻甚五郎手代飯沼忠作〕	(寛政六年)閏一一月一四日	110	0
状	衛新田名主〕			1.01
	除地分の酉年分千曲川・犀川御普請国役金受取〔広瀬伊八郎手代前野悦右衛門→五郎兵	寛政五年一一月	一九	1.
状	主			-
	酉年分千曲川・犀川御普請国役金受取〔広瀬伊八郎手代前野悦右衛門→五郎兵衛新田名	寛政五年一一月	六	
状	小平村新田戌年分国役金受取〔広瀬伊八郎手代前野悦右衛門〕	(寛政四年)一二月八日	一七	
状	五郎兵衛新田戌年分国役金受取 (広瀬伊八郎手代前野悦右衛門)	(寛政四年)一二月八日	一六	
状	主			
	未年分于曲川他五川御普請国役金受取〔野村八蔵手代赤城重次右衛門→五郎兵衛新田名	寛政三年一一月一六日	主	
状	未年分千曲川他五川御普請国役金受取〔野村八蔵手代赤城重次右衛門→小平村新田名主〕4	寛政三年一一月一六日		
状	衛門〕			
	五郎兵衛新田除地分の未年分千曲川他五川御普請国役金受取〔野村八蔵手代赤城重次右	寛政三年一一月一六日	三	
状	巳より未年分御普請国役金受取〔野村八蔵手代赤城重次右衛門→五郎兵衛新田名主〕	寛政二年一一月一三日	Ξ	
状	巳より未年分御普請国役金受取〔野村八蔵手代赤城重次右衛門→桜井新田名主〕	寛政二年一一月一三日	=	
状	巳より未年分御普請国役金受取〔野村八蔵手代赤城重次右衛門→小平村新田名主〕	寛政二年一一月一三日	10	
状	主			
	除地分巳より未年分御普請国役金受取〔野村八蔵手代赤城重次右衛門→五郎兵衛新田名	寛政二年一一月一三日	力 ₄	
状	桜井新田申年分国役金受取〔守屋弥惣右衛門手代原此右衛門〕	(天明八年)一〇月一五日	я	
状	五郎兵衛新田申年分国役金受取〔守屋弥惣右衛門手代原此右衛門〕	(天明八年)一〇月一四日	t	
状	小平村新田申年分国役金受取〔守屋弥惣右衛門手代原此右衛門〕	(天明八年)一〇月一四日	六	
状	五郎兵衛新田未年分国役金受取〔守屋弥惣右衛門手代原此右衛門〕	(天明七年)一二月一三日	五	
状	沓沢新田未年分国役金受取〔守屋弥惣右衛門手代原此右衛門〕	(天明七年)一二月一三日	7.9	

→五郎兵衛新田名主〕 □源次郎→桜井新田名主〕 □→五郎兵衛新田名主〕 □→五郎兵衛新田名主〕 □→五郎兵衛新田名主〕 □→五郎兵衛新田名主〕 □→五郎兵衛新田名主〕 □→五郎兵衛新田名主〕	〔蓑笠之助手代大木伍六郎-	J		
上) 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	,	年) 二月八日	(享和二年	四
A主〕 	酉年分国役金受取「簑笠之助手代和田仁左衛門→五郎兵衛新	平) 一二月八日	(享和元年)	E 0
1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	田名主〕			
土〕 (1左衛門→五郎兵衛新田土) (1) →五郎兵衛新田土)	除地・長念寺・市川持分の酉年分国役金受取〔蓑笠	(享和元年) 一二月八日	(享和元年	壳
土) 一→五郎兵衛新田土) 一→五郎兵衛新田土)	酉三月郡中割受取〔源蔵→五郎兵衛新田名主〕	四月二六日	享和元年四	兲
仁左衛門→五郎兵 門→五郎兵衛新田 土〕	申年分国役金受取〔蓑笠之助手代和田仁左衛門→五郎兵衛新田名主〕	(寛政一二年)一二月八日	(寛政一二	壹
仁左衞門→五郎兵衞新田上 〕 七→五郎兵衞新田上〕	田名主〕			
[]→五郎兵衛新田土]	除地・長念寺・市川持分の申年分国役金受取〔蓑笠	二年) 一二月八日	(寛政一1	兲
±郎兵衛新田名主〕 □以郎→桜井新田名主〕 □ 以衛新田名主〕	長念寺・市川持分の未年分国役金受取〔蓑笠之助手代和	年) 一二月	(寛政一	臺
以即→桜井新田名主〕 (4兵衛新田名主)	未年分国役金受取〔蓑笠之助手代和田仁左衛門→五郎兵衛新	年) 一二月	(寛政一	三四
(兵衛新田名主)	桜井新田午年分国役金受取〔蓑笠之助手代前山源次郎-)年) 一一月	(寛政一)	픨
	午年分国役金受取〔蓑笠之助手代前山源次郎→五郎兵衛新田名主〕	〇年) 一一月	(寛政一)	壹
	名主)			
〔蓑笠之助手代前山源次郎→五郎兵衛新	除地・長念寺・市川持分の午年分国役金受取〔蓑笠)年) 一一月	(寛政一〇年)	三
	辰年分国役金請取〔蓑笠之助手代森観三郎〕	七) 一一月	(寛政九年)	==0
	辰年分国役金請取〔蓑笠之助手代森観三郎〕	七) 一 一 月	(寛政九年)一	元
〔蓑笠之助手代前山源次郎→五郎兵衛新田名主〕	除地・長念寺・市川持分の巳年国役金受取〔蓑笠之助	+) 一一月一四日	(寛政九年)	兲
→五郎兵衛新田名主〕	巳年分国役金受取〔蓑笠之助手代前山源次郎→五郎	十)一一月一四日	(寛政九年)	丰
三郎〕	五郎兵衛新田辰年分返納金受取〔蓑笠之助手代森観	十)一二月八日	(寛政八年)	云
	桜井新田辰年分返納受取〔蓑笠之助手代森観三郎〕	十)一二月八日	(寛政八年)	亖
〔蓑笠之助手代前山源次郎→五郎兵衛新田名主〕	長念寺・市川持分辰年分国役金受取〔蓑笠之助手代	七) 一一月	(寛政八年)	四四
(兵衛新田名主)	辰年分国役金受取〔蓑笠之助手代前山源次郎→五郎兵衛新田名主〕	八年)一一月	(寛政八年	=

	状	五郎兵衛新田申年分来聘国役金受取〔杉庄兵衛手代柿沼休四郎〕	(文化九年)一二月	玄	1
_	状	五郎兵衛新田寺領・市川持分の申年分国役金受取〔杉庄兵衛手代柿沼休四郎〕	(文化九年)一〇月一四日	六四	.03
_	状	五郎兵衛新田申年分国役金受取〔杉庄兵衛手代柿沼休四郎〕	(文化九年)一〇月一四日	夳	C
_	状	未年分川々御普請国役金受取〔稲垣藤四郎手附土岐蓬助→五郎兵衛新田名主〕	(文化八年)一二月八日	夳	租
_	状	即兵衛新田名主〕			移
		除地・長念寺・市川持分の未年分川々御普請国役金受取〔稲垣藤四郎手附土岐蓬助→五	(文化八年) 一二月八日	六	Ź
_	状	未年分朝鮮人来聘国役金受取〔稲垣藤四郎手附土岐蓬助→桜井新田名主〕	(文化八年)一〇月一四日	台	
_	状	未年分朝鮮人来聘国役金受取〔稲垣藤四郎手附土岐蓬助→五郎兵衛新田名主〕	(文化八年)一〇月一四日	五九	
	状	午年分川々御普請国役金受取〔稲垣藤四郎手附土岐蓬助→五郎兵衛新田名主〕	(文化七年)一二月八日	兲	
_	状	午年分除地分の川々御普請国役金受取〔稲垣藤四郎手附土岐蓬助→五郎兵衛新田名主〕	(文化七年)一二月八日		
_	状	辰年分川々御普請国役金受取〔稲垣藤四郎手附土岐蓬助→五郎兵衛新田名主〕	(文化六年) 一二月八日	兲	
_	状	辰年分川々御普請国役金受取〔稲垣藤四郎手附土岐蓬助→五郎兵衛新田名主〕	(文化六年) 一二月八日	蓋	
_	状	巳年分来聘国役金受取〔稲垣藤四郎手附土岐蓬助→五郎兵衛新田名主〕	(文化六年)一〇月一四日	五四	
_	状	辰年分国役金受取〔恩田新八郎手附結城五郎作→五郎兵衛新田名主〕	(文化五年) 一二月	垩	
_	状	除地の分辰年分国役金受取〔恩田新八郎手附結城五郎作→五郎兵衛新田名主〕	(文化五年)一二月	垩	
_	状	朝鮮人来聘辰年分国役金受取〔恩田新八郎手附結城五郎作→五郎兵衛新田名主〕	(文化五年)一〇月	五	
	状	五郎兵衛新田寅年分国役金受取〔恩田新八郎手附結城五郎作〕	(文化三年)一二月	五〇	
_	状	五郎兵衛新田寅年分国役金受取〔恩田新八郎手附結城五郎作〕	(文化三年)一二月	四九	
_	状	五郎兵衛新田丑年分国役金受取〔恩田新八郎手附結城五郎作〕	(文化二年) 一二月	鬥	
_	状	五郎兵衛新田丑年分国役金受取〔恩田新八郎手附結城五郎作〕	(文化二年)一二月	四七	
_	状	五郎兵衛新田子年分国役金受取〔恩田新八郎手附結城五郎作〕	(文化元年)一二月	四六	
	状	五郎兵衛新田除地分の子年分国役金受取〔恩田新八郎手附結城五郎作〕	(文化元年)一二月	四五	
_	状	除地・長念寺・市川持分の亥年分国役金受取〔蓑笠之助手代林茂平太→五郎兵衛新田名主〕	(享和三年)一二月八日	四四四	
_	状	亥年分国役金受取〔蓑笠之助手代林茂平太→五郎兵衛新田名主〕	(享和三年)一二月八日	四三	

状	郎他一名〕			
	五郎兵衛新田除地・市川持分の卯年分川々御普請国役金受取〔男谷彦四郎手附中嶋小太	文政三年一一月一四日	八四	
状	五郎兵衛新田卯年分日光御法会国役金受取〔男谷彦四郎手附中嶋小太郎他一名〕	文政二年一二月八日	空	
状	五郎兵衛新田寅年分川々御普請国役金受取〔男谷彦四郎手附中嶋小太郎他一名〕	文政二年一一月一四日		
状	郎他一名〕			
	五郎兵衛新田除地・市川持分の寅年分川々御普請国役金受取〔男谷彦四郎手附中嶋小太	文政二年一一月一四日	凸	
状	五郎兵衛新田寅年分日光御法会国役金受取〔男谷彦四郎手附中嶋小太郎他二名〕	文政元年一二月八日	八〇	
状	五郎兵衛新田丑年分川々御普請国役金受取〔男谷彦四郎手附中嶋小太郎他二名〕	文政元年一一月一四日	七九	
状	五郎兵衛新田除地分の丑年分川々御普請国役金受取〔男谷彦四郎手附中嶋小太郎他二名〕;	文政元年一一月一四日	汽	
状	五郎兵衛新田丑年分日光御法会国役金受取〔男谷彦四郎手附中嶋小太郎他一名〕	文化一四年一二月八日	丰	
状	名			
	五郎兵衛新田除地・市川持分の子年分川々国役金受取〔男谷彦四郎手附中嶋小太郎他一	文化一四年一一月一四日	夫	
状	五郎兵衛新田子年分川々国役金受取〔男谷彦四郎手附中嶋小太郎他一名〕	文化一四年一一月一四日	宝	
状	五郎兵衛新田子年分日光御法会国役金受取〔男谷彦四郎手附中嶋小太郎他一名〕	文化一三年一二月七日	七四	
状	五郎兵衛新田亥年分川々国役金受取〔男谷彦四郎手附中嶋小太郎他一名〕	文化一三年一一月一四日	当	
状	名)			
	五郎兵衛新田除地・市川持分の亥年分川々国役金受取〔男谷彦四郎手附中嶋小太郎他一	文化一三年一一月一四日	三	
状	五郎兵衛新田亥年分日光御法会国役金受取〔男谷彦四郎手代高橋仁太夫他一名〕	文化一三年三月一〇日	士	
状	夫)			
	五郎兵衛新田除地・市川持分の亥年分川々御普請国役金受取〔男谷彦四郎手代高橋仁太	文化一二年一一月一四日	10	
状	五郎兵衛新田亥年分川々御普請国役金受取〔男谷彦四郎手代高橋仁太夫〕	文化一二年一一月一四日	六九	
状	五郎兵衛新田戌年分川々御普請国役金受取〔男谷彦四郎手代高橋仁太夫〕	文化一一年一一月一四日	交	
状	五郎兵衛新田酉年分川々御普請国役金受取〔阿久沢弥平次手代柿沼休四郎〕	(文化一〇年)一二月	空	
状	五郎兵衛新田除地分の酉年分川々御普請国役金受取〔阿久沢弥平次手代柿沼休四郎〕 :	(文化一〇年)一二月	六六	

1	.03	C	TH	10	C.																		
i i	401	吴	一分	108	1011 (101	101	100 (九九		卆	夬	盐	九四	立	土	九	杏	元	仌	仝	公	公立
(文政一一年)一二月	(文政一一年)一二月	(文政一一年)一一月	(文政一一年)一一月	(文政一一年)一一月	(文政一一年) 一一月一四日	(文政一〇年)一二月	(文政一〇年)一二月九日	(文政一〇年) 一一月一四日	(文政一〇年) 一一月一四日	(文政一〇年) 一一月一四日	(文政九年)一二月八日	(文政九年) 一一月	(文政九年) 一一月	(文政九年) 一一月	(文政九年)四月一五日	(文政九年)四月一五日	(文政六年) 一一月	(文政六年) 一一月	(文政六年) 一一月	(文政五年) 一一月一四日	(文政四年) 一一月	(文政四年) 一一月	文政三年一一月一四日
相続拝借金子年分請取〔井上五郎左衛門手代多久専助→五郎兵衛新田役人〕	更級久右衛門差出し金拝借返納の受取〔井上五郎左衛門手代多久専助〕	子年分国役金請取〔井上五郎左衛門手代多久専助→五郎兵衛新田役人〕	子年分国役金請取〔井上五郎左衛門手代多久専助→桜井新田役人〕	子年分国役金請取〔井上五郎左衛門手代多久専助→五郎兵衛新田役人〕	相続拝借金子年分請取〔井上五郎左衛門手代多久専助→桜井新田役人〕	五郎兵衛新田凶作手当拝借金亥年分返納金受取〔荒井平兵衛手附奥野右源太〕	御貸付亥年分返納金受取〔荒井平兵衛手附奥野右源太〕	五郎兵衛新田除地分の戌年分国役金受取〔荒井平兵衛手附奥野右源太〕	五郎兵衛新田戌年分国役金受取〔荒井平兵衛手附奧野右源太〕	桜井新田戌年分国役金受取〔荒井平兵衛手附奧野右源太〕	五郎兵衛新田凶作手当拝借金戌年分返納金受取〔荒井平兵衛手附奥野右源太〕	桜井新田酉年分国役金受取〔荒井平兵衛手附奥野右源太〕	五郎兵衛新田酉年分国役金受取〔荒井平兵衛手附奧野右源太〕	五郎兵衛新田除地分の酉年分国役金受取〔荒井平兵衛手附奥野右源太〕	五郎兵衛新田除地・市川持分の申年分国役金受取〔荒井平兵衛手附奥野右源太〕	五郎兵衛新田申年分国役金受取〔荒井平兵衛手附奥野右源太〕	桜井新田午年分国役金受取〔荒井平兵衛手附奥野右源太他一名〕	五郎兵衛新田午年分国役金受取〔荒井平兵衛手附奥野右源太他一名〕	五郎兵衛新田除地分の午年分国役金受取〔荒井平兵衛手附奥野右源太他一名〕	巳年分国役金請取〔荒井平兵衛手附奥野右源太〕	五郎兵衛新田除地・市川持分の辰年分国役金受取〔荒井平兵衛手附奥野右源太〕	五郎兵衛新田辰年分国役金受取〔荒井平兵衛手附奥野右源太〕	五郎兵衛新田卯年分川々御普請国役金受取〔男谷彦四郎手附中嶋小太郎他一名〕
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状

〔平賀村名主庄 新田名主〕 →五郎兵衛新田
〔源蔵→五郎兵衛新田名主〕 免状〔中之条役所→五郎兵衛
〔中之条役所→五郎兵衛新田
(初清、子
支して
割合金の覚
1割合金の覚
〔源蔵→五郎兵衛新田名主〕
割合金受取
[役金受取〔大原四郎右衛門手代稲岡茂作]
卯年分国役金受取〔大原四郎右衛門手代稲岡茂作
永続拝借金卯年分返納金受取〔大原四
御貸付金拝借卯年分返納金受取〔大原四郎右衛門手代稲岡
郎兵衛新田寅年分川々国役金受取〔大原四郎右衛門手代稲岡茂作
し金御貸付寅年分返納金受取〔大原四
永続拝借金寅年分返納金受取〔大原四郎右衛門手代稲岡
-分川々国役金受取〔大原四郎右衛門手代稲岡茂作
[々国役金受取 [大原四郎右衛門手代稲]
更級久右衛門差出し金御貸附丑年分返納の受取
〔井上五郎左衛門手代多久専助→五郎兵衛新田役人
人足扶持米請取〔井上五郎左衛門手代多久専助
〔井上五郎左衛門手代多久専助
〔井上五郎左衛門手代多久専助

			四四		IEO		一完	三		그는		<u></u>	1图0	一	一	一	一美	一量	一遍		三
	2 寛政一一年二月	三 寛政八年一〇月	二 寛政八年九月	一寛政七年八月	0 寛政三年		5 (寛政三年)一一月二五日	へ 寛政二年三月		+ 天明九年二月			0	九	入 (文化)一二月	七 (文化)一二月	《 寛政~享和)一二月八日	至 一一月四日	◎ (文化)一○月一四日	三 (文化)一〇月一四日	三 酉年一二月二〇日
所)	定免季明けにつき前年通りの取米による再定免願書〔名主所左衛門→蓑笠之助中之条役所〕	寅卯両年の年貢皆済方につき惣百姓連印状〔名主所左衛門他八六名→蓑笠之助中之条役	大雪氷のため畑方両毛皆損亡につき年貢引方願書〔氷損場三役人〕	寅年貢勘定帳〔百姓代市左衛門他五名〕	年貢割付状拝見証文〔名主所左衛門他一一二名〕	主・組頭・百姓代〕	年貢皆済金割賦方および上納日限につき触書〔野村八蔵中之条役所→桜井新田他五村名	年貢割付状拝見証文〔五郎兵衛新田名主所左衛門他一〇九名〕	衛門中之条役所〕	定免季明けにつき再定免顧書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他五名→鈴木新吉・竹垣三右	五郎兵衛新田籾詰替入用手当金などの覚	五郎兵衛新田他四村割合金の覚	年貢金・国役金の覚	桜井新田割合金の覚	五郎兵衛新田卯年分国役金受取〔恩田新八郎手附結城五郎作〕	五郎兵衛新田除地分の卯年分国役金受取〔恩田新八郎手附結城五郎作〕	五郎兵衛新田巳年分返納金受取〔蓑笠之助手代森観三郎〕	食事代金受取〔中之条瀬左衛門→五郎兵衛新田吉右衛門他一名〕	午年分朝鮮人来聘国役金受取〔稲垣藤四郎手附土岐蓬助→五郎兵衛新田名主〕	午年分朝鮮人来聘国役金受取〔稲垣藤四郎手附土岐蓬助→桜井新田名主〕	酉一一月郡中割受取〔源蔵→五郎兵衛新田名主〕
状	状		状	状	状	状		状	状		状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状

	1				
0	7	文化二年二月	定免季明けにつき再定免願書〔五郎兵衛新田他三村→男谷彦四郎中之条役所〕	状	_
10	四型	文化二年九月	旱損場免下げ願書〔名主所左衞門他三名→恩田新八郎中之条役所〕	状	
	鬥	文化四年八月	寅年貢勘定帳〔名主所左衛門他六名〕	状	
	四九	文化五年八月	卯年貢勘定帳〔名主所左衛門他九名〕	状	
	善				
		文化九年一一月一五日	年貢金上納の請書〔所左衛門他一名→杉庄兵衛役所〕	状	
	=	(文化九年) 一一月	年貢上納金の覚〔柹沼休四郎→木村戸重郎他一名〕	状	
	\equiv	(文化九年)	年貢金上納の請書〔中山道何宿問屋・年寄・御宿→杉庄兵衛〕	状	
	五	文化一〇年三月	寛政四年から文化八年まで一二年分の年貢割付状の写を本紙に添えて提出するという一		
			札(前欠)〔五郎兵衛新田名主所左衛門他九名→阿久沢弥平次中之条役所〕	状	_
	垂	文化一〇年一〇月	違作につき年貢引方願書〔佐久郡取締の者五郎兵衛新田所左衛門他五名→善光寺出張先		
			垣治久四郎〕	状	$\vec{-}$
	臺	文化一一年八月	酉年貢勘定帳〔五郎兵衛新田名主所左衛門他九名〕	状	
	五四	文化一二年一一月	日光法会のための国役金賦課免除願書〔名主所左衛門他三名→男谷彦四郎中之条役所〕	状	_
	蓋	文化一三年八月	亥年貢勘定帳〔五郎兵衛新田名主所左衛門他九名〕	状	_
	弄	文化一四年一〇月	丑年貢割附状〔男谷彦四郎→五郎兵衛新田名主・組頭・惣百姓〕	状	_
	五	文政二年二月	定免季明けにつき再定免願書〔名主所左衛門他二名→男谷彦四郎中之条役所〕	状	_
	톳	文政二年二月	定免季明けにつき前年通りの取米による再定免願書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他三村		
			一一名→男谷彦四郎中之条役所〕	状	$\stackrel{-}{=}$
	五九	文政二年一〇月	卯年貢割附状〔男谷彦四郎〕	状	_
	100	文政三年八月	卯年貢勘定帳〔五郎兵衛新田百姓代又右衛門他九名〕	状	_
	云	文政六年三月	午年貢皆済目録〔荒 平兵衛→五郎兵衛新田名主・組頭・惣百姓〕	状	_
	空	文政八年一一月	上納金を三分一納にしてほしい旨の願書〔信州佐久郡三〇村〕	状	_
	空	文政八年一一月	田方遠作につき破免検見顧書〔信州佐久郡取締役平賀村又左衛門他六名〕	状	

109	С	租	税	į																		
<u> </u>	云	合	一式	吉	44	一		一宝	四十四		三	三	土	140	一	六	一空		六		一空	一
(天保六年)	天保六年九月	天保五年一一月	天保五年一一月	天保五年一一月	天保四年一〇月	天保四年八月		天保三年五月	天保三年五月		天保三年四月	天保三年四月	文政一二年~安政六年	文政一二年	文政一二年一一月	文政一二年八月	文政一二年二月		文政一二年正月		文政一一年三月	文政八年一二月
年貢皆済延期願書	年貢の平均相場による上納願書〔佐久郡二三村〕	物成請取〔根沢太右衛門→芦田宿伝左衛門〕	物成請取〔根沢太右衛門→所左衛門〕	物成請取〔根沢太右衛門→郷中〕	破免後凶作につき再度御救い願書〔五郎兵衛新田〕	破免検見入願書〔五郎兵衛新田所左衛門他九名→蓑笠之助中之条役所〕	主圧左衛門→奉行所〕	石代直段につき願書〔大原四郎右衛門支配下信州佐久郡春日村他二二村惣代高野町村名	石代納の冬至時節の相場による上納願書〔高野町村名主庄左衛門→奉行所〕	代	年貢上納方について奉行所へ歎願するにつき出府入用費の郡中引受の取極書〔郡中村惣	年貢の冬至前後平均相場による上納願書〔郡中村惣代→奉行所〕	文政一二年から安政六年までの定免切換願いの節のお礼金額書上	定免切替えの節の役所旦那方に対するお礼の控	物成請取〔次江和左衛門→納人〕	子年貢勘定帳〔五郎兵衛新田名主所左衛門他九名〕	定免季明けにつき再定免願書〔名主所左衛門他三村一一名→井上五郎左衛門中之条役所〕	一一名→井上五郎左衛門中之条役所〕	定免季明けにつき前年通りの取米による再定免願書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他三村	之条役所)	文政六年三月の午年貢皆済目録の写の提出書〔名主所左衛門他九名→井上五郎左衛門中	物成請取〔井出庄右衛門→所左衛門〕
状	状	状	状	状	状	状	状		状	状		状	状	折紙	状	状	状	状		状		状

_	状	郡中諸入用割賦受取〔中之条村先郡中代市郎左衛門→五郎兵衛新田名主衆〕	嘉永四年一二月	亖
_	状	巳国役金請取〔川上金吾助手代武井正三郎→五郎兵衛新田納人所左衛門〕	(弘化三年) 一一月一四日	三
_	状	巳国役金請取〔川上金吾助手代武井正三郎→桜井新田納人所左衛門〕	(弘化三年) 一一月一四日	\equiv
_	状	川々国役金請取〔川上金吾助手代深谷雄蔵→五郎兵衛新田納人伝左衛門他一名〕	(弘化二年) 一一月一五日	110
_	状	川々国役金請取〔川上金吾助手代深谷雄蔵→桜井新田納人伝左衛門〕	(弘化二年) 一一月一五日	一九
_	状	桜井新田分川々国役金請取〔森親之助手代飯原鉄作〕	(天保一三年) 一一月一五日	八
_	状	五郎兵衛新田分川々国役金請取〔森親之助手代飯原鉄作〕	(天保一三年) 一一月一五日	140
	状	五郎兵衛新田分冥加金請取〔大原左近手附鈴木直吉〕	(天保一二年)一二月	六
_	状	五郎兵衛新田分高嶋城詰米返納受取〔大原左近手附鈴木直吉〕	(天保一二年)一二月	玉
_	状	国役金受取〔大原左近手附鈴木直吉〕	(天保一二年)一一月	四四
_	状	国役金請取〔大原左近手附鈴木直吉〕	(天保一一年)一二月	
_	状	五郎兵衛新田分城詰米返納請取〔大原左近手附鈴木直吉〕	(天保一一年)一二月	Ξ
_	状	国役金請取〔大原左近手附百瀬進兵衛〕	(天保一〇年)一二月	=
_	状	五郎兵衛新田分高嶋城詰米返納請取〔大原左近手附百瀬進兵衛〕	(天保一〇年)一二月	10
_	状	過料銭受取〔大原左近手附百瀬進兵衛〕	(天保一〇年)一二月四日	九
_	状	戌仮免状	天保九年	八
_	状	→五郎兵衛新田所左衛門〕		
	左近	天保七年の小前難義の際に無利足金を貸与したことを誉めおく旨の申渡し書〔大 七	(天保九年)	七
	状	国役金請取〔大原左近手附百瀬進兵衛〕	(天保九年)	六
_	状	五郎兵衛新田分相続金返納請取〔大原左近手附百瀬進兵衛〕	(天保九年)一二月	玉
$\vec{=}$	状	五郎兵衛新田分高嶋城詰米返納受取〔大原左近手附百瀬進兵衛〕	(天保九年)一二月	四
_	状	違作の際の五郎兵衛新田弥四郎分貸金返却につき受取〔大原左近手附百瀬進兵衛〕	(天保八年) 一二月八日	=
_	状	遠作の際の五郎兵衛新田弥四郎分貸金返却につき受取〔大原左近手附百瀬進兵衛〕	(天保八年) 一二月	=
_	状	桜井新田分川々国役金受取〔大原左近手附百瀬進兵衛〕	(天保八年) 一二月八日	_

	_	一公	四四四	四	四	껃	四 ()	壳	兲	壱	兲	臺	긆	畫	를	三	=	元	六	亡	云	亖	三四	
	天保九年八月						亥年一二月	亥年一一月一四日	戌年一一月一四日	巳年一二月	辰年一二月	辰年一一月一五日	卯年一二月八日	卯年一二月八日	卯年一二月八日	寅年一二月	寅年一二月	丑年一二月	丑年一二月	子年一二月	子年一二月	子年一二月八日	(安政三年)一一月一四日	
役所〕	破免出願に対する内見小前帳提出命令の請書〔名主所左衛門他一一名→大原左近中之条		入用のうち春日村取立分請取〔高野町村庄左衛門〕	五郎兵衛新田に対する酉年の年貢下げ金の書付	石数書付	金額と包数の書上	郡中割永受取〔郡中代嘉十郎→五郎兵衛新田名主衆〕	御馬橋請負賃請取〔前山村太郎左衛門→五郎兵衛新田名主衆〕	塩名田宿入用金受取〔太郎左衛門→五郎兵衛新田名主衆〕	郡中割永受取〔郡中代源蔵→五郎兵衛新田名主衆〕	出府入用金請取〔高野町村名主圧左衛門→五郎兵衛新田村名主〕	五郎兵衛新田・桜井新田分立冬入用金請取	郡中諸入用割賦請取〔先郡中代嘉十郎→五郎兵衛新田名主衆〕	郡中割永受取〔郡中代源蔵→五郎兵衛新田名主〕	板代金請取〔中之条瀨左衛門→五郎兵衛新田役人衆〕	郡中諸入用割賦受取〔郡中代源蔵→桜井新田名主衆〕	郡中諸入用割賦受取〔郡中代源蔵→五郎兵衛新田名主衆〕	郡中割永請取〔郡中代嘉十郎→五郎兵衛新田名主衆〕	郡中割永受取〔郡中代源蔵→五郎兵衛新田名主衆〕	郡中割永受取〔郡中代源蔵→五郎兵衛新田名主衆〕	郡中割永受取〔郡中代嘉十郎→五郎兵衛新田名主衆〕	御城給米代金受取〔牧布施村名主→五郎兵衛新田与頭伝左衛門〕	五郎兵衛新田分辰川々国役金請取〔森孫三郎手代木村森助〕	
状			状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	
_			_	_				_		_	_		_		_	_	_		_	_	_	_		

	型	型	=	_	九	九〇	=	=	_	一公	六		수	79		=	=	_	六		全	\equiv	=	
	天保一一年一二月	天保一一年一一月	天保一一年一一月	天保一一年一一月		天保一一年九月	天保一〇年一一月	天保一〇年一一月	天保一〇年一一月		天保一〇年一〇月		天保一〇年二月			天保一〇年二月	天保一〇年二月	天保一〇年二月			天保一〇年二月			
田所左衛門〕	年貢皆済額に相違があれば仕直すようにとの書状〔上塚原村名主六左衛門→五郎兵衛新	子年貢割付状〔大原左近→入布施村名主・組頭・百姓代〕	子年物成請取〔根沢太右衛門→郷中〕	子年物成請取〔根沢太右衛門→所左衛門〕		破免檢見願書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他二名〕	亥年物成受取〔根沢太右衛門→郷中〕	亥年物成受取〔根沢太右衛門→伝右衛門〕	亥年物成受取〔根沢太右衛門→所左衛門〕		年貢割付状〔大原左近→五郎兵衛新田名主・組頭・百姓代〕	条役所〕	定免季明けにつき再定免願書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他三村一一名→大原左近中之	沓沢新田高・取米書上	役所〕	定免季明けにつき再定免願書〔入布施村名主七郎左衛門他二村一三名→大原左近中之条	定免季明けにつき再定免願書〔五郎兵衛新田惣役人一同→大原左近中之条役所〕	定免季明けにつき再定免願書〔五郎兵衛新田三役人他三村→大原左近役所〕		之条役所〕	定免季明けにつき従来通りの取米による再定免願書〔名主所左衞門他九名→大原左近中	悪天候で実りが悪い旨の口上書〔五郎兵衛新田他四村代五郎兵衛新田名主所左衛門〕	天候不順にて青立立枯れにつき破免検見願書	
状		状	状	状		状	状	状	状		状	状		状	状		状	状		状		状	状	
		_	_	_		_	_	_	_			_		_			_	_		<u>-</u>		_	_	

	天保一二年二月 天保一二年二月 天保一二年二月 天保一四年 工年二月 天保一四年 工年二月 工年 工年 工年 工年 工年 工年 工年 工年
	月 月
	年一一月
	天保一三年一二月
	天保一三年一二月
20	天保一
ナレ	天保一四年一
0	
	四年一一
<u>=</u>	天保一五年八月
0	天保一五年九月
<u>=0</u>	天保一五年一一月
HOL	天保一五年一一月
흪	
	弘化二年二月三日
흦	弘化二年九月
글	弘化二年九月
흣	弘化二年九月

□S、弘化二年二月 物成請取(根沢太右衞門→新左衞門) (地主惣代長左衞門他一名→市川五郎兵衞) 状 二三 弘化二年二月 物成請取(根沢太右衞門→新左衞門) シミを受所) シミを受所) シミの (小児郎・仁久郡村々役人→川上金吾助中 大名を所) と、 「京本元年) 一月一四日 大郎兵衞新田分去年川々国役金受取(川上金吾助手代武井正三郎他一名) 大						
弘化二年1月 物成請取(提沢太右衛門→郷地納入) 弘化二年1月 物成請取(提沢太右衛門→郷地納入) 弘化二年1月 物成請取(提沢太右衛門→郷地納入) 弘化二年1月 四日 五郎兵衛新田分去中川女国役金受取(川上金吾助手代武井正三郎他1名) 弘化四年11月 四日 五郎兵衛新田分去中川女国役金受取(川上金吾助手代武井正三郎他1名) 弘化四年11月 四日 五郎兵衛新田分去中川女国役金受取(川上金吾助手代武井正三郎他1名) 北代四年11月 四日 五郎兵衛新田分去中川女国役金受取(川上金吾助手代武井正三郎他1名) 北代四年11月 四日 左中1月1日 五郎兵衛新田分去中川女国役金受取(川上金吾助手代武井正三郎他1名) 表中11月1日 左中11月 全市11月 左中11月 左十1月 左十1月 左十1月 左十1月 左十1月 左十1月 左十1月 左	_	状	〔鈴木大太郎手代松野茂一郎他一名〕	(嘉永四年)一〇月一四日	三	
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	_	状	名主衆〕			
弘化二年一一月 物成請取〔根沢太右衞門→所左衞門〕 弘化二年一一月 地成請取〔根沢太右衞門→所左衞門〕 弘化二年一一月 物成請取〔根沢太右衞門→所左衞門〕 弘化二年一一月 物成請取〔根沢太右衞門→所左衞門〕 弘化二年一一月 物成請取〔根沢太右衞門→所左衞門〕 弘化二年一一月 地成請取〔根沢太右衞門→所左衞門〕 弘化二年一一月 地成請取〔根沢太右衞門→所左衞門〕 弘化二年一一月 地成請取〔根沢太右衞門→所左衞門〕 二年一一月 本年一一月より当末一○月までの郡中諸入用割賦受取〔郡中代嘉十郎→五郎兵衞新田名主衆) (嘉永二年)一月 四日 松井新田分去未川々国役金受取〔川上金吾助手代武井正三郎他一名〕 (嘉永二年)一月 四日 松井新田分去未川々国役金受取〔川上金吾助手代武井正三郎他一名〕 主衆) 表年一一月より当一○月までの郡中諸入用割賦受取〔郡中代嘉十郎→五郎兵衞新田名主衆) 表申一一月より当百一○月までの郡中諸入用割賦受取〔郡中代嘉十郎→五郎兵衞新田名主衆) 表郎兵衞新田名主第 大郎兵衞新田名主第 大郎兵衞新田名主第 大郎兵衞新田名主第 大郎兵衞新田名主第 大郎兵衛新田名主〕				嘉永三年一二月	=	
弘化二年一一月 物成請取〔根沢太右衞門→所左衞門] 公化四年)一一月一四日 五郎兵衞新田分去午川々国役金受取〔川上金吾助手代武井正三郎他一名〕 主衆〕 (嘉永二年)一一月一四日 五郎兵衞新田分去午川々国役金受取〔川上金吾助手代武井正三郎他一名〕 主衆〕 (嘉永二年)一月 四日 五郎兵衞新田分去十川々国役金受取〔川上金吾助手代武井正三郎他一名〕 主衆〕 (嘉永二年)一月 四日 五郎兵衞新田分去十川々国役金受取〔川上金吾助手代武井正三郎他一名〕 主衆〕 (嘉永二年)一月 四日 五郎兵衞新田分去十川々国役金受取〔川上金吾助手代武井正三郎他一名〕 主衆〕 (嘉永二年)一月 四日 五郎兵衞新田分去十川々国役金受取〔川上金吾助手代武井正三郎他一名〕 主衆〕 (嘉永二年)一月 四日 五郎兵衞新田名主年) 本市一月 四日 五郎兵衞新田名主衆〕 五郎兵衞新田名主衆〕 五郎兵衞新田名主衆〕 五郎兵衞新田名主衆〕 五郎兵衞新田名主衆〕	_	状	〔臼田村善重郎→五郎兵衛新田名主〕	(嘉永三年)一二月九日	10	
弘化二年一一月 物成請取〔根沢太右衛門→所左衛門→部とでの郡中諸人用割賦受取〔郡中代嘉十郎→五郎兵衛新田名主衆〕 「嘉永二年一一月 四日 松井新田分去未川々国役金受取〔川上金吾助手代武井正三郎他一名〕(泉永元年)一月一四日 松井新田分去未川々国役金受取〔川上金吾助手代武井正三郎他一名〕(泉永元年)一月一四日 松井新田分去未川々国役金受取〔川上金吾助手代武井正三郎他一名〕(泉永元年)一月一四日 松井新田分去未川々国役金受取〔川上金吾助手代武井正三郎他一名〕(嘉永二年)一月一四日 松井新田分去未川々国役金受取〔川上金吾助手代武井正三郎他一名〕(嘉永二年)一月一四日 松井新田分去未川々国役金受取〔川上金吾助手代武井正三郎他一名〕 全年一一月より当末一○月までの郡中諸入用割賦受取〔郡中代嘉十郎→五郎兵衛新田名主衆〕 ま未一一月より当酉一○月までの郡中諸入用割賦受取〔郡中代嘉十郎→五郎兵衛新田名主衆〕 大田・一月・より当西一○月までの郡中諸入用割賦受取〔郡中代嘉十郎→五郎兵衛新田名主衆〕 大田・一月・より当西一○月までの郡中諸入用割賦受取〔郡中代嘉十郎→五郎兵衛新田名主衆〕 大田・一月・より当西一○月までの郡中諸人用割賦受取〔郡中代嘉十郎→五郎兵衛新田名主衆〕 大田・一月・より当西一○月までの郡中諸人用割賦受取〔郡中代嘉十郎→五郎兵衛新田名主衆〕 大田・大田・一月・大田・一日・大田・一日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日	_	状	〔鈴木大太郎手附宮部潤八郎他一名〕	(嘉永三年)一一月	九	
弘化二年一一月 物成請取〔根沢太右衛門→郷地納人〕 弘化四年)一月一四日 五郎兵衛新田分去午川々国役金受取〔川上金吾助手代武井正三郎他一名〕 (嘉永元年)一月一四日 左郎兵衛新田分去未川々国役金受取〔川上金吾助手代武井正三郎他一名〕 主衆〕 (嘉永元年)一月一四日 左郎兵衛新田分去未川々国役金受取〔川上金吾助手代武井正三郎他一名〕 主衆〕 (嘉永元年)一月一四日 左郎兵衛新田分去未川々国役金受取〔川上金吾助手代武井正三郎他一名〕 ま来 一月より当一〇月までの郡中諸入用割賦受取〔郡中代嘉十郎→五郎兵衛新田名主衆〕 (嘉永元年)一月一四日 左郎兵衛新田分去未川々国役金受取〔川上金吾助手代武井正三郎他一名〕 ま来 一月より当一〇月までの郡中諸入用割賦受取〔郡中代嘉十郎→五郎兵衛新田名主衆〕 (嘉永元年一一月 と・一月より当一〇月までの郡中諸入用割賦受取〔郡中代嘉十郎→五郎兵衛新田名主衆〕 (嘉永元年)一月一四日 左郎兵衛新田名主衆〕 本部兵衛新田名主衆〕	_	状				
 ・ 遠作につき年貢引下げ願書(下書共)〔地主惣代長左衛門他一名→市川五郎兵衛〕 弘化二年一一月 ・ 物成請取〔根沢太右衛門→郷地納人〕 ・ 公・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			一一月より当酉一○月までの郡中諸入用割賦受取〔郡中代嘉十郎→五郎兵衛新田	嘉永二年一二月	八	
弘化二年二月 物成請取〔根沢太右衛門→郷地納人〕 弘化二年一一月 物成請取〔根沢太右衛門→郷地納人〕 弘化二年一一月 物成請取〔根沢太右衛門→郷地納人〕 弘化二年一一月 物成請取〔根沢太右衛門→郷地納人〕 弘化四年)二月一四日 佐井新田分去午川々国役金受取〔川上金吾助手代武井正三郎他一名〕 会系元年)一月一四日 佐井新田分去午川々国役金受取〔川上金吾助手代武井正三郎他一名〕 主衆〕 (嘉永元年)一月一四日 桜井新田分去未川々国役金受取〔川上金吾助手代武井正三郎他一名〕 主衆〕 (嘉永元年)一月一四日 桜井新田分去未川々国役金受取〔川上金吾助手代武井正三郎他一名〕 主衆〕 (嘉永元年)一月一四日 桜井新田分去未川々国役金受取〔川上金吾助手代武井正三郎他一名〕 主衆〕 (嘉永元年)一月一四日 桜井新田分去未川々国役金受取〔川上金吾助手代武井正三郎他一名〕 主衆〕 (嘉永元年)一月 四月 桜井新田分去未川々国役金受取〔川上金吾助手代武井正三郎他一名〕 ・ 一月上四日 大郎兵衛新田名主衆〕 (東京の郡中諸入用割賦受取〔郡中代嘉十郎→五郎兵衛新田名主衆) (東京の郡中諸入田割賦受取〔郡中代嘉十郎→五郎兵衛新田名主・東京の郡中諸入田割賦受取〔郡中代嘉十郎→五郎兵衛新田名主・東京の郡中諸人田割賦受取〔郡中代嘉十郎→五郎兵衛新田名主・東京の郡中諸人田割賦受取〔郡中代嘉十郎→五郎兵衛新田名主・東京の郡・京本・東京の郡・京本・東京の郡・京本・東京の郡・京本・東京の郡・京本・京本・京本・京本・京本・京本・京本・京本・京本・京本・京本・京本・京本・	_	状	〔鈴木大太郎手附宮部潤八郎〕	-	七	
弘化二年一一月 物成請取〔根沢太右衛門→郷地納人〕 弘化二年一一月 物成請取〔根沢太右衛門→郷地納人〕 弘化二年一一月 物成請取〔根沢太右衛門→郷地納人〕 弘化二年一一月 物成請取〔根沢太右衛門→郷地納人〕 弘化二年一一月 物成請取〔根沢太右衛門→郷地納人〕 弘化二年一一月 物成請取〔根沢太右衛門→郷地納人〕 弘化四年)一月一四日 左郎兵衛新田分去午川々国役金受取〔川上金吾助手代武井正三郎他一名〕(嘉永元年)一月一四日 桜井新田分去午川々国役金受取〔川上金吾助手代武井正三郎他一名〕(嘉永元年)一月一四日 桜井新田分去未川々国役金受取〔川上金吾助手代武井正三郎他一名〕・主衆〕 (嘉永元年)一月一四日 桜井新田分去未川々国役金受取〔川上金吾助手代武井正三郎他一名〕・主衆〕 (嘉永元年)一月一四日 桜井新田分去未川々国役金受取〔川上金吾助手代武井正三郎他一名〕・主衆〕 (嘉永元年)一月一四日 桜井新田分去未川々国役金受取〔川上金吾助手代武井正三郎他一名〕・主衆〕 (嘉永元年)一月一四日 桜井新田分去未川々国役金受取〔川上金吾助手代武井正三郎他一名〕・主衆〕 本未一一月より当一〇月までの郡中諸入用割賦受取〔郡中代嘉十郎→五郎兵衛新田名主・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	_	状				
弘化二年二月 物成請取〔根沢太右衛門→郷地納人〕 と発行。 「川上金吾助手代武井正三郎他一名」 「			一一月より当一○月までの郡中諸入用割賦受取〔郡中代嘉十郎→五郎兵衛新田		六	
弘化二年九月 遠作につき年貢引下げ願書(下書共) 〔地主惣代長左衛門他一名→市川五郎兵衛) 弘化二年一一月 物成請取〔根沢太右衛門→郷地納人〕 弘化二年一一月 物成請取〔根沢太右衛門→郷地納人〕 弘化二年一一月 物成請取〔根沢太右衛門→郷地納人〕 弘化四年)一月一四日 石郎兵衛新田分去午川々国役金受取〔川上金吾助手代武井正三郎他一名〕 (弘化四年)二月一四日 桜井新田分去午川々国役金受取〔川上金吾助手代武井正三郎他一名〕 ・ 会役所〕 ・ 会役所〕 ・ 会役所〕 ・ ないに四年)二月一四日 桜井新田分去午川々国役金受取〔川上金吾助手代武井正三郎他一名〕 ・ 会とで、一月より当未一○月までの郡中諸入用割賦受取〔郡中代嘉十郎→五郎兵衛新田名主衆〕 ・ 本子一一月より当未一○月までの郡中諸入用割賦受取〔郡中代嘉十郎→五郎兵衛新田名主衆〕 ・ 本子・一月より当未一○月までの郡中諸入用割賦受取〔郡中代嘉十郎→五郎兵衛新田名主衆〕 ・ 本子・一月本の書をで、郡中は、井正三郎他一名〕 ・ 本子・一月本の書をで、郡中は、井正三郎他一名〕 ・ 本子・一月本の書を、「地上金吾助手代武井正三郎他一名」・ 本子・一月本の書を、「地上金吾助手代武井正三郎他一名」・ 本子・一月本の書を、「地上金吾助手代武井正三郎他一名」・ 本子・一月本の書で、「本子・「本子・「本子・「本子・「本子・「本子・「本子・「本子・「本子・「本子・	_	状	兵衛新田分去未川々国役金受取〔川上金吾助手代武井正三郎他一名〕	一月一四	五.	
弘化二年九月 遠作につき年貢引下げ願書(下書共)〔地主惣代長左衛門他一名→市川五郎兵衛) 弘化二年一一月 物成請取〔根沢太右衛門→郷地納人〕 と条役所〕 物成請取〔根沢太右衛門→所左衛門〕 が成請取〔根沢太右衛門→那上金吾助手代武井正三郎他一名〕 (弘化四年)一一月一四日 を井新田分去午川々国役金受取〔川上金吾助手代武井正三郎他一名〕 (弘化四年)一一月一四日 桜井新田分去午川々国役金受取〔川上金吾助手代武井正三郎他一名〕 ないに二年二月 おのは請取〔根沢太右衛門→所左衛門〕 が成請取〔根沢太右衛門→所左衛門〕 が成請取〔根沢太右衛門→所左衛門〕 が成請取〔根沢太右衛門→所左衛門〕 が成請取〔根沢太右衛門→那上金吾助手代武井正三郎他一名〕 と条役所〕 ないに二年二月 とちいに、「神」が、「神」が、「神」が、「神」が、「神」が、「神」が、「神」が、「神」が	_	状	分去未川々国役金受取〔川上金吾助手代武井正三郎他一名〕	月一	깯	
弘化二年二月 物成請取〔根沢太右衛門→郷地納人〕 弘化二年一一月 物成請取〔根沢太右衛門→郷地納人〕 弘化二年一一月 物成請取〔根沢太右衛門→郷地納人〕 弘化二年一一月 物成請取〔根沢太右衛門→所左衛門〕 弘化三年一一月 物成請取〔根沢太右衛門→所左衛門〕 弘化三年一一月 物成請取〔根沢太右衛門→所左衛門〕 弘化四年)一月一四日 五郎兵衛新田分去午川々国役金受取〔川上金吾助手代武井正三郎他一名〕 (弘化四年)一月一四日 桜井新田分去午川々国役金受取〔川上金吾助手代武井正三郎他一名〕 (弘化四年一二月 安午一月より当未一○月までの郡中諸入用割賦受取〔郡中代嘉十郎→五郎兵衛新田名 弘化四年一二月 安午一一月より当未一○月までの郡中諸入用割賦受取〔郡中代嘉十郎→五郎兵衛新田名	_	状				
弘化二年九月 遠作につき年貢引下げ願書(下書共)〔地主惣代長左衛門他一名→市川五郎兵衛〕 弘化二年一一月 物成請取〔根沢太右衛門→郷地納人〕 弘化二年一一月 物成請取〔根沢太右衛門→郷地納人〕 弘化三年一一月 物成請取〔根沢太右衛門→郷地納人〕 弘化三年一一月 物成請取〔根沢太右衛門→新地納人〕 弘化三年一一月 物成請取〔根沢太右衛門→所左衛門〕 弘化三年一一月 物成請取〔根沢太右衛門→所左衛門〕 弘化四年)一月一四日 桜井新田分去午川々国役金受取〔川上金吾助手代武井正三郎他一名〕 (弘化四年)一月一四日 桜井新田分去午川々国役金受取〔川上金吾助手代武井正三郎他一名〕			一月より当未一〇月までの郡中諸入用割賦受取〔郡中代嘉十郎	弘化四年一二月	三	
弘化二年九月 遠作につき年貢引下げ願書(下書共) [地主惣代長左衛門他一名→市川五郎兵衛] 弘化二年一一月 物成請取〔根沢太右衛門→郷地納人〕 以化二年一一月 物成請取〔根沢太右衛門→郷地納人〕 と条役所〕 か成請取〔根沢太右衛門→郷地納人〕 物成請取〔根沢太右衛門→郷地納人〕 もんこ年一一月 物成請取〔根沢太右衛門→郷地納人〕 おんこ年一一月 物成請取〔根沢太右衛門→所左衛門〕 が成請取〔根沢太右衛門→郷地納人〕 もんこ年一一月 おんご年一一月 ない はいっと はいっと はいっと はいっと はいっと はいっと はいっと はいっ	_	状	分去午川々国役金受取〔川上金吾助手代武井正三郎他一名〕	一一月一四	=	
弘化二年二一月 物成請取〔根沢太右衛門→那左衛門〕 場作につき年貢引下げ願書(下書共)〔地主惣代長左衛門他一名→市川五郎兵衛〕 弘化二年一一月 物成請取〔根沢太右衛門→郷地納人〕 と条役所〕 と条役所〕 と条役所〕 か成請取〔根沢太右衛門→那地納人〕 と条役所〕 と条役所〕 と条役所〕 と条役所〕 と条役所〕 と条役所〕 とんだしている はいい はい といっと はい という はい という はい という はい という はい といっと はい という という はい という という はい という という はい という という という という という という という という という とい	_	状	〔川上金吾助手代武井正三郎他一名〕	一月	_	
弘化二年二一月 物成請取〔根沢太右衛門→所左衛門〕 弘化二年一一月 物成請取〔根沢太右衛門→郷地納人〕 弘化二年一一月 物成請取〔根沢太右衛門→郷地納人〕 弘化二年一一月 物成請取〔根沢太右衛門→郷地納人〕 弘化三年一一月 物成請取〔根沢太右衛門→郷地納人〕					三	
弘化二年二月 物成請取〔根沢太右衛門→郷地納人〕 弘化二年一二月 物成請取〔根沢太右衛門→所左衛門〕 弘化二年一二月 物成請取〔根沢太右衛門→所左衛門〕 一名役所〕 一名のでする。 一のでする。 一のでする	_	状	成請取〔根沢太右衛門→所左衛門〕	$\stackrel{-}{-}$	二四四	
- 弘化二年一二月	_	状	成請取〔根沢太右衛門→郷地納人〕	_	Ξ	
- 弘化二年一二月 - 長久保古町検見夫銭一件吟味下げにつき請書〔小県郡・佐久郡村々役人→川上金吾助中弘化二年一一月 物成請取〔根沢太右衛門→所左衛門〕 弘化二年一一月 物成請取〔根沢太右衛門→郷地納人〕 弘化二年九月 違作につき年貢引下げ願書(下書共)〔地主惣代長左衛門他一名→市川五郎兵衛〕	_	状				
弘化二年一一月物成請取〔根沢太右衛門→所左衛門〕弘化二年一一月物成請取〔根沢太右衛門→郷地納人〕弘化二年九月。瓊作につき年貢引下げ願書(下書共)〔地主惣代長左衛門他一名→市川五郎兵衛〕			長久保古町検見夫銭一件吟味下げにつき請書〔小県郡・佐久郡村々役人→川上金吾助中		Ξ	
弘化二年一一月物成請取〔根沢太右衛門→郷地納人〕弘化二年九月衛作につき年貢引下げ願書(下書共)〔地主惣代長左衛門他一名→市川五郎兵衛〕弘化二年九月	_	状	成請取〔根沢太右衛門→所左衛門〕	二年一一	Ξ	
弘化二年九月 遠作につき年貢引下げ願書(下書共) 〔地主惣代長左衛門他一名→市川五郎兵衛〕	_	状	〔根沢太右衛門→郷地納人〕	二年一一	-110	11
	=	状	〔地主惣代長左衛門他一名→市川五郎兵衛〕	弘化二年九月	二0元	4

1	.15	C	柤	朽	rt.																			
	≣	===0	二九	=	_	壳	==	三	云	莹	三四	\equiv	亖	≡	110	一九	六	中	六	五		79	三	
	嘉永二年二月	嘉永二年二月	嘉永二年二月二八日	嘉永元年一一月	嘉永元年一一月		弘化四年一一月	弘化四年一一月		(安政二年)一二月八日	(安政二年)一一月一四日	(安政二年) 一一月一四日	(嘉永七年)一一月一四日	(嘉永七年)一一月一四日	(嘉永六年)一一月	(嘉永六年)一一月	(嘉永六年) 一一月	(嘉永五年)一二月	(嘉永五年)一二月	(嘉永五年)一二月		嘉永五年一二月	(嘉永四年)一〇月一四日	
一名→鈴木大太郎中之条役所〕	五郎兵衛新田他三村定免季明けにつき再定免願書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他三村一	定免季明けにつき再定免願書〔名主所左衛門他九名→鈴木大太郎中之条役所〕	嘉永二年定免一件のお礼割書付〔組合立会〕	物成請取〔根沢太右衛門→所左衛門〕	物成請取〔根沢太右衛門→郷中納人〕		物成請取〔根沢太右衛門→郷中〕	物成請取〔根沢太右衛門→所左衛門〕	御伝馬宿囲米代永覚〔春日村与頭五郎兵衛→五郎兵衛新田名主衆〕	桜井新田分卯年川々国役金受取〔森孫三郎手代木村森助〕	五郎兵衛新田除地分の卯年川々国役金受取〔森孫三郎手代木村森助〕	五郎兵衛新田分卯年川々国役金受取〔森孫三郎手代木村森助〕	桜井新田分金受取〔森孫三郎手代木村森助〕	五郎兵衛新田分寅国役金受取〔森孫三郎手代木村森助〕	五郎兵衛新田分子年国役金受取〔鈴木大太郎手代水野良平〕	五郎兵衛新田除地分の子年国役金受取〔鈴木大太郎手代水野良平〕	桜井新田分子年国役金受取〔鈴木大太郎手代水野良平〕	五郎兵衛新田除地分の亥年国役金受取〔鈴木大太郎手代水野良平〕	五郎兵衛新田分亥年国役金受取〔鈴木大太郎手代水野良平〕	桜井新田分亥年国役金受取〔鈴木大太郎手代水野良平〕	名主衆〕	去亥一一月より当子一○月までの郡中諸入用割賦受取〔郡中代瀬左衛門→五郎兵衛新田	桜井新田分戌年国役金受取〔鈴木大太郎手代松野茂一郎他一名〕	
状		状	状	状	状		状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状		状	
=		=	_	_	_		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_		_	

壹 壹	嘉永二年一一月	物成請取〔根沢太右衛門→所左衛門〕物成受取〔根沢太右衛門→郷地納人〕
壹	嘉永三年一〇月	七ヵ年平均石代にて上納の願書〔三ツ井村名主他一九村名主→鈴木大太郎中之条役所〕
三	嘉永三年一一月	物成請取〔根沢太右衛門→郷中〕
三	嘉永三年一一月	物成請取〔根 太右衛門→所左衛門〕
츳	嘉永四年一一月	物成請取〔根沢太右衛門→郷中〕
듶	嘉永四年一一月	物成請取〔根沢太右衛門→所左衛門〕
=	嘉永五年一一月	物成受取〔根沢太右衛門→郷中〕
≣	嘉永五年一一月	物成受取〔根沢太右衛門→所左衛門〕
三	嘉永六年一一月	物成受取〔根沢太右衛門→所左衛門〕
畺	嘉永六年一一月	物成受取〔根沢太右衛門→郷中〕
四	嘉永六年一二月	小物成・諸運上・冥加永についてお尋ねにつき質屋稼
		右衛門他二名→鈴木大太郎中之条役所〕
臺		
_	嘉永七年五月二一日	田畑取米書上帳などの提出延期の願書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他八村三名→鈴木大
		太郎中之条役所〕
=		取米調帳などの覚
崇	嘉永七年九月八日	耕地見分に際し本免順合願書〔名主所左衛門他二名→鈴木
臺	嘉永七年一〇月	当年田方不作につき減免願書〔五郎兵衛新田地主惣代喜右衛門他一名→市川
		根沢太右衛門〕
兲	嘉永七年一一月	当寅物成請取皆済証〔根沢太右衛門→郷中〕
壳	嘉永七年一一月	当寅物成請取皆済証〔根沢太右衛門→所左衛門〕
0	(嘉永七年)	気候不順のため実入おぼつかなく破免検見願書〔五郎兵衛新田

	117	С	柤	君	元																		
莹	奏	幸	弄	풒		긆	臺	Ξ	宝	善	元		壳	型型	三	霊				三	三	<u></u>	
文久三年九月二四日	文久二年一一月	文久二年一一月	文久二年一一月	文久二年九月		文久二年九月	文久元年一一月	安政六年一一月	安政六年一一月	安政六年正月	安政五年一〇月		安政五年九月	安政四年一一月	安政四年一一月	安政四年一一月二四日		安政四年九月		安政四年八月	安政三年一一月	安政三年一一月	
大通行による耕作の遅れと旱損・冷害などのため違作につき過去一五ヵ年平均直段によ	物成請取〔根沢太右衛門→郷中〕	物成請取〔根沢太右衛門→所左衛門〕	物成請取〔根沢太右衛門→所左衛門〕	諸役免除願書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他八名→安藤伝蔵中之条役所〕	九名→安藤伝蔵中之条役所〕	五郎兵衛新田長用水重役難渋の村方につき旱損場免下げ願書(下書共) 〔名主所左衛門他	物成請取〔根沢太右衛門→所左衛門〕	物成受取〔根沢太右衛門→所左衛門〕	物成請取〔根沢太右衛門→郷中〕	定免季明けにつき再定免顧書〔名主所左衞門他九名→木村薫平中之条役所〕	去年より田方不熟につき安石代願書〔春日村嘉左衞門他七名→木村董平中之条役所〕	右衛門)	田方不作につき減免願書〔五郎兵衛新田地主惣代伝兵衛他四名→市川四郎兵衛内根沢太	物成請取〔根沢太右衛門→郷中〕	物成請取〔根沢太右衛門→所左衛門〕	夫銭など差引きの覚	→市川四郎兵衛内根沢太右衛門〕	田方不作のため破免おぼつかなく年貢勘弁願書〔五郎兵衛新田地主惣代彦左衛門他一名	役所〕	冷気のため下穂実入おぼつかなく破免検見願書〔五郎兵衛新田惣役人→森孫三郎中之条	物成受取〔根沢太右衛門→所左衛門〕	物成受取〔根沢太右衛門→郷中〕	条役所〕
	状	状	状	状	状		状	状	状	状	状	状		状	状	状	状		状		状	状	状
	_		_	_	_		_		_	_		_		_			=				_		_

		き (ミノドナカ) しけいこう トリー・ログラフ こうきょう	•
		る山糸原書(三ツ井村代一ナ村名主→甘禾ノオ復門中之条谷戸)	出
=	IKO 文久三年一一月	物成受取〔根沢太右衛門→所左衛門〕 状	<i>V</i> *
	(一文久四年二月	年責皆済日延べ願書〔入布施村他五村役人惣代→甘利八右衛門中之条役所〕 状	,
둜	三 元治元年四月	田畑不作につき一〇ヵ年平均相場による取箇上納願書	状
Ξ	三 元治元年一二月	物成請取〔根沢太右衛門→郷中〕 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	V *
=	云 元治元年一二月	物成請取〔根沢太右衛門→所左衛門〕 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
=	一宝		
	一 (慶応元年)二月一六日	五郎兵衛新田上納永の覚	状
	二 (慶応元年)一二月九日	当丑年飯代請取〔中之条瀨左衛門→柳沢所左衛門〕	状
	三 (慶応元年)一二月	五郎兵衛新田子年川々国役金請取〔甘利八右衛門手代河野曾十郎〕	状
	四 (慶応元年)一二月	郡中諸入用割賦請取〔先郡中代太右衛門→五郎兵衛新田名主衆〕	状
=	云 慶応元年一一月	物成請取〔根沢太右衛門→所左衛門〕	状
云	平 慶応三年正月二五日	寅年貢皆済日延べ願書〔三ツ井村・小平新田兼与頭豊吉〕	状
츳	慶応三年一一月	物成受取〔根沢太右衛門→柳沢所左衛門〕	状
=	三	物成請取〔根沢多右衛門→平吉〕 状	<i>V</i> *
04II	0 慶応四年一二月	市川氏への連絡が遅れたので開発人除地分の免状提出猶予願書〔取締所役人〕	状
主	一(明治元年)	三ツ井村他二一村の卯年貢未進分上納方につき願書(後欠)	状
主	三 明治三年一一月	物成請取〔根沢太右衛門→所左衛門〕	状
Ξ	三 明治三年一二月二一日	御救石代につき上納猶予の旨を知らせる廻状〔御影出役惣代五郎兵衛新田忠内他二名→	
		五郎兵衛新田他四村名主〕	状
=	三 明治四年一一月	物成皆済手形〔根沢太右衛門→所左衛門〕 状	V.
=	三宝 (明治五年)	壬申租税直段書上	状
÷	美		
	一明治七年五月一六日	酉租税皆済目録の写〔戸長小林藤九郎他一名〕	状

	\equiv	明治九年一月一七日	租税受取〔長野県下第四大区五小区扱所→第四大区五小区相浜村分五郎兵衛新田柳沢所	
			光	状
	四	明治九年一月二六日	諸費請取〔長野県下第四大区五小区扱所→第四大区五小区柳沢所平〕	状
	亖	明治九年二月	租税受取〔長野県下第四大区五小区扱所→第四大区五小区五郎兵衛新田柳沢所平〕	状
	云	明治一〇年三月一六日	出頭願書〔碓氷伝右衛門→新田柳沢所平〕	状
	亡	明治一〇年三月二一日	租税支払い通知書〔碓氷伝右衛門→五郎兵衛新田柳沢所平〕	状
	六	亥年正月六日	租税受取〔村用掛り→柳沢所平〕	状
	元	亥年二月二〇日	所左衛門分国役金受取〔用掛り月番〕	状
	==	五月一三日	生粕代金などの請取	状
	三		租税額などの調書	状
	픨		亥年分・子年分納金などの書付	状
	\equiv		人別納金額書付	状
	三		人別約金額書付	状
	蓋		学校高掛り割合金書付	状
_	14	明治七年五月二七日	証印税上納出願人の届け出方につき伺い書〔副戸長小平忠内他一名→長野県参事楢崎寛	
			直)	状
_	支	明治七年一二月二二日	戌租税初納分受取〔→第四大区六小区五郎兵衛新田・御馬寄村山浦七左衛門〕	状
_	二	明治八年三月五日	定免年季明けによる再年季出願の日延べ願書〔五郎兵衛新田村吏一同〕	状
_	合	明治八年一〇月一四日	五郎兵衛新田柳沢弥吉らよりの芝居賦金受取〔佐久出張所租税課→五郎兵衛新田柳沢弥	
			吉他一名〕	状
_	六	明治八年一二月三日	乙亥租税初納受取〔第五大区五小区取扱所→下中込村小林久五郎〕	状
_	츳	明治八年一二月三日	乙亥租税初納受取〔第五大区五小区取扱所→柳沢所三郎〕	状
_	슾	明治九年一月一五日	下中込村の内乙亥租税二納受取〔第五大区五小区取扱所→柳沢所三郎〕	状
_	云	明治九年一月一五日	乙亥租税二納受取〔第五大区五小区取扱所→下中込村小林久五郎〕	状

1	.21	С	柤	桁																			
틋	市	高兴	三	三〇四	■0 ■	三	10	100	二九九	壳	二之	六	二九五	二九四	- - - - -	売	元	元	二分	츳		츳	긒
明治一八年一二月七日	明治一八年一二月七日	明治一八年一一月二六日	明治一八年一一月二六日	明治一八年一一月二六日	明治一八年一一月二六日	明治一八年一一月二六日	明治一八年九月	明治一八年三月二二日	明治一八年三月二二日	明治一七年五月二四日	明治一〇年四月二八日	明治一〇年三月八日	明治一〇年三月八日	明治一〇年二月一〇日	明治九年一一月二四日	明治九年一一月二四日	明治九年一〇月二二日	明治九年一〇月二二日	明治九年九月二五日	明治九年四月	明治九年四月	明治九年二月二一日	明治九年二月二一日
明治一八年度地方税領収証〔八幡村他六村戸長役場→小林金兵衛〕	明治一八年度地方税領収証〔八幡村他六村戸長役場→柳沢所平〕	明治一八年度連合村費・学費の領収証〔八幡村他六村戸長役場→柳沢所平〕	明治一八年度地方税領収証〔八幡村他六村戸長役場→柳沢所次郎〕	明治一八年度地方税領収証〔八幡村他六村戸長役場→柳沢所平〕	明治一八年度聯合村費領収証〔八幡村他六村戸長役場→柳沢所平〕	明治一八年度税金領収証〔八幡村他六村戸長役場→柳沢祇一郎〕	税金領収証〔八幡村他六村戸長役場→柳沢祗一郎〕	税金領収証〔八幡村他六村戸長平島省三→柳沢所平〕	税金領収証〔北佐久郡八幡村他六村戸長平島省三→柳沢所平他二名〕	寛永一三・一五年の割付状の印証の預り覚〔五郎兵衛新田戸長依田源四郎→柳沢所平〕	地租など諸税の残金皆済目録〔五大区五小区下中込用掛り→下中込村小林久五郎〕	地租など諸税の残金皆済〔五大区五小区下中込用掛→下中込村小林久五郎〕	地租など諸税の残金皆済〔五大区五小区下中込用懸→柳沢所三郎〕	子租税五納受取〔第五大区五小区取扱所→小林久五郎〕	下中込村の内丙子租税三納受取〔第五大区五小区取扱所→柳沢所三郎〕	丙子租税三納受取〔第五大区五小区取扱所→小林久五郎〕	丙子租税二納受取〔第五大区五小区取扱所→下中込村小林久五郎〕	下中込村の内丙子租税二納受取〔第五大区五小区取扱所→柳沢所三郎〕	丙子租税初納受取〔第五大区五小区取扱所→下中込村小林久五郎〕	乙亥租税四納受取〔第五大区五小区取扱所→小林久五郎〕	下中込村の内乙亥租税四納受取〔第五大区五小区取扱所→柳沢所三郎〕	乙亥租税三納受取〔第五大区五小区取扱所→小林久五郎〕	下中込村の内乙亥租税三納受取〔第五大区五小区取扱所→柳沢所三郎〕
綴	綴	状	綴	綴	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状
	_					_			mt														

122	三灵	明治一八年一二月	明治一八年度地方税領収証〔八幡村他六村戸長役場→柳沢所平〕
	· —	明治一八年	16.17、賃収証(公置)3、今十九六十元をとう 『コイン・地方税領収証(北佐久郡御馬寄村→五郎兵衛新田納人柳沢所平地方税領収証(北佐久郡御馬寄村→五郎兵衛新田納人柳沢所平
	=	治一	など領収証し
	79	明治一八年	租税など領収証〔八幡村他六村戸長役場→柳沢所次郎
	=		
	_	明治一九年五月	役場納物の控〔柳沢所左衛門〕
	=	明治二一年一月二六日	用水費など領収証〔用水掛小林重兵衛→柳沢所平他三名〕
	=	明治二一年一月二七日	皇典謙究所の件につき出頭通知〔金箱他一名→柳沢所次郎
	四	明治二一年四月一一日	明治二○年・二一年田租領収証〔八幡村他六村戸長役場戸長岡部弾二→柳沢所平他
	五.	明治二一年五月一九日	明治二一年度税金領収証〔八幡村他六村戸長役場
	六	明治二一年七月二〇日	明治二一年度諸税金領収証〔北佐久郡八幡村他六村戸長役場→柳沢所平他四名
	七	明治二一年一〇月五日	明治二一年度地方税領収証〔八幡村他六村戸長役場→柳沢所平他二名
	八	明治二一年一〇月一三日	明治二〇年度郡費など領収証〔八幡村他六村戸長役場
	九	明治二一年	金銭領収証〔第一五区理事佐藤国平→柳沢所次郎
	10	明治二二年一月一八日	明治二一年度田租領収証〔八幡村他六村戸長岡部弾二→柳沢所平他二
	=	明治二二年一月二六日	明治二一年度用水費領収証〔八幡村他六村戸長役場
	\equiv	明治二二年一月二六日	情願費書付
	\equiv	明治二二年一二月二三日	明治二一年度田租など領収証〔八幡村他六村戸長岡部弾二→柳沢所平他三名〕
	四	明治二二年八月一七日	明治二二年度畑租など領収証〔八幡村他六村戸長岡
	五	明治二二年一〇月一六日	明治二二年度畑租領収証〔中津村役場→柳沢所平代人伊藤戌平〕
	六	明治二二年一〇月八日	明治二二年度地方税領収証〔中津村役場→五郎兵衛新田
	一七	明治二二年一〇月八日	明治二二年度地方稅領収証〔中津村役場→五郎兵衛新田村柳沢所平代人伊藤戌平

			「ロ性寸寸を注奏字乙力也一名」、卯尺斤下	犬
	5	明治二二年一〇月一二日	即治二二年度以租命屯訂 【中海林本县优丽房1281代一名、村沙房27	1, 1
	九		金銭指引き書付	状
=	Ξ			
	-	明治一九年一〇月二一日	税金領収証〔八幡村他六村戸長平島省三→柳沢所平〕	状
	=	明治一九年一〇月二一日	税金領収証〔八幡村他六村戸長平島省三→柳沢祗一郎〕 状	
	三	明治一九年一〇月二一日	税金領収証〔八幡村他六村戸長平島省三→柳沢所次郎〕	状
=	薑	明治一九年一〇月	税金受取〔八幡村他六村戸長平島省三→柳沢所平〕	状
_	Z			
	$\overrightarrow{}$	明治二〇年二月	明治一九年度五郎兵衛新田村村費領収証〔八幡村他六村戸長役場→柳沢所平他四名〕	綴
	=	明治二〇年三月二〇日	明治一九年度分地方税領収証〔八幡村他六村戸長岡部弾二→柳沢所平他三名〕	綴
	=	明治二〇年三月二三日	明治一九年度田租・村費領収証〔南佐久郡伴野村他五村戸長役場→柳沢所平〕	
	깯	明治二〇年三月二五日	明治二○年度地方税領収証〔八幡村他六村戸長役場→柳沢所平他五名〕	
	五.	明治二〇年三月	明治二○年度地方税など領収証〔南佐久郡伴野村他三村戸長役場→柳沢所平〕	級
	六	明治二〇年四月六日	明治一九年度地方税領収証〔八幡村他六村戸長岡部弾二代理竹内清右衛門→柳沢所平他	
			三名)	
	七	明治二〇年四月一四日	手数料領収証〔八幡村他六村戸長役場→柳沢佐助〕	状
	八	明治二〇年四月	明治二○年度儲金割票〔八幡村他六村戸長役場→柳沢所平他五名〕	綴
	九	明治二〇年五月二五日	明治一九年度村費領収証〔八幡村他六村戸長役場→柳沢所平他二名〕	綴
	10	明治二〇年七月一八日	明治二○年度村費・人力車税領収証〔八幡村他六村戸長役場→柳沢所平他四名〕	綴
	=	明治二〇年八月一八日	明治二○年度山・畑・宅地税領収証〔八幡村他六村戸長岡部弾二→柳沢所平他五名〕	綴
12.0	Ξ	明治二〇年八月	明治二○年度畑の税金の領収証〔八幡村他六村戸長岡部弾二→北原八百平〕	状
	三	明治二〇年九月二六日	明治二○年度地方税領収証〔八幡村他六村戸長役場→柳沢所平他四名〕	綴
	四	明治二〇年一〇月一九日	明治二○年度山・畑・宅地税領収証〔八幡村他六村戸長岡部弾二→柳沢所平他三名〕	綴
	五	明治二〇年一一月八日	明治二○年度地方税など領収証〔南佐久郡伴野村他三村戸長役場→柳沢所平〕	綴

)	_	Ξ	九	八	七	六	五	四	=	=	_	壹		壹	==0	三九	픗	三七	七	六	五	四	=
	明治二四年八月三一日		明治二四年一二月一日	明治二四年一二月一日	明治二四年一一月二五日	明治二四年一一月一五日	明治二四年一一月一日	明治二四年一〇月二五日	明治二四年九月二九日	明治二四年八月一六日	明治二四年八月五日			明治二三年四月一九日	明治二二年五月二四日	明治二二年五月二二日	明治二二年四月二六日	明治二一年一〇月一八日					五月一八日
月台二四年度月k定式費の受収(幸野第八区用水掛→五郎兵衛新田柳沢康造)	地価調査費用負担額の送金依頼状〔岩村田町にて地価調査会委員→柳沢所次郎〕		明治二四年度県税領収証〔五郎兵衛新田村役場→柳沢所次郎〕	明治二四年度村税領収証〔五郎兵衛新田村役場→柳沢所次郎〕	明治二四年度税金領収証〔五郎兵衛新田村収入役土屋芳蔵→柳沢所次郎〕	明治二四年度税金領収証〔五郎兵衛新田村役場→柳沢所次郎〕	明治二四年度地方稅領収証〔五郎兵衛新田村役場→柳沢所次郎〕	税金領収証〔五郎兵衛新田村収入役土屋芳蔵→柳沢所次郎〕	明治二四年度税金領収証〔五郎兵衛新田村収入役土屋芳蔵→柳沢所次郎〕	明治二四年度郡稅領収証〔五郎兵衛新田村役場→柳沢所次郎〕	明治二四年度村税領収証〔五郎兵衛新田村役場→柳沢所次郎〕		場→柳沢所平〕	衆議院議員撰挙人名簿調製のため毎年度分の所得税額書上げ要請状〔五郎兵衛新田村役	所得税の件で用事につき出頭要請状〔元八幡村他六村戸長役場→柳沢所平〕	地方税領収証〔八幡村他六村戸長役場→柳沢所平他二名〕	所得税法に基づく届出方通達書〔八幡村他六村戸長役場→五郎兵衛新田村柳沢所平〕	明治二一年度村費領収証〔北佐久郡八幡村他六村戸長役場→柳沢所平〕	納税に関する法令の抜粋	所得金届〔何某→北佐久郡長何某〕	所得金届〔何某→郡長〕	所得金高届(雛形)〔→郡長〕	所得金届書など訂正方指示の書状〔→柳沢所平〕
状	状		状	状	状	状	状	状	状	状	状		状		状	綴	状	状	状	状	状	状	状
_	_		_	_	Ξ	_	\equiv	_	三	_	Ξ		_		_	_	_	_	_	_	_	_	_

四三	明治二五年九月三〇日 明治二五年一~一二月	明治二五年第三期年醵金領収証〔日本赤十字社長野支部幹事鳥居義処→正社員柳沢所次明治二四年・二五年度柳沢康造納税の領収証
		郎)
五	(明治)三月八日	預け金の内へ二○円の送り状〔井出惣左衛門→柳沢所治郎〕
=		
_	明治二六年五月二二日	明治二六年度村税徴税令書〔南佐久郡岸野村村長木内信→柳沢康造代人碓氷幸三郎〕
=	明治二六年五月二七日	明治二五年度地租領収証〔南佐久郡岸野村収入役甘利弥長→柳沢康造代碓氷幸三郎〕
\equiv	明治二六年九月一九日	明治二六年度村税徴税令書〔岸野村助役原董一郎→柳沢康造〕
四	明治二六年一一月一〇日	明治二六年度県税領収証〔岸野村収入役甘利弥長→柳沢康造代納人碓氷幸三郎〕
五	明治二六年一一月一〇日	明治二六年度県税領収証〔岸野村収入役甘利弥長→柳沢康造代納人碓氷幸三郎〕
六	明治二六年一一月二五日	明治二六年度地租領収証〔北佐久郡中津村収入役丸山貞五郎→柳沢康造〕
七	明治二七年一月一〇日	明治二六年度地租領収証〔岸野村収入役甘利弥長→柳沢康造代人碓氷幸三郎〕
八	明治二七年一月一〇日	明治二六年度地租領収証〔中津村収入役丸山貞五郎→柳沢康造〕
九	明治二七年一月一三日	明治二六年度田租領収証〔北佐久郡南御牧村収入役小松菊太郎→柳沢康造〕
10	明治二七年一月一五日	明治二六年年醵金領収証〔日本赤十字社長野県支部北佐久郡幹事鳥居義処→正社員柳沢
		所次郎〕
=	明治二七年一月三一日	明治二六年度用水費受取〔用水掛→柳沢康造〕
\equiv	明治二七年二月四日	明治二六年度地租領収証〔五郎兵衛新田村収入役土屋芳蔵→柳沢康造〕
三	明治二七年二月一九日	明治二六年度地租領収証〔岸野村収入役甘利弥長→柳沢康造代人碓氷幸三郎〕
79	明治二七年二月二七日	明治二六年度田租領収証〔南御牧村収入役小松菊太郎→柳沢康造〕
宝	明治二七年三月一七日	明治二六年度地租領収証〔岸野村収入役甘利弥長→柳沢康造代人碓氷幸三郎〕
六	明治二七年三月一八日	明治二六年度所得稅徵稅令書〔五郎兵衛新田村長依田房吉→柳沢康造〕
士	明治二七年三日二六日	明治二六年度地租領収証〔五郎兵衛新田村収入役土屋芳蔵→柳沢康造〕

]	.27	С	租	税																			
四	0	壳	兲	亳	킂	뤂	三四	畫	壹	三	高	元	六	=	긎	亖	三四	亖	亖	\equiv	110	九	六
明治二七年一〇月一五日	明治二七年一〇月三日	明治二七年九月二八日	明治二七年九月二八日	明治二七年九月二八日	明治二七年九月二八日	明治二七年九月二五日	明治二七年九月三日	明治二七年九月三日	明治二七年八月二三日	明治二七年七月二五日	明治二七年五月二八日	明治二七年五月二五日	明治二七年五月二四日	明治二七年五月一九日	明治二七年五月一七日	明治二七年五月一四日	明治二七年五月一二日	明治二七年五月一二日	明治二七年五月七日	明治二七年五月七日	明治二七年四月二八日	明治二七年四月一〇日	明治二七年三月二八日
明治二七年度村税領収証〔岸野村収入役甘利弥長→柳沢康造代碓氷幸三郎〕	明治二七年度酒造稅領収証〔五郎兵衛新田村収入役佐藤仙三郎→柳沢所次郎〕	明治二七年度所得税領収証〔五郎兵衛新田村収入役佐藤仙三郎→柳沢康造〕	明治二七年度宅租領収証〔五郎兵衛新田村収入役佐藤仙三郎→柳沢康造〕	明治二七年度畑租領収証〔五郎兵衛新田村収入役佐藤仙三郎→柳沢康造〕	明治二七年度雑地租領収証〔五郎兵衛新田村収入役佐藤仙三郎→柳沢康造〕	明治二七年度畑租領収証〔中津村収入役丸山貞五郎→柳沢康造代納人伊藤定次〕	明治二七年度村税領収証〔五郎兵衛新田村収入役佐藤仙三郎→小林寅吉〕	明治二七年度村稅領収証〔五郎兵衛新田村収入役佐藤仙三郎→柳沢康造〕	明治二七年年醵金領収証〔日本赤十字社長野支部幹事鳥居義処→正社員柳沢所次郎〕	明治二七年度村税領収証〔中津村収入役丸山貞五郎→柳沢康造〕	宅租領収証〔→柳沢康造〕	明治二六年度地租領収証〔五郎兵衛新田村収入役土屋芳蔵→柳沢康造〕	明治二六年度地租領収証〔中津村収入役丸山貞五郎→柳沢康造〕	明治二七年度地租領収証〔岸野村収入役甘利弥長→柳沢康造代碓氷幸三郎〕	明治二七年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役土屋芳蔵→柳沢康造〕	明治二七年度県税領収証〔南御牧村収入役小松菊太郎→柳沢康造〕	明治二七年度村税領収証〔五郎兵衛新田村収入役佐藤仙三郎→小林寅吉〕	明治二七年度村税領収証〔五郎兵衛新田村収入役土屋芳蔵→柳沢康造〕	明治二七年度県税領収証〔岸野村収入役甘利弥長→柳沢康造代人碓氷幸三郎〕	明治二七年度村税領収証〔岸野村収入役甘利弥長→柳沢康造代人碓氷幸三郎〕	明治二七年度村税領収証〔南御牧村収入役小松菊太郎→柳沢康造〕	明治二七年度村税領収証〔中津村収入役丸山貞五郎→柳沢康造代納人伊藤定次〕	明治二六年度地租領収証〔南御牧村収入役小松菊太郎→柳沢康造〕
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状
_	_			_			_	_	_		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_		_

_	状	明治二七年度田租領収証〔中津村収入役丸山貞五郎→柳沢康造〕	明治二八年二月二五日	六
_	綴	明治二七年度田租領収証などの綴〔岸野村収入役甘利弥長→柳沢康造代人碓氷幸三郎〕 【	明治二七年	五
_	状	郎)		
		明治二七年第参期年醵金領収証〔日本赤十字社長野支部幹事鳥居義処→正社員柳沢所次	明治二七年一〇月三日	四
_	状	明治二六年度田租領収証〔中津村収入役丸山貞五郎→柳沢康造〕	明治二七年二月二三日	=
	状	明治二六年度県税領収証〔北佐久郡中津村収入役丸山貞五郎→柳沢康造代納人伊藤定次〕:	明治二六年一一月一〇日	=
_	状	明治二五年度田租領収証〔南御牧村収入役小松菊太郎→柳沢三左衛門〕	明治二六年五月	_
				Ξ
_	状	所得税立替え通知書〔五郎兵衛新田村収入役土屋芳蔵→柳沢所次郎〕	(明治二七年)	五七
_	状	水利報酬領収証〔五郎兵衛新田村収入役佐藤仙三郎→柳沢康造〕	明治二七年一二月二一日	弄
	状	明治二七年度村税領収証〔五郎兵衛新田村収入役佐藤仙三郎→柳沢康造〕	明治二七年一二月二一日	丢
_	状	明治二七年度村税領収証〔五郎兵衛新田村収入役佐藤仙三郎→小林寅吉〕	明治二七年一二月二一日	五四
	状	明治二七年度地租領収証〔南御牧村収入役小松菊太郎→柳沢康造〕	明治二七年一二月三日	蓋
	状	明治二七年度村稅徵稅伝令書〔南御牧村助役成沢庄右衛門→柳沢康造〕	明治二七年一二月一日	五三
_	状	明治二七年度県税領収証〔南御牧村収入役小松菊太郎→柳沢康造〕	明治二七年一一月一五日	五
_	状	明治二七年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役佐藤仙三郎→柳沢康造〕	明治二七年一一月一五日	五〇
_	状	明治二七年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役佐藤仙三郎→柳沢康造〕	明治二七年一一月一五日	四九
	状	明治二七年度雑地租領収証〔五郎兵衛新田村収入役佐藤仙三郎→柳沢康造〕	明治二七年一一月一五日	四八
	状	明治二七年度宅租領収証〔五郎兵衛新田村収入役佐藤仙三郎→柳沢康造〕	明治二七年一一月一五日	四七
	状	明治二七年度畑租領収証〔五郎兵衛新田村収入役佐藤仙三郎→柳沢康造〕	明治二七年一一月一五日	四六
_	状	明治二七年度県税領収証〔中津村収入役丸山貞五郎→柳沢康造〕	明治二七年一一月一〇日	四五
_	状	明治二七年度県税領収証〔岸野村収入役甘利弥長→柳沢康造代碓氷幸三郎〕	明治二七年一一月七日	四四四
_	状	明治二七年度県税領収証〔岸野村収入役甘利弥長→柳沢康造代人碓氷幸三郎〕	明治二七年一一月七日	四三
_	状	明治二七年度村税領収証〔中津村収入役丸山貞五郎→柳沢康造〕	明治二七年一〇月三一日	四二

	六	士	云	莹	긆	壹	三	=	110	一九	一六	一七		一六	主	<u>一</u>	三	Ξ		10			
	明治二八年一〇月一八日	。 明治二八年九月二六日	7 明治二八年九月二四日	· 明治二八年九月二四日	明治二八年八月一日	一 明治二八年七月二六日	一 明治二八年五月二九日	一 明治二八年五月二八日	〕 明治二八年五月一三日	兄 明治二八年五月一〇日	八 明治二八年五月一〇日	· 明治二八年五月九日		、 明治二八年五月六日	→ 明治二八年四月一〇日	明治二八年三月二八日	一 明治二八年三月二五日	一 (明治二八年)三月四日	一 明治二八年二月二五日	0 明治二八年二月二二日	九 明治二八年一月一四日	八 明治二八年一月一三日	ゼ 明治二八年一月一三日
所次郎〕	明治二八年第二・三期年醵金領収証〔日本赤十字社長野支部幹事鳥居義処→正社員柳沢	明治二八年度畑租領収証〔中津村収入役丸山貞五郎→柳沢康造〕	明治二八年度畑租領収証〔南御牧村収入役小松菊太郎→柳沢康造〕	明治二八年度所得税領収証〔五郎兵衛新田村収入役井出万助→柳沢康造〕	明治二八年度村稅徵稅伝令書〔南御牧村助役成沢庄右衛門→柳沢康造〕	明治二八年度村税領収証〔中津村収入役丸山貞五郎→柳沢康造〕	明治二七年度地租領収証〔南御牧村収入役小菊松太郎→柳沢康造〕	明治二八年度田租領収証〔中津村収入役丸山貞五郎→柳沢康造〕	明治二八年度県税前半期分書付	明治二八年度経常村税督促令状〔五郎兵衛新田村長依田房吉→柳沢康造〕	督促状送達書〔五郎兵衛新田村長依田房吉→柳沢康造〕	明治二八年度県税領収証〔中津村収入役丸山貞五郎→柳沢康造〕	郎)	明治二八年第一期年醵金領収証〔日本赤十字社長野支部幹事鳥居義処→正社員柳沢所次	明治二八年度村税領収証〔中津村収入役丸山貞五郎→柳沢康造〕	明治二七年度田租領収証〔南御牧村収入役小松菊太郎→柳沢康造〕	明治二七年度田租領収証〔中津村収入役丸山貞五郎→柳沢康造〕	明治二七年度田租立替え通知書〔惣代→柳沢康造〕	明治二七年度田租領収証〔南御牧村収入役小松菊太郎→柳沢康造〕	地租預り証〔惣代→柳沢康造〕	明治二七年度田租領収証〔南御牧村収入役小松菊太郎→柳沢康造〕	明治二七年度田租領収証〔五郎兵衛新田村収入役佐藤仙三郎→柳沢康造〕	明治二七年度田租領収証〔中津村収入役丸山貞五郎→柳沢康造〕
状		状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状		状	状	状	状	状	状	状	状	状
		_	_	_	_	_			_		_				_		_	_	_	_			

完 明治二八年一一月一二日	明治二八年度県税領収証〔中津村収入役丸山貞五郎→柳沢康造〕
一〇 明治二八年一一月一二日	明治二八年度県税領収証〔南御牧村収入役小松菊太郎→柳沢康造〕
三 明治二八年一一月一三日	明治二八年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役井出万助→五郎兵衛新田村柳沢康造〕
三 明治二八年一一月二四日	明治二八年度畑租領収証〔中津村収入役丸山貞五郎→中津村三九番地柳沢康造〕
三 明治二八年一一月二五日	明治二八年度畑租領収証〔南御牧村収入役小松菊太郎→南御牧村柳沢康造〕
高 明治二八年一一月二五日	明治二八年度村税領収証〔五郎兵衛新田村収入役井出万助→柳沢康造〕
臺 明治二八年一一月二五日	明治二八年度畑租・郡村宅地租・雑地租領収証〔五郎兵衛新田村収入役井出万助→柳沢
	康造〕
三 五月一六日	金銭勘定書付
三 明治二七年一一月二四日	明治二七年度地租領収証〔中津村収入役丸山貞五郎→柳沢康造〕
三 明治二八~二九年	明治二八・九年度柳沢康造分納税・用水定式費領収証
三、 明治二八年八月一〇日	所得税等級金額通知状〔北佐久郡長鳥居義処→五郎兵衛新田柳沢康造〕
三九	
一①明治二九年五月八日	賦課令状〔五郎兵衛新田村長井出直蔵→柳沢康造〕
一②明治三〇年五月一日	賦課令状〔五郎兵衛新田村助役金箱伝吉郎→柳沢康造〕
二 明治三〇年一~一二月	明治二九・三〇年度柳沢康造分納税・用水費領収証
三①明治三〇年二月二五日	保険料領収証〔内国保険株式会社岩村田代理店主任佐藤菊作→保険契約人柳沢所次郎〕
三②明治三〇年九月一日	保険料領収証〔内国保険株式会社岩村田代理店佐藤菊作→保険契約人柳沢所次郎〕
□明治三○年五月六日	古稲扱穂一九本の預り証〔製造人上竹源助→柳沢幸蔵〕
五 明治三〇年五月一一日	教育大会への寄附金の領収証〔信濃教育会北佐久部会→柳沢康造〕
六 明治三〇年五月	北佐久教育大会・教育大演説会開催の広告〔北佐久教育部会〕
ゼ明治三〇年六月八日	貸金利子の受取証〔佐久銀行→柳沢所次郎〕
八 明治三〇年八月五日	所得税額達書送付書〔五郎兵衛新田村役場→柳沢康造〕
九 明治三〇年八月五日	所得税等級金額通知状〔北佐久郡長鳥居義処→五郎兵衛新田柳沢康造〕

		布引山観音堂修繕費領収証〔北佐久郡川辺村大字大久保布引山釈尊寺住職大僧都兼田覚	四 明治三二年三月一〇日	_	
_	状	明治三一年度田租領収証〔五郎兵衛新田村収入役中沢近三郎→五郎兵衛新田村柳沢康造〕:	三 明治三二年二月二七日	_	.01
_	状	明治三一年度田租領収証〔南御牧村役場→柳沢康造〕	三 明治三二年二月二七日	_	
_	状	吉		111	TH.
		明治三一年度田租領収証〔中津村収入役町田仙右衛門→中津村柳沢康造代納人松川袈裟	一 明治三二年二月二七日		170
	状	明治三一年度田租納税告知書ならびに領収証〔南御牧村長依田孝蔵→南御牧村柳沢康造〕:	0 明治三二年二月一五日		
	状	憲頌徳之碑建設費領収証〔建設事務所→柳沢康造〕	丸 明治三二年一月二八日		
_	状	電話料金不足につき追徴証〔望月電信局長大学由蔵→五郎兵衛新田村柳沢所十郎〕	八 明治三二年一月一七日		
_	状	明治三一年度田租領収証〔五郎兵衛新田村収入役中沢近三郎→柳沢康造〕	七 明治三二年一月一三日		
_	状	明治三一年度田租領収証〔南御牧村収入役小松菊太郎→南御牧村柳沢康造〕	六 明治三二年一月一三日		
_	状	吉			
		明治三一年度田租領収証〔中津村収入役町田仙右衛門→中津村柳沢康造代納人松川袈裟	五 明治三二年一月一〇日		
_	状	明治三一年度村税徴税令書〔南御牧村助役成沢庄右衛門→柳沢康造〕	四 明治三一年一二月一日	12.07	
	状	明治三一年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役中沢近三郎→柳沢所重郎〕	三明治三一年一一月一三日		
_	状	明治三一年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役中沢近三郎→柳沢所重郎〕	二 明治三一年一一月一三日		
			明治三二年一月一一日		
	綴	明治三○年度県税領収証などの綴〔岸野村収入役桜井久平→柳沢康造代人碓氷幸三郎〕	一 明治三一年二月一一日・		
			=	畫	
	状	明治二九年から三○年の田畑税額の取調べ結果を伝える書状〔南御牧村役場→柳沢康造〕:	10 (明治三〇年)	=0	
	状	開橋式招待状〔川辺村戻り橋開橋式事務所→柳沢幸蔵〕	三 (明治)二月一〇日	三	
	状	信濃新聞料金の領収証〔北佐久郡望月駅両沢新聞舗→柳沢康造〕	二 明治三〇年九月二〇日	Ξ	
_	状	沢康造]			
		暴風雨降雹の際の村内被害細民救助費寄附の領収証〔五郎兵衛新田村長柳沢所次郎→柳	一 明治三〇年八月一〇日	_	
_	状	小包受取証〔差出人柳沢諸左衛門〕	10 明治三〇年八月九日	_	

		順→五郎兵衛新田柳沢康造〕	状	
垂	明治三二年三月一三日	明治三一年度県税領収証〔中津村収入役町田仙右衛門→柳沢康造代納松川袈裟吉〕	状	
六	明治三二年三月一三日	明治三一年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役中沢近三郎→柳沢康造〕	状	
一七	明治三二年三月一四日	明治三一年度県税領収証〔南御牧村収入役小松菊太郎→柳沢康造〕	状	
元	明治三二年三月二五日	明治三一年度田租領収証〔南御牧村収入役小松菊太郎→南御牧村柳沢康造〕	状	_
九	明治三二年三月二五日	明治三一年度領収証〔中津村収入役町田仙右衛門→柳沢康造代納人松川袈裟吉〕	状	
10	明治三二年三月二七日	明治三一年度所得稅領収証〔五郎兵衛新田村収入役中沢近三郎→柳沢康造〕	状	_
≓	明治三二年三月二七日	明治三一年度田租領収証〔五郎兵衛新田村収入役中沢近三郎→柳沢康造〕	状	
亖	明治三二年四月一三日	明治三一年度村税領収証〔中津村収入役町田仙右衛門→柳沢康造〕	状	
\equiv	明治三二年四月二九日	地目変換登録稅領収証〔五郎兵衛新田村収入役中沢近三郎→柳沢康造〕	状	_
四	明治三二年四月二九日	明治三一年度村税領収証〔五郎兵衛新田村収入役中沢近三郎→柳沢康造〕	状	
亖	明治三二年五月一日	明治三二年度村税領収証〔中津村収入役町田仙右衛門→柳沢康造代納人松川袈裟吉〕	状	_
云	明治三二年五月一三日	明治三二年度県税領収証〔中津村収入役町田仙右衛門→柳沢康造代納人松川袈裟吉〕	状	_
二	明治三二年五月一四日	明治三二年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役中沢近三郎→柳沢康造〕	状	_
六	明治三二年五月一四日	明治三一年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役中沢近三郎→柳沢康造〕	状	
完	明治三二年五月一五日	明治三二年度県税領収証〔南御牧村収入役小松菊太郎→南御牧村柳沢康造〕	状	_
==0	明治三二年五月一五日	明治三二年度県税領収証〔南御牧村収入役小松菊太郎→柳沢康造〕	状	_
三	明治三二年五月二六日	明治三一年度田租領収証〔中津村収入役町田仙右衛門→柳沢康造代納人松川袈裟吉〕	状	
壹	明治三二年五月二八日	明治三一年度田租領収証〔南御牧村収入役小松菊太郎→柳沢康造〕	状	_
薑	明治三二年五月二八日	明治三二年度村税領収証〔南御牧村収入役小松菊太郎→柳沢康造〕	状	
三四四	明治三二年五月三〇日	明治三一年度田租領収証〔五郎兵衛新田村収入役中沢近三郎→柳沢康造〕	状	
亖	明治三二年七月三日	明治三二年度村税領収証〔五郎兵衛新田村収入役中沢近三郎→柳沢康造〕	状	
丟	明治三二年七月二〇日	明治三二年度村税領収証〔中津村収入役町田仙右衛門→柳沢康造代納人松川袈裟吉〕	状	
亳	明治三二年八月二三日	所得金額決定通知書〔松本稅務管理局長飯塚忠成→五郎兵衛新田村柳沢康造〕	状	

C 4H	ΛH.		17	C		=																	
74		=	=		_	≣	三	垂	善 1	四九	只	型	哭	罢	79 79	豐		四	<u> </u>	B ()	壳	兲	
	明治三三年一月一一日	明治三二年七月一六日	明治三二年四月	明治三三年一月一〇日	明治三二年二月二四日~		明治三二年一二月二二日	明治三二年一一月二八日	明治三二年一一月二五日	明治三二年一〇月一六日	明治三二年一一月一四日	明治三二年一一月一四日	明治三二年一一月一一日	明治三二年一一月一〇日	明治三二年一〇月二五日	明治三二年九月二八日		明治三二年九月二八日	明治三二年九月二五日	明治三二年九月二五日	明治三二年九月一日	明治三二年八月	
	明治三二年度田租領収証〔中津村収入役町田仙右衛門→柳沢康造代納人松川袈裟吉〕	明治三二年度村税賦課令状〔五郎兵衛新田村助役金箱伝吉郎→柳沢康造〕	明治三二年度村稅賦課令状〔南御牧村助役成沢庄右衛門→柳沢康造〕	郎)	田租・用水定式費など領収証〔南佐久郡岸野村収入役桜井久平→柳沢康造代人碓氷幸三		明治三二年度村税領収証〔南御牧村収入役岩下文次郎→柳沢康造〕	明治三二年度地租領収証〔五郎兵衛新田村収入役中沢近三郎→柳沢康造〕	明治三二年度畑租領収証〔中津村収入役町田仙右衛門→柳沢康造代納人松川袈裟吉〕	明治三二年度村税領収証〔五郎兵衛新田村収入役中沢近三郎→柳沢康造〕	明治三二年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役中沢近三郎→柳沢康造〕	明治三二年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役中沢近三郎→柳沢康造〕	明治三二年度県税領収証〔中津村収入役町田仙右衛門→柳沢康造代納人松川袈裟吉〕	明治三二年度県税領収証〔南御牧村収入役岩下文次郎→柳沢康造〕	明治三二年度村税領収証〔中津村収入役町田仙右衛門→柳沢康造代納人松川袈裟吉〕	明治三二年度所得税領収証〔五郎兵衛新田村収入役中沢近三郎→柳沢康造〕	沢康造〕	明治三二年度畑租・郡村宅地租・雑地租領収証〔五郎兵衛新田村収入役中沢近三郎→柳	明治三二年度畑租領収証〔中津村収入役町田仙右衛門→柳沢康造代納人松川袈裟吉〕	明治三二年度畑租・郡村宅地租・雑地租領収証〔南御牧村収入役岩下文次郎→柳沢康造〕	明治三二年度村税領収証〔南御牧村収入役岩下文次郎→柳沢康造〕	新聞代金領収証〔望月駅両沢新聞舗→柳沢康造〕	
	状	状	状	綴			状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状		状	状	状	状	

100	J	-111	1)L																		
三	=	_	畫	7	里 里	四四四	四三	四二	四	四()	芫	兲		壱	兲	壹	夁	壹	三		三
明治三四年一月一一日明治三三年三月二五日~	明治三三年三月一六日	明治三三年二月二三日		 取治三三年一一月三〇日		明治三三年一一月三〇日	明治三三年一一月二六日	明治三三年一一月一三日	明治三三年一一月一三日	明治三三年一一月一二日	明治三三年一〇月二七日	明治三三年九月二七日		明治三三年九月二四日	明治三三年九月二四日	明治三三年九月二四日	明治三三年九月二二日	明治三三年九月二二日	明治三三年七月二五日		明治三三年七月二四日
幸三郎〕 幸三郎〕 用水定式費など領収証〔岸野村収入役桜井久平→柳沢康造代人碓氷明治三二年度田租・用水定式費など領収証〔岸野村収入役桜井久平→柳沢康造代人碓氷	明治三二年度県税領収証〔岸野村収入役桜井久平→柳沢康造代人碓氷幸三郎〕	明治三二年度田租領収証〔南佐久郡岸野村収入役桜井久平→柳沢康造代納人碓氷幸三郎〕		康造〕 康造〕	下す三旦1.崔旦1頁2F「三乃を行下ヨすて、とて日季度」→柳沢)	明治三三年度畑租領収証〔南御牧村収入役岩下文次郎→柳沢康造〕	明治三三年度畑租領収証〔中津村収入役町田仙右衛門→柳沢康造代納人松川袈裟吉〕	明治三三年度県税領収証〔南御牧村収入役岩下文次郎→柳沢康造〕	明治三三年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役依田孝蔵→柳沢康造〕	明治三三年度県税領収証〔中津村収入役町田仙右衛門→柳沢康造代納人松川袈裟吉〕	明治三三年度村税領収証〔中津村収入役町田仙右衛門→柳沢康造代納人松川袈裟吉〕	明治三三年度畑租領収証〔中津村収入役町田仙右衛門→柳沢康造代納人松川袈裟吉〕	康造〕	明治三三年度畑租・郡村宅地租・雑地租領収証〔五郎兵衛新田村収入役依田孝蔵→柳沢	明治三三年度畑租領収証〔五郎兵衛新田村収入役依田孝蔵→柳沢康造〕	明治三三年度村税領収証〔五郎兵衛新田村収入役依田孝蔵→柳沢康造〕	明治三三年度村税領収証〔南御牧村収入役岩下文次郎→柳沢康造〕	明治三三年度畑租領収証〔南御牧村収入役岩下文次郎→柳沢康造〕	明治三三年度村税領収証〔中津村収入役町田仙右衛門→柳沢康造代納人松川袈裟吉〕	康造〕	明治三三年度分所得金額決定通知書〔松本税務管理局長飯塚忠成→五郎兵衛新田村柳沢
綴	状	状	4	伏	状	状	状	状	状	状	状	状	状		状	状	状	状	状	状	

	状	治三三年度田租納税告知書〔中津村長山浦一助→中津村柳沢康造代納	明治三四年五月一	==
_	状	明治三四年度県税領収証〔中津村収入役古平吾助→柳沢康造代納人松川袈裟吉〕	六 明治三四年五月八日	云
_	状	明治三四年度村税領収証〔中津村収入役古平吾助→柳沢康造代納人松川袈裟吉〕	亜 明治三四年四月二九日	亖
_	状	金銭受取〔岩下文次郎→柳沢康造〕	四 明治三四年三月三一日	三四
_	状	明治三三年度田租領収証〔五郎兵衛新田村収入役依田孝蔵→柳沢康造〕	三 明治三四年三月三一日	亖
_	状	明治三三年度田租領収証〔五郎兵衛新田村収入役依田孝蔵→柳沢康造〕	二 明治三四年三月三一日	三
_	状	明治三三年度田租領収証〔五郎兵衛新田村収入役依田孝蔵→北佐久郡市川真英〕	一明治三四年三月三一日	三
_	状	明治三三年度田租領収証〔中津村収入役古平吾助→中津村柳沢康造代納人松川袈裟吉〕	0 明治三四年三月二七日	110
_	状	明治三三年度田租領収証〔五郎兵衛新田村収入役依田孝蔵→柳沢所重郎〕	九明治三四年三月三一日	一九
_	状	明治三三年度田租納税告知書ならびに領収証〔南御牧村長依田音蔵→南御牧村柳沢康造〕	八 明治三四年三月一七日	六
_	状	明治三三年度田租領収証〔五郎兵衛新田村収入役依田孝蔵→柳沢康造〕	· 明治三四年二月二五日	一七
_	状	明治三三年度村税領収証〔五郎兵衛新田村収入役依田孝蔵→柳沢康造〕	六 明治三四年二月二五日	一六
_	状	明治三三年度村税領収証〔五郎兵衛新田村収入役依田孝蔵→柳沢康造〕	· 明治三四年二月二五日	-
_	状	明治三三年度田租領収証〔中津村収入役町田仙右衛門→柳沢康造代納人松川袈裟吉〕	四 明治三四年二月二一日	四
_	状	明治三三年度県税領収証〔南御牧村収入役岩下文次郎→柳沢康造〕	三 明治三四年一月二九日	
_	状	明治三三年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役依田孝蔵→柳沢康造〕	二 明治三四年一月二九日	\equiv
_	状	明治三三年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役依田孝蔵→市川真英〕	一明治三四年一月二九日	
_	状	明治三三年度県税領収証〔中津村収入役町田仙右衛門→柳沢康造代納人松川袈裟吉〕	0 明治三四年一月二六日	10
_	状	明治三三年度田租領収証〔五郎兵衛新田村収入役依田孝蔵→柳沢康造〕	九明治三四年一月一四日	-11
_	状	立科国有林野事件入費領収証〔五郎兵衛新田村役場→柳沢康造〕	八明治三四年一月一四日	л
_	状	明治三三年度田租領収証〔五郎兵衛新田村収入役依田孝蔵→北佐久郡市川真英〕	ゼ 明治三四年一月一四日	+
_	状	明治三三年度田租領収証〔南御牧村収入役岩下文次郎→南御牧村柳沢康造〕	六 明治三四年一月一四日	
_	状	明治三三年度田租領収証〔中津村収入役町田仙右衛門→柳沢康造代納人松川袈裟吉〕	五 明治三四年一月一〇日	and a
_	状	明治三三年度村税領収証〔五郎兵衛新田村収入役依田孝蔵→柳沢康造〕	四 明治三三年一二月二六日	1708

	野菜代金書付		五
	明治三四年度村税領収証〔南御牧村収入役岩下文次郎→柳沢康造〕	0 明治三四年一二月二〇日	吾
	明治三四年度県税領収証〔中津村収入役古平吾助→山浦惣次郎〕 状	元 明治三四年一一月一五日	四九
	明治三四年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役依田孝蔵→柳沢所吉〕 状	八 明治三四年一一月一四日	四八
	明治三四年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役依田孝蔵→市川真英〕 状	1 明治三四年一一月一四日	四七
P 4	明治三四年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役依田孝蔵→柳沢所次郎〕 状	六 明治三四年一一月一四日	四六
<i>v</i> •	明治三四年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役依田孝蔵→柳沢康造〕 状	五 明治三四年一一月一四日	四五
	明治三四年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役依田孝蔵→柳沢祗一郎〕 状	四 明治三四年一一月一四日	ZII ZII
	兵役規約年醵金領収証〔五郎兵衛新田村兵役優待会→柳沢所次郎〕	三 明治三四年一一月一一日	四三
	兵役規約年醵金領収証〔五郎兵衛新田村兵役優待会→柳沢祗一郎〕 状	一 明治三四年一一月一一日	<u></u>
	兵役規約年醵金領収証〔五郎兵衛新田村兵役優待会→柳沢康造〕 状	一 明治三四年一一月一一日	四
,	明治三四年度県税領収証〔中津村収入役古平吾助→柳沢康造代納人松川袈裟吉〕 状	0 明治三四年一一月七日	四〇
P +	明治三四年度地租領収証〔中津村収入役古平吾助→中津村柳沢康造代納人松川袈裟吉〕 状	九明治三四年九月二五日	芫
1774	所得税など領収証〔五郎兵衛新田村収入役依田孝蔵→柳沢康造〕	八 明治三四年九月二四日	兲
	組合費領収証〔→柳沢康造〕	七 明治三四年八月二〇日	壹
P *	明治三四年度村税領収証〔中津村収入役古平吾助→柳沢康造代納人松川袈裟吉〕 状	六 明治三四年七月二七日	둦
	明治三三年度田租領収証〔中津村収入役古平吾助→中津村柳沢康造代納人松川袈裟吉〕 状	亜 明治三四年五月	臺
	明治三四年度田租領収証〔南御牧村収入役岩下文次郎→南御牧村柳沢康造〕 状	四 明治三四年五月二九日	三四
	明治三三年度田租領収証〔五郎兵衛新田村収入役依田孝蔵→柳沢康造〕 状	三 明治三四年五月二九日	壹
	明治三三年度田租領収証〔中津村収入役古平吾助→中津村柳沢康造〕 状	二 明治三四年五月二二日	三
	明治三四年度県税領収証〔南御牧村収入役岩下文次郎→柳沢康造〕	一 明治三四年五月一五日	=
	明治三四年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役依田孝蔵→市川真英〕 状	10 明治三四年五月一五日	=
,	明治三四年度村税領収証〔南御牧村収入役岩下文次郎→柳沢康造〕 状	元 明治三四年五月一五日	元
,	明治三四年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役依田孝蔵→柳沢康造〕 状		六

六

治三七年度水利報酬領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤政平→柳沢康造〕	10 明治三七年二月二二日 明
治三六年第三種所得金額申告書	九 明治三六年 明
治三四年度県税領収証〔中津村収入役古平吾助→柳沢所吉代納人松川袈裟吉〕 状	八 明治三四年一一月七日 明
治三四年度村税賦課令状ならびに領収証〔中津村長山浦一助→山浦惣次郎〕	ゼ 明治三四年七月一七日 明
三四年度村税領収証〔五郎兵衛新田村収入役依田孝蔵→柳沢所次郎〕	☆ 明治三四年六月二〇日 明治:
明治三四年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役依田孝蔵→柳沢所次郎〕 状	五 明治三四年五月一五日 明
状	郎
治三四年度村税賦課令状ならびに領収証〔五郎兵衛新田村助役金箱国太郎→柳沢所次	四 明治三四年四月二五日 明
治三四年度村税賦課令状ならびに領収証〔五郎兵衛新田村助役金箱国太郎→市川真英〕状	三 明治三四年四月二五日 明
明治三四年度村税賦課令状ならびに領収証〔中津村長山浦一助→山浦惣次郎〕	二 明治三四年四月一八日 明
領収証送付の書状〔佐藤菊作→柳沢康造〕	一⑨九月二○日 領
·→柳沢康造〕 状	菊作
保険料受取証〔東京市京橋区弥左衛門町四番地徴兵保険株式会社岩村田代理店主任佐藤	一⑧明治三八年 保
保険料領収証〔内国生命保険株式会社岩村田代理店佐藤菊作→土屋寿満吾〕 状	一①明治三八年九月二〇日 保
保険料領収証〔内国生命保険株式会社岩村田代理店佐藤菊作→柳沢宇次郎〕	一⑥明治三八年九月二〇日 保
保険料領収証〔内国生命保険株式会社岩村田代理店佐藤菊作→柳沢康造〕	一⑤明治三八年九月二〇日 保
明治三七年度県税領収証〔中津村収入役佐藤栄一郎→柳沢康造管理人佐藤鍋次〕 状	一④明治三八年一月二八日 明
1.]	裟吉 〕
明治三三年度畑租領収証〔中津村収入役町田仙右衛門→北佐久郡小川寛二代納人松川袈	一③明治三三年一一月二六日 明
1.]	裟吉)
治三三年度畑租領収証〔中津村収入役町田仙右衛門→北佐久郡町田茂助代納人松川袈	一②明治三三年一一月二六日 明
治三二年度田租領収証〔中津村収入役町田仙右衛門→松川袈裟吉〕	①明治三三年五月二六日 明
	马四
金銭書付	三

一 三 二

· 明治三八年一二月二八日	明明	三 明治三八年一一月一八日	三 明治三八年一一月一八日		六 明治三七年一二月二四日		●②明治三七年七月一○日	1	四明治三七年八月一五日	三明治三七年六月三〇日		二③明治三七年匹月五日		三②明治三七年四月五日	三①明治三七年三月二八日	明	五	完	兲	亳 明治三八年九月三〇日	吴 明治三八年九月三〇日	壹 明治三八年九月二九日	一 明治三八年九月二八日
明治三八年度地租領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤政平→柳沢康造〕	治三八年度税金など領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤政平→柳沢康造〕	明治三八年度税金領収証〔中津村収入役時田豊太郎→柳沢康造代納人佐藤鍋次〕	明治三八年度税金領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤政平→柳沢康造〕	明治三七年度所得金調	日本赤十字社々業拡張費寄付金領収証〔北佐久郡委員長伊藤弥一郎→柳沢康造〕	造〕	浅間社創設委員理事を承諾してくれた上は創設に関する費用一切負担をかけない旨の証	浅間社重役推挙状〔南佐久郡座繰生糸共同荷造浅間社→柳沢康造〕	所得金額決定通知書〔岩村田稅務署長稅務署稅務属長久保得平→五郎兵衛新田柳沢康造〕	小為替金受領証	康造)	別紙取調べ方通牒につき別記の他に所持地があるかという照会状〔五郎兵衛新田村長金		貴族院多額納税資格者定員不足につき照会状〔北佐久郡役所第一課→五郎兵衛新田村長	地租金納税の証明願書(雛形) 〔五郎兵衛新田→北佐久郡村長〕	明治三六・三七年度柳沢康造納税の領収証		第四回国庫債券割払金・仮債券預り証〔株式会社志賀銀行→柳沢康造〕	第五回国庫債券割払金・仮債券預り証〔株式会社志賀銀行→柳沢康造〕	明治三八年度地租領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤政平→柳沢康造〕	明治三八年度所得税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤政平→柳沢康造〕	明治三八年度地租領収証〔中津村収入役時田豊太郎→柳沢康造代納人佐藤鍋次〕	明治三八年度地租領収証〔南御牧村収入役岩下文次郎→柳沢康造〕
状	状	状	状	状	状	状		状	状	状	状		状		状	状		状	状	状	状	状	状
_	=	五	_	_	_	_			_				_			四三			_	_			_

	141	С	租	税																			
芸	丟	픗	등	壹九	奏	臺	橐	臺	蓋	臺	臺	臺	臺	三元	壳	三四十	賣	三	三四四	臺	邑	四四	画
明治三九年八月二〇日	明治三九年六月	明治三九年六月	明治三九年六月二八日	明治三九年六月一一日	明治三九年五月三〇日	明治三九年五月三〇日	明治三九年五月三〇日	明治三九年五月三〇日	明治三九年五月二九日	明治三九年五月二九日	明治三九年三月三一日	明治三九年三月三一日	明治三九年三月三一日	明治三九年三月三〇日	明治三九年三月三〇日	明治三九年二月二八日	明治三九年二月二八日	明治三九年一月三一日	明治三九年一月三一日	明治三九年一月三〇日	明治三九年一月二七日	明治三九年一月一五日	明治三九年一月一五日
明治三九年度村税領収証〔中津村収入役蒔田豊太郎→柳沢康造管理人佐藤鍋次〕	本赤十字社戦後臨時総会ならびに第一四回社員総	戦後臨時総会ならびに第一四回社員総会参列者汽車船賃金割引証〔日本赤十字社〕	明治三九年度村税領収証〔南御牧村収入役岩下文次郎→柳沢康造〕	辞職届〔五郎兵衛新田村農会幹事柳沢康造→五郎兵衛新田村農会長中沢近三郎〕	明治三八年度分地租領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤政平→柳沢康造〕	明治三九年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤政平→柳沢康造〕	明治三九年度県税領収証〔南御牧村収入役岩下文次郎→柳沢康造〕	明治三八年度田租領収証〔南御牧村収入役岩下文次郎→柳沢康造〕	明治三八年度地租領収証〔中津村収入役蒔田豊太郎→柳沢康造代納人佐藤鍋次〕	明治三九年度県税領収証〔中津村収入役蒔田豊太郎→柳沢康造代納人佐藤鍋次〕	明治三八年度租税・所得税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤政平→柳沢康造〕	明治三八年度田租領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤政平→柳沢康造〕	明治三八年度田租領収証〔南御牧村収入役岩下文次郎代成沢庄左衛門→柳沢康造〕	明治三八年度村税領収証〔中津村収入役蒔田豊太郎→柳沢康造管理人佐藤鍋次〕	明治三八年度地租領収証〔中津村収入役蒔田豊太郎→柳沢康造代納人佐藤鍋次〕	明治三八年度地租領収証〔中津村収入役蒔田豊太郎→柳沢康造代納人佐藤鍋次〕	明治三八年度分村税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤政平→柳沢康造〕	明治三九年度年醵金領収証〔五郎兵衛新田村兵役優待会→柳沢康造〕	明治三八年度税金領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤政平→柳沢康造〕	明治三八年度県税領収証〔中津村収入役蒔田豊太郎→柳沢康造代納人佐藤鍋次〕	明治三八年度県税領収証〔南御牧村収入役岩下文次郎→柳沢康造代理小松御助〕	地租領収証〔中津村収入役蒔田豊太郎→柳沢康造〕	明治三八年度地租領収証〔南御牧村収入役岩下文次郎→柳沢康造〕
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状
_		_					_					_	_	_	_	_	_		_	_	_	_	_

																						14	4
壳	풒	云	픗	풋		兲	증	三七九	壳	丰	弄	主宝	三岩	프	三三	푸	하	芸	兲	三	壽	丟	丟
大正八年二月	大正六年一一月	大正六年一一月	大正六年一一月	大正六年一一月		明治四一年一月二〇日	明治三九年	明治三九年一二月二三日	明治三九年一二月一五日	(明治三九年)一一月三〇日	明治三九年一一月三〇日	明治三九年一一月三〇日	明治三九年一一月三〇日	明治三九年一一月三〇日	明治三九年一一月三〇日	明治三九年一一月三〇日	明治三九年一一月二〇日	明治三九年一一月四日	明治三九年九月三九日	明治三九年九月二九日	明治三九年九月二九日	明治三九年九月二〇日	明治三九年八月二七日
大正八年県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→池田一郎代納人柳沢れん〕	大正六年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→関れん〕	大正六年度分畑租など領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→池田一郎〕	大正六年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→池田一郎〕	大正六年度畑租など領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕	村常田弥八他一名〕	貴村に関する公租公課などは五郎兵衛新田佐藤氏を管理人と定め代納する旨の届〔布施	明治三九年度村税領収証〔五郎兵衛新田村収入役金箱健吾→柳沢康造〕	明治三九年度村税領収証〔五郎兵衛新田村収入役金箱健吾→柳沢康造〕	明治三八年地租領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤政平→柳沢康造〕	祭典費領収証〔五郎兵衛新田村氏子惣代→柳沢康造〕	明治三九年県税領収証〔中津村収入役蒔田豊次郎→柳沢康造代納人佐藤鍋次〕	明治三九年度地租領収証〔中津村収入役蒔田豊太郎→柳沢康造〕	明治三九年度県税領収証〔五郎兵衛新田収入役金箱健吾→柳沢康造〕	明治三九年度地租領収証〔五郎兵衛新田村収入役金箱健吾→柳沢康造〕	明治三九年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役金箱健吾→柳沢康造〕	明治三九年度所得稅領収証〔五郎兵衛新田村収入役金箱健吾→柳沢康造〕	明治三九年度兵役優待会年醵金領収証〔五郎兵衛新田村兵役優待会→柳沢康造〕	納税期限通告書〔五郎兵衛新田村助役伊藤定次→柳沢康造〕	明治三九年地租領収証〔五郎兵衛新田村収入役金箱建吾→柳沢康造〕	明治三九年度稅金領収証〔中津村収入役蒔田豊太郎→柳沢康造代納人佐藤鍋次〕	明治三九年度所得税領収証〔五郎兵衛新田村収入役金箱建吾→柳沢康造〕	明治三九年度所得税・地租領収証〔五郎兵衛新田村収入役金箱健吾→柳沢康造〕	所得金額決定通知書〔岩村田税務署長後藤五郎→五郎兵衛新田村柳沢康造〕
状	状	状	状	状	状		状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状
		_	_	_			_	_	_		\equiv	_	_	_	_	_	_	_	_			二	

	143	C	柤	朽	1																		
10	E 0	E 000	壳	壳	売	弄	完全	完品	풒	八	七	六	垂	四	=	=	_	责	売	三元0	풋	츳	춫
大正八年六月一五日	大正八年六月一五日	大正八年六月一五日	(大正八年)五月	(大正八年)五月	大正八年五月	(大正八年)五月	大正八年五月	大正八年五月	大正八年四月二九日	大正九年二月二〇日	大正九年二月二〇日	大正九年二月二〇日	大正九年二月二〇日	大正九年一月一九日	大正九年一月一五日	大正九年一月一五日	大正八年三月		大正八年三月	大正八年三月	大正八年三月二八日	大正八年二月	大正八年二月
大正八年度村税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→関れん〕	村税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢信哉〕	大正八年度村税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕	大正八年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→関れん〕	大正八年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢信哉〕	国税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→池田一郎代納人柳沢れん〕	大正八年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→池田一郎代柳沢れん〕	大正七年度田租領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕	国税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→関れん〕	相続税領収証〔岩村田支金庫→柳沢信哉親権者柳沢れん〕	大正八年度村税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢信哉〕	大正八年度村税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→関れん〕	大正八年度村税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕	大正八年度村税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→池田一郎〕	大正八年度田租領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→池田一郎代納人柳沢〕	大正八年田租領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕	大正八年度田租領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→関れん〕	大正八年田租領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→池田一郎代納人柳沢れん〕		大正七年度田租領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→関れん〕	大正七年度国税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕	大正八年度地租領収証〔南御牧村収入役小泉三造→関れん〕	県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→関れん〕	県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状		状	状	状	状	状
_		_		_	_		_	_	_	_	_						_		_	_	_		_

- //	四二 大正八年	四三 大正八年 四三 大正八年	四二 大正八年 四三 大正八年 (大正八年)							* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *				大正八年 (大正八年) (大正八年) (大正八年) (大正八年) (大正八年) (大正八年) (大正八年) (大正八年) (大正八年) (大正八年) (大正八年) (大正八年) (大正八年) (大正八年) (大正八年)
大正八年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕	新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕新田村収入役伊藤叔三→柳沢信哉〕〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→	年度畑租・雑地租領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢信哉〕収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→	年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度畑租・雑地租領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕	年度国税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→池田一郎〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度畑租・雑地租領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢信哉〕平度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕	年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→関れん〕年度国税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→池田一郎〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕	年度県税領収証〔南御牧村収入役小泉三造→関れん〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度明税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔南御牧村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔南御牧村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔南御牧村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔南御牧村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔南御牧村収入役小泉三造→関れん〕	年度国税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→関れん〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→神沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→神沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→関れん〕	年田租領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→関れん〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→関れん〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→関れん〕	年村税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→関れん〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→神沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→神沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→神沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→神沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→神沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→神沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔南御牧村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔南御牧村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔南御牧村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔南御牧村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔南御牧村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔南御牧村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔南御牧村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕	と領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→関れん〕 「本度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕 「本度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕 「本度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕 「本度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕 「本度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕 「本度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕 「本度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕 「本度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕 「本度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕 「本行税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕 「本行税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→関れん〕 「本行税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→関れん〕 「本行税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕 「本行税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕 「本行税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕 「本行税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→関れん〕 「本行税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→関れん〕 「本行税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→関れん〕	年度国税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→池田一郎代納年度国税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度国税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度国税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度国税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕	年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→池田一郎代柳沢れん〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→神沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→神沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→神沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→神沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→神沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→池田一郎代柳沢れん〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→神沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→神沢康造〕年度県税領収証(五郎、日本・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・	年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→刺沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→刺沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→刺沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→刺沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→刺沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→刺沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→神沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→神沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→神沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→神沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→神沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→神沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→神沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→神沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→神沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→神沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→神沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→神沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→神沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛和大田一郎代神沢れん〕年度には、1000年度度には、1000年度には、1000年度度には、1000年度度には、1000年度度には、1000年度度には、1000年度度には、1000年度度には、1000年	年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→神沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→神沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→神沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→神沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→神沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→神沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→神沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→神沢康造〕年度県税領収証〔古郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→神沢康造〕年度県税領収証〔古郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→神沢康造〕年度県税領収証〔古郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→神沢康造〕年度県税領収証〔古郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→神沢康造〕年度県税領収証〔古郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→神沢康造〕年度県税領収証〔古郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→神沢康造〕年度県税領収証〔古郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→神沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→神沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→神沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→神沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→神沢康造〕年度県税領収証〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→神沢康造〕中間、東京、日本の代神沢和田一郎代神沢和田一郎代神沢和田一郎代神沢和田一郎代神沢和田一郎代神沢和田一郎代神沢和田一郎代神沢和田一郎代神沢和田一郎代神沢和田一郎代神沢和田一郎代神沢和田一郎代神沢和田一郎の大神沢和田一郎の大神沢和田一郎の大神沢和田一郎の大神沢和田一郎の大神沢和田一郎の大神沢和田一郎の大神沢和田一郎の大神沢和田一郎の大神沢和田一郎の大神沢和田一郎の大神沢和田一郎の大神沢和田一郎の大神沢和田一郎の大神沢和田一郎の大神沢和田一郎の大神沢和田一郎の大神沢和田一郎の大神沢東造)中田一郎の大神沢東造)年度には、1000年度度には、1000年度には、1000年度には、1000年度度には、1000年度には、1000年度には、1000年度度には、1000年度には、1
代 状	七	状 七一 -	状 状 ‡	状 状 状 状	状状状状状	状 状 状 状 状 状	状 状 状 状 状 状 状 七 	状 状 状 状 状 状 状 t	状 状 状 状 状 状 状 状 t	状 状 状 状 状 状 状 状 状 状 *** *** *** *** ***	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	状 状 状 状 状 状 状 状 状 状 状 状 *** *** *** ***	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *

	145	C	租	稅	Ź																		
N	盟	74	=	=	_	四四	四四0		黑	呉	四三十	쯫	四三年	四回		图	豐		豐	四回	四元		四二
ヒ年パ月一二日	辰年一二月二八日	戌年一二月九日	西年一二月一三日	巳年一二月九日	辰年一二月八日		辰年三月七日		卯年一二月	卯年一二月九日	卯年一一月	卯年一一月	寅年	寅年一二月八日		寅年一一月	丑年極月		丑年一二月	丑年九月	丑年二月	子年一二月九日	子年一一月一八日
姫≯の経路•犬沒を上申するよべにとの処り〔中之条役戸→三ツ井村代一〇村名主•上頭〕。	、「ことを行うに、牛丁豆・)」が、「牛豆」と「大「中之条役所→三ツ井村他八村役人」	籾・役籾・小物成などの覚〔御馬寄村名主→新田所左衛門〕	籾・役籾・小物成などの覚〔御馬寄村名主→新田所左衛門〕	籾・役籾・小物成などの覚〔御馬寄村名主→新田所左衛門〕	籾・役籾・小物成などの覚〔御馬寄村名主→新田所左衛門〕		年貢上納額相違につき割賦額上納方達書〔平賀預役所→五郎兵衛新田名主・組頭〕	門)	年貢皆済額に相違があれば仕直すようにとの書状〔名主茂左衛門→五郎兵衛新田所左衛	籾小物成代金書付〔御馬寄村名主→新田所左衛門〕	物成受取〔根沢太右衛門→所左衛門〕	物成請取〔根沢太右衛門→郷中〕	五郎兵衛新田寅年貢割附状(後欠)	五郎兵衛新田寅年分年貢金包紙〔納人所左衛門〕	田所左衛門〕	年貢皆済額に相違があれば仕直すようにとの書状〔上塚原村名主茂左衛門→五郎兵衛新	丑年取箇免付覚	田所左衛門〕	年賈皆済額に相違があれば仕直すようにとの書状〔上塚原村名主六左衛門→五郎兵衛新	子の年貢勘定帳 (五郎兵衛新田百姓代弥左衛門他九名)	石高書抜き 4	役籾代金などの覚〔御馬寄村名主→新田所左衛門〕	米買納めのための江戸滞在入費立替金滞りの覚書〔原村太左衛門〕
七	大	状	状	状	状		状	状		状	状	状	状	状	状		状	状		状	状	状	状

	状	郎→柳沢所左衛門〕			
		広瀬様御取締廻村先触れ順路帳到来につき継送った旨などの通知状〔桜井新田細萱万次	一二月一八日	10	
_	状	両町一件に関して相場書を送付されたことの礼などの書状〔岡部勝之助→柳沢所左衛門〕;	一一月二日	九	
_	状	門→柳沢所左衛門〕			
		四ヵ宿の宿々心得書区々につき取極めるべしとの役所命令などの通知状〔飯島六郎左衛	一〇月二六日	八	
	状	衛新田名主所左衛門〕 :			
		米直段張紙が出次第内割合する所存である旨などの書状〔前山村名主郷右衛門→五郎兵	一〇月二五日	七	
_	状	五郎兵衛新田名主所左衛門他一名〕			
		上田・小諸両町への米穀差出し方につき書状を送った旨の書状〔下畑村組頭重左衛門→	一〇月六日	六	
_	状	出金割合承諾依頼状〔下畑村名主小左衛門→名主所左衛門〕	一〇月六日	五.	
	状	門			
		立冬一件のため小諸泊りで出張予定につき出向要請状〔御影小宮山三四郎→柳沢所左衛	九月二八日	Z	
_	状	所左衛門〕			
		両町一件に関して長窪古町で談合につき回答の仕方など問合せ状(名主小左衛門→名主	九月二日	=	
_	状	兵衛新田名主所左衛門〕			
		当年は高直なので両町への米売却方につき談合依頼状〔高野町村文左衛門他一名→五郎	九月二日	=	
_	状	米直段覚書〔上田町穀問屋塩屋圧左衛門〕	未年一〇月		
				四年0	
	状	田畑納米差引き覚〔庄兵衛→所左衛門〕	午年極月	四四九	
	状	巳年の租税皆済方に関する廻状(下半分欠)〔中之条 [□□□] →沓沢□他〕	巳年一二月二四日	四四八	
	状	巳取箇掛札板提出方の通達廻状〔樋口沖右衛門→平野村他一一村名主・与頭〕	巳年一二月二二日	四四十	
_	状	年貢二納分など送付するので上納方を依頼する旨の書状〔桜井新田□]次郎右衛門→〕	巳年一一月一二日	四四六	
	状	川々国役金の上納期限通達廻状〔中之条役所→三ツ井村他一○村〕	巳年一〇月二六日	四五五	1.4
_	状	年貢二納金・国役金の上納方通達廻状〔中之条役所→三ツ井村他一○村役人〕	巳年一〇月二四日	四四四	O

状	衛門→五郎兵衛新田所左衛門〕		
	安石代願いは却下されたが年貢取立てはしばらく猶予された旨の書状〔前山村名主郷右	三月二九日	
状	年貢上納方・用水堰人足賃納所方につき書状〔根沢清八郎→大井喜太郎他一名〕	三月一四日	四六七
状	他二村名主衆〕		
	定免切替願いの際の諸入用割合を知らせる廻状〔五郎兵衛新田名主所左衛門→入布施村	二月一日	四
状	原村長蔵→三左衛門年寄衆〕		
	年貢上納のために田畑家屋敷を処分しそれでも不足の場合は奉公に出るという証文〔下	亥年一二月一四日	四六宝
状	役籾代金などの覚〔御馬寄名主→新田所左衛門〕	亥年一二月九日	四六四
状	衛新田柳沢所左衛門〕		
	先日依頼した皆済目録と印形三印を受取った旨の書状〔入布施村田中茂右衛門→五郎兵	亥年三月二七日	四空
状	新田名主所左衛門〕		
	役所より皆済目録お下げにつき取計い方など依頼状〔入布施村名主茂左衛門→五郎兵衛	亥年三月二一日	四
状	上納金・国役金などの覚〔名主弥兵衞→甚五右衛門〕	戌年一二月七日	鬥
状	割附皆済目録引渡し日時の通達廻状〔中之条役所→三ツ井村他一○村役人〕	戌年九月一四日	四六0
状	区画を残して大検見以前に作物を刈取ることの証文〔長念寺他一一五名〕	戌年八月	四五九
状	酉年貢城米請取切手〔嶋田村五左衛門→原新田村三左衛門〕	戌年四月一三日	奚
状	郡中諸入用割の勘定方依頼の廻状〔源蔵→桜井新田他五村名主〕	戌年三月朔日	四五七
状	初納年貢金上納方などにつき書状〔牧布施村名主源兵衛→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	酉年□月二日	四五六
状	年貢米残り上納分を納めるようにとの廻状〔中之条役所→五郎兵衛新田他九村〕	酉年一一月二七日	空至
状	村他八村名主〕		
	当酉二納年貢ならびに去申年貢納不足金を納めるようにとの廻状〔中之条役所→三ツ井	西年一〇月二九日	四五四
状	年貢金などの覚書〔立会〕	酉年一〇月一一日	
状	年貢初納・二納割賦通達廻状〔中之条役所→三ツ井村他一○村名主・組頭・百姓代〕	酉年九月九日	四至
状	不作により破免願い差上げにつき心意伝達依頼状〔所左衛門→牧布施村名主沢兵衛〕	酉年八月一六日	四五

	立冬一件については新町役人中とも談事のうえ一人出役するなどの報知状〔名主五郎兵	九月一六日	四个	
状	立冬一件につき組合年番の者への出向方通達依頼状〔御影小宮山三四郎→柳沢所左衛門〕	九月一六日	鬥	
状	検見日限などの報知状〔入布施村名主重田政右衛門→五郎兵衛新田名主柳沢所左衛門〕	九月一六日	严	
状	破免出願につき御影附村々の様子などの報知状〔桜井新田喜三郎→柳沢所左衛門〕	九月一三日	四公四	
状	破免出願に不同意の旨の書状〔桜井新田役元→柳沢所左衛門〕	九月一二日	門	
状	破免出願の報知状〔本新町村名主市川彦右衛門→柳沢所左衛門〕	九月八日	鬥二	
状	割附状など送付された礼状〔入布施村田中七郎右衛門→柳沢所左衛門〕	九月五日	鬥	
状	当田方破免出願に関する書状〔前山新田飯島清左衛門→五郎兵衛新田柳沢所左衛門〕	九月二日	四八0	
状	衛門→柳沢所左衛門〕			
	自村および近隣村々の破免検見出願意志の有無などにつき回答状〔高野町村高見沢庄左	九月二日	四七九	
状	破免願い出願につき書状〔臼田村田嶋又市→柳沢所左衛門〕	九月二日	四六	
状	当年田方不作ではあるが破免出願する程ではない旨などの書状	八月二七日	中日	
状	両町一件の会合日時・場所変更の廻文〔五郎兵衛新田名主→牧布施村他七村名主〕	八月二七日	四六	
状	不作につき破免出願の存意問合せ状〔金左衛門・仁兵衛→柳沢所左衛門〕	八月二六日	田上田	
状	主衆〕			
	当秋田方不熟のため破免検見願い方につき廻状〔郡中代源蔵→三ツ井村他一○村村々名	八月二三日	四十四	
状	所得税取調べにつき書上げ方などの書状〔小林久蔵→柳沢所次郎〕	七月三一日	四十三	
状	地方税・儲蓄などの記載方依頼状〔柳沢所平→役場詰合〕	七月五日	四十二	
状	新田名主→入布施村他三村名主衆〕			
	立冬石代の日延べ願いのため相談したいが病中につき会合出来ない旨の廻状〔五郎兵衛	六月一三日	型一	
状	田名主・組頭)			
	年貢皆済差障りのため村民手鎖・宿預けにつき金子持参命令状〔平賀役所→五郎兵衛新	六月九日	0小图	148
状	石代について役所へ上申につき出向要請などの廻状〔郡中代浪蔵〕	五月二五日	四六九	3
	状状状状状状状状状状状状状状状状状状状状状状状状状状状状状状状状状状状状状状	件につき組合年番の者への出向方通達依頼状〔御影小宮山三四郎→柳沢所左衛門〕限などの報知状〔入布施村田中七郎右衛門→和沢所左衛門〕など送付された礼状〔入布施村田中七郎右衛門→和沢所左衛門〕など送付された礼状〔入布施村田中七郎右衛門→和沢所左衛門〕など送付された礼状〔入布施村田中七郎右衛門→和沢所左衛門〕など送付された礼状〔入布施村田中七郎右衛門→和沢所左衛門〕など送付された礼状〔入布施村田中七郎右衛門→和沢所左衛門〕など送付された礼状〔入布施村田中七郎右衛門→和沢所左衛門〕など送付された礼状〔入布施村田中七郎右衛門→和沢所左衛門〕など送付された礼状〔入布施村田中七郎右衛門→和沢所左衛門〕など送付された礼状〔入布施村田中七郎右衛門→和沢所左衛門〕など送付された礼状〔入布施村田中七郎右衛門→和沢所左衛門〕など送付された礼状〔入布施村田中七郎右衛門→和沢所左衛門〕など送付された礼状〔入布施村田中七郎右衛門→和沢所左衛門〕など送付された礼状〔入布施村田中七郎右衛門→和沢所左衛門〕などが対された礼状〔入布施村田中七郎右衛門→五郎兵衛新田名主神沢所左衛門〕など送付された礼状〔入布施村名主重田政右衛門→五郎兵衛新田名主神沢所左衛門〕など送付された礼状〔入布施村名主重田政右衛門→本郎兵衛新田名主神沢所左衛門〕を選に対した。 「本語・経典・経典・経典・経典・経典・経典・経典・経典・経典・経典・経典・経典・経典・	五日 石代について役所へ上申につき出向要請などの廻状(那中代浪蔵) 田名主・組頭) 立冬石代の日延べ願いのため村民手鎖・宿預けにつき金子持参命令状(平賀役所→五郎兵衞新田名主・紅頭) 本名石代の日延べ願いのため相談したいが病中につき会合出来ない旨の廻状(五郎兵衞新田名主・紅頭) 地方税・儲蓄などの記載方依頼状(柳沢所平→役場詰合) 市得税取調べにつき書上げ方などの書状(小林久蔵→柳沢所左衞門) 大日 当秋田方不熟のため破免検見照い方につき廻状(那中代源蔵→三ツ井村他一〇村村々名主衆) 七日 当秋田方不熟のため破免検見照い方につき廻状(那中代源蔵→三ツ井村他一〇村村々名主衆) 中につき破免出願の存意問合せ状(金左衞門・仁兵衞→柳沢所左衞門) 古野一神の会合日時・場所変更の廻文(五郎兵衞新田名主→牧布施村他七村名主) 当年田方不作ではあるが破免出願する程ではない旨などの書状(高野町村高見沢庄左自村および近隣村々の破免検見出願言志の有無などにつき回答状(高野町村高見沢庄左自村および近隣でされた礼状(入布施村田中七郎右衞門→和沢所左衞門) 古藤門→柳沢所左衞門) 古藤門→柳沢所左衞門) 古藤中山・柳沢所左衞門) 古藤中山・柳沢所左衞門) 古藤中山・柳沢所左衛門) 「神沢所左衛門)・石郎兵衛新田名主神沢所左衛門) 古藤中山・柳沢所左衛門) 古藤中山・柳沢所左衛門) 「神沢・佐衛門)・石郎兵衛新田名主神沢所左衛門)・石郎兵衛新田名主神沢所左衛門)・石郎兵衛新田名主神沢所左衛門)・石郎兵衛新田名主神沢所左衛門)・石郎兵衛が大衛門)・石郎兵衛が大衛門・石郎兵衛門)・石郎兵衛が大衛門)・石郎兵衛が大衛門)・石郎兵衛が大衛門・石東京の神沢の大衛門)・石郎兵衛門・石郎兵衛門・石田・一大衛門)・石郎兵衛門・石田・一大衛門・石田・一大衛門・石田・一大衛門・石田・一大衛門・石田・一大衛門・石田・一大衛門・石田・一大衛門・石田・一大衛門・石田・一大衛門・石田・一大衛門・石田・一大衛門・石田・一大衛門・石田・一大衛門)・石郎兵衛門・石田・一大衛門・石田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田	五月二五日 石代について役所へ上申につき出向要請などの廻状(郡中代浪蔵) 一大月九日 年貢皆済差障りのため村民手鎖・宿預けにつき金子持参命令状〔平賀役所→五郎兵衛新 一大月二三日 立冬石代の日延べ願いのため村民手鎖・宿預けにつき金子持参命令状〔平賀役所→五郎兵衛新 一大月二日 が得税取調べにつき書とげ方などの書状〔柳沢所平→役場詰合〕 七月五日 地方税・儲蓄などの記載方依頼状〔柳沢所平→役場詰合〕 七月五日 地方税・儲蓄などの記載方依頼状〔柳沢所平→役場詰合〕 七月二日 当秋田方不熟のため破免検見願い方につき廻状〔郡中代源蔵→三ツ井村他一〇村村々名 上月二日 一個大記とび一次のため破免検見願い方につき廻状〔郡中代源蔵→三ツ井村他一〇村村々名 上第二日 一個大部よび近隣村々の破免検見願い方につき廻状〔郡中代源蔵→三ツ井村他一〇村村々名 主衆〕 「八月二七日 「一十の会合日時・場所変更の廻文〔五郎兵衛新田名主→牧布施村他七村名主〕 八月二七日 「一十の会合日時・場所変更の廻文〔五郎兵衛新田名主→牧布施村他七村名主〕 八月二七日 「一十の会合日時・場所変更の廻文〔五郎兵衛新田名主→牧布施村他七村名主〕 八月二七日 「一十の会合日時・場所変更の廻文〔五郎兵衛新田名主→中の施門」 九月二日 「一十の会合日時・場所変更の廻文〔五郎兵衛新田名主→中の施門」 九月二日 「日村田・場所を衛門」本の、「一本ので、「一本ので、「一本ので、「一本ので、「一本ので、「一本ので、「一本ので、「一本ので、「一本ので、「一本ので、「一本の一本ので、「一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一

状

`	0	租	科
9	C		

	149	С	租	移	É																		
	至0三	三〇五	西0	至00	四九九	=			四九八		四九七		四九六	四九五	九四		四九三	四九二	四九一	四九0		四九	
	一一月三〇日	一一月二九日	一一月二一日	一一月一四日	一一月一二日	一一月七日		一一月七日			一一月五日		一一月四日	一一月三日	一〇月二六日		一〇月一〇日	一〇月九日	一〇月三日	一〇月朔日		閏九月二九日	九月二九日
施村他二村村々名主〕	石代直段高直のため皆済金半納出願につき所存問合せの廻状〔五郎兵衛新田名主→牧布	皆済金半納年延べ出願への同調依頼状〔高野町村三組名主→柳沢所左衛門〕	年貢米六駄の送り状〔相浜村平八→原新田所左衛門〕	酉年貢銀一朱判一〇両の包紙〔五郎兵衛新田納人所左衛門〕	年貢上納方依頼状〔桜井新田臼田万吉→柳沢所左衛門〕	小作人よりの取立てについての相談依頼状	衆	畑石置米願い再願提出後の成行きなどにつき書状〔所左衛門他一名→五郎兵衛新田同役		二村組合最寄村々名主〕	安石代出願可否問合せ状〔中之条村つちや与惣左衛門→柳沢所左衛門・伊藤五郎兵衛他	左衛門〕	自村も増取立てで上納することを入両村へ伝える旨などの書状〔入ふせ村名主→柳沢所	杢右衛門出役の際に仮免状ももらってきてほしいとの書状〔→所左衛門他一名〕	田方仮免状引渡し日時の通達廻状〔中之条局→三ツ井村他一○村役人〕	田所左衛門〕	検見取箇に関し内談するようにとの御内意につき出向要請状〔郡中代源蔵→五郎兵衛新	年貢皆済年延べ不許可につき取立て方など指示の書状	破免検見日延べ願書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他二名→木村董平中之条役所〕	当酉取箇仮免状配付につき中之条への出張要請廻状〔役所→五郎兵衛新田他八村村役人〕:	衛門)	増米一件について存じ寄りを述べた書状〔沓沢新田橋詰佐右衛門→入布施村田中七郎右	年貢減免などの願書提出につき廻状〔弥右衛門→小平村他六村〕
状		状	状	状	状	状	状			状		状		状	状	状		状	状	状	状		状

	酉年貢目録覚		五四
	酉年貢金請取通〔宮巻小兵へ→原新田村名主三左衛門〕	子年四月二一日	프
	申成箇二納分勘定目銀		至
	辰年貢取立調方差詰調書		吾
	卯年貢取立納方差詰調書		再三0
	寅仮免状		五九
	寅年貢覚		三八
	丑年貢皆済目録(破損甚大)		五十
	小市納丑年貢皆済目録〔未新田名主又兵衛〕	嘉永六年一二月	五六
	夫銭仮割金など取立証	一二月	五五
所左衛門〕	皆済延期出願などについての書状〔岡部弥右衛門→柳沢所左衛門〕	二月	五四
	年貢米代金支払証〔御馬寄和泉屋小左衛門〕	一二月二四日	五三
	年貢二番納送り状〔市左衛門→弥五右衛門〕	一二月一八日	五二
	立替金差引き覚		=
	門)		
【小宮山村七郎左衞門→五郎兵衞新田名主所左衞	立冬一件の立替金を弁済する旨の書状〔小宮山村七郎七	一二月一六日	_
			五
〔牧布施村名主→五郎兵衛新田名主所左衛門	皆済金は納入者に預け置く旨などの書状(牧布施村名主	一二月一六日	五〇
	藤右衛門納小市分丑年貢皆済目録〔未新田名主又兵衛〕	一二月一四日	五0九
〔戸長役場→柳沢所平〕	地方税第二期触当切符誤筆につき増加分支払い要請状一	一二月一〇日	吾
	丑年貢過納分受取〔御馬寄村市左衛門→三左衛門〕	極月一〇日	五0五
〔中之条瀬左衛門→五郎兵衛新田組合村々名主〕	年貢上納日延べについての内意通達状(中之条瀬左衛門	一二月二日	吾只
(所左衛門)	年貢三納分・夫銭などの支払い覚〔土屋伝左衛門→柳沢所左衛門〕	一二月朔日	五0至
	年貢籾金差引き覚〔平作→所左衛門〕	一月	五〇日

西三	蓋	盃	五四0	=		歪	吾	至三	吾	포	吾园	五三	吾	프	墨	亳九	=		_	兲	至	弄	至
			一〇月二九日																				
免直し請書	検見の節の茶代支払い証〔三□村名主→五郎兵衛新田所左衛門〕	定免につき代官所諸役人へのお礼の覚	検見のお礼に関する書状〔入布施村名主→五郎兵衛新田役人〕	自村は当田方破免出願を見合せる旨の書状〔七郎兵衛→柳沢所左衛門〕	自村および近村の田方破免出願の風聞を知らせる書状〔七郎兵衛→柳沢所左衛門〕		凶作のため小前一同への申諭不能につき滅免再願書	冷害につき年賦上納を年延べにしその分を極難者の手当にしたい旨の願書	定免季明けにつき再定免願書	定免季明けにつき再定免願書	破免檢見願書〔佐久郡一八村惣代六郎右衛門他一名→役所〕	天候不順につき破免検見願書	田方遺作につき減免願書	村方難義につき廻米免除願書(後欠)	廻米免除願書	廻米免除願書(後欠)	絵図	代)	栗田・井戸・沢山三ヵ所の年貢上納ならびに大助往還役に関する覚〔名主・与頭・百姓		田方貢但・諸掛りなどの覚	酉戌亥三ヵ年見出し金調書	酉年貢目録
状	状	状	状	状	状		状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	絵図	状			状	状	状
_	_	_	_	_	_		_	_	_	_	_	Ξ	_	_	_	_	_	_			_	_	_

五四四

〔桜井新田名主→五郎兵衛新田名

寅本途・口米直段および寅一一月安石願いの入用控 春石代は前々通り郷蔵詰にしてほしい旨 0 願

寅御救石代受分・下知分書上

安石代後わり金書上

吾 五

年貢買継金証文(雛形)

本途・小物成などの書付 寛永八年から文化元年までの割付状調書

本途・小物成・口米などの書付 断

信州郡別本途・口米書付

至 풒 歪

五郎兵衛他三名の田租などの書付

平作・吉左衛門分高・納米などの書付 所左衛門の米納高覚書

納米の覚

納米の覚

茂右衛門納高の覚

至 至

籾および石代差引き覚

税金領収証 々国役金・法会国役金などの書上 租領収証 〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→柳沢信哉

年貢金納の際の米直段につき願書(後欠) 柳沢所平の田地反別 〔五郎兵衛新田村収入役伊藤叔三→池田 ·地価 地租書上

御馬寄分・矢嶋分ほかの納

めも

のの取計い方願書

〔五郎兵衛新田柳沢所平→役場詰合衆〕

状状状状状状状状状状状状 状 状

播種量・面積などの書付

郷屋敷補修用材木代金などの書付 二納取立て不足分書付 戌の未進高などの書付 字名別籾量書付 字言過方書付

横横横横横横状状

_ _ _ _ _ _ _ _ _

D 村

宝	79	三	Ξ	=	10	九		八	+	六	五	29	Ξ	_		_	番文 号書
享保二年二月晦日	正徳六年二月	正徳三年	元禄一三年二月二八日	元禄一一年極月一五日	元禄九年正月一七日	元禄九年正月一一日		元禄八年六月一〇日	貞享四年三月	天和三年八月四日	延宝八年極月一一日	(寛文一三年)正月二九日	寛文七年一〇月	寛文五年九月二三日		寛永一一年二月五日	年代
鹿穴僧御開帳につき村境であやつり芝居を興行することわりの一札〔御馬寄村佐五右衛	村高・家数・人数・寺数・村入用などの書上〔五郎兵衛新田名主三左衛門他八名〕	五郎兵衛新田村の高・家数・人数・寺数・村入用などの書上〔三左衛門他五名〕	行倒れ人の人品所持品書上〔名主・長百姓→青山瀬兵衛他一名〕	郷中金借用証文〔三左衛門他五名〕	村小遣い金に詰り金子預り証文〔原新田村預り主三左衛門他三名→大田部村伊左衛門〕	村小遣い金に詰り金子預り証文〔原新田借人三左衛門他二名→大田部村伊左衛門〕	衛門他三名)	おまつ・弥次右衛門夫婦合よければ半四郎方へ指越す旨の手形〔八左衛門他一名→三左	林についての取極めが近年我尽につき再議定書〔伊平次他八九名→市 四郎兵衛〕	金子預り証文〔御米やと神谷仁左衞門→惣代次左衛門・八郎兵衛〕	三左衛門名主役就任につき組頭連名定書〔八右衛門他七名〕	ロ 左太夫方に侵入した乞食につき申ロ〔五郎兵衛新田左太夫・名主武右衛門〕	人馬付送りなどの諸役免除願書〔名主・惣百姓→代官〕	原新田へ剪った材木の覚〔沓沢村甚太郎他三名〕	市川五郎兵衛〕	矢嶋新田役義については参内・じん御番等の公儀のこと以外は免許の達書〔渡辺武夫→	文 書 名
闸	状	状	状	状	状	状	状	工 .	状	状	状	状	状	状	状	1	形態
	_	_	_			_	_		_	_	_	_	_	_	四		数量

状	水帳他諸書類請取〔名主弥五右衛門他五名→三左衛門〕	享保一七年二月四日	三
状	親不孝の者取調べにつき詫状〔福寿院他二名→名主衆〕	享保一六年八月一四日	高
状	弥五右衛門へ名主役任命願書〔五郎兵衛新田名主三左衛門他八名→平賀役所〕	享保一五年一二月	売
状	茶屋扶持米請取〔矢嶋原新田弥兵衛他二名→五郎兵衛新田名主衆〕	享保一三年九月一七日	둣
状	権蔵身代金請取〔水内郡山上原村氏右衛門他一名→弥五右衛門〕	享保一二年二月二七日	ᆕ
状	う一札〔五郎兵衛新田又六他五名→高野町役所〕		
	三左衛門の名主役継続願書に連印しなかった一件内済につき惣連判書付に連印したとい	享保九年八月	六
状	病身につき名主退役願書〔五郎兵衛新田名主三左衛門→高野町役所〕	享保九年八月	宝
状	してほしい旨の惣百姓連判願書		
	年貢上納金・諸役指引きなど名主に迷惑をかけないようにするので今後も名主役を継続	享保八年	园
状	郷林取立てにつき村議定書〔村中〕	享保八年二月	=
状	戸田孫七郎知行所莚田郡郡符村庄屋新平〕		
	急病死人双方立会い取置証文〔大草太郎左衛門支配五郎兵衛新田庄屋三左衛門他六名→	享保七年九月九日	圭
状	田清蔵→大草太郎左衛門支配所五郎兵衛新田名主・年寄〕		
	病死人久六の死骸は五郎兵衛新田で埋葬してくれるようにとの依頼状〔戸田孫七郎内岩	享保七年九月九日	=
状	衛新田庄屋・年寄〕		
	家来久六が五郎兵衛新田地内で急病死した際世話になったことの礼状〔庄屋新平→五郎	享保七年九月八日	10
状	書〔五郎兵衛新田庄屋三左衛門他六名→高野町役所〕		
	村内の茶屋で美濃国莚田郡石原村の久六が急病につき医者を呼んだが病死したという届	享保七年九月八日	元
状	書〔庄屋新平→五郎兵衛新田庄屋・年寄衆〕		
	美濃国莚田郡郡符村庄屋新平用水出入のため江戸へ出府する際家来久六急死につきロ上	享保七年八月八日	元
状	伊勢官祭りの日どり・宮修復などの定書〔三右衛門他三○名→三左衛門他七名〕	享保四年一二月	Ŧ
状	年中村入用割合の覚〔名主・組頭・百姓代〕	享保三年一〇月	六
状	門他二名→五郎兵衛新田村名主・年寄〕		

	状	浅岡彦四郎役所〕			
		宇右衛門・伝兵衛帰国後異変し組頭役継続につき取放し願書〔名主弥五右衛門他五名→	寬保二年一〇月	空	
_	状	組頭役取上げ出入につき願書〔五郎兵衛新田名主弥五右衛門他五名→平賀役所〕	寬保二年一〇月	空	D
_	状	五右衛門)			13
		定免請書を一帳連印にせず別紙連印にする旨の断り書〔組頭字右衛門他二四名→名主弥	寬保二年九月二二日	夳	
	状	組頭役取上げという裁許に従わず宇右衛門・伝兵衛我儘につき願書(下半分欠)		=	
_	状	門他一名→浅岡彦四郎役所〕			
		用水堰大破につき出入のため奉行所へ出頭している役人両人の帰村許可願書〔与五右衛	寛保二年八月	_	
				台	
	状	→浅岡彦四郎役所〕			
		大出水のため用水大破につき出府中の村役人帰村許可願書〔百姓惣代与五右衛門他一名	寛保二年八月	五	
_	状	組頭給・百姓代給につき願書〔名主弥五右衛門他三名→奉行所〕	寛保二年八月	兲	
	状	名主役高引き等に関する双方申口の届書	寛保二年八月	푸	
Ξ	状	諸役給減給等をめぐる出入の裁許請証文(下書共)〔訴訟人字右衛門他九名→奉行所〕	寛保二年八月	兲	
=	状	諸役給減給等をめぐる出入の裁許請証文〔宇右衛門他九名→奉行所〕	寛保二年八月二七日	歪	
_	状	村入用諸夫銭割合帳の写の書上	寛保二年四月	蓋	
_	状	平賀役所〕			
		先裁許に従わず宇右衛門・伝兵衛・佐左衛門我儘につき願書〔名主弥五右衛門他五名→	寛保二年四月	프	
_	状	五郎兵衛新田弥五右衛門他一名〕			
		江戸表へ箱訴したことの吟味を取下げてくれるよう上申してほしいという一札〔三人→	寛保二年正月一八日	吾	
_	状	両人の組頭役取上げ願書〔勘兵衛他一〇八名〕			
		組頭宇右衛門・伝兵衛の村方諸役減給願いに対し従来通りにしてほしい旨の願書および	寛保元年	五	
_	状	権左衛門および同人縁類持高書付	(寛保元年)	吾	
_	状	名主給籾についてお尋ねにつき返答書〔名主弥五右衛門代忰吉弥他二名→塩尻役所〕	寬保元年一一月	四九	

		士	ェ	10		六	五.		24	=	_		究		交		空			至		六四	
		一寛保三年三月二一日	寛保三年二月) 寛保三年二月	<u>.</u>				P-4	一一月二五日	一寛保三年三月	(寛保二年)			寛保二年一二月		- 寛保二年一二月		、 寛保二年一二月	第保二年一二月二〇日		寛保二年一〇月	
	田名主・組頭・惣百姓〕	組頭役退役に不服の宇右衛門・伝兵衛の申口〔江戸本所石原町宿木村彦七→五郎兵衛新	先裁許に従わず宇右衛門・伝兵衛我儘につき組頭役取上げの再願書〔→浅岡彦四郎〕	宇右衛門・伝兵衛が先裁許を守るように下知してほしい旨の願書	吉左衛門吟味の手掛りになる書付を宇右衛門の忰の七五郎が所持しているという書付	名主・組頭の非法箱訴状の断簡	捨状に関する上申書	ほしいとの願書	村方諸役給については一七年以前惣百姓立会相談の上取極めた定書の通りに仰せつけて	決着をつけるために支配役所への同道出頭要請状〔字右衛門・伝兵衛→弥五右衛門〕	先裁許の通り宇右衛門・伝兵衛の組頭役取上げ願書〔名主弥五右衛門他七名→奉行所〕	宇右衛門・伝兵衛との出入につき再吟味願書		岡彦四郎役所〕	宇右衛門・伝兵衛に一味した百姓も不服従につき下知願書〔名主弥五右衛門他五名→浅	弥五右衛門)	宇右衛門・伝兵衛差障りのため遅延の用水堰人足賃割合願書〔市左衛門他百余名→名主	弥五右衛門他五名→平賀役所〕	宇右衛門・伝兵衛が依然として組頭であると主張しかつ諸勘定に障るにつき願書(名主	姉夫の喜兵衛死去につき跡式相続の一札〔茂田井村八三郎→五郎兵衛新田善兵衛他一名〕	三名→奉行所〕	宇右衛門・伝兵衛帰国後先裁許に従わず我儘につき願書(下書共)〔名主弥五右衛門他	
7	状		状	状	状	状	状	状		状	状	状		状		状		状		状	状		
	_									_		_		_		_		_		_			

_	状	三郎他三名→役人衆〕			1
		徳兵衛屋敷より文之丞屋敷までの間の潰れていた道路を明けてほしいとの願書(願人伊	明和八年二月	20	59
	状	村内で行倒れた乞食の死骸の埋葬依頼状〔病死人彦右衛門女房誰→五郎兵衛新田役人衆〕:	明和七年八月二日	仌	ע
_	状	袖乞彦右衛門病死につき埋葬願書〔病死人彦右衛門女房ふり〕	明和七年八月二日	仌	个当
_	状	他四名〕			
		平賀村惣社八幡宮祭礼の踊狂言諸道具出入曖済口証文〔噯人五郎兵衛新田名主所左衛門	明和四年九月朔日	수	
	状	百姓武四郎行方不明につき注進状〔名主所左衛門他三名→平賀役所〕	(明和三年)五月一一日	仌	
_	状	返答書〔五郎兵衛新田組頭返答人源蔵→平賀役所〕			
		組頭役・百姓名前相続一件で太左衛門他一名から訴えられたことについてお尋ねにつき	宝曆一二年三月	全	
_	状	三名)			
		本百姓名前・厄介・抱身分および組頭役勤方につき取替証文〔扱人御馬寄村弥兵衛他一	宝曆一二年三月	益	
_	状	〔藤兵衛他四名〕			
		源蔵と市左衛門の本百姓名前出入解決につき双方から請取った金子の扱人への下付願書	宝曆一二年三月	全	
_	状	郷林・百姓林の維持方に関する惣百姓取極め証文〔金兵衛他四九名→名主・組頭〕	宝曆一二年三月	仝	
_	状	自分抱の兄長助を名主抱にしてほしい旨の願書〔小左衛門→名主・組頭〕	宝曆一二年二月	二	
_	状	平賀役所〕			
		村入用・伝馬役・廻米その他お尋ねにつき上申書〔五郎兵衛新田名主・与頭・百姓代→	宝曆一一年四月	合	
_	状	〔中原小百姓惣代政五郎他三名→百姓代衆〕			
		勘兵衛の組頭役退役願いは理由のないことで今後このような願いをしないという詫状	宝曆九年二月一一日	芄	
_	状	→所左衞門〕			
		名主役引渡しに際し助郷役勤方定書焼失の顚末の村役人立会いの一札(三左衛門他七名	宝曆七年一二月	夫	
_	状	名主三左衛門病身につき所左衛門へ跡役依頼願書〔重次郎他一○三名→組頭・百姓代〕	宝曆七年一二月	丰	
_	状	宇右衛門・伝兵衛の組頭御免追訴状	(寛保三年)	夫	
_	状	組頭役勤方の取極書〔伝左衛門他三名→名主・組頭衆〕	寬保三年一二月	宝	

土	明和八年二月	屋敷を文之助に売渡した際東添の村中通路七尺程は除いて売ったという返答書〔伴右衛	
		門→名主・組頭〕	
卆	明和八年二月	村方通路を先年の通りに戻すことの請書〔徳兵衛他二名→名主・与頭〕 状	
空	明和八年三月	徳兵衛屋敷より文之丞屋敷までの間の潰れていた村方通路の巾明け願いを村へ相談せず	
		自分達だけで訴えたことの詫状〔佐左衛門他三名→名主・組頭〕 状	
九四	明和八年三月	家作をしてしまったので五年後に居屋敷東添えの道を村中通路として明渡す旨の証文	
		〔文之助他一名→名主・組頭衆〕 状	_
空	明和八年三月	居屋敷東添えの道を村中通路として明渡すという証文〔半右衛門→名主・組頭衆〕 状	_
六			
	明和八年四月一〇日	下原地内にて猿舞し風のもの病死の届書〔五郎兵衛新田名主・与頭・百姓代→平賀役所〕状	
=	明和八年四月一〇日	病死の甲州上手村猿舞し仲右衛門の後処遇引請証文〔望月宿仲右衛門定宿弥助→五郎兵	
		衛新田名主·組頭〕	
=	明和八年四月	仲右衛門の遺品の請取〔望月宿仲右衛門定宿弥助→五郎兵衛新田名主・組頭〕 状	
174	明和八年四月	猿舞し仲右衛門の遺品の請取〔望月宿仲右衛門宿弥助→名主・与頭〕	
五.	(明和八年)六月二四日	弥助への猿引渡し方につき書状〔柳沢六弥→柳沢所左衛門〕 状	
六	明和八年六月	猿引請証文〔望月宿仲右衛門定宿弥助→五郎兵衛新田名主・与頭〕	
卆	明和八年四月一一日	巨摩郡上手村の中右衛門が猿引商売で五郎兵衛新田村にやってきて煩い村民の世話にも	
		かかわらず病死したことを見届けた旨の書状〔甲州辺見筋駒(巨摩)郡宮村金左衛門→五	
		郎兵衛新田名主・組頭〕	
六	明和八年一一月	夫食・無尽などに関する百姓定書(前欠)〔源右衛門他二八名〕 状	
九九			
_	明和八年一二月	長百姓名跡相続につき組抱え除き願い承知の請書〔角右衛門他一名→甚五右衛門他一名〕状	
=	文化四年四月	半兵衛・文之丞縺合一件内済につき願い下げ依頼状〔半兵衛他二名→名主・与頭・組合〕状	
=	文化九年二月	文之丞の長百姓相続による名前書かえ願いを半兵衛が滞らせた一件の済口証文〔半兵衛他	

_	一00九 八七 六 玉四	明和九年四月 文化九年四月 文化九年四月 文化九年四月 文化九年四月
九八七		文化九年四月文化九年四月
	8 丸	文化九年四月
	_	明和九年一一月
	=	
_	101	安永四年三月
=	9	安永九年九月
_	皇	天明二年七月
_	8	天明三年三月
	2	
-	呈	天明三年三月
	음 옷	
	로 무	天明三年一二月一二日
_	兄	
	_	天明四年閏正月

=		脇差の特長覚	状
0			
_	(天明四年)五月二七日	繁八大病につき庄蔵宅で預っている旨の書状〔江戸三川丁四町目八兵衛店桜井庄蔵→八	
		幡宿柳沢条助他一名〕	状
=	天明四年五月	借金証文〔三川丁三町目上総屋借主半蔵他二名→三川屋又兵衛〕	状
三	天明四年六月朔日	江戸稼ぎ奉公の繁八病気一件留	縦
껃뼥	(天明四年)六月八日	飛脚銭受取〔三丁目清七→五郎兵衛新田忠七〕	状
Æ.	(天明四年)六月九日	病中無心したことの礼状〔掛川繁八→柳沢所左衛門〕	状
六	(天明四年)六月九日	繁八は全快したが未だ帰国できず諸入用が不足していることにつき書状〔江戸下吉二町	
		目小川半兵衛→柳沢所左衛門〕	状
七	(天明四年)六月一〇日	繁八は全快したが帰国の意志はなく江戸で家業したいというので忠七だけ帰国する旨の	
		書状〔江戸神田権七→柳沢所左衛門〕	状
八	天明四年六月	江戸表にて繁八病気につき飛脚賃など借用証文〔金預り主藤兵衛後家他二名→名主・組	
		頭)	状
ナロ	天明四年七月	繁八難病につき所持の家屋敷売渡し証文〔家屋敷売主藤兵衛後家他二名→名主・組頭〕	状
10	天明四年七月	家屋敷借請証文〔家屋敷借主藤兵衛後家他四名→名主・組頭〕	状
=	天明四年七月	江戸表にて繁八病気につき飛脚賃など借用証文〔金借用主惣右衛門他二名→名主・組頭	
		衆〕	状
Ξ	天明六年五月	彦四郎家出の役所への注進延引願書〔彦四郎抱親源右衛門他四名→名主・組頭〕	状
Ξ	天明六年一一月	類焼の申分・焼失物など無いので役所への注進免除願書〔類焼人文之丞他四名→組親〕	状
三	天明八年七月	無届けで木戸を立てたことの詫状〔伝次郎他一名→佐久郡五郎兵衛新田所左衛門他二名〕	状
_	寛政元年一〇月	三太夫抱定右衛門家出につき注進書〔五人組三太夫他六名→名主・与頭〕	状
五	寛政元年一〇月	三太夫抱定右衛門家出につき尋ね方などの請書〔五人組三太夫他六名→名主・与頭〕	状
二	寛政元年一〇月	定右衛門田畑小作年貢引負家出につき親類・五人組納所請証文〔三太夫他九名→名主・	

, .	 Z9	三		三		Ξ	등	二九		三	八	七	六	五		四		=	=	_	=	
1 1 3 -	寛政三年一二月	寛政三年一〇月		寛政三年一〇月		寛政三年一〇月	寛政三年二月	寛政二年三月		寛政元年一一月一三日	寛政二年八月五日	寛政二年七月一五日	寛政二年六月	寛政二年六月		寛政元年一二月一三日		寛政元年一一月一三日	寛政元年一〇月	寛政元年一〇月		
	祖父次郭右衛門居屋敷跡式相続を伯父半兵衛が来春当地に登るまで日延べ願書〔安之丞名→野村八蔵中之条役所〕	平五郎と組頭伝右衛門との口論一件内済につき吟味御免願書〔下越村名主善兵衛他一三	衛門→五郎兵衛新田所左衛門他一名〕	村方百姓平五郎が自分に対して理不尽に雑言した一件内済につき一札〔下越村組頭伝右	組名主・組頭衆〕	組頭伝右衛門ほかに対して法外の働きをしたことの詫状〔下越村百姓平五郎他一名→両	明神前殿瓦葺き請負証文〔請負人吉兵衛他一名→名主・組頭〕	本百姓名前譲渡証文〔譲渡主源右衛門他二名→多仲〕	孫兵衛〕	百姓三太夫抱水吞小作百姓仲右衛門家出・行方不明につき上申書(後欠)〔仲右衛門伯父	三太夫抱水吞百姓仲右衛門久雕願済みにつき請書〔伯父孫兵衛他七名〕	欠落の仲右衛門の久離願い聞届け書	家出の仲右衛門久離願書〔仲右衛門伯父孫兵衛他四名→野村八蔵中之条役所〕	家出した仲右衛門の久離上申願書〔仲右衛門伯父孫兵衛他二名→名主・与頭〕	中之条役所〕	三○日限り尋ねの仲右衛門いまだ行方不明につき注進書〔仲右衛門伯父孫兵衛他三名→	所)	三○日限り尋ねの仲右衛門いまだ行方不明につき注進書〔伯父孫兵衛他三名→中之条役	家出の仲右衛門の引負処分方親類・五人組引請状〔仲右衛門伯父孫兵衛他四名→役所〕	仲右衛門家出につき注進書〔伯父孫兵衛他四名→野村八蔵中之条役所〕		与頭)
状	状		状		状		状	状	状		状	状	状	状	状		状		状	状		状

4 三	宝 寛政五年四月	歩役を勤めない又右衛門ほか六人の吟味願書〔所左衛門他三名→広瀬伊八郎中之条役所〕	状	_
16 _	三、 寛政五年四月	心得違いの百姓吟味につき同心の輩でない旨の証文〔宇右衛門他一三一名〕	状	_
1=1	+ 寛政六年正月一二日	村方出火の際の加勢に対する礼状〔岩尾村与頭半兵衛他一名→五郎兵衛新田名主衆〕	状	_
듯	~			
	一寛政七年一二月	聟庄之助と熟縁につき持参金で質地請戻し庄之助に渡す旨の証文〔願人銀右衛門他一名		
		→名主所左衛門〕	状	
	二 寛政一二年	聟庄之助と熟縁につき持参金請取〔五郎兵衛新田庄之助養父銀右衛門他一名→落合村仲		
		右衛門)	状	
三	九			
	一寛政九年九月二六日	村内で介抱中の病人忠五郎帰国希望の注進状〔所左衛門他三名―蓑笠之助中之条役所〕	状	_
	二 寛政九年一〇月一〇日	病人忠五郎帰国につき継送り依頼状(案文共) [名主所左衛門他二名→宿々・村々役人衆];	状	三
	三寛政九年一〇月一〇日	貯旅用員数ならびに継道人足帳〔越中国婦負郡天池村忠五郎〕	横	
I WO	0 寛政一〇年三月	本人幼年につき本百姓名前引受証文〔庄兵衛→次右衛門〕	状	
Ξ	_			
	一寛政一〇年三月	組下の忠七他三名の組替願いに異論のない旨の一札〔五兵衛→名主所左衛門〕	状	_
	二 寛政一〇年三月	五兵衛組下を離れ所左衛門組下になるにつき一札〔忠助他三名→名主所左衛門〕	状	
I H	三 寛政一一年九月	鎮守本社屋根葺替え請負証文〔葺大工平八→名主所左衛門〕	状	
	三 寛政一二年三月	本百姓名前質入一件落着につき一札〔清左衛門→組合衆〕	状	_
一三四	四 寛政一二年極月	名主他村役人への隠居勧告の落書	状	_
=	臺 享和元年七月	村明細書(前欠)〔名主所左衛門他九名→蓑笠之助中之条役所〕	状	
_	三 享和二年七月	御普請役による村高・家数・人別・貯夫食など改めにつき窺書〔名主所左衛門他二名→		
		蓑笠之助中之条役所〕	状	
=	· 클			
	一 享和二年一〇月一一日	中原東境地物貰病死埒入用人足帳〔立会〕	横	

Ħ	月月月月一十日	一 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三
→男谷彦四郎中之条役所〕 →男谷彦四郎中之条役所〕 →男谷彦四郎中之条役所〕	では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	日 行倒人入用金支払い添状〔御馬寄村名 両村役人立会にて行倒女埋葬につき取 郷中金借用証文〔借用主徳右衛門他二 五郎兵衛新田開発の訳お尋ねにつき上 郷林・明神林槙木買請証文〔買請主平 郷林・明神林槙木買請証文〔買請主平

三三	文化一四年一〇月六日	病式こつぎ名主木殳顔ハおよび弥殳壬命顔書「名主木殳顔人所左衛門→男谷ぎ四郎年貢金割賦を取立てたく帰村願書〔名主所左衛門他三名→男谷彦四郎中之条役所〕名→男谷彦四郎中之条役所〕
四四	(文化一四年)	名主跡役・組頭跡役の取決め方につき甚右衛門と多蔵の我儘のため差縺れているという条役所〕
一五	(文化一四年)	名主所左衛門退役後の跡役取極め一件お尋ねにつき上申書上申書
四里	文化二年二月	八名→恩田新八郎中之条役所〕 名主所左衛門老衰につき忰弁吉を所左衛門と改名のうえ跡役任命願書
	文化二年二月	名→恩田新八郎中之条役所〕 開発の訳・市川五郎兵衛一五○石持領の訳などお尋ねにつき上申書
一	文化四年八月	勘左衛門の長百姓名前相続一件は取極め成立につき願書下げ願い御中金借用証文〔借用主万之丞他二名→名主・与頭〕
四型	(文化五年)七月二七日	五郎兵衛新田で行倒れた清本道心の遺体処分依頼状(下書共)主・与頭)
		名→五郎兵衛新田名主圧左衛門・他役人衆〕
一門	文化六年正月	百姓代退役・跡役任命願書〔退役願勝次郎・跡役願忠内他八名→恩田
一四九	文化六年二月	之条役所〕 之条役所〕
一五0	文化六年二月	百姓代退役・跡役任命願書〔退役願勝次郎他九名→恩田新八郎中之条役所
蓋	文化六年二月	所〕 「百姓代勝次郎跡役を忠内へ任命願書〔長百姓惣代市右衛門他五名→恩田百姓代勝次郎跡役を忠内へ任命願書〔長百姓惣代市右衛門他五名→恩田
至	(文化六年二月)	忠内・源左衛門・善兵衛・吉左衛門封印
三	文化六年一二月	出火したが書物等の紛失はないので役所への届延引願書

	i			
	_	文化九年二月一〇日	水吞百姓次右衛門家出につき注進書〔親類庄右衛門他四名→稲垣藤四郎中之条役所〕	状
	=	文化九年二月一〇日	次右衛門の家出の事情上申および三○日限り尋ね請書〔親類庄兵衛他四人→稲垣藤四郎	
			中之条役所〕	状
	三	文化九年二月	次右衛門家出につき注進書〔名主所左衛門他六名→稲垣藤四郎中之条役所〕	状
	四	文化九年三月	次右衛門家出一件尋ね届書控〔親類万右衛門他四名→稲垣藤四郎中之条役所〕	縦
	五	文化九年三月	帰村命令に対する承諾書〔富右衛門→役人・組合〕 状	V.
	弄	文化一〇年正月	組頭退役・跡役任命願書〔退役願人与五右衛門他三八名〕 状	V.
	至	文化一一年二月	一七石役高抜け分を請取り御役を勤めてほしいという長百姓中一札〔長百姓〕 状	V .
	兲	文化一一年一〇月四・五	当村通行中に煩った尾州船頭父子の村送りによる帰国許可歎願書〔名主所左衛門他二名	
		日	→男谷彦四郎中之条役所〕	V.
	一	文化一一年一〇月七日	当村通行中に煩った尾州船頭父子を宿村送りにすることの添書〔名主所左衛門他二名→	
			宿々・村々問屋・名主〕	<i>V</i> *
	一台	文化一一年一〇月	村送りによる帰国取計いに対する感謝状〔尾州名古屋犬山町二丁目源蔵・同人忰伝兵衛	
			→五郎兵衛新田村役人〕	<i>V</i> *
	云	文化一二年四月	郷中金借用証文〔借用主吉右衛門他二名→郷中金世話人所左衛門〕 状	V *
	三	文化一二年八月三日	村方諸勘定出入裁許の請書(前欠) 〔佐久郡八部村百姓惣代安左衛門他一六名→奉行所〕 状	
	三空	文化一二年一二月	郷中金借金証文〔借用主団次郎他一名→名主・与頭・百姓代〕 状	
	一六四	文化一二年一二月	郷中入用につき借金証文〔借用主名主所左衛門他三名〕 状	
	一空	文化一二年一二月	郷中金借用証文〔吉右衛門他一名→名主・与頭・百姓代〕 状	
77	六	文化一三年六月	所左衛門死去につき忰金弥に名主跡役任命願書〔百姓代弥左衛門他八名→弥五右衛門〕 状	
ט	空			
107	_	文化一三年八月	勝屓沢郷林上木御払いにつき買請証文〔与頭吉左衛門他二名→名主・与頭・百姓代〕 状	•
	=	文化一三年八月	鄉林上木書付〔惣役人立会〕	•

吾

_	植	家田の源五右衛門の行方尋ね方留書「組務三左衛門他二名→役元」	文政二年一○月二三日~	72
• -	七			ı
_	犬			
		源五右衛門家出一件諸入用ならびに売掛滞り金済方引請状〔源右衛門他五名→名主・組	文化(政カ)二年九月	三
_	状	条役所〕		
		源五右衛門家出の注進状ならびに尋ね方請書〔親類源右衛門他一○名→男谷彦四郎中之	文政二年九月	=
_	状	家出の源五右衛門の尋ね方ならびに売掛滞り調べ方引請状〔組合惣代政吉他二名→役元〕4	文政二年九月一五日	_
				三
_	状	宥益の久離帳外の請書	文政二年八月	=
_	状	郎中之条役所〕		
		尋ね日限になっても茂兵衛忰宥益の行方が知れない旨の届書〔茂兵衛他六名→男谷彦四	文政二年八月一二日	
				一宝
	状	奉公人請状〔引請人伝左衛門他一名→名主・組頭〕	文化一五年二月	一古
_	状	急死の御師下男の埋葬方につき願書〔願人宿三太夫他二名→役元〕	文政二年二月二二日	一主
_	状	定使給籾代金の請取〔当人伊八他一名→所左衛門〕	文化一四年三月	三
_	状	五郎兵衛新田村開発の経緯等お尋ねにつき上申書〔五郎兵衛新田→芝田茂助・桜沢仙八〕4	文化一四年三月	士
_	状	柴田茂助他一名〕		
		大造りの人足重役を勤め大小百姓が困窮しているという上申書(前欠) (五郎兵衛新田→	文化一四年三月	140
=	状	下郷大野田芝地開発願いにつき村議定書(下書共)〔名主所左衛門他九名〕	文化一三年	一究
_	状	山開き延引を要求して百姓代に悪口雑言の平蔵宥免願書〔平蔵親万蔵他四名→役元〕 4	文化一三年一〇月	六
二	状	郷林上木代金覚	三③文化一五年三月二八日	<u>=</u>
_	状	郷林上木代金請取覚	三②文化一四年一二月二八日	<u>=</u>
_	状	役元) 4		
		郷林上木買請につき出金方延引の一札・郷林上木代金請取〔山惣代与惣右衛門他三名→	⑤文化一五年三月	<u>=</u>

· —	. 7	니		四		=		=	_	吉	丰	四	三		\equiv	=	10	九	八	七	六		五
文政三年正月				文政三年六月		文政三年六月		文政二年一二月	文政二年一二月		文政二年一二月		文政三年四月		文政三年四月	文政三年三月	文政三年三月	文政二年一二月	文政二年一二月	文政二年一二月	(文政二年)一〇月		文政二年一〇月
祖頭引替り出入入費引請証文〔当人忠伪他六名→名主・組頭・百姓代〕			忠太他七名→名主・組頭・百姓代〕	一八〇日限り尋ねの言之助いまだ行方不明につき役所への届け提出依頼状〔言之助親字	名→男谷彦四郎中之条役所〕	家出の言之助尋ね日限切れにもかかわらず行方不明につき届書〔言之助親宇忠太他一〇	百姓代)	言之助家出につき役所への届け提出依頼状(下書共)(願人宇忠多他七名→名主・与頭・	言之助家出につき注進書〔言之助親宇忠太他一六名→男谷彦四郎中之条役所〕		無高百姓字忠太忰言之助家出の届書〔言之助親字忠太他一六名→男谷彦四郎中之条役所〕	源五右衛門の借金返済方覚	家出の源五右衛門帰住許可願書〔名主所左衛門他一○名→男谷彦四郎中之条役所〕	姓代〕	役所への源五右衛門帰住許可願い提出方依頼書〔親類源右衛門他四名→名主・組頭・百	家出の源五右衛門帰村につき上申書〔名主所左衛門他九名→男谷彦四郎中之条役所〕	家出の源五右衛門帰村につき役所への届方願書〔源右衛門他四名→名主・組頭・百姓代〕	源五右衛門借金済方配分帳〔組合又右衛門他五名→貸方衆〕	家出の源五右衛門の借金返済方につき願書〔組親三左衛門他五名→名主・組頭・百姓代〕	源五右衛門畑家諸道具代金借用方取調べ帳〔組親三左衛門他五名→名主・組頭・百姓代〕	源五右衛門身上調べ帳〔親類・組合立会〕	代	源五右衛門所持畑ならびに家諸道具取調べ帳〔親類源右衛門他五名→名主・組頭・百姓
状	7		状		状		状		状		状	横	状	状		状	状	横	状	横	横	横	
	•		_		_		=		三		_	_	四	=		_	_	_	三	-	_	_	

(学政三年)二月 - 1	一至文政	元 文政	一 文政	一	一	一全文政	一会 文政	四文政	三文政	二 文政	一(文	一全	一公文政		一全 文政	仝 文政	二 文政	五文政	四文政	三(文	二 (文	一文政	合
替り出入入費請負証文(当人多蔵他五名→名主・組頭・百姓代) 替り出入入費請負証文(当人多蔵他五名→名主・組頭・百姓代) 替り出入入費請負証文(当人多蔵他五名→名主・組頭・百姓代) 替り一件内済につき書状(佐次右衛門→柳沢所左衛門) 出役銭差出し日の延引願書(古平忠内→柳沢所左衛門) 出役銭差出し日の延引願書(古平忠内→柳沢所左衛門) 出行。 大正書左衛門他一名→五郎兵衛新田役元) たて宗出の忠弥の行方不明につき届書(親類又助他一名→村役人衆) 大田書(親友郎 中之条役所) 忠弥の尋ね日限切れにつき届書(忠弥弟又助他一名→荒井平兵衛中之条役所) 忠弥の尋ね日限切れにつき届書(忠弥弟又助他五名→党元) 出につき届書提出方依頼書(上部欠損)(願入又助他五名→党元) 出につき届書提出方依頼書(上部欠損)(願入又助他五名→党元) 一定の書は、 一定の書は、 一定の書は、 の書は、 ののまは、 ののなは、 ののなる。 ののな			一〇年正月八	一〇年正月八	九年一	一二月九	以一年六月	以八年九月	八	以八年五月一五日	政八年)三月		以六年正月		以六年正月	<u>以</u> 四年二月	<u>以</u> 三年七月七日	<u> </u>	<u> </u>	政三年) 二月二四日	政三年)二月二二日	<u> </u>	
状 状状状状状状状状状状状状状状状状状状状状状状]	・跡役任命願書〔組頭休役願人伊右衛門他一三名→荒井平兵衛中之条役所〕	方請書〔惣代紋兵衛他一名→荒井平兵衛役所〕	届書〔親類願人紋兵衛他八名→荒井平兵衛中之条役所〕	つき孫の塩名田宿恒吉に組頭役後見任命願書〔願主忠内→役元〕	女房を村内に居住させることの世話依頼状〔当人源左衛門他一名→所左衛門〕	〔三ツ井村名主茂右衛門他二四名〕	の忠弥の尋ね日限切れにつき届書〔忠弥弟又助他八名→荒井平兵衛中之条役所〕	忠弥の尋ね日限切れにつき注進依頼書〔忠弥弟又助他五名→名主・組頭〕	の忠弥の行方不明につき届書〔親類又助他一名→荒井平兵衛中之条役所〕	〔願人又助他四名→役元〕		百姓代休役および跡役任命願書〔与頭休役願人武兵衛他三四名〕		五郎兵衛が三ヵ村開発の功として一五○石拝領したことなどの口上書	〔下県村人主善左衛門他一名→五郎兵衛新田役元〕	〔源左衛門→役元〕	〔当人忠内他一名→村役人衆〕	〔願人多蔵他六名→村役人衆〕	し日の延引願書〔古平忠内→柳沢所左衛門〕	頭引替り差縺れ一件内済につき書状〔佐次右衛門→柳沢所左衛門〕	〔当人多蔵他五名→名主・組頭・百姓代〕	
	1/	八	扒	扒	扒	扒	扒	扒	朳	扒	八		扒	状		状	状	状	状	状	状	状	

_ - 5		YOL	ini	三0至	100	101	101	101	100		一九九		一		一卆		一类	一		一		一九三
天保一三年三月		天保一二年		天保一二年一二月	天保八年一二月	天保三年二月九日	天保二年四月	(文政)	文政一三年一二月		文政一三年七月一一日		文政一三年七月八日		文政一三年七月八日		文政一三年七月七日	文政一二年一一月		文政一二年八月		文政一一年三月
岩村田鼻顔稲荷神楽料神納証〔岩村田世話人→五郎兵衛新田〕	史	諏訪本社再建の寄附金受取〔和田宿世話人遠藤佐左衛門→五郎兵衛新田名主・役人・郷		親丈助跡式の相続願書〔願人宗左衛門→役元役人衆〕	百姓名前譲渡証文〔譲渡主忠助他一名→所左衛門〕	役所への出火届の宥免願書〔当人岩次郎他一名→役元〕	出火の役所への注進延引願書(下書共)〔当人又市他一名→役元〕	倹約に関する村議定書の写上申書〔名主所左衛門他四名→荒井平兵衛中之条役所〕	郷中入用につき借金証文〔名主所左衛門他九名→八幡宿仙左衛門〕	類角蔵他一名→五郎兵衛新田役元〕	参宮途中病死の市五郎をその村に仮埋めのまま差置きたく依頼状〔上州甘楽郡恩賀村親	五郎兵衛新田役元〕	参宮途中病死の市五郎仮埋めにつきこの後の取計い依頼状〔恩賀村親類与三郎他一名→	远	参宮途中病死の市五郎を自分墓所へ仮埋めした旨の一札〔九左衛門伜菅太郎他一名→役	役人衆〕	参宮途中病死の市五郎の仮埋め依頼状〔上州甘楽郡西牧恩賀組頭源重良他一名→原新田	諏訪宮屋根替え注文手形〔諏訪久保村屋根師吉之丞他一名→柳沢所左衛門〕	代	鎮守祭礼物置建築につき諸入用・世話方引請状〔仁右衛門他一一名→名主・組頭・百姓	之条役所〕	市川五郎兵衛知行所の訳お尋ねにつき返答書〔名主所左衛門他二名→井上五郎左衛門中
状	状			状	状	状	状	状	状	状		状		状		状		状	状		状	
_	_			_	_			_		_		_							_		_	

四 天保一四年一二月	郡中諸入用割賦受取〔郡中代源蔵→五郎兵衛新田名主衆〕	状	
玉 天保一五年三月	永代太々神楽への奉納金神納証〔佐久郡山田村世話人〕	状	_
六 (天保一五年)三月	太々神楽講金寄附の受取〔山田村役元→原新田村郷中〕	状	_
ゼ 天保一五年一二月	郡中諸入用割賦受取〔郡中代源蔵→五郎兵衛新田名主衆〕	状	
八 弘化三年八月	近年偽僧入込みにつき規定一札〔上州慈上寺役僧秀応→五郎兵衛新田村役人〕	状	
九 安政三年一二月	去一一月より当一〇月までの郡中諸入用割賦・江戸表地震お伺い入用割など受取〔中之		
	条村先郡中代与惣左衛門他一名→五郎兵衛新田名主衆〕	状	
10 文久二年一二月	郡中諸入用割賦受取〔中之条村郡中代太右衛門→五郎兵衛新田名主衆〕	状	
二 文久三年一二月	郡中諸入用割賦受取〔郡中代太右衛門→桜井新田名主衆〕	状	
三 文久三年一二月	郡中諸入用割賦受取〔郡中代太右衛門→五郎兵衛新田名主衆〕	状	
三 慶応元年一一月一五日	御陣内稲荷宮永代太々神楽奉納金受取〔中之条神主小宮山丹後他一名→五郎兵衛新田小		
	平忠内他一名〕	状	
一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	五郎兵衛新田亥川々国役金請取〔甘利八右衛門手代河野曾十郎〕	状	-
一 子年一二月	郡中諸入用割賦受取〔郡中代太右衛門→五郎兵衛新田名主衆〕	状	
六 卯年一一月一四日	寅国役金請取〔石井勝之進手附岩佐幸兵衛→五郎兵衛新田〕	状	_
一 辰年一一月一四日	卯国役金請取〔石井勝之進手附岩佐茂十郎→桜井新田〕	状	
六 巳年一一月一四日	桜井新田辰川々国役金受取〔森孫三郎手代木村森助〕	状	_
元 巳年一二月八日	当巳郡中諸入用割賦受取〔郡中代瀬左衛門→五郎兵衛新田名主衆〕	状	
三0 午年八月二九日	住持代替につき寄附金寺納証〔上州慈上寺役僧→五郎兵衛新田村役人〕	状	
三 午年八月二九日	穀代料寺納証〔上州慈上寺役僧→五郎兵衛新田村役人〕	状	_
三 午年一〇月晦日	坂木忠右衛門への払い分受取〔中之条瀬左衛門→所左衛門〕	状	
三 午年一一月一四日	五郎兵衛新田去巳川々国役金受取〔木村董平手代桑山圭助〕	状	_
云 午年一一月一四日	桜井新田去巳川々国役金受取〔木村董平手代桑山圭助〕	状	
宝 午年一一月一六日	五郎兵衛新田午年分返納金受取証〔蓑笠之助手代森規三郎〕	状	

四九	四八	四七	四六	盟	盟 亥年	三 亥年一	三 戌年	四 酉年	四 西年	元 酉年	 一 申 年	亳 申年	三 申年	臺 申年	三 申年	三 未年	三 未年	三 未年	三 0 未年	元 午年	六 午年	岩 午年	吴 午年
				二月	亥年一一月	- 一月	-一一月一四日	-一二月八日	- 一月二〇日	- 一月二〇日	一二月	一一月一五日	- 一	- 一	- 一月一四日	-一一月一四日	-一一月一四日	-一一月八日	- 一一月八日	-一二月八日	- 一二月八日	- 一 月	- 一月
当辰御伝馬宿入用米覚	当卯御伝馬宿入用米覚	沓沢新田他四村の百瀬様一条の分金額留書	屋根一駄継送り状〔望月宿問屋久左衛門→所左衛門〕	当一一月分郡中割受取〔郡中代嘉十郎→五郎兵衛新田名主衆〕	五郎兵衛新田戌川々国役金受取〔甘利八右衛門役所河野曾十郎〕	桜井新田戌川々国役金受取〔甘利八右衛門役所河野曾十郎〕	五郎兵衛新田去酉川々国役金受取〔安藤伝蔵役所増田繁七郎〕	郡中諸入用割賦受取〔先郡中代与惣左衛門→五郎兵衛新田名主衆〕	五郎兵衛新田酉年納国役金受取〔安藤伝蔵役所増田繁七郎〕	桜井新田酉年納国役金受取〔安藤伝蔵役所増田繁七郎〕	桜井新田川々国役金去未年分受取〔大原左近手附百瀬進八〕	御囲籾受取〔沓沢新田名主源吉他一名→五郎兵衛新田役人衆〕	五郎兵衛新田去未川々国役金受取〔木村董平役所桑山圭助〕	桜井新田去未川々国役金受取〔木村董平役所桑山圭助〕	中仙道千曲川往還橋当年入用割受取〔下県村所左衛門→五郎兵衛新田名主衆〕	御馬寄橋請負賃受取〔下県村所左衛門→五郎兵衛新田名主衆〕	五郎兵衛新田去午川々国役金受取〔木村董平手代桑山圭助〕	当未郡中入用受取〔郡中代嘉十郎→五郎兵衛新田名主衆〕	去午年牢屋出役御用宿入用受取〔郡中代嘉十郎→五郎兵衛新田名主衆〕	当午年賄代金受取〔中之条人宿瀨左衛門→所左衛門〕	郡中諸入用下げ金差引残金受取〔中之条村先郡中代名主瀬左衛門→五郎兵衛新田名主衆〕	五郎兵衛新田巳国役金受取〔蓑笠之助手代森規三郎〕	桜井新田巳国役金受取〔蓑笠之助手代森規三郎〕
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状
_	_		_	_	_	_	_			_	_	_	_	_	_	_	_		_	_	三		_

	状	門他八名→鈴木大太郎中之条役所〕			
		所左衛門・弥五右衛門両人のうちへ取締役を仰せつけてほしい旨の願書〔百姓代喜右衛	嘉永五年二月二九日	二九	
	状	役所〕			
		病気につき組頭休役・跡役任命願書〔組頭休役願人茂兵衛他一三名→鈴木大太郎中之条	嘉永五年二月二九日	六	
	状	他八名→鈴木大太郎中之条役所〕			
		名主所左衛門隠居につき忰弥吾吉を所左衛門と改名のうえ跡役任命願書〔組頭三左衛門	嘉永五年二月一九日	===	
	状	郷木上木買請証文〔買主半右衛門他四名→役元〕	嘉永三年一二月	二六	
	状	百姓名前譲渡証文〔名前譲主清四郎他一名→所左衛門〕	嘉永三年六月	三五	
	状	郎中之条役所〕			
		病気につき組頭休役・跡役任命願書(下書共)〔組頭休役願人伝次郎他一三名→鈴木大太	嘉永三年二月		
_	状	条役所〕			
		病気につき組頭休役・跡役任命願書〔組頭休役願人伝左衛門他一三名→川上金吾助中之	弘化五年三月	=	
	状	忰弥吾吉の名主役見習い代勤願書〔願人名主所左衛門他一○名→川上金吾助中之条役所〕	弘化三年三月	=	
	状	上金吾助中之条役所〕			
		老年につき名主役見習いとして忰弥吾吉の代勤許可願書〔願主名主所左衛門他九名→川	弘化三年三月	Ξ	
	状	組頭両人交代願書〔名主所左衛門他九名→川上金吾助中之条役所〕	弘化三年二月	110	
	状	〔当人半七他三名→役元〕			
		灰屋より出火して隣家薪木小屋まで類焼したが役所への注進は延引してほしい旨の願書	天保一四年八月二一日	105	
	状	自分持元徳右衛門家の出火につき役所への注進免除願書〔当人文之丞他二名→役元〕	天保一三年八月二一日	흣	
	状	山ニテ依田市左衛門)			
		勘左衛門跡相続人取もつれ一件につき問合せ状〔名主柳沢所左衛門他一名→会津浦生銅	六月九日	=	
_	状	一名			
		勘左衛門死去につき長百姓名前一時預り証文〔一札差出主彦太郎他一名→親類弥四郎他	天保一三年四月	_	174
				104	1

-	音くにミニー		
			犬
<u>=</u>	嘉永五年二月	老衰につき忰弥吾吉に跡役任命願書〔名主所左衛刊他九名〕	伏
=	嘉永五年二月	組頭休役•跡役任命願書(下書共)〔組頭休役願人茂兵衛他一三名→鈴木大太郎中之条役所〕	状
二四	嘉永五年	名主所左衛門老衰につき忰弥吾吉を所左衛門と改名のうえ跡役任命願書	状
三宝	嘉永六年二月	組頭死去につき跡役任命願書〔組頭縫右衛門死去につき跡役願人伊左衛門他一二名→鈴	
		木大太郎中之条役所〕	状
듳	嘉永六年極月	百姓名前譲渡証文〔譲渡主金弥他二名→伊三吉〕	状
==	嘉永七年八月	郷中入用金借用証文〔名主所左衛門他九名〕	状
츳	安政四年正月	長百姓名前譲渡証文〔名前譲渡主重郎右衛門他二名→所三郎〕	状
壹	安政四年六月	家出の女子引取証文〔上州安中宿引取人駒四郎他一名→五郎兵衛新田幸右衛門〕	状
==	安政五年二月	病気につき組頭休役・跡役任命願書〔組頭休役願人伊左衛門他一三名→森孫三郎中之条	
		役所〕	状
三	文久元年五月一七日	物貰人行倒れにつき届書〔役人惣代名主所左衛門他二名→木村董平中之条役所〕	状
三	文久四年二月二四日	組頭休役・跡役任命願書〔組頭休役願人藤兵衛他一六名→甘利八右衛門中之条役所〕	状
臺	元治元年八月一八日	郷林風折根返り木買請証文〔木買主縫右衛門他六名→役元〕	状
三	元治元年八月	若者仲間縺合一件以後治らないので利解申聞せ願書〔世話番文右衛門組親兼組頭願人文	
		之丞他一八名→甘利八右衛門中之条役所〕	状
壹	元治元年八月	若もの共縺合一件訴訟差控え願書〔藤兵衛他一二名→役人〕	状
崇	元治元年八月	組合内でのつきあいはばかり出入の訴訟費用の親類・組合引請状〔嘉兵衛忰甚助他一五	

一五一

		名→役元〕	状
=	元 元治元年八月	村睦み合に関し出許の諸入用引請状〔文右衛門他一二名→役元〕	状
三	元治元年八月	若者仲間縺合一件吟味願書〔組親兼組頭願人文之丞他一六名→甘利八右衛門中之条役所〕状	11
듶	元治二年三月一六日	病死の妹を妙香院廟所へ埋葬につき一札〔平井村助市→五郎兵衛新田役人〕	状
III0	J		
	一 元治二年三月一六日	妙香院地内で病死した妹の同院内への埋葬依頼状〔平井村助市→五郎兵衛新田役人〕	状
	一 元治二年一二月一六日	妙香院地内にて妹死去につき院内への埋葬依頼状〔平井村助市→五郎兵衛新田役人〕	状
_	一 子年一一月	賊徒の武田伊賀らの首級持参者は褒賞する旨の通達状〔官軍隊長〕	状
29	子年一二月一三日	越州敦賀御固京都御固衛方の大名・人数の書上〔飛驒郡代高柳小三郎支配所南条郡鋳物	
		師村名主彦左衛門〕	状
_	五 丑年正月一三日	恒例の村代参初穂神納証〔福島鳥羽大夫役人→柳沢所左衛門〕	状
-4.	○ 丑年正月二〇日	役所廻状などの受取〔桜井新田名主喜三郎→名主所左衛門〕	状
	· 丑年正月二二日	日延べ出願の惣代引受状〔入布施村名主金右衛門→名主所左衛門〕	状
F	八 丑年正月二五日	出張役人らの休泊予定を知らせる中之条よりの廻状到来につき心得のため知らせる書状	
		〔三ツ井村名主→牧布施村・五郎兵衛新田名主〕	状
	丑年正月二六日	三ヵ村割勘定仕直し差額返却の添え状〔春日村藤次郎→名主所左衛門〕	状
	① 丑年三月一〇日	野火番廻札受取〔御馬寄村名主→五郎兵衛新田名主〕	状
	一丑年三月一三日	助郷惣代よりの廻状受取〔相浜村〕	状
_	一 丑年四月二日	宿方よりの廻状受取〔相浜村〕	状
=	三 丑年四月六日	触書受取〔相浜村役元〕	状
79	五年四月八日	人馬触れ受取〔相浜村〕	状
=	五 丑年四月八日	人馬触れ受取〔相浜村〕	扒
	· 丑年四月二三日	助郷廻状受取〔助郷惣代→五郎兵衛新田名主〕	状
<u>.</u>	七 丑年四月二六日	人馬触〔八幡宿問屋・年寄〕	状

_	状	やしま久保野火消参加者名前書	四月三日	兲	1
_	状	駄賃などの覚〔芳右衛門→五郎兵衛新田役元〕	三月二八日	壱	
_	状	日時通知状〔相はま名主伝兵衛→名主所左衛門〕	三月一九日	킂	D
_	状	日数繰上げにつき請取役人出張依頼状〔相浜村名主伝兵衛→五郎兵衛新田名主所左衛門〕4	三月一一日	壸	4.3
_	状	主所左衛門〕			
		先日役所出役の際当村の役務を引受けてくれたことへの礼状〔桜井新田名主喜三郎→名	三月九日	긆	
_	状	書類送付などへの礼状〔役元→杢右衛門〕	三月八日	薑	
_	状	宿方よりの廻状受取〔相浜村〕	三月五日	三	
_	状	甘利八兵衛手附の先触れ受取〔本新町村名主七左衛門〕	二月二八日	三	
	状	先触れ受取〔本新町村名主→五郎兵衛新田名主〕	二月二八日	0	
_	状	〔桜井新田名主喜三郎→名主所左衛門〕			
		明日は御勘定様の御普請所見分のため役所へ出かねるので当村宗門帳など上納依頼状	二月二七日	元	
	状	沓沢新田助太郎への教諭方依頼状〔山新田より高柳進右衛門〕	二月二三日	六	
_	状	触書中の誤字訂正の通知状〔入布施村名主→五郎兵衛新田名主〕	二月一三日	旱	
_	状	宗門人別調べにつき増減通達依頼状〔役元→役中〕	二月一二日	云	
_	状	皆済日延べ日限など通知状〔入布施村名主→名主所左衛門〕	正月二九日	亖	
_	状	御囲穀預り人印形失念につきこの者へ引渡し依頼状〔杢右衛門→役元〕	正月二七日	四四	
_	状	村伊藤五郎兵衛→取締役柳沢所左衛門〕			
		風聞通り浪士どもが上州一宮辺を佪巡している旨を知らせてくれたことへの礼状〔春日	正月二六日	亖	
_	状	貯穀改めの役人廻村につき諸心得通知状〔役元→役人〕 4	正月二六日	亖	
_	状	役所廻状のことなどにつき日延べ願い出役依頼状〔桜井新田重右衛門→名主所左衛門〕 4	正月二〇日	\equiv	
_	状	御馬寄一件は詫状で内済となった旨の報告状〔三人→役元〕	正月一四日	===	
_	状	直右衛門様よりの廻状受取〔桜井新田名主→名主〕	正月二日	九	
_	状	人馬触〔八幡宿問屋・年寄→五郎兵衛新田名主〕	丑年四月二六日	六	

																				11	O
	皇	=	_		置		三四		<u></u>	四九	鬥	四七		哭	四五	79 79	豐	四	四	E O	三九
(慶応)三年七月匹日	慶応三年二月	慶応二年一一月	慶応二年八月		慶応二年三月		慶応二年三月		元治二年三月		二四日	一二月一六日		一月二〇日	九月一四日	八月一〇日	五月二日	四月二〇日	四月二〇日	四月一九日	四月一四日
目武蔵屋宅柳沢所左衛門〕 出府中の所左衛門へ盆までには帰村してほしい旨の書状〔柳沢所三郎→江戸馬喰町二丁	役・跡役任命願書〔百姓代退役願人喜右衛門他一六名→松本直一郎中之条役所〕	郷中林風折木買請証文〔郷林折木買主御馬寄村又左衛門他一名→五郎兵衛新田役人〕	郷林風折木買請証文〔風折木数買主九郎兵衛他一名→役元〕	他九名→甘利八右衛門中之条役所〕	名主所左衛門多忙につき忰所三郎の名主見習役任命願書〔五郎兵衛新田百姓代喜右衛門	上申書〔取締役依田源四郎他一○名→甘利八右衛門中之条役所〕	取締役依田源四郎が村役人と同席で御用村用を勤めることを聞届けてくれるようにとの	→役元〕	郷林風折木の伐採買請について心得違いがあったことの詫状〔仲間惣代縫右衛門他四名	越前敦賀より中山道板橋まで男首継送り方達書〔玄蕃他一名〕	往還普請仕方などにつき通知状〔最寄役人→役元〕	忠内への問い合せ依頼状〔直右衛門→役元〕	衛門→名主所左衛門・同役衆〕	浮浪の徒追捕の諸役人通行につき継立人馬差出し方会合の旨通知状(桜井新田名主重右	助郷方一件にて出役のところ伺い済みにつき帰村の旨通達状〔所左衛門→役人〕	先触れ受取〔牧布施名主→五郎兵衛新田名主〕	慶応と改元の中之条役所よりの触書の通知状〔役元→役人〕	宗門帳送付に対する礼状〔沓沢新田伊藤清左衛門→名主柳沢所左衛門〕	日限につき馬士鑑札取集め提出要請状〔役元→役人〕	役所廻状受取〔桜井新田名主→五郎兵衛新田村名主〕	去冬出張の際のもてなしの礼金の受取礼状〔野沢かめ屋三五郎→役元〕
状	状	状	状	状		状		状		状	状	状	状		状	状	状	状	状	状	状
	_	三	-			_				_		_			_	_	_	_	_	_	

																						10	V
四回	\equiv		\equiv	=	10		九	八	七	六		五	79	\equiv	=		_	===0		莹	奏		幸
							明治七年一一月	明治七年一〇月三一日	明治七年一〇月二八日	明治七年九月三〇日		明治七年九月一一日	明治七年八月	(明治七年八月二日)	明治七年一月		明治六年六月二一日			明治六年五月二三日	明治六年二月		明治六年二月二六日
市川四郎兵衛分一筆限り田畑高反別などの書上	耕地麁絵図	作	次男に田地を分与して分家させたく願書〔第四大区六小区佐久郡五郎兵衛新田柳沢所	縁付·死去等増減人別書付	次男に田畑を分与して分家させたく願書〔願人戸塚竹次郎→長官〕	大区三小区扱所からの回答	高柳武兵衛次男仁作の戸籍に関する五郎兵衛新田からの問合せとそれに対する東京第九	徴兵入営のための交通費請取〔第四大区小六区副戸長依田源四郎→長野県佐久郡出張所〕	徴兵出立届〔第四大区小六区五郎兵衛新田桜井元吉他四名→長野県参事楢崎寛直〕	村名取調べ清書への調印方など依頼状〔第四大区会所→四・五・六小区扱所〕	他[名]	加籍届書〔第四大区六小区五郎兵衛新田第三四番地柳沢所平他一名→副戸長依田源四郎	引渡し書類目録	四小区協議概則などの綴	戸籍懸事件証印留〔戸長柳沢所平〕	令立木兼善〕	元郷蔵敷地取調べにつき差上書控〔第九区佐久郡五郎兵衛新田戸長柳沢所平→長野県権		権参事楢崎寛直〕	村方鎮守祭礼に際し芝居興行許可願書〔五郎兵衛新田願人農井出直兵衛他二名→長野県	医師吉田良悦の学歴届書〔彦右衛門→権令〕	他一名)	村内児童への習字などの教師書上〔五郎兵衛新田百姓代生駒銀次他二名→区長木内源太
縦	綴	状		状	状	綴		状	縦	状	状		縦	綴	縦	縦			状		状	状	
_	_	_		_	_	_		_	_	_	四		_	_	_	_			_		_	_	

	九 明治八年二月二日		ハ 明治八年一月七日	ゼ 明治七年九月一九日	六 明治七年九月一九日		10 明治七年七月九日		歪 (明治七年)七月九日	四 明治七年七月六日		三 (明治七年)七月六日	二 明治七年七月六日	一 (明治七年)五月二七日	二六四	三 明治七年四月二三日	三三 明治七年四月一〇日	云 明治七年一月三一日	九	六 明治六年二月二日	一七	7	玉
衛新田村用掛〕	去年分の妙光院への死者埋葬届提出要請などの書状(追書共)〔第四大区副区長→五郎兵	新田用掛〕	要用につき明治五年の御用留貸与依頼状〔第四大区六小区副戸長依田源四郎→五郎兵衛	郷中監視学校見廻り人発途につき出張先心得書〔副戸長→村用掛代議人〕	郷中監視学校見廻り人発途につき出張先心得書〔副戸長→村用掛代議人〕	々戸長副〕	近々区制改正につき書類取調べ方についての廻状〔第九区正副区長→御馬寄村他五村村	村々戸長副)	区長が当分副区長の職務を兼帯する旨の廻状〔第九区副区長小平八郎→御馬寄村他五村	第百六拾五号布告の写し配布の廻状〔第九区副区長→八幡村他四村村々戸長副〕	戸長副〕	区画そのほか改正につき村入費帳など提出要請廻状〔第九区副区長→八幡村他四村村々	蚕種掃立済み原紙の取調べ書提出要請廻状〔第九区副区長→八幡村他四村村々戸長副〕	営繕入費代納方につき出金要請状〔副区長小平八郎→五郎兵衛新田戸長〕		説教世話方人選の取計い方伺書〔戸長柳沢所平他三名→長野県参事楢崎寛直〕	伝染病で死失の牛無い旨の届書〔戸長柳沢所平他二名→長野県参事楢崎寛直〕	村吏給割帳・村費調書差出し日限通知の回章〔区長木内源太→御馬寄村他五村戸長副〕	区画改正条例	出生米代価取調べ書〔五郎兵衛新田役人→長野県出役川崎定次〕	土地丈量方法などの留書	区画改正旧村吏廃止にともなう旧書類の引渡し方につき上申書	次男に田地を分与して同族柳沢弥惣次跡相続させたく願書〔願人柳沢所作〕
状		状		状	縦	縦		縦		状	状		縦	状		状	状	状	縦	縦	綴	縦	縦
二		_			_	_		_		_	_		_	_		_		_	_		_	_	

	一○ 戌年一○月二八日	徵兵届書受取〔長野県下第四大区会所→六小区扱所〕	状	
10.	二 八月三日	村用掛代議人撰挙入札取極め方につき書状〔小六区副戸長依田源四郎→戸長副〕	状	_
	三八月二〇日	村用掛の月番制を指示する書状〔六小区副戸長→五郎兵衛新田村用掛代議人〕	縦	
	三八月三一日	村用掛届書提出督促状〔六小区扱所→五郎兵衛新田戸長副〕	状	
	一 九月三日	戸籍帳など必要につき送付依頼状〔副戸長→五郎兵衛新田村用掛〕	状	_
	一至①九月六日	村用掛の月番順の届出要請状〔六小区副戸長→五郎兵衛新田村用掛代議人〕	状	_
	一型九月七日	五郎兵衛新田代議人への出頭要請状〔六小区扱所→村用掛〕	状	_
	二、 九月一〇日	徴兵取調べにつき用談したく出頭要請状〔小六区扱所→五郎兵衛新田村用掛〕	状	_
	一志①九月一四日	村用掛の月番取極め方につき書状〔副戸長依田源四郎→村用掛代議人〕	状	_
	一七②九月一六日	徴兵下調べ書の件につき出頭要請状〔六小区扱所→五郎兵衛新田村用掛〕	状	_
	一六 九月一六日	徴兵人当の件につき下県まで出頭依頼状〔副戸長→五郎兵衛新田村用掛〕	状	_
	元 九月二三日	徴兵召出通達につき先取調べ届書に清水五助が記載されていたか否かの問合せ状〔副戸		
		長→村用掛〕	状	_
	三 九月二四日	徴兵につき申達しあるにより出頭要請状〔六小区扱所→五郎兵衛新田村用掛〕	状	_
	三 九月二六日	徴兵の不参者に同道のうえ出頭要請状〔五小区副戸長木内所一郎→六小区副戸長依田源		
		四郎他一名〕	状	_
	三 九月二八日	月番主任詰所取極め方につき書状〔第四大区小六区扱所→五郎兵衛新田村用掛代議人〕	状	-
	三 一〇月五日	落合村民よりの人参一件についての訴願につき出頭要請状〔六小区扱所→五郎兵衛新田		
		村用掛〕	状	_
	一〇月七日	八幡社においての説教への出頭聴聞要請状〔小六区副戸長→村用・代議・世話人〕	状	_
	壹①一〇月一〇日	至急の用談につき出頭要請状〔小六区扱所→五郎兵衛新田高柳武兵衛他一名〕	状	
	二片②	書式清書持参要請状〔小六区扱所→用掛り〕	状	
	⇒ 一○月一三日	居村より東京までの里程書出し方につき書状〔学校所→用掛〕	状	
	元 ○月一五日	明日四大区会所へ差出す候補人名の書上〔副戸長→五郎兵衛新田村用掛〕	状	

一〇月二六日 各村諸入費取調べ方につき相談のための出頭要請状〔小六区扱所→五郎兵衛新田村用掛 状明治七年八月一二日 四國改正につき村内一同入札で村用掛三名を選出した届書〔五郎兵衛新田旧村吏〕 状明治七年八月一二日 四國改正につき村内一同入札で村用掛三名を選出した届書〔五郎兵衛新田村根沢又右衛門他四名〕 状明治七年八月一八日 村用掛届書〔根沢又右衛門他四名〕 状明治七年八月一八日 村用掛届書〔根沢又右衛門他四名〕 状明治七年一〇月四日 御囲穀貯穀預り人請印帳など三帳の請取〔第四大区小六区副戸長→五郎兵衛新田旧村吏〕 状明治七年一〇月二七日 田畑売買奥印留帳などの受取〔第四大区小六区副戸長→五郎兵衛新田旧村吏〕 状明治七年一〇月二七日 相畑売買奥印留帳などの受取〔第四大区小六区副戸長→五郎兵衛新田旧村吏〕 状明治七年一〇月二七日 おれずすることの限知状〔第四大区小八区副戸長→五郎兵衛新田旧村吏〕 状明治七年一〇月三七日 おれずすることの限知状〔第四大区六八区副戸長→五郎兵衛新田旧村吏〕 状明治七年一〇月二七日 おおばいための出頭要請状〔第四大区小六区副戸長→五郎兵衛新田旧村吏〕 状明治七年一〇月二七日 おおばいまで、第四大区小六区副戸長→五郎兵衛新田旧村吏〕 状明治七年一〇月二七日 おおばいまで、第四大区小六区副戸長→五郎兵衛新田旧村吏〕 状明治七年一〇月二七日 おおばいまで、第四大区六八区副
状状状 状状 状状状 状状状

4	二	_	10	九	八	七		六		五		四	=		=		_	二宝		品品		그나	
明治一〇年三月七日	明治一〇年三月七日		明治四二年一一月二二日	明治四二年一月一一日	明治四一年一二月	明治四一年一二月一四日		明治四一年一一月三〇日		明治一〇年		明治一〇年	明治一〇年五月一六日		明治一〇年二月		明治一〇年二月			明治一〇年一月一一日		明治九年一一月一五日	
改正費などの受取(五大区五小区下中込用懸)	村費仮割受取〔五大区五小区下中込用懸〕	柳沢家由緒書下書	柳沢家由緒書留など送付の添状	書類送付依頼承諾への礼状〔春近村原新田区小林禎吉→柳沢康造〕	事業失敗により井筋関係書類送付遅延の詫状〔→小林禎吉〕	かねて依頼の書類送付一件諾否通知依頼状〔春近村原新田区小林禎吉→柳沢所三郎〕	区小林禎吉→柳沢所三郎〕	郷土資料編纂につき原新田井筋に関する書類写の送付依頼状〔上伊那郡東春近村原新田	所三郎→長野県権令楢崎寛直〕	長野県下信濃国佐久郡小平新田再興由来書〔北第七大区五小区佐久郡五郎兵衛新田柳沢	所平→長野県権令楢崎寛直〕	長野県下信濃国伊奈郡甲斐沼原新田由来書〔北第七大区五小区佐久郡五郎兵衛新田柳沢	伊那郡貝沼原新田・佐久郡五郎兵衛新田由来書〔柳沢所平〕	所平→長野県権令楢崎寛直〕	長野県下信濃国伊那郡甲斐沼原新田由来書〔北第四大区六小区佐久郡五郎兵衛新田柳沢	楢崎寛直〕	伊那郡貝沼原新田由来書〔北第四大区六小区佐久郡五郎兵衛新田柳沢所平→長野県権令		依頼副状〔柳沢所三郎→市川四郎兵衛〕	年甫の賀詞および長野県地誌編集布達につき当村開墾尽力の次第上申したく処置方報知	→長野県巡査北第四大区屯所〕	村内にて旅行者が発病し容態悪化につき届書〔北第四大区六小区五郎兵衛新田用掛九名	県権令楢崎寛直)
状	状	状	状	状	状	状	状		縦		縦		綴	縦		縦			状		状		状
_		九	=	_	_	_	_		_		_		_	_		_			_		_		_

意 吉	明治一〇年五月一一日	て、「身のでではは、後輩に近り、「京のでは、「おり、「おり」である。 古他八名) 古の八名) おり でいき でいき でいる でいき でいき でいき はいい はい
츳	明治三〇年四月二九日	愛宕祭入用覚〔→柳沢康造〕
호	明治四〇年四月二四日	五郎兵衛新田村基本財産金円使用など議定につき参事会への参集要請状〔北佐久郡長渡
		部秀之丞→北佐久郡参事会員〕
긒	明治四〇年九月二日	尋常科正教員講習会へ出席者手習金給与などにつき組合村会召集告知書〔南御牧村
		郎兵衛新田村組合長南御牧村長依田音蔵→組合村会議員柳沢康造〕
云	大正一三年一二月二二日	上原区民力涵養に関する規約〔上原区〕
긒	大正一五年六月八日	開村三〇〇年記念祭執行の趣旨と五郎兵衛新田の略史〔五郎兵衛新田村長金箱寿重
츳	大正一五年	開村三○○年祭挙行の議案に対する質問状〔有志村民→村会議員〕
축	子年四月	郷中入用につき借金証文〔惣役人→仙左衛門〕
츳		
_	子年七月四日	五郎兵衛新田三左衛門注文の大鳶口等送り状〔上田かちや重吉→小諸荒町相場七左衛門〕
=	子年七月八日	上田かちやへ注文の金物代の請取〔相場七左衛門→五郎兵衛新田三左衛門〕
=	子年九月六日	のし等の直段書〔下原蔦屋金九郎→役元〕
깯	五月二六日	稲荷大明神拝殿建立惣仕上げ請負の覚〔大工平次〕
五.	五月二六日	拝殿建立不足分の郷引請覚
六	六月八日	人足覚
-	六月一五日	くぎ・ざるなどの覚〔畳表鉄類小諸荒町柳田〕
八	六月二二日	人足覚
九	七月二六日	五本木より大寄ならびに地行面附の覚(断簡)
10		から草などの直段書(断簡)

いまだ談判が決しないが今日の昼には帰村する旨の書状村方雑用取遣勘定決算のため出向依頼状〔五郎兵衛新田廻文などの受取〔御馬寄惣代→五郎兵衛新田名主〕稲莅宮見耶絵図
--

中年工月一三日 一月二二日 正月一八日 正月一八日 正月一八日 正月一八日 正月一八日 正月一八日 正月一八日 正月一八日 正月一八日 正月一八日 正月一八日 正月一八日 正月一八日 正月一八日 正月一八日 正月一八日 正月一八日 正月一八日 正月一二日 三世年一月二二日 三世年一月二二日 三世年一月二二日 三世年一月二二日 三世年一月二二日 三世年一月二二日 三世年一月二二日				12.00																				
工月一三日 書上証文へ役印調印のうえ送付依頼状 [三	픛		臺	=	_	三四四	畫	三	畫	=0	三九	픈	三七	三六	三	三四四	프	Ξ	Ξ	= 0	三	츳	中
大大で出役を右衛門・彦左衛門が調達した品代金の受取〔丸小屋伊右衛門他三名→を右 で出役を右衛門・彦左衛門が調達した品代金の受取〔丸小屋伊右衛門他三名→を右 で出役を右衛門・彦左衛門が調達した品代金の受取〔丸小屋伊右衛門他三名→を右 で出役を右衛門・彦左衛門が調達した品代金の受取〔丸小屋伊右衛門他三名→を右 で出役を右衛門・彦左衛門が調達した品代金の受取〔丸小屋伊右衛門他三名→を右 で出役を右衛門・彦左衛門が調達した品代金の受取〔丸小屋伊右衛門他三名→を右 で出役を右衛門・彦左衛門が調達した品代金の受取〔丸小屋伊右衛門他三名→を右 で出役を右衛門・彦左衛門が調達した品代金の受取〔丸小屋伊右衛門他三名→を右 状大・彦左衛門) 受取〔桜井新田有倉門・五郎兵衛新田名主〕 大大で出役を右衛門・彦左衛門が調達した品代金の受取〔丸小屋伊右衛門他三名→を右 状大き取〔松井新田有倉門・五郎兵衛新田役元〕 大大で出役を右衛門・彦左衛門が調達した品代金の受取〔丸小屋伊右衛門他三名→を右 大大で出役を右衛門・彦左衛門が調達した品代金の受取〔丸小屋伊右衛門他三名→を右 大大で出役を右衛門・彦左衛門・五郎兵衛新田役元〕 大大で出役を右衛門・彦左衛門が調達した品代金の受取〔丸小屋伊右衛門他三名→を右 大大で出役を右衛門・彦左衛門が調達した品代金の受取〔丸小屋伊右衛門他三名→を右 大大で出役を右衛門・一五郎兵衛新田名主所左衛門〕 大大で出役を右衛門・一五郎兵衛新田名主所左衛門〕 大大で出役を右衛門・一五郎兵衛新田名主所左衛門〕 大大で出役を右衛門・一五郎兵衛新田名主所左衛門〕 大大で出役を右衛門・一五郎兵衛新田名主所左衛門〕 大大で出役を右衛門・一五郎兵衛新田名主所左衛門〕 大大で出役を右衛門・一五郎兵衛新田名主所左衛門〕 大大で出役を右衛門・一五郎兵衛新田名主所左衛門〕 大大で出役を右衛門・一五郎兵衛新田名主所左衛門〕 大大で出役を右衛門・一五郎兵衛新田名主所左衛門〕 大大で出役を右衛門・一五郎兵衛新田名主所左衛門〕 大大で出役を右衛門・一五郎兵衛新田名主所左衛門〕 大大で出役を右衛門・一五郎兵衛新田名主所左衛門〕 大大で出役を右衛門・一五郎兵衛新田名主 大大で出役を右衛門・一五郎兵衛新田名主 大大で出役を右衛門・一五郎兵衛新田名主 大大で出役を右衛門・一名・本右 大大のの一名のでは、大大の一名の	一月二二日	八		正月一二日	一一月一〇日	一一月一〇日		亥年一〇月二五日	亥年二月朔日		戌年二月九日					酉年一〇月六日		酉年八月二七日	0	酉年正月二九日	未年一一月二七日	_	午年八月八日	午年正月一三日
		〔桜井新田	衛門・彦左衛門〕	彦左衛門が調達した品代金の受取	面請取								廻状などの受取					_		〔下県村名主→五郎兵衛新田	村内見廻り順番の覚〔役元〕			書上証文へ役印調印のうえ送付依頼状〔源四郎→役元所平〕
四	状	状	状		状	状·		状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状
	_	_	四			_		_	_	_			_		-		_		_	-	_	_	_	_

_	状	〔戸長役場→柳沢〕			
		村社・雑社など祭典入用明細不明につき御一新前および明治四年頃の帳簿貸与依頼状	七月二四日	三型	
_	状	役所廻状受取〔下県村取締役木内所左衛門→柳沢所左衛門〕	七月一八日	三	
	状	〔所三郎→役人〕			
		小諸屋敷より御馬寄村へ江戸からの書面が到来し写取ったので披見して下さいとの書状	七月一二日	臺	
_	状	贈物の添状〔御馬寄村村吏→五郎兵衛新田戸長柳沢所平〕	六月三〇日	三四四	
	状	村方引受方につき書状〔中之条岡部弥右衛門→柳沢所左衛門〕	六月一七日	喜	
_	状	甚右衛門を入婿に取る際の約定書〔半四郎→三左衛門他三名〕	六月一〇日	喜	
	状	当年番飯代払いの可否につき書状〔惣代利兵衛他一名→杢右衛門〕	閏五月三日	声	
	状	養子先で病死した者の死体の取置き依頼状〔名主勝之助→名主柳沢所左衛門〕	閏四月二八日	三四0	
	状	平八郎→柳沢所平〕			
		当区内七ヵ村組合で年番村を立てることの相談日限・場所についての意見問合せ状〔小	四月二三日	壹	
	状	御出役様よりの拝借金の返済願書〔牧フセ杢之→原新田名主〕	四月五日	픗	
	状	茂平よりの金子受取〔牧布施村杢之助→原新田名主〕	四月三日	臺	
_	状	風邪発熱のため欠席の旨の書状〔依田以右衛門→柳沢康造他一名〕	二月二九日	픛	
	状	三ツ塚村一件につき関係書類引渡し依頼状〔杢右衛門→役元〕	二月二八日	臺	
	状	書面をもって申しこされた用向き承知の旨の返書〔杢右衛門→役元〕	二月二七日	틆	
_	状	門)			
		役所へ出頭に際し諸帳面提出方など依頼状〔桜井新田名主跡部次郎右衛門→柳沢所左衛	二月二六日	壹	
	状	渡船場橋などない旨の届書の請取〔区長木内源太→柳沢所平〕	二月一八日	圭	
	状	諸村方文書受取	二月一五~二一日	臺	
	状	御廻村両掛請取〔前山村村用掛り→五郎兵衛新田村用衆〕	二月一三日	=0	
_	状	区会名代出頭不都合の旨の書状〔掛川杢太→柳沢所左衛門〕	二月一二日	三	
	状	夫銭などの覚〔甚左衛門→三左衛門〕	正月	兲	

풒		三		풒		Ξ		픗		픗0	壹	奏	둪	픛	臺	蓋	臺	臺	臺	三五0	三		賣
一〇月四日		一〇月一日		九月二五日		九月二日		八月三一日		八月二九日	八月二九日	八月二八日	八月二七日	八月二三日	八月一九日	八月一六日	八月一〇日	八月七日	八月六日	八月二日	八月二日		七月二九日
宿泊予定の決定を見届けて帰村する旨の書状〔下畑村より所左衛門→五郎兵衛新田文之	いう書状	今夜中に帰村して相談したいと思っているが出役先のことゆえどうなるかわからないと	右衛門→御用先柳沢所左衛門〕	途中から連絡してきた調べ帳面は桜井新田に依頼して送った旨などの書状〔村より弥五	→五郎兵衛新田名主〕	勘定などにつき種々相談があるので八幡宿へ出張してほしいという書状〔御馬寄村名主	乎)	県道修繕人足賃割渡しに差支えるので預り金の引渡し方要請状〔原新田村詰所→柳沢所	衛門)	諸雑用取立て方および橋方惣代より届のあった一件の報知書〔掛川杢右衛門→柳沢所左	弁当請取〔村々願人→五郎兵衛新田所左衛門〕	中之条より到来の手紙を転送する旨の書状〔柳沢所三郎→柳沢所左衛門〕	出向要請状〔春日村八郎右衛門→名主柳沢所左衛門〕	若者どもを供応の酒代金覚〔小平忠内→町田喜右衛門〕	村社附きの諸道具引渡し方要請状〔戸長役場→柳沢〕	御改正村用掛代議人任命につき出向要請状〔村用掛り三名→三最寄代議人〕	風邪のため岩尾村からの書状を届けられない旨の書状〔杢右衛門→役元・他同勤衆〕	会所出席のことなどにつき書状〔松川文之丞→柳沢所三郎〕	廻章など受取〔矢嶋村村吏→五郎兵衛新田戸長〕	出府諸入用覚〔中之条出役忠内〕	村誌執筆の諸経費など通達方依頼状〔生駒銀次→柳沢所平〕	ない旨の返書〔上田城下滝沢助右衛門→原新田名主柳沢所左衛門〕	その村で煩った柳町彦右衛門夫婦の舎弟を派遣してくれるようにとの由だが該当者はい
	状		状		状		状		状		状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	
					_						_												

※元 ○月四日 一回日 一回 一回		惣代への対応方につき書状〔杢右衛門→役元〕	一二月二八日	툿
□○月四日 過状受取〔牧布施名主→五郎兵衛新田名主衆〕 □○月二一日 急御用向についての書状の送達方依頼状〔中之条よの一月三日 相合会合出席可否問合せ状〔桜井新田名主十右衛門・一月二日 担合会合出席可否問合せ状〔桜井新田名主十右衛門・一月二日 担任会会合出席可否問合せ状〔桜井新田名主十右衛門・一月二日 担任会会合出席可否問合せ状〔桜井新田名主十右衛門・一月一九日 担任会会合出席可否問合せ状〔桜井新田名主十右衛門・一月一九日 担任会会合出席可否問合せ状〔桜井新田名主十右衛門・1一月一九日 担任会会合出席可否問合せ状〔桜井新田名主十右衛門・1一月一九日 担任会会合出席可否問合せ状〔桜井新田名主十右衛門・1一月一九日 担任会会合出席可否問合せ状〔桜井新田名主十右衛門・1一月一九日 担任会会合出席可否問合せ状〔桜井新田名主十右衛門・1一月一九日 担任会会合出席可否問合せ状〔桜井新田名主十右衛門・1一月一九日 担任会会自宅で開催する旨の廻状を廻すとの通知状 「一月二日 担任年中入用割付方につき書状〔字右衛門他一名→名主弥十四十二月一六日 担任年中入用割合分の金子送り状〔入布施村名主本中・11月二四日 担任年中入用割合分の金子送り状〔八権宿依田太郎兵衛→柳沢所左衛門〕 11月二八日 現任年中入日割合分の金子送り状〔八布施村名主小・11月二四日 担任年中入日割合分の金子送り状〔八布施村名主小・11月二八日 現代年中入日割合分の金子送り状〔八布施村名主小・11月二八日 現代 以上に対している。 はいまに対している。 はいまに対しないる。 はいまにはいる。 はいまにはいるにはいるにはいるにはいる。 はいまにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいる		役元〕		
一○月二一日 急御用向についての書状の送達方依頼状〔中之条よ8 1○月二一日 急御用向についての書状の送達方依頼状〔中之条よ8 1○月二六日 お気のため出張できない旨の断り状〔所左衛門→土8 1○月二六日 加火その他種々取縺れにつき帰村方依頼状 中之条よ8 1○月二六日 加火その他種々取縺れにつき帰村方依頼状 一月二日 加火その他種々取縺れにつき帰村方依頼状 一月二日 加火その他種々取縺れにつき帰村方依頼状 一月一九日 加火受取〔斉沢新田名主→五郎兵衛新田名主十二月一九日 加大回り 加入回り 加大回り 加大回り 加大回り 加入回り 加力回り 加力	1	いのため麦を送ることができないので用捨してほしい旨などの書状	一二月二八日	듶
○月四日 200月四日 200月回日 20		〔八幡宿依田太郎兵衛		三品
 丞他一名〕 ○月二一日 ○月二一日 ○月二十日 <			一二月一七日	픗
水 一○月四日 一○月二一日 一○月二日 一○月二日 一○月二一日 一○月二日 一○月日	門)状	入用割合分の金子送り状〔入布施村名主小左衛門		壳
○月二一日	門)状	〔惣代→五郎兵衛新田杢右衛	一二月一六日	픗
○月二一日 一〇月二一日 一〇月二一日 急御用向についての書状の送達方依頼状〔中之条よ。 一〇月二六日			一二月一二日	증
 ○月四日 ○月二一日 ○月二日 ○月二一日 ○月二一日 ○月二日 ○月二一日 ○月二日 ○月二日 ○月二十日 ○月二十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		村入用割付方につき書状〔字右衛門他一名→名主弥五右衛門〕	一一月二三~二四日	三七九
 ○月四日 ○月二一日 ○月二一日 ○月二一日 ○月二一日 ○月二一日 ○月二六日 ○月二十日 ○月二十十二十二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十		〔中之条村名主嘉十郎→三ツ井村他	一一月一九日	壳
 ○月四日 ○月二一日 ○月二日 ○月二十日 ○月二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十		いの書状	九	ニャヤ
一○月二一日 廻状受取〔牧布施名主→五郎兵衛新田名: 一○月二一日 短状受取〔牧布施名主→五郎兵衛新田名: 一一月二日 知火その他種々取縺れにつき帰村方依頼状 一○月二六日 相合会合出席可否問合せ状〔桜井新田名: 一一月一四日 廻状受取〔斉沢新田名主→入布施村名主 一一月一四日 廻状受取〔斉嶋村名主 →五郎兵衛新田名: 一一月一四日 廻状受取〔斉嶋村名主 →五郎兵衛新田名: 一一月一四日 廻状受取〔斉嶋村名主 →五郎兵衛新田名: 一一月一四日 廻状受取〔斉明祖令会合出席可否問合せ状〔桜井新田名: 一一月一四日 廻状受取〔斉明祖令会合出席可否問合せ状〔桜井新田名: 一一月一四日 廻状受取〔斉明祖之主 →五郎兵衛新田名: 一一月一四日 廻状受取〔斉明名主 →五郎兵衛新田名: 一一月一五日	门状	の廻状を廻すとの通知状	九	三
 ○月二一日 一○月二一日 一○月二日 一○月二一日 一○月二日 一○月二日			五五	三十五
一○月四日 - 一○月四日 - 一○月四日 - 一○月二一日 - 一○月二一日 - 一○月二一日 - 二名〕 - 二月二日 - 三四大受取〔入ふせ名主→五郎兵衛新田名: 一月七日 - 四丈受取〔入ふせ名主→入布施村名主部 - 三四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二			四四	三七四
一			四四	三三
一		〔入ふせ名主→五郎兵衛新田	一一月七日	垩
一		〔桜井新田名主十	一一月六日	포
一		〔柳沢所三郎	一一月三日	마
一○月二六日 病気のため出張できない旨の断り状〔所〕 一○月二一日 廻状受取〔牧布施名主→五郎兵衛新田名: 二名〕 二名〕		出火その他種々取縺れにつき帰村方依頼状	一一月二日	壳
一○月二一日急御用向についての書状の送達方依頼状一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日一○月四日日の日日の日日の日日の日日の日日の日日の日日の日日の日日の日日の日日の日日の日日の日日の日日の日日の日日の日日の日日の日日の日日の日<!--</td--><td></td><td></td><td>一〇月二六日</td><td>兲</td>			一〇月二六日	兲
一○月二一日 急御用向についての書状の送達方依頼状一○月四日 廻状受取〔牧布施名主→五郎兵衛新田名:丞他一名〕		二名)		
一〇月四日 廻状受取 丞他一名〕	他		-	弄
丞他一名)			一〇月四日	弄
		丞他一名〕		

御注進書文言訂正の覚 所左衛門が帰役して村方の世話をしてくれるようにとの願書(前欠) 村方連判状(前欠・連判部分のみ)(与五右衛門他一一九名→蓑笠之助中之条役所) お尋ねにつき五郎兵衛新田開発の訳など上申書 鑑札二枚送付状 印形送付などにつき書状〔掛川杢右衛門→柳沢所左衛門〕 高抜差しにつき出席要請状〔三左衛門→勘兵衛〕 法会雑用出金延引願いの書状 〔耕蔵→所平〕 〔 杢右衛門→役元〕

[(断簡

〔惣百姓→役所〕

状 状

状 状 状 状

풋

売 壳

二九日

二八日

一日

三日

村方風俗ならびに田畑作物などについての組内定書

佐久郡村々絵図草稿 五郎兵衛新田の石高ならびに高役金の書上

絵図

状 状

状 状

村方諸帳面類書付

五郎兵衛新田他六ヵ村名主など名前書付

組頭交替跡役二名の者の請書

組合はおしなどがあり若者組合不取締りにつき世話役への説諭願書

村人足割付の内不足分の調達に関する書状

10 10

四回

BOC

売 弄 売 弄 弄 元 売

图0

村用書類取調べ控 出役引渡し諸帳面などの覚 村方書類書上

状状状状状状状状状状

村々組合高割合の覚

村別出金割の覚

組下百姓書上

廻状一通受取 五郎兵衛新田他七ヵ村会合諸入用の覚 (牧布施村名主→五郎兵衛新田名主)

쯸		8	四九		型型	黑	豐宝	四四四	四三		置	E	門门	四九	四六	四七		四六	四五	79	四三	Z	<u> </u>
慶応二年~明治一一年		慶応二年~明治四年																					
廻状受取など公用書状類四一枚綴	沢所左衛門・所平〕	御一新のため東海道・中山道助郷組替えにつき添翰願書など公用書状類五○枚綴〔→柳	村用掛・代議人入札ならびに集計帳	惣代への古帳簿借用証	学校の沿革・選挙などに関する五郎兵衛新田村雑記	廻状請取(後欠)	郷中林切払いにつき上木買入れ希望の一札	小平忠内参庁の概略書付の披見依頼状	会合入用など差引きの覚〔入布施名主→五郎兵衛新田名主衆〕	名主衆)	惣左衛門他行につき書面送付をしばし延引する旨の書状〔牧布施村役元→五郎兵衛新田	村方難渋につき吉左衛門・源左衛門御役取上げ願書	諸入用払いなどの書付	村入用諸夫銭帳	五郎兵衛新田人足賃金覚書	村役人名前書	衛門)	印判返却および郷村引渡し御用の依頼などにつき書状〔桜井新田細萱万次郎→柳沢所左	所左衛門・組頭・百姓代・八平親類組合の名前および年齢覚書	三郎右衛門・半四郎出奔につき後処理に関する親類・組合の議定書(断簡)	賄帳調べ書	名主役交替にともなう村内議定についての願書(後欠)	村入用などの差引き覚
綴	綴		状一	状	状	状	状	状	状	状		状	状	状	状	状	状		状	状	状	状	状
_			九〇		_		_	_		_			_			1			_	_	_	_	_

70 770 770 770 770 770 770 770 770 770		慶応三年~明治八年 慶応三年~明治八年 (明治元年)四~一一月 (明治元~六年) 慶応三年~明治元年 (明治元~二年) (明治元~二年) (明治元~二年) (明治元~二年) (明治元~七年)	金子受取など公用書状類一七枚綴 地所書入証文など公・私用書状類三〇枚綴 地所書入証文など公・私用書状類三〇枚綴 地所書入証文など公・私用書状類三三枚綴 個用人足触受取など公・私用書状類三三枚綴 畑添芝地渡し証文など公・私用書状類三三枚綴 伊那県知事・用人・近習名前書など公・私用書状類四四枚綴 伊勢両宮祭典遵行方につき太政官布告の写など公・私用書状 伊勢両宮祭典遵行方につき出席依頼状など公・私用書状類三八枚綴 伊勢両宮祭典遵行方につき出席依頼状など公・私用書状類一八枚綴 伊勢両宮祭典遵行方につき出席依頼状など公・私用書状類一八枚綴 伊勢両宮祭典遵行方につき出席依頼状など公・私用書状類一八枚綴 東勢宮通子こつき人と触など公・払用書犬頂丘一女優 東勢宮通子こつき人と触など公・払用書犬頂丘一女優
	: 皇	(明治元~二年)	畑添芝地渡し証文など公用書状類三〇枚綴
79 79	景 長	(明治元~四年)	伊那県知事・用人・近習名前書など公・私用書伏領一八女駅逓役所による目安箱への立札写など公用書状類四四枚綴
779 1	图0	明治元~五年	伊勢両宮祭典遵行方につき太政官布告の写など公・私用書状類四十号リグミート・「美術学」を入っている。オテミキギーノ本系
179	四	(明治元~七年)	中井開墾一件会合につき出席依頼状など公・私用書状類三八枚綴
17121	四四二	明治二年正月~一二月	軍務官通行につき人足触など公・私用書状類五一
1751	四四三	(明治二年)正月~九月	人足触など公用書状類一六枚綴
17121	四四四	明治二年二~七月	廻状·公用書状類二五枚綴
75	四五	明治二年六~一一月	上田騒動一件につき中之条役所へ見舞のことにつき書状など公・私用書状類一
1701	四	明治二~一八年	巳年貢皆済目録など公用書状類二一
1701	四十	明治二~七年	廻状・公用書状類二八枚綴
179	買	明治二~一一年	村方上納初穂料受取など公・私用書状類四六枚綴
pro	四九	(明治二~六年)	村々絵図認め提出方につき口演など公・私用書状類三三枚綴
79	翌0	明治二~一〇年	伊那県荷物通行につき人馬触など公・私用書状類四
75	至	明治二~九年	金子請取など公・私用書状類四八枚綴
77	至	明治二~一三年	生糸・種繭はすべて商社の改めを請けるべき旨の廻状など公・私用書状類四八
79	垩	明治三年三~一二月	外国へ輸出する蚕種紙改印のことなどにつき布告書の写など公・私用書状類四
79	四五四	明治三~四年	触書写など役用書状類三七枚綴
껃	聖	明治三~一一年	籾借用証など公用書状類二八枚綴

罢 異 黑 明治五~一八年 明治五年正月~一二月 明治四~一三年

明治七~一七年 明治六年正月~一一月

哭 四六0 黑九

(明治一一~一八年)

籾代残金借用証文など公用書状類三二枚綴

用水路へ乱暴につき至急訴書など公・私用書状類三一枚綴 酒造仕入金返金延引願書など公・私用書状類二五枚綴 佐久出張所よりの回章請取などの役用書状類綴 御寺印形など預り証文など公用書状類一三枚綴

第十九国立銀行第一四回株主総会開催通知状など公・私用書状類三二枚綴

綴 綴 綴 綴 綴 綴

番文 号書	年	代	文	名	201	形態	数量
_	延宝九年一〇月	〇月	地借りの惣十の身元請状		〔高野町次郎作→原新田村旦那〕	状	_
_	元禄九年四月	月	門兵衛の身元請手形		〔佐久郡面替村門兵衛親弥七右衛門他一名→五郎兵衛新田村三左衛		
			門·長百姓〕			状	_
=							
_	元禄一二年六月四	六月四日	奉公人(さわ)請状	状〔更級郡山中亞	〔更級郡山中新田村人主平助他一名→原新田伊左衛門〕	状	_
=	正徳元年八月	月	さわの身代金請取		〔金請取主伊左衛門→八郎兵衛〕	状	_
=	正徳二年二月二	月二日	奉公人(さわ)請状	状〔人主八郎兵流	〔人主八郎兵衛他一名→三左衛門〕	状	_
75	宝永四年二月	月	五郎兵衛新田へ	住居を許された	五郎兵衛新田へ住居を許されたことの礼状〔高野町太兵衛他一名→三左衛門・旦那衆〕	状	_
五	宝永七年正月	月	引越身元請手形		〔下原吉右衛門他二名→三左衛門〕	状	_
六	宝永七年二月	月	引越身元請手形	〔猿久保村伊太井	〔猿久保村伊太夫他二名→五郎兵衛新田名主・年寄〕	状	_
t	正徳二年一〇月	0月	下原儀右衛門の屋	屋敷並に安左衛門	敷並に安左衛門が入る際の身元請状〔御馬寄村市左衛門他二名→五郎		
			兵衛新田三左衛門	門·年寄〕		状	
八	正徳三年二月一	月一四日	隠居送り渡し覚	〔武右衛門後家〕		状	_
九	正徳五年三月一	月一八日	引越につき身元引請状	引請状〔平井村親	祝九郎兵衛他一名→五郎兵衛新田三左衛門・年寄衆〕	状	
0	享保二年二月一	月一〇日	身元請状〔御馬	〔御馬寄村証人権十郎他	他一名→五郎兵衛新田三左衛門〕	状	_
=	享保五年三月一	月一一日	引越身元請状	〔大久保村庄屋半大夫他三名→五	入夫他三名→五郎兵衛新田名主三左衛門・年寄〕	状	
Ξ	享保五年三月	月	長助の身元請状	〔跡部村親茂左衛	【跡部村親茂左衛門他四名→五郎兵衛新田名主・年寄衆】	状	_

E

戸

口

豆		
一享保五年一一月	聟養子身元引請状〔五郎兵衛新田村勘兵衛→小幡領分八城村武右衛門〕	状
二 享保一五年二月一〇日	聟名跡身元引請状〔平石村庄右衛門他一名→五郎兵衛新田三左衛門〕	状
三 享保一五年三月	甚左衛門の跡敷についての先証文を廃棄する旨の取替証文〔文四郎他三名→所左衛門他	
	二名〕	状
四 寛保二年二月八日	名跡送り状〔岩尾村名主五右衛門他二名→五郎兵衛新田村名主弥五右衛門〕	状
至 寛保二年二月二○日	引越送り一札〔岩下村名主七郎兵衛他二名→五郎兵衛新田名主弥五右衛門〕	状
六 寛保二年二月	聟名跡多七送り一札〔式部新田村名主忠七→五郎兵衛新田名主弥五右衛門〕	状
ゼ 寛保二年二月	聟名跡太七請状〔五郎兵衛新田平作他四名→式部新田名主忠七〕	状
八 寛保二年二月	智 名跡太七身元請状	状
九延享二年三月	引越送り状〔松平丹波守預り所五郎兵衛新田名主三左衛門→小諸領宇山村名主喜平次〕	状
10 寛延三年	養子送り書〔上田領東内沢村庄屋藤左衛門→松本御預所五郎兵衛新田名主源右衛門〕	状
二①宝曆八年正月	引越送り状〔印内村藤四郎他一名→原新田名主三左衛門〕	状
二②明和三年二月	養子送り状〔小諸領分印内村名主藤四郎→五郎兵衛新田諸右衛門〕	状
三 宝暦一〇年正月	縁付き送り返書〔上田領新町庄屋作左衛門他一名→五郎兵衛新田名主所左衛門他一名〕	状
三 明和二年正月一一日	送り状〔小諸与良町庄屋藤吉他一名→五郎兵衛新田名主三左衛門〕	状
一四 安永二年二月	家内一同引越送り一札〔相浜村名主文左衛門→五郎兵衛新田名主・年寄〕	状
宝 安永三年三月	養子送り状〔春日村名主太郎左衛門→五郎兵衛新田名主〕	状
一次 安永六年三月	送り状〔入布施村名主奥右衛門→五郎兵衛新田名主〕	状
一 寛政四年正月	養子送り一札(小諸領布下村名主伝左衛門→五郎兵衛新田所左衛門)	状
六 寛政五年一二月	跡式相続送り状〔中桜井村名主作左衛門→五郎兵衛新田名主衆〕	状
元 寛政九年三月	聟名跡送り状〔岩下村名主茂右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	状
三 享和二年二月	引越送り一札〔小海村名主小市右衛門他一名→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	状
三 享和二年三月	聟養子送り状〔五郎兵衛新田名主所左衛門→沓沢村名主〕	状

口

긎 둪 一四 = = = 九 五 Z 享保一 享保二〇年二月一 享保一七年四月 享保一二年二月二一日 享保一〇年二月 享保一〇年二月 享保九年二月一 享保七年九月 享保七年二月 享保六年三月 元文六年三月 元文四年二月二二日 元文四年二月二日 寬保三年正月一五日 元文五年 元文五年二月 元文五年二月 元文四年二月二〇日 元文五年二月 元文五年二月 元文四年二月 (享保一〇年)六月 六年二月二日 八月 七 四 四 DU H H 日 平七引越身元請状 引越送り一札(岩下村名主太郎兵衛→五郎兵衛新田名主弥五右衛門・年寄) 引越送り状 相浜村市平母子の身元請状 門九郎聟名跡身元請状 引越身元請状 名跡送り一札〔矢嶋村名主甚太夫他一名→五郎兵衛新田名主〕 宗旨請状〔上州甘楽郡砥沢村→新田名主弥五右衛門 聟名跡送り一札 縁付き身元請状 縁付き送り一札 引越身元請状〔平塚村兄清五郎・名主・組頭→名主・年寄衆〕 他六名→平賀役所 清右衛門抱清六欠落し行方不明につき宗門人別除き願書〔五郎兵衛新田名主弥五右衛門 藤左衛門欠落につき宗門人別除き願書 名跡身元請状 宗旨証文〔五郎兵衛新田名主弥五右衛門他五名→平賀役所 奉公人請状〔相浜村人主半七他一名→五郎兵衛新田三左衛門 八助の身元請状 三左衛門他七名→高野町役所 百姓家数・男女数・馬数お尋ねにつき惣家数および惣人数の上申書 上州宮替戸才右衛門へ原新田喜之助小作入につき身元請状 弟次郎の人請状 人別請状 〔庄左衛門他二名→五郎兵衛新田名主三左衛門・年寄 〔比田井村名主孫右衛門→原新田村名主〕 〔野沢村請人市左衛門他一名→五郎兵衛新田名主衆 〔御馬寄村名主甚左衛門他二名→五郎兵衛新田村名主三左衛門・年寄衆 〔石井村名主九郎右衛門他一名→五郎兵衛新田村名主弥五右衛門〕 〔下ノ城村請人組頭久四郎他一名→五郎兵衛新田役人衆 〔芦田宿赤沢村三右衛門→五郎兵衛新田三左衛門 〔藤平兄善八他一名→原新田村名主衆 〔沓沢村惣兵衛他一名→五郎兵衛新田名主〕 〔平七親類与五右衛門他一名→五郎兵衛新田庄屋衆〕 〔比田井村門九郎弟彦四郎→五郎兵衛新田是右衛門兄弟衆〕 〔相浜村名主文左衛門→五郎兵衛新田村名主弥五右衛門〕 〔抱親源之丞他一名→名主衆〕 (喜之助 他一名→才右衛門 〔五郎兵衛新田名主 状

	状	宗門人別帳(断矕)	安永六年三月	
				哭
_	状	名跡送り一札〔六浦村庄屋源左衛門→五郎兵衛新田所左衛門〕	安永三年二月	空
	状	組頭源蔵〕		
		生家相続のため岩下村への引越許可願いおよびその送り状発行願書〔願人小百姓弥七→	明和元年一一月	75 75
_	状	平賀役所〕		
		宗門帳の人数記載を間違えたことについての詫状〔五郎兵衛新田名主所左衛門他五名→	宝曆一〇年三月	豐
	状	養子送り一札〔蓮田村名主半三郎他三名→五郎兵衛新田名主所左衛門・組頭〕	宝曆一〇年二月	四
_	状	の発行願書〔願人万右衛門→名主〕		
		組下喜兵次娘は女房先夫の子のため人別帳には記載されていないが縁付きにつき送り状	宝曆九年九月	<u> </u>
_	状	国越渡世送り証文〔五郎兵衛新田権四郎他二名→上州町役人衆〕	宝曆九年二月	B 0
_	状	送り一札〔上畑村源左衛門→五郎兵衛新田名主衆〕	宝曆八年二月	壳
_	状	怜定八不埒につき帳外願上書〔願人甚九郎他一名→名主衆・組頭衆〕	宝曆五年四月	툿
_	状	欠落中の定八の五○日限り尋ねの請書〔五郎兵衛新田願人甚九郎他八名→平賀役所〕	宝曆五年四月二七日	=
	状	寅宗門仕建て覚		九
_	状	未宗門仕建て覚	宝曆一三年二月	八
_	状	午宗門仕建て覚	宝曆一二年三月	七
_	状	巳宗門仕建て覚	宝曆一一年	六
_	状	辰宗門人別改め書	宝曆一〇年三月	五.
_	状	卯宗門人別改め書	宝曆九年三月	179
_	状	丑宗門人別改め書	宝曆七年三月	=
	状	子宗門人別改め書	宝曆六年三月	=
_	状	亥宗門人別内改め書	宝曆五年三月	_
				픗

1	99	E	P	Д																			
夳	合		五	=	_	兲	亳	兲	歪	吾	吾	\equiv	\Rightarrow	-	三	五	哥		四九	鬥	型	=	=
文化三年正月	文化二年八月		文化二年二月	文化二年三月	文化元年三月		享和三年五月	(寛政)	寛政一一年七月	寛政九年二月	寛政八年二月	寛政三年四月一五日	寛政二年五~一二月	寛政二年三~一二月		天明九年二月	天明五年正月		天明四年正月	安永六年四月	安永六年四月一三日		文政三年三月
送り書〔小諸領大久保村名主岡右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	引越送り一札〔三州碧海郡吉浜村兄徳右衛門他一名→五郎兵衛新田名主〕	衛門他二名→名主・組頭衆〕	八幡宿安五郎忰を聟名跡に貰請につき当宗門人別帳よりの記載願書〔利左衛門親類長左	宗門請印の日延べ願書〔百姓代弥左衛門他二名→恩田新八郎役所〕	宗門請印の日延べ願書〔百姓代常七郎他二名→蓑笠之助中之条役所〕		聟名跡送り一札〔五郎兵衛新田名主所左衛門→臼田村名主衆〕	去酉宗門帳人数寄覚〔所左衛門→弥兵衛〕	宗旨請合証文〔三宝院門跡内飯田備後介他一名→蓑笠之助〕	太四郎が荒町で渡世につき身元引請証文〔名主所左衛門→小諸荒町庄や清助〕	跡式相続送り一札〔落合村名主字兵衛他一名→五郎兵衛新田名主〕	三平家出につき久離帳ほか願書	三平家出の注進下書および尋ね注進書〔五郎兵衛新田三平兄源兵衛他三名→中之条役所〕	三平家出につき久離願書〔五郎兵衛新田三平伯父友右衛門他二名→中之条役所〕		弟京山行方不明につき人別除きおよびお尋ね御免願書〔真言修験福寿院→名主・組頭〕	名跡送り手形〔塩沢長三郎新田名主文太郎→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	門)	離縁の聟を宗門帳から除く旨の一札〔中尾新田支配新左衛門他一名→原新田名主所左衛	名跡送り一札〔竹田村多福寺→五郎兵衛新田明光寺〕	聟名跡送り証文〔糠尾村名主甚五右衛門他二名→五郎兵衛新田名主・年寄〕	宗門人別帳の所左衛門家部分	宗門人別帳(前後欠)〔五郎兵衛新田名主所左衛門他一名〕
状	状	状		状	状		状	状	状	状	状	状	縦	状		状	状	状		状	状	状	状
_	_			_	_		_		_		_	_	_	三		_	_	_		_	_	_	_

合	九		六	丰	夫	宝	=	_	占	主	三	士	古	充	穴		空	六		空	六四	空	空
文化九年二月	文化九年二月		文化九年二月	文化九年正月	文化八年正月	文化七年二月	文化七年七月	文化七年二月		文化七年二月	文化六年二月	文化六年二月	文化六年正月	文化五年一二月	文化五年三月		文化五年二月	文化五年一月		文化五年正月	文化四年一一月	文化四年二月	文化四年二月
人別送り状〔岩屋村名主→名主衆〕	縁談につき送り一札〔塩名田宿名主彦兵衛→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	左衛門〕	人別送り状〔内藤下総守領分市村名主甚左衛門→稲垣藤四郎支配所五郎兵衛新田名主所	送答書〔小諸町庄屋五右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁付き送り返札〔八重原村名主秀右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	養子引請一札〔岩次郎→杢右衛門〕	送り状請取〔名主所左衛門→入布施村甚五右衛門〕	宗門送り一札〔入布施村梅渓院→矢嶋村宝泉寺執事禅沙〕		養子送り一札〔入布施村名主→五郎兵衛新田名主衆〕	縁女送り一札〔下県村名主所左衛門他一名→五郎兵衛新田役人衆〕	縁女送り状〔桑山村庄屋仙吉→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁女送り書〔小諸市町庄屋清右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁女送り書請取〔春日村名主縫左衞門→五郎兵衞新田名主所左衞門〕	養子村送り一札請取書〔名主所左衛門他一名→三州碧海郡高浜村名主五兵衛〕	衛新田名主衆〕	鍛冶喜左衛門を五郎兵衛新田で渡世させてほしい旨の願書〔沓沢村名主善兵衛→五郎兵	縁付き送り一札〔下県村名主忠蔵→五郎兵衛新田役人衆〕	衛門 〕	縁付き送り一札〔小諸領山浦村名主伊右衛門→恩田新八郎支配所五郎兵衛新田名主所左	村送り一札〔三州碧海郡高浜村名主五兵衛→五郎兵衛新田名主〕	内縁につき送り状の返書〔小諸荒町庄屋清助→五郎兵衛新田名主所左衛門他一名〕	宗旨送り一札〔塩名田正縁寺→小諸実大寺方丈〕
状	状	状		状	状	状	状	状		状	状	状	状	状	状	状		状	状		状	状	状
_	_			_	_	_		_		_	_	_	_	_	_	_		_				_	_

	101	100	九九	六	찬	卆	垚	九四	空		立	九一	九0	公元	仌	수	会		全	益	全	仝	스
	文化一四年三月	文化一四年三月八日	文化一四年正月	文化一三年三月	文化一三年二月	文化一三年二月	文化一三年二月	文化一三年二月	文化一三年正月		文化一二年	文化一二年三月	文化一二年三月	文化一二年二月	文化一一年二月	文化一一年二月	文化一一年二月八日		文化一一年正月	文化一一年正月	文化一一年正月	文化一〇年七月二七日	文化九年二月
名主衆〕	政五郎娘が清三郎方へ縁付につき縁付き送り返札〔耳取村名主圧右衛門→五郎兵衛新田	人別送り一札(塩名田村名主彦兵衛他一名→五郎兵衛新田名主)	縁女引取一札〔布下村名主伝左衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	名跡相続送り状〔岩尾村名主藤右衛門→五郎兵衛新田名主衆〕	縁付き送り書〔御馬寄村名主市左衞門→五郎兵衞新田名主所左衞門〕	縁付き送り一札〔春日新町村名主代四郎→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁付き送り一札〔春日新町村名主代四郎→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	養子送り書請取〔望月町庄屋忠右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁女送り返書〔下野城村名主渡部仲作→五郎兵衛新田名主衆〕	新田名主所左衛門〕	聟養子引取り一札〔牧野内膳正領分茂田井村名主甚左衛門→男谷彦四郎代官所五郎兵衛	人別送り状〔片倉村名主丹次→五郎兵衛新田名主衆〕	抱百姓送り状〔前山々新田名主波右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁女送り一札返書〔望月新町名主庄右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁女送り請取一札〔式部新田名主代助・与頭久米右衛門→五郎兵衛新田名主衆〕	縁付き送り状〔耳取村名主圧右衛門→五郎兵衛新田名主衆〕	縁女送り一札(沓沢村名主兵左衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門)	他一名)	夫婦で跡式相続につき人別送り返書〔山部村名主宅右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門	縁付き送り返札〔御馬寄村名主市左衛門→五郎兵衛新田名主〕	縁付き送り書〔御馬寄村名主市左衛門→五郎兵衛新田名主衆〕	人別除きにつき送り一札〔中居村名主善左衛門→名主所左衛門〕	縁女送り状〔竹田村名主逸作→五郎兵衛新田名主所左衛門〕
状		状	状	状	状	状	状	状	状	状		状	状	状	状	状	状	状		状	状	状	状
_		_	_	_	_	_	_	_	_	_		_	_	_	_	_	_			_	_	_	_

_	状	所左衛門〕			
		養女人別送り書〔小諸領下之城村名主渡辺善十郎→中之条支配所五郎兵衛新田名主柳沢	文久二年正月	三	
_	状	縁女送り書〔中居村名主長次郎→五郎兵衛新田名主衆〕	安政六年八月	\equiv	
_	状	縁女送り一札〔春日村名主五郎兵衛→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	安政六年三月	\equiv	
_	状	縁女送り書〔沓沢村名主金平→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	安政六年二月	10	
_	状	縁女送り返札〔御馬寄村名主市左衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	安政六年二月	ナム	
_	状	送り一札〔平賀村名主長右衛門→五郎兵衛新田名主〕	安政六年二月	八	
_	状	送り返書〔竹田村名主半三郎→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	安政六年二月	七	
_	状	縁女送り書〔五郎兵衛新田所左衛門→赤岩村名主衆〕	安政六年二月	六	
_	状	人別送り請書〔上丸子村名主三八郎→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	安政五年八月	五.	
_	状	縁女送り一札〔御馬寄村名主市左衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	嘉永七年正月	[ZS]	
_	状	送り一札 (三河田村名主市右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門)	嘉永五年八月	\equiv	
_	状	縁女送り一札〔森山村名主権右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	天保一〇年正月	=	
_	状	養子送り返書〔小諸城下与良町庄屋藤吉他一名→名主所左衛門〕	文政二年正月		
				10	
_	状	縁女送り書〔大和田村名主→五郎兵衛新田名主〕	文化一五年四月	一元	
_	状	縁女受取〔矢嶋村名主弾右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	文化一五年三月	只	
_	状	人別送り状 (前山村名主重左衛門→五郎兵衛新田名主衆)	文化一五年三月	101	
_	状	他国出人の帰村日延べ願書(半分欠) (五郎兵衛新田名主所左衛門他九名→中之条役所) 4	文化一五年三月	只	
_	状	名→男谷彦四郎中之条役所〕			
		五郎兵衛新田の廻国者でまだ帰村していない者の人別改め免除願書〔名主所左衛門他四	文化一五年三月	显	
_	状	縁女送り状〔相浜村名主伝兵衛→五郎兵衛新田所左衛門〕	文化一五年二月	- OE	
_	状	縁付き送り返札〔岩尾村名主→五郎兵衛新田名主〕	文化一五年二月	9	20
_	状	送り返書〔高呂村名主小忠→中条御料五郎兵衛新田名主所左衛門〕	文化一五年正月	0	_

二九 三 明治四 明治四年七月 明 明治四 明治四年五月 明治四年四月 明治四年三 明治四年三月 明治四年三月 明治四年三月 明治四年二月 明治四年二月 明治四年二月 明治四年二月 明治四年二月 明治四年二月 明治四年正月 明治三年一一月 明治三年一〇月 明治二年六月一 慶応三年二月 慶応二年二月 元治二年正月 治四 治四 一年七月 [年七月 [年七月 年 四月 月 H 跡式人別送り返札〔八郡村名主安五郎→五郎兵衛新田名主 縁付き送籍返書 縁女人別送り返書 縁付き人別送籍状 縁女送り一札〔小県郡上丸子村里正民之助→五郎兵衛新田名主柳沢所左衛門 縁付き送り返書 縁女人別送り状〔五郎兵衛新田所平→大奈良村名主〕 養子人別送り一札 縁女送籍状 宗門送り一札 縁女送り一札 縁女送り返書 縁付き人別送り書 縁付き人別送り状〔五郎兵衛新田名主柳沢所平→桜井新田名主衆〕 縁女人別送り状〔五郎兵衛新田名主柳沢所平→桑山村名主〕 縁女送り書 縁付き送り返書〔本新町村名主市川佐内→五郎兵衛新田名主柳沢所平〕 縁女送り状 縁女送り書 縁女送り一札〔平井村名主弥市→五郎兵衛新田名主所左衛門〕 縁付き人別送り返書 縁女送り一札 養子人別送り状〔五郎兵衛新田名主所左衛門→岩村田村名主五左衛門〕 八別引取り一札(大野村名主武 〔耳取村里正丸山茂右衛門→五郎兵衛新田名主柳沢所左衛門 〔茂田井村名主茂右衛門→五郎兵衛新田名主 〔御馬寄村名主小平八郎→五郎兵衛新田名主柳沢所平〕 〔跡部村名主勝兵衛→御影支配所上原村名主衆 〔五郎兵衛新田名主柳沢所平→御馬寄村名主小平八郎 〔矢嶋村名主忠作→五郎兵衛新田名主所左衛門 〔上塚原村名主池田源助→五郎兵衛新田名主柳沢所左衛門〕 〔塩尻治下筑摩郡小坂村名主栄助→五郎兵衛新田柳沢所左衛門〕 〔落合村名主羽毛田重三郎→五郎兵衛新田名主〕 〔前田原村名主原田信 〔上田県管下栗林村庄屋十兵衛→中原村名主所左衛門 〔式部村里正飯島源右衛門→五郎兵衛新田名主柳沢所左衛門 〔下桜井村名主忠内→五郎兵衛新田名主 (中桜井村名主柳沢昇七郎 〔五郎兵衛新田柳沢所左衛門→蓮田村名主勘左衛門〕 左衛門→五郎兵衛新田名主 郎 五郎 →五郎兵衛新田名主柳沢所平 兵衛新田名主所平 状

_	状	総付き送り一村 (遺田村名主→ 王朗兵律	了西二年三月	-	
	计	《赋书村》3111 113111111111111111111111111111111	て女二年三月		
٠ .	4	「即馬寄すらビ庁」に新門して『写新所日ろピ庁』で新門也で	文改二手二月		
_	状	縁付き送り一札〔春日村名主縫左衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	文政二年二月	<u></u>	
_	状	縁女送り返札〔御馬寄村名主市左衞門→五郎兵衞新田所左衞門〕	文政二年二月	=	
_	状	名跡寅吉引取り一札〔下塚原村名主真八他一名→五郎兵衛新田名主・組頭〕	文政二年二月	Ξ	
	状	縁女送り一札〔岩村田町名主晋平→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	文政二年二月二二日	Ξ	
_	状	縁女送り一札〔蓮田村戸長小松甚左衛門→五郎兵衛新田柳沢所左衛門〕	明治六年三月	晝	
_	状	縁付き送籍返書〔沓沢村戸長甘利勘右衛門→五郎兵衛新田戸長柳沢所平〕	明治六年三月一七日	垂	
_	状	一名)			
		養子送籍状〔三河国碧海郡大浜村戸長岡之八次郎他一名→五郎兵衛新田戸長木内源太他	明治五年正月	五	
_	状	縁付き人別送り一札〔宇山村名主儀左衛門→五郎兵衛新田名主〕	明治四年一二月	至0	
_	状	縁付き人員送籍返書〔根津村西町名主丸山平助→五郎兵衛新田名主柳沢所平〕	明治四年一二月	四九	
_	状	養子送籍状〔岩尾村名主大三郎→下原村名主〕	明治四年一一月	四八	
	状	縁付き人別送籍状〔八幡村副戸長両沢忠右衛門他一名→五郎兵衛新田名主柳沢所平〕	明治四年一一月	四七	
	状	縁付き人別送り返書〔高野町村名主高見沢庄左衛門→五郎兵衛新田名主所平〕	明治四年一一月	四六	
_	状	縁女送り返書〔根々井村名主大塚為蔵→五郎兵衛新田名主柳沢所平〕	明治四年八月	四五	
_	状	離縁送籍状〔比田井村名主柳沢類次郎→五郎兵衛新田名主柳沢所左衛門〕	②明治五年二月	2	
_	状	縁付き送り状〔五郎兵衛新田名主柳沢所平→比田井村名主〕	①明治四年七月		
_	状	縁女送り一札〔長土呂村名主善兵衛→五郎兵衛新田名主〕	明治四年七月	四三	
_	状	縁付き人別送り返答書〔矢嶋村里正小泉忠太夫→五郎兵衛新田名主柳沢所左衛門〕	明治四年七月	四二	
_	状	縁女送り一札〔上塚原村名主源助→五郎兵衛新田名主衆〕	明治四年七月	四	
	状	縁付き送り書〔馬瀬口村名主山本勝太郎→五郎兵衛新田名主〕	明治四年七月	四〇	
	状	縁女人別送り一札〔沓沢新田名主誠一郎→五郎兵衛新田名主・役人〕	明治四年七月	三九	20
	状	縁女送り書〔下県村名主忠三→五郎兵衛新田名主〕	明治四年七月	兲	-1

205	E	戸	口

	200	L	, .	-																			
100	壳	픗	三	픚	丟	三四	三	臺	三	흥	듳	픗	듣	픚	臺	三四	壹	\equiv	Ξ	=	二	三	=
文政四年八月	文政四年三月	文政四年三月	文政四年三月	文政四年三月	文政四年三月	文政四年二月	文政四年二月	文政四年二月	文政四年正月	文政四年正月	文政四年正月	文政三年	文政三年三月	文政三年三月	文政三年三月	文政三年三月	文政三年三月	文政三年二月	文政三年二月	文政三年正月	文政三年正月	文政三年正月	文政二年
組頭平作改名許可願書〔五郎兵衛新田平作他三名→荒井平兵衛中之条役所〕	縁付き送り一札〔沓沢新田名主佐右衛門→五郎兵衛新田名主衆〕	縁付き送り返書〔上桜井村名主六左衛門→五郎兵衛新田名主〕	縁女送り書請取〔岩尾村名主藤右衛門→五郎兵衛新田名主衆〕	離縁の半右衛門娘受取〔下中込村名主庄右衛門→原新田村名主所左衛門〕	縁付き送り請取〔春日村名主佐次右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁付き送り返書〔比田井村名主作左衛門他一名→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	養子送り返書〔比田井村名主作左衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	養子送り返書〔西原村名主半左衛門他一名→五郎兵衛新田名主所左衛門他一名〕	縁付きにつき送り返札〔耳取村名主圧右衛門他一名→五郎兵衛新田名主〕	縁女送り返書〔根々井塚原村名主平三郎→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	聟養子送り書請取〔望月宿庄屋忠右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	福寿院方入稼ぎの勘蔵人請状〔小県郡桜井村人主勘七→福寿院法印他一名〕	聟養子送り一札〔下県村名主所左衞門→五郎兵衛新田名主衆〕	縁女送り書〔御馬寄村名主市左衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁付き送り状〔牧布施村名主源兵衛→五郎兵衛新田村名主〕	縁女送り一札〔岩村田町名主晋平→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁付き送り一札〔耳取村名主圧右衞門→五郎兵衞新田名主〕	名跡縁談送り一札〔五郎兵衛新田名主所左衛門→春日村名主衆〕	縁女送り一札〔清河村名主→原新田村名主〕	縁女送り一札(山浦村幸右衛門→五郎兵衛新田名主)	縁女送り書〔春日村名主縫左衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	送り返札〔塩名田宿名主彦兵衛他一名→五郎兵衛新田名主衆〕	名跡縁談送り一札〔五郎兵衛新田名主所左衛門他一名→八幡宿名主〕
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状
_	_	_	_	_								_	_	_		_	_	_	_		_		_

	状	縁付き送り書返書〔八幡村名主太郎兵衛→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	一·文政六年二月	一空	
	状	送り一札〔田野口領平井村名主伊左衛門→中之条領荒井平兵衛支配所五郎兵衛新田名主〕4	文政六年二月	三	
	状	縁付き送り一札〔矢嶋村名主清右衛門→五郎兵衛新田名主〕	文政六年二月	云	
	状	縁付き送り一札〔五郎兵衛新田名主所左衛門他一名→瀬戸村名主〕	文政六年二月	一台	
	状	人別送り状受取〔五郎兵衛新田名主所左衛門他一名→春日村名主縫左衛門〕 4	文政六年三月	一五九	
_	状	送り状一札〔原村名主武右衛門→五郎兵衛新田村名主〕	文政六年二月	兲	
_	状	縁女送り状〔内藤豊後守領分耳取村名主茂右衛門他一名→五郎兵衛新田名主〕 4	文政六年二月	一至	
_	状	縁女送り一札〔五郎兵衛新田名主所左衛門他一名→与良町名主〕	文政六年正月	三	
_	状	養子縁組につき送り書〔桑山村名主市之丞→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	一文政六年正月	五	
_	状	縁付き送り返書〔平塚村名主弥十郎→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	文政五年一〇月	一五四	
_	状	縁付き送り書〔塩名田宿名主彦兵衛他一名→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	文政五年六月	三	
_	状	縁女送り請取〔五郎兵衛新田名主所左衛門他一名→塩名田宿名主彦兵衛他一名〕 4	文政五年六月	三	
_	状	縁女送り書〔下桜井村名主伴右衛門他一名→五郎兵衛新田村名主所左衛門〕 4	文政五年四月	三	
_	状	縁女送り一札〔五郎兵衛新田名主所左衛門→望月村名主衆〕	文政五年三月	一五〇	
	状	縁女送り返札〔塩名田宿名主彦兵衛他一名→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	文政五年三月	四九	
_	状	縁付き送り一札〔比田井村名主新三郎→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	文政五年三月	一	
_	状	縁付き送り一札〔蓮田村名主→五郎兵衛新田名主〕	文政五年二月	一四七	
_	状	引越送り手形〔沓沢村名主兵左衛門→五郎兵衛新田村所左衛門〕	文政五年二月	一四	
_	状	縁女送り書請取〔印内村名主淀右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門他一名〕 4	文政五年正月	一	
_	状	奉公人請状〔荒井平兵衛支配所水内郡権堂村元主人小太郎他二名→追分宿伴蔵〕 4	文政五年正月		
_	状	縁女送り書〔佐久郡森山村名主善蔵→上新田村名主所左衛門〕	文政五年正月		
_	状	門			
		弥惣太の離縁にともなう送り一札の請取〔三分村名主新兵衛→五郎兵衛新田名主所左衛	文政五年正月二一日	四四	20
_	状	縁女送り状請取〔矢嶋村名主弾右衛門→五郎兵衛新田名主衆〕	文政四年八月	<u></u>	b

E 戸 口 207 二 一 出 t 古 六九 六 至 云 士 丰 士 大 吉 士 文政七年正月 文政六年三月 文政六年三月朔日 文政 文政 文政 文政八年二月 文政 文政 文政八年二月 文政 文政七年八月 文政七年三月 文政七年三月 文政七年三月 文政七年二月 文政七年二月 文政六年三月 文政 文政八年三月 文政八年三月 文政八年正月 文政九年正月 (文政七年)正月 九年 八年三月 八年二月 八年八月 八年三月 八年二月 八年二月 正月 五 日 縁女送り返札 縁付き送り書 縁付き返書一札 縁付き送り書返書 縁女送り書 縁付き送り書請取 縁女引取りの一札〔下県村名主所左衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門 縁付き送り一札 縁付き送り返書 縁女送り一札 縁女引取りの 縁組送り請取 縁女送り請取 送り状返書 不縁送り書受取 養子につき送り一札〔上海瀨村名主徳左衛門→五郎兵衛新田名主〕 縁女送り請取一札 養子送り一札〔下県村名主所左衛門→五郎兵衛新田名主衆〕 縁女送り書 村送り一札〔三州碧海郡鷲塚村名主宇兵衛→五郎兵衛新田名主所左衛門〕 養子送り一札〔五郎兵衛新田名主所左衛門他一名→小諸荒町名主衆 養子縁組につき送り返書 養子送り一札 養子送り一札 〔小県郡岩清水村兼帯庄屋五郎右衛門→五郎兵衛新田柳沢所左衛門〕 〔式部村名主代助→五郎兵衛新田名主所左衛門 〔式部村富右衛門→五郎兵衛新田 〔御馬寄村名主代り組頭良右衛門→五郎兵衛新田所左衛門〕 〔山浦村名主久三郎→五郎兵衛新田名主衆 〔御馬寄村名主市左衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門 〔下平村名主庄右衛門→五郎兵衛新田名主〕 〔長土呂村名主左太郎 〔抜井村名主勘左衛門 〔牧野周防守領分耳取村名主庄右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕 札 〔春日村名主代善右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕 (岩村田町名主晋平 〔春日村名主縫左衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕 〔平井村名主五郎助→五郎兵衛新田村名主衆〕 【沓沢新田名主源吉→五郎兵衛新田名主所左衛門 〔平井村名主五郎助 〔蓬田村名主義右衛門→五郎兵衛新田名主衆〕 〔茂田井村名主市 〔春日村名主縫左衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門 →原新田名主 郎 →五郎兵衛新田名主衆 →五郎兵衛新田名主衆 →五郎兵衛新田村名主衆 右衛門 →五郎兵衛新田名主所左衛門 他 他一 名 状

〔抜井村喜兵衛→五郎兵衛新田名主衆〕 〔塩名田宿名主彦兵衛→五郎兵衛新田名主所左衛門〕 『取〔春日村名主三郎右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕
<u>-</u> →五郎兵衛新田名主所左衛門〕 門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕
村名主米吉→五郎兵衛新田名主所左衛門〕
村名主市右衛門→五郎兵衛新田名主衆〕 五郎助→五郎兵衛新田村名主衆〕
名主所左衛門〕
名主所左衛門→小平村名主杢右衛門〕
〔岩尾村名主藤右衛門→五郎兵衛新田名主衆〕
〔春日新町村名主善吉→五郎兵衛新田名主所左衛門〕
→五郎兵衛新田名主衆〕
衛門
名主七郎右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕
郎兵衛新田名主衆〕
→五郎兵衛新田名主衆〕
〔矢嶋村名主清右衛門→五郎兵衛新田名主衆〕
〔下平村名主久左衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕
→五郎兵衛新田名主衆〕
根々井村名主幸八他一名→五郎兵衛新田名主衆〕
名主所左衛門→善光寺町名主衆〕
名主所左衛門他一名→下中込村名主衆〕
細谷村名主勘左衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門他一名〕

	209	E	尸																				
壹	壹	=		Ξ	喜	芸	兲	圭	듳	壹	三四	壹	三	Ξ	==0	二九	큿	===	二六	三五	二四四	=	Ξ
天保二	天保二	文政一	文政一		文政一	文政一	文政一	文政一	文政一	文政一	文政一	文政一	文政一	文政一	文政一	文政一	文政一	文政一	文政一	文政一	文政一	文政一	文政一
天保二年正月	天保二年正月	文政一三年二月	文政一三年二月		三年二月	三年二月	三年二月	三年二月	三年二月	三年二月	三年正月	三年正月	三年正月	二年三月	二年二月	二年二月	二年二月	一年	一年三月	一年三月	一年三月	一年二月	一年二月
縁女送り一札〔小諸領根々井塚原村名主平三郎→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	養子請取〔小諸市町年寄市左衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	妻を神子にする旨の一札	縁女送り一札〔矢嶋村名主五市→五郎兵衛新田名主所左衛門〕		聟養子送り返書〔名主七郎右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁女送り一札〔平井村名主五郎輔→五郎兵衛新田村名主〕	縁女送り一札〔五郎兵衛新田名主所左衛門→嶋瓦村名主衆〕	縁付き送り返書〔春日村名主長次郎→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁付き送り一札〔春日村西組名主新十郎→五郎兵衛新田村名主所左衛門〕	縁女送り一札〔山部村名主長五右衛門→原新田名主所左衛門〕	送り書〔御馬寄村名主市右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁女引取り一札〔森山村名主権右衛門→五郎兵衛新田村名主所左衛門〕	養子送り一札〔山浦村名主幸右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	送り一札〔三条村名主卯右衛門→五郎兵衛新田名主衆〕	縁付き送り書〔桑山村名主市之丞→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁付き送り一札〔五郎兵衛新田名主所左衛門→大和田村名主五郎左衛門〕	縁女送り書〔望月町庄屋忠右衛門→五郎兵衛新田庄屋所左衛門〕	内縁送り返書〔望月新町名主信兵衛→五郎兵衛新田村名主〕	縁女送り請取〔柏木村名主八左衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁付き送り状請取〔原村名主清左衛門→五郎兵衛新田名主〕	緣女一札返書〔取出町村名主忠右衛門→五郎兵衛新田名主衆〕	縁女送り状〔前山村名主→五郎兵衛新田名主〕	縁付き送り一札〔五郎兵衛新田名主所左衛門→小平村名主衆〕
状	状	状	状		状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状
	_	_	_		_	_	_	_			_	_	_				_	_		_	_	_	_

_	듳	壹	三語	臺	臺	宝	=0	二四九	賣	一四十	一	一里	一個		置	-	1图0	壹	늦	臺	듳	壹	
天保四年二月		天保三年	天保三年一一月	天保三年八月	天保三年二月	天保三年二月	天保三年二月	天保三年二月	天保三年二月	天保三年二月	天保三年二月	天保三年正月	天保二年三月	天保二年三月	天保二年二月	天保二年二月	天保二年二月	天保二年二月	天保二年二月	天保二年二月	天保二年二月二五日	天保二年正月	天保二年正月
縁女送り書〔袮津知行所天神林村名主弾右衛門→中之条支配所五郎兵衛新田名主衆〕		縁付き村送り一札〔蓬田村名主栄吉→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	長念寺弟子送り一札〔水内郡上ケ屋村名主嘉左衛門→五郎兵衛新田村役人衆〕	縁女送り返書〔矢嶋村名主清右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	養女送り一札〔高呂村名主郡蔵→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁女送り返書〔五郎兵衛新田名主所左衛門→蓬田村名主栄吉〕	縁付き送り一札〔小宮山村名主忠左衛門→五郎兵衛新田村名主〕	縁女送り返書〔八幡宿名主太郎兵衛→五郎兵衛新田名主衆〕	養子送り一札〔下県村名主所左衞門→五郎兵衛新田名主衆〕	縁付き送り返書〔大和田村名主五郎右衛門→五郎兵衛新田名主衆〕	縁付き送り書〔岩尾村名主庄右衞門→五郎兵衞新田名主衆〕	縁付き送り書〔桑山村名主市之丞→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁付き送り一札〔入布施村名主久右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	送り返書〔五郎兵衛新田名主所左衛門→桑山村名主市之丞〕	縁女送り一札〔五郎兵衛新田名主所左衛門→桑山村名主衆〕	縁付き送り書〔平塚村名主忠右衛門→上新田村名主所左衛門〕	縁付き送り請取〔五郎兵衛新田名主所左衛門→平塚村名主忠右衛門〕	縁付き送り返書〔五郎兵衛新田名主所左衛門→春日村名主弥左衛門〕	送り返書〔桑山村名主市之丞→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁付き送り状請取〔下桜井村名主忠左衛門→五郎兵衛新田名主衆〕	離縁につき送り一札〔高野町村名主庄左衛門→五郎兵衛新田名主〕	縁女送り書〔桑山村名主市之丞→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	送り一札〔松平但馬守知行所天神林村名主吉兵衛→五郎兵衛新田名主〕
状		状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状
-		_	_	_		_			_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	<u></u>	_	_	_

	211	15	, -	-	-																		
主	主	二七四	三重	圭	丰	마이	云	六	云	六	芸	二治	芸	芸	云	六〇	芸	奏	臺	五	四	=	=
天保七年三月	天保七年三月	天保七年三月	天保七年二月	天保七年二月	天保七年二月	天保七年二月	天保七年二月	天保七年二月	天保六年三月	天保六年三月	天保六年二月	天保六年二月	天保六年二月	天保六年二月	天保六年二月	天保六年正月	天保五年二月	天保四年四月	天保四年四月	天保五年正月	天保五年正月	天保四年一〇月	天保四年三月二九日
縁女送り一札(牧野遠江守領分馬瀬口村名主次左衛門→五郎兵衛新田名主衆)	送り一札(高野町村名主圧左衞門→五郎兵衞新田名主)	縁付き送り一札〔根々井村名主庄蔵→五郎兵衛新田名主衆〕	引取り一札〔下塚原村名主寅次郎→五郎兵衛新田名主衆〕	引取り一札〔森山村名主権右衛門→五郎兵衛新田村名主所左衛門〕	送り書〔五郎兵衛新田名主所左衛門→牧布施村名主衆〕	送り状引替え手形〔今岡村組頭升輔→五郎兵衛新田名主衆〕	山伏名跡送り一札〔和田村山伏東光寺→中原村名主所左衛門〕	送り状〔今岡村名主新左衛門→五郎兵衛新田名主〕	送り状〔水内郡松代領分北郷村名主太文治→五郎兵衛新田村名主所左衛門〕	宗旨送り証〔塩名田宿正縁寺→日向村大徳寺方丈〕	養子送り一札〔小平村名主庄兵衛→五郎兵衛新田名主衆〕	縁付き送り書〔片倉村名主丹治→五郎兵衛新田名主衆〕	縁女送り一札(塩名田村名主彦兵衛→五郎兵衛新田名主衆)	縁付き送り一札〔矢嶋村名主呉市→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	養子送り一札〔五郎兵衛新田名主所左衛門→御馬寄村名主市左衛門〕	養子送り返書〔八幡村名主太郎兵衛→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁付き送り返札〔御馬寄村名主市右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁女引取り一札〔大沢村名主市左衛門→五郎兵衛新田名主衆〕	養子送り返札〔御馬寄村名主市右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁女送り書〔森山村名主権右衛門→五郎兵衛新田村名主所左衛門〕	送り返書〔八幡宿名主太郎兵衛→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	養子送り書〔望月町庄屋忠右衛門→五郎兵衛新田庄屋所左衛門〕	宗門送り一札〔妙香院兼帯平井村龍泉寺→福寿院〕
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状
_	_	_	_	_				_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	-	_

二九九	二六	二九十	二六六	二九五	二九四	二九三	二九二	元	二元0	六九	六	六	六公	云		二品	六	둣	늣	六	ニモカ	三	나나
天保一〇年二月	天保一〇年正月	天保一〇年正月	天保一〇年正月	天保一〇年正月	1 天保九年二月	一天保八年七月	一天保八年七月	天保八年七月二〇日) 天保八年三月	天保八年二月	天保八年二月	天保八年二月	天保八年二月	一 天保八年二月		7 天保八年二月	一天保八年正月	一天保八年正月	天保八年正月) 天保八年正月	天保八年正月	天保七年七月	天保七年五月
縁女送り状請取〔臼田村名主七郎左衛門→五郎兵衛新田名主〕	跡式送り返札〔塩名田村名主彦兵衞→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁女送り書〔森山村名主権右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	送り返書〔桑山村名主市之丞→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁女送り書〔小諸市町庄屋重兵衛→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁女送り書〔高呂村名主郡蔵→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁女送り一札〔五郎兵衛新田所左衛門→矢嶋村清右衛門〕	縁女送り一札〔五郎兵衛新田所左衛門→矢嶋村名主清右衛門〕	縁女送り一札〔岩村田町名主佐五右衛門→五郎兵衛新田名主〕	縁女送り一札〔小宮山村名主七郎左衛門→五郎兵衛新田名主〕	縁付き送り返書〔落合村名主勘三郎→五郎兵衛新田村名主衆〕	送り一札〔平塚村名主喜左衛門→五郎兵衛新田村名主所左衛門〕	人別送り一札〔臼田村名主忠右衛門→五郎兵衛新田名主〕	縁女送り書〔前田原村名主喜兵衛→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁女送り書〔松平石見守領分三塚村名主七兵衛→大原左近支配所五郎兵衛新田村名主〕	村名主)	五郎兵衛新田で渡世の吉五郎の身元請書〔平井村当人兄忠右衛門他一名→五郎兵衛新田	送り返書〔桑山村名主市之丞→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	養子送り返書〔柏木村名主八左衛門→五郎兵衛新田名主衆〕	縁付き送り書返札〔茂田井村名主市郎右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁女送り返札〔塩名田宿名主彦兵衞→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	跡式相続送り一札〔矢嶋村名主呉一→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁女送り一札〔岩村田町名主平助→中原村名主衆〕	送り一札〔矢嶋村名主呉市→五郎兵衛新田名主所左衛門〕
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状		状	状	状	状	状	状	状
_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	-		_	_	_	_		_	_	_	_	_	_	_

213	E	戸		1																		
三 三	畫	三	三九	兲	프	三六	三五	三四四	三三	Ξ	Ξ	= 0	三0元	츳	들	亮	三	100	<u>=0=</u>	₩O.	<u>=0</u>	100
天保一一年二月	天保一一年二月	天保一一年二月	天保一一年二月	天保一一年二月	天保一一年二月	天保一一年二月	天保一一年正月	天保一一年正月	天保一一年正月	天保一〇年二月	天保一〇年二月	天保一〇年二月	天保一〇年二月	天保一〇年二月	天保一〇年二月	天保一〇年二月	天保一〇年二月	天保一〇年二月	天保一〇年二月	天保一〇年二月	天保一〇年二月	天保一〇年二月
縁付き送り引取り書〔落合村名主兼帯組頭利兵衛→五郎兵衛新田名主衆〕縁女送り書〔根々井村上組名主太六郎→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁付き送り返書〔五郎兵衛新田名主所左衛門→下畑村名主衆〕	縁付き送り一札〔五郎兵衛新田名主所左衛門→山部村名主衆〕	送り一札〔山浦村名主久三郎→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁女送り返札〔御馬寄村名主市右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	再縁養子送り書請取〔御馬寄村名主市左衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁付き送り返書〔山部村名主喜左衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁女送り書〔塩野村名主徳次→上原村名主所左衛門〕	女子送り一札〔山浦村名主幸右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	送り返札〔塩名田村名主彦兵衛→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁女引取り一札〔下県村名主所左衛門→五郎兵衛新田名主衆〕	縁女送り書〔五郎兵衛新田名主所左衛門→岩村田宿名主衆〕	送り返書〔比田井村名主太三郎→五郎兵衛新田所左衛門〕	養子送り書〔五郎兵衛新田名主所左衛門→相浜村名主伝右衛門〕	跡式養子送り書〔根々井村名主→五郎兵衞新田名主衆〕	養子送り返書〔蓮田村名主半三郎→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	養子送り書〔姥ケ懐新田支配高橋善五右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁女送り書〔五郎兵衛新田名主所左衛門→下県村名主所左衛門〕	縁女送り書〔相浜村名主伝右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁女送り一札〔下県村名主所左衛門→五郎兵衛新田村名主衆〕	縁女送り返書〔下桜井村名主丹右衛門→五郎兵衛新田名主〕	養子送り返書〔相浜村名主伝右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁女送り書〔耳取村名主忠左衛門→五郎兵衛新田名主衆〕
状 状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状

																						21	4
四五	景	臺	喜	园	100	壹	兲	를	릋	三	三四四	=		畫	==	=	三九		픗	三	픚	三	三四四
天保一	天保一	天保一	天保一	天保一	天保一	天保一	天保一	天保一	天保一	天保一	天保一	天保一		天保一	天保一	天保一	天保一		天保一	天保一	天保一	天保一	天保一
五年	五年八月	五年八月	五年八月	五年七月	五年二月	五年二月	五年二月	五年正月	五年正月	五年正月	四年二月二一日	三年二月		二年八月	二年三月	二年二月	二年二月		二年正月	二年正月	二年正月	二年正月	年
養子送り返書〔春日村名主喜兵衛→五郎兵衛新田村名主所左衛門〕	書〔矢嶋村名主吾市→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	離縁につき縁女引取り書〔牧布施村名主→五郎兵衛新田名主衆〕	縁付き送り返書〔矢嶋村名主五市→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	送り一札〔上州忍賀村名主源十郎他出につき組頭要吉→五郎兵衛新田村名主所左衛門〕	縁女送り書〔春日村名主喜兵衛→五郎兵衛新田村名主所左衛門〕	縁女送り返書〔塩名田宿名主喜兵衛→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁付き送り書〔五郎兵衛新田名主所左衛門→耳取村名主〕	送り書〔三河田村名主市郎右衛門→原新田村名主所左衛門〕	養子送り一札〔春日村名主喜兵衞→五郎兵衞新田村所左衞門〕	縁女送り一札〔山浦村幸右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁女送り一札〔岩村田町名主佐五右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁付き送り書〔祢津領岩下村名主茂右衛門→中之条支配所五郎兵衛新田名主衆〕	新田名主所左衛門他三名→勝田庄蔵他一名〕	家数人別書上げの際に役の勤まる者を五・六○人ぬいてしまったことの詫書〔五郎兵衛	縁付き送り状〔上海瀬村名主新平→五郎兵衛新田村名主〕	縁女送り書〔五郎兵衛新田名主所左衛門→式部村名主衆〕	縁女送り返書〔八幡村名主代広太郎→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	県村名主五左衛門→五郎兵衛新田名主衆〕	離縁につき返却すべき送り状がみつからないのでこの一札をそれに替える旨の証文〔下	縁女送り書〔沓沢村名主兵左衛門→五郎兵衛新田村名主所左衛門〕	養女送り書〔平井村名主長治郎→五郎兵衛新田村所左衛門〕	養女送り書〔沓沢村名主兵左衛門→五郎兵衛新田村名主所左衛門〕	送り状〔入沢村の内三条名主条右衛門→五郎兵衛新田名主衆〕
状	:状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状		状	状	状	状		状	状	状	状
_		_	_	_	_	_	_		_	_	_	_			_		_	_		_	_	_	_

	215	E	戸																				
壳	플	플	三	丟	풒	丟	丟	듯0	壹	奏	臺	퉂	臺		嘉	臺	臺	臺	至0	三	賣	三四七	賣
弘化四年七月	弘化四年二月	弘化四年二月	弘化四年二月二三日	弘化四年正月	弘化四年正月	弘化四年正月	弘化四年正月	弘化四年正月	弘化三年三月	弘化三年二月	弘化三年二月	弘化三年正月	弘化三年正月		弘化二年八月	弘化二年八月	弘化二年八月	弘化二年六月	弘化二年二月	弘化二年二月	弘化二年正月	弘化二年正月	弘化二年正月
縁付き送り返書〔沓沢村名主徳太郎→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁女送り返書〔矢嶋村名主呉市→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁女送り書〔瀬戸村名主半兵衛→五郎兵衛新田名主衆〕	縁女送り返書〔矢嶋村名主呉市→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁女送り書〔牧野遠江守城下小諸与良町庄屋右兵衛他一名→五郎兵衛新田名主衆〕	縁女送り返書〔上田領常田村庄や徳右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁女送り書〔長戸呂村名主市郎右衛門→五郎兵衛新田名主衆〕	縁女送り一札(平井村名主弥市→五郎兵衛新田名主衆)	縁女送り一札〔山浦村名主久三郎→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁女送り返書〔天神林村名主太郎右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	養子送り書請取〔小諸与良町庄屋右兵衛他一名→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁女送り返書〔下村名主定兵衛→五郎兵衛新田名主衆〕	縁付き送り一札〔大津村名主八郎右衛門→五郎兵衛新田村名主〕	縁付き送り一札〔山浦村名主久三郎→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	金吾助中之条役所〕	忰政吉改心につき勘当帳外の御免願書〔五郎兵衛新田願人組頭吉左衛門他一一名→川上	縁女送り一札〔上塚原村名主六右衛門→五郎兵衛新田名主衆〕	縁付き送り返書〔矢嶋村名主五市→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	送り一札〔岩尾村名主庄右衛門→五郎兵衛新田名主衆〕	送り一札〔中桜井村名主哲弥太→五郎兵衛新田名主衆〕	縁女送り一札受取〔下平村名主源右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁付き送り一札〔御馬寄村名主市右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁女送り一札〔取出町村名主増太→五郎兵衛新田村名主衆〕	縁女送り一札〔桑山村名主市之丞→五郎兵衛新田名主所左衛門〕
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状		状	状	状	状	状	状	状	状
_	_		_	_		_	_	_	-		_	_	_	=		_			_		_		

三元 元	兲 为	17	=	三十	壳		元 四	三三	壳	兲	兲0	三七九	三大	나나비		三七月	三七四	프노프	141	프	210 등	6 三元
こころとこころ	嘉永一	5. 嘉永二年正月	入 嘉永元年二月	4 弘化五年三月	、 弘化五年三月	弘化五年二月	弘化五年二月	三 弘化五年二月	一弘化五年二月	一弘化五年二月	0 弘化五年二月	3. 弘化五年二月	、 弘化五年二月	- 弘化五年二月	、 弘化五年二月	弘化五年正月	弘化五年正月	三 弘化五年正月	一弘化五年正月	一弘化五年正月	0 弘化四年	3. 弘化四年八月
たとうと、「き」けらご置うです。ころに方です。「こうです」	養女送り一札〔御馬寄村名主市右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁女送り書〔八満村名主叔平→原新田名主所左衛門〕	縁女送り返書〔矢嶋村名主呉市→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁女送り一札〔下越村名主岡右衛門→中原村名主〕	送り返書〔五郎兵衛新田名主所左衛門→大沢村名主清兵衛〕	縁女送り返書〔平井村名主定兵衞→五郎兵衛新田名主所左衞門〕	縁付き送り書〔矢嶋村名主呉市→五郎兵衛新田名主〕	縁女送り書〔耳取村名主忠左衛門→五郎兵衛新田名主衆〕	縁女送り一札〔岩尾村名主圧右衛門→五郎兵衛新田名主衆〕	送り返書〔入布施村名主七郎右衛門→五郎兵衛新田名主〕	縁女送り返書〔牧布施村名主伊兵衛→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁女送り返書〔高呂村名主郡蔵→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	跡式相続送り書〔下桜井村名主忠左衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	送り返書〔矢嶋村名主呉市→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁女送り一札〔志賀村名主彦左衛門→川上金吾助代官所原新田名主所左衛門〕	縁女送り返書〔温井村名主代組頭利兵衛→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁女送り書〔五郎兵衛新田名主所左衛門→桑山村名主市之丞〕	養子人別送り返書〔八幡村名主太郎兵衛→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁女送り一札〔桑山村名主市之丞→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	送り返書〔桑山村名主市之丞→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁女送り返書〔沓沢新田名主弥右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	夫病死につき帰村希望の富次郎妹の送り書〔平塚村名主勘兵衛→五郎兵衛新田名主〕
	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状
	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_				_	_

四六	四五	四四四	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	E 0	四0元	門門	中0周	四〇六	四〇月	图0图	图0回	图0:1	图01	图00	壳丸	责	三九七	责六	三九五	三九四	플
嘉永四年二月	嘉永四年二月	嘉永四年二月	嘉永四年二月	嘉永四年正月	嘉永四年正月	嘉永四年正月	嘉永四年正月	嘉永三年一二月	嘉永三年八月	嘉永三年二月	嘉永三年二月	嘉永三年二月	嘉永三年二月	嘉永三年二月	嘉永三年正月	嘉永三年正月	嘉永二年一一月	嘉永二年三月	嘉永二年三月	嘉永二年三月	嘉永二年三月	嘉永二年二月	(嘉永二年)二月一〇日
縁女送り一札〔根々井村名主虎蔵→五郎兵衛新田名主〕	縁女送り返書〔嶋川原村名主善三郎→五郎兵衛新田名主〕	縁女送り状〔内藤豊後守領分赤岩村名主領三郎→中原村名主衆〕	跡式送り一札〔小平村名主平左衛門→五郎兵衛新田所左衛門〕	縁付き送り返書〔長三郎新田名主三郎右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁女送り一札〔岩村田領耳取村名主茂右衛門→五郎兵衛新田名主〕	縁女送り一札〔山浦村名主久三郎→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁女請取〔小諸市町庄屋上田吉左衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁女送り書〔春日村名主勝之助→五郎兵衛新田名主衆〕	跡式養子送り一札〔五郎兵衛新田名主所左衛門→原村名主〕	縁付き送り一札〔五郎兵衛新田名主所左衛門→市村新田名主衆〕	縁女送り一札〔小宮山村名主吉左衛門→五郎兵衛新田名主〕	養子送り請書〔前山村名主重右衛門→五郎兵衛新田名主〕	縁女送り書請取〔相浜村名主永次郎→五郎兵衛新田名主〕	縁女送り一札〔岩村田町名主平助→下原村名主衆〕	忍乗坊の妙香院への送り一札〔香坂村明泉寺→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁女送り返札〔塩名田宿名主彦兵衛→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁女送り返書〔平井村名主五郎助→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁女送り書〔三河田村名主長左衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	養子送り返書〔式部村名主→五郎兵衛新田名主衆〕	跡式相続送り書〔抜井村名主藤兵衛→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁女送り返書〔矢嶋村名主呉市→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁女送り一札〔中居村名主善左衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	出生・縁付き増減・離縁・死去人別書上〔弥四郎→役元〕
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状
_	_	_		_	_	_	_		_	_	_	_	_		_	_	_	_	_	_	_	_	

	嘉永四年二月 月 月	【中山道追分宿名主恒五郎→五郎兵衛新田村所左衛門】 「中山道追分宿名主恒五郎→五郎兵衛新田名主〕 「中山道追分宿名主恒五郎→五郎兵衛新田村名主所左衛門〕	. 1/ 1/ 1/ 1/	
四三三	嘉永四年三月	縁女送り書〔春日村名主勝之助→五郎兵衛新田名主衆〕	状 状	
置三	嘉永四年三月	縁付き送り一札〔御馬寄村名主市右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕 状	八	_
四四	嘉永五年正月	縁女送り書〔牧野遠江守城下小諸与良町庄屋右兵衛他一名→鈴木大太郎代官所下原村名		
		主衆〕	状	_
空宝	嘉永五年正月	縁付き送り書〔大久保村名主園右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	状	_
四六	嘉永五年正月	縁女送り書〔小諸与良町庄屋右兵衛他一名→五郎兵衛新田村名主所左衛門〕 4	状	
型型	嘉永五年正月	縁女送り書〔望月町庄屋忠右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	状	_
	嘉永五年正月	縁付き送り返書〔八幡村名主叔平→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	状	
四元	嘉永五年二月	縁女返書〔五郎兵衛新田名主所左衛門→市村新田名主定兵衛〕	状	_
四三〇	嘉永五年二月	縁付き送り書〔五郎兵衛新田名主所左衛門→岩尾村名主〕	状	
豐	嘉永五年二月	縁付き送り返書〔矢嶋村名主呉市→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	状	
四三	嘉永五年二月	離縁のため送り状返却すべきところ紛失につき代替え一札〔御影新田村名主七郎右衛門		
		→五郎兵衛新田名主〕	状	_
	嘉永五年二月	縁女送り一札〔下県村名主七郎兵衛→五郎兵衛新田名主〕	状	_
四三四	嘉永五年閏二月	縁付き送り返書〔春日村名主勝之助→原新田名主所左衛門〕	状	
四三五	嘉永五月三月	縁付き送り返書〔桑山村名主市之丞—五郎兵衛新田名主所左衛門〕	状	_
四				
_	嘉永六年正月	送り返書〔五郎兵衛新田名主所左衛門→牧布施村名主伊兵衛〕	状	_
픙	①安政三年二月	人別送り一札〔小諸領分八幡村名主太郎兵衛→中之条支配所五郎兵衛新田名主所左衛門〕4	状	_

75 四四 四三 ②明治三年正月 明治三年二月 嘉永六年二月 嘉永六年二月二九日 明治四年正月 明治四年正月 明治三年一〇月 明治三年三月 明治三年二月 明治三年二月 明治三年二月 明治三年二月 明治三年二月 明治三年正月 明治三年正月 明治二年五月 嘉永七年正月 嘉永七年正月 嘉永六年三月 嘉永六年二月 嘉永六年二月 嘉永七年正月 嘉永七年正月 送り書〔腰越村名主太八郎→佐久郡五郎兵衛新田名主処左衛門 縁女送り書〔横根村名主藤右衛門→中原村名主衆 縁付き送り返書〔矢嶋村名主五市→五郎兵衛新田名主所左衛門〕 縁女人別送り一札 縁女送り請取書 縁女送り一札(山浦村名主幸右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門) 跡式相続送り状 縁付き送り返書 縁女請取一札〔芦田宿名主権助→五郎兵衛新田名主所左衛門〕 縁付き送り書〔前山村名主源右衛門→五郎兵衛新田村名主衆〕 太郎中之条役所〕 宗門人別帳お調べにつき無高百姓住地届の日延べ願書 縁女送り書 村送り一札〔越中新川郡下轡田村役人円右衛門→五郎兵衛新田役人衆〕 縁女送り一札〔式部村名主栄司→五郎兵衛新田名主所左衛門〕 送り返書〔新子田村名主喜十郎→五郎兵衛新田名主所平〕 送り返書〔下平村名主弥平→五郎兵衛新田名主衆 送り書〔春日村名主八良→五郎兵衛新田名主所平〕 縁女送り書 縁女送り一札〔大奈良村名主小太郎→五郎兵衛新田村中原所左衛門〕 人別離縁送り状〔五郎兵衛新田名主所平→八幡村名主太郎兵衛 養子送り書〔山部村名主長五右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕 八別送り返書〔小諸本町庄屋小宮山権兵衛→五郎兵衛新田名主柳沢所平〕 八別受取一札〔竹田村名主甚吾→五郎兵衛新田名主所左衛門〕 〔小諸荒町庄屋柳田五兵衛他一名→五郎兵衛新田村名主衆〕 〔桑山村庄屋市之丞→五郎兵衛新田名主所左衛門 〔下県村名主善兵衛→五郎兵衛新田村名主所左衛門 〔蓬田村名主半三郎-〔小諸荒町庄屋五兵衛→五郎兵衛新田名主所左衛門 〔芦田村名主権助→五郎兵衛新田名主所左衛門 →五郎兵衛新田名主所左衛門〕 〔桜井新田名主重右衛門→鈴木大 状

	縁女送り書〔平塚村名主政蔵→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	安政二年二月	
	縁女送り書〔塩名田村名主彦兵衛→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	安政二年二月	四六七
	離縁送り返書〔春日村名主勝之助→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	安政二年二月	四六
	養子送り請取一札〔下桜井村名主忠左衛門→五郎兵衛新田名主衆〕	安政二年二月	四六宝
	縁女送り返札〔塩名田村名主彦兵衞→五郎兵衛新田村名主所左衛門〕	安政二年二月	四六四
	縁付き返書〔平塚村名主政蔵→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	安政二年二月	四六三
	養子送り書〔上桜井村名主六左衛門→五郎兵衛新田村名主所左衛門	安政二年二月	四二
啊 門〕	縁付き引取り一札〔岩尾村名主庄右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門	安政二年二月	鬥
	縁女引取り一札(森山村名主権右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門)	安政二年正月	四六0
	田名主所左衛門〕		
名主吾市→五郎兵衛新	離縁のため送り状返却すべきところ紛失につき代替返札〔矢嶋村名主吾市	嘉永七年三月	四五九
	縁女送り書〔御影新田村名主清右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門	嘉永七年三月	罢
即兵衛〕	縁女人別引取り一札〔五郎兵衛新田名主所左衛門→八幡村名主太郎兵衛〕	嘉永七年三月	四五七
	縁女送り一札〔平原村名主七左衛門→下原村名主〕	嘉永七年三月	聖
	養女送り返書〔矢嶋村名主吾市→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	嘉永七年三月	四五五
門	奉公人請状〔平井村奉公人喜曾五郎他一名→五郎兵衛新田所左衛門	嘉永七年二月	四五四
	縁付き送り書〔相浜村名主伝兵衛→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	嘉永七年二月	聖
	縁付き送り返書〔相浜村名主伝兵衛→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	嘉永七年二月	四三
	縁女送り書〔五郎兵衛新田名主所左衛門→耳取村名主〕	嘉永七年二月	翌
	縁女送り書〔矢嶋村名主五市→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	嘉永七年二月	四五0
3名主所左衛門)	養子人別送り一札〔祢津知行所高呂村名主平左衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	嘉永七年二月	四四九
	縁女引取り書〔下県村名主善兵衛→五郎兵衛新田名主〕	嘉永七年二月	四八
	縁付き送り状返札〔下県村名主善兵衛→五郎兵衛新田名主所左衛門	嘉永七年二月	四四十
他一名)	縁女送り一札〔五郎兵衛新田名主所左衛門→小諸与良町庄屋右兵衛他	嘉永七年正月	四四六

四九0	四分	四		四个	四 公	四公	四公田	門	鬥	鬥	50	四七九		咒	四十十	四六	四十五	四十四	四十三	四七二	四十一	0中国	四六九
安政五年二月	安政五年正月	安政四年二月		安政四年二月	安政四年二月	安政四年二月	安政四年二月	安政四年二月	安政四年二月	安政四年二月	安政四年正月	安政三年三月		安政三年三月	安政三年二月	安政三年二月	安政三年二月	安政三年二月	安政三年二月	安政三年正月	安政三年正月	安政二年三月	安政二年二月
養子送り一札〔五郎兵衛新田名主所左衛門→小諸与良町名主〕	縁女送り一札〔御馬寄村名主市左衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁女送り一札〔塩名田村名主彦兵衛他一名→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	門)	縁女送り一札〔塩名田村名主彦兵衛出府につき伝兵衛代印→五郎兵衛新田名主所左衛	縁女送り一札〔森孫三郎代官所追分宿年寄名主兼新太郎→上新田名主所左衛門〕	縁女送り書請取〔高野町村名主→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	送り書一札〔高呂村名主甚右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	送り書一札〔天神林村名主弾右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁女送り書〔天神林村名主弾右衛門→五郎兵衛新田名主衆〕	縁女送り一札〔岩村田町名主篠沢佐五右衛門→下原村名主〕	縁付き送り一札〔小平村名主源内→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁付き送り一札〔岩尾村名主圧右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	兵衛新田名主所左衛門〕	離縁の娘の送り状を見つけ次第返却してほしい旨の一札〔小宮山村名主吉左衛門→五郎	縁女送り返書〔中居村名主長右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁付き送り返書〔式部村名主源右衛門→五郎兵衛新田名主衆〕	養子送り一札〔五郎兵衛新田名主所左衛門→春日村名主勝之助〕	縁談送り返書〔下県村名主五右衛門→五郎兵衛新田名主〕	送り状〔小宮山村名主吉左衛門→五郎兵衛新田名主〕	養子送り返札〔塩名田村名主彦兵衛→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	養子送り書〔塩名田村名主彦兵衛→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁女送り返書〔御影新田村名主七郎右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	奉公人請状〔御馬寄村人主受人順吉→原新田所左衛門〕
状	状	状	状		状	状	状	状	状	状	状	状	状		状	状	状	状	状	状	状	状	状
_		_				_	_	_			_	_	_		_	_	_	_	_	_	_	_	

八	七	六	五.		四	三		=			吾	吾	五00	四九九	咒	四九七	四九六	四九宝	四九四	四九三	四九二	四九一
安政六年一二月二四日	安政六年三月	安政六年三月	安政六年三月		安政六年三月	安政六年二月		安政六年二月		安政六年二月二六日		安政六年正月	安政五年一一月	安政五年一一月三日	安政五年八月一七日	安政五年七月一九日	安政五年三月	安政五年二月	安政五年二月	安政五年二月	安政五年二月	安政五年二月
新田仙三郎他三名→木村董平中之条役所〕病身のため農業出来かねるので五年間江戸で商売しつつ療治したい旨の願書〔五郎兵衛病	一札〔專三郎親幸助他四名→役人〕	人別送り状〔五郎兵衛新田三役人→江戸神田紺屋町名主橋本市之丞〕	人別送り状〔五郎兵衛新田名主所左衛門他二名→江戸神田紺屋町名主橋本市之丞〕	九名→木村董平中之条役所〕	仙三郎江戸住居一件につき町名主への書付渡し方伺い書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他	療養のため五年間江戸人別差加え願書〔願人仙三郎他三名→村役人〕	幸助他三名→木村董平中之条役所〕	欠落の憂いあるため仙三郎の村方人別除きと江戸住居許可の再願書〔五郎兵衛新田願人	→役元〕	年季を限り千(仙)三郎の江戸住居許可につき跡相続などにつき一札〔当人千三郎他八名		縁女送り返書〔印内村名主淀右衛門→五郎兵衛新田柳沢所左衛門〕	養子送り状〔今岡村名主金兵衞→五郎兵衞新田名主衆〕	縁付き送り書〔高呂村名主平左衛門→五郎兵衛新田名主衆〕	安蔵母この・弟千代蔵の送り状〔海尻村名主善一郎→五郎兵衛新田役人衆〕	縁女送り一札〔油井村名主与兵衛→五郎兵衛新田村名主柳沢所左衛門〕	縁女引取り一札〔五郎兵衛新田名主所左衛門→今岡村名主金兵衛〕	緣女返書一札〔五郎兵衛新田名主所左衛門→上桜井村名主政次郎〕	養子引取り一札〔五郎兵衛新田名主所左衛門→崎田村名主佐右衛門〕	縁女送り返書〔平塚村名主政蔵→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁女送り書〔五郎兵衛新田名主所左衛門→御馬寄村名主市右衛門〕	養子送り一札(塩名田村名主彦兵衛→五郎兵衛新田名主所左衛門)
状	状	状	状	状		状	状		状			状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状
→	$\stackrel{ ext{!}}{=}$	_	_	_		_	_					_		_	_	_		_	_	_	_	_

	五九	安政七年二月	養子送り書〔塩名田村名主彦兵衛→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	状	
22	吾0	安政七年二月	縁女送り一札〔下平村名主源右衛門→五郎兵衛新田名主〕	状	_
		安政七年二月	養子送り返書〔八幡村名主太郎兵衛他一人→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	状	_
	臺	安政七年二月	縁付き送り書〔五郎兵衛新田名主所左衛門→小宮山村名主〕	状	_
	플	安政七年二月	養子送り返書〔春日村名主五郎兵衛→五郎兵衛新田所左衛門〕	状	
	프	安政七年二月	養子送り書請取〔春日新町名主平作→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	状	
	풒	安政七年二月	養子送り一札〔平井村名主吉平→原新田村名主所左衛門〕	状	
		安政七年三月	名跡相続人別送り返書〔高呂村名主平左衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	状	
	至	安政七年三月	縁女送り返書〔矢嶋村名主甚太夫→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	状	
	兲	安政七年六月	縁付き送り返書〔矢嶋村名主忠作→五郎兵衛新田名主衆〕	状	
	플	万延元年七月	縁女送り返書〔耳取村名主茂右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	状	
	蔷	万延二年正月	縁女送り書〔牧野遠江守領分山浦村名主幸右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	状	_
	蓋	万延二年正月	縁女送り請取〔小諸与良町庄屋次兵衞→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	状	
	臺	万延二年二月八日	縁付き送り状〔平井村名主府太夫→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	状	
	畫	万延二年二月	縁女送り一札〔中桜井村名主哲弥太→五郎兵衛新田名主衆〕	状	_
	蓋	万延二年二月	縁女送り書〔横和村名主伝左衛門→五郎兵衛新田名主衆〕	状	_
	臺	万延二年二月	縁女送り返書〔野沢村名主彦左衛門→五郎兵衛新田名主〕	状	_
		万延二年二月	縁女送り書〔矢嶋村甚太夫→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	状	_
		万延二年二月	縁女送り一札〔田野口村名主権助→五郎兵衛新田村名主〕	状	_
	兲	万延二年二月	縁女送り書〔下平尾村名主→五郎兵衛新田名主衆〕	状	_
		万延二年二月	縁付き村送り一札〔埴科郡寂藤村彦右衛門→五郎兵衛新田上原村名主所左衛門〕	状	
	西0	万延二年二月	縁女送り書〔五郎兵衛新田名主所左衛門→入片倉村名主〕	状	_
	吾	万延二年二月	縁女送り書〔五郎兵衛新田名主所左衛門→八重原村名主〕	状	_
	吾	文久二年正月	縁付き村送り状〔戸隠山神領日照田村庄屋小右衛門→五郎兵衛新田村役人衆〕	状	

	220	L	,	Н																			
五四	至		歪	弄		轰	奏	至	妻	臺	蓋	臺	臺	蓋	>	五	兲	五	吾	霻		五四四	吾
文久三年二月	文久三年二月		文久三年二月一四日	文久三年正月	文久三年正月	文久三年正月	文久三年正月	文久二年一二月	文久二年一二月	文久二年八月	文久二年七月二八日	文久二年四月	文久二年四月二日	文久二年三月	文久二年二月	文久二年二月	文久二年二月	文久二年二月	文久二年二月	文久二年二月		文久二年二月	文久二年正月
縁女人別送り状〔五郎兵衛新田名主所左衛門→瀬戸村名主衆〕	縁女人別送り返書〔五郎兵衛新田名主所左衛門→小宮山村名主七郎左衛門〕	他五名→安藤伝蔵中之条役所〕	家出した忰嘉吉勘当・帳外願書〔当支配所信州佐久郡五郎兵衛新田百姓平十郎後家よし	養子人別送り返書〔八幡宿名主太郎兵衛→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁女送り一札〔森山村名主権右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁女送り書〔小諸領印内村名主淀右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	聟養子人別送り書〔大久保村柳沢園右衛門→五郎兵衛新田名主衆〕	養女送り一札〔長瀬村名主七郎右衛門→五郎兵衛新田村名主所左衛門〕	聟養子人別送り状〔松代領風間村名主吉兵衛→中之条支配五郎兵衛新田村役人衆〕	家出人仲蔵勘当・帳外願書〔親とめ他一六名→安藤伝蔵中之条役所〕	縁女送り一札〔岩村田町名主儀兵衛→原新田村名主〕	家出人弥五郎勘当・帳外願書〔親七之丞他一五名→安藤伝蔵中之条役所〕	家出人弥五郎勘当・帳外願書〔親七之丞他三名→安藤伝蔵中之条役所〕	縁付き送り返書〔瀬戸村名主又右衛門→五郎兵衛新田名主衆〕	縁女送り書〔相浜村名主伝兵衛→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁付き返書〔牧布施村名主惣左衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	人別請取〔小県郡長窪宿名主九右衛門他一名→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁女請取〔下県村名主五左衛門→五郎兵衛新田名主〕	縁付き送り返書〔八重原村名主幸助→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	養子送り一札〔佐久郡油井村名主与兵衛→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	役所〕	家出人嘉吉勘当・帳外願書〔親よし願いにつき代親類嘉兵衛他一五名→安藤伝蔵中之条	縁女送り書〔小諸本町問屋塩川五右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕
状	状	状		状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状		状

	五六五	文久三年二月	家女人引送り返書「八幡官名主太郎兵衛→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	伏	_
226		文久三年二月	縁女人別送り返書〔平井村名主定助→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	状	
	弄	文久三年三月	縁女送り一札〔上村名主定市→五郎兵衛新田村名主衆〕	状	
	兲	文久三年四月	縁女送り一札〔小宮山村名主七郎左衛門→五郎兵衛新田名主〕	状	
	弄完	文久三年一一月	縁女送り返書〔五郎兵衛新田名主所左衛門→中居村名主佐五右衛門〕	状	
	五十0	文久三年一二月	家出の忠兵衛先非後悔帰村につき除帳願いの下げ願書〔親類茂三郎他七名→最寄役人〕:	状	-
	五二	文久四年正月	養子送り状請取〔小諸本町問屋五右衛門→五郎兵衛新田名主〕	状	_
	至	文久四年正月	養子送り書〔根津知行所金井村名主治左衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	状	_
	至	文久四年正月	縁女送り状〔上田領常田村庄屋徳右衛門他一名→五郎兵衛新田村名主〕	扒	
	五七四	文久四年正月	縁女送り返札〔御馬寄村名主市左衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕		\rightarrow
	五七五	文久四年二月	縁女送り一札〔五郎兵衛新田名主所左衞門→抜井村名主〕	状	
	五六	文久四年二月	縁女送り一札〔前山村名主郡右衛門→五郎兵衛新田名主衆〕	状	_
	五十七	文久四年二月	縁女送り返札〔御馬寄村名主市左衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	状	
	至	文久四年二月	縁付き送り返書〔五郎兵衛新田名主所左衛門→平井村名主府太夫〕	状	_
	五七九	元治元年三月	跡式養子人別送り状〔五郎兵衛新田名主所左衛門→岩村田町名主七左衛門〕	状	_
	兲	元治元年五月	縁女送り状〔下桜井村名主件右衛門→五郎兵衛新田名主〕	状	_
	兲	元治元年八月	人別送り一札〔五郎兵衛新田名主所左衛門→落合村名主〕	状	
	兲	元治元年八月	縁女送り返書〔長土呂村名主勘兵衛→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	状	
	歪	元治二年正月二六日	離縁人別送り書〔甘利八右衛門代官所小県郡長窪宿名主徳右衛門代兼名主善左衛門→同		
			代官所五郎兵衛新田名主所左衛門〕	状	_
	吾品	元治二年正月	縁女送り一札〔三井村名主茂左衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	状	
	촟	元治二年正月	縁女人別送り書〔芦田宿名主栄佐右衛門→五郎兵衛新田名主衆〕	状	
	좃	元治二年二月	人別引取り一札〔五郎兵衛新田名主所左衛門→瀬戸村名主〕	状	
	兲	元治二年二月	縁女送り一札〔天神林村名主助八郎→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	1	_

70 ⁺			505	六〇五	六0四	÷0	÷0	台	* 00	五九九	五六	五九七	五九六	五九五	五九四	五二	五九	五九	五九0		兲	
	+ 慶応二年正月		☆ 慶応二年正月	五 慶応二年正月	慶応二年正月	三 慶応二年正月	慶応二年正月	慶応二年正月	0 慶応二年正月	5 慶応元年一二月八日	へ 慶応元年八月	ゼ 元治二年	7. 元治二年	五 元治二年	元治二年一二月	三 元治二年二月	元治二年二月	一元治二年二月	0 元治二年二月	元治二年二月	、 元治二年二月	
	縁女送り書〔御馬寄村名主市左衛門→五郎兵衛新田名主柳沢所左衛門〕	名主所左衞門〕	縁女送り書〔牧野遠江守領分同郡印内村名主栄之助→甘利八右衛門支配所五郎兵衛新田	縁女送り一札〔下村名主勘兵衛→五郎兵衛新田村名主〕	縁女送り書〔御馬寄村名主市左衛門→五郎兵衛新田名主柳沢所左衛門〕	縁女送り一札〔小諸荒町庄屋五兵衛→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁女送り書〔山浦村名主幸右衛門→五郎兵衛新田名主衆〕	縁女送り書〔御馬寄村名主市左衛門→五郎兵衛新田名主柳沢所左衛門〕	縁女送り返書〔山浦村名主幸右衛門→五郎兵衛新田名主柳沢所左衛門〕	家出人喜代松勘当・帳外願書〔親長兵衛他六名→甘利八右衛門中之条役所〕	養女送り返書〔矢嶋村名主忠作→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁付き送り返書〔沓沢村駒平→五郎兵衛新田名主〕	縁女送り返書〔沓沢村名主駒平→五郎兵衛新田名主〕	縁女送り返書〔沓沢村名主駒平→五郎兵衛新田名主〕	縁女送り一札〔下県村名主七郎兵衛→五郎兵衛新田村名主所左衛門〕	養子送り書〔耳取村名主忠左衛門→五郎兵衛新田村名主所左衛門〕	縁女人別送り書〔春日村名主勝之助→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁付き送り一札〔上桜井村名主圧右衛門→五郎兵衛新田名主〕	縁女人別送り返書〔春日村名主勝之助→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁女人別送り書〔小平村名主栄治右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁女人別送り書〔五郎兵衛新田名主所左衛門→塩野村名主〕	
7	状	状		状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	
		_		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	

_	状	縁女送り返書〔蓮田村名主勘左衛門→五郎兵衛新田名主〕	慶応三年二月	空
	状	縁女送り返書〔名主代組頭弥右衛門→五郎兵衛新田名主柳沢所左衛門〕	慶応三年二月	空
_	状	縁女送り返書一札〔山浦村名主幸右衛門→五郎兵衛新田柳沢所左衛門〕	慶応三年二月	空
_	状	縁女送り一札〔大谷地新田名主→五郎兵衛新田名主衆〕	慶応三年二月	言
_	状	養子送り返書〔五郎兵衛新田名主柳沢所左衛門→森山村名主権右衛門〕	慶応三月二月	空 元
_	状	縁女人別送り返書〔鍛冶屋村名主仲右衛門→五郎兵衛新田名主〕	慶応三年二月	奈
_	状	養子送り書〔小諸領分望月町庄屋忠右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	慶応三年正月	空
_	状	縁付き引取り一札〔森山村名主権右衛門→五郎兵衛新田名主柳沢所左衛門〕	慶応三年正月	奈
_	状	縁女送り返書〔小諸与良町庄屋小山清左衛門他一名→五郎兵衛新田名主柳沢所左衛門〕	慶応三年正月	完宝
_	状	縁女人別送り書〔上田領小県郡下武石村庄屋一司→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	慶応三年正月	 六回
_	状	縁女送り書〔八幡村名主勝右衛門→五郎兵衛新田村名主所左衛門〕	慶応三年正月	空
	状	縁女送り返書〔桑山村名主市之丞→五郎兵衛新田名主柳沢所左衛門〕	慶応三年正月	空
	状	奉公人請状〔沓沢村当人親善四郎他三名→五郎兵衛新田所左衛門〕	慶応三年正月	≘
_	状	縁女送り一札〔横和村名主惣左衛門→五郎兵衛新田村名主所左衛門〕	慶応二年	台
	状	養子送り書〔内藤平八郎知行所大和田村名主五郎右衛門→五郎兵衛新田村名主衆〕	慶応二年八月	六九
	状	縁女引取り書〔岩尾村名主大三郎→五郎兵衛新田名主衆〕	慶応二年三月	六六
	状	縁女送り返書〔岩下村名主茂右衛門→五郎兵衛新田名主柳沢所左衛門〕	慶応二年二月	六十
	状	養女送り一札〔下県村名主木内善兵衛→五郎兵衛新田村名主柳沢所左衛門〕	慶応二年二月	六六
_	状	衛新田庄屋柳沢所左衛門〕		
		養子送り書〔仙石播麿守知行所小県郡岩清水村庄屋松崎四郎兵衛他一名→御料所五郎兵	慶応二年二月	六 宝
_	状	縁女送り一札(松平栄之助知行所高呂村名主平左衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門)	慶応二年二月	六四
_	状	縁女送り返書〔竹田村名主甚五左衛門→五郎兵衛新田名主柳沢所左衛門〕	慶応二年二月	六三
_	状	人別送り一札〔小諸領分八幡村太郎兵衛→中之条支配所五郎兵衛新田名主所左衛門〕	慶応二年二月	六三
_	状	縁女送り書〔五郎兵衛新田名主柳沢所左衛門→八幡村名主勝右衛門〕	慶応二年二月	六二

六五	至	空	至	空0	六四九	六四八	六四十	六四六	六四五	六四四	六四三	益	益	六四0	完		奈	空	奈	奈	空
明治二年二月		一 明治二年正月	明治二年正月	明治二年正月	明治二年正月	明治二年正月	明治二年正月	、 明治元年一二月	一慶応四年八月一六日	慶応四年四月	一慶応四年三月	一慶応四年二月	慶応四年二月	慶応四年二月	慶応四年二月		慶応四年正月	慶応三年八月	慶応三年八月	- 慶応三年六月	l 慶応三年二月
人別送り状〔中居村名主佐五右衛門→所左衛門〕	縁女送り書〔平井村名主府太夫→所左衛門〕	縁女送り一札〔桑山村庄屋市之丞→名主柳沢所左衛門〕	養子送り書〔山浦村名主久三郎→所左衛門〕	縁女送り一札〔蓬田村名主勘左衛門→五郎兵衛新田名主柳沢所左衛門〕	養子送り書〔小諸与良町庄屋清左衛門他一人→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁女送り書〔小諸領西原村名主半左衛門→五郎兵衛新田村名主柳沢所左衛門〕	縁女送り書〔山浦村名主久三郎→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁女引取り一札〔内藤志摩守領分同郡中地村兼帯名主次助→所左衛門〕	養子送り返書〔矢嶋村組頭清右衛門→五郎兵衛新田名主柳沢所左衛門〕	養子送り一札〔御馬寄村名主政之丞→五郎兵衛新田名主柳沢所左衛門〕	縁女送り書〔下中込村名主佐源太→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	縁女送り書〔天神林村名主弾右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	養子送り書〔根津知行所金井村名主白井治左衛門→五郎兵衛新田名主柳沢所左衛門〕	縁女送り状〔牧布施村名主惣左衛門→五郎兵衛新田名主柳沢所左衛門〕	縁女送り一札〔小宮山村名主利兵衛→五郎兵衛新田村名主衆〕	門)	縁女送り書〔牧野遠江守城下小諸与良町庄屋清左衛門他一名→五郎兵衛新田名主所左衛	縁女送り一札〔野沢村名主庄兵衞→五郎兵衛新田村名主処左衛門〕	縁女送り返書〔矢嶋村名主清右衛門→五郎兵衛新田名主柳沢所左衛門〕	養子送り一札〔矢嶋村名主清右衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	養子送り書〔春日村名主勝之助→五郎兵衛新田名主柳沢所左衛門〕
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状		状	状	状	状
	 _	_	_	_		_	_	_	_	_	_	_			_			_		_	_

	ナナナ	明冶六年九月	蒙寸>>送簪证〔更级郎力日寸三長中曾長左左衛門→五郎兵衛新田正副三長〕	犬
	完	明治六年一二月	〔小宮山村戸長諸沢七郎→五郎兵衛新田柳沢所平〕	状:
	完	明治七年正月八日	書〔八幡村戸長依田耕造→五郎兵衛新田柳沢所平〕	状
	公	明治七年一月一〇日	縁付き入籍証〔小県郡桜井村戸長寺島権左衛門→柳沢所平〕	状
	交	明治七年一月三〇日	寄留送籍証〔小県郡下武石村戸長下村一司→五郎兵衛新田戸長副〕	状
	交	明治七年一月	養子送籍証〔耳取村戸長丸山忠左衛門→五郎兵衛新田戸長副〕	状
	交	明治七年二月二一日	伊勢参宮者の戸籍証書〔五郎兵衛新田戸長柳沢所平他一名→駅々村々戸長副〕	状
	公	明治七年二月	縁付き送籍証〔桜井村桜井政次郎→五郎兵衛新田戸長副〕	状
	交	明治七年三月一四日	送籍証(送り状共)〔東京府管下第七大区二小区北品川宿戸長下村忠利他一名→五郎兵衛	
			新田正副戸長)	状一
	交	明治七年三月一五日	送籍証〔五郎兵衛新田戸長柳沢所平他一名→岩村田上之城正副戸長〕	状
	空	明治七年三月一八日	送籍証〔平賀村戸長飯嶋義須→下原村正副戸長〕	状
	交	明治七年四月八日	成田山参詣人の戸籍証書〔五郎兵衛新田村副戸長井出重郎平他一名→往還筋駅々村々正	
	-		副戸長)	状
	交	明治七年四月一二日	入籍証〔小県郡腰越村戸長下村市十郎→五郎兵衛新田戸長柳沢所平〕	状
	六九0	明治七年四月一五日	縁付き送籍証〔下県村戸長木内所一郎→五郎兵衛新田戸長柳沢所平〕	状
	究	明治七年四月一八日	緣女送籍証〔芦田村戸長山浦定一→五郎兵衛新田戸長副〕	状
	空	明治七年四月	縁女送籍証〔塩野村戸長内堀久太→五郎兵衛新田戸長〕	状
	空	明治七年五月一八日	縁付き送籍返証〔野沢村戸長小泉弥門→五郎兵衛新田戸長柳沢処平〕	状
	六品	明治七年五月一八日	縁付き入籍証〔第八区原村戸長飯嶋市兵衛→五郎兵衛新田戸長柳沢所平〕	状
尸	六五	明治七年五月	緣女送籍返書〔小県郡下吉田村戸長宮坂→五郎兵衛新田正副戸長〕	状
E	六六	明治七年七月一四日	縁付き返籍証(沓沢村戸長甘利勘右衛門→五郎兵衛新田正副戸長)	状
31	究上	明治七年七月一五日	縁女送籍証〔鳥川原村小山亨→五郎兵衛新田戸長〕	状
2	究	明治七年七月	養子送籍返証〔塩名田村戸長丸山喜市→五郎兵衛新田戸長柳沢所平〕	1/

																						23	2
	十二十	古六	士玉	七四四		士三	二二	兰	110	=	_	艺元	克	404		完	至	四日	104	101	104	100	六九九
	明治一一年三月一八日	明治八年二月二一日	明治八年一月二七日	明治八年一月二六日		明治八年一月一五日	明治七年	明治七年	明治七年一二月一七日	一一月二八日	(明治七年) 一一月二六日		明治七年九月一〇日	明治七年八月一三日		明治七年八月一〇日	明治七年八月一〇日	明治七年八月二日	明治七年七月	明治七年七月	明治七年七月	明治七年七月	明治七年七月
長下村忠利他一名〕	送籍受取証〔五郎兵衛新田戸長柳沢所平他一名→東京府管下第七大区二小区北品川宿戸	送籍証請取〔桑山村用掛依田利右衛門→五郎兵衛新田柳沢所三郎〕	送籍証〔村用掛月番柳沢所三郎→御馬寄村村用掛町田良右衛門他一名〕	寄留送籍証〔五郎兵衛新田村用掛り月番柳沢所三郎〕	第四大区六小区副戸長依田源四郎他一名〕	戸籍改正につき碓氷忠八長男弥十の加籍願書〔五郎兵衛新田用掛り柳沢所三郎他二名→	縁付き送籍証〔下桜井村戸長臼田源吾→五郎兵衛新田戸長副〕	送籍証〔五郎兵衛新田戸長柳沢所平他一名→長野県第一○区岩村田上之城正副戸長〕	出生届書	依田繁吉送籍につき返書〔戸長役場依田源四郎→柳沢〕	依田繁吉戸籍の件につき書状〔戸長依田源四郎→柳沢所平〕		寄留人が相違なく寄留送籍証を持参している旨の証書〔熊谷県上州坂本駅金子直従郎〕	養子入籍証〔岩村田町戸長飯坂豊太郎→戸長柳沢所平〕	大三郎)	入籍請取証〔第九区佐久郡五郎兵衛新田戸長柳沢所平→第一○区佐久郡岩尾村戸長大井	縁女送籍証〔岩尾村戸長大井大三郎→五郎兵衛新田戸長柳沢所平〕	養子送籍証〔塩名田村戸長丸山喜市→五郎兵衛新田柳沢所平〕	縁付き送籍証〔小宮山村戸長荻原吉三→五郎兵衛新田戸長副〕	縁女送籍返書〔小諸荒町戸長柳田五兵衛→柳沢所平〕	寄留送籍証〔耳取村戸長丸山忠左衞門→五郎兵衞新田戸長〕	送籍証〔芦田村戸長山浦定一→五郎兵衛新田戸長柳沢所左衛門〕	縁付き送籍証書〔佐久郡加増村戸長小井又右衛門→五郎兵衛新田戸長副〕
状		状	状	状	状		状	状	状	状	状		状	状	状		状	状	状	状	状	状	状

	200	12 /		Н																			
=		_ t		T III	皇		壹	三		高	芸	壳	中二	듳	宝宝	出	宝	三三		三	Olit	七九	츳
二月一九日		二月一九日	- - - - -	11月 1 11日	正月二九日		一月二二日	亥年一月二〇日		酉年一二月	未年	午年	午年	午年	午年	午年二月	辰年正月	辰年正月		子年五月六日	明治一九年一二月	明治一三年三月二八日	明治一二年八月一九日
書状順達の添状〔土屋伝兵衛→小泉善左衛門〕	衛門)	牧布施村よりの書状を書込み送り状と共に回送する旨の書状〔小泉善左衛門→柳沢所左		中長寄人別女の書「忠勺――父元」	人別調べ開始につき出席要請状〔役元→役人〕	→五郎兵衛新田戸長〕	戸籍帳より寄留人・奉公人の出入りなどを調べ提出するようにとの書状〔区長木内源太	寄留につき戸籍加入願書〔願人中津半三郎〕	名主所左衛門〕	五郎兵衛新田へ嫁いだ村内娘不縁の断り書請取〔御馬寄村名主市左衛門→五郎兵衛新田	浄土宗・曹洞宗宗門人別書上	午年曹洞宗人別書上	浄土宗人別書上	曹洞宗人別書上	浄土宗人別書上	午年中郷人別増減書上〔弥四郎→役元〕	縁女送り状〔芦田村名主栄次右衛門→五郎兵衛新田名主衆〕	浅右衛門の宗旨の報知方依頼状〔芦田村名主栄次右衛門→五郎兵衛新田名主衆〕	所	某女の村内在籍お尋ねにつき返答書〔五郎兵衛新田役人惣代与頭八左衛門→大原左近役	全戸入寄留届書〔北佐久郡塚原村平民農吉沢太作他一名→八幡村他六村戸長岡部良吉〕	寄留届書〔戸主田中かめ他一名→戸長〕	戸籍帳受取証〔戸長役場→柳沢所平〕
状	状		七	K	状	状		状	状		状	状	状	状	状	状	状	状	状		状	状	状
_	_		_	_	_	_			_		四				_			_			_		

七五四	七五三	宝二	五	100	七四九	高	七四七	七四六	七四五	福 一二月一五日		三 九月六日	二 八月晦日	一八月晦日	也一		运 八月三日	酉0 七月三○日	売 七月一〇日	> 四月二八日	亳 三月一八日		三月二○日
村内家数・人別覚	渡世証文〔上田領加沢村庄屋弁蔵他二名→五郎兵衛新田名主・役人〕 状	長三郎姉縁付き所書	長右衛門娘縁付き所書	人数增減書上	出生人・縁付き人などの書上	耕作渡世人の居村の親類たちによる人請状	縁女送り書	嘉兵衛組人別調書	縁女送り返書〔牧野遠江守領分佐久郡芦田宿名主権助→五郎兵衛新田名主衆〕 状	五日 戸籍改めに御廻村につき茶代支払い覚	兵衛] 状	寛政亥年人別を男女別に書上げたことを知らせる書状〔柳沢所左衛門→入布施村重田弥	使用人仙次郎の暇願い許可の旨通達状〔萩原壱郎左衛門→原新田柳沢所左衛門〕 状	使用人解雇により人別除籍の旨通達状〔河原端栢原太郎兵衛→原新田柳沢所左衛門〕 状		久	勝次郎の人別編入は相違ない旨の書状〔第九区五郎兵衛新田村吏→岩村田住士族川田利	縁付き送り状の交付依頼状〔吉右衛門→柳沢所左衛門〕 状	戸籍への大工・瓦師の職名記載方につき書状〔小平八郎→五郎兵衛新田名主〕 状	与吉除帳一件につき書状〔入布施村重田惣助→柳沢所左衛門〕 状	人別改め承知の旨の書状	村名主→五郎兵衛新田名主〕 状	平井村では女に送り状を遣すことはないのでそのように取計ってほしいとの書状〔平井
		_	_	_		_		_		-	_		_	_		_		_		_	_	_	

芝 去 芸 去四 支 六 六 宝九 奏

出生人・死失人などの書上

寅人別改め書

雇人受状(雛形) 〔北佐久郡矢嶋村何番地何之誰他一名→何かし〕

戸籍加入願書〔五郎兵衛新田井出又兵衛〕 養子の除籍願書〔五郎兵衛新田柳沢弥吉他一名→戸長役場〕

浄土宗・曹洞宗の男女別人数書上 宗門人別帳の断簡

人別書上 人別帳下書

申年人別書上

男女別・年齢別人数書上(断簡)

宗門人別改めのための人数書上 宗門人別改めのための人数書上

状

横

状 状 状 状 状 状 状 状 状

三

F

	west, west	

	=		10		九	八		t	六	五	四		Ξ	=		_	番文 号書
	宝曆一〇年一二月		宝暦一〇年三月		宝曆一〇年三月	寬延三年六月		(寛保二年)二月二五日	享保九年二月	享保四年一二月二三日	宝永二年四月		元禄一五年四月一七日	元禄一〇年七月二四日		貞享四年二月二四日	年代
書〔半右衛門忰幸助他二名→名主・組頭衆〕 状	不身持の上心得違いをしたことを認め役所への訴えは内分にして勘弁してほしいとの願	郎兵衛新田名主所左衛門〕	組頭・百姓代役勤方出入内済につき取替議定書〔入布施村抱百姓方平兵衛他五五名→五	名→五郎兵衛新田名主所左衛門他一名〕 状	入布施村組頭・百姓代役勤方出入内済につき取替議定書〔入布施村名主奥右衛門他二三	出入內済証文(前欠)〔所左衛門他一名→源右衛門〕 状	上申書〔佐左衛門五人組佐平次他二名→平賀役所〕 状	五日 佐左衛門が病気といいながら医師に見てもらうにはおよばないと我儘をいっている旨の	甚左衛門の跡式をめぐる紛争の和談証文〔覚左衛門他三名→所左衛門他二名〕 状	三日 朋輩に不届きをしたことの詫書〔下原三右衛門・大重院→名主三左衛門〕 状	角兵衛種籾を盗んだ徳之丞の預かり証文〔徳兵衛他一名→三左衛門他八名〕 状	町庄左衛門他九名〕	七日 伝兵衛から六両出すことで妹よしとの出入を内済にする旨の証文〔伝兵衛他一名→高野	四日 田堰通用道出入解決につき差入証文〔長兵衛・伝左衛門→三左衛門他一二名〕 状	年寄衆〕	[日 市太夫との出入蔵籾一俵で解決したので来一○月進上する旨の証文〔伝左衛門→名主・	文 書 名 形態
<i>V</i> *		V *					<i>V</i> •		V *	V .	V *	V *		V .	V.		数量
-		_		_					_	_	_	_		_			量

•		1	石女	1/6	HA																		
壹	=	<u>=</u>		_	Ξ	=	===		九		六	干		六	宝	72	四	=		=	_	Ξ	Ξ
	三 ② 天明 三 年 八 月	①天明三年八月		天明三年三月		安永九年四月	安永七年		明和九年六月朔日		明和七年閏六月	明和七年閏六月		明和七年閏六月	明和七年閏六月	明和五年六月	(明和三年)	(明和三年)		明和三年八月	明和三年八月		明和三年四月二四日
	次右衛門の本百姓名前譲渡願書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他二名→平賀役所〕	病身につき本百姓名前圧兵衛方への譲渡願書〔願人次右衛門他一名→名主・組頭〕	名→名主・組頭〕	組下徳右衛門の跡式借用方片付けの際に定法に従わなかったことの詫状〔次右衛門他二		伝右衛門と藤兵衛らの林境出入済ロ証文〔願人伝右衛門他一三名→名主・与頭〕	嶽山よりの千曲川材木引持ち免除願書〔平賀預り一四村他八六村→牧野遠江守小諸役所〕な	郎兵衛新田村清左衛門他九名〕	小諸本町市場で東和田村百姓が五郎兵衛新田村百姓に疵を負わせた一件の内済証文〔五	主・組頭〕	出奔の八太郎の三○日限り尋ねの請書〔五郎兵衛新田八太郎兄弟抱親三太夫他四名→名	八太郎一家欠落の届書〔八太郎親類三太夫他四名→名主・組頭〕	四名→名主•与頭〕	八太郎一家欠落の訳お尋ねにつき夫食・借金に詰り欠落したとの上申書〔親類三太夫他	抱水吞百姓八太郎一家出奔の届書〔五郎兵衛新田八太郎抱親三太夫他九名→名主・組頭〕	追分宿食売下女欠落一件內済証文〔追分宿訴訟人久左衛門他一一名〕	幸八一件お尋ねにつき返答書	幸八と源四郎宅へ参った者の名前書付	右衛門他一〇名〕	軽井沢宿幸八との出入内済につき取替証文〔軽井沢宿訴訟方幸八→五郎兵衛新田相手常	軽井沢宿幸八との出入一件諸入用引請状〔常右衛門他二名→名主・組頭〕		入布施村組頭勤方出入内済証文〔入布施村元右衛門他七名→平賀村貞右衛門他一名〕
	状	状	状			状	状	状		状		状	状		状	状	状	状	状		状		状

(天明四年)正月 悪党一件お尋ねにつき上申書 縦 天明四年関正月 去年の百姓徒党一件で召捕えられた定助の参加理由などお尋ねにつき返答書〔五郎兵衛 状 天明四年関正月 去年の百姓徒党一件で召捕えられた定助の教免願書〔仙石次左衛門知行所信州小県郡 大 天明四年関正月 左右衛門他一名→御影役所〕 大 天明七年二月 差紙の件で中之条へお窺いに出頭したく添翰下付願い取次依頼状〔願人文五郎→五郎兵 状 全銭貸 場所日名主・役人〕 「下書共〕〔五郎兵衛新田 之条へお窺いに出頭したく添翰下付願い取次依頼状〔願人文五郎→五郎兵 状 そ明七年三月 「大書共〕〔五郎兵衛新田成六名に対する坂木宿までの出頭命令書〔火附盗賊改垣帯刀組 大 大明七年三月 「大書共〕〔五郎兵衛新田原人文五郎→中之条役所〕 「大書共〕〔五郎兵衛新田之主・役人〕 「大書共〕〔五郎兵衛新田文右衛門〕 大 (下書共〕〔五郎兵衛新田原人文五郎→中之条役所〕 「大書共〕〔五郎兵衛新田名主・経人〕 「大書共〕〔五郎兵衛新田原人文五郎→五郎兵 が 第新田名主・役人〕 「大書共〕〔五郎兵衛新田名主・経所〕 大 (下書共〕〔五郎兵衛新田京西神一大条役所〕 「大曹正」 「大曹正」 「大曹正」 「大曹正」 「大曹正」 「大曹正」 「大曹正」 「大田正」 「大田工」 「大田正」 「大田」 「大田正」 「大田正」 「大田正」 「大田工」 「大
中にお尋ねにつき上申書 「五郎兵衛門他二名→遠藤兵右衛門御影役所」 三姓徒党一件で召捕えられた定助の参加理由などお尋ねにつき返答書〔五郎兵衛 百姓徒党一件で召捕えられた定助の身持ちお尋ねにつき返答書〔五郎兵衛新田 方乱入狼藉一件で召捕えられた定助の身持ちお尋ねにつき返答書〔五郎兵衛新田 方乱入狼藉一件で召捕えられた定助の身持ちお尋ねにつき返答書〔五郎兵衛新田 左衛門他一名→御影役所〕 一名→本育門のため宗門帳印形取上げ処分のところ猶予につき請書〔半右衛門他一名→ 本育頭〕 本京本の狼藉一件出訴の差留め依頼につき五人組詫状〔彦左衛門他九名→名主・組頭〕 本の狼藉一件出訴の差留め依頼につき五人組詫状〔彦左衛門他九名→名主・組頭〕 本の狼藉一件出訴の差留め依頼につき五人組詫状〔彦左衛門他九名→名主・組頭〕 本の狼藉一件出訴の差留め依頼につき五人組詫状〔彦左衛門他九名→名主・組頭〕 本京本衛門〕 本京本衛門中之条役所〕 本京本衛門中之条役の第二、本衛門・伝次郎→中 本京本衛門中之条役所〕 本京本衛門中、大京衛門・伝次郎→中 本京本の 本京本衛門・伝次郎→中 本京本衛門・伝次郎→中 本京本衛門・伝次郎→中 本京本衛門・伝次郎→中 本京本衛門・伝統一 本京本衛門・伝次郎→中 本京本衛門・伝次郎→中 本京本衛門・伝統一 本京本衛門・ 本京本衛門
状 状 状 状 状 状 状 状 状 状

三	一 天明八 年 九 月	桜井新田百姓と村役人との神免作米をめぐる出入内済につき吟味御免願書〔桜井新田願	
		人次郎右衛門他七名〕	状
프	一天明八年	鎮守明神神酒米代滯り出入につき訴状〔願人桜井新田組頭次郎右衛門〕	状
픞	一 寛政元年六月	入布施村名主跡役出入一件示談につき跡役任命願書〔入布施願人奥右衛門他一三名→野	
		村八蔵役所〕	状
긆	1 寛政元年七月	不身持ちの詫と以後の渡世方取極書〔小次郎他三名〕	状
壹	9 寛政元年七月	弥七と忰との争い内済につき吟味御免願書 〔山田村訴訟人弥七他四名→野村八蔵中之条	
		役所〕	状
픛	2 寛政元年八月	清助次男豊次郎家出一件の始末と親死亡の上申書〔名主所左衛門他二名→野村八蔵中之	
		条役所〕	状
듣	~		
	一 寛政二年五月二五日	博奕宿一件お尋ねにつき上申書〔千次郎他五名→名主・組頭〕	状
	一寛政二年五月二五日	千次郎博奕一件お尋ねにつき博奕に立会わなかった旨の上申書〔藤次郎他三名→名主・	
		組頭〕	状
	三 寛政二年五月二五日	千次郎の五人組預り請書〔五人組頭吉右衛門他四名→名主・組頭〕	状
	四 寛政二年五月二五日	藤次郎他三名の預り請書〔吉右衛門他三名→名主・組頭〕	状
	亜 寛政二年五月	千次郎博奕一件で五人組預りにつき請書〔六右衛門他一名→名主・組頭〕	状
	六 寛政二年五月	千次郎博奕一件の口書の押印方につき一札〔吉太郎→名主・組頭〕	状
	ゼ 寛政二年五月	初太郎博奕一件差口につき五人組預り請書〔孫兵衛他五名→名主・組頭〕	状
	、 寛政二年六月	五人組預け中のところ長念寺へ逃出した仙次郎の改心一札〔仙次郎→名主・組頭〕	状
兲	、 寛政二年五月	他領まで懸り合にして法外の働きをしたにもかかわらず役所への注進を取止めにしてく	
		れたことにつき改心一札〔平太郎他五名→名主・組頭〕	状
壳	ж.		
	一寛政三年五月八日	屋敷道出入一件の差紙拝見証文〔忠之丞他二名→名主・与頭〕	状

	忠内屋敷の縄請に関してお尋ねにつき上申書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他四名→恩田	文化四年一一月	五
状	中之条役所〕		
	忠内杭木打砕き一件の吟味下げ顧書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他一○名→恩田新八郎	文化四年一一月	四
状	→名主・組頭・百姓代〕		
	忠内が杭木を打砕いた一件は酒狂の上の心得違いにつき吟味下げ願書〔願人忠内他一名	文化四年一一月	=
状	味願書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他九名→恩田新八郎中之条役所〕		
	忠内が屋敷裏の村内通用道の道巾を広げるために立てた杭木を無断で打砕いた一件の吟	文化四年一一月	=
縦	忠内杭木無断打砕き一件留書帳	文化四年一一月八日	_
			垂
状	老衰の親を顧みず他出したことの詫状〔庄助他二名→宇右衛門〕	文化二年五月九日	兲
状	太他一〇村二五名→奉行所〕		
	無宿清二郎縊殺一件裁許につき請書〔蓑笠之助代官所佐久郡小枝村百姓九左衛門伜喜平	文化年五月一一日	歪
状	市重郎墓所立木伐倒し一件の訴訟費用請負方一札〔願人縫右衛門他一名→名主・与頭〕	享和二年一二月	吾
状	墓所立木伐取ったことの詫状〔市十郎他六名→縫右衛門〕	享和二年一二月	吾
状	新田願人縫右衛門他七名→蓑笠之助中之条役所〕		
	縫右衛門墓所の立木を市十郎が無断で伐取った一件内済につき訴状下げ願書〔五郎兵衛	享和二年一二月	吾
状	半右衛門が桑山村百姓に打擲された一件内済証文〔訴訟人半右衛門忰源十郎他二六名〕	享和二年三月	五
状	郎兵衛新田名主所左衛門他二名→蓑笠之助中之条役所〕		
	半右衛門打擲一件につき桑山・蓬田村役人を問糺したが埒があかないので糺明願書〔五	享和二年三月	吾
状	主・与頭)		
	半右衛門と桑山村・蓬田村百姓との訴訟入用引請状〔半右衛門親類三右衛門他五名→名	享和二年三月	四九
状	六名→名主・与頭〕		
	半右衛門が桑山村百姓に打擲された一件の役所への訴訟願書〔半右衛門従弟安右衛門他	享和二年三月	鬥
状	他一名→養笠之助中之条役所〕		

空 空	六		合		五九		九	八	七	六		五.		[29]		三	=		_	兲	
文化七年八月	文化七年八月		文化七年八月一〇日		文化七年三月一九日		七月二三日	七月二三日	七月二二日	七月二日		文化六年七月二三日		文化六年七月二三日	111日	(文化六年)七月二一~二	(文化六年)七月二〇日		文化六年七月二〇日		
下県村平助打擲一件諸入用の組合・親類引請状〔用右衛門他一七名→名主・組頭〕	下県村平助打擲一件の詫状〔平蔵他五名→下県村平助〕	稲垣藤四郎中之条役所〕	村方祭礼における下県村平助打擲一件の糺明願書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他九名→	名主・与頭・百姓代〕	万之丞忰美代吉との一件は先方より詫入れにつき訴え取下げ依頼書〔利左衛門他二名→	て吉右衛門〕	破談のため役所出頭支度中のところ到着した書状への礼状〔下県村所左衛門→下原村に	両村一件内済につき印鑑持参による出張依頼状〔吉右衛門→所左衛門〕	骨折りの一件破談の由承知した旨の書状〔下県村名主→塩名田宿安太郎他二名〕	両村一件仲介のため下県村への連絡依頼状〔塩名田宿佐藤安太郎→柳沢所左衛門〕	門他三名→稲垣藤四郎中之条役所〕	下県村栄右衛門村内仮住中のところ掛合内済不調につき裁定願書〔五郎兵衛新田所左衛	半次他一一名)	下県村栄右衛門が御馬寄村民に打擲された一件の内済証文〔下県村栄右衛門組親訴訟人		下県村・御馬寄村両村一件入用帳	下県村・御馬寄村一件入用帳	頭・百姓代→五郎兵衛新田役人衆〕	当村栄右衛門が御馬寄村で打擲された一件出訴までの身柄預り依頼状〔下県村名主・与		新八郎中之条役所〕
状	状	状		状				状	状	状	状		状			横	横	状			状

	状	盗賊侵入につき届書〔五郎兵衛新田当人伊右衛門他六名→男谷彦四郎中之条役所〕	文化一二年八月	交
	状	文化一二年四月二三日から二六日までの七左衛門の日記		七
_	状	桜井新田七左衛門の持高などの覚		六
	状	条役所〕		
		七左衛門父子の和合取計い方願書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他六名→男谷彦四郎中之	文化一二年四月	五
_	状	頭)		
		聟養子との縺れあい一件吟味取次願い下げ願書提出不承知の一札〔七左衛門→名主・与	文化一二年四月	79
_	状	七左衛門父子の高分け・印形譲渡縺れあい一件内済につき吟味願い下げ願書	文化一二年四月	三
	状	智養子国次郎との縺れあい一件吟味願い提出日延べ願書 〔願人七左衛門他一名→村役人〕	文化一二年四月	=
_	縦	吟味願書〔名主所左衛門他三名→男谷彦四郎中之条役所〕		
		七左衛門と聟養子国次郎との高分け・印形譲渡に関する縺れあい一件内済不成立につき	(文化一二年)四月六日	
				空
	状	治右衛門変死一件の吟味下げ願書〔平賀村変死人治右衛門伯父清太夫他六名→奉行所〕	文化一一年一一月	突
_	状	困窮のため下作人一同より頼まれるにつき心底上申書〔甚右衛門→名主・組頭〕	文化一一年正月	空
	状	飲酒のうえ不埒をしたことの詫状〔平兵衛子平蔵他二名→名主・組頭〕	文化九年六月一四日	益
_	状	右衛門〕		
		小作納籾・返済金滞り一件解決につき証文返却状〔五郎兵衛新田縫右衛門→塩沢新田梅	文化八年閏二月	六
_	状	右衛門〕		
		納籾・返済金滞り出入内済につき一札〔塩沢新田惣代梅右衛門他二名→五郎兵衛新田縫	文化八年閏二月	五
_	状	田・五郎兵衛新田役人〕		
		納籾・返済金滞り一件詫入れにより内済につき一札〔塩沢新田梅右衛門他二名→塩沢新	文化八年閏二月	Z
	状	小作年貢・貸金返済滞り一件につき申口〔縫右衛門他一名→名主・組頭〕	文化八年閏二月	=
	横	年貢・小作年貢差引き残り滞り帳〔五郎兵衛新田縫右衛門〕	文化八年閏二月一〇日	=
	状	〔願人縫右衛門他二名→名主・組頭〕		

	究	文化一二年八月	不法不埒の詫書〔多蔵他四名〕	状	_
_ 1	04	文化一三年正月	違作のため下作人困窮につき夫食無心一件の落着方下知願書〔五郎兵衛新田名主所左衛		
			門他四名→中之条役所男谷彦四郎〕	状	
	士	文化一三年六月二六日	取締り方廻村の際に不行届きで村預けにされた者の請書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他		
			四名→出役先高橋甚蔵他一名〕	状	
	生	文化一四年四月	忠内・甚右衛門一件訴訟入用の組合引請一札〔甚右衛門他四名→名主・与頭・百姓代〕	状	_
	圭				
	_	文化一四年七月三日	召捕えの甚右衛門預り証〔甚右衛門組合半兵衛他三名→中之条出役前嶋藤八〕	状	_
	=	(文化一四年)七月三日	甚右衛門召捕え一件書留(日記控共)		状二
	=	(文化一四年)八月三日	中の条飯数覚・飯代請取・甚右衛門一件雑用金請取〔瀬左衛門→所左衛門〕	状	\equiv
	四	八月三日	書付を送れということだがよくわからないのでとりあえず書付を送る旨の書状(同苗権		
			四良→古平忠内〕	状	_
	五	文化一四年一〇月	村方一件の立替金請取〔組頭伝兵衛他五名→文之丞・弥惣次〕	状	_
	六	(文化一四年)一一月一四日	一件出役飯代請取〔中之条村瀬左衛門→五郎兵衛新田〕	状	$\vec{-}$
	七	(文化一四年)一一月一五日	飯料の勘定方依頼書(上納金覚共) 〔半兵衛→所左衛門〕	状	$\vec{=}$
	八	文化一四年一二月	宿預けの吉左衛門の吟味下げ願い依頼書〔吉左衛門他三名→下かた村所左衛門他一名〕	状	_
	ナム	文化四年一二月	吟味中の甚右衛門の吟味下げ願い依頼書〔百姓甚右衛門他二一名→小県郡・佐久郡取締		
			衆〕	状	
	10	文化一四年一二月	甚右衛門・吉左衛門・吉右衛門の吟味御免願書〔百姓甚右衛門他三一名→男谷彦四郎中		
			之条役所〕	状	_
	\equiv	文化一四年一二月	入牢中の甚右衛門の赦免歎願依頼書〔百姓甚右衛門他六名→貞祥寺役寮〕	状	
	Ξ	文化一四年一二月	甚右衛門を赦免し貞祥寺の弟子に下げ渡してほしい旨の願書〔甚右衛門他一二名→男谷		
			彦四郎中之条役所〕	状	_
	=	(文化一四年)極月二一日	甚右衛門を二四日まで預ける旨の書状〔貞祥寺→柳沢所左衛門〕	状	

状	忰弥宗太打擲一件の役所への注進願書〔弥宗次他三名→名主・組頭・百姓代〕	文政三年九月二四日	五
状	忰弥宗太打擲一件の役所への注進願書〔弥宗次他三名→名主・組頭・百姓代〕	文政三年九月二四日	껃뎈
状	忰弥宗太打擲一件の役所への注進願書〔弥宗次他三名→役元〕	文政三年九月二四日	=
状	弥宗太打擲一件につき見分願書〔五郎兵衛新田名主所左衛門→男谷彦四郎中之条役所〕	文政三年九月二四日	=
状	名→役元〕		
	特弥宗太が打擲された一件の役所への見分願いの取次依頼書〔弥宗太親願人弥宗次他三	文政三年九月二四日	_
			丰
状	左衛門他三名→男谷彦四郎中之条役所〕		
	南相木村民よりの酒売掛滞り一件は勘定が済んだ旨の届書〔佐久郡五郎兵衛新田名主所	文政二年一〇月	夫
状	名→村役元〕		
	日待踊りを開催して差押えられた忰共を以後取締る旨の一札〔忰共親惣代彦左衛門他二	文政元年九月	宝
状	村内若衆踊り差留め一件につき連絡依頼状〔春日村佐次右衛門→所左衛門〕	(文政元年)八月二六日	描
状	忠内より甚右衛門に懸る訴訟費用出金方引請書〔忠内他五名→名主・組頭・百姓代〕	(文化一四年)	亖
状	甚右衛門一件書類		≓
状	飯料出金方依頼状〔中之条出役→五郎兵衛新田同役〕		110
状	甚右衛門一件のため村方難渋につき役取放し願書〔組頭忠内〕		一九
状	金子預り依頼状〔甚右衛門事貞宗→柳沢所左衛門〕	大三〇日	六
状	内他一名)		
	病気のため出向できないので一件の取計いを依頼する旨の書状〔柳沢弥左衛門→小平忠	一二月一二日	中
状	代		
	五人組名目請戻し一件につき迷惑をかけたことの詫状〔伴蔵他三名→名主・与頭・百姓	文化一五年二月	六
状	金子請取〔伴蔵・半兵衞→役元〕	文化一四年一二月二六日	宝
状	役人・親類〕		
	□ 甚右衛門が剃髪して貞祥寺の弟子になったことの報知状〔貞祥寺副寺→五郎兵衛新田村	(文化一四年)一二月二五日	四四

																						24	U
	益	全	仝	二	合		式		Z	=		=			支	=	10	ナロ		八		七	六
	文政八年六月	文政八年六月	文政八年五月	文政七年一二月一三日	文政七年正月		文政五年一二月							文政五年一一月						文政三年九月		文政三年九月	文政三年九月二六~二七日
名→五郎兵衛新田立入所左衛門他一名〕	下畑村小左衛門との金談差引出入願い下げにつき村役人への誓詞〔上畑村八郎兵衛他二	金談差引出入内済につき吟味下げ願書〔上畑村八郎兵衛他二名→荒井平兵衛中之条役所〕	下畑村小左衛門夫婦ならびに忰非道につき駈込訴状〔上畑村八郎兵衛→奉行所〕	諸勝負・酒等を改め不埒な所業をしない旨の一札〔平三郎→諸親類〕	酒狂のうえ口論一件内済につき詫状〔小右衛門他五名→名主・与頭・百姓代〕	〔組頭字右衛門他三名→役元〕	利左衛門が馬口労仲間観音講のものたちを大勢集め音上に及んだことの糺明用捨願書	九名→荒井平兵衛手附山崎五一郎〕	宿預けの牧布施村善吉・小平村直吉の宥免願書(下書共) 〔牧布施村名主伊右衛門他五村	五郎兵衛新田万吉他六名の心底を内糺して書付をもって届けるようにとの書状	五一郎)	万吉他五名の宥免願書(下書) 〔五郎兵衛新田名主所左衛門他九名→荒井平兵衛手附山崎	一名	村方取締り廻村につき糺明をうけた万吉他五名の役人中勘弁による宥恕願書〔万吉他一		弥惣太打擲の詫状〔組合勝次郎→弥惣太〕	弥宗太打擲一件諸入用覚	医方に対する弥宗太の疵治療の礼と以後苦労をかけない旨の証文〔弥宗次他三名〕	二六名→男谷彦四郎手附中村与次兵衛〕	弥宗太打擲一件内済につき吟味取下げ願書〔五郎兵衛新田百姓弥宗次忰訴訟人弥宗太他	名)	弥惣太打擲の詫状〔山吉他二七名→当村役人衆・持村取締衆・牧布施村名主源兵衛他一	郡中方ならびに村役人賄い諸入用帳〔引請伊左衛門他一名〕
状		状	状	状	状	状		状		状	状		状			状	状	状	状		状		横
四		=	_	_	_	_		$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$		_	_		_			_	_	_	_		_		

	文政七年三月の内済手当金請取〔入布施村半左衛門他一名→長窪新町勘右衛門他一名〕	文政一〇年八月二〇日	九九	- h	
状	井平兵衛中之条役所〕				
	代官廻村先へ封印願書提出一件内済につき願書下げ願い〔願人百姓半左衛門他三名→荒	文政一〇年八月二〇日		+ .	
状	盗賊に源左衛門が殺害された事件の役所への注進依頼書〔親類彦五郎他五名→役元〕	文政一〇年四月		.	
状	忠内養子相続故障一件内済につき届書〔惣吉他七名→役元〕	文政一〇年二月		⊅ 1.	
状	村百姓惣治他一七名→荒井平兵衛中之条役所〕				
	愁訴の廉で宿預けの村役人ならびに入牢・他参留村預けの小前百姓の赦免願書〔取出町	文政八年一一月	- 宝	⊅ 1.	
状	兵衛中之条役所〕				
	愁訴の廉で手鎖または他参留村預けの者の御免願書〔高柳村百姓嘉兵衛他九名→荒井平	文政八年一一月	凸	力 し	
状	門他三名→荒井平兵衛中之条役所〕				
	愁訴の取出町村三七人・本新町村二四人の百姓村預けにつき請書〔取出町村名主儀右衛	文政八年一〇月		空	
状	締役瀬左衛門他四名→荒井平兵衛中之条役所〕				
	取出町百姓騒動の節本新町村甚兵衛他一名は差控えていた旨の届書〔中之条村名主・取	文政八年一〇月		흐	
状	中之条役所〕				
	代官旅宿へ愁訴の嫌疑の六名過怠宥免願書〔本新町村百姓甚兵衛他一五名→荒井平兵衛	文政八年一〇月		九	
状	兵衛中之条役所〕				
	代官旅宿へ愁訴した六一名の村預り請書〔佐久郡取出村名主儀右衛門他三名→荒井平兵	文政八年一〇月二七日		力	
状	村取締役郷宿瀬左衛門他五名→荒井平兵衛中之条役所〕				
	当時入牢中の六名のほかに代官旅宿へ愁訴した者が四三名いる旨の届書〔埴科郡中之条	文政八年一〇月二六日		介	
状	村預けの万次郎救免願書〔万次郎他五名→荒井平兵衛中之条役所〕	文政八年七月		仌	
状	向後身性を改めるべき旨の一札〔入布施村宗兵衛他八名→取締役・村役人〕	文政八年七月		수	
状	万次郎の手鎖村預り請書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他四名→荒井平兵衛中之条役所〕	文政八年七月		슷	
状	所				
	常吉・吉太郎の手鎖村預り請書〔入布施村名主七郎右衛門他二名→荒井平兵衛中之条役	文政八年七月		숲	

=	10	九	八	-		*	玉		129	三		=		_	呈	100		9		9	10		100
天保一〇年七月一七日	天保一〇年六月一七日	天保一〇年五月		_		天保一〇年五月二日	天保一〇年四月		天保一〇年四月	天保一〇年四月一七日		天保一〇年四月一七日		天保八年四月		(天保七年)		天保七年正月		天保六年一二月	天保五年一一月		文政一一年一〇月
出奔の小助の尋ね日限延長につき一札(下書共)〔岩次郎他七名→役元〕	出奔中の小助の行方が尋ね日限になってもわからない旨の届書〔親類岩次郎他一〇名〕	出奔の小助尋ねの次手印形願書〔親類岩次郎他七名→役元〕	小助に疵を負わされた七太郎の疵快気の届書〔勝次郎忰七太郎〕	からない旨の届書〔親類岩次郎他一一名〕		出奔中の小助の行方が尋ね日限になってもわからない旨の届書〔親類岩次郎他一○名→	即他二名→役元〕		平兵衛から預りの質物をめぐり小助乱妨につき見分願書〔親類縫右衛門他一名→大原左	人に疵を負わせ親類・組合預り中の小助出奔につき届書〔孫太郎他五名→池田荘八〕	→池田荘八〕	七太郎へ手疵を負わせた小助の捜索ならびに親孫太郎の預り請書〔名主所左衛門他四名	〔親孫太郎他七名→大原左近中之条役所〕	人に疵を負わせ出奔中の小助の行方を捜したが日限になってもみつからない旨の届書		取締り廻村の際に村預けにされた兵左衛門の改心請書〔兵左衛門他九名〕	役元	定右衛門との縺れあい一件内済につき先に提出した願書の下げ願い〔近右衛門他五名→	衛門他五名→取締出役大原吉左衛門手代水野利八郎〕	悪風聞により吟味を受けるべきところこの度は宥免してほしい旨の願書〔入布施村清右	九左衛門悪事一件の訴訟諸雑用費の請負状〔九左衛門他三名→名主・組頭〕	→役元〕	沓掛宿旅籠屋文太郎下女と八左衛門との掛合一件諸入用引請連印状〔八左衛門他一一名
状	状	状	状	状	状		状	状		状	状		状			状	状		状		状	状	
_		_		_			_	_		_	_								_			_	

Ξ =	= =	九	八	七	六	五	[Z S]	=	=	-	큿	우	읏		孟		四		\equiv		Ξ
(天保一〇年)八月九日	(天保一〇年)八月九日	(天保一〇年)八月九日	(天保一〇年)八月九日	(天保一〇年)八月九日	(天保一〇年)八月九日	(天保一〇年)八月九日	(天保一〇年)八月八日	(天保一〇年)八月八日	(天保一〇年)八月七日	(天保一〇年)八月五日		天保一〇年四月一四日	天保一〇年四月一四日		天保一〇年一〇月一九日		天保一〇年九月一九日		天保一〇年八月一九日		天保一〇年七月一八日
→一月大成一	(三ツ星善九郎	古貸請取〔三ツ星善九郎→中原源四郎〕	酒代請取〔三ツ星善九郎→原新田弥左衛門〕	酒代請取〔三ツ星善九郎→原新田源吉〕	酒代請取〔御馬寄村三ツ星善九郎代八三郎他一名→五郎兵衛新田与五右衛門〕	古貸請取〔三ツ星善九郎→原新田長之助〕	酒代請取〔御馬寄村三ツ星善九郎→下原村久右衛門〕	酒代請取〔御馬寄善九郎→下原村沖右衛門〕	酒代請取〔御馬寄村善九郎→新田伊兵衛〕	酒代請取〔三ツ星善九郎→原新田喜右衛門〕		幸作の傷害一件の訴訟諸入用引受一札〔勝次郎他五名→役元〕	小右衛門忰幸作の傷害一件の訴訟諸入用引受一札〔小右衛門他八名→役元〕	大原左近中之条役所〕	出奔中の小助の行方が尋ね日限になってもわからない旨の届書〔親類岩次郎他一○名→	大原左近中之条役所〕	出奔中の小助の行方が尋ね日限になってもわからない旨の届書〔親類岩二郎他一○名→	大原左近中之条役所〕	出奔中の小助の行方が尋ね日限になってもわからない旨の届書〔親類岩次郎他一○名→	原左近中之条役所〕	出奔中の小助の行方が尋ね日限になってもわからない旨の届書〔親類岩二郎他九名→大
计	伏 状	状	状	状	状	状	状	状	状	状		状	状	状		状		状		状	

亳 莹	三四	畫	壹	三	=0	元	六	=	云	亖	四	亖	亖	\equiv	110	九	六	一	六	孟		껃
	(天保一〇年)八月二〇日	(天保一〇年)八月一八日	(天保一〇年)八月一八日	(天保一〇年)八月一七日	(天保一〇年)八月一六日	(天保一〇年)八月一六日	(天保一〇年)八月一六日	(天保一〇年)八月一六日	(天保一〇年)八月一六日	(天保一〇年)八月一六日	(天保一〇年)八月一六日	(天保一〇年)八月一六日	(天保一〇年)八月一六日	(天保一〇年)八月一五日	天保一〇年八月一五日	(天保一〇年)八月一五日	(天保一〇年)八月一五日	(天保一〇年)八月一五日	(天保一〇年)八月一五日	(天保一〇年)八月一四日		天保一〇年八月一二日
コ東にての「はあいずが引に真なでいったいでは、いずり真体(中毒を生む)となって、酒造掛金・人名書上	酒代請取〔御馬寄村三ツ星善九郎→下原村孫右衛門〕	酒代請取〔三ツ星善九郎→原新田多七〕	酒代請取〔三ツ星善九郎→原新田和惣太〕	酒代請取〔御馬寄村三ツ星善九郎→中原村縫右衛門〕	酒代請取〔三ツ星善九郎→下原音吉〕	酒代請取〔三ツ星善九郎→五郎兵衛新田小右衛門他一名〕	酒代請取〔三ツ星善九郎→五郎兵衛新田弁吉〕	酒代請取〔三ツ星善九郎→五郎兵衛新田佐源太〕	金子請取〔三ツ星善九郎→五郎兵衛新田善吉他一名〕	酒代請取〔三ツ星善九郎→五郎兵衛新田新吉〕	酒代請取〔三ツ星善九郎→秋三郎分五郎兵衛新田富次郎〕	与惣右衛門・宗三郎分の金子請取〔三ツ星善九郎→五郎兵衛新田与惣右衛門〕	酒代請取〔三ツ星善九郎→五郎兵衛新田佐助〕	酒代請取〔御馬寄村三ツ星善九郎→五郎兵衛新田忠八〕	酒代請取〔御馬寄村三ツ星善九郎→五郎兵衛新田甚右衛門他一名〕	酒代請取〔御馬寄村三ツ星善九郎→五郎兵衛新田岩次郎〕	酒代請取〔三ツ星善九郎→五郎兵衛新田徳兵衛〕	酒代請取〔三ツ星善九郎→五郎兵衛新田幸右衛門〕	酒代請取〔御馬寄村三ツ星善九郎→中原村多右衛門〕	酒代請取〔御馬寄村三ツ星善九郎→五郎兵衛新田藤兵衛〕	兵衛新田百姓民次郎他二名→大原左近中之条役所〕	御馬寄村百姓善九郎より民次郎他二八名に掛る酒造掛滞り出入の済方日延べ願書〔五郎
横	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	

		代伊三郎他一名→五郎兵衛新田役元〕	状
0元	(天保一〇年)一二月八日	酒代請取につき願下げする旨の書状〔三ツ星善九郎→五郎兵衛新田伊兵衛〕	状
0	天保一〇年一二月九日	酒売掛代金請取につき願下げする旨の書状〔御馬寄村善九郎→五郎兵衛新田岩二郎〕	状
Ξ	天保一〇年極月一一日	売掛け金受取につき願下げする旨の書状〔三ツ星善九郎→五郎兵衛新田礒吉〕 ↓	状
Ξ	天保一〇年極月一一日	売掛け金受取につき願下げする旨の書状〔三ツ星善九郎→五郎兵衛新田新吉〕	状
\equiv	天保一〇年一二月一二日	売掛け金受取につき願下げする旨の書状〔御馬寄村善九郎→五郎兵衛新田村小右衛門他	
		一名)	状
 	天保一一年四月二八日	半四郎娘しめ江戸役所へ出訴につき引取るようにとの差紙が到来した旨の届書〔五郎兵	
		衛新田名主所左衛門他二名→大原左近中之条役所〕	状
五	天保一一年五月	五郎兵衛新田百姓大吉娘ひさが狐につかれ家出した旨の届書〔神田松永町紀伊国屋利八	
		→大原左近役所〕	状
三	天保一一年六月	伊勢次郎悪風聞につき召出されるべきところ猶予願書〔親類兼組頭伊右衛門他三名→名	
		主・組頭・百姓代〕	状
=	天保一一年八月	江戸役所への駈け込み娘の身元につき届書 [名主所左衛門他三名→大原左近中之条役所] 4	状
三	天保一一年一二月	以来伊勢次郎に急度慎ませる旨の親類・組合連印一札〔親類兼組親伊右衛門他三名→名	
		主・組頭・百姓代〕	状
二	天保一三年三月	打擲された一件内済につき願書下げ願い(沓沢新田百姓啓兵衛他二二名)	状
\equiv			
_	(天保一三年)七月二日	常吉に村役人・親類・組合がつき添って出頭するようにとの通達状〔小林定七→五郎兵	
		衛新田役人〕	状
=	(天保一三年)七月二日	取締り急御用向きを申しつかわすので継送るようにとの廻状〔大原左近内小林定七→五	
		郎兵衛新田他二村村役人〕	状
=	天保一三年七月四日	常吉吟味中手鎖宿預けの請書〔宿瀬左衛門→中之条役所〕	状
四里	天保一三年七月六日	改革ご趣意にふれた常吉の過怠御免願書〔百姓千右衛門忰常吉他六名→大原左近中之条	

状			
	差紙頂戴のところ親幸助煩いにつき自分出府の届書〔五郎兵衛新田忰幸右衛門他三名→	(嘉永四年)二月二日	一遍
状	百姓幸助へ一色丹後守から差紙到来一件の留書	嘉永四年正月	壹
状	右衛門他四名→奉行所〕		
	差紙頂戴のところ親幸助煩いにつき替りに出府したことを認めてほしい旨の願書〔忰幸	(嘉永四年)正月晦日	Ξ
状	郎他六名→評定所〕		
	下中込村・桜井新田・跡部村・中桜井村の千曲川地境出入済口証文〔下中込村組頭伝次	嘉永三年六月二日	Ξ
状	主仙左衛門)		
	役義出入取扱いにつき内済証文預り書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他二名→沓沢新田名	嘉永三年三月	흥
状	帰村のうえ村方一件内済趣意書に調印する旨の一札〔助右衛門→名主仙左衛門〕	嘉永三年三月二日	三
状	沓沢新田名主跡役差縺れ一件示談につき再議定書〔沓沢新田組頭弥右衛門他一〇名〕	嘉永五年一〇月	=
状	沓沢新田弥右衛門の跡役取縺れ一件の内済証文(下書共)〔藤次郎他二一名〕	嘉永三年二月	_
			兲
状	自宅へ大勢を集めた弥吉の五人組預り証文〔組合吉左衛門他六名→役元〕	弘化四年一〇月	丰
状	清之丞忰治助家出につき届書〔清之丞他行につき母はや他九名→川上金吾助中之条役所〕	弘化三年三月	듲
状	清之丞方で悪事に携った文右衛門・与惣次などの糺明願書〔→川上金吾助中之条役所〕	弘化三年三月	壹
状	不行跡の治助の行動に注意する旨の一札〔清之丞他行につき同人女房はや他四名→役人〕	弘化三年三月	二四
状	→役元)		
	清之丞・文右衛門・与惣次の親類・組合詫書〔清之丞他行につき同人女房はや他一七名	弘化三年三月	三
状	元)		
	清之丞方で悪事に携った者の親類・組合糺明方請書〔清之丞組親三左衛門他一四名→役	弘化三年三月	Ξ
状	主・組頭・百姓代衆〕		
	以後身体を改め農業出精するのでお糺しを猶予してほしい旨の願書〔秋三郎他一名→名	天保一四年一二月	Ξ
状	役所〕		

			9	=
			i t	. =
一七	嘉永五年八月三日	吉左衛門一件につき御役所往返その他小入用調帳〔惣役人立会〕	横	_
六	(嘉永五年)	馬七遭難一件お尋ねにつき始末上申書	状	
一九	(嘉永五年)	上州への出張費用の覚	状	_
픚				
	(嘉永五年)七月二五日	耳取村藤作が何者かに疵つけられ重傷につき村役人出張方依頼状〔五郎兵衛新田組頭直		
		右衛門→耳取村名主衆〕	状	_
=	嘉永五年七月二六日	耳取村藤作が牧野家中の者から疵を負わされて逃げこんできたことの届書〔五郎兵衛新		
		田村役人惣代名主所左衛門他一名→鈴木大太郎中之条役所〕	状	
=	嘉永五年七月二八日	耳取村藤作が疵を負って村へ逃げこんできたことの届書〔村役人惣代名主〕	状	_
四	嘉永五年七月三〇日	耳取村百姓藤作疵負一件お尋ねにつき三右衛門・村役人上申書〔五郎兵衛新田百姓三右		
		衛門→鈴木大太郎手代菊田伝次郎他四名〕	状	
玉.	嘉永五年七月三〇日	耳取村藤作疵負一件御検分相違ない旨の一札〔耳取村百姓藤作他二一名→鈴木大太郎手		
		代菊田伝次郎他四名〕	状	
六	嘉永五年八月朔日	耳取村藤作容体書〔佐久郡中居村医師良平他一名→御出役菊田伝次郎〕	状	_
=	嘉永五年一二月	八幡宿仙左衛門から牧布施村佐右衛門他四名へかかる字百沢持林伐木一件内済につき取		
		替証文〔牧野遠江守領分信州佐久郡八幡宿村訴訟人文左衛門他一〇名〕	状	
兲	嘉永六年二月二九日	五郎兵衛新田百姓武兵衛忰伝作が行方不明につき届書〔武兵衛他一三名→鈴木大太郎中		
		之条役所〕	状	
三	(嘉永七年)二月六日	管下人別百姓を召捕え非道の吟味をしたことに対し鈴木大太郎役所より松平誠丸役場へ		
		の掛合書写	状	
1图0				
_	安政二年二月二二日	悪風聞により吟味中の助太郎改心につき吟味猶予願書〔沓沢新田百姓助太郎他六名〕	状	
=	(安政二年)	悪風聞により吟味中のところ改心につき吟味下げ願書	状	

- = - - - - - - -

2	255	F	治安	• 訴	訟																		
五	一吾	一		쯴	四型	四	翌	六	孟		四	=	=	_	四四四		四		四四		25		=
安政五年二月一三日	(安政五年正月)	安政五年正月		安政五年正月一九日	安政五年正月一九日	安政五年正月一九日	安政四年一二月	(安政四年)	(安政四年)一二月九日		安政四年一二月六日	(安政四年)一二月五日	(安政四年)一二月四日	(安政四年)一二月四日			安政四年二月		安政四年二月		安政三年一一月一五日		二月二三日
村預りの金弥・嘉吉宥免につき請書〔役人惣代名主所左衛門→森孫三郎役所〕	塩名田宿問屋盗難一件につき金弥申口	出頭命令受諾と訴訟入用引請の一札〔金弥他四名→役人衆〕・	他三名→森孫三郎中之条役所〕	塩名田宿問屋盗難一件お尋ねにつき行状申上書(下書共)〔百姓安右衛門後家ゑち忰金弥	金弥村預り請書〔名主所左衛門他一名→森孫三郎中之条役所〕	百姓金弥村預り請書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他一名→森孫三郎中之条役所〕	風聞悪しき者取締りにつき詫状〔利右衛門他二名→役人〕	太十が小諸様に捕縛されたことなどの報知状	容疑者取調べの様子などの報知状〔所左衛門他一名→五郎兵衛新田同役〕	元・同役衆〕	塩名田荷物紛失一件につき元メらの態度を報告する書状〔出役両人→五郎兵衛新田役	太十一件につき塩名田宿役人との掛合経過報知状〔杢右衛門他一名→同勤〕	岩村田宿での取調べの様子などを報知する書状	岩村田宿より出張の宿役人から様子を聞出す積りである旨の報知状〔両人→同役〕		主所左衛門他二名→森孫三郎御影役所〕	無宿菊松に白米を盗み取られたことの報告を等閑にしたことの始末書〔五郎兵衛新田名	郎御影役所〕	俵物紛失のため水車人お尋ねにつき上申書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他二名→森孫三	九兵衛他三四名→森孫三郎中之条役所〕	初納年貢金心得違いのため入牢宿預けの和田村小前惣代の過怠宥免願書〔三ツ井村名主	田村名主→五郎兵衛新田名主〕	中之条様の件で本新町まで出向の由承知および順路は竹田村を通るか問合せの書状〔竹
状	状	状	状		状	状	状	状	状	状		状	状	状		状		状		状		状	

	〔内藤志摩守領分式部村名主深右衛門他一村四名→国中取締出役木村董平手附小嶋僖一		
	臼田村市太郎が春日村けさを誘出し駈落ちした一件示談につき吟味下げ願書(下書共)	文久元年四月八日	_
			兲
状	木村董平手代秋山省三〕		
	入布施村百姓より当村百姓へ掛る相続出入内済につき吟味下げ願書〔願人いわ他八名→	万延元年一二月	至
状	→木村董平手代秋山省三〕		
	御法度筋に携った嫌疑の入布施村・牧布施村百姓の預り証文(入布施村・牧布施村名主	万延元年一二月一五日	弄
状	望月宿へ挨拶を督促する書状〔牧布施村出役先より出役四人→役元〕	三月一七日	三
状	望月宿の者による傷害一件の犯人見届け書	(安政七年)	=
状	右衛門他七名→五郎兵衛新田役人衆〕		
	望月宿の者による五郎兵衛新田の者の傷害一件内済につき詫状〔望月宿役人惣代年寄藤	安政七年一二月一八日	_
			一
状	伊勢次郎の上訴差留めにつき組合引請状〔当人伊勢次郎他四名→村役人〕	安政六年一二月	一語
状	沢村百姓小太郎他一七名→木村董平御影役所〕		
	沓沢村百姓小太郎に症を負わせた竹田村百姓多左衛門伜勘蔵他七名の吟味下げ願書〔沓	安政六年一〇月	吾
横	締役名主庄左衛門他一名〕		
	牧布施村造酒蔵相続方助成出金の取調帳〔牧布施村名主直右衛門他一○名→高野町村取	安政五年三月一九日	五.
状	名主庄左衛門他一名〕		
	造酒蔵相続手当金として金三分送る旨の書状〔三ツ井村名主茂左衛門→牧布施村出張先	(安政五年)三月一八日	껃뗔
状	森孫三郎中之条役所〕		
	悪口雑言のため吟味中の造酒蔵の吟味下げ願書〔牧布施村百姓造酒蔵親類多作他八名→	安政五年二月	=
状	入牢中の造酒蔵および同人母の出牢許可願書〔政吉他一四人→森孫三郎手代森森助〕	安政五年二月	=
状	造酒蔵および同人母の入牢宥免願書〔牧布施村役人〕	安政五年二月二九日	
			三

		TA 文久二年三月二七日 悪風聞で吟味中の入布施村彦市の吟味下げ願書〔入布施村役人他六	KO 文久二年三月 縦手代牧野正作] 縦景で吟味中の百姓六名の吟味下げ願書〔名主所左		文久二年九月 所業風聞よろしからざる兵左衛門の身柄引請状〔兵左衛門他五名→	ニ 文久二年九月 家出してきた馬瀬口村源右衛門厄介たけ女の引渡し方につき兵左衛	一名)	☆ 文久二年一一月二四日 博奕をした者の組合預り一札〔源兵衛後家ふみ他四名→役元〕	文久二年 一月二四日 法度の博奕をした秋三郎の組合預り一札〔秋三郎親類喜代松他四名	公 文久二年一一月二六日 博奕をした嫌疑で訴えられた利右衛門他一名の吟味中の入用引請状	○名→役元〕	凡(当人半蔵地九名→役人衆)の人工年一二月一八日の一不行跡のため吟味を受けるべきところを吟味下げにしてもらった半	風	
から、受けつその行手品(多文の)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ニ落着の一札〔春日村勝之助他一名→式;	『〔入布施村役人他六村役人→安藤伝蔵○	%下げ願書〔名主所左衛門他九名→安藤〕		√〔兵左衛門他五名→役人〕	_		《他四名→役元〕	一郎親類喜代松他四名→役元〕	い吟味中の入用引請状(当人利右衛門他		- げにしてもらった半蔵他三名の改心の	5請けるので取締役の手帳から除いてほ	
名出		状	状		状	115	状	状	状		状			
_	Ξ	_	_		_		_	_	_		_		_	
②文化元年四月 で文人二年三月二七日 「対さ家出の際の再対品を受取ることにより一件落着の一札(着日本脱之助他一名→式商 大文人二年二月二四日 博奕をした嫌疑で吟味中の百姓六名の吟味下げ願書(名主所左衛門他九名→安藤伝 文久二年一月二四日 博奕をした嫌疑で吟味中の百姓六名の吟味下げ願書(名主所左衛門他九名→安藤伝 大文二年一月二四日 博奕をした嫌疑で吟味中の百姓六名の吟味下げ願書(名主所左衛門他九名→安藤伝 大文久二年一月二四日 博奕をした嫌疑で呼味中の百姓六名の吟味下げ願書(名主所左衛門他九名→安藤伝 大文久二年一月二四日 博奕をした嫌疑で訴えられた利右衛門他一名の吟味中の入用引請状(当人利右衛門他 大次二年一月二六日 博奕をした嫌疑で訴えられた利右衛門他一名の吟味中の入用引請状(当人利右衛門他一 (名→役元) 状 大久二年一月二六日 大次三郎親類喜代松他四名→役元) 大次二年一月二六日 大次三郎紀疑さいた利右衛門他一名の吟味中の入用引請状(当人利右衛門他一 大次二年一月二六日 大次三郎親類喜代松他四名→役元) 大次三郎紀知喜代松他四名→役元) 大次三郎紀知喜代松他四名→役元) 大次三郎紀知喜代松他四名→役元) 大次三郎紀知喜代松他四名→役元) 大次三郎紀知喜代松他四名→役元) 大次三郎紀知喜代松他四名→役元) 大次三郎紀知喜代松他四名→役元) 大次三郎紀知書代本の一札(新三郎紀知書) 大次三郎紀知書代本の一人の一人の名→改元) 大次三郎紀知書代本の一人の名→改元) 大次三郎紀知書代本の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の	文久二年三月二七日 悪風間で吟味中の入布施村彦市の吟味下げ願書〔入布施村役人他六村役人→安藤伝蔵手文久二年1月二四日 大変の博奕をした嫌疑で吟味中の百姓六名の吟味下げ願書〔名主所左衛門他九名→安藤伝文久二年11月二四日 大変の博奕をした教三郎の組合預り一札〔源兵衛後家ふみ他四名→役元〕 大久二年11月二四日 大変の博奕をした秋三郎の組合預り一札〔源兵衛後家ふみ他四名→役元〕 大久二年11月二六日 博奕をした嫌疑で訴えられた利右衛門他一名の吟味中の入用引請状〔当人利右衛門他一名) ク名→役元〕 「名」 「一名」 「一名」 「一名」 「一名」 「一名」 「一名」 「一名」	文久二年二月二六日 模変をした嫌疑で吟味中の百姓六名の吟味下げ願書(名主所左衛門他九名→安藤伝文久二年一月二四日 博変をした秋三郎の組合預り一札〔源兵衛後家ふみ他四名→役元〕 文久二年一一月二四日 博変をした秋三郎の組合預り一札〔源兵衛後家ふみ他四名→役元〕	文久二年九月 文久二年一月二四日 文久二年一一月二四日 文久二年一一月二四日 対変をした者の組合預り一札〔源兵衛後家ふみ他四名→役元〕 文久二年一一月二四日 博奕をした者の組合預り一札〔源兵衛後家ふみ他四名→役元〕 一名〕 一文久二年一一月二四日 博奕をした水三郎の組合預り一札〔源兵衛後家ふみ他四名→役元〕 「第二日」 「第二日) 「第二日」 「第二日」 「第二日」 「第二日 「第二日」 「第二日」 「第二日」 「第二日 「第二日」 「第二日 「第二日 「第二日」 「第二日 「第二日」 「第二日 「第二日」 「第二日 「第二日 「第二日」 「第二日 「第二日」 「第二日 「第二日 「第二日」 「第二日 「第二日 「第二日」 「第二日 「第二日 「第二日」 「第二日 「第二日」 「第二日 「第二日」 「第二日 「第二日」 「第二日 「第二日」 「第二日 「第二日」 「第二日 「第二日 「第二日」 「第二日 「第二日」 「第二日 「第二日 「第二日」 「第二日 「第二日 「第二日」 「第二日 「第二日 「第二日」 「第二日 「第二日 「第二日 「第二日 「第二日」 「第二日 「第二日 「第二日 「第二日 「第二日 「第二日 「第二日 「第二日	文久二年九月 文久二年九月 文久二年一月二四日 文久二年一一月二四日 文久二年一一月二四日 対変をした者の組合預り一札〔源兵衛後家ふみ他四名→役元〕 文久二年一一月二四日 博奕をした者の組合預り一札〔源兵衛後家ふみ他四名→役元〕 一名〕 一名〕 一名〕 一名〕 一名〕 一名〕 一名〕 一名	文久二年一一月二六日 博奕をした嫌疑で訴えられた利右衛門他一名の吟味中の入用引請状〔当人利右衛門他一文久二年一一月二四日 博奕をした者の組合預り一札〔源兵衛後家ふみ他四名→役元〕 一文久二年一一月二四日 博奕をした者の組合預り一札〔源兵衛後家ふみ他四名→役元〕 (名→役元) 「名) (名→役元) 「名) 「名) 「名) 「名) 「名) 「名) 「名) 「名) 「名) 「名	文久二年一一月二六日 博奕をした嫌疑で訴えられた利右衛門他一名の吟味中の入用引請状〔当人利右衛門他一文久二年一一月二四日 博奕をした秋三郎の組合預り一札〔秋三郎親類喜代松他四名→役元〕 文久二年一一月二四日 博奕をした者の組合預り一札〔源兵衛後家ふみ他四名→役元〕 一名〕	文久二年一一月二六日 博奕をした嫌疑で訴えられた利右衛門他一名の吟味中の入用引請状〔当人利右衛門他一文久二年一一月二四日 博奕をした嫌疑で訴えられた利右衛門他一名の吟味中の入用引請状〔当人利右衛門他一文久二年一一月二四日 博奕をした者の組合預り一札〔源兵衛後家ふみ他四名→役元〕	文久二年一一月二六日 博奕をした嫌疑で訴えられた利右衛門他一名の吟味中の入用引請状〔当人利右衛門他一文久二年一一月二四日 法度の博奕をした秋三郎の組合預り一札〔秋三郎親類喜代松他四名→役元〕	○名→役元〕 ○名→役元〕 ○名→役元〕 ○名→役元〕 一文久二年一一月二六日 博奕をした嫌疑で訴えられた利右衛門他一名の吟味中の入用引請状〔当人利右衛門他一			K 文久二年一二月一八日 村役人の歎願によって吟味下げになった半蔵の改心する旨の一札〔半蔵他九名→役人衆〕状	文久二年一二月一八日 不行跡のため吟味を受けるべきところを吟味下げにしてもらった半蔵他三名の改心の一文久二年一二月一八日 村役人の歎願によって吟味下げになった半蔵の改心する旨の一札〔半蔵他九名→役人衆〕文久二年一一月 村内で博奕をした者の訴状〔利右衛門組合九左衛門他一七名→安藤伝蔵中之条役所〕	文久二年一二月一八日 悪風聞の平右衛門改心につき身元は村役人で引請けるので取締役の手帳から除いてほし文久二年一二月一八日 村役人の歎願によって吟味下げになった半蔵の改心する旨の一札〔半蔵他九名→役人衆〕 札〔当人半蔵他九名→役人衆〕 札〔当人半蔵他九名→役人衆〕 村内で博奕をした者の訴状〔利右衛門組合九左衛門他一七名→安藤伝蔵中之条役所〕
②文化元年四月 けざ家社の際の再れ品を受取ることにより一件落着の一札(着日本服之財化一名→改高 大文久二年三月 に当 に	文久二年三月二七日 標奕をした者の組合・親類預り状〔利右衛門組合九左衛門他八名→役人〕 マ久二年一月二四日 博奕をした嫌疑で呼味中の百姓六名の吟味下げ願書〔名主所左衛門他九名→安藤伝文久二年一月二四日 博奕をした様疑で吟味中の百姓六名の吟味下げ願書〔名主所左衛門他九名→安藤伝文久二年一月二四日 博奕をした秋三郎の組合預り一札〔秋三郎親類喜代松他四名→役元〕	文久二年九月 文久二年九月 文久二年九月 文久二年九月 文久二年一月二四日 文久二年一一月二四日 文久二年一一月二四日 対変をした者の組合預り一札〔源兵衛後家ふみ他四名→役元〕 文久二年一一月二四日 博奕をした者の組合預り一札〔源兵衛後家ふみ他四名→役元〕 (名→役元〕 ○名→役元〕 ○名→役元〕 ○名→役元〕 (名) ○名→役元〕 (本) ○名→役元〕 ○名→役元〕	文久二年九月 「大久二年九月 「大久二年九月 「大久二年九月 「大久二年九月 「大久二年九月 「大久二年九月 「大久二年一月二四日 「大久二年一一月二四日 「大久二年一一月二四日 「大才の祖舎預り一札〔源兵衛後家ふみ他四名→役元〕 「大久二年一一月二六日 「大才の祖舎預り一札〔源兵衛後家ふみ他四名→役元〕 「大大衛門他一名の吟味中の入用引請状〔当人利右衛門他一名→役元〕 「大大衛門他一名の吟味中の入用引請状〔当人利右衛門他一〇名→役元〕 「大大衛門他一名の吟味中の入用引請状〔当人利右衛門他一〇名→役元〕 「大大衛門他五名→役元〕 「大大衛門他五名→役元〕 「大大衛門他五名→役元〕 「大大衛門他五名→役元〕 「大大衛門他五名→役元〕 「大大衛門他五名→役人〕 「大大衛門中本 「大衛門中本	文久二年九月 「	文久二年一一月二七日 博奕をした者の組合・親類預り状〔利右衛門組合九左衛門他八名→役人〕 マ久二年一一月二四日 博奕をした者の組合預り一札〔源兵衛後家ふみ他四名→役元〕 マ久二年一一月二四日 博奕をした嫌疑で訴えられた利右衛門他一名の吟味中の入用引請状〔当人利右衛門他一 ○名→役元〕 □ 「東変をした者の組合・親類預り状〔利右衛門組合九左衛門他八名→役人〕 ○名→役元〕 □ 「東京衛門他一名の吟味中の入用引請状〔当人利右衛門他一名の吟味中の入用引請状〔当人利右衛門他一名の吟味中の入用引請状〔当人利右衛門他一名→役人〕 ○名→役元〕 □ 「東京衛門他一名の吟味中の入用引請状〔当人利右衛門他一名の吟味中の入用引請状〔当人利右衛門他一名の吟味中の入用引請状〔当人利右衛門他一名→役人〕 □ 「東京衛門他一名→役人〕 □ 「東京衛門他一名・親類預り状〔利右衛門組合九左衛門他八名→役人〕 □ 「東京衛門他一名・親類預り状〔利右衛門組合九左衛門他八名→役人〕 □ 「東京衛門他一名・現立の引渡し方にある。」 □ 「東京衛門・東京衛門・東京衛門・東京衛門・東京衛門・東京衛門・東京衛門・東京衛門・	文久二年一一月二七日 博奕をした者の組合・親類預り状〔利右衛門組合九左衛門他八名→役人〕 文久二年一一月二四日 博奕をした嫌疑で訴えられた利右衛門他一名の吟味中の入用引請状〔当人利右衛門他一 ○名→役元〕 ○名→役元〕 ○名→役元〕 ○名→役元〕 ○名→役元〕	文久二年一一月二七日 博奕をした者の組合・親類預り状〔利右衛門組合九左衛門他八名→役人〕 文久二年一一月二四日 博奕をした嫌疑で訴えられた利右衛門他一名の吟味中の入用引請状〔当人利右衛門他一〇名→役元〕 ○名→役元〕 (○名→役元) (○名→农元) (○名→农元	文久二年一一月二七日 博奕をした者の組合・親類預り状〔利右衛門組合九左衛門他八名→役人〕 文久二年一一月二六日 博奕をした嫌疑で訴えられた利右衛門他一名の吟味中の入用引請状〔当人利右衛門他一文久二年一一月二四日 法度の博奕をした秋三郎の組合預り一札〔秋三郎親類喜代松他四名→役元〕	文久二年一一月二七日 博奕をした者の組合・親類預り状〔利右衛門組合九左衛門他八名→役人〕 ○名→役元〕 (○名→役元〕 博奕をした嫌疑で訴えられた利右衛門他一名の吟味中の入用引請状〔当人利右衛門他一	文久二年一一月二七日 博奕をした者の組合・親類預り状〔利右衛門組合九左衛門他八名→役人〕 ○名→役元〕	文久二年一一月二七日 博奕をした者の組合・親類預り状〔利右衛門組合九左衛門他八名→役人〕	文久二年一二月一八日 村役人の歎願によって吟味下げになった半蔵の改心する旨の一札〔半蔵他九名→役人衆〕	文久二年一二月一八日 不行跡のため吟味を受けるべきところを吟味下げにしてもらった半蔵他三名の改心の一文久二年一二月一八日 村役人の歎願によって吟味下げになった半蔵の改心する旨の一札〔半蔵他九名→役人衆〕	文久二年一二月一八日 悪風聞の平右衛門改心につき身元は村役人で引請けるので取締役の手帳から除いてほし文久二年一二月一八日 不行跡のため吟味を受けるべきところを吟味下げにしてもらった半蔵他三名の改心の一 札〔当人半蔵他九名→役人衆〕 ・
で文化元年四月 けき家山の際の声視品を受取ることにより「名著名」和「着日和服之助他」名→玄部 大文久二年三月二七日 悪風聞で吟味中の入布施村彦市の吟味下げ願書〔入布施村役人他六村役人→安藤伝蔵手 文久二年九月 「「大牧野正作他」名」 「大牧野工作他」名」 「大文久二年九月 「「大牧野工作他」名」 「大文久二年一月二四日 「「大大野工作他」名」 「大文久二年一月二四日 「「「大大野工作」 「「「大大野」」 「「大大野」」 「大大久」 「大久二年一月二四日 「「「大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	文久二年三月二七日 悪風聞で吟味中の入布施村彦市の吟味下げ願書〔入布施村役人他六村役人→安藤伝蔵手文久二年二月二四日 博奕をした者の組合預り一札〔源兵衛後家ふみ他四名→役元〕 大久二年一月二四日 博奕をした者の組合預り一札〔源兵衛後家ふみ他四名→役元〕 「大久二年一月二四日 博奕をした者の組合預り一札〔源兵衛後家ふみ他四名→役元〕 「大久二年一月二四日 博奕をした者の組合預り一札〔源兵衛後家ふみ他四名→役元〕 「大久二年一月二七日 博奕をした者の組合預り一札〔源兵衛後家ふみ他四名→役元〕 「大久二年一月二七日 博奕をした者の組合預り十札〔源兵衛後家ふみ他四名→役元〕 「大衛門他一名の吟味中の入用引請状〔当人利右衛門他一名→役元〕 「大衛門他一名の吟味中の入用引請状〔当人利右衛門他一〇名→役元〕 「大衛門他一名の吟味中の入用引請状〔当人利右衛門他一〇名→役元〕 「大衛門他一名の吟味中の入用引請状〔当人利右衛門他一〇名→役元〕 「大衛門他一七名→安藤伝蔵中之条役所〕 「大衛門他一七名→安藤伝蔵中之条役所〕 「大衛門他一七名→安藤伝蔵中之条役所〕 「大衛門を持入した衛門を持入した衛門を持入した衛門を持入した衛門を持入した衛門を持入した衛門を持入した衛門を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表	文久二年二月 文久二年1月二四日 文久二年1月二四日 文久二年1月二四日 文久二年1月二四日 文久二年1月二四日 文久二年1月二四日 文久二年1月二四日 対皮の博奕をした者の組合預り一札〔源兵衛後家ふみ他四名→役元〕 文久二年1月二六日 「神奕をした者の組合預り一札〔源兵衛後家ふみ他四名→役元〕 文久二年1月二十日 「神奕をした者の組合預り十札〔源兵衛後家ふみ他四名→役元〕 ○名→役元〕 ○名→役元〕 ○名→役元〕 ○名→役元〕 「村内で博奕をした者の組合・親類預り状〔利右衛門組合九左衛門他一七名→安藤伝蔵中之条役所〕 ○名→役元〕 ○名→公元	文久二年九月 「大久二年九月 大久二年九月 「大久二年九月 「大久二年九月 「大久二年九月 「大久二年九月 「大久二年一一月二四日 「大久二年一一月二四日 「大久二年一一月二四日 「大久二年一一月二四日 「大久二年一一月二四日 「大方で「「大方の祖舎」(大方) 「大久二年一一月二四日 「大方の祖舎」(大方) 「大久二年一一月二六日 「大方の祖舎」(大方) 「大方衛門他一名の今味中の入用引請状〔当人利右衛門他一文久二年一一月二七日 「大方の祖舎・親類預り状〔利右衛門組合九左衛門他八名→役元〕 「大方衛門他一名の今味中の入用引請状〔当人利右衛門他一〇名→役元〕 「大方衛門他一名の今味中の入用引請状〔当人利右衛門他一〇名→役元〕 「大方衛門他一名の今味中の入用引請状〔当人利右衛門他一〇名→役元〕 「大方衛門他一名の今味中の入用引請状〔当人利右衛門他一名の今味中の入用引請状〔当人利右衛門他一名の今味中の入用引請状〔当人利右衛門他一七名→安藤伝蔵中之条役所〕 「大方衛門他一七名→安藤伝蔵中之条役所〕 「大方衛門他一七名→安藤伝蔵中之条役所〕 「大方衛門他一七名→安藤伝蔵中之条役所〕 「大方衛門他一七名→安藤伝蔵中之条役所〕 「大方衛門・大方衛門・大方衛門・大方衛門・大方衛門・大方衛門・大方衛門・大方衛門・	文久二年九月 大久二年九月 大久二年九月 大久二年九月 大久二年九月 大久二年九月 大久二年九月 大久二年一月二四日 大文久二年一一月二四日 大文久二年一一月二四日 大変をした者の組合預り一札〔源兵衛後家ふみ他四名→役元〕 大久二年一一月二六日 大変をした嫌疑で訴えられた利右衛門他一名の吟味中の入用引請状〔当人利右衛門他一文久二年一一月二七日 大変をした番の組合預り一札〔源兵衛後家ふみ他四名→役元〕 大変をした者の組合・親類預り状〔利右衛門組合九左衛門他八名→役元〕 大久二年一一月二七日 大変をした者の組合・親類預り状〔利右衛門組合九左衛門他八名→役元〕 大久二年一一月 大変をした者の組合・親類預り状〔利右衛門組合九左衛門他八名→安藤伝蔵中之条役所〕 大大衛門他五名→役人〕 大大衛門他五名→安藤伝蔵中之条役所〕 大大衛門他五名→安藤伝蔵中之条役所〕 大大衛門他五名→安藤伝蔵中之条役所〕 大大衛門他五名→安藤伝蔵中之条役所〕 大大衛門他五名→安藤伝蔵中之条役所〕 大大衛門・大大衛門・大大衛門・大大衛門・大大衛門・大大衛門・大大衛門・大大衛門	文久二年一一月 村内で博奕をした者の組合預り一札〔源兵衛後家ふみ他四名→安藤伝蔵中之条役所〕 文久二年一一月二四日 博奕をした者の組合預り一札〔源兵衛後家ふみ他四名→役元〕 文久二年一一月二四日 博奕をした者の組合預り一札〔源兵衛後家ふみ他四名→役元〕 文久二年一一月二七日 博奕をした者の組合預り一札〔源兵衛後家ふみ他四名→役元〕 ○名→役元〕 ○名→役元〕 ○名→役元〕 ○名→役元〕 ○名→役元〕 ○名→役元〕	文久二年一一月 村内で博奕をした者の訴状〔利右衛門組合九左衛門他一七名→安藤伝蔵中之条役所〕 文久二年一一月二四日 博奕をした嫌疑で訴えられた利右衛門他一名の吟味中の入用引請状〔当人利右衛門他一 〇名→役元〕 〇名→役元〕 「名」である。 「る。 「る。 「る。 「る。 「る。 「る。 「る。 「る。 「る。 「	文久二年一一月	文久二年一一月 村内で博奕をした者の訴状〔利右衛門組合九左衛門他一七名→安藤伝蔵中之条役所〕文久二年一一月二六日 博奕をした嫌疑で訴えられた利右衛門他一名の吟味中の入用引請状〔当人利右衛門他一文久二年 一月二四日 法度の博奕をした秋三郎の組合預り一札〔秋三郎親類喜代松他四名→役元〕 文久二年 一月二四日 法度の博奕をした秋三郎の組合預り一札〔秋三郎親類喜代松他四名→役元〕	文久二年一一月 村内で博奕をした者の訴状〔利右衛門組合九左衛門他一七名→安藤伝蔵中之条役所〕 文久二年一一月二七日 博奕をした者の組合・親類預り状〔利右衛門組合九左衛門他八名→役人〕 ○名→役元〕 博奕をした嫌疑で訴えられた利右衛門他一名の吟味中の入用引請状〔当人利右衛門他一	文久二年一一月 村内で博奕をした者の訴状〔利右衛門組合九左衛門他一七名→安藤伝蔵中之条役所〕文久二年一一月二七日 博奕をした者の組合・親類預り状〔利右衛門組合九左衛門他八名→役人〕 ○名→役元〕	文久二年一一月 村内で博奕をした者の訴状〔利右衛門組合九左衛門他一七名→安藤伝蔵中之条役所〕 文久二年一一月二七日 博奕をした者の組合・親類預り状〔利右衛門組合九左衛門他八名→役人〕		文久二年一二月一八日 不行跡のため吟味を受けるべきところを吟味下げにしてもらった半蔵他三名の改心の一文久二年一二月一八日 不行跡のため吟味を受けるべきところを吟味下げにしてもらった半蔵他三名の改心の一	文久二年一二月一八日 悪風聞の平右衛門改心につき身元は村役人で引請けるので取締役の手帳から除いてほしれ〔当人半蔵他九名→役人衆〕 へったりった半蔵他三名の改心の一文久二年一二月一八日 不行跡のため吟味を受けるべきところを吟味下げにしてもらった半蔵他三名の改心の一

140 元治二年			一天 文久四年一二月		一七 文久四年一二月	一 文久四年	二 文久三年五月	一③(文久三年		一②(文久三年	1①(文久三年	一宝		一	壹 文久二年		一 文久二年		TEI 文久二年		140 文久二年	
元治二年正月一三日	八月		一二月		一二月	文久四年二月二七日	力	③(文久三年)五月一九日		②(文久三年)五月一八日	①(文久三年)五月一八日			一二月	文久二年一二月二四日		文久二年一二月一八日		文久二年一二月一八日		文久二年一二月一八日	
道祖神小屋での狼籍一件内済につき改心の一札〔寅吉他一一名→五郎兵衛新田由太郎〕:	名	門他一四名→甘利八右衛門中之条役所〕	村内に無宿者を留置き不取締りの罪に問われた臼田村の改革請書〔中之条取締役瀬左衛	左衛門他一三名→甘利八右衛門中之条役所〕	村内に無宿者を差置いていた不取締りの宥免願書(臼田村名主善十郎煩につき代組頭伝	桜井新田村役人交代そのほか取縺れ一件示談議定書〔桜井新田惣太夫他二四名〕	無宿嘉吉召捕え方願立てにつき一件諸雑用引請状〔組合嘉兵衛他一二名→役人〕	嘉吉は一両日前から村方にいない旨の書状〔下塚原村役人→五郎兵衛新田役人衆〕	役人→下塚原村役人〕	その村借宅の元村方無宿加吉狼藉につき出訴することの報知状(下書共) 〔五郎兵衛新田	書状受取〔下塚原村役人→五郎兵衛新田名主衆〕		[忠兵衛他五名→役人]	所業不埒のため吟味中のところ村役人の歎願によって吟味下げにつき改心する旨の一札	法度の博奕をした留吉の預り状〔家主八郎次組合吉左衛門他三名→役元〕	〔兵左衞門他五名→役人〕	所業不埒のため吟味中のところ村役人の歎願によって吟味下げにつき改心する旨の一札	する旨の一札〔金次郎他六名→役人〕	不身持のため吟味中のところ村役人の歎願によって吟味下げになった金次郎からの改心	八郎・服部権一〕	入布施村百姓五名の改心請状の提出書〔入布施村名主茂左衛門他二名→取締出役中村甚	い旨の願書〔入布施村役人惣代名主茂左衛門他一村二名→中村甚八郎・服部権一〕
状	计状	状		状		状	状	状	状		状		状		状	状		状		状		状
_		_		_		_	_		\equiv		_					_		_				_

_	状	所左衛門〕			
		岩村田其右衛門への米売却差縺れ一件の処置請負につき証文受取〔今岡村原金平→柳沢	子年一月三一日	_	
				100	
	状	村松亀一郎への代言委任状〔五郎兵衛新田平民総代柳沢所三郎他二名〕	明治一四年七月七日	九九九	
<u>_</u>	状	記〔五郎兵衛新田平民総代柳沢所三郎他一名→甲部御掛り小松判事〕	明治一四年七月七日	一	
_	状	墓所境出入熟談につき取替議定書〔柳沢万右衛門他五名→役元〕	明治六年九月八日	一型	
	状	墓所境一件の訴訟費用負担方一札〔柳沢六右衛門他一二名→役元・村吏〕	明治六年八月二九日	一六	
_	状	墓所境一件の訴訟費用負担方一札〔柳沢万右衛門他一三名→役元・村吏〕	明治六年八月二九日	一五五	
_	状	→中原村戸長・副戸長)			
		臼井定作他一名に尋ねたいことがあるので出頭の指図願書〔長野県出張所手附佐藤丹蔵	(明治六年)四月一九日	九四	
_	状	お糺しのためのてつ女の他国止め請書〔後家てつ他一名→佐久役所〕	明治五年九月一九日	一型	
_	状	県御影役所〕			
		留守中に召捕えられた丑松との関係につき上申書〔五郎兵衛新田松川権一他三名→長野	明治四年八月四日	凸	
_	状	他二名→御影手先新太郎他一名〕			
		吟味の筋があって召捕えられた坂木村百姓政太郎の村預り証文(五郎兵衛新田名主所平	明治四年六月五日	九	
_	状	伊勢吉他四村三名→尾州取締中之条役所〕			
		元前山々新田百姓無宿盛吉帰村につき入牢御免・村預け願書〔桜井新田村役人惣代名主	(明治元年)	九〇	
_	状	御法度筋一件につき諸雑用引請の一札〔当人平十郎後家いち他一七名→役人〕	明治元年一二月	一会	
_	状	村郡右衛門他二名→五郎兵衛新田下最寄役人〕			
		村方取締りにより組頭預けとなった郡右衛門他二名の取締出役へのとりなし願書〔八幡	明治元年一二月一八日	六	
_	状	の入牢赦免願書(桜井新田兼五郎兵衛新田組頭重郎右衛門他一名)			
		三月に上州筋から百姓一揆が押入った際に一揆勢の鉄砲を預った嫌疑で捕えられた森吉	慶応四年五月	一全	
_	状	村内床場で若衆中を偽った一件の詫証文〔当人他→若衆〕	慶応四年四月	六	
_	状	騒動を前山村若宮で差押える積りなので繰出方依頼状〔竹田村名主→五郎兵衛新田名主〕		八	

			1117		Hen																		
111	=	10 一二月一八日	九 丑年一二月二〇日	八 丑年一二月一九日	七 丑年一二月一九日	六 丑年一二月一九日	五 丑年一二月一九日	四 丑年一二月一八日	三 丑年一二月一八日	二 丑年一二月一八日	一 丑年一二月八日	101		iDI 子年一一月一八日		三01 子年五月二六日	八 極月一七日	七一一月二二日	☆ 一一月一〇日	五 三月二〇日	四三月一四日	三二月一〇日	二 巳年極月二七日
書付届け賃銭の覚	組合・役人・扱人などの飯代の覚	代金請取〔ゑひすや清三郎→高柳村宗兵衛〕	廻状順達状〔牧布施村名主→五郎兵衛新田村名主〕	代金受取〔太左衛門→御吏又右衛門〕	飯・酒代金の覚〔鶴屋与惣右衛門→五郎兵衛新田村村役人衆〕	扱人礼金などの請取〔吉田屋三郎右衛門→五郎兵衛新田役人〕	扱人飯代・飛脚賃銭預り書〔中之条村緑屋宇兵衛→五郎兵衛新田役人衆〕	使の代金覚〔吉田屋三郎右衛門→五郎兵衛新田役人〕	飯数覚〔宿瀬左衛門〕	平賀村出役賄い代金の覚〔中之条緑屋字兵衛〕	代金覚〔中之条村三郎右衛門→高柳村惣兵衛〕		村太左衛門〕	江戸へ指越した茂右衛門の遺金の村々からの出金方がいまだに埒明かない旨の書付〔原	るようにとの廻状〔郡中代太右衛門→三ツ井村より一○村名主衆〕	浪士体の者が上州に集っているとの風聞に乗じて無宿無頼の者が徘徊したらすぐ知らせ	持参延期願書〔岩村田万屋其右衛門→柳沢所左衛門〕	返金延期願書〔岩村田万屋其右衛門→柳沢所左衛門〕	米価下落につき返金延期願書(追伸共) 〔岩村田万屋其右衛門→柳沢所左衛門〕	寄金持参の所存である旨の書状〔岩村田万屋其右衛門→柳沢所左衛門〕	持参延期願書〔岩村田其右衛門→柳沢所左衛門〕	返金延期願書〔岩村田万屋其右衛門→柳沢所左衛門〕	一部返金の通知状〔万屋其右衛門→柳沢所左衛門〕
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状		状		状		状	状	状	状	状	状	状
_	四	-		_		_			_	_	-				_		_	_	$\stackrel{=}{-}$	_	_		_

	=		ろうそく弋を覚(よや)量子と助し、新卯勿乏、新)	犬
202	5 -		`	4
		巳年九月四日	当着中よりご苦労をかけた村方一件につき済口証文を認め役所へ提出したいので取計い	
			方依頼の書状〔春日村組頭役人→五郎兵衛新田名主柳沢所左衛門〕	状
	<u>=</u>	申年一一月四日	村方差縺れ一件示談不成立につき出訴の通知状〔牧布施村名主惣左衛門・伊藤五郎兵衛	
			→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	状
	흦	申年一一月一一日	牧布施村差縺れ一件につき書状〔春日村伊藤五郎兵衞→原新田柳沢所左衛門〕	状
	卓	西年九月三日	下仁田村打ちこほちにつき防ぎ方・探索方など注進すべき旨の廻状〔中之条役所→平賀	
			村他三村〕	状
	흣	西年九月三日	上州騒動についての役所への上申方につき書状(追申共)〔平賀村定右衛門他一名—前山	
			村十右衛門他二名)	状
	完	西年九月一八日	畔かり一件の惣代を承知した旨の通知状〔五郎兵衛新田名主所左衛門→牧布施村名主源	
			兵衛〕	状
	=0	西年九月二〇日	畔際刈取りの惣代選出への礼と刈取方心得につき書状〔入布施村名主他一名→五郎兵衛	
			新田名主〕	状
	Ξ	酉年一二月五日	出奔の繁八の跡式配分および尋ね日限延長の願書〔八郎右衛門他三名→名主・組頭〕	状
	\equiv	戌年一二月一七日	差紙受取〔小宮山村名主吉左衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	状
	Ξ	亥年一二月一七日	片倉村名主清右衛門方へ強盗が押入った一件に関する書状〔春日村五郎兵衛→柳沢所左	
			衛門)	状
	二四	正月二〇日	源太郎の出願の一件につき関係者への指示依頼状〔役元→忠内他一名〕	状
	三五	二月三日	役所への願書提出以後の成行きなどにつき書状〔掛川杢右衛門→五郎兵衛新田柳沢所左	
			衛門 〕	状
	三	二月六日	三ツ井村一件願書お取上げにつき入用割符金要請廻状〔三人〕	状
	二七	二月一日	名主役の継続と組頭役の治り方につきとりなし願書〔高見沢権右衛門→柳沢所左衛門〕	状
	兲	二月一三日	池所出入につき存寄を申述べた書状〔土屋伝左衛門→柳沢弥惣次・所左衛門〕	状

状	半五郎一件につき依頼状〔源四郎→所左衛門〕	三月一九日	臺
状	より庄左衛門他一名→三ツ井村名主茂右衛門他三名〕		
	造酒蔵出牢村預けにつき手当金渡し方等につき相談したく出張依頼廻状〔牧布施村出先	三月一八日	==0
状	沢所左衛門〕		
	内山騒動のため米穀が売捌けないので御恩借金の返済延期願書〔桜井村浅沼忠太郎→柳	三月一六日	壹
状	所左衛門〕		
	村方造酒蔵出牢につき教諭方などの依頼状〔牧布施村名主直右衛門→五郎兵衛新田名主	三月一二日	흣
状	若者どもの所行を取締る旨の返書〔牧布施村名主惣左衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕4	三月一〇日	皇
状	門)		
	歎願書一件は多忙のため出席不能につき取計い方依頼状〔庄左衛門他一名→柳沢所左衛	三月四日	듳
状	勘定仕方難渋につき出張要請状〔春日村土屋直右衛門→柳沢所左衛門〕	二月二九日	莹
状	歎願書送付に対する礼状〔牧布施村名主土屋直右衛門→柳沢所左衛門〕	二月二八日	三四
状	桜井新田取縺れ一件済方につき出張依頼状〔三村惣代茂左衛門他二名→柳沢所左衛門〕↓	二月二六日	三
状	しい旨の書状〔桜井本田喜三郎→五郎兵衛新田名主所左衛門〕		
	村方一条が三桜井同役中よりの小前への異見によって示談になりそうなので出張してほ	二月二六日	壹
状	上納物一件につき内伺い方依頼書〔源四郎→柳沢〕	二月二二日	Ξ
状	二名→五郎兵衛新田柳沢所左衛門〕		
	臼田村平吉傷害一件につき役所への慈悲願いのための出張方依頼状〔臼田村井出多伸他	二月二〇日	==0
状	所左衛門〕		
	矢嶋村・八幡宿七郎兵衛出入一件相談のため明日訪問する旨の書状〔式部村丈右衛門→	二月一九日	=
状	丈右衛門他行中の旨報知状〔式部村弥市右衛門→所左衛門〕	二月一八日	=
状	門→所左衛門〕		
	矢嶋村を相手どり八幡宿七郎兵衛出訴一件の内済取計い方依頼状〔岩村田名主左五右衛	二月一八日	
			-

	入布施村願立て一件につき諸用のため出張できかねるのでとりなし方を依頼する書状	④八月一六日	10	
状	元メ様から内済させるようにとの指示があった旨の報知状	③八月一六日	10	
状	式部村と入布施村争論の内済取計い方の経過報知状〔土屋杢右衛門→柳沢所左衛門〕	②八月一六日	10	
状	式部村と入布施村争論の内済取計い方依頼状〔土屋杢右衛門→柳沢所左衛門〕	①七月二七日	-	
			喜	
状	門• 古平忠内〕			
	所左衛門病気と聞いたので見舞状〔依田源四郎→江戸馬喰町二丁目武蔵屋柳沢所左衛	七月二一日	三	
状	一同→江戸馬喰町二丁目武蔵屋出張先出府出役〕			
	中之条役所からの差紙も来ているのでなるべく早く帰村するようにとの書状〔三村役人	七月二一日	=	
状	新田村役人〕			
	帰国次第柳沢所左衛門と村役人一名が出頭するようにとの差紙〔中之条役所→五郎兵衛	七月一七日	_	
			긆	
状	出府出役衆〕			
	前山村重右衛門との掛合方報知とともに出張役人の案否を気づかう書状〔三村惣役人→	七月三日	IIIO	
状	衛門他一名→五郎兵衛新田同役〕			
	十五日に出立して以来の評定所への出頭経過など報知状〔馬喰町二丁目武蔵屋柳沢所左	六月二九日	三	
状	他一名)			
	平手村平作一件につき戸籍帳など送付の旨の書状〔五郎兵衛新田詰合一同→柳沢所三郎	六月二七日	兲	
状	村方出入一件につき出向和談方依頼状〔春日村名主八郎右衛門→名主柳沢所左衛門〕	六月八日	臺	
状	村方一件につき出向要請状〔春日村八郎右衛門→名主柳沢所左衛門〕	六月六日	三	
状	五郎兵衛一件につき出張取計い方要請状〔土屋直右衛門→柳沢所左衛門〕	五月二四日	듶	
状	留五郎一件につき書状〔平井村上野嘉太郎→柳沢所左衛門〕	五月二二日	三	
状	不埒人の処置を依頼する書状〔役元→詰合役人〕	五月一八日	畫	20
状	ふと放身し不行跡のあった権兵衛妻の海容依頼状〔小諸即井寺→柳沢所平〕	四月二〇日	圭	-

265	r	石女	• 副	弘																		
=	_	臺		=		_	亖		三五		二四九		壳		二四七	曇	三		三四		=	
九月二九日	九月一三日					九月二日			九月一日		九月朔日		八月二五日		八月二三日	八月一八日	八月一四日	八月一〇日	八月三日		八月一七日	
左衛門→所左衛門〕 小県辺へ出張した重左衛門が御影へ立寄らず帰宅した一件につき報知状〔下畑村名主小	両町一条につき会合したく出張依頼状〔臼田村名主→五郎兵衛新田名主〕		名主•与頭〕	神田の御酒代差出し方・世話役勤め方について次郎右衛門出訴につき口上書〔桜井新田	書	桜井新田は次郎右衛門の先祖が一統で開発したと申立てているのは偽りである旨の返答		說諭方依賴状〔佐久支庁地券課小平八郎→五郎兵衛新田戸長副〕	柳沢六右衛門が同家万右衛門との墓所争論につき出張先まで願い出で公用に差障るので	田役人〕	若衆踊り差留め一件につき親たちへの出頭通達方依頼状〔春日町弥右衛門→五郎兵衛新	左衛門〕	五郎兵衛一件済口証文差出し命令につき出張依頼状〔春日村八郎右衛門他役人→柳沢所	状〔取出町村前島清次郎他一名→五郎兵衛新田柳沢所左衛門〕	両町一件の会合場所を臼田村に決定したので来月六日には出席してくれるようにとの書	若衆踊り実施を差留めるべき旨の勧告状	五郎兵衛一件につき出張依頼状〔牧布施村土屋直右衛門→柳沢所左衛門〕	五郎兵衛出勤一件の首尾報知状〔小平村吉沢楠太郎→柳沢所左衛門〕	造酒蔵一件につき出張依頼書〔牧布施村役人→五郎兵衛新田柳沢所左衛門〕	左衛門〕	式部村と入布施村の賃銀一条内済にしたく出張依頼状〔中之条村塚田瀬左衛門→柳沢所	〔所左衛門→塚田瀬左衛門〕
状	状		状		状			状		状		状		状		状	状	状	状	状		状

状	沢所左衛門)		
	先方へ内談したところ不得心につき出張断り状〔入ぶせ市河瀬左衛門→五郎兵衛新田柳	極月一一日	云
状	入布施村一件に関するお詫の際の中之条宿への支払いの覚〔→所左衛門〕	八二月一〇日	云
状	中屋旅宿柳沢所左衛門〕		
	一○月中にお願いした一件につき明朝鶴屋までの出頭依頼状〔つるやより飯島宗兵衛→	一一二月八日	三宝
状	水津静吉→柳沢康造〕		
	村役場の旧地図があなたの図面と一致する以上心配ない旨の書状〔長野市花咲町弁護士	一二月八日	二温
状	名→柳沢所左衛門〕		
	参上の節の一件を組合も納得につき和談の積りの旨の書状〔桜井新田細萱猶右衛門他一	一一二月六日	壹
状	市村新田一件出訴の所存につき取計い方依頼状〔塚原池田六右衛門→下原掛河森蔵〕	一一二月三日	芸
状	一件の日限だが風邪のため出向できない旨の断り状〔所左衛門→五郎兵衛〕	一〇月二七日	云
状	田名主所左衛門〕		
	源兵衛一件につき出張および内済取計い方依頼状〔牧布施村名主惣左衛門→五郎兵衛新	一〇月二七日	100
状	依頼された示談懸合いの経過報知状	一〇月二三日	二宝九
状	左衛門〕		
	出府方帰村の旨の連絡が小諸よりあったことの通達状〔御馬寄村小平市左衛門→柳沢所	八一〇月一七日	奏
状	兵衛新田名主柳沢所左衛門〕		
	沓沢新田役義取縺れ一件書面破印につき取計い方依頼状〔桜井新田跡部重右衛門→五郎	~ 一〇月一四日	幸
状	村方役義一件出訴の了承依頼状〔沓沢新田橋詰佐右衛門→柳沢所左衛門〕	八一〇月一三日	宝
状	酒酔一件につき挨拶状〔塩名田丸山新左衛門他二名→新田柳沢所左衛門〕	一〇月一一日	宝
状	出入内済に伴う差入一札の文案訂正につき書状(前欠)〔平八他一〇名〕	九月二八日	三五
状	両町一件相談のため出張人が参上する旨の報知状〔臼田村名主多仲→所左衛門〕	一九月一七日	玉
状	郎兵衛新田名主所左衛門→牧布施村他七村名主〕		
	両町仮割一件につき百石三両位の用意で二納の節に出張してくれるようにとの書状〔五	三一一月二日	=

		二八四 1	八三	六	六	二八〇	二七九 中	· 元八日	144 二五日	完 六日 新	二 第 四日	二 四日 宣	三三 一二月二五日 江	三 一二月二三日 生	三 一二月二三日	P.L.	140 11月11日 本	門	完 一二月一五日 th	211	云 極月一四日 野
今味のところ今末下げこしてもらった籐乍の牧心の一儿	風俗宜しくないとの理由で吟味中の五郎兵衛新田百姓藤作改心につき吟味下げ願書	三ツ井村百姓元次他二名の着届書〔三ツ井村名主茂左衛門他二名〕	狼藉の元村方人別で当時無宿の嘉吉他二名の召捕え願書	下塚原村百姓が五郎兵衛新田村で狼藉につき訴状	牧布施一件談判の日延べ伝達方依頼状〔春日村伊藤五郎兵衛→原新田柳沢所左衛門〕	望月町と高呂村との木材伐取場所出入内済証文	安原村の廻米引受け難渋申立て一件の写	十右衛門との掛合いの経過など報知状〔前山村出先より両人→役元・在役人〕	出訴一件につき出張依頼状〔土屋直右衛門→柳沢所左衛門〕	訴訟方心得書	村方願書送付通知状〔柳沢所左衛門他一名→佐左衛門〕	高野町独断の出府を停める書状〔御影芳郎→高野町役中〕	江戸で金子入用につき出金依頼状〔下県村所左衛門→五郎兵衛新田名主〕	先妻との縺れあい一件内済につき本家娘の縁組取計い方依頼状	日野伝十郎・新助一件解決の礼および下中込連印帳受取の旨の書状(前後欠)	条出張より小平忠内他一名→柳沢所左衛門〕	杢右衛門の江戸での取計い方に中之条役所立腹につき歎願書を提出した旨の書状〔中之		先般お話しした一件についてのその後の経過問合せ状〔中桜井村名主文左衛門→所左衛	沢三左衛門〕	野沢との出入のために必要の由なので矢嶋村草高写を送る旨の書状〔大原次右衛門→柳
R	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	()	状	113	状	121
	_	_	_	_	_	_	_			_			_		_	_				_	

_	状	長野出願入費割合書〔→柳沢〕	三〇九
_	状	大酒など不身持ちの詫状〔五郎兵衛新田高田喜助〕	흣
_	状	小前に対して非分を申掛けないことなどの請書	를
_	村役人〕状	平生身持ち悪く今般召捕えられたことの詫状〔入布施村宇兵衛他五名→取締役・村	흜
_	状	村内和睦決裂出訴につき諸費用引請状〔甚之助組合〕	三
_	状	縺れあい一件は内済につき縁組に支障ない旨の書状	BOH
_	状	駈込み訴えなどで入牢中の牧布施村造酒蔵の放免願書〔組合・親類・村役人〕	<u>=0</u>
_	状	水車盗賊一件につき御影出役諸入用覚	<u>=</u>
_	状	三月二八日の被召捕人・召捕手先人名前書付	=0
_	状	預り中の定右衛門欠落の届書〔五郎兵衛新田名主弥五右衛門〕	ii 00
_	状	願書お下げにつき請取り願書写へ奥書してさしあげる旨の添書	二九九
	状	相対死の文之丞のことにつき上申書(前欠)	壳
_	状	風聞悪しく召出され吟味中の村方四人の者の宥免願書〔村役人・組合〕	二九七
_	状	八幡宮祭礼の際に八幡村多重郎と蓮田村安五郎喧嘩内済につき取替証文	六六
_	状	手鎖村預け御免願書〔当人・親類・組合〕	二五五
_	状	済口証文提出までの経過通知状(後欠)	二九四
_	(1) 状	忰宥益行方不明につき捜索願書〔茂兵衛他四名→五郎兵衛新田名主・組頭・百姓代〕	二
	状	酒狂の上過言につき詫一札〔小右衛門他五名→勘助〕	売
_	状	役所への半七右衛門家出の注進延引願書	元
_	状	平賀村の駆込み訴えにつらなっていたかなどお尋ねにつき返答書(後欠)	元0
_	U 状	五郎兵衛新田百姓幸助・入布施村百姓伊惣治の過怠宥免願書〔名主所左衛門他二名〕	云
_	状	1名)	
	門他	百姓高七が疵を受けた一件についてお尋ねにつき返答書〔五郎兵衛新田組頭三左衛門他	츳
	状	五郎兵衛新田甚右衛門の訴訟の諸雑費支払い方につき源左衛門糺明願書(後欠)	~

三0 文化九年三月	三、 文化七年二月	三、 文化六年二月	三 文化四年三月	三 文化三年二月	臺 享和三年三月	三 寛政八年三月	三 寛政七年三月	三 寛政五年三月	三 寛政四	三0 寛政三年三月	三元 明和四	三六 延享三年七月	三七 延享元年三月	三、 享保二一年五		三五 享保二年五月	三國 正徳四年二月	三三 正徳二年四月	三二 宝永二年三月	三寛文一	鉄砲証	ĕ. 0
年三月	年二月	年二月	年三月	年二月	年三月	年三月	年三月	年三月	年三月	年三月	和四年三月	年七月	年三月	一年五月		年五月	年二月	年四月	年三月	寛文一二年二月	文	
猟師鉄砲預り証文〔五郎兵衛新田所左衛門他二二名→稲垣藤四郎中之条役所〕	猟師鉄砲預り証文〔五郎兵衛新田所左衛門他二三名→稲垣藤四郎中之条役所〕	猟師鉄砲預り証文〔五郎兵衛新田所左衛門他二二名→恩田新八郎中之条役所〕	猟師鉄砲預り証文〔五郎兵衛新田所左衛門他二三名→恩田新八郎中之条役所〕	猟師鉄砲預り証文〔五郎兵衛新田所左衛門他二二名→恩田新八郎中之条役所〕	猟師鉄砲預り証文〔五郎兵衛新田所左衛門他二三名→蓑笠之助中之条役所〕	猟師鉄砲預り証文〔五郎兵衛新田名主所左衛門他三五名→簑笠之助中之条役所〕	猟師鉄砲預り証文〔五郎兵衛新田所左衛門他三六名→川尻甚五郎中之条役所〕	猟師鉄砲預り証文〔五郎兵衛新田所左衛門他三五名→広瀬伊八郎中之条役所〕	猟師鉄砲預り証文〔五郎兵衛新田所左衛門他三五名→三河口太忠中之条役所〕	猟師鉄砲預り証文〔五郎兵衛新田所左衛門他三五名→野村八蔵中之条役所〕	猟師鉄砲預り証文〔五郎兵衛新田木左衛門他三一名→平賀役所〕	威鉄砲預り証文〔五郎兵衛新田組頭与五右衛門他二名→平賀役所〕	猟師鉄砲預り証文〔三左衞門他一四名→松本役所〕	猟師鉄砲預り証文〔三左衞門他一四名〕	代官〕	先届出人のほかには鉄砲所持者はいない旨の証文〔五郎兵衛新田名主三左衛門他八名→	猟師鉄砲所持の証文(雛型)(けた覚書共)〔→代官〕	猟師鉄砲当分預りにつき一札〔鉄砲請取主吉左衛門他一名→吉右衛門〕	猟師鉄砲預り証文 (雛型)	鹿が耕作を荒すにつき鉄砲拝借証文〔御札預り主市之丞他四名→代官〕		盗難届〔管理人柳沢祗一郎→本牧警察署長〕
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状		状	状	状	状		状
_	_	_		-	_		_		_	_	_	_	_	_	_		三	_	_			_

臺	臺	壹	壹0	三四九	賣	三四十	賣	三四五	三田田田	臺	圖	三四	回回0	壹	픗	프	픛	Ξ		三四		臺	壹
天保一二年二月	天保一一年二月	天保一〇年二月	天保八年二月	天保七年二月	天保五年二月	天保四年二月	文政一三年	文政一二年三月	文政一一年三月	文政一〇年三月	文政八年三月	文政七年三月	文政五年三月	文政四年三月	文政三年三月	文政二年三月	文化一五年三月	文化一五年三月		文化一四年五月	文化一四年三月	文化一三年三月	文化一一年三月
猟師鉄砲預り証文〔五郎兵衛新田所左衛門他二七名→大原左近中之条役所〕	猟師鉄砲預り証文〔五郎兵衛新田所左衛門他二七名→大原左近中之条役所〕	猟師鉄砲預り証文〔五郎兵衛新田所左衛門他二八名→大原左近中之条役所〕	猟師鉄砲預り証文〔五郎兵衛新田所左衛門他二七名→大原左近中之条役所〕	猟師鉄砲預り証文〔五郎兵衛新田所左衛門他二八名→大原吉左衛門中之条役所〕	猟師鉄砲預り証文〔五郎兵衛新田所左衛門他二八名→蓑笠之助中之条役所〕	猟師鉄砲預り証文〔五郎兵衛新田所左衛門他二七名→蓑笠之助中之条役所〕	猟師鉄砲預り証文〔五郎兵衛新田所左衛門他二六名→大原四郎右衛門中之条役所〕	猟師鉄砲預り証文〔五郎兵衛新田所左衛門他二六名→井上五郎左衛門中之条役所〕	猟師鉄砲預り証文〔五郎兵衛新田所左衛門他二六名→井上五郎左衛門中之条役所〕	猟師鉄砲預り証文〔五郎兵衛新田所左衛門他二六名→荒井平兵衛中之条役所〕	猟師鉄砲預り証文〔五郎兵衛新田所左衛門他二七名→荒井平兵衛中之条役所〕	猟師鉄砲預り証文〔五郎兵衛新田所左衛門他二七名→荒井平兵衛中之条役所〕	猟師鉄砲預り証文〔五郎兵衛新田所左衛門他二七名→荒井平兵衛中之条役所〕	猟師鉄砲預り証文〔五郎兵衛新田所左衛門他二六名→男谷彦四郎中之条役所〕	猟師鉄砲預り証文〔五郎兵衛新田所左衛門他二六名→男谷彦四郎中之条役所〕	猟師鉄砲預り証文〔五郎兵衛新田所左衛門他二六名→男谷彦四郎中之条役所〕	預り猟師筒の忰への譲渡許可願書〔預り人政吉他五名→男谷彦四郎中之条役所〕	猟師鉄砲預り証文〔五郎兵衛新田所左衛門他二二名→男谷彦四郎中之条役所〕	四郎中之条役所〕	預り猟師鉄砲の村方半兵衛への譲渡許可願書〔猟師鉄砲譲渡願人団次郎他九名→男谷彦	猟師鉄砲預り証文〔半兵衛他二○名→男谷彦四郎中之条役所〕	猟師鉄砲預り証文〔吉左衛門他二二名→男谷彦四郎中之条役所〕	猟師鉄砲預り証文〔五郎兵衛新田所左衛門他二二名→男谷彦四郎中之条役所〕
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状		状	状	状
_	_	_	_		_	_	_	_	_			_		_	_		_		_		_	_	_

丟

佐久郡村々猟師鉄砲数書上

_	_	_	_	_	_	_				_	_
풒	Ξ	兲	증	풒	奏	臺		촟		둪	둞
	一二月一五日	一月二四日	明治三年三月	明治三年三月	明治二年正月	安政六年一二月		安政六年二月		安政六年二月	(嘉永七年~安政五年)
猟師鉄砲の忰政吉への譲渡許可願書(後欠)〔預り主吉左衛門〕	鉄砲鋳形借用願書〔矢しま村小泉万右衛門→柳沢所左衛門〕	猟・威銃都合二○挺請取につき書状〔小平八郎→柳沢所平〕	猟師鉄砲鑑札下げ渡しにつき請書〔願人所作他二名→中之条局役所〕	猟師鉄砲預り証文〔所作他一名→中之条局役所〕	八幡村継三郎が強盗に奪われた鉄砲を発見し返却した旨の証文〔文之丞→役元〕	猟師筒議定書〔五郎兵衛新田御役筒拝借所持所左衛門他五名→役元〕	所)	拝借猟師鉄砲の腰札書替え願書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他二名→木村董平中之条役	→木村董平中之条役所〕	拝借猟師鉄砲を譲渡したく腰札名前書替え願書〔五郎兵衛新田引譲願人長右衛門他九名	猟師鉄砲鑑札下げ渡しにつき請書〔五郎兵衛新田名主所左衛門→森孫三郎中之条役所〕
状	状	状	状	状	状	状	状		状		状

G 貯殼·救

- -	六	五	四	三	Ξ	=	10	九	八	+	六	五	Z	=	=	_	番文号書
享保一七年五	享保一五年一	享保一五年一	享保一四年七	享保一二年一	享保一二年五	享保一二年五	享保一二年五	享保一二年五	享保二年四月	正徳三年五月	正徳三年閏五	正徳三年五月	正徳二年四月	正徳元年八月	宝永元年八月	元禄一五年七	年
五月	月	月	月	○ 月				育	五日	万二八日	 并 二八日	八八日	Л	四日	Л	月二七日	代
御囲籾請取証文〔五郎兵衛新田名主弥五右衛門他三名→平賀役所〕	御囲籾預り証文〔五郎兵衛新田名主三左衛門他五名→松平九郎	御囲籾預り証文〔五郎兵衛新田名主三左衛門他五名→松平九郎	貯麦預り証文〔五郎兵衛新田預り人名主三左衛門→平賀役所〕	貯麦拝借願書〔→松平九郎左衛門役所〕	郷蔵屋敷の由来・間数などお尋ねにつき上申書〔名主三左衛門他	郷蔵屋敷の由来お尋ねにつき上申書〔名主三左衛門他五名→平	郷蔵屋敷の由来お尋ねにつき上申書〔五郎兵衛新田名主三左衛	郷蔵屋敷の由来・間数などお尋ねにつき上申書(雛形) 〔名主誰	御蔵麦請取証文〔沓掛宿名主代源太郎他二名→五郎兵衛新田名	貯麦詰替え延引願書〔五郎兵衛新田貯麦預り主儀平他三名→名	貯麦預り証文〔五郎兵衛新田名主三左衛門他二名→代官〕	貯麦払い直段による上納願書〔五郎兵衛新田名主三左衛門他四	貯麦預り証文〔麦預り主三郎兵衛他七名→名主・長百姓衆〕	貯麦預り手形〔五郎兵衛新田名主三左衛門他三名→前山村役所〕	御救金一部返済の請取〔林甚五郎右衛門→五郎兵衛新田村〕	御救金年賦返納の請取〔飯塚孫次郎→五郎兵衛新田名主〕	文書名
所)	左衛門役所〕	左衛門役所〕			.他五名→平賀役所〕	賀役所〕	門他五名→平賀役所〕	→松平九郎左衛門役所〕	主三左衛門〕	名主・年寄衆〕		(名)					T/
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	形態
_	_	_	_	_	=	_	_	_	_	_	_	_	_	→	_		数量

_	状	御普請役へ提出した各年貯穀書上の上申書〔名主所左衛門他三名→蓑笠之助中之条役所〕	文化元年三月	壳	
	状	御囲穀預り覚〔五郎兵衛新田名主所左衛門他二名〕	文化元年三月	兲	
	状	之条役所〕			
		暑中につき御囲穀・貯穀旱入許可願書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他二名→蓑笠之助中	享和三年七月	푸	
_	状	御囲穀買入代金請取証文〔五郎兵衛新田名主所左衛門他二名→蓑笠之助中之条役所〕	享和二年二月	픛	
_	状	貯穀預り覚〔組頭吉右衛門他一二名→源左衛門他二名〕	寛政一二年極月	壸	
_	状	貯穀出来形書〔名主所左衛門他二名〕	寛政一一年三月	긆	
_	状	秋作不熟につき当卯年貯穀年延べ願書〔小県郡辰ロ八右衛門他一三名〕	寛政七年一一月	壹	
	状	貯夫食預り証文〔五郎兵衛新田名主所左衛門他二名→広瀬伊八郎中之条役所〕	寛政五年一〇月	晝	
_	状	御囲穀・二〇分の一御下穀・貯穀書上〔広瀬〕	(寛政三年)一〇月	三	
_	状	田畑早損につき夫食拝借願書〔源助他二七名→名主・組頭衆〕	明和八年一一月	흥	
_	状	不作のため畑年貢・夫食差詰りにつき拝借願書〔太七他四六名→市右衛門〕	明和八年一一月	元	
_	状	旱魃のためくらし方差詰るにつき願書〔訴訟人五郎兵衛他一五名→役人衆〕	明和八年一一月二日	六	
_	状	畑方皆損につき畑方取箇捨免願書〔名主弥五右衛門他五名→平賀役所〕	寛保二年一〇月	=	
	状	水損のため田方皆損につき御救願書〔五郎兵衛新田名主弥五右衛門他五名→平賀役所〕	寬保二年九月	云	
_	状	廻状〔平賀預役所〕			
		疫病流行につき享保一八年の望月三英らによる毒物対処書を村々で写しとるようにとの	(元文元年)五月一八日	宝	
	状	御囲籾預り証文〔五郎兵衛新田名主・組頭→与七〕	享保一九年二月	긆	
_	状	御囲籾預り証文〔五郎兵衛新田名主弥五右衛門他五名→平賀役所〕	享保一八年一一月	亖	
_	状	御囲籾預り証文〔五郎兵衛新田名主弥五右衛門他五名→平賀役所〕	享保一八年一一月	亖	
_	状	御囲籾預り証文〔五郎兵衛新田名主・組頭・百姓代→松平九郎左衛門役所〕	享保一七年一一月	=	
	状	御囲籾預り証文〔五郎兵衛新田名主弥五右衛門他五名→松平九郎左衛門役所〕	享保一七年一〇月	÷	
_	状	御囲籾拝借請取証文〔岡右衛門他一○○名→松平九郎左衛門役所〕	享保一七年五月	九	
	状	違作につき御囲籾拝借願書(下書共)〔五郎兵衛新田名主弥五右衛門他五名→平賀役所〕	享保一七年五月	元	

	0	文化二年二月	御囲穀保存のため蔵替え願書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他五名→恩田新八郎中之条役所〕状	V *
211	<u> </u>	文化二年七月	貯穀・御囲穀干入のため封印切り願書〔名主所左衛門他四名→恩田新八郎中之条役所〕 状	,
	四	文化六年八月一三日	御囲穀預り証文〔預人村役人→稲垣藤四郎中之条役所〕 状	
	프			
	_	(文化七年)正月二五日	郷蔵建替え木材書上の覚〔源八→村役元〕 状	V *
	=	文化七年正月晦日	郷蔵建替えの請合証文〔引受人源八他二名→名主・組頭〕 状	
	=	文化七年正月	木品請負証文〔請負人兵馬→五郎兵衛新田名主衆〕 状	~
	깯	文化七年三月	用水破損所普請の請負証文〔考三郎→名主・与頭〕 状	
	Æ.		木材書上の覚〔半右衛門→役元〕 状	V.
	四四	文化八年一〇月	凶作につき籾拝借願書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他五名〕	V.
	翌	文化八年一二月	不作につき夫食麦返納年延べ願書〔小八他九名〕	<i>V</i> •
	哭	文化一〇年一一月	悪作のため百姓相続困難につき御囲穀・貯穀拝借願書〔五郎兵衛新田他五村三役人→阿	
			久沢弥平次中之条役所〕	
	四十			
	-	文化一一年九月	百姓永続金取立て発端趣意書〔男 彦四郎支配所村中〕	状
	=	文化一二年六月	永続手当金上納請証文〔五郎兵衛新田百姓代弥左衛門他二名→男谷彦四郎中之条役所〕 状	<i>V</i> •
	\equiv	文化一四年六月	地所を拝借し質地を差出し拝借証文を書入れた旨の一札〔名主所左衛門他二名→文之丞〕状	V.
	鬥	文化一三年正月	地主方へ押して夫食願いした一件お下げにつき詫一札〔代吉他三八名→名主・組頭・百	
			姓代〕	状
	四九	文化一三年一〇月	利金上納による永続金元金拝借願書〔五郎兵衛新田・入布施村・桜井新田三役人→男谷	
			彦四郎中之条役所〕	0.
	吾	文化一三年一〇月	永続金上納の請取証文〔男谷彦四郎手附中嶋小太郎他一名〕 状	<i>V</i> (
	五			
	-	文化一四年~文政五年	永続貸附金利金請取〔男谷彦四郎手附中嶋小太郎他一名・荒井平兵衛手附奥野右源太→	

五五 五三 二	文化一四年~文政五年 文化一四年 文化一四年 文化一五年三月 (文化)	五郎兵衛新田〕 永続貨附金利金請取 永続御趣意金拝借に 小前夫食手当のため 貯穀の管理不取締り 藤平他一名〕 子年小前夫食手当分
文化	一四年	い前失食手当り こりり昔を正と 「丘耶長新折日ろは所に新月也丘呂」 し番音子に新月永続御趣意金拝借につき文之丞持分を質地に差出した証文控
莹	(文化)	貯穀の管理不取締りの詫状(虫損甚大)
		藤平他一名〕
五四	文政二年三月	子年小前夫食手当分借金証文・返済延期願書
歪	文政三年六月	永続御趣意金利下げにつき元金下げ戻しの年延べ願書
		門他三名→男谷彦四郎中之条役所
吾	文政四年九月	御囲穀・貯穀預り証文〔五郎兵衛新田
亳	(文政四~一一年)	貸付金拝借願書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他四名→荒井平兵衛中之条役所
兲		
_	(文政六年)一二月一二日	御囲米請取〔中桜井村名主文左衛門→五郎兵衛新田名主所左衛門〕
=	文政六年一二月	御囲籾請取〔下桜井村名主忠左衛門他一村五名→五郎兵衛新田名主衆
三	文政七年六月	五郎兵衛新田預り籾の内からの籾拝借証文
五九		
_	(文政七年)一〇月一五日	永続貸附金返納請取〔荒井平兵衛手附奥野右源太他一名→信州佐久郡五郎兵衛新田
		人文之丞〕
=	(文政七年)一一月一四日	五郎兵衛新田・桜井新田分国役金請取
=	天保五年八月	天保四年遠作の節に困窮人のために囲米したことは奇特につき勘定所の賞誉伝達状
		笠之助→五郎兵衛新田名主所左衛門
79	(天保六年) 一一月	五郎兵衛新田の凶作時貸附金本年返納分受取
五	(天保六年) 一二月	桜井新田去年分川々国役金請取

空		奕	空	五	四	三	=	_	应	空	空	六	台	孟	79	三	三	\equiv	10	九	八	七	六
文政一二年一〇月二七日		文政一一年一二月	(文政一一年)正月二二日		九月三日	七月九日	(文政一二年~天保二年)	文政九年		文政九年六月	文政九年三月	(文政九年)三月一五日	文政九年正月	五月一一日	酉年一〇月一四日	酉年一〇月一〇日	未年一二月	未年一二月	天保七年一一月	天保七年一一月	(天保七年)一一月七日	(天保七年)一〇月	(天保六年)一二月
拝借籾取立て覚〔下郷役人立会〕	門他一村三名→井上五郎左衞門中之条役所〕	下桜井・桜井新田両村へ貸附けの内返納分の請取書(下書共) 〔五郎兵衛新田名主所左衛	代官場所替えにつき永続金の由来・心得方書状〔→中之条陣屋付信州村々〕	籾麦詰戻し量書上	こんにやくなど送り状〔卯兵衛→新田会所〕	村内有穀高に相違ない旨の一札〔桜井新田名主奥右衛門他三名→水野利八郎〕	村内夫食拝借人の覚	両年違作につき夫食拝借願書(雛形)		夫食割渡しにつき貯穀受取〔組頭文之丞他二名→所左衛門〕	凶作につき夫食・伝馬入用など手当金願書〔入布施他四村名主・組頭・百姓代→代官所〕	拝借金・麦などの覚〔桜井新田〕	御用貸附金拝借証文〔五郎兵衛新田拝借人所左衛門・惣役人→貸方役所〕	封印	金子請取〔中之条瀨左衛門→佐久郡権右衛門〕	金子時借証文〔桜井新田借用主直右衛門→中之条村瀬左衛門〕	郡中割金請取〔郡中代源蔵→桜井新田名主衆〕	郡中割金請取〔郡中代源蔵→五郎兵衛新田名主衆〕	凶作につき出金請取〔大原左近手附百瀬進八→五郎兵衛新田吉左衛門〕	凶作につき夫食代出金請取〔大原左近手附百瀬進八〕	預り御囲籾の内一○石の渡し方達書〔大原左近手附百瀬進八→五郎兵衛新田役人〕	預り御囲籾の内一○石の渡し方達書〔大原左近手附百瀬進八→五郎兵衛新田役人〕	五郎兵衛新田去年分川々国役金請取〔大原吉左衛門手附百瀬進八〕
綴	状		状	状	状	状	状	綴		状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状
_	$\stackrel{\rightharpoonup}{=}$		_	\equiv	_	_	八	_		_	_	_	_	四四	_	_	_	_	_	_	_	-	_

	二		合	둧	汽		丰	夫	宝		占	圭	吉	=		-	生	10		究	=	_	交
	安政二年一二月		安政二年一二月一〇日	(嘉永四年)	嘉永三年一二月		嘉永二年一二月	弘化三年九月	天保一四年三月		天保一四年二月	天保八年一一月	天保八年五月			天保八年二月		天保七年一〇月		天保六年一〇月	天保五年正月	天保五年正月二九日	
他二名→森孫三郎中之条役所〕	貯穀囲増は書面通りの出穀高で仰せつけてほしい旨の願書〔五郎兵衛新田名主所左衛門	他四村四名→森孫三郎中之条役所〕	貯穀囲増は書面通りの出穀高で仰せつけてほしい旨の願書〔五郎兵衛新田名主所左衛門	丑年村囲出穀高の上申書〔五郎兵衛新田百姓代喜右衛門他二名→鈴木大太郎中之条役所〕:	永続金拝借証文〔埴科郡中之条村拝借人取締役瀬左衛門他一名—鈴木大太郎中之条役所〕:	条役所〕	申年貯出穀小前取立高の上申書〔五郎兵衛新田百姓代喜右衛門他二名→鈴木大太郎中之	寛政六年に郷蔵敷地が免除になった旨の上申書	郷蔵大破のため見分日延べ願書〔名主所左衛門他二名→石井勝之進中之条役所〕	左衛門他二名→郡中代源蔵〕	郡中村々より役所へ差出した永久備金(百瀬金)割戻しにつき受取〔五郎兵衛新田名主所	相続金拝借証文〔桜井新田惣役人〕	諏訪米御拝借一件帳	二月一二日から八月一四日までの御囲穀拝借の覚	人→大原左近中之条役所〕	凶作につき前山新田・沓沢新田に貸渡した残分の御囲穀の拝借願書〔五郎兵衛新田村役		違作につき御囲穀拝借願書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他四名→大原左近中之条役所〕↓	〔五郎兵衛新田所左衛門他四村四名→大原吉左衛門中之条役所〕	違作につき上納米・拝借金・貯穀の五ヵ年賦拝借の返納延期願いおよび検見入引方願書	御囲籾預りの請書〔五郎兵衛新田預り主名主所左衛門他二名→池田荘八〕	所左衛門囲籾封印	
状		状		状	状	状		状	状	状		状	一	状	状			状	状		状	状	

_	状	非常御備え置米買置きの請書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他五名→出役河野曾十郎〕	慶応元年五月	六
_	状	非常御備え置米買置きの請書〔佐久郡何村名主勝之助他一一名→出役河野曾十郎〕	慶応元年五月	九七
_	状	村方御囲穀・貯穀お改め相違ない上は以後も大切に維持する旨の請書	元治二年正月二七日	六
_	状	貯穀仕法方達書	(文久二年)	五
_	状	貯穀仕法方居置願書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他五村名主五名→安藤伝蔵中之条役所〕	文久二年一一月	九四
	状	三名→安藤伝蔵中之条役所〕		
		勘定所による御囲穀・貯穀お改めの請書〔桜井・五郎兵衛新田名主所左衛門他三村名主	文久二年九月	空
_	状	非常の備えとして囲増するようにとの申渡し書	文久二年閏八月六日	土
_	状	御囲出穀の日延べ願書〔五郎兵衛新田・桜井新田役人惣代与頭忠内〕	文久二年四月	九
_	状	ほしい旨の願書〔五郎兵衛新田所左衛門他一一名→安藤伝蔵中之条役所〕		
		貯穀の陣内御蔵への積込みは運送費など諸雑費がかさむので村々持蔵の者どもへ預けて	文久二年三月	九0
_	状	〇村役人〕		
		御囲穀・貯穀三分の一通農夫食拝借出願方などにつき廻状〔中之条役所→三ツ井村他一	(文久元年)三月二〇日	公
_	状	未年貯出穀囲増高の上申書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他二名→木村董平中之条役所〕	安政七年二月	仌
_	状	非常借米預り請書〔臼田村名主又市他二村四名→木村董平中之条役所〕	安政七年正月	수
_	状	午年貯出穀小前取立て高の上申書〔桜井新田百姓代茂助他二名→木村董平中之条役所〕	安政六年二月	会
_	状	役所)		
		午年貯出穀小前取立て高の上申書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他二名→木村董平中之条	安政六年二月	全
<u> </u>	状	平中之条役所〕		
		不熟につき午年出穀猶予願書(下書共) 〔五郎兵衛新田名主所左衛門他一村五名→木村董	安政六年正月	益
_	状	之条役所〕		
		貯出穀囲増の宥免願書〔桜井新田兼五郎兵衛新田名主所左衛門他三村三名→森孫三郎中	安政四年一〇月	全
_	状	所		
		貯穀増仰せの通り出穀した旨の上申書〔五郎兵衛新田名主所左衛門→森孫三郎中之条役	安政四年四月	仝

四五月七日 下げ金請取	三 五月朔日 平賀・伊那	二 四月二一日 下げ金二万	一 明治四年五月 救民賑恤の	二元	亜 明治四年七月 こと女の立	影役所〕	四 明治四年五月二五日 こと女の四・	県御影役所	三 明治四年三月 こと女のエ	ニ 明治四年正月 こと女がハ	県御影役所〕	一 明治四年正月 先調べに油	云	代→牧布族	ニャ 明治四年正月二〇日 違作につき		金百疋の包紙	金三百疋の包紙	二 明治三年九月 窮民飢餓の	一 明治三年九月 窮民飢餓の	五	二 明治三年五月 - 夫食借用証文	一 (明治三年)五月朔日 拝借夫食米請取
下げ金請取預り方依頼状〔前島→柳沢〕	平賀・伊那県・御影での相談の状況など報知状〔木内源太→柳沢所平〕	金二万円の引取り方などにつき書状〔中信会社詰合→内藤太兵衛他一名〕	のための下げ金二万両の下げ渡し願書		こと女の六・七月分の養老扶持米の請取〔五郎兵衛新田村三役人→中野県御影役所〕		立五月分の養老扶持米の請取〔五郎兵衛新田百姓代茂兵衛他一名→中野県御		こと女の正月から三月までの養老扶持米の請取〔五郎兵衛新田村名主処平他二名→中野	こと女が八八歳になるということの上申書〔五郎兵衛新田百姓代茂三郎〕		先調べに洩れたこと女の養老人員への差加え願書〔五郎兵衛新田名主所平他三名→中野		代→牧布施村他四村名主〕	違作につき御影新田他一二二村の救恤願い一件を本県へ愁願する旨の廻章〔御影出張惣	大凶荒のため二千両拝借願書〔五郎兵衛新田柳沢所平他二村四名→中野県御影役所〕			の際救助金穀を施したことの褒賞状〔伊那県→五郎兵衛新田所平他一○名〕	の際救助金穀を施したことの褒賞状〔伊那県→五郎兵衛新田所平〕		〔沓沢新田拝借人名主源吾→五郎兵衛新田柳沢所平〕	〔沓沢新田平左衛門→五郎兵衛新田柳沢所平〕
状	状	縦	状		状	状		状		状	状			状		状	状	状	状	状		状	状
						_		_		_	_						_						

五月二八日	SH
一壳 八月二八日	貧民用米代金支払いの添状〔沓沢新田伊藤平左衛門→柳沢所左衛門〕御囲穀お改めの際の祝義を組合で支払うこと等の依頼状〔細寺権右衛門→柳沢所左衛門〕
180 一月一四日	貯穀見分につき印形送付要請廻状〔春日村弥右衛門他一名→五郎兵衛新田他貯穀改めなどの相談日を知らせる書状〔岡部弥右衛門→柳沢所左衛門〕
四 一月二八日	囲籾貯穀などの改め帳面提出延期の旨通知状〔下県村所左衛門→五郎兵衛新田所左衛門〕
	と食事皆り覚 凶作につき御囲穀拝借願書
■ 1○月三○日	出穀高・組別夫食拝借高などの覚
一四六	郷蔵鋪地の有無お尋ねにつき無い旨の上申書
一四七	養老米覚
一四八	五郎兵衛新田御囲穀封印
一四九	五郎兵衛新田村貯穀積蔵など敷地建物間数取調べ書上
I 英O	貯籾・御囲籾の預り人・俵数覚書
五	五年賦で貸与の夫食麦代取立て覚
三	御囲穀見分の後藤三左衛門到着の報知状(後欠)

																	悉文	
	Ξ	=	10	九	八		七	六	五	79		=		=		_	番文号書	
	寛文七年九月二四日	寛文六年三月二日	寛文六年二月七日	寛文五年一一月二八日	寛文五年一一月四日		寛文五年一〇月一八日	(寛文五年)九月二〇日	寛文五年九月七日	寛文五年八月五日		寛文五年二月晦日		明曆二年四月一四日		慶安元年一〇月一三日	年代	
日名,日本有用。鬼官姓一个信		用水堰破損につき普請入用拝借願書〔五郎兵衛新田庄屋武右衛門他一名→代官〕	用水せき入用を相浜村に払わせてほしい旨の願書〔五郎兵衛新田庄や・惣百姓→代官〕	相浜村よりせぎ入用路金割請取の覚〔五郎兵衛新田庄や武右衛門〕	原新田へせき入用間切を届けるようにとの触書〔久保田長兵衛→矢嶋村他七村〕	郎兵衛新田庄や武右衛門→代官〕	用水堰入用樋木ならびに矢嶋山堀貫入用材木を今月中に取り下してほしい旨の願書〔五	樋木切出しの届書〔五郎兵衛新田庄や武右衛門〕	用水樋木引出したく沓沢村の妨害排除願書〔五郎兵衛新田庄や武右衛門→奉行所〕	五郎兵衛新田せぎ入用材木の覚〔五郎兵衛新田庄や武右衛門他一名→吉井佐五右衛門〕	→五郎兵衛新田庄や武右衛門〕	用水堰普請入用および人足の五分の一を負担する旨の証文〔相浜村庄や平左衛門他四名	札〔名主次郎兵衛他四名→市川五郎兵衛〕	相浜村へ用水分水につきせき入用人足など諸入用の五分の一を負担しこれを守る旨の一	沢の小林長左衛門他二名→市川五郎兵衛〕	相浜新田へ原新田用水分水につき諸入用の五分の一を相浜新田が負担する旨の定書〔沓	文書名	
出	-	状	状	状	状	状		状	状	状	状		状		状		形態	
_		_	<u>=</u>	_	_	$\vec{-}$		_	_	<u></u>	三		_				数量	

		=		云		三	三回			圭	=		-10	一九	元		十	云	三			=
六 貞享四年五月四日		貞享四年四月一八日		貞享三年一二月二〇日		貞享三年極月二〇日	貞享三年一二月二〇日	天和二年九月		天和二年九月	天和二年九月一五日		天和二年九月一二日	天和二年八月	天和二年八月		延宝三年九月一八日	(寛文一一年)九月二三日	(寛文一〇年)五月	寛文九年一〇月一四日		寛文九年三月二七日
沓沢新田・前山新田の飯森嵩くぐり篠よりの堰普請は自普請にしてほしい旨の書状〔五	〔三左衛門·惣百姓〕	くぐり篠水は五郎兵衛新田の用水元なので前山々新田へ水渡しするのは困る旨の訴状	門・惣百姓→代官所〕	五郎兵衛新田用水堰大破につき普請入用として年貢米の内七〇俵拝借願書〔名主三左衛	三左衛門・惣百姓→代官所〕	五郎兵衛新田用水堰矢嶋山大破につき普請入用として年貢米の内七○俵拝借願書〔名主	五郎兵衛新田村堰入用目録〔名主三左衛門・惣百姓→代官所〕	五郎兵衛新田堰新堀貫入用目録〔名主三左衛門・惣百姓→代官所〕	→代官所〕	矢嶋山堀貫入用として物成の内籾八〇俵拝借願書〔五郎兵衛新田名主三左衛門・惣百姓	矢嶋山堀貫人足・諸費用の書上〔五郎兵衛新田名主三左衛門・惣百姓→代官所〕	の証文〔五郎兵衛新田名主三左衛門他一〇名→市川四郎兵衛〕	矢嶋山新規堀貫の費用合力金として一五○石の中より当てるがこれを先例とはしない旨	用水堰普請のため諸役免除願書〔五郎兵衛新田惣百姓→代官所〕	源左衛門池普請は当人の自普請にしてほしい旨の願書〔五郎兵衛新田惣百姓→代官所〕	費用に宛てるという誓約書〔五郎兵衛新田村名主武右衛門他長百姓八名→代官所〕	知行高の内五石をせぎ免としてゆるされたことにつき間違いなくその分は用水せぎ破損	五郎兵衛新田村用水せき間数覚〔五郎兵衛新田名主武右衛門〕	くぐり志の水を矢田久保へ引水する許可状〔金森与左衛門他一名〕	五郎兵衛新田堰入用材木の覚〔五郎兵衛新田庄や武右衛門・惣百姓→代官所〕	四郎兵衛〕	旱魃の際の分水を常例とせず又盗水しない旨の手形〔御馬寄村市郎右衛門他五名→市川
	状		状		状		状	状	状		状	状		状	状	状		状	状	状	状	
					_		_		=						_				四力		_	

	;	用水堰普請は大破の箇所は他村人足・小破の箇所は居村人足へ仰せつけてほしい旨の願	元禄一一年八月	豐	
	状	官)			
		春日山の内堰御普請成就まで布施川分水願書〔五郎兵衛新田名主三左衛門・惣百姓→代	元禄一〇年正月二四日	四	
	状	春日山の内堰御普請成就まで布施川分水願書〔五郎兵衛新田三左衛門→代官〕	元禄八年一二月	四	
	状	済した旨の手形(下書共)〔矢嶋村名主茂兵衛他七名→原新田村名主三左衛門・年寄衆〕			
		用水出入は宮川用水を原新田堰へ落しかわりに清八屋敷の井土水を用水とすることで内	元禄八年六月五日	10	
	状	を掛けて渡す旨の手形〔三左衛門他八名→矢嶋村茂兵衛・年寄〕			
		矢嶋村・原新田村用水論内済につき宮川樋のかわりに清八屋敷的場井戸水を新田堰に樋	元禄八年六月五日	풋	
	状	矢嶋村の者がせきを切落し盗水につき訴状〔原新田村名主・惣百姓→代官〕	元禄八年五月	픗	
	状	矢嶋村の者がせきを切落し盗水につき訴状〔原新田村〕	元禄八年三月	듣	
	状	村内往還御普請人足受取〔原新田村三左衛門→田の口村吉左衛門他一名〕	元禄七年五月五日	픗	
	状	三左衛門・長百姓衆〕			
		八幡町畑が堰筋になることを承知した旨の手形〔相浜村名主平左衛門他二名→原新田村	元禄五年三月	壹	
	状	門・惣百姓〕			
		矢嶋村山の道陸神坂の新堀貫を年内より行いたい旨の願書〔五郎兵衛新田名主三左衛	元禄四年一〇月	夁	
	状	矢嶋村・五郎兵衛新田・小諸領八幡村三ヵ村新堀貫願書	(元禄四年)一〇月二五日	壹	
_	状	許可してほしい旨の願書			
		五郎兵衛新田用水堰の堰筋にあたる村々から了解の証文をとってあるので新堀貫普請を	元禄四年九月	三	
	状	内相浜村名主平左衛門他二名→名主三左衛門・年寄衆〕			
		矢嶋山新堀貫のため小諸領八幡町の畑が堰道となることを承知した旨の証文〔小諸領の	元禄四年九月	Ξ	
	状	衛門・惣百姓→代官〕			
		用水堰の内道六神坂堀貫のため堰道を下し置かれたい旨の願書〔五郎兵衛新田名主三左	元禄三年正月	=	
	状	衛門·惣百姓→代官〕			
		矢嶋山道六神坂の新堀貫のため堰道を下し置かれたい旨の願書〔五郎兵衛新田名主三左	元禄二年九月	元	

		書〔五郎兵衛新田名主三左衛門他六名→代官〕	状
729 729	元禄一一年九月	用水堰大破につき普請金拝借願書〔五郎兵衛新田名主三左衛門・惣百姓→代官〕	状
翌	元禄一一年一一月朔日	用水堰破損につき堰入用金拝借証文〔三左衛門他七名→飯塚孫次郎〕	状
哭	宝永二年一〇月	用水堰開発当時からの御普請報告と入用拝借願書〔五郎兵衛新田名主三左衛門他四名→	
		代官	状
型	宝永二年一一月一七日	用水堰堀貫入用金請取証文(下書共)〔五郎兵衛新田名主三左衛門他二名→市川孫右衛門〕	状
鬥	宝永二年一二月七日	用水堰普請の費用については相浜村が五分の一を負担しており証文もとりかわしている	
		ので何の問題もない旨の口上書〔五郎兵衛新田名主三左衛門他五名→役所〕	状
咒九	宝永二年一二月	用水堰御普請について相浜村と一通の証文で仰せつけられるのは迷惑で五郎兵衛新田一	
		村の証文で仰せつけられたい旨の願書	状
종	宝永二年一二月	矢嶋山の新堀貫普請金の五分の一を負担する旨の証文(下書共)〔相浜村名主平左衛門二	
		名→五郎兵衛新田名主三左衛門〕	状
五	宝永二年	矢嶋山の新堀貫普請金の五分の一を負担するための借金願書〔相浜村→三宅平治右衛門	
		他一名	状
吾	宝永三年正月	用水堰御普請は五郎兵衛新田一村の証文で仰せつけられたい旨の願書〔名主三左衛門他	
			状
吾	宝永三年正月	五郎兵衛新田用水堰堀貫目録見覚〔五郎兵衛新田三左衛門他二名→代官〕	状
西	宝永三年二月一五日	用水堰入用金の預り証文〔相浜村庄や平左衛門他二名→五郎兵衛新田名主三左衛門〕	状
至	宝永三年二月	用水堰五分の一分水につき普請金分担分の請取〔五郎兵衛新田庄屋三左衛門他一名→相	
		浜村庄屋平左衛門・組頭〕	状
兲	宝永三年八月一七日	普請金支払いの際に手形を決済する旨の覚〔相浜村名主平左衛門他二名→五郎兵衛新田	
		名主三左衛門他一名)	状
平	宝永三年八月	矢嶋山堀貫崩落ち自普請不可能につき見分願書〔五郎兵衛新田三左衛門他一○名→代官〕	状
兲	宝永三年一〇月	用水堰古堀貫目論見覚〔五郎兵衛新田名主三左衛門他九名→代官〕	状

_	状	月水堰内に落岩あり百姓難儀につき御普請願書〔五郎兵衛新田名主三左衛門他三名〕	正徳三年三月二七日	TN	
	4	く夏可二等子の一日主主意二つ・叩音手手		1	
	状	名→塩名田村・御馬寄村名主・年寄〕			
		千曲川橋普請に際し五郎兵衛新田諸役免許の訳お尋ねにつき口上書〔名主三左衛門他三	正徳三年三月四日	主	
_	状	千曲川橋普請を仰せつけられ承知した旨の口上書〔御馬寄村・塩名田名主・年寄〕	正徳二年一〇月	三	
_	状	池御普請人足融通証文〔原新田村名主三左衛門他三名→御馬寄村名主・年寄衆〕	正徳元年九月	士	
_	状	三名)			
		用水留池浚いを矢嶋村と五郎兵衛新田が五〇両で請負った証文〔矢嶋村名主加左衛門他	正徳元年八月	5	
_	状	新堀貫新堰人足目録〔五郎兵衛新田名主三左衛門〕	未年一〇月	充	
_	状	衛門他一名→五郎兵衛新田三左衛門〕			
		矢嶋村西窪勘左衛門の田へ引水しているが他の田へは引水しない旨の手形〔矢嶋村清右	宝永五年正月一五日	交	
_	状	下賜願書〔五郎兵衛新田名主三左衛門他六名→代官〕			
		用水堰普請の人足が予想以上にかかり自力で番人をつけることができないため高札五枚	宝永四年五月	空	
_	状	山村名主・長百姓)			
		用水堰通堀貫入用の材木を見分し書面の通り伐渡すようにとの一札〔木村銀右衛門→内	宝永四年二月	奈	
_	状	新田村名主三左衛門他四名〕			
		普請材木などの五分の一を相浜村が負担する旨の証文をとったという口上書〔五郎兵衛	宝永四年正月	空	
_	状	五郎兵衛新田村用水堰古堀貫目論見覚	宝永三年	益	
_	状	門			
		堀貫の未進人足賃を堀貫入用費の内へ割入れた覚〔相浜村名主平左衛門他一名→三左衛	宝永三年一一月二七日	空	
_	状	用水堰通堀貫の材木は内山村御林から用いたい旨の願書〔名主三左衛門他九名→代官〕	宝永三年一〇月	空	
_	状	用水堰古堀貫目論見覚〔五郎兵衛新田名主三左衛門他一○名→代官〕	宝永三年一〇月	夳	
<u>-</u>	状	門他二名→五郎兵衛新田村三左衛門〕			
		矢嶋山の道陸神坂大破につき御普請入用五分の一請負証文(下書共) 〔相浜村名主平左衛	宝永三年一〇月	谷	
=	状	用水堰矢嶋村山の内道陸神坂破損につき御普請願書〔名主三左衛門他九名→代官〕	宝永三年一〇月	秃	

士	正徳三年三月	用水堰堀貫崩落目論見〔五郎兵衛新田村名主三左衛門他八名→代官〕	伏	
夫	正徳三年三月		状	_
丰	正徳三年四月	五郎兵衛新田は諸役免許の村柄につき塩名田・御馬寄橋普請人足役の免除願書〔五郎兵		
		衛新田名主三左衛門他一名→奉行〕	状	
汽	正徳三年四月	五郎兵衛新田は諸役免許されているので今度の千曲川橋普請も免除してほしい旨の願書		
		〔五郎兵衛新田名主三左衛門・惣百姓〕	状	
式	正徳三年四月	塩名田・御馬寄橋掛直し人足免除再願書〔五郎兵衛新田名主三左衛門他一名→奉行〕	状	_
合	正徳三年四月	用水堰春日山普請につき五分の一負担の一札〔牧野周防守領分相浜村名主平左衛門他二		
		名→五郎兵衛新田三左衞門〕	状	_
스	正徳三年五月	塩名田・御馬寄橋普請免除願い却下につき承知の一札〔五郎兵衛新田名主・長百姓→代		
		官)	状	_
仝	正徳三年八月	見分を願った用水堰春日山の内崩落ちた場所までの道法と人馬通行が不可能な旨の口上		
		書〔五郎兵衛新田村名主三左衛門他二名〕	状	_
全	正徳三年八月	見分を願った用水堰春日山の内崩落ちた場所までの道法と人馬通行が不可能な旨の口上		
		書(五郎兵衛新田名主三左衛門・長百姓)	状	
品	正徳四年四月	用水堰内の岩切入用金の請取証文〔五郎兵衛新田名主三左衛門他二名→代官〕	状	_
숲	正徳四年九月	用水堰堀貫破損目論見〔五郎兵衛新田名主三左衛門他八名→代官〕	状	_
슷	正徳四年九月	五郎兵衛新田用水堰堀貫破損目論見	状	_
수	正徳五年三月	五郎兵衛新田用水堰内の布施川渡し樋破損につき芦田村津金寺の古木松を渡し樋として		
		用いたい旨の願書〔五郎兵衛新田名主三左衞門他七名〕	状	_
仌	正徳五年九月	五郎兵衛新田用水堰崩壊箇所の見分および御普請願書〔三左衛門・長百姓〕	状	_
公元	正徳六年二月	用水堰の内城腰堀貫目論見〔五郎兵衛新田名主三左衛門他八名〕	状	$\stackrel{-}{=}$
20	享保二年一〇月	五郎兵衛新田用水堰の内堀貫目論見	状	_
九	享保二年一〇月	用水堰の年内中御普請願書〔五郎兵衛新田名主三左衛門他八名→代官〕	状	_

状	用水堰枠木の材質・寸法などの上申書〔五郎兵衛新田名主三左衛門他八名→高野町役所〕	享保九年三月	完
状	百姓役人足賃割合の書付	享保九年三月	흣
状	藤下総守役人〕		
	用水堰用芝土取場矢嶋村九兵衛妨害につき訴状〔五郎兵衛新田名主三左衛門他八名→内	享保八年八月	104
状	用水堰破損数多出来につき御普請願書〔五郎兵衛新田名主三左衛門他四名→高野町役所〕	享保八年八月	吴
状	二名→五郎兵衛新田三左衛門〕		
	用水普請の入用割合金の残分は次の普請の節に差し出す旨の証文〔相浜村名主金兵衛他	享保七年一一月一〇日	呈
状	御普請所目論見帳通り出来につき一札〔五郎兵衛新田名主三左衛門他六名〕	享保七年六月	100
状	用水堰大破につき御普請願書〔五郎兵衛新田名主三左衛門他三名〕	享保六年七月二七日	<u>=</u>
状	用水堰の普請成就につき場所見分願書〔五郎兵衛新田組頭角之丞他四名〕	享保六年四月	10-1
状	長用水堰のため百姓困窮につき諸懸り物免除願書〔五郎兵衛新田名主・組頭〕	享保六年三月	101
状	行所相浜村名主茂左衞門他一名→五郎兵衞新田名主三左衞門〕		
	片倉山堀貫・矢嶋道陸神坂堀貫棚破損につき諸色入用五分の一請負証文〔牧野周防守知	享保五年一一月二六日	100
状	用水堰普請人足扶持方願書〔五郎兵衛新田名主・組頭〕	享保五年一一月二三日	九九九
状	用水堰の普請人足扶持方願書〔五郎兵衛新田名主・組頭〕	享保四年一一月	夬
状	用水堰の普請人足扶持方願書〔五郎兵衛新田名主三左衛門他六名→代官〕	享保四年一一月	캎
状	用水堰の修理材木の枝葉不用の旨の一札〔五郎兵衛新田名主・組頭〕	享保四年一一月	卆
状	郎兵衛新田村名主三左衛門他二名→前山役所〕		
	矢嶋古城腰新堀貫棚打材木の枝葉は入札ではなく外村へ払い下げてほしい旨の願書〔五	享保四年一一月	五
状	留池早上りにつき分水願書〔御馬寄村名主甚左衛門他四名→五郎兵衛新田名主三左衛門〕	享保三年一〇月	九四
状	主三左衛門他六名→代官〕		
	矢嶋村城腰新堀貫御普請を冬中より取りかかってもらいたい旨の願書〔五郎兵衛新田名	享保二年一一月	查
状	衛新田三左衛門〕		
	矢嶋城腰新堀貫につき諸色入用五分の一負担証文〔相浜村名主平左衛門他一名→五郎兵	享保二年一〇月	卆

=	(享保九年)一一月	水堰普請自普請に申しつけがた	状
=		中仙道往還普請・用水普請費用・人足などの覚	状
Ξ	享保一〇年五月二三日	用水堰自普請の報告および破損箇所見分願書〔五郎兵衛新田名主三左衛門他四名→高野	
		町役所〕	状
Ξ	(享保一一年)一一月	用水堰関板・枠立など落札につき請負の一札〔五郎兵衛新田札主弥六右衛門他一名→松	
		平九郎左衛門役所〕	状
=	享保一二年三月	用水枠立・土留・浚い普請の注進書〔五郎兵衛新田名主・組頭・百姓代→平賀役所〕	状
	享保一二年四月	用水堰御普請完了につき請負入用費を払ってほしい旨の願書〔五郎兵衛新田名主・組	
		頭・百姓代→平賀役所〕	状
三五	享保一二年八月三日	用水堰御普請入用金の請取〔五郎兵衛新田名主・組頭・百姓代→平賀役所〕	状
三	享保一二年八月	ざれ崩れなどあるにつき五郎兵衛新田用水堰見分願いおよび従来通り川除普請入用扶持	
		方願書(名主三左衛門他六名)	状
	(享保一二年)九月	用水堰普請につき土留関板栂材木および大工石切賃銭を書面の額で請負う旨の証文〔五	
		郎兵衛新田組頭角左衛門他一名→松平九郎左衛門役所〕	状
三	(享保一二年)九月	用水堰土留関板御普請柵材木石切入札の覚〔請負人角左衛門他一名→松平九郎左衛門役	
		所	状
二九	享保一三年四月二日	用水堰自普請にかかった人足員数・日数の届書〔五郎兵衛新田名主三左衛門他四名〕	状
1:10	享保一三年八月	五郎兵衛新田用水堰難所多く百姓困窮につき御普請願書〔→平賀役所〕	状
Ξ	享保一三年九月	用水堰難所多く百姓困窮につき御普請願書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他五名→平賀役	
		所	状
Ξ	享保一四年六月朔日	用水堰御普請入用金請取〔五郎兵衛新田名主三左衛門他四名→平賀役所〕	状
Ξ	享保一四年九月	用水堰難所多く百姓困窮につき御普請願書〔五郎兵衛新田名主三左衛門他五名→平賀役	
		所)	状

三四	享保一四年九月	用水堰難所多く百姓困窮につき御普請願書〔五郎兵衛新田名主三左衛門・組頭・百姓代	
		→平賀役所〕	状
三	享保一五年二月	用水堰普請の内圦樋・石垣場の普請入用金の請負証文〔相浜村名主文左衛門他二名→五	
		郎兵衛新田名主三左衛門〕	状
三	享保一五年七月	用水御普請入用金請取〔五郎兵衛新田村名主三左衛門他五名→松平九郎左衛門役所〕	状
三	享保一六年三月	五郎兵衛新田用水堰五ヵ所大山崩れにつき御普請願書〔五郎兵衛新田名主弥五右衛門他	
		五名)	状
듯	享保一六年三月	用水堰大破につき御普請願書〔五郎兵衛新田名主弥五右衛門他五名〕	状
三元	享保一六年四月五日	用水普請石切雇人足人数の注進書〔五郎兵衛新田名主弥五右衛門他三名→平賀役所〕	状
I III	享保一六年五月二一日	用水堰大破につき急自普請の注進書〔五郎兵衛新田名主弥五右衛門他五名→平賀役所〕	状
Ξ	享保一六年五月	用水堰大破につき植田の時節で普請の日延べが出来ないため人足を雇って自普請に取り	
		かかっている旨の注進書〔五郎兵衛新田名主弥五右衛門他五名→平賀役所〕	状
三	享保一六年一一月	用水堰破損箇所附の追加および御普請願書〔五郎兵衛新田名主弥五右衛門他五名→平賀	
		役所〕	状
三	享保一六年一一月	御普請諸入用および人足賃の下げ願書〔名主・組頭・百姓代→普請奉行〕	状
三	享保一六年一一月	用水堰御普請箇所の追加箇所附願書〔五郎兵衛新田名主弥五右衛門他五名→平賀役所〕∶	状
三	享保一六年一一月	城腰堀貫・法泉寺山堀貫・布施川掛樋の三ヵ所の御普請願書〔五郎兵衛新田名主・組	
		頭•百姓代→奉行〕	状
三	享保一七年三月	矢嶋法泉寺浦堀貫・城腰堀貫の二ヵ所大崩れにつき御普請願書〔五郎兵衛新田名主弥五	
		右衛門他五名〕	状
一	享保一七年三月	用水堰大崩れにつき急御普請願書〔五郎兵衛新田名主弥五右衛門他五名〕	状
三	享保一七年三月	布施川掛樋・矢嶋宝泉寺山堀貫・古城腰堀貫の三ヵ所大崩れにつき急御普請願書〔五郎	
		兵衛新田名主・組頭・百姓代→松平九郎左衛門役所〕	状
一	享保一七年三月	用水堰崩落につき急御普請願書〔五郎兵衛新田伝兵衛他一名→普請奉行所〕	状

_	状	行			
		入布施村牛堂寺破損につき急御普請願書〔五郎兵衛新田名主弥五右衛門他三名→普請奉	享保二〇年閏三月一〇日	吾	
_	状	今までの用水堰普請状況の報告書〔弥五右衛門他三名→普請奉行〕	享保二〇年三月	垂	
_	状	った場合は分水を留める旨の一札〔五郎兵衛新田名主弥五右衛門他四名〕			
		用水普請の入用や人足は前々より相浜村が五分の一を負担することになっておりもし滞	享保一九年一〇月	三	
	状	札〔名主・組頭・百姓代〕			
		用水分水につき相浜村より御普請入用ならびに諸人足の五分の一を請取っている旨の一	享保一九年一〇月	玉	
_	状	用水堰牧布施前御普請願書〔五郎兵衛新田名主弥五右衛門他五名〕	享保一九年八月	一善	
	状	代			
		畑道崩れのため人馬不通につき見分の上通路修復願書〔小七他四名→名主・組頭・百姓	享保一七年一〇月	一四九	
_	状	用水堰御普請入用金の請取証文〔長窪町善左衛門→五郎兵衛新田名主〕	享保一七年一〇月二〇日	一	
	状	用水路水門繕い普請金の請取証文〔五郎兵衛新田名主弥五右衛門他五名→普請奉行〕	享保一七年八月	一四七	
	状	所平賀役所〕			
		用水路御普請入用の請取証文〔五郎兵衛新田名主・組頭・百姓代→松平九郎左衛門代官	享保一七年七月	一	
	状	与頭・百姓代→普請方奉行所〕			
		用水普請の雇人足賃銭ならびに大工石切賃銭の下げ願書〔五郎兵衛新田名主弥五右衛門	享保一七年五月	四至	
_	状	置き願書〔五郎兵衛新田名主弥五右衛門他五名→普請方深沢織右衛門〕			
		用水路布施川掛樋台枠を松丸太で仰せつけられたが角柱を用いて仕立てた申訳とその差	享保一七年五月	四四	
_	状	用水堰普請の人足賃銭ならびに大工石切賃銭下げ願書〔五郎兵衛新田〕	享保一七年五月	四三	
_	状	新田名主弥五右衛門他五名→高橋儀左衛門他一名〕			
		用水路御普請入用の内訳と残りの普請を来月二〇日までに完了する旨の証文〔五郎兵衛	享保一七年五月	四二	
	状	〔五郎兵衛新田名主弥五右衛門他五名→普請方高橋儀左衛門他一名〕			
		牧布施前用水路根囲の普請人足扶持米や諸入用を受取につき今後は自普請する旨の証文	享保一七年五月	75	
	状	用水土浚い御普請願書〔五郎兵衛新田百姓惣代字右衛門他一名→普請所奉行所〕	享保一七年四月	120	_

状	他四名→坂木役所〕			
	牧布施村の者が大勢押し掛け用水路切破り盗水につき訴状〔五郎兵衛新田名主弥五右衛	元文五年五月二七日	乙	
状	弥五右衛門他四名→坂木役所〕			
	牧布施村の者が五郎兵衛新田用水を切留め難儀している旨の注進書〔五郎兵衛新田名主	元文五年五月二七日	合	
	門・大草太郎左衛門役所〕			
	用水井堰御普請米金の請取(下書共)(五郎兵衛新田名主弥五右衛門他五名→室七郎左衛	元文五年四月	一七九	
状	御普請人足扶持置米預り証文〔五郎兵衛新田名主・組頭・百姓代→坂木役所〕	元文四年一二月	一	
状	御普請扶持置米預り証文〔五郎兵衛新田名主弥五右衛門他三名→坂木役所〕	元文四年一二月	丰	
状	衛他八名→名主・年寄衆〕			
	中原村へ用水口明け水引通し願いにつき用水時分には必ず水口を留める旨の一札〔勘兵	元文四年一二月二日	三	
状	を掘通してほしい旨の願書〔名主弥五右衛門他五名→平賀役所〕			
	春日村の文左衛門が稗田を作り五郎兵衛新田用水路を立切り引水につき従来通り用水筋	元文四年九月	一宝	
状	用水路普請金請取〔名主弥五右衛門他五名→室七郎左衛門・大草太郎左衛門役所〕	元文四年六月	日七日	
状	なかったことの訴状〔五郎兵衛新田名主・組頭・百姓代→平賀役所〕			
	八幡宿・蓬田村の者盗水につき田主方より一札とった際に八幡宿徳左衛門が詫状を出さ	元文四年四月	三	
状	用水盗水の詫状〔八幡町→五郎兵衛新田名主〕	元文四年三月	三三	
状	五郎兵衛新田用水盗水の詫状〔八幡宿地主清左衛門他一名→五郎兵衛新田弥五右衛門〕	元文四年四月一七日	àu.	
状	五郎兵衛新田用水盗水の詫状〔清左衛門他二名→五郎兵衛新田名主〕	元文四年三月一一日	D	
状	五郎兵衛新田用水盗水の詫状〔蓬田村田主文五郎他二名→五郎兵衛新田名主・年寄〕	元文四年三月一一日	=	
状	五郎兵衛新田用水盗水の詫状〔八幡町田主弥五右衛門他三名→五郎兵衛新田名主〕	元文四年三月一一日	=	
状	五郎兵衛新田用水盗水の詫状〔八幡宿瀬左衛門→五郎兵衛新田名主〕	元文四年三月一一日	_	
			士	
状	旨の願書(前欠)〔五郎兵衛新田名主弥五右衛門他五名→平賀役所〕			
	用水堰普請で諸入用が多分にかかり往還道自普請は出来かねるので御普請にしてほしい	元文四年二月	140	

_		_		_	_	_	_	_	_		_	_											Nagara.
之		卖		宝	凸	型	型	元	古		元	交	全		六		全	益	=		-	<u> </u>	三
寛保二年八月		寛保元年一〇月		(寛保元年)二月三日	(元文)	元文五年	元文五年閏七月	元文五年七月	元文五年七月		元文五年七月	元文五年七月一八日	元文五年七月一〇日		元文五年六月一四日		元文五年五月	元文五年五月			元文五年五月		元文五年五月二七日
五郎兵衛新田用水堰大破につき当秋中御普請願書〔→平賀役所〕		塩名田・御馬寄橋組合から除き前々の通り無役にしてほしい旨の願書〔五郎兵衛新田名	所)	用水堰浚い着手時期お尋ねにつき返答書〔五郎兵衛新田名主弥五右衛門他四名→平賀役	五郎兵衛新田用水盗水の詫状〔牧布施村名主他三名→五郎兵衛新田名主〕	牧布施村の者大勢押し掛け五郎兵衛新田用水路切留め盗水につき訴状	五郎兵衛新田堰代には永引地がない旨の注進書〔弥五右衛門他三名→平賀役所〕	五郎兵衛新田用水通り四ヵ所の制札への墨入れ願書	御普請扶持米の請取〔五郎兵衛新田弥五右衛門他五名→平賀役所〕	平賀役所〕	早損のため用水が引けない旨の注進書(下書共) 〔五郎兵衛新田名主弥五右衛門他五名→	大雨による用水路破損箇所の注進書〔弥五右衛門他二名→平賀役所〕	五郎兵衛新田用水路絵図提出の注進書〔名主弥五右衛門他五名→平賀役所〕	衛門他五名→坂木役所〕	水引き遅延のため田方植付けが遅れたことの注進書(下書共) 〔五郎兵衛新田名主弥五右	左衛門他二三名→名主・組頭〕	牧布施村の盗水一件は諸入用がいくらかかっても江戸表へ訴訟する旨の一札〔百姓代市	牧布施村の者が大勢で用水路を切留め狼籍につき注進書〔→坂木役所〕	牧布施村の者が理不尽に用水路を関上げ盗水につき注進書	五右衛門他四名→松平豊前守役人衆〕	牧布施村の者が理不尽に用水路を関上げ盗水につき訴状(下書共) 〔五郎兵衛新田名主弥		牧布施村の者が大勢で用水路切留め盗水し難儀につき注進書〔五郎兵衛新田名主〕
状	状		状		状	状	状	状	状	状		状	状	状		状		状	状	状			状
_	_				_	$\stackrel{-}{\longrightarrow}$	_	_	_	三			_			_		_	_				

状	役所〕		
	用水堰の内字百沢堀貫が山崩れ落ちた注進書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他三名→平賀	天明四年七月	Ξ
状	衛新田・御馬寄村名主・組頭〕		
	山神打込堰切潰しにつき今後一切堰形に手をつけない旨の一札〔彦五郎他一名→五郎兵	天明元年五月	壹
状	門他二名〕		
	用水路普請のための諸材木直段お尋ねにつき返答書〔名主所左衛門他五名→権田外左衛	安永八年八月	===0
状	掛樋冊木売渡しの請書〔入布施村木主儀右衛門他二名→五郎兵衛新田名主・組頭〕	安永四年一二月	二0元
状	用水普請につき諸木直段書付上申書〔→倉田順右衛門他二名〕	明和元年一〇月	亨
状	兵衛他一名→五郎兵衛新田名主・年寄〕		
	今後五郎兵衛新田用水路に対して自由がましいことを一切しない旨の一札〔入布施村佐	宝曆一四年三月	104
状	役所〕		
	用水堰の内字布施川掛樋・枠建などの御普請願書〔五郎兵衛新田所左衛門他五名→平賀	宝曆九年三月	긎
状	る旨の連判証文〔宇左衛門他二四名→名主・組頭・百姓代衆〕		
	中原の否水として下原への用水堰から分水をうけるに際し本用水に差障らないようにす	宝曆六年一一月一六日	豆
状	橋組合勤高の覚	宝曆二年	100
状	掛樋掛替え直段の見積り書〔五郎兵衛新田名主三左衛門他三名→樋口仲右衛門〕	宝曆二年一〇月	1011
状	衛門他五名→平賀役所〕		
	用水堰の内枠立場四ヵ所・掛樋一ヵ所朽損につき急御普請願書〔五郎兵衛新田名主三左	宝暦二年九月	=======================================
状	用水普請の状況報告書〔名主・組頭・百姓代→倉田郷蔵〕	延享五年四月	101
状	賀役所〕		
	用水普請についてお尋ねにつき堰浚い人足・扶持米額など上申書〔三左衛門他五名→平	延享元年七月	1000
状	寛保三年より寛政四年までの用水普請の書上帳	(寛保三年~寛政四年)	一九九
状	新田村名主		
	桜井新田村分の用水路普請人足扶持米の払い方覚〔浅岡彦四郎手代石川段助→五郎兵衛	(寛保三年)七月二五日	一

297 H	用水·	普請													
壹 壹	Ξ	三	二	큿	Ē	員員	=======================================	七	六	五	四	=	=	_	
寛政四年一一月二六日寛政四年一一月二五日	寛政四年三月	(寛政三年)一〇月二〇日	寛政三年八月	寛政二年一一月	置 正 左 一 - - -	寛政二年八月	(天明六年)七月晦日	(天明五年)	(天明五年)	(天明五年)極月一八日	(天明五年)一二月一〇日	(天明五年)一二月五日	(天明五年)一一月	(天明五年)霜月八日	天明四年八月
蓬田村他二村との助水引取り出入につき差図通り出訴しかつ入用も五分の一負担する旨蓬田村・桑山村・牧布施村との用水出入の訴訟費用負担方請書〔茂兵衛他一四九名〕左衛門他八名〕	尚寄村間の千曲川往還橋掛替え請負方への出金仕方議定書〔臼田村名主甚短代〕	は、「正式で、所・損地見分の廻村日時通達廻状〔野村八蔵手代田村豊作→瀬戸村他三九村名所・損地見分の廻村日時通達廻状〔野村八蔵手代田村豊作→瀬戸村他三九村名	役所〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ているのではない旨の上申書〔名主所左衛門他四名→野村八蔵中之条役所〕 五郎兵衛新田用水は開発当時より五郎兵衛新田一村で普請しており相浜村と共に普請し	本人丑良多征亲臣芦艺农户代三名、五	(丘耶乓箭新日所豆箭門也三名→	村名主・与頭〕 おりょう はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいか		借用金返済延引などにつき書状〔新重郎→所左衛門〕	橋入用割合取調べ差引上端銭送り状〔塩名田宿丸山彦兵衛→原新田柳沢所左衛門他一名〕〕	金子受取〔半右衛門→所左衛門〕	夫銭取立ての出勤免除を願う旨の書状〔六弥→柳沢所左衛門〕	郡割夫銭請取〔平賀宿名主重右衛門→五郎兵衛新田名主〕	この者へ米か籾を渡してくれるようにとの依頼状〔近江屋伝兵衛→柳沢所左衛門〕	用水堰の内字百沢破損につき御普請願書〔所左衞門他三名→平賀役所〕
状 状	* 状	7	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状

日本日本で賞中を与くな頂くになどのな物頂書(京都長野所日本に下記で引むけまり、 日本で賞中を与くな頂くになり手紙を負った一件の吟味願書(常 石衛門下男定八) 田水分水のことで御馬寄村八郎次他二名と口論になり手紙を負った一件の吟味願書(常 石衛門下男定八) 日本衛門下男定八) 田水分水をめぐる口論一件お尋ねにつき定八が手紙を負ったのは見ていない旨の上申書 「御馬寄新蔵他一名」 田水分水をめぐる口論一件内済につき吟味下げ願書(常右衛門下男定八→名主・組頭) 甲水分水をめぐる口論一件内済につき吟味下げ願書(常右衛門下男定八→名主・組頭) 田水分水をめぐる口論一件内済につき吟味下げ願書(常右衛門下男定八→名主・組頭) 単語所出来栄え見分の廻村日時通達状(蓑笠之助手代後藤三左衛門→五郎兵衛新田名主) 即兵衛新田名主所左衛門他二名→河尻甚五郎中之条役所) 田水分水をめぐる口論一件内済につき吟味下げ願書(常右衛門下男定八→名主・組頭) 中書 「本田」高音青り井で賞中を与くな頂していない音の上中書 「本田」高音青り井で賞中を与くな頂していたり手紙を負った一件の吟味願書(常 日本で質りを開きていない音の上中書 「本田」高音青り井で賞中を与くな頂していない音の上中書 「本田」高音青り井で賞中を与くな頂している。 「本田」高音青り井で賞中を与くな頂である。 「本田」高音青り井で賞中を与くな頂である。 「本田」高音青り井で賞中を与くな頂である。 「本田」高音青り井で賞中を与くな頂き、「本田」の一名、「本田」高音青り井で賞中を与くな頂である。 「本田」高音青り井で賞中を与くな頂きである。 「本田」高音青り井で賞中を与くな頂である。 「本田」高音青り井で賞中を与くな頂である。 「本田」高音青り井で賞中を与くな頂である。 「本田」高音青り井で賞中を与くな頂である。 「本田」高音青り井で賞中を与くな頂である。 「本田」高音青り井で賞中を与くな頂である。 「本田」高音青り井で賞中を与くな頂である。 「本田」高音青り井で賞中を与くな頂である。 「本田」高音青り井で賞中を与くな頂である。 「本田」高音青り井で賞中を与くな頂である。 「本田」高音青り井で賞中を与くな頂である。 「本田」高音青り井で賞中を与くな頂である。 「本田」高音青り中で賞中を与くな頂である。 「本田」高音青り中で賞中を与くな頂である。 「本田」高音青り中で賞中を与くな頂である。 「本田」高音青り中で賞中で賞中を与いな頂で変しまった。 「本田」高音青り中で賞中で賞中で賞中で賞中で賞中で賞中で賞中を与くな頂である。 「本田」高音中で賞中を与くな頂である。 「本田」高音中で賞中を与くな頂である。 「本田」の一本で賞中を与くな頂で着いますり、 「本田」の一本で賞中を与りますり、 「本田」の一本で賞中を与いている。 「本田」の一本で賞中で賞中を与いている。 「本田」の一本で賞中を与いている。 「本田」の一本で賞中を与いている。 「本田」の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の
Fi 113

二 六月朔日	H 用力 一 文化一〇	量		三 文化七年	三文 文化七年四		一 文化六年六月	三 文化六年三月	三 文化六年三月	· 文化六年二月	三 文化六年二月	室 文化六年二月		三 文化五年八月	三 文化五年二月	六	五	ш	三 四月一七日	二 文化六年二月	一 文化四年極月
	文化一〇年二月二八日				-四月		六月	三月	三月	二月	二月	二月		八月	二月				Ī	二月	-極月
兵衛新田名主所左衛門〕八幡村・御馬寄村干水の際に五郎兵衛新田より分水につき礼状〔山中御助他三名→五郎八幡村・御馬寄村干水の際に五郎兵衛新田より分水につき礼状〔山中御助他三名→五郎	郎兵衛新田名主所左衛門〕		仲間)	千曲川往還橋普請の諸入用引請方議定書〔請負人五郎兵衛新田吉右衛門他二名→橋請負	千曲川往還橋普請組合引請方議定書〔前山村名主重右衛門他七村一三名〕	之条役所〕	用水堰御普請の高札への墨入れ願書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他五名→稲垣藤四郎中	土居尻への磐石据置一件済口証文〔御馬寄村名主市左衛門他二村九名〕	御入用普請の請負証文〔引請人用右衛門他一名→名主・組頭・百姓代〕	字水神前石樋普請の請負証文〔請負人三右衛門他一名→名主・与頭〕	用水樋・用水枠の入用材木請負証文〔請負人半右衛門他二名→名主・与頭〕	材木請負証文〔岩下村請負人勘三郎他一名→五郎兵衛新田名主・組頭〕	郎中之条役所〕	用水堰洪水のため破損につき御普請願書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他五名→恩田新八	枠木請合証文〔請負人春日新町村小源太他一名→名主・組頭〕	材木寸法・代金の覚〔春日村与惣右衛門→五郎兵衛新田邑役人衆〕	切拵場所請取の覚	材木本数・寸法の覚	掛樋石積み坪改め分立会絵図	入用枠請負証文〔請負人忠之丞他一名→名主・与頭〕	入用枠請負証文〔請負人忠之丞他三名→名主・与頭〕
状	状		状		状	状		状	状	状	状	状	状		状	状	状	状	状	状	状
_			_			_		_		_	_	_	_			_	_	_	_	_	_

芸		云	六	Æ.	四	=	=	_	云		宗0	宝	丟	三	三	蓋	三西	蓋	臺		四		三
文政四年		文政四年八月			巳年一二月二七日	明治三年正月二六日	天保一二年八月	文政二年~明治三年			文政二年一二月	文政二年三月	文政二年三月一六日	文政二年二月	文政元年八月	(文化~文政)	(文化~文政)	文化一四年三月	文化一四年三月		六月二九日		六月五日
今後早魃の際用水堰破りをしない旨の一札	田名主所左衛門他九名→荒井平兵衛中之条役所〕	用水堰路を八幡他二村の者共が切破った一件内済にしたく訴状取下げ願書〔五郎兵衛新	掛樋などの寸法・材料覚	五郎兵衛新田用水諸設備建設入用覚	用水路寸法覚〔直右衛門〕	金子受取〔春日むら竹松→五郎兵衛新田名主衆〕	水割雛形図〔→普請役六笠弘助他一名〕	御普請出来形帳のうち掛樋と堰貫き仕訳け調書		めたい旨の願書〔五郎兵衛新田〕	先に見分された用水路御普請所の内布施川通り掛渡樋掛替え入用の材木の切組みをはじ	字百沢岩切抜普請の請負証文〔牧布施村請負人三右衛門→五郎兵衛新田役元〕	字百沢堀抜普請の請負証文〔牧布施村請負人三右衛門他一名→五郎兵衛新田名主・与頭〕	木品請負証文〔中居村請負主所左衛門他一名→五郎兵衛新田役元〕	用水堰の高札への墨入れ願書〔名主所左衛門他九名→男谷彦四郎中之条役所〕	用水通り難場見分願書(前欠) 〔男谷彦四郎支配信濃国佐久郡五郎兵衛新田→見分役人〕	用水路見分願書(前欠)〔男谷彦四郎支配所信濃国佐久郡五郎兵衛新田〕	用水路見分願書〔男谷彦四郎代官所五郎兵衛新田名主所左衛門他四名→梅津仙八他一名〕	用水路難所見分願書〔男谷彦四郎代官所五郎兵衛新田所左衛門他二名〕	郎兵衛新田名主所左衛門〕	八幡村・御馬寄村干水の際に五郎兵衛新田より分水につき礼状〔早川健太夫他三名→五	五郎兵衛新田名主所左衞門〕	御馬寄村・八幡村干水の際に五郎兵衛新田より分水につき礼状〔長沼丈左衛門他三名→
状	状		状	縦	状	状	状	横		状		状	状	状	状	状	状	状	状	状		状	

早損中盗水の詫状〔又右衛門他一名→役元〕新田名主所左衛門〕	与指口とフ	- 1	
左衞門〕	上員 上 至 人	弘化二年六月	兲
	新田名主所		
渋の八幡・御馬寄両村への分水に対する礼状〔早川伴太夫他三名→五郎兵衛	水不足で難渋の八幡	弘化二年六月四日	丰
路書上帳〔相浜村名主伝右衛門他二名→普請掛り役人〕	相浜村用水路書上帳	天保一二年八月	圭
	助他一名〕		
寛文元年の用水堰に関する高札の写の届書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他二名→六笠弘	寛文元年の	天保一二年八月	宝
	新田名主〕		
往還筋道橋御見分様出張の際に御普請を願立てたい旨の書状〔下塚原村名主→五郎兵衛	往還筋道橋	(天保九年)閏四月朔日	ニ
・御馬寄村の間の千曲川橋普請の請負願書	塩名田宿·	天保五年二月	壹
	役所〕		
往還橋普請組合村請書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他八村名主八名→牧野遠江守	千曲川往還	天保五年二月二九日	圭
願人富右衛門他三名→名主・組頭・百姓代〕	願人富右衛		
田水のことで口論となり老衰の者に乱妨した一件内済につき訴訟願い下げ願書	田水のこと	天保二年五月	圭
村役元〕	忠内→相浜村役元〕		
以後かわっても用水路に障りのないようにする旨の一札〔五郎兵衛新田	田の持主が以後かわ	天保二年三月	등
証拠書物請取〔名主所左衛門他二名→井上五郎左衛門中之条役所	用水普請の証	文政一一年一二月	云
• 年寄〕	守山迄問屋・年寄)		
・評定所書役出役中の不正を再吟味のうえ仰せ渡されの請書〔中山道板橋宿より	普請役·評	文政六年一一月	壳
帳〔五郎兵衛新田名主所左衛門他四名→荒井平兵衛中之条役所〕	用水路書上帳	文政五年四月	幸
郥兵衛新田堰筋高札四枚請取〔名主所左衛門他三名→荒井平兵衛中之条役所〕	墨入れの五郎	文政五年四月	卖
墨入れ願いの際に提出した高札場所絵図	墨入れ願い	文政五年三月	숲
	中之条役所		
五郎兵衛新田用水堰筋四ヵ所の高札への墨入れ願書〔名主所左衛門他九名→荒井平兵衛	五郎兵衛新	文政五年三月	

충	弘化三年八月	用水路の高札への追加記載の願書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他九名→川上金吾助中之		
		条役所〕	_	
六	弘化三年八月	用水堰の御普請願書〔五郎兵衛新田村役人〕	V.	-
츳	弘化三年九月	用水路証拠書物を提出した旨の届書〔五郎兵衛新田所左衛門他二名→川上金吾助中之条		
		役所〕	V.	_
긒	弘化四年七月	御普請見分の際に差上げた証拠書物を用済みなら下げてほしい旨の願書〔五郎兵衛新田		
		名主所左衛門他三名→川上金吾助中之条役所〕 状	<i>V</i> \	-
云	弘化四年七月	用水路普請取掛り日限の日延べ願書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他三名→川上金吾助中		
		之条役所〕	<i>V</i>	_
숲	弘化四年七月	掛樋などの請負証文〔請負人伊左衛門他三名→役元〕 状	V.	
츳	弘化四年八月	御普請樋仕組みの請負証文〔引受大工善兵衛他六名→役元〕 状	_	
춫	嘉永二年三月	御入用枠繕いの請負証文〔春日新町請負人彦右衛門他一名→役元〕 状	_	
츳	嘉永二年三月	字水神前石垣御普請請負証文〔請負人惣右衛門他一名→役元〕 状	V.	-
六	嘉永二年三月	字水神前御入用御普請請負証文〔春日村請負人六三郎他一名→役元〕	V.	-
元0	嘉永二年七月	字水神前御入用御普請請負証文〔春日村請負人六三郎他一名→五郎兵衛新田役元〕 状	V.	_
売	嘉永六年七月一〇日	旱魃で田水不足の領分矢嶋への助水に対する礼状〔岩村田牧野林平他一名→五郎兵衛新		
		田役人〕	V.	-
売	安政二年九月一二日	跡部村地内字明神裏の普請について故障を申し出ていた下中込村が普請を承諾につき訴		
		状取下げ願書〔上桜井村惣代名主茂左衛門他二村二名→森孫三郎御影役所〕 状	V.	-
긒 칼	安政三年一月	御普請所証拠書物を提出した旨の上申書〔五郎兵衛新田三役人→普請掛長倉政太郎〕 状	_	
二九四	安政三年八月二八日	用水路流失につき御普請目論見願書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他二名→森孫三郎役所〕状	-1/1	
完	安政三年八月二八日	用水路流失箇所の書上と御普請目論見願書〔五郎兵衛新田村役人→森孫三郎中之条役所〕状	-1/1	-
六				
	安政三年九月一〇日	御普請願いの際に普請所証拠書物を提出した旨の上申書〔五郎兵衛新田村役人→中之条		

		役所	状	_
	二 安政三年九月二四日	岩山掘ぬき御普請を願ったところお調べにつき文政二年に御普請所証拠書物を提出した		
		旨の上申書〔五郎兵衛新田名主所左衛門→中之条役所〕	状	_
元	平 安政三年九月一四日	用水路御普請願いの箇所付追加願書〔五郎兵衛新田三役人→森孫三郎中之条役所〕	状	
壳	会 安政三年九月一四日	用水路御普請所大破につき目論見願書〔五郎兵衛新田村役人→森孫三郎中之条役所〕	状	_
=	二九九			
	一安政三年九月一九日	水神前掘貫願い墨引き控〔五郎兵衛新田名主所左衛門他三名〕	図	_
	二 安政三年九月	水神前掘貫願い墨引き下書控〔五郎兵衛新田名主所左衛門他二名〕 絵図	凶	_
	=,	水神前堰間数書上(下半分欠)	図	
₩00)0			
	一安政三年九月	御普請願いのところお調べにつき証拠書物上申書〔五郎兵衛新田名主所左衛門→中之条		
		役所〕	状	_
	二 安政三年九月	御普請所証拠書物提出書〔五郎兵衛新田名主所左衛門→森孫三郎中之条役所〕	状	
=0) 安政三年九月	用水堰の内庭曲川通り普請所流失につき御普請願書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他九名		
		→森孫三郎中之条役所〕	状	
<u>=0</u> =	三 安政三年一〇月	用水路の内庭曲川通り普請所流失につき御普請願書〔名主所左衛門他二名→普請所掛り		
		役人〕	状	_
<u>=0</u>) 安政三年一〇月	御普請所証拠書物差上げの一札〔森孫三郎代官所名主所左衛門他三名→普請役永倉政太		
		郎	状	
=00	図 安政三年一○月	御普請所証拠書物差上げの一札〔五郎兵衛新田名主所左衛門他一名→御出役松沢安五郎〕	状	
三〇五	〒 安政三年一○月	用水堰の内鹿曲川通り普請所流失につき御普請願書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他九名		
		→普請掛り役人〕	状	_
흜)₹ 安政三年一○月	用水路普請所大破につき御普請願書〔五郎兵衛新田三役人→森孫三郎中之条役所〕	状	
프)4 安政三年一一月二一日	御普請金の内金五両請取〔牧布施村世話方道平→五郎兵衛新田役元・役人衆〕	状	

	□ 安政四年八月 一月二八日 一日川往還橋諸雑用割合金請取〔橋方惣代→五郎兵衞新田名主→本新町村他三村名・安政四年)一月二八日 一日川往還橋諸雑用割合金請取〔橋方惣代→五郎兵衞新田名主 一〇(安政四年)一月一八日 一十曲川往還橋諸雑用割合金請取〔橋方惣代→五郎兵衞新田名主 一〇(安政五年)一月 一月二八日 一十曲川往還橋諸雑用割合金請取〔橋方惣代→五郎兵衞新田名主 一〇(安政五年)一月 一月二八日 一十曲川往還橋諸雑用割合金請取〔橋方惣代→五郎兵衞新田名主 一〇(安政五年)一月 一十曲川往還橋諸雑用割合金請取〔橋方惣代→五郎兵衞新田名主 一〇(安政五年)八月六日 一十曲川往還橋諸維用割合金請取〔橋方惣代→五郎兵衞新田名主 一(安政五年)八月六日 一十曲川往還橋諸維用割合金請取〔福名田村名主彦兵衛→原新田名主衆〕 一(安政五年)八月六日 一十曲川往還橋諸維用割合金請取〔福方惣代→五郎兵衞新田名主 一十曲川往還橋諸維用割合金請取〔福方惣代→五郎兵衞新田名主 一十十年十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十
	(安政五年) 一一月 一八日 千曲川(安政五年) 一一月二八日 千曲川(安政五年) 一一月二八日 千曲川
	千曲川
	八月 千曲川 一十曲川
	安政五年八月 千曲川橋請負につき入用出金方など議定書安政五年八月 千曲川往還橋請負証文〔塩名田宿名主彦兵
九	牧布施村他六村名主衆〕(安政五年)一一月 千曲川往還橋請負賃銀ならびに会合入用割合通知の廻文主〕
10	八月八日 橋普請の相談落着につき廻文

10 #	L	八		七	大		五	79	三	=	_	==0		三九	픗		三十		플	三五	三四四	프
五月六日		四月二八日		四月二五日	四月二五日		四月二一日	四月一六日	午年一二月朔日	子年四月三日	文久元年六月二五日			万廷元年八月	万廷元年七月		万廷元年五月		(安政六年)四月四日	安政五年一二月	安政五年三月	安政四年一二月九日
兵衛	「田野コ出長た忠为也一名」	〔田野口出張先より忠内他一名→柳沢所左衛門〕 平井村の新規堤築立により水下村々難渋に〜き田野「〜和解廳ぃ抜出の村子の報知が		明日田野口役所へ出頭するつもりである旨の報知状〔御馬寄村名主	前に拝見した絵図面を写しおきたく拝借願書〔御馬寄村名主政之丞→柳沢所左衛門〕	衛新田名主〕	当村も役所添翰を頂載し田野口役所へ出張したいという報知状〔御馬寄村名主→五郎兵	矢嶋村へ相談して認めた書面の写の送り状〔御馬寄村名主→五郎兵衛新田名主〕	塩代金覚〔叶屋専左衛門→柳沢所平〕	定使給籾代金受取〔伊八他一名→所左衛門〕	上最寄耕地見均らし控(下堰掛り過引覚など共)		郎兵衛新田役人〕	用水路御普請所のうち字水神前堰台根囲など請負証文〔請負人春日村六三郎他一名→五	用水路のうち曲渕御普請所の普請請負証文〔請負人牧ふせ村道平→五郎兵衛新田役人〕 :	八重原村両堰支配恩沢竹之進・名主・役人衆・宇山村名主・役人衆〕	両村用水路へ乱妨したことの詫書〔中之条支配所小県郡大門村名主永左衛門他一一名→	三名→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	八幡・御馬寄両村渇水で難渋のところ分水により仕附終了につき礼状〔須藤徳左衛門他	用水路繕い普請石積二ヵ所の請負証文〔春日村請負人六三郎他一名→五郎兵衛新田役元〕;	用水路内の岩切普請の請負証文〔牧布施村請負人道平→五郎兵衛新田役元〕	用水路普請入用請取〔五郎兵衛新田名主所左衛門他二名→森孫三郎中之条役所〕
+	伏	状	书		状	状		状	状	状	状		状		状	状		状		状	状	状
-	_	_	_		_	_		_	_	_	四		_		_	_		_		_	_	_

		用水御普請所修繕自力に叶い難い場合の御普請願書〔五郎兵衛新田村役人→甘利八右衛	慶応元年閏五月	릋	
_	状	人→甘利八右衛門中之条役所〕			07
		用水御普請所流失・大破につき修繕自力に叶い難い場合の御普請願書〔五郎兵衛新田役	元治元年八月	Ξ	
_	状	用水路高札につき上申書〔五郎兵衛新田三役人→甘利八右衛門中之条役所〕	元治元年八月	=	用水
	状	主・組頭・百姓代→甘利八右衛門中之条役所〕			• 百
		須ヶ間原入会秣野を新開されては村方用水路が難渋する旨の内願書〔五郎兵衛新田名	元治元年八月	_	誀
				三四四	
_	状	助水などへの礼状〔御馬寄村名主→五郎兵衛新田名主〕	文久三年五月一五日	三	
_	状	所左衛門他一名→安藤伝蔵中之条役所〕			
		往還筋定式御普請所で捨置き難い場所取調べにつき無い旨の上申書〔五郎兵衛新田名主	文久二年閏八月	壹	
_	状	藤伝蔵代官所下塚原村名主貞左衛門他二村八名〕			
		中山道往還橋ならびに往還囲御普請出来栄え見分の役人に買掛などのない旨の一札〔安	文久元年一〇月	≣	
_	状	堤工事人足・諸入用覚書〔伊奈郡棟梁伊左衛門他一名〕		三	
	状	新堤一件についての出向要請を承知した旨の書状〔矢島村名主→五郎兵衛新田名主衆〕		10	
_	状	四郎→柳沢所左衛門・弥吾吉〕			
		不都合のあった組頭を当人の希望もありいま一年勤めさせることなどの報知状〔依田源	極月二五日	元	
_	状	左衛門〕			
		明早朝口上書について相談する旨の通知状〔御馬寄村名主政之丞→五郎兵衛新田名主所	六月一三日	六	
_	状	扱人衆との会合場所を矢島村にしたい旨の書状〔矢島村名主清右衛門→柳沢所左衛門〕	六月一三日	亡	
_	状	郎兵衛新田名主所左衛門〕			
		願書受取りにつき同役中へも伝達してくれるようにとの書状〔矢島村名主清右衛門→五	六月九日	吴	
_	状	門→柳沢所左衛門·同役衆〕			
		一件のこと心配なので帰宅次第様子を知らせてほしい旨の書状〔桜井新田名主代重右衛	六月七日	壸	
_	状	新田柳沢所三郎〕			

																						30	0
三	\equiv	1110	=		10	九		八		七		六		五	四	=	=	_	三	픗		三	
慶応三年五月	(9)	二①慶応三年五月	慶応三年五月		慶応三年五月	慶応三年五月二六日		慶応三年五月三日		慶応三年五月三日		慶応三年四月		慶応三年四月	慶応三年四月	慶応三年四月	慶応三年四月	(慶応三年)二月一三日		慶応二年四月		慶応元年閏五月	
新規溜池築立一件に関する平井村始末書に対する廉々返答書〔五郎兵衛新田役人惣代百	新規の池周辺略絵図	新規溜池築立故障一件訴状(断簡)〔名主柳沢所左衛門他四名→松本直一郎中之条役所〕	平井村新規溜池築立普請差止め願書	郎中之条役所〕	平井村の新規溜池堤築立普請差留め願書〔五郎兵衛新田柳沢所左衛門他四名→松本直一	平井村新規堤溜池築立故障一件の訴訟費用負担方議定書〔御馬寄村名主政之丞他一〇名〕	始末書〔平井村名主定助他四名→田野口役所〕	五郎兵衛新田村他二村が平井村を相手取って訴え出た新規堤築立故障一件につき平井村	田野口役所〕	五郎兵衛新田他二村よりの新規堤築建故障一件につき返答書〔平井村名主定助他四名→	→松本直一郎中之条役所〕	平井村の新規溜池築立差止め願書への添翰願書〔五郎兵衛新田名主柳沢所左衛門他三名	頭田野口役場)	平井村の新規溜池築立差止め願書〔五郎兵衛新田村役人惣代組頭忠内他一名→松平縫殿	平井村の新規堤築立差止め願書	平井村の新規溜池築立差止め願書〔御馬寄村名主政之丞他一○名→田ノロ役所〕	平井村の新規溜池築立差止め願書〔百姓代茂三郎他九名→松本直一郎中之条役所〕	平井村の新規溜池築立故障出入の内済証文〔茂左衛門他二名〕		千曲川往還橋普請の橋組合受負証文〔一同〕	→甘利八右衛門中之条役所〕	用水御普請所修繕自力に叶い難い場合の御普請願書〔五郎兵衛新田名主所左衛門他九名	門中之条役所〕
	図	状	状	状		状	状		状		状		状		状	状	状	状		状	状		状
	_	四	_	_		_	_		$\vec{=}$		_		$\vec{=}$		-	_	=	_		_	_		-

_	綴	平井新規溜池築立故障一件願書・受書などの綴	慶応三年七月	29	č
	絵図	新池目論見地周辺彩色絵図〔名主柳沢所左衛門他二名〕	慶応三年六月	=	309
_	縦	五本木沢入へ新池築立につき水下難渋故障願いの村談事議定小前連印帳〔五郎兵衛新田〕	慶応三年五月	=	Н
/1	絵図	溜池•耕地彩色絵図〔五郎兵衛新田名主柳沢所左衛門他三名〕 絵	慶応二~三年	_	用水
				喜	
_	状	平井村へかかる新規堤故障出入につき矢島村訴状	(慶応三年)	四四	育
_	状	平井村の新規堤築立皆止め願書	(慶応三年)	\equiv	
_	状	平井村の新規溜池築立差止め願書	(慶応)	亖	
_	状	平井村の新規溜池築立差止め願書	(慶応三年)	\equiv	
_	状	平井村の新規溜池築立差止め願書	(慶応三年)	110	
_	状	右衛門他一名→柳沢所左衞門〕			
		平井村新堤一件の談合のための諸入用調書を渡してくれるようにとの書状〔御馬寄村清	(慶応三年)一一月二九日	九	
_	状	本直一郎中之条役所〕			
		平井村新規溜池築立故障出入場所熟談のための出役願書〔取締役依田源四郎他二名→松	慶応三年八月五日	六	
_	状	直一郎中之条役所〕			
		書〔五郎兵衛新田名主柳沢所左衛門病気につき代兼小前役人惣代組頭忠内他一名→松本			
		五郎兵衛新田村他二村と平井村との不法出入の場所熟談のため一八日に出立する旨の届	慶応三年七月二六日	七	
_	状	門他二名→松本直一郎中之条役所〕			
		新規溜池築立故障一件につき元禄年中裁許絵図写提出書〔五郎兵衛新田名主柳沢所左衛	慶応三年六月	六	
_	状	兵衛新田小前役人惣代名主柳沢所左衛門他二名→奉行所〕			
		平井村が新規溜池築立につき普請を差止め元の形に埋め戻させてほしい旨の願書〔五郎	慶応三年六月	五.	
_	状	人名主柳沢所左衛門他一名→奉行所〕			
		平井村の新規溜池築立により水下古田難渋につき取払い願書〔五郎兵衛新田役人惣代願	慶応三年五月	四	
_	状	姓代茂三郎他四名→松本直一郎中之条役所〕			

五	一 (慶応三年)八月	平井村の新規溜池築立故障一件示談書〔訴訟方〕	縦
六	(慶応三年六月二八日)	新規堤築立の元取が前山村早川重右衛門であることの出府先への報知書	縦
七	八月二七日	平井村新規溜池築立故障一件につき立入人より示された示談箇条書	状
八		平井村新規溜池築立故障一件の仮済口証文	縦
ナム		平井村新規溜池築立故障一件の示談書	縦
壹	慶応三年五月	平井村新規溜池築立の金主は前山村取締役早川重右衛門につき利解申聞願書〔五郎兵衛	
		新田役人惣代与頭忠内他一名→松本直一郎中之条役所〕	状
=	一慶応三年五月	新規溜池築立故障一件掛合中の普請差留めを田野口役場へ掛合ってほしい旨の願書〔五	
		郎兵衛新田役人惣代組頭忠内他一名→松本直一郎中之条役所〕	状
基			
_	(慶応三年)七月三日	平井村新規堤築立故障一件での前山村との交渉経過などの報知状〔三村在役人→出先出	
		役衆〕	綴
=	一二月六日	所三郎より託された書翰の送り状〔春日村伊藤金次郎→柳沢所平〕	状
三	一七月三日	願い筋の成行きを尋ねる書状〔五郎兵衛新田他二村惣役人→出府出役衆〕	状
[29]		平井村の新規堤築立普請一件につき取計い方指示の書状〔三村役人→出府役衆人〕	状
	慶応三年八月	新池故障一件見分出役の旅宿引請書〔中山道八幡宿問屋太郎兵衛他四名→五郎兵衛新田	
		他二村名主・組頭〕	状
픞	一慶応三年	平井村の新規溜池築建皆止め願書〔牧野遠江守領分御馬寄村役人惣代・内藤志摩守領分	
		矢島村役人惣代〕	状
픛	慶応三年	平井村へかかる新規溜池故障一件証拠書類お糺しにつき絵図提出書〔三役人→松本直一	
		郎役所〕	状
프	(慶応三年)	平井村新規溜池築立により水下古田難渋につき五郎兵衛新田ほか二村訴状	状
픚	(慶応三年)	新規溜池築立故障一件に関する相手方掛紙の写抜書	状
壹	3 (慶応三~四年)	新規堤築立故障出入の経過報知状	状

=	=	_	喜	臺		臺	臺	=	_	壹0	高九		賣	置	賣	三		- Z		臺			圆
(明治八年)	(明治八年)六月一七日	明治八年四~一一月		(明治五年)六月二七日		明治五年六月二二日	明治五年四月		明治四年一一月		(明治三年) 一一月三日		明治三年五月	明治二年一二月	明治二年一二月七日	明治二年一一月		明治二年一〇月	明治二年七月	明治二年六月		慶応四年六月	慶応四年正月
宿泊代など諸入用の覚書	印形代金受取証〔長野善光寺本堂前印形師松木藤吉→柳沢所三郎〕	役懸り諸事控帳〔用掛〕		御普請所証拠書物提出書〔五郎兵衛新田村役人惣代小平忠内→長野県佐久役所〕	野県佐久出張役所〕	用水堰筋のうち掛樋ならびに枠立石積間尺取調べ書上〔相浜村碓氷喜左衛門他三名→長	水神前堰囲枠などの普請請負証文〔請負人春日村伊惣太他三名→五郎兵衛新田役人〕	堰はばの覚	用水普請請負証文〔請負人春日村伊惣太他三名→五郎兵衛新田名主・組頭〕		千曲川往還橋普請の請負賃銭割合通知の廻文〔五郎兵衛新田所平→牧布施村他六村〕	→中之条庁役所〕	字水神前合掌枠を丈夫に営繕したく当分仮拵えにすることの願書〔五郎兵衛新田三役人	岩山堀貫三ヵ所普請請負証文〔請負人春日村〕	御普請受負金預り書〔春日村名主八良→五郎兵衛新田所左衛門他一名〕	岩山堀貫普請の請負証文〔請負人春日村誰〕	役所〕	御普請所仕来り証拠書物提出済みの上申書〔五郎兵衛新田組頭文之丞他一名→中之条局	御一新につき用水路高札書替え願書〔村役人惣代名主所左衛門→中之条局役所〕	用水下に稗田開作につき内談の一札〔片倉村三五郎→五郎兵衛新田名主〕	柳沢所左衛門他四名→尾州取締中之条役所〕	村々御普請所流失箇所取調べにつき村方用水路御普請所の始末書上〔五郎兵衛新田名主	宮海道一四軒と駒吉との用水争論の内済証文〔訴訟方一四軒惣代安三郎他八名〕
状	状	横		状	状		状	状	状		状	状		状	状	状	状		状	状	状		状

		分水争論一件のための新規の東京出頭人の選任方依頼などの書状〔東京駿河台北甲賀町	八 明治一一年一○月一四日
_	状	控訴が承認されたことなどを知らせる書状〔東京駿河台柳沢所三郎→柳沢所平〕	七 明治一一年一〇月二日
_	状	出京先で盗みに入られたことなどにつき書状〔柳沢所三郎→母〕	六③九月一八日
_	状	一家の和合方につき教諭する書状〔柳沢所三郎→柳沢源吾〕	六②九月一八日
	状	止宿柳沢所三郎→同苗〕	
		事件の手続のための帰国方につき指示依頼などの書状〔東京駿河台北甲賀町良永金八方	A ^① 明治一一年九月二八日
_	状	罰金領収証〔松本裁判所上田支庁会計課→佐藤吉吾〕	②明治一一年四月五日
_	状	出頭遅刻につき罰金申渡し書〔松本裁判所上田支庁→五郎兵衛新田平民佐藤吉吾〕	至 明治一一年四月五日
	状	罰金領収証〔松本裁判所上田支庁会計課→市川清〕	20明治一一年四月五日
_	状	市川清)	
		出頭遅刻につき罰金申渡し書〔松本裁判所上田支庁→五郎兵衛新田寄留群馬県士族二男	20明治一一年四月五日
_	状	罰金領収証〔松本裁判所上田支庁会計課→柳沢所三郎〕	三②明治一一年四月五日
	状	出頭遅刻につき罰金申渡し書〔松本裁判所上田支庁→五郎兵衛新田平民柳沢所三郎〕	三①明治一一年四月五日
_	状	分水争論一件で参上の心積りなどにつき書状〔羽沢村市川清→柳沢所三郎〕	二 明治一一年一月一六日
=	状	法律学校賄方良永金八所書	2
_	状	新年の挨拶状〔東京下駒込村市川大蔵→柳沢所左衛門・所平〕	一①明治九年一月三〇日
			三五五
_	状	柳沢所左衛門他一名〕	
		安永年中の切添改め請高などを調べて知らせてくれるようにとの書状〔市川五郎兵衛→	七 九月朔日
_	状	兼総代人柳沢所三郎→松本裁判所長代理上田支庁判事関屋生三〕	
		用水堰分水争論一件裁判執行停止命令の請書〔五郎兵衛新田村総代佐藤吉吾・市川清代	六 明治一四年二月二五日
_	状	→五郎兵衛新田戸長依田源四郎〕	
		立科嶽のうちの字二ヵ所は前山村の地籍に相違ない旨の回答書〔前山村戸長箕輪久五郎	五 明治一三年一二月三日
_	状	分水争論一件控訴につき代言人引受け願書〔柳沢所三郎他二名→星〕	四 明治一一年一一月一九日

状		
	控訴上告の仕方を指示する書状〔大審院および各裁判所許可代言人平野春江→牛込山伏	三 明治一五年一一月一九日
状	金円領収証〔中山遠寿院にて池田海見→柳沢所三郎〕	三0 明治一五年一一月一五日
状	村方の田植が済んだことなどを知らせる書状〔五郎兵衛新田金箱久左衛門→柳沢所三郎〕	元 明治一五年六月二五日
状	元利金覚	六 明治一五年四月
状	事件周旋の成行きなどを知らせる書状〔東京府神田区駿河台寓柳沢所三郎→柳沢所平〕	〒 明治一一年一二月一七日
状	他同僚〕	
	沼間氏周旋方などで入費がかさむので金円送付依頼状〔柳沢所三郎他二名→生駒銀次・	一六③明治一一年一二月一六日
状	対審の成行きなどを知らせる書状〔柳沢所三郎→双親・叔父母・柳沢源吾・その他〕	六②明治一一年一二月一五日
状	駒銀次・他同僚〕	
	沼間守一が事件裁判の周旋を引受けてくれたことなどの報知状〔柳沢所三郎他二名→生	六①明治一一年一二月一五日
状	佐藤夫人死去につき悔みの伝声を依頼する書状〔所三郎→源吾〕	三②明治一一年一二月三日
状	事件対審の状況を知らせる書状〔東京駿河台北甲賀町旅舎柳沢所三郎→柳沢所平〕	三①明治一一年一二月三日
状	裁判の代言人を星氏が引受けたことなどを知らせる書状〔東京出張市川清→柳沢所平〕	一四 明治一一年一二月三日
状	知状〔東京駿河台北甲賀町止宿柳沢所三郎→柳沢所平〕	
	事件の対審の様子および星先生へ代言人引受けを再度申入れるつもりである旨などの報	三 明治一一年一一月一八日
状	双親・叔父母・柳沢源吾〕	
	裁判所から出頭命令書が届いたことなどを知らせる書状〔東京駿河台止宿柳沢所三郎→	三 明治一一年一一月一二日
状	柳沢所三郎よりの書状を送る旨の書状〔岩村田町岩崎佐兵衛→柳沢所平〕	二 明治一一年一一月三日
状	分水争論一件につき出京の際の入費などにつき書状〔下中込村寓市川清→柳沢所平〕	一○ 明治一一年一○月二四日
状	郎兵衛新田詰所〕	
	惣代人として出京中の自分の帰国方について嘆願などの書状〔東京駿河台佐藤吉吾→五	20一〇月一九日
状	出京中の惣代人の交代などを依頼する書状〔東京駿河台より柳沢所三郎→同苗他二名〕	九①明治一一年一○月一八日
状	寓柳沢所三郎→双親他二名〕	

\equiv	午年一一月一七日	尊神彫刻について取計ってもらったことの礼状〔千葉県東葛飾郡中山村法華経寺境内遠	
		寿院にて池田海見→東京神田区美土代町田中清八方止宿柳沢所三良〕	状
≕	三月一〇日	貴様を東京へつり出す策謀があるので油断しないようにとの書状〔柳沢所平→柳沢所三	
		郎〕	状
二四四	三月二九日	大門村一件で出向の所存につき書状〔小県郡下和田むら鉄平→柳沢所左衛門他一名〕	状
芸	六月二八日	村方の事件の書面認め方についての吉富先生との相談の経過など報知状〔柳沢所三郎他	
		一名→小平忠内・生駒銀次・他同役〕	状
云	七月二九日	宿料恵与依頼などの書状〔上田原町より中村七郎→柳沢所平〕	状
二	八月一日	入布施村よりの書類がみつからない旨などの書状〔五郎兵衛新田戸長依田源四郎他惣代	
		→陸奥仙台国分町柳沢所三郎他一名〕	状
六	八月一七日	預った東京宛ての書状の郵送方につき書状〔岩むら田町岩崎佐兵衛他一名→柳沢所平〕	状
六	八月二三日	依田氏帰宅につき実家などへの伝達依頼状〔柳沢所三郎→柳沢所平〕	状
=0	八月二八日	当地へ上田女紅場産物売捌所設置につき反物買上げを勧める書状〔第十九銀行支店にて	
		上平貞一郎他一名→神田美土代町田中清八方柳沢所三郎〕	状
三	一〇月一一日	松葉屋よりの連絡を伝える書状〔山根→柳沢〕	状
三	一〇月二三日	分水争論一件で市川氏が出京することなどを知らせる書状〔所平→佐藤吉吾他二名〕	状
薑	一〇月三一日	算用状を渡す旨のはがき〔東京日本橋区新和泉町佐久銀行支店→神田美土代町田中清八	
		方柳沢所三郎〕	状
三四	一一月一五日	柳沢夫人死去の悔状〔五郎兵衛新田戸長依田源四郎他惣代一同→柳沢所三郎〕	状
壹	一一月二七日	送付した鰹節が虫喰いであったことの詫状〔岩村田通運会社にて永井梅吉→柳沢所平〕	状
듳	一一月二七日	病気療治方の相談のため当店までの出張依頼状〔東京日本橋区堀江町第十九国立銀行本	
		店上平貞一郎→牛込横寺町柳沢所三郎〕	状
壹	一二月二二日	松は屋よりの到来物の送り状〔塚原池田六右衛門→上原柳沢所平〕	状
兲		病気療法につき書状〔奥田達道→柳沢〕	状

	明台七年一つ月二年ヨ		
	F 7 7 4 - ()	_	TI
=	明治一〇年五月二六日	用水路修繕工事請書〔五郎兵衛新田用掛生駒銀次→長野県権令楢崎寛直〕 縦	TVC
=		用水路修繕費お下げ願書〔五郎兵衛新田代儀人井出直茂〕 状	V .
四		矢嶋分高反別改め書	V.
三至	明治九年一二月一日	今般の歎願事件につき身延山妙法両善神へ心願をかけたので家内一同も読経してくれる	
		ようにとの書状〔柳沢所三郎→両親・柳沢源吾〕 状	V.
奏	明治一〇年三月六日	用水御普請所枠木手合金受取〔春日村受負人上野良右衛門他一名→五郎兵衛新田村吏〕 状	V.
壹			
_	明治一〇年三月八日	用水路掘貫受負賃受取〔受負人伊藤菊松→五郎兵衛新田村吏〕 状	V.
=	明治一〇年三月二五日	用水路掘貫請負賃受取〔受負人伊藤菊松→村吏〕 状	<i>V</i> \
픚0	明治一〇年四月二〇日	用水枠代受取〔橋本善之助→村吏〕	· PAA
兲	明治一〇年五月一五日	用水路普請所枠木代金受取〔岩下村小林次三郎→五郎兵衛新田村吏〕	V .
弄			
_	明治一〇年六月一四日	柳沢所三郎の長野出頭諸費の覚	V.
=	明治一〇年六月一四日	長野出頭諸費調書	1>4
三	明治一〇年七月二二日	出頭入費取調帳からのぬき書き	V.
四	明治一〇~一二年	銀次控帳からぬき書きした返金受取の留書	V
五.	明治一一年二月一五日	長野出頭諸費調書	123
六	明治一一年二月一九日	長野出県事件書類下げ戻しにつき書状〔生駒銀次→柳沢所平〕 状	-
七	明治一二年二月一四日	長野出頭諸入用費調書	-
八	(明治一五年)七月二六日	逓送金調書の送り証〔柳沢他一名→役場惣代〕 状	
九	西年五月一六日	用水普請枠代金受取〔下ノ宮村上野由右衛門→五郎兵衛新田役人衆〕 状	
100	0①五月二四日	東京へ出張した際の入用費書上	

																				31	J
픛	三六四		七		六		五.		四		=		=	<u></u>		<u>(1)</u>	Ξ	\equiv	Ξ	=	
明治	明治				明治一		明治		明治		明治		明治			明治					<u> </u>
〇 年	〇年				一年		〇年		〇年		一〇年六月		〇年			〇年					0②一〇月一七日
明治一〇年一二月二日	一〇年七月二〇日				一一年二月一日		一〇年一一月五日		一〇年一一月五日		六月		明治一〇年六月二三日			①明治 〇年六月 五日					日
日日	日				日		五日		五日				三日			五日					
との追伸共)〔羽沢村宿桜井清→五郎兵衛新田柳沢所三郎〕帰村したら大至急連絡してほしい旨の書状(兼て依頼の一件もよろしく取計ってほし	沢所平〕	た牧布施前字白岩付近の絵図	山・川・道の略図	松本裁判所長代理上田支庁関屋利平〕	出井金左衛門腹痛のため本日出頭できない旨の届書〔五郎兵衛新田柳沢所三郎他二名→	崎寛直代理同県少書記官松野篤〕	用水堰破壞の者の吟味願書〔五郎兵衛新田小前総代人碓氷与兵衛他三名→長埜県権令楢	→長野県権令楢崎寛直代理同県少書記官松野篤〕	用水堰破壞一件の概略と吟味状況の上申書〔五郎兵衛新田小前総代人碓氷与兵衛他三名	源四郎他八名→長野県権令楢崎寛直〕	用水堰堤を切破り乱妨した者の吟味願書(堤切落し人名簿共)〔五郎兵衛新田副戸長依田	直	用水土手切破り再吟味願いの控〔五郎兵衛新田井出金左衛門他七名→長野県権令楢崎寛	堤土破壞場所付近絵図	衛門他八名→長埜県岩村田警察署〕	五郎兵衛新田が出訴した水論一件お尋ねにつき迷惑である旨の返答書〔桑		営繕下げ金などの覚	小平忠内帳簿からぬき書きした長野出県の別割入費を柳沢所三郎が立替えた覚	用水堰の水深の書上	東京へ出張した際の入用費書上
計ってほしい状	〔小平忠内他一名→柳 状	絵図	絵図	状	二郎他二名→	縦	長 埜県権令楢	縦	与兵衛他三名	縦	田副戸長依田	縦	県権令楢崎寛	絵図	縦	〔桑山村寺尾小左		状	た覚状	状	状
=	_	_	_	_		_		_				_		_	_			_	_	_	_

〔ゴヲベシンデン→トウケイスルガダイキ	引替の人を派遣するまで待つようにとの電報〔ゴヲ゛金八方止宿柳沢所三郎・佐藤吉吾〕	明治一一年一〇月一七日	三宝
田市川清→東京駿河台北甲賀町良永	分水訴訟一件につき地元の模様報知状〔五郎兵衛新田市川	明治一一年一〇月一四日	三古
小平忠内・生駒銀次他一同→東京出張	先市川凊他二名〕 申越しの委任状・代人願いを送付する旨の書状〔小平忠内・生駒銀次他一同→	明治一一年一〇月七日	=
清・柳沢所三郎・佐藤吉吾〕	ほしい旨などの書状〔小平忠内・生駒銀次→市川清・柳沢所三郎・佐藤吉吾〕	F 3	,
			- 三
4→東京出張市川清他二名〕	為替金送付通知状〔五郎兵衛新田小平忠内他一名→東京出張市川清他二名〕	明治一一年九月二八日	圭
並八方柳沢・市川・佐藤〕	相談のための出頭要請状〔星享→北甲賀町良永金八方柳沢・市川	明治一一年九月二八日	Ξ
目の書状〔母→柳沢所三郎〕	用水の事が首尾よくすんで帰村することを祈る旨の書状〔母→柳沢所三郎	明治一一年八月一六日	=
などの書状〔柳沢所平→柳沢所三郎〕	代言人に星享を委託するとのことで安心した旨などの書状	明治一一年八月一五日	=
	方柳沢所三郎〕		
〔柳沢所平→東京駿河台北甲賀町良永金八	下宿・代言人を撰定中との書状に対する返書	明治一一年八月七日	
			등
	柳沢所三郎他一名→小平忠内他三名〕		
知らせる書状〔長野大門町郷宿臼井にて	布施村との原水一件での県庁への出願の経過を知らせる書状〔長野大門町郷宿臼井にて	明治一一年二月二八日	兲
	県受附掛り〕		
郎兵衛新田代議人井出直蔵他二名→長野	別紙封書一通を長官へ上申したく採用願書〔五郎兵衛新田代議人井出直蔵他二名→長野	明治一一年二月二六日	픗
	三郎)		
状〔黒沢嘉太郎→駿河台北甲賀町柳沢所	かねて約定のことについて明日はどうかとの書状	明治一一年一月一二日	풏
	郎→柳沢迎存〕		
に学業の成就を祈る旨の書状〔柳沢所三	布施村との用水原水一件について報じるとともに学業の成就を祈る旨の書状	明治一〇年一二月七日	픛

二 五月匹日	三 明治二 明治二	②①明明治一明治一	是 是 是 明 明 明 的 的 的 的 的 的 的 的 的 的 的 的 的 的
H	明治一二年八月一一日明治一五年七月九日	明治一二年二月三日明治一三年五月二八日明治一三年五月二八日明治一三年五月二八日	明治一一年一〇月二三日明治一一年一一月一六日
分水訴訟一件の経過および金円送付などの報知状〔五郎兵衛新田生駒銀次他二名→東京過日の金円を繰合せたらこの人に渡してほしいという書状〔平井→柳沢〕	用水堰分流争論再上告代言謝金など受取〔星享→五郎兵衛新田惣代柳沢所三郎〕・明クガ争論「平言記フ書言算書〔五良兵衛業日〕・	件代官依頼につき約定書(前欠)〔柳沢所三郎他二名→代言人星享〕4受取〔第十九国立銀行→柳沢所三郎〕2も受取〔第十九国立銀行→柳沢所三郎〕1日近→柳沢所三郎〕	判所富永判事〕 判所富永判事〕 判所富永判事〕
状 状縦状	* 状	状 状 状 状	状 状 状
	_		

兲

脱腸帯販売店の所在につき書状〔いわむら田町岩崎佐兵衛→柳沢所平〕沢所平〕
の報知依頼状〔東京神田区美土代町田中清八方柳沢所三郎他
などの書状〔柳沢所三郎→双親・柳沢源吾・新宅叔父母
東京での新住居の方角占い依頼などの書状〔柳沢所三郎→同苗・柳沢源吾〕
田区美土代町田中清八方柳沢所三郎→柳沢所平〕
上告書が受理されたことおよび裁判についての星氏の見込みなどを伝える書状
→柳沢所平〕
出京し星氏の指示により総代届などを村方へ請求した旨の書状〔東京神田区美土代町田
出京日限承知の旨などの書状〔井出直蔵→柳沢所三郎〕
大審院判決状写などを受取った旨の書状〔五郎兵衛新田村戸長役場
〔井出→柳沢〕
についての返書〔出井直蔵→上郷柳沢所三郎〕
元禄六年癸酉一二月入会山論絵図面裏書の写(裁許絵図面写共)〔稲
大審院の呼び込みの見込みにつき書状〔出京先柳沢所三郎他一名→五郎兵衛新田戸長依
太政大臣三条公らへの拝謁の様子などを知らせる書状〔田中清八方柳沢所三郎→柳沢所
結納日時取極めにつき書状〔小諸町大塚平右衛門→柳沢所平〕
訴訟関係の仕事で帰国が遅れることなどの書状〔東京より柳沢所三郎→柳沢所平〕
〔東京神田区美土代町田中清八方柳沢所三郎→柳沢所平〕
事件上告後の審理経過などにつき書状〔東京より柳沢所三郎→両親他柳沢源吾・新宅叔
結納振袖見合わせにつき寸法書送付依頼状〔小諸町大塚平右衛門→柳沢所平〕

0	一九	一一月四日	被告方への呼び出し状差出しにつき書状〔岩崎佐兵衛→柳沢所平〕	状	
01	110	一一月五日	寸法書送付依頼状〔大塚平右衛門→柳沢所平〕	状	_
	三	一二月二日	護符などを送付する旨の書状〔中山遠寿院住職喜多村日修→柳沢所三郎他一名〕 - 5	状	_
	1110	三①一一月二八日	護符などの逓送方書状〔中山〕	状	
	1110	三②一二月八日	岩村田郵便局為替の受取り方などにつき書状〔岩村田町にて柳沢所三郎→柳沢所平〕	状	_
	풋				
		明治一四年三月七日	判決文をめぐる原告側の種々の争論を伝える書状〔井出直蔵→柳沢所三郎〕	状	_
	=	二月七日	金円捻出方につき書状〔詰合惣代→柳沢所三郎〕	状	
	云	明治一五年三月一二日	被告上申書への答弁の日延べ願いの経過などを知らせる書状〔出張人惣代松川繁一郎他		
			一名→五郎兵衛新田戸長依田源四郎・惣代〕 5	状	_
	픗				
	_	明治一五年五月一二日	事件の再上告に際し抱負を述べる書状〔東京にて井出直蔵→柳沢所平〕	状	
	=	明治一五年八月三一日	株金出金願書〔岩村田町佐久銀行→柳沢所三郎〕	状	_
	==	明治一六年三月二九日	株式出金分取極め願書〔岩村田佐久銀行→柳沢所左衛門〕	状	
	四	五月一一日	金円支払い日延べ願書〔五郎兵衛新田柳沢所平→小諸銀行役員〕	状	_
	五.	五月一一日	出京し星氏を訪問したことなどについての書状〔東京柳沢所三郎→柳沢所平〕	状	
	六	五月一三日	星亨の事件への取りくみ方などにつき書状〔美土代町田中清八方柳沢所三郎→柳沢所平〕な	状	
	七	五月二三日	星氏が再上告の依頼を承知したことなどについての書状〔田中清八方柳沢所三郎→柳沢		
			所平 <u>)</u>	状	
	八	五月二七日	入費逓送方などにつき書状〔柳沢所三郎→柳沢所平〕	状	_
	九	六月一二日	おそでの病状につき書状〔柳沢所三郎→大塚豊平〕	状	_
	10	六月一三日	事件上告の予定日などにつき書状〔東京美土代田中方柳沢所三郎→柳沢所平〕	状	
	=	六月二一日	上告受理の模様などについての書状〔東京美土代町田中方柳沢所三郎→柳沢所平〕	状	
	\equiv	六月二八日	上告受理につき代言謝金の約定がすんだことなどについての書状〔柳沢所三郎→柳沢所		

		严	犬	
		上号受里のところ呼出 シなくユンラ流 丁Þの ころ帰國できな、旨なご替犬(其気申日ない)	4	-
			7	•
		身出有田田中ブ杉沙丹三良「同弟・赤今長代」	七	-
1 = 0	三②七月二七日	出京中の家庭への助力を感謝する書状〔柳沢所三郎→柳沢源吾他四名〕	状	
<u> </u>	二〇日	東京へ逓送の金円の差出し要請状〔詰合惣代→柳沢所平〕	状	_
兲				
_	明治一五年九月二四日	熊谷までの旅路および熊谷での竹井氏との裁判についての相談の模様を知らせる書状		
		〔柳沢所三郎→両親・叔父・その他〕	状	
=	九月二四日	叔母の法号通知依頼状〔柳沢所三郎→柳沢源吾〕	状	_
=	九月二四日	摩利志尊天像彫刻を送付するので信仰するようにとの書状〔柳沢所三郎→同苗〕	状	
툿	明治一五年	総代を柳沢所三郎他二名に委任する旨の届書〔五郎兵衛新田総代佐藤吉吾他一一名〕	状	
兲	明治一八年三月二四日	用水事件費の引渡し願書〔トモノ村碓氷伝左衛門→五郎兵衛新田柳沢所平〕	状	_
壳	明治二二年三月二八日	用水臨時費など受取〔→柳沢所平・祗一郎・所次郎・小林金兵衞〕	状	五
三九0	子年一〇月七日	長窪村の不動堂橋木引人足役などの免除願書	状	_
売	子年一一月朔日	千曲川往還橋請負賃銀の村割と支払い期限の通知廻状〔前山村太郎左衛門→五郎兵衛新		
		田他七村名主衆〕	状	_
売二	子年一一月二日	千曲川往還橋普請請負賃銀の村割の通知廻状〔前山村太郎左衛門→本新町他三村名主衆〕	状	_
三九三	子年一二月四日	橋請負賃銀の受取〔塩名田宿彦兵衛→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	状	_
三九四				
_	丑年一二月	中原西久保作場道普請渡し方覚	状	_
=		作料・飯料の覚〔忠右衛門〕	状	_
=		金銭支払い覚	状	_
三九五	寅年八月六日	普請箇所附書上差出し日時通達方廻状〔中之条役所→三ツ井村他一○村役人〕	状	
壳	寅年一一月四日	千曲川往還橋請負賃銀の割合と出金日時の通達方廻状〔五郎兵衛新田名主所左衛門→五		

		郎兵衛新田他七村名主衆〕	状	
三九七	寅年一一月四日	千曲川往還橋請負賃銀・橋請負跡請の相談会合の雑用金出金要請廻状〔五郎兵衛新田名		
		主所左衛門→臼田村他三村名主〕	状	
壳	寅年一一月二六日	金子を渡した覚〔橋方惣代→五郎兵衛新田名主〕	状	
三九九				
_	寅年一二月二五日	村方用水路見分の御勘定様通行の通達方廻状〔五郎兵衛新田名主→八幡宿他三村名主衆〕	状	
=	一二月二五日	御勘定様休泊の旨を通達してくれたことへの礼状	状	
=	一二月二六日	御普請所見分のため御勘定様休息の通達と取計い方依頼状(断簡共)	状	\Rightarrow
E 000	卯年一一月二日	千曲川往還橋請負賃銀割合と持参日時の通達方廻文〔五郎兵衛新田所左衛門→入布施村		
		他七村名主衆〕	状	
101	卯年一一月四日	千曲川往還橋請負出金要請廻状〔五郎兵衛新田柳沢所左衛門→春日村他六村名主〕	状	
101	卯年一二月九日	千曲川橋請負につき取集め金引渡し依頼状〔御馬寄村名主→五郎兵衛新田名主〕	状	
图0回	辰年九月三日	御普請所見分につき尋ねたい点があるので出頭要請状〔小平村御用先竹内彦六→五郎兵		
		衛新田役人〕	状	
图0图	辰年一一月二一日	千曲川橋出金の受取〔塩名田村名主三郎兵衛→五郎兵衛新田名主柳沢所左衛門〕	状	
四0四	辰年一一月	千曲川往還橋普請の請負賃銀村割と出金日時の通達方廻文〔五郎兵衛新田所左衛門→五		
		郎兵衛新田他六村名主衆〕	状	_
四0六	巳年二月	五郎兵衛新田村用水堀矢嶋坂片倉山御普請入用目論見帳面写〔江戸役所→川井清蔵〕	状	_
40周	午年二月二五日	橋方一件につき村々に請負希望の有無問いあわせの廻文〔五郎兵衛新田名主所左衛門→		
		本新町村他三村名主衆〕	状	
	午年二月二五日	各領の打合わせによる橋普請請負額につき所存問合せ状〔五郎兵衛新田名主所左衛門→		
		牧布施村他六村名主衆〕	状	
图0元	午年二月	村方御普請受負金請取〔春日村名主八良→五郎兵衛新田名主所平〕	状	
E 0	午年三月八日	入用御普請代金受取〔春日村名主代喜平→五郎兵衛新田所左衛門〕	状	_

	29	四三		四							<u> </u>		Z 9	四八		72	29	29	29	29	Z 9		75
	三二月三日	三正月二二日		一 亥年一一月二七日	六 戌年一一月	五 戌年一一月	四 戌年一一月二五日	三戌年一一月二五日	二 戌年一一月二五日	一 戌年一一月二四日	0		元 戌年五月二一日	入 西年五月一〇日		中年一一月	一 申年四月六日	三 申年正月二一日	一年一二月一八日	三午年一〇月	一 午年九月		一 午年四月一六日
衛門)	御入用普請出来につき残幣お渡し願いの書状〔春日村名主八良→五郎兵衛新田名主所左	橋割合出金遅延の詫状〔本新町村名主市川彦四郎→五郎兵衛新田名主柳沢所平〕	田所左衛門他一名〕	橋請負年限のことにつき惣代両三人出頭の廻状〔塩名田名主彦兵衛他一名→五郎兵衛新	臨時諸雑用請取〔助郷惣代→五郎兵衛新田名主〕	人足・馬代金切手〔助郷惣代→五郎兵衛新田名主〕	千曲川橋入用請取〔橋方年番惣代→五郎兵衛新田名主衆〕	千曲川橋臨時入用請取〔年番惣代→五郎兵衛新田名主衆〕	橋方残金割返し状〔橋方年番惣代→五郎兵衛新田名主〕	年内諸雑用請取〔助郷惣代→五郎兵衛新田名主〕		田村名主〕	往還道御普請人足の不足分供出方依頼状〔五郎兵衛新田村名主三左衛門→平賀村・新子	普請人足賃の請取〔春日村伊惣太他三名→上〕	兵衛他一名→松平九郎左衛門役所〕	用水通り関板や枠立を入札し落札した場合は請負う旨の上申書〔五郎兵衛新田村札主八	橋入用受取〔御馬寄村名主喜八郎→五郎兵衛新田名主柳沢所平〕	御普請残金渡し方廻状〔中之条役所→瀬戸村他三村名主・組頭・百姓代〕	千曲川橋請負代金受取〔塩名田宿名主→所左衛門〕	五郎兵衛新田に対し塩名田・御馬寄橋懸け人足を村高の半役に免じる旨の書状	堰普請のための石切請負証文〔伊奈郡此嶋村石切新八→五郎兵衛新田名主・年寄〕	村名主〕	用水堰の折れた樋の山引出しの助人足差出し方達書〔二神新兵へ他二名→小平村他一九
状		状	状		状	状	状	状	状	状		状		状	状		状	状	状	状	状	状	
_		_	_		_	_	_		_	_		_		_	_		_	_	_	_	_	_	

	四元	 四	四型四	四宗 11	四頭 11	四四		图画 1			四三 1		图100 1	四元 一		四六 1		图11111		四六 1	四亩 1		四回
	四月一七日	四月二日	四月朔日	三月二八日	三月七日	二月二八日		二月二八日	二月二七日		二月二七日		二月二七日	二月一九日		二月一七日		二月九日		二月九日	二月七日		一月四日
三村名主〕	堀貫御普請見分役人廻村につき馬一足を用意するようにとの先触〔川井清蔵→高野町他	東京事件に関する諸案件集議につき出頭依頼状〔戸長役場→松川文之丞他六名〕	御普請一件通知に対する礼状〔桜井新田細菅万次郎→柳沢所左衛門〕	石附橋普請渡し金受取状〔平井村名主→原新田村名主〕	堰筋御入用普請引請につき書状〔春日村名主→五郎兵衛新田役人衆〕	下出樋への派遣人への差図依頼状〔役元→弥四郎〕	三郎→柳沢所平他一名〕	地方裁判所への出訴もやむなき旨などにつき書状(追伸共)〔長野大門町臼井にて柳沢所	堰浚い人足料など取極書〔立会〕	長野スワ町臼井止宿柳沢所三郎〕	いずれ出頭するにしても一先ず帰村したらどうかなどの書状〔五郎兵衛新田柳沢所平→	布施村他六村名主〕	千曲川往還橋普請跡請の賃銀増方につき会合の日時通知の廻状〔五郎兵衛新田名主→牧	橋普請請負方につき廻状〔五郎兵衛新田名主→入布施村他二村名主衆〕	三郎〕	布施村より県庁へ願書を提出したことを知らせる書状〔北第七大区五小区扱所→柳沢所	村名主衆〕	千曲川往還橋請負方相談の会合出席要請状〔五郎兵衛新田名主所左衛門→本新町村他三	兵衛新田名主所左衛門→牧布施村他六村名主衆〕	千曲川往還橋請負年限につきあとの取計い方相談のための会合への出席要請廻状〔五郎	市川清の書翰を送付する旨の書状〔柳沢所平→上田御出帳村吏〕	衛門→市川清〕	桑山村四名が堤土を破壊した一件につき出駕依頼状〔五郎兵衛新田村吏一同・柳沢所左
状		状	状	状	状	状	状		状	状		状		状	状		状		状		状	状	
							_			_		_										_	

状 状 状 状

状

状 状 状 状

状

状

状

状

		東京からの星先生との会見の様子などを報じた書状に対する返書(田野口旧知事で現大	九月二四日	四
_	状	三郎)		
		論地水路を被告が修理したとの風聞につき書状〔柳沢所平→東京駿河台北甲賀町柳沢所	八月三〇日	四二
_	状	池普請実施方依頼状〔吉右衛門→所左衛門〕	八月二七日	四六0
_	状	吉他一〇名〕		
		出水のため千曲川橋仮橋掛渡しにつき廻状〔橋方惣代年番太郎兵衛他四名→大久保村岩	八月二一日	四五九
	状	代言人・旅館決定方につき書状〔小平忠内・生駒銀次他一同→市川清他二名〕	八月一七日	受
_	状	堰土手普請のため出向につき差図依頼状〔佐藤安太郎他一名→柳沢所左衛門〕	八月一六日	四五七
_	状	長野での布施村との用水裁判状況を伝える書状〔柳沢所三郎他一名→小平忠内他一名〕	八月一六日	要
_	状	兵衛新田名主衆・役人衆〕		
		小諸領御馬寄村などへの田用水分水に対する礼状〔小諸家中横田茂右衛門他三名→五郎	七月二九日	四至
	状	裁判に必要につき古文書の模写依頼の書状〔柳沢所三郎→市川真英他一名〕	六月二五日	四五四
	状	→柳沢所三郎〕		
		八重原他三村の難堰修繕費救助出願などの様子報告状〔七大区会所書記清水七郎左衛門	六月二〇日	四至
	状	相浜村より申出の用水差止めにつき書状〔島崎喜左衛門他二名→山本治右衛門他一名〕	六月一四日	至三
_	状	用水入用などの覚〔相浜村伝左衛門→柳沢所左衛門〕	六月一三日	四五
_	状	新田所左衛門〕		
		田用水を御馬寄村・八幡村へ廻してくれたことへの礼状〔長沼丈太夫他三名→五郎兵衛	六月二五日	=
_	状	新田名主所左衛門〕		
		田用水を御馬寄村・八幡村へ廻してくれたことへの礼状〔須藤曾太夫他三名→五郎兵衛	六月一一日	
				四五0
_	状	引鮭三尺を進上する旨の書状〔長沼丈太夫他三名→五郎兵衛新田名主所左衛門〕		
		千曲川橋普請のため用水を無心したところ早速水を引廻してくれた礼として酒三樽・塩	一二月五日	=
	状	の書状〔長沼丈太夫他三名→五郎兵衛新田名主所左衛門〕		

四六		五五		四十四	四七三	四十二		四十	04周	四六九		四	四六十	=		_	四六	野宝		四六四	野三		
一二月一二日		一二月八日		一二月四日	一一月二四日	一月二一日		一一月一四日	一一月九日	一一月二日		一一月朔日	一〇月二四日			一〇月二二日		一〇月二一日		一〇月八日	九月二七日		
裁判関係書類の送付方などにつき書状〔柳沢所平→市川他二名〕	兵衛新田名主所左衛門〕	領内御馬寄・八幡両村への田用水助水に対する礼状〔小諸城内大野孫兵衛他二名→五郎	主柳沢所左衛門〕	用水路御入用普請を拙村竹松他一人落札につき書状〔春日村名主八良→五郎兵衛新田名	東京の惣代交代の件で談合のための出頭要請状〔戸長役場→柳沢所三郎〕	東京惣代引替え方などの決定事項概略報知状〔佐藤吉吾→柳沢所三郎〕	柳沢所三郎〕	東京での訴訟に関する書状到来につき惣代人の出頭・相談をうながす書状〔戸長役場→	争件相談のための時刻通知方依頼状〔鈴木→柳沢所三郎〕	今回の事件に関して長野滞在諸君の一層の遠謀・辛労を願うという書状〔柳沢→桜井〕	→五郎兵衛新田名主所左衛門〕	用水御普請について春日村が普請役へ嘆願したことなどの内々通知状〔桜井新田万次郎	布施村の水引入れ方などにつき書状〔柳沢所三郎→双親〕	滞京中の心得方などにつき書状〔柳沢所平→柳沢所三郎〕	河台北甲賀町佐藤吉吾・柳沢所三郎〕	ようやく平作他二名が出京したことなどの報知状〔五郎兵衛新田より柳沢所平→東京駿		裁判の進め方を指示する書状〔柳沢所平→東京駿河台北甲賀町佐藤吉吾他一名〕	佐伯更一〕	かねて内願の一件につき工作依頼状〔駿河台北甲賀町柳沢所三郎他一名→神田区花田町	五街道筋道橋普請所再見分などのため普請役廻村の先触の請書	〔五郎兵衛新田柳沢所平→東京駿河台北甲賀町市川清他二名〕	審院官員の大給君へ被告村々が内願したとの風聞につき注意するようにとの追伸共)
状	状		状		状	状	状		状	状	状		状	状	状			状	状		状	状	
_	_		_		_	_			_	_	_		_	_	_			_	_		_	$\stackrel{-}{\rightarrow}$	

は、大きな、「できれる。」というでは、「できれる。」というでは、「できまれ、「神沢所三郎→松井清」とにつき書材、「神沢所三郎→松井清」とにつき御音・は次の。 は、「神沢所三郎→松井清」とは、「神沢所三郎→松井清」とにつき御音・は次の。 は、「神沢所三郎→松井清」といっき御音・は次の。 は、「神沢所三郎→松井清」といっき神書・「神田・本名」というを出きを持ちます。 「「神田・本名」というでは、「神田・本名」というないる。「神田・本名」は、「神田・本名」というないる。「神田・本名」というないる。「神田・本名」というないる。「神田・本名」というないる。「神田・本名」というないる。「神田・本名」というないる。「神田・本名」というないる。「神田・本名」というないる。「神田・本名」というないる。「神田・本名」というないる。「神田・本名」は、「神田・本名」は、「神田・本名」というないる。「神田・本名」というないる。「神田・本名」は、「神田・本名	(を) (権力) (権力) (権力) (権力) (権力) (権力) (権力) (権力	千曲川往還橋普請請負につき出会要請廻状(後欠)	用水懸り定式経費帳(雛形)	千曲川橋普請につき定書	千曲川へかかる中仙道往還橋の普請方につき願書〔八幡	图41 御普請所諸入用覚	駅 前山々新田他八村が五郎兵衛新田村用水元を締切り難渋	850 当卯春の用水路御普請入用残金請取	三 切拵え場所請取覚	用水普請人足数・費用書上〔春日金井六三郎→名主〕	用水普請人足書上	四八九	大工・石切人足賃払い方願いならびに残り御普請延引願書(後欠)	五郎兵衛新田用水堰御普請願書(後欠)	堰浚い人足下賜願書	用水路御入用普請願書	五郎兵衛新田用水通御普請願書(後欠)	五郎兵衛新田用水堰破損につき御普請願書	五郎兵衛新田村用水堰堀貫目録覚	五郎兵衛新田村用水堰堀貫破損目論見	塩名田・御馬寄間千曲川請負仲間定書	图式 一二月二七日 千曲川橋普請金請取〔御馬寄村名主→五郎兵衛新田名主	8、 日二月二六日 市川官員の出張見分などにつき書状〔柳沢所三郎→桜井	。
村物 世代 ************************************			_			_			_	_	_						_	_	_	_	_	_		_

프 증

变

플 픙 픙 西00

졼

門·年寄衆

御普請願い箇所附書(後欠)

用水御普請流失箇所附書

字東平の田頭へ新規埋樋を許可されたことの礼状(後欠)

御普請所木品請合証文

四九九 罚

用水入費金の内から林吏方へ渡した分の調書

用水浚普請人足数・人足賃の覚〔五郎兵衛新田名主弥五右衛門他一名→相浜村久左衛

堰形・耕地状況などにつき相手方場所での申口 人別大助高掛り・堰反掛り書付

水門木品などの覚 用水路堰枠等の間数・懸り人数の覚 用水元割・小遣割の書付

用水割附人足覚

堰材木の覚

四三二

下宮前岩切入などの間数・入用木材の覚 境之宮掛樋の入用木材の覚 水門・枠の間数・入用木材の覚

吾

玉

樋の入用木材の覚 樋の入用木材の覚

境之宮掛樋の入用木材の覚 合掌枠入用木品覚

代言人引替談事の電信報知は二三日手前のことなどの留 用水路の四ツ枠・沈枠・合掌枠の寸法などの書付

状 状 状 状 状

状

状 状 状 状

状状状状状状状状状状

=	-	촟	五宝	=		五四	=	_	五三	五三	五三	#iO	五九	픗	五一七	五六	
布施村にかかる用水分水訴訟につき上申書(断簡)	布施村へかかる用水原争論一件示談交渉のために原告村の出訴が遅れたことの証書		本県出張先へ送金したことなどの生駒様手控の写	堀貫間数などの覚	堀普請入札(一括)		御普請金引渡し方依頼状〔土屋三右衛門→五郎兵衛新田柳沢所左衛門〕	樋普請入札(一括)		岩切廻し入札控	堰筋略絵図	境之宮掛樋などの入用木品覚	合掌枠入用木品覚	橋年番惣代名前書	嘉永元年の池普請の節に小諸様より下賜の御肴料金百疋の包紙〔小諸林多左衛門他一名〕	用水鬮取献立書き	
状	状		状	状	状		状	状		状	絵図	状	状	状	火	状	
三			_	_	七		_	一七		_		\equiv	_		_		

信州佐久郡五郎兵衛新田村柳沢家文書(2) 状の部 学習院大学史料館所蔵史料目録 第6号

昭和57年3月25日発行

 発行者
 学習院大学史料館

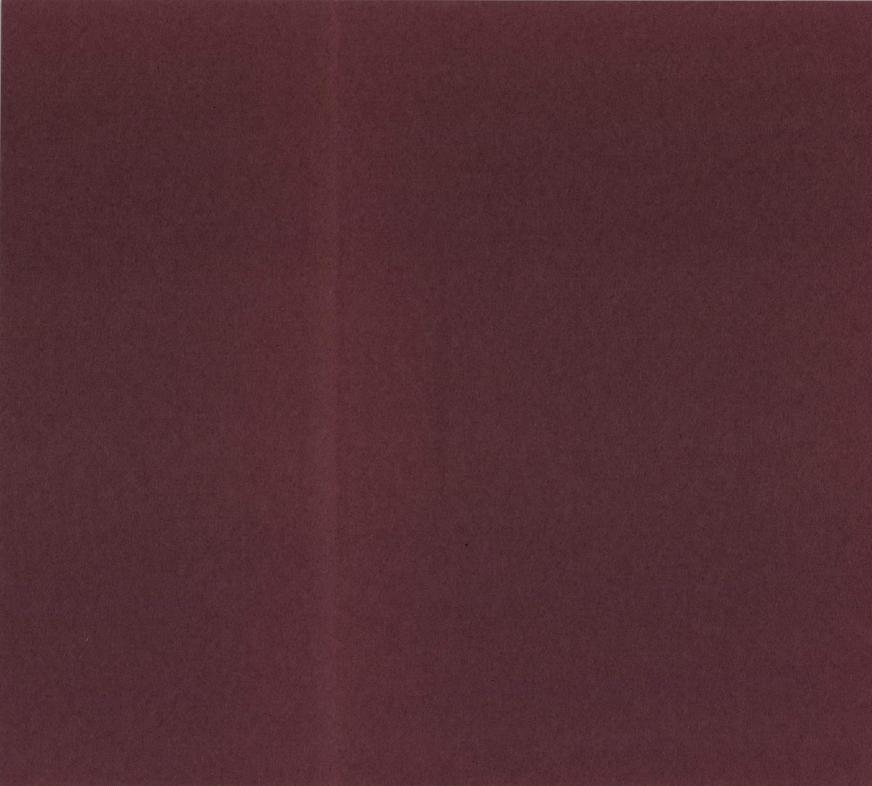
 代表者
 大石慎三郎

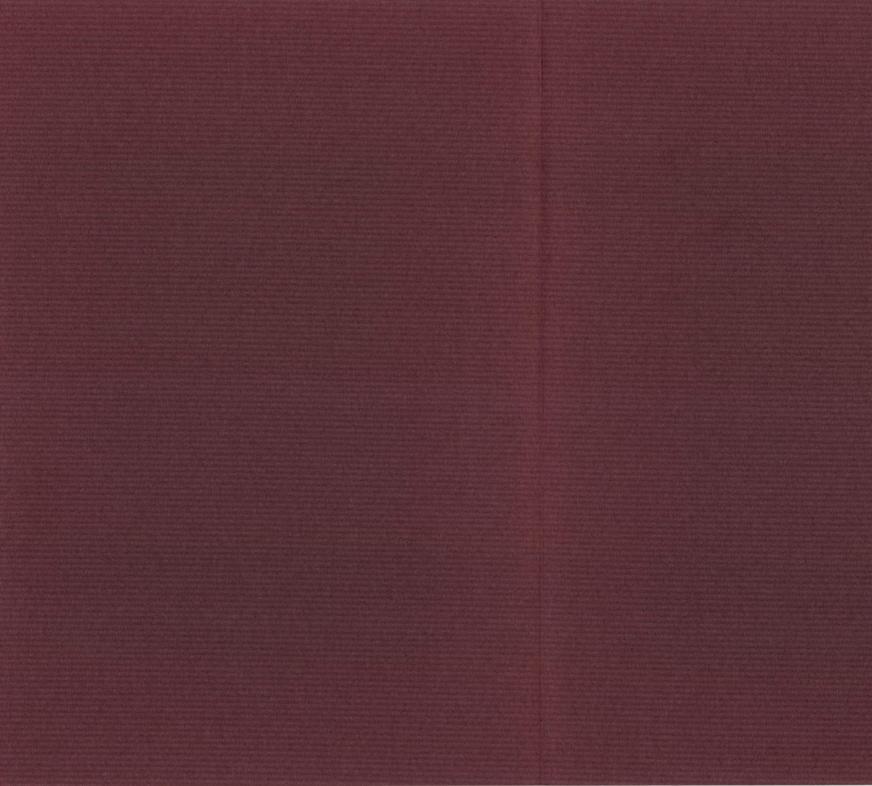
東京都豊島区目白1-5-1 〒171 (電話)03-986-0221 〈内線〉569











信州佐久郡五郎兵衛新田村柳沢家文書二

